

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成二

豊後国

来繩郷・小野莊・草地莊・都甲
莊・真玉莊・白野莊・香々地莊

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

はしがき

本巻には、宇佐宮領来繩郷・小野荘と、弥勒寺領草地荘・都甲荘・真玉荘・白野荘・香々地荘の五荘、計七荘郷の史料、総計七百六十七点を収めた。第一巻所載の田原別符・田染荘と併せて、旧西国東郡全部を収載したことになる。来繩郷は宇佐宮の根本所領「十郷三箇荘」のうちの一郷で、宇佐郡に直接し、宇佐八幡の境内郷に準ずる所領として、六郷満山の本山寺院が数多く存在する。こうした関係上、正御供米を貢納する完全均等名荘園である小野荘という、特異な荘中荘が形成された。

草地荘以下五荘は弥勒寺領で、この地域に同寺領が集中することは興味深い。その理由はまだ明確にされていない。弥勒寺領は、同寺講師および喜多院検校職を石清水八幡宮寺祠官紀(田中)氏が兼帯相承したため、本家職を紀氏が帯し、弥勒寺には留守所を置き、目代を派して支配させるといふ、国衙機構類似の特異な支配機構の成立するところが注目されている。

都甲荘には六郷山の惣山である屋山長安寺があり、香々地荘には、六郷山の開発過程を示す最古の史料「余瀬文書」がある。「長安寺文書」の安貞二年(二二二八)の「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」(来繩郷一一号)は、『太宰管内志』によって断片的にしか見得なかったが、本巻にはじめて完本として収録された。その他、弘安七年(二二八四)の「六郷異国降伏祈禱巻数目録写」(同一六号)も、同様の新史料である。

以上の意味から、本巻が宇佐宮・弥勒寺領荘園の研究と、それを通して中世社会の解明に資するだけでなく、近時とくに注目を浴びつつある六郷山文化の研究にも寄与することが期待される。

最後に、種々示教を頂いた竹内理三先生、写真掲載に協力いただいた宇佐八幡宮々司到津公齊氏、県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、及び同館海老沢衷氏、資料調査に協力願った現地の方々等に対し、衷心から感謝の意を表したい。なお意想外の紙巾増大によって、種々配意を煩わした大学当局に深謝申し上げる。

昭和六十年六月十五日

凡 例

- 一 本巻は、『豊後国莊園公領史料集成』の第二巻として、国東郡来繩郷史料二五八点・小野莊八二点（付録二）・草地莊一三点（付録一）・都甲莊一六七点（付録四）・真玉莊四五点（付録二）・臼野莊一七点（付録一）・香々地莊一七四点（付録一）総計七六七点を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。『大分県史料』所載の文書は、可能な限り原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。
- 一 史料蒐集は、当該莊公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用した。
- 一 一国全体に関する長文史料は、初出の關係莊郷に当該郡全体を抽出し、以下の莊郷には關係部分のみを抄出した。全文は全巻末の「豊後総国史料」（仮称）に収載する予定。
- 一 一国平均役等で、特定莊郷に関するものは当該莊郷に掲げ、なお莊郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。
- 一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を註記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者を記入した。
- 一 各莊ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名（及び現地読み）を付した。

目次

來繩郷史料

はしがき
凡例

一	豊後國風土記	一
二	倭名類聚鈔	一
三	大宰府解狀	二
四	仁安三年六郷二十八山本寺目錄	三
五	八幡宇佐宮符	四
六	女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案 (奈多八幡縁記私記)	五
七	八幡宇佐宮御神領大鏡	八
八	豊後國圖田帳案	一〇
九	前大僧正慈鎮所領等讓狀案	一一
一〇	來繩郷司御炊殿雜仕差符	一二
一一	六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫	一三
一二	字佐宮神領次第案	一四
一三	字佐少宮司宗光書狀	一五
一四	大友頼泰施行狀寫	一六
一	長元 三年三月廿三日	
二	仁安 三年	
三	安元 二年丙申 二月	
四	安元 二年丙申 二月	
五	安元 二年丙申 二月	
六	元暦 二年三月	
七		
八	(建久八年カ)	
九	建暦 三年二月	
一〇	建保 六年二月廿二日	
一一	安貞 二年五月	
一二		
一三	「弘安二年」十二月五日	
一四		

目次

五

目次

五	弘安	七年三月廿五日	某施行狀寫……………	(長安寺文書)	三
六	弘安	七年九月 日	六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫……………	(同 上)	三
七	弘安	七年九月廿四日	六郷山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫……………	(同 上)	三
八	弘安	八年九月晦日	豐後國大田文案……………	(平林本)	三
九	弘安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案……………	(内閣文庫本)	三
一〇	永仁	二年九月廿四日	藤原忠能請文……………	(永弘文書)	三
一一	永仁	七年五月十五日	大官司字佐公氏下知狀寫……………	(到津文書)	三
一二	嘉元	二年九月 日	六郷屋山例講谷役配分注文……………	(長安寺文書)	三
一三	正和	二年九月十日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀寫……………	(宮成文書)	三
一四	正和	二年十月三日	權擬神主宇佐定基寄進狀案……………	(永弘文書)	三
一五	正和	二年十月十二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案……………	(同 上)	三
一六	正和	三年後三月 日	鎮西 <small>北條</small> 御教書……………	(同 上)	三
一七	(正和三年)	四月七日	大官司字佐某書狀案……………	(到津文書)	三
一八	正和	三年十一月十六日	鎮西 <small>北條</small> 御教書……………	(永弘文書)	三
一九	正和	四年三月廿八日	宇佐宮神官所司等申狀案……………	(到津文書)	三
二〇	正和	四年四月二日	鎮西 <small>北條</small> 御教書寫……………	(益永文書)	三
二一	正和	四年四月二日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案……………	(到津文書)	三
二二	正和	四年四月六日	豐前守護代和泉景長施行狀寫……………	(益永文書)	三
二三	(正和四年)	四月七日	大官司字佐某書狀案……………	(到津文書)	三
二四	正和	三年六月 日	沙彌妙覺 <small>定基</small> 所領配分狀……………	(永弘文書)	三
二五	正和	五年閏十月 日	大官司字佐 <small>院政心</small> 下知狀……………	(到津文書)	三
二六	正和	元年七月廿日	鎮西 <small>北條</small> 御教書……………	(永弘文書)	三
二七	正和	元年十二月十六日	沙彌宗安田地遊狀案……………	(同 上)	三

六	文	保	元年十二月十六日	沙彌宗安避渡本證文目錄案	(同)	上	三
元				宇佐宮年中行事等案	(到津文書)		四
四〇				宇佐宮年中行事等案	(永弘文書)		五
四一	元	亨	三年九月三日	郷司代・沙汰人連署料足請取狀	(同)	上	六
四二			三年三月八日	秦吉元賣券	(同)	上	七
四三	正	中	二ねん三月七日	池田尼西阿護狀	(松成文書)		八
四四				擬神主宇佐定基讓狀	(永弘文書)		九
四五	元	弘	三年九月十三日	宇佐宮神官等連署起請文	(到津文書)		一〇
四六	元	弘	三年九月	御裝束所惣檢校大神 <small>田小山</small> 貞世申狀案	(小山田文書)		一一
四七	元	弘	三年九月	御裝束所惣檢校大神 <small>田小山</small> 貞世申狀案	(永弘文書)		一二
四八	元	弘	三年十一月	御裝束所惣檢校兼修理所別當大神 <small>田小山</small> 宇貞申狀	(小山田文書)		一三
四九	建	武	二年十月	御裝束所檢校大神 <small>田小山</small> 宇貞解狀	(同)	上	一四
五〇	建	武	四年 <small>丁丑</small> 六月一日	六郷山本中末寺次第并四至等注文集	(永弘文書)		一五
五一				豊後國志			一六
五二	建	武	四年七月	御裝束所檢校兼修理所別當大神 <small>田小山</small> 宇貞申狀案	(小山田文書)		一七
五三	曆	應	三年二月	神官大神 <small>田小山</small> 宇貞申狀	(同)	上	一八
五四	曆	應	三年五月八日	仁木義長書下	(同)	上	一九
五五	曆	應	四年九月廿一日	足利直義下知狀案	(川瀬文書)		二〇
五六				來繩郷司職福成・吉久名相傳次第	(松成文書)		二一
五七				來繩郷内小野名内檢帳	(永弘文書)		二二
五八				一色範氏施行狀寫	(碩田叢史田原文書)		二三
五九	曆	應	四年十月十九日	僧良豪田地賣券	(松成文書)		二四
六〇							二五

目次

六	貞和	二ねん三月十日	沙彌正永契約狀	(松成文書)	一
五	貞和	四年十月日	比丘尼景椿申狀	(余瀨文書)	二
四	貞和	四年十二月廿九日	宇佐永保範得分物注進狀	(到津文書)	三
三	貞和	五年七月十八日	けんあみ文書借券案	(永弘文書)	四
二	觀應	元年十月廿六日	藤原貞廣讓狀案	(大友家文書錄)	五
一	觀應	元年十一月日	某申狀	(永弘文書)	六
〇	正平	七年正月二日	都甲 ^大 惟元軍忠狀	(都甲文書)	七
〇	正平	年九月廿八日	宇佐宮神官等會議狀	(永弘文書)	八
〇	正平	廿二年八月一日	沙彌妙圓 ^{田香志} 讓狀	(同 上)	九
〇	正平	廿三年十月日	宇佐氏女解狀	(益永文書)	一〇
〇	正平	廿三年十月日	宇佐氏女解狀案	(同 上)	一一
〇	正平	廿五年二月廿七日	小山田社免石丸名坪付注進狀	(小山田文書)	一二
〇	正平	九月十四日	吉弘一曇 ^{輔氏} 書狀	(永弘文書)	一三
〇	正平	十月一日	吉弘一曇 ^{輔氏} 書狀	(同 上)	一四
〇	正平	四年十一月十五日	吉弘一曇 ^{輔氏} 奉書	(同 上)	一五
〇	正平	卯月五日	大友氏繼感狀案	(都甲文書)	一六
〇	正平	五年二月十三日	田原氏能知行宛行狀	(松成文書)	一七
〇	正平	五年卯月十一日	來繩鄉内小山田免田彌石丸名坪付注進狀	(小山田文書)	一八
〇	正平	元年十二月廿四日	足利義滿袖判下文	(入江文書)	一九
〇	正平	八月四日	後圓融天皇繪旨案	(圓福寺文書)	二〇
〇	正平	三年丙寅十一月八日	泉福寺本山末山由緒略	(末山由緒略)	二一
〇	正平	二年口月十三日	郷政田地賣券	(松成文書)	二二
〇	正平	二年口月十三日	青宇田畫像石刻銘	(大分県金石年表)	二三

目次

二〇	應	永	廿四年九月廿七日	到津公弘書狀……………	(永弘文書)	………	三三
二〇	應	永	廿九年九月廿二日	高田圓福寺祠堂錢請取狀……………	(同)	………	三三
二〇	應	永	廿九年六月二日	大宮司家專使吉用明兼奉書……………	(同)	………	三三
二〇	應	永	廿九年九月廿二日	大内氏奉行人連署奉書……………	(湯屋文書)	………	三三
二一	應	永	卅年卯月 日	宇佐宮行幸會等諸役支配注文……………	(矢野文書)	………	三三
二二	應	永	卅年二月廿日	正能打渡狀……………	(北和介文書)	………	三六
二三	應	永	卅年二月十九日	志賀親賀・佐保永智連署奉書案……………	(松成文書)	………	三六
二四	應	永	卅年二月廿七日	永弘光世書狀……………	(永弘文書)	………	三七
二五	應	永	卅四年十二月十三日	永弘光世田地去狀……………	(同)	………	三六
二六	正	長	元年八月十一日	永弘光世番長職等讓狀……………	(同)	………	三六
二七	正	長	元年八月十一日	某裁許狀……………	(同)	………	三三
二八	正	長	元年八月十一日	田染榮重起請文……………	(同)	………	三三
二九	永	享	五年十一月十三日	某安堵狀案……………	(同)	………	三三
三〇	永	享	十一月十五日	大友親綱安堵狀……………	(同)	………	三三
三一	永	享	七月 六月一日	大宮司 <small>公心院</small> 世家專使助增奉書……………	(同)	………	三三
三二	永	享	七年十月廿日	田原親勝知行宛行狀……………	(松成文書)	………	三三
三三	永	享	七年十月廿日	田原親勝知行宛行狀……………	(同)	………	三三
三四	永	享	七年十二月六日	昌光・氏實連署奉書……………	(同)	………	三三
三五	永	享	八年三月十五日	田染榮重書狀……………	(永弘文書)	………	三三
三六	文	安	元 十二月十一日	永弘榮佐契約狀……………	(同)	………	三三
三七				某書狀……………	(同)	………	三三
三八	寶	德	三年 <small>かのとの</small> 二月廿四日	來繩郷内小野名文書質券……………	(同)	………	三三
三九			三月十日	小田原秀繼書狀……………	(同)	………	三三

一〇〇	二 月廿四日	小田原秀繼書狀	………	(同)	上	………	一〇
一〇一	九 月十日	並宗奉書	………	(同)	上	………	一〇
一〇二	〇 月十九日	俣見親氏等連署段錢請取狀	………	(同)	上	………	一〇
一〇三	卯 月廿五日	某等連署書狀案	………	(益永文書)	………	………	一〇
一〇四	十一月十五日	朽網備後守・重吉親成連署書狀	………	(永弘文書)	………	………	一〇
一〇五	八 月廿三日	田原親氏書狀	………	(松成文書)	………	………	一〇
一〇六	四 月廿二日	白鳥神社棟札銘	………	(大分與金石年表)	………	………	一〇
一〇七	四 月十五日	木付賴世書狀案	………	(永弘文書)	………	………	一〇
一〇八	二 月廿七日	木付賴世打渡狀	………	(同)	上	………	一〇
一〇九	拾 月十貳日	田染莊・來繩鄉內神領本地注文	………	(同)	上	………	一〇
一一〇	十 月四日	奥畑政所辨分塚注進狀	………	(安東文書)	………	………	一〇
一一一	十 月十五日	豐饒直弘・重吉秀直連署書狀	………	(永弘文書)	………	………	一〇
一一二	十 月廿八日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書	………	(同)	上	………	一〇
一一三	十 月廿八日	石合氏傳・豐饒直弘連署奉書	………	(同)	上	………	一〇
一一四	十 月十八日	田染榮忠處分狀案	………	(同)	上	………	一〇
一一五	十 月十八日	小田原秀能契約狀	………	(同)	上	………	一〇
一一六	十 月十一日	小田原秀能書狀	………	(同)	上	………	一〇
一一七	十 月十五日	美乃契約狀案	………	(同)	上	………	一〇
一一八	十 月十九日	古庄秀次・長福寺載壽連署書狀	………	(同)	上	………	一〇
一一九	十 月十七日	大内政弘番長職等補任狀案	………	(同)	上	………	一〇
一二〇		某書狀	………	(同)	上	………	一〇
一二一		永弘氏知行所領出緒	………	(同)	上	………	一〇
一二二		番長大夫代永弘氏輔書狀案	………	(同)	上	………	一〇

目次

一五	「文明」(十五年カ)	十一月十一日	杉武道書狀	(同)	上	一五
一五	「文明」	十一月十七日	忠安書狀	(同)	上	一五
一五	「文明」	十一月廿八日	杉武道書狀	(同)	上	一五
一五	文明	十六年甲辰	二月廿五日	万徳坊領田島坪付惣帳	(到津文書)	一五
一五	文明	十七年乙巳	七月	日	大宮司宇佐成公永讓狀寫	(宮成文書)	一五
一五	文明	拾九年丁未	三月廿六日	田染榮忠神領公驗證文等目錄	(永弘文書)	一五
一五	文明	拾九年	十月廿五日	田染榮忠書狀	(同)	上	一五
一六			九月十四日	田染榮忠書狀	(同)	上	一六
一六				番長免田所々注文	(同)	上	一六
一三	明應	四年卯乙	四月二日	番長永弘重幸行幸會御供所入目目錄案	(同)	上	一三
一三		(明應七)	十一月廿四日	永弘氏輔書狀	(同)	上	一三
一四		十一月廿四日	永弘重行書狀案	(同)	上	一四
一五		二月十七日	永弘重行書狀案	(同)	上	一五
一六		十月卅日	繁綱・清世連署書狀	(松成文書)	一六
一六	文龜	元年	七月廿六日	益永領喜天寺四方指案	(永弘文書)	一六
一六	永正	貳		白鳥神社棟札銘	(大分具金石年表)	一六
一六	「永正」	三年丙丁	五月廿一日	大神親照書狀	(松成文書)	一六
一七	永正	十一年甲戌		玉水山徳勝寺由緒	(泉福寺本山末山由緒略)	一七
一七	「永正」	十三年	卯月廿六日	惣檢校益永道高等連署書狀案	(永弘文書)	一七
一七	永正	十三年	五月	宇佐一社衆議狀案	(同)	上	一七
一七	永正	十五年	七月五日	祝宮氏・永弘重幸連署書狀案	(同)	上	一七
一七	永正	十五年	六月廿八日	永弘重行書狀案	(同)	上	一七

一五	大永六	二月十五日	詫磨宗道書狀	(同上)	一五
一六		二月十七日	永弘重行書狀	(同上)	一六
一七		十月十五日	永弘重行書狀案	(同上)	一七
一八	(天文三年カ)	壬正月十三日	大友義鑑書狀	(岐部文書)	一八
一九		三月十七日	田原親董感狀寫	(片山文書)	一九
二〇		四月廿三日	田原親資書狀	(松成文書)	二〇
二一		十月廿五日	田原親資書狀	(同上)	二一
二二		六月十日	隆綱書狀	(賀來文書)	二二
二三	天文五丙	十一月八日	永弘通忠證狀	(永弘文書)	二三
二四	(弘治三年)		某手日記	(同上)	二四
二五	「永祿三庚申」	十二月廿四日	田原親賢知行預ケ狀	(松成文書)	二五
二六	「永祿拾季丁卯」	二月廿八日	田原親賢書狀	(同上)	二六
二七	(永祿十一年)		某手日記	(到津文書)	二七
二八		八月十日	大友宗麟 <small>鎮義</small> 安堵狀	(圓福寺文書)	二八
二九	(永祿十二年カ)	三月十七日	安東鎮景書狀	(安東文書)	二九
三〇	(天正三年頃)	九月九日	田原紹忍 <small>親賢</small> 書狀	(長谷雄文書)	三〇
三一	「天正六年戊寅」	三月十六日	田染鎮富讓狀	(永弘文書)	三一
三二	(天正七年カ)	二月三日	大友義統書狀	(吉弘鎮整文書)	三二
三三	(天正三、七、七年頃)	二月廿三日	大友義統書狀	(入江文書)	三三
三四		十二月廿三日	田原親貫感狀	(草野文書)	三四
三五	(天正八年)	二月十六日	大友義統書狀	(長野末夫文書)	三五
三六	(天正八年)	二月廿一日	大友義統書狀	(佐田文書)	三六
三七			豊後國志		三七

二六	(天正八年)	二月廿二日	大友圓齋 <small>鎮</small> 書狀……………	(佐田文書)	二六
二九	(天正八年)	三月二日	田原親貫知行宛行狀……………	(後藤敏宏文書)	二九
三〇	(天正八年)	三月五日	大友義統書狀……………	(鹿子木文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月五日	大友義統感狀……………	(大友家文書錄)	三〇
三〇	(天正八年)	三月十五日	志賀道輝 <small>守親</small> 書狀……………	(鹿子木文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月十六日	大友圓齋 <small>鎮</small> 書狀……………	(田原達三郎文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月十七日	田原親家感狀……………	(安東文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月十七日	大友義統書狀……………	(大友家文書錄)	三〇
三〇	(天正八年)	三月廿三日	田原親家書狀……………	(河野正二文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月廿三日	田原親家書狀……………	(安東文書)	三〇
三〇	(天正八年)	三月廿三日	田原親家書狀……………	(內田文書)	三〇
三〇	(天正八年)	閏三月十一日	大友圓齋 <small>鎮</small> ・同義統連署知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	三〇
三〇	(天正八年)	閏三月十三日	大友義統書狀……………	(田原達三郎文書)	三〇
三一	(天正八年)	閏三月十四日	田原親家感狀……………	(安東文書)	三一
三一	(天正八年)	壬三月十四日	田原紹忍 <small>親賢</small> 感狀……………	(同上)	三一
三一	(天正八年)	卯月十日	大友義統感狀……………	(長野末夫文書)	三一
三一	(天正八年)	卯月十日	大友よし統感狀……………	(小野尾文書)	三一
三一	(天正八年)	卯月十日	大友よし統感狀……………	(兒玉文書)	三一
三一	(天正八年)	五月四日	大友よし統書狀……………	(安東文書)	三一
二七	(天正八年)	五月十四日	田原親家感狀……………	(同上)	二七
二八	(天正八年)	五月十四日	大友義統感狀……………	(大友家文書錄)	二八
二九	(天正八年)	五月廿六日	田原親家恩賞宛行狀……………	(津崎文書)	二九
三〇	(天正八年)	六月一日	大友義統書狀……………	(佐田文書)	三〇

三二	(天正八年)	六月十三日	大友義統感狀	(大友家文書錄)	三二〇
三三	(天正八年)	六月廿四日	大友義統感狀	(河野正二文書)	三〇三
三三	(天正八年 ^ㄉ)		田原親貫書狀	(大友家文書錄)	三〇三
三四	(天正八年)	七月一日	田原親家感狀	(安東文書)	三〇三
三五	(天正八年)	八月廿二日	大友義統感狀	(大津留運文書)	三〇三
三六	天正	八月廿三日	田原親貫恩賞宛行狀	(大友家文書錄)	三〇四
三七	天正	八月廿三日	田原親貫恩賞宛行狀	(同上)	三〇四
三八	(天正八年)	九月三日	大友圓齋 ^{鎮義} 書狀	(惠良文書)	三〇五
三九	天正	八月	田原親家感狀	(安東文書)	三〇五
四〇	(天正八年)	九月十八日	大友義統感狀	(大友家文書錄)	三〇六
四一	(天正八年)	九月廿二日	大友義統書狀	(宇野文書)	三〇六
四二	(天正八年)	九月廿二日	大友義統感狀	(同上)	三〇七
四三	(天正八年)	□月廿二日	大友義統感狀	(大友家文書錄)	三〇七
四四	(天正八年)	十月八日	大友圓齋 ^{鎮義} 書狀	(佐田文書)	三〇八
四五	(天正八年)	十月十一日	大友圓齋 ^{鎮義} 書狀	(同上)	三〇八
四六	(天正八年)	十月十一日	大友義統書狀	(同上)	三〇九
四七	(天正八年 ^ㄉ)		大友圓齋 ^{鎮義} 感狀	(大友家文書錄)	三〇九
四八	(天正八年 ^ㄉ)	十月十二日	大友義統感狀 ^寫	(兒玉韞採集文書)	三〇〇
四九	(天正八年)	十月十四日	大友義統書狀	(鹿子木文書)	三〇〇
五〇	(天正八年)	十月十四日	大友義統感狀	(大友家文書錄)	三〇一
五一	(天正八年)	十月十四日	大友氏年老連署奉書	(同上)	三〇一
五二		□日	大友義統感狀	(同上)	三〇三
五三	(天正八年)	十月廿一日	田原親家感狀	(安東文書)	三〇三

二四〇	(天正八年)	十一月廿六日	大友義統諸點役免許狀	(大友家文書錄)	三三三
二四〇		十二月廿三日	田原親家書狀	(安東文書)	三三三
二四一		二月五日	田原紹忍親給地坪付	(松成文書)	三三三
二四七		十二月廿八日	田原紹忍親書狀	(安東文書)	三三四
二四八	天正十年 ^{壬午}	二月吉日	來繩郷内小野名坪付	(永弘文書)	三三四
二四九	(天正十二年 ^カ)	六月廿四日	田原親家書狀	(森文書)	三三六
二五〇	(天正十二年 ^カ)	六月廿四日	田原親家書狀	(郷司文書)	三三七
二五一	「天正拾四年 ^{丙戌} 」	八月七日	田原親盛安堵狀	(松成文書)	三三七
二五二	天正十五年 ^{いのとし}	二月 日	永安帶刀助書狀	(朝見八幡宮文書)	三三八
二五三		七月七日	波多乙法師丸書狀	(同上)	三三八
二五四	(天正十六 ^カ 十九年)		天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	三三九
二五五	天正十七年	正月五日	吉弘統幸知行預ケ狀	(大友家文書錄)	三三九
二五六	(天正十八年頃)	卯月十五日	大友よし統安堵狀	(利光文書)	三四〇
二五七			八幡字佐官放生會之記	(北和介文書)	三四〇
二五八			豊後國志		三四六

小野莊史料

一			豊後國風土記		三三九
二			倭名類聚鈔		三三九
三	元弘	三年九月十三日	字佐宮神官等連署起請文	(到津文書)	三三九
四	建武	二年九月 日	小野莊吉成名駈士安弘申狀案	(同上)	三三一
五	「正平十一」	八月十七日	大官司 ^{公威} 家永劫奉書案	(永弘文書)	三三三
六	(正平十一年 ^カ)	九月十九日	宮成公居代永劫書狀	(同上)	三三三

七	貞和	五年三月廿二日	權擬大宮司宇佐弘保範三職讓狀	同	上	三
八	觀應	二年十二月十二日	前權擬大宮司宇佐弘保範番長職讓狀	同	上	四
九	正平	十三年正月十三日	大宮司 <small>宮威</small> 家永劫奉書案	同	上	四
一〇			某書狀案	同	上	五
一一	正平	十八年正月十八日	番長永弘重輔注進狀案	同	上	五
一二	明德	二年正月廿九日	岩部宗宜遷宮供米等送狀案	同	上	六
一三	應永	十四年九月八日	大宮司家明忠・重芳連署奉書案	同	上	六
一四	應永	十七年正月十一日	永弘重輔番長職等讓狀	同	上	七
一五	應永	十七年十月十九日	擬大宮司永弘重輔社司職等讓狀	同	上	七
一六	應永	十七年十月十九日	擬大宮司永弘重輔番長職等讓狀	同	上	七
一七	應永	十八年五月 日	永弘宮德丸解狀案	同	上	八
一八	應永	廿年八月八日	源正義證狀案	同	上	九
一九			宇佐宮御供米錢注文	同	上	〇
二〇			番長永弘重輔紛失狀土代	同	上	三
二一	應永	廿七年八月三日	番長永弘重輔等紛失狀	同	上	三
二二			永弘光世申狀土代	同	上	四
二三	正長	元年八月十一日	擬大宮司永弘光世番長職等讓狀	同	上	四
二四	「文安六」	七月四日	諸弘・宮増連署書狀	同	上	九
二五	「寶徳元」	九月廿九日	明本書狀	同	上	九
二六			某書狀	同	上	〇
二七		七月	某書狀案	同	上	〇
二八		〔九月〕	祝宮増書狀	同	上	一
二九	享徳	□年八月廿二日	御炊殿御菜免番長當知行地坪付注文	同	上	三

三〇	長祿 貳年五月廿二日	宇佐宮年中御供米御菜免注文	(到津文書)	三三
三一	長祿 貳年五月廿二日	惣檢校益永直輔注進狀案	(永弘文書)	三四
三二	ふんめい八ねん正月廿八日	是松・まつたけ・光兼等連署書狀	(同上)	三五
三三	「文明八」十月十九日	宇佐宮惣神人等連署申狀	(到津文書)	三六
三四	八月廿二日	永弘氏輔愁狀案	(同上)	三六
三五		永弘氏輔(カ)書狀案	(永弘文書)	三六
三六		某書狀案	(同上)	三六
三七	六月九日	杉武道書狀	(同上)	三六
三八	文明十五癸卯十一月十二日	杉武道書狀案	(同上)	三六
三九	「文明十五」十二月五日	勝應御借米錢送狀	(同上)	三七
四〇	文明十五年十二月廿六日	永弘氏輔行幸會供米借渡覺	(同上)	三七
四一	文明十六年十月 日	宇佐宮正御供田河成不足分等注文	(同上)	三七
四二	(延徳二年カ)	番長大夫永弘重幸目安案	(同上)	三七
四三		永弘氏輔目安案	(同上)	三七
四四	〔〕月十二日	杉武道書狀	(同上)	三七
四五	九月十日	杉武道書狀案	(同上)	三七
四六	「延徳二」壬八月廿一日	道傾書狀案	(同上)	三七
四七	(明應三年)九月二日	永弘氏輔書狀	(同上)	三七
四八	十一月廿二日	師秀書狀案	(同上)	三七
四九		某書狀案	(同上)	三七
五〇		豊前・豊後兩國内番長免田注文	(同上)	三七
五一	六月十八日	大宮司家專使幡手房重書狀	(同上)	三七
五二		宇佐下官次第注進狀土代	(同上)	三七

壹	應之	十年三月四日	小野莊吉成名等十二名連署請文	(同)	上	二七
貳	應之	十二月十八日	迫田昌世・宗源連署書狀	(同)	上	二七
參		卯月九日	永弘重幸・幡手房重連署書狀案	(同)	上	二七
肆	龜	九月十五日	永弘重幸書狀案	(同)	上	二七
伍	龜	三月	神領内永弘重幸渡坪付	(同)	上	二七
陸	龜	十月十日	某書狀	(同)	上	二七
柒		五月廿八日	永弘氏輔書狀	(同)	上	二八
捌		卯月十九日	池永重久書狀	(同)	上	二八
玖		正月十日	益永道永等連署衆議狀案	(同)	上	二八
拾		七月十七日	宇佐宮正御供田條々	(到津文書)	上	二八
十一		九月	宇佐宮神事用途配分注文案	(益永家職掌證文寫)	上	二八
十二	永	三年七月	宇佐宮神興歸座料足配當帳	(到津文書)	上	二九
十三			重利書狀	(永弘文書)	上	二九
十四			宇佐宮下宮次第條々目錄	(同)	上	二九
十五	永	十二月廿五日	宇佐宮下宮次第條々目錄	(到津文書)	上	二九
十六	正	正月十一日	永弘重行書狀	(永弘文書)	上	二九
十七	陸	二月十七日	永弘重行書狀案	(同)	上	二九
十八		二月十七日	永弘重行書狀案	(同)	上	二九
十九		三月十一日	永弘重行書狀土代	(到津文書)	上	二九
二十	(大永六年頃)	二月七日	波多豐重書狀案	(永弘文書)	上	二九
二十一	永	三月廿四日	永弘重行下作職宛行狀案	(同)	上	二九
二十二	永	六年卯月 日	田原親資書狀案	(同)	上	二九
二十三	文	五月 霜月八日	永弘通忠覺書	(同)	上	二九
二十四	文	五月 霜月八日	永弘通忠覺書	(同)	上	二九
二十五	文	五月 霜月八日	永弘通忠覺書	(同)	上	二九

目次

亥 永 祿 拾年三月七日 宇佐宮堅柱上棟供米番長請分注文案 (同 上) 三〇一
 壬 元 龜 二年^{甲壬} 八月六日 大宮司宮成社恩地坪付注文 (宮成文書) 三〇三
 克 (天正元年頃) 十一月八日 高田若宮八幡宮神官等連署愁狀 (高田若宮八幡宮古文書) 三〇七
 合 (天正七年^乙) 卯月廿八日 大友氏加判衆連署書狀 (同 上) 三〇八
 二 天 正 十年正月五日 奈多鑑基・鎮基父子非道條々寫 (到津文書) 三〇九
 三 天 正 十五年六月三日 宮成公基大宮司職等讓狀 (益永文書) 三一一
 付 錄 大宮司宮成公基所領坪付 (宮成文書) 三一二

一 宇佐八幡大神宮明細書(抄出) (小山田家記錄) 三二六
 二 豐後高田市(除田築地区・草地地区・都甲地区・吳崎地区・水崎地区) 大字・小字一覽表 三三一

草地莊史料

一 豐後國風土記 三三七
 二 倭名類聚鈔 三三七
 三 文 治 二年四月十三日 後白河院廳下文案 (益永家記錄) 三三七
 四 承 久 二年十二月 日 石清水檢校祐清^少讓狀 (石清水文書) 三三〇
 五 彌勒寺喜多院所領注進狀 (同 上) 三三五
 六 弘 安 八年九月晦日 豐後國大田文案 (平林本) 三四〇
 七 弘 安 八年九月晦日 豐後國圖田帳案 (内閣文庫本) 三四一
 八 彌勒寺領諸莊供米注文 (永弘文書) 三四二
 九 建 武 三年六月十八日 沙彌妙佛^{大神}讓狀 (都甲文書) 三四三
 一〇 貞 治 三年二月 日 大友氏時當知行所領所職等注進狀案 (大友文書) 三四四
 二 永 德 三年七月十八日 大友親世當知行所領所職等注進狀案 (同 上) 三四六

三	四月廿八日	久保親千書狀	三〇九
三	(天正十九年) 六月十六日	大友吉統安堵狀	三〇
付	錄		
一	豊後高田市草地地区大字・小字一覽表		三二

都甲莊史料

一	豊後國風土記	三三	
二	倭名類聚鈔	三三	
三	大治五年 <small>口歲次庚戌</small> 二月十五日	長安寺木造太郎天像胎内銘	三五
四	保延七年 <small>辛酉歲次</small> 四月廿八日	長安寺銅板經銅宮銘	三五
五	永曆二年 三月廿七日	彌勒寺留守所下文	三六
六	仁安三年 四月十三日	仁安三年六郷二十八山本寺目錄	三六
七	文治二年 四月十三日	後白河院廳下文案	三六
八	しやうちくわねん十二月六日	大神家實讓狀案	三六
九	建曆二年十二月 日	都甲莊辨濟使八多某宛文案	三六
〇	建曆三年二月 日	前大僧正慈鎮所領等讓狀案	三七
一	建保二年六月 日	都甲莊預所大法師某下文案	三七
二	承久三年三月十五日	都甲莊造字佐假宮料米徵符	三七
三	安貞二年五月 日	六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫	三八
四	嘉禎四年七月廿八日	將軍 <small>藤原</small> 家政所下文	三八
五	寛元元年五月 日	都甲莊地頭大神惟家申狀	三九
六	寛元 <small>乙卯歲次</small> 五月廿六日	北條重時書下	三九
七	建長七年 <small>乙卯歲次</small> 十月六日	屋山寺院主僧應仁讓狀	三九

一六	弘長	二年正月九日	六波羅探題大番役覆勘狀	(都甲文書)	三六
一五	弘長	二年四月十九日	大神惟家所職讓狀	(同上)	三六
一〇	こうちやう三ねん	十一月廿一日	大神惟家所職讓狀	(同上)	三七
二	文永	子年	六郷山年代記	(長安寺文書)	三七
三	ぶん江の五ねん	八月九日	沙彌西迎 <small>大神 惟家</small> 證狀案	(都甲文書)	三六
三	文永	五年八月廿日	六波羅御教書	(同上)	三九
二四			都甲莊地頭職次第注文案	(同上)	三九
二五			都甲莊地頭職次第注文案	(同上)	三〇
二六			都甲莊地頭職次第注文案	(同上)	三一
二七	ぶんゑい	十ねん十月廿三日	尼道忍所領讓狀案	(同上)	三二
二八	文永	十一年十二月七日	鎮西東方奉行所書下寫	(同上)	三三
二九	建治	元年十一月六日	鎮西東方奉行所書下寫	(同上)	三三
三〇	建治	元年十一月廿三日	鎮西東方奉行所書下寫	(同上)	三四
三一	建治	三年六月十五日	鎮西東方奉行所召文	(同上)	三四
三二			某裁許狀案	(同上)	三五
三三	弘安	四年四月十日	大神惟親所領讓狀	(同上)	三五
三四			大友頼泰施行狀寫	(長安寺文書)	三六
三五	弘安	七年三月廿五日	某施行狀寫	(同上)	三七
三六	弘安	七年九月日	六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫	(同上)	三七
三七			異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫	(同上)	三〇
三八			彌勒寺喜喜多院所領注進狀	(石清水文書)	三〇
三九	弘安	八年九月晦日	豐後國大田文案	(平林本)	三三
四〇	弘安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案	(内閣文庫本)	三四

四	弘	安	九年三月 日	沙彌寂妙 <small>惟親</small> 軍忠狀	(都甲文書)	三九五
三	正	應	四年三月八日	沙彌某施行狀	(六郷山文書)	三九五
三	正	應	六年五月十日	沙彌寂妙 <small>惟親</small> 著到狀	(都甲文書)	三九六
四	永	仁	元年九月廿五日	沙彌寂妙 <small>惟親</small> 讓狀案	(同 上)	三九六
三	永	仁	七年六月二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	(同 上)	三九七
三	嘉	元	二年九月 日	六郷屋山例講谷役配分注文	(長安寺文書)	三九八
三	嘉	元	四年二月十一日	六郷山執行三位房圓然怠狀	(都甲文書)	三九九
三	德	治	二年三月 日	都甲莊地頭職相傳系圖并某裁許狀案	(同 上)	三九九
三	正	和	二年六月十六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	(同 上)	四〇〇
三	正	和	二年七月十二日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀案	(永弘文書)	四〇一
三	正	和	三年九月十九日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	(北長藏文書)	四〇二
三	正	和	四年十月廿四日	鎮西 <small>北條</small> 御教書案	(都甲文書)	四〇三
三	元	應	二年八月 日	都甲莊雜掌正圓・正俊等重申狀	(同 上)	四〇三
三	元	亨	四年貳月廿三日	沙彌妙佛 <small>惟遠</small> 讓狀案	(同 上)	四〇四
三	元	亨	四年五月十六日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	(藥丸文書)	四〇六
三	元	亨	四年十月十九日	沙彌妙佛 <small>惟遠</small> 著到狀	(都甲文書)	四〇六
三	嘉	曆	三年六月 日	神官池永重賴紛失狀	(野中文書)	四〇七
三	元	弘	三年十月廿五日	彌勒寺領諸莊供米注文	(永弘文書)	四一〇
三	元	武	元年四月十五日	僧神世 <small>惟世</small> 著到狀	(都甲文書)	四一〇
三	元	武	元年十一月廿八日	官宣旨	(大樂寺文書)	四一一
三	元	武	元年十一月廿八日	大友貞載施行狀案	(碩田叢史竹田津文書)	四一二
三	元	武	元年十一月廿八日	大友貞載施行狀	(草野文書)	四一三
三	元	武	元年十一月卅日	豐後國國宣	(同 上)	四一三

四	武	二年三月廿六日	竹田津道景請文案	(碩田叢史竹田津文書)	四四
三	武	貳年三月廿六日	竹田津道景請文案	(同)	四四
二	武	三年丙子三月六日	沙彌妙佛 <small>大神</small> 手繼證文讓狀案	(都甲文書)	四五
一	武	三年三月十日	大神 <small>甲部</small> 惟世著到狀	(同)	四六
六	武	三年三月十二日	大神 <small>甲部</small> 惟元著到狀	(同)	四七
五	武	三年三月十四日	大神 <small>甲部</small> 惟世著到狀	(同)	四七
四	武	三年三月十四日	足利直義軍勢催促狀	(同)	四七
三	武	三年三月十六日	足利尊氏軍勢催促狀	(同)	四七
二	武	三年三月廿七日	大神 <small>甲部</small> 惟世著到狀	(同)	四八
一	武	三年卯月廿五日	大神 <small>甲部</small> 惟元著到狀	(同)	四九
五	武	三年六月十八日	沙彌妙佛 <small>大神</small> 讓狀	(同)	四九
四	武	三年七月十六日	大神 <small>甲部</small> 惟世著到狀	(同)	四〇
三	武	三年七月十六日	大神 <small>甲部</small> 惟元著到狀	(同)	四〇
二	武	三年十一月一日	大神 <small>甲部</small> 惟世軍忠狀	(同)	四一
一	武	四年二月十三日	一色頼行軍勢催促狀	(同)	四一
六	武	四年丁丑六月一日	六郷山本中末寺次第并四至等注文案	(永弘文書)	四三
五	武	四年七月二日	一色範氏軍勢催促狀	(都甲文書)	四三
四	武	四年十一月廿六日	大神 <small>甲部</small> 惟世軍忠狀	(同)	四四
三	武	五年戊子四月八日	七郎迫自然石刻銘	(大分眞金石年表)	四五
二	武	五年九月十五日	大神 <small>甲部</small> 惟世著到狀	(都甲文書)	四五
一	應	元年九月十八日	都甲莊地頭職次第注文	(同)	四六
六	應	二年己巳五月仲旬	六郷山別當光澄下文	(長安寺文書)	四七
五	應	二年己巳五月仲旬	七郎迫石殿銘	(大分眞金石年表)	四八

106	貞	永	元年八月三日	沙彌正玄 <small>志實忠能</small> 讓狀	(志賀文書)	106
107	貞	和	四年卯月廿五日	大友氏時施行狀	(都甲文書)	107
108	貞	和	五年 <small>己未</small> 十二月廿九日	大神 <small>甲部</small> 惟世次第證文手繼等讓狀案	(同)	108
109	貞	和	六年七月五日	足利直冬軍勢催促狀	(同)	109
110	貞	和	六年十一月三日	都甲 <small>神大</small> 惟孝著到狀	(同)	110
111	貞	和	七年三月日	都甲 <small>神大</small> 惟孝著到狀	(同)	111
112	觀	應	二年六月十日	足利直冬感狀	(同)	112
113	觀	應	九月廿四日	大友氏時感狀	(同)	113
114	觀	應	九月廿四日	大友氏時感狀	(同)	114
115	觀	應	二年九月日	都甲 <small>神大</small> 惟孝讓狀案	(同)	115
116	觀	應	二年十二月一日	都甲莊地頭職讓狀目錄并相傳系圖	(同)	116
117	正	平	六年十二月廿六日	都甲 <small>神大</small> 惟元軍忠狀	(同)	117
118	正	平	七年正月二日	都甲 <small>神大</small> 惟元軍忠狀	(同)	118
119	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	119
120	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	120
121	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	121
122	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	122
123	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	123
124	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	124
125	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	125
126	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	126
127	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	127
128	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	128
129	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	129
130	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	130
131	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	131
132	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	132
133	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	133
134	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	134
135	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	135
136	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	136
137	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	137
138	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	138
139	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	139
140	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	140
141	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	141
142	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	142
143	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	143
144	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	144
145	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	145
146	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	146
147	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	147
148	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	148
149	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	149
150	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	150
151	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	151
152	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	152
153	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	153
154	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	154
155	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	155
156	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	156
157	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	157
158	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	158
159	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	159
160	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	160
161	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	161
162	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	162
163	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	163
164	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	164
165	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	165
166	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	166
167	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	167
168	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	168
169	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	169
170	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	170
171	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	171
172	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	172
173	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	173
174	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	174
175	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	175
176	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	176
177	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	177
178	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	178
179	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	179
180	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	180
181	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	181
182	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	182
183	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	183
184	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	184
185	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	185
186	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	186
187	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	187
188	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	188
189	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	189
190	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	190
191	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	191
192	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	192
193	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	193
194	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	194
195	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	195
196	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	196
197	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	197
198	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	198
199	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	199
200	正	平	三月十八日	直尚書狀	(同)	200

二〇	(應安四年)正月十一日	九州探題今川貞世軍勢催促狀……………	(都甲文書)	四三九
二一	應安四年六月十八日	九州探題今川貞世感狀……………	(同 上)	四四〇
二二	應安四年六月十八日	大友氏繼感狀案……………	(同 上)	四四〇
二三	應安四年九月廿六日	足利將軍 <small>義滿</small> 家御感御教書……………	(同 上)	四四一
二四	應安四年十一月廿一日	大友親世施行狀案……………	(同 上)	四四一
二五	應安六年二月十四日	後圓融天皇口宣案……………	(同 上)	四四一
二六	應安七年	豐前城井合戰田原氏能手者手負注文案(入江文書)……………	(同 上)	四四二
二七	文中三年	庵ノ追板碑銘……………	(大分県金石年表)	四四三
二八	永和元年九月十八日	九州探題今川貞世感狀……………	(都甲文書)	四四三
二九	永和二年三月五日	九州探題今川貞世感狀……………	(同 上)	四四三
三〇	永和二年三月廿一日	足利將軍 <small>義滿</small> 家御感御教書……………	(同 上)	四四四
三一	永和二年六月九日	大友親世感狀……………	(同 上)	四四四
三二	永和二年七月十日	九州探題今川貞世感狀……………	(同 上)	四四四
三三	永和三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	四四五
三四	永和三年十二月廿九日	九州探題今川貞世官途舉狀……………	(都甲文書)	四四五
三五	至德元年十月十日	吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書案……………	(永弘文書)	四四六
三六	應永貳 <small>(年十一)</small> 月 <small>(七)</small> 五日	吉弘 <small>了曇</small> ・宇野 <small>宗經</small> 連署奉書……………	(同 上)	四四六
三七	應永參年卯月廿五日	吉弘 <small>了曇</small> ・宇野 <small>宗經</small> 連署奉書案……………	(同 上)	四四七
三八	應永十九年巳十一月十五日	六郷滿山離山衆徒等申狀……………	(六郷山文書)	四四八
三九	應永廿一年十一月四日	梅遊寺板碑銘……………	(大分県金石年表)	四四九
四〇	應永廿六年九月廿八日	天念寺大般若經奥書……………	(大分県文化財調査報告書)	四四九
四一	應永廿六年	天念寺大般若經奥書……………	(同 上)	四四九
四二	應永廿九年 <small>寅壬</small> 卯月二日	天念寺大般若經奥書……………	(同 上)	四五〇

一三	應 永 廿九年 <small>（歲次）</small> 十月 日	天念寺大般若經與書	（同 上）	四三
一四		泉福本山末山由緒略	（末山由緒略）	四四
一五	永 享 貳年十二月九日	大友持直安堵狀案	（富來文書）	四五
一六	永 享 十一 <small>（本）</small> 二月晦日	都甲莊内都甲丹後守跡等田畠注文案	（都甲文書）	四六
一七	永 祿 三年十一月七日	都甲 <small>（神）</small> 大惟明等連署間別錢請取狀	（永弘文書）	四七
一八	長 祿 三 <small>（卯）</small> 十二月 日	松行板碑銘	（大分県金石年表）	四八
一九	文 正 元年十月廿五日	山城守某段錢請取狀案	（永弘文書）	四九
二〇	長 享 三年 <small>（酉）</small> 霜月三日	屋山寺拂加禮川田數注文	（長安寺文書）	五〇
二一	（明應五年 <small>（壬）</small> ）二月十九日	田染榮見書狀案	（永弘文書）	五一
二二	（永正十四年）三月十七日	得永長述知行預ヶ狀	（都甲今朝太郎文書）	五二
二三	永 正 十四年三月十八日	栗林述久・八坂公次連署打渡坪付案	（同 上）	五三
二四	「永 正 十五」十月卅日	都甲惟次書狀	（永弘文書）	五四
二五		田染宗榮書狀	（同 上）	五五
二六	（天文三年）壬正月十三日	大友義鑑書狀	（岐部文書）	五六
二七		大友義鑑書狀	（城内文書）	五七
二八	天 文 五年十二月十三日	大友義鑑禁制	（長安寺文書）	五八
二九	（弘 治 三年）	某手日記	（永弘文書）	五九
三〇		大友義鎮官途狀	（大友家文書錄）	六〇
三一	永 祿 七年 <small>（甲）</small> 六月 日	天念寺大般若經與書	（大分県文化財調査報告書）	六一
三二	天 正 四年 <small>（丙）</small> 三月吉日	屋山法華三昧興所再興表白文	（長安寺文書）	六二
三三	（天 正 七年 <small>（壬）</small> ）二月三日	大友義統書狀	（吉弘鎮整文書）	六三
三四	（天 正 七年）二月廿二日	大友義統知行預ヶ狀案	（兄玉齋採集文書）	六四
三五	（天 正 八年）三月十七日	大友義統書狀	（大友家文書錄）	六五

一五九 (天正八年)閏三月十三日 大友義統書狀……………(田原達三郎文書)……………四〇六

一六〇 (天正八年^カ)十月廿六日 大友義統書狀……………(大友家文書錄)……………四〇六

一六一 (天正九・十年頃)卯月三日 大友義統書狀……………(長野末夫文書)……………四〇七

一六二 二月十五日 大友義統書狀……………(碩田叢史都甲文書)……………四〇七

一六三 天正十五年^{丁亥}正月廿日 源弘統幸立願文……………(屋山權現文書)……………四〇八

一六四 天正十五年^{丁亥}正月 日 北御巫清廣初穗受取狀……………(朝見八幡宮文書)……………四〇九

一六五 (天正十六・十九年)正月十九日 吉弘統幸書狀……………(朝見八幡宮文書)……………四〇九

一六六 天正十七年正月五日 吉弘統幸知行預^ケ狀……………(大友家文書錄)……………四〇一

一六七 申七月十二日 吉弘家譜書出……………(朝見八幡宮文書)……………四〇三

一七八 吉弘氏伊勢參宮覺書……………(同)……………四〇三

一七九 豊後國志……………(同)……………四〇三

付録

一 豊後大神氏略系圖……………(都甲文書)……………四〇四

二 壬生氏略系圖……………(同)……………四〇六

三 吉弘氏系圖……………(同)……………四〇六

 (一) 田原氏系圖(抄出)……………(入江文書)……………四〇八

 (二) 大友吉弘氏系圖……………(吉弘鎮安藏本)……………四〇九

四 豊後高田市都甲地区大字・小字一覽表……………四〇四

眞玉莊史料

一 豊後國風土記……………四〇九

二 倭名類聚鈔……………四〇九

三	仁安	三年	仁安三年六鄉二十八山本寺目錄……………	(六鄉山文書)	四六九
四	文治	二年四月十三日	後白河院廳下文案……………	(益永家記錄)	四七〇
五	建曆	三年二月 日	僧大僧正慈鎮所領等讓狀案……………	(華頂要略)	四七一
六	安貞	二年五月 日	六鄉山諸勳行并諸堂役祭等目錄寫……………	(長安寺文書)	四七三
七	建治	元年十一月六日	小田原景泰奉書……………	(都甲文書)	四七五
八			大友賴泰施行狀寫……………	(長安寺文書)	四七六
九	弘安	七年三月廿五日	某施行狀寫……………	(同 上)	四七八
一〇	弘安	七年九月 日	六鄉山異國降伏祈禱卷數目錄寫……………	(同 上)	四九九
一一			異國降伏祈禱卷數并山々勳行次第目錄寫(同 上)		五〇一
一二			彌勒寺喜多院所領注進狀……………	(石清水文書)	五〇二
一三	弘安	八年九月晦日	豐後國大田文案……………	(平林本)	五〇四
一四	弘安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案……………	(內閣文庫本)	五〇五
一五	嘉元	二年九月 日	六鄉屋山例講谷役配分注文……………	(長安寺文書)	五〇六
一六	正和	二年六月十六日	鎮西 ^{北條} 下知狀案……………	(永弘文書)	五〇七
一七	正和	二年六月廿七日	鎮西 ^{北條} 下知狀案……………	(同 上)	五〇八
一八	正和	二年七月二日	鎮西 ^{北條} 下知狀案……………	(同 上)	五〇九
一九	正和	三年九月十九日	鎮西 ^{北條} 御教書……………	(北長藏文書)	五一〇
二〇	元亨	四年五月十六日	鎮西 ^{北條} 下知狀……………	(藥丸文書)	五一〇
二一			彌勒寺領諸莊供米注文……………	(永弘文書)	五一二
二二	武元	元年六月十六日	雜訴決斷所牒寫……………	(眞玉氏系圖)	五二三
二三	武元	四年 ^訂 六月一日	六鄉山本中末寺次第并四至等注文案……………	(永弘文書)	五二三
二四	建武	二年丁丑七月十三日	熊野神社國東塔銘……………	(大分県金石年表)	五二五
二五	永德	元年九月廿六日	九州探題 ^{今川} 御教書……………	(佐田家文書)	五二五

目次

二六	應 永 十文華	身濯神社自然石銘	(大分県金石年表)	五五
二七	應 永 十九年巳十一月十五日	六郷満山離山衆徒等申狀	(六郷山文書)	五六
二八	長 祿 三年卯六月廿七日	寺原石殿銘	(大分県金石年表)	五七
二九		英輔奉書	(黒田文書)	五七
三〇		英輔奉書	(同)	五七
三一		慶含書狀	(同)	五八
三二	文 龜 二年卯月十九日	治部少輔某・左衛門大夫某・前伊賀守某連署奉書(富來文書)	(大分県金石年表)	五九
三三	永 正 十三年丙子三月十日	大山祇神社寶篋印塔銘	(田北一六文書)	五九
三四	(永正十四年) 五月廿六日	大友親安 <small>鑑</small> 書狀	(永弘文書)	五九
三五		大神親照書狀	(永弘文書)	五九
三六	(天文三年 ^九) 壬正月十三日	大友義鑑書狀	(岐部文書)	五〇
三七	(天文五年 ^九) 十二月六日	永弘通忠書狀案	(永弘文書)	五三
三八		田染莊段錢算用狀	(同)	五三
三九	(弘治三年)	某手日記	(同)	五三
四〇	永 祿 六年癸亥三月五日	田染建築書狀案	(同)	五四
四一		田染建築 ^力 目安案	(同)	五四
四二		奈多鑑基書狀	(同)	五五
四三	六月八日	古庄鎮光書狀案	(同)	五五
四四	二月十八日	大友義統安堵狀	(田原卯七文書)	五六
四五	卯月十六日	眞玉統房書狀	(朝見八幡宮文書)	五六
四六	天 正 十五年二月八日			五六

付 録

一	眞玉氏系圖	(眞玉寺文書)	五〇
二	西國東郡眞玉町(除白野地区)大字・小字一覽表		五九

白野莊史料

一	豐後國風土記	五三
二	倭名類聚鈔	五三
三	後白河院廳下文案	五四
四	彌勒寺喜多院所領注進狀	五四
五	豐後國大田文案	五四
六	豐後國圖田帳案	五五
七	善法寺尚清處分帳	五五
八	善法寺尚清處分狀寫	五五
九	彌勒寺權別當方祇候人數等定書	五五
一〇	彌勒寺領諸莊供米注文	五八
一一	六郷山本中末寺次第并四至等注文案	五九
一二	白野莊松樹山萬年寺由緒	六一
一三	泉福本山末山由緒略	六一
一四	大友親致 <small>義隆</small> 知行預ヶ狀寫	六一
一五	大内義隆感狀案	六一
一六	大友義統・圓齋 <small>大友義隆</small> 連署知行預ヶ狀	六一
一七	大友義統書狀	六一
付	錄	六一
一	西國東郡真玉町白野地区大字・小字一覽表	六四

三	寬	喜	二年十月十三日	紀安直田畠在家等賣券	(余瀨文書)	五六
三	嘉	禎	二年正月廿八日	惣領主良隆下作職宛文案	(同 上)	五六
三	正	元	二年三月廿八日	夷山政所并御前權檢校僧靜俊畠地賣券	(同 上)	五六
三				能範申狀	(黑田文書)	五六
二	建	治	二年七月廿二日	僧能範・宗房申詞記案	(同 上)	五六
二	建	治	二年十二月八日	良親奉書	(余瀨文書)	五六
二	建	治	二年十二月八日	良親奉書	(同 上)	五六
二	弘	安	貳年 ^記 七月 日	笑田部眞重讓狀	(同 上)	五六
二	弘	安	七年三月廿五日	大友頼泰施行狀寫	(長安寺文書)	五六
二	弘	安	七年九月 日	某施行狀寫	(同 上)	五六
二	弘	安	七年九月 日	六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫	(同 上)	五六
二	弘	安	八年九月晦日	異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫	(同 上)	五六
二	弘	安	八年九月晦日	彌勒寺喜多院所領注進狀	(石清水文書)	五六
二	弘	安	八年九月晦日	豐後國大田文案	(平林本)	五六
二	弘	安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案	(内閣文庫本)	五六
二	弘	安	八年十月 日	預所平某安堵狀	(黑田文書)	五六
二	弘	安	八年十月 日	清原安眞等連署書狀	(同 上)	五六
二	弘	安	八年十月 日	賴祐讓狀	(同 上)	五六
二	弘	安	五年二月十三日	院主藤原春徳丸寄進狀案	(余瀨文書)	五六
二	弘	安	三季十二月 日	長小野田畠證文等目錄	(同 上)	五六
二	弘	安	七年五月十五日	大宮司宇佐公氏下知狀寫	(到津文書)	五六
二	弘	安	參年十二月廿日	沙彌阿法 ^{志賀} 讓狀	(志賀文書)	五六
二	弘	安	二年九月 日	六郷屋山例講谷役配分注文	(長安寺文書)	五六

望	嘉元	參年乙	八月十六日	沙彌禪門讓狀	(余瀨文書)	六〇六
望	嘉元	參季乙	八月十六日	某讓狀案	(同 上)	六〇七
望	嘉元	參季乙	八月十六日	眞重讓狀案	(同 上)	六〇八
望	正和	三年	四月十一日	香地莊領家下知狀	(黑田文書)	六〇九
望	正和	三年	九月十九日	鎮西 <small>北條</small> 御教書	(北良藏文書)	六一〇
望	(正和)	(四年)	四月廿三日	法印玄信奉書案	(余瀨文書)	六一〇
望	正和	三年	七月 日	青蓮院宮 <small>慧通法親王乙</small> 令旨案	(同 上)	六一一
望	正和	二年	三月 日	僧忍慶重申狀	(同 上)	六一一
望	正中	貳年	三月 日	仲原氏女代祐舜請文	(同 上)	六一二
望	嘉曆	二年	六月十七日	僧祐秀讓狀案	(同 上)	六一三
望	嘉曆	二年	六月十七日	別當某下文案	(同 上)	六一三
望	嘉曆	二年	六月十七日	權別當仁王丸下知狀案	(同 上)	六一四
望	嘉曆	二年	六月十七日	別當并院主分田町坪付注文	(同 上)	六一五
望	嘉曆	二年	六月十七日	長小野島地坪付注文	(同 上)	六一七
望	嘉曆	二年	六月十七日	彌勒寺領諸莊供米注文	(永弘文書)	六一九
望	嘉曆	二年	六月十七日	後醍醐天皇繪旨	(入江文書)	六一九
望	嘉曆	二年	六月十七日	大友貞載施行狀	(草野文書)	六二〇
望	嘉曆	二年	六月十七日	豐後國々宣	(同 上)	六二〇
望	嘉曆	二年	六月十七日	豐後國々宣	(竹田津文書)	六二二
望	嘉曆	二年	六月十七日	竹田津道景請文	(同 上)	六二二
望	嘉曆	二年	六月十七日	竹田津道景請文	(同 上)	六二二
望	嘉曆	二年	六月十七日	豐後國々宣	(同 上)	六二三
望	嘉曆	二年	六月十七日	大友貞載書下寫	(森清太郎文書)	六二三
望	嘉曆	二年	六月十七日	大友貞載書下寫	(竹田津文書)	六三三

六	建	武	二年十月十五日	大友貞載書下寫	(碩田叢史竹田津文書)	六三
六	建	武	三年三月卅日	高師直書下	(荒卷文書)	六四
七	建	武	三年十一月三日	僧隆禪書狀	(黑田文書)	六四
七	建	武	四年正月一日	六鄉山本中末寺次第并四至等注文	(永弘文書)	六五
七	建	武	五年六月十日	財万寄進狀	(余瀨文書)	六七
七	曆	應	五年四月十三日	日足圓道房祐精去狀	(黑田文書)	六六
七	貞	和	三年十一月十日	香地莊公文職相傳系圖并出帶文書目錄	(同)	六九
七	貞	和	三年十一月十日	別當權律師某下文案	(志賀文書)	六〇
七	貞	和	三年十一月十日	權別當英隆奉書案	(同)	六〇
七	貞	和	三年十一月十日	權別當英隆奉書案	(同)	六〇
七	觀	應	元年十月廿六日	藤原貞廣讓狀	(大友家文書錄)	六三
七	觀	應	元年十二月六日	足利尊氏袖判下文	(同)	六三
八	觀	應	元年十二月八日	高師直施行狀	(同)	六三
八	文	和	元年八月廿二日	藤原貞廣寄進狀	(余瀨文書)	六三
八	正	平	十二年十二月三日	彦山山務下文	(同)	六三
八	正	平	十二年十二月三日	彦山山務下文	(同)	六三
八	正	平	十二年十二月三日	彦山山務下文	(同)	六三
八	正	平	十三年三月十一日	藤原登法師丸安堵狀	(靈仙寺文書)	六四
八	正	平	十六年三月五日	彦山山務下文案	(余瀨文書)	六五
八	正	平	十六年三月五日	彦山山務下文案	(同)	六五
八	貞	治	七年正月十二日	田部惟行田畠寄進狀	(同)	六六
八	貞	安	二月廿一日	田原氏能知行宛行狀	(松成文書)	六七
八	應	安	二月廿一日	田原氏能安堵狀	(余瀨文書)	六七
八	應	安	二月廿四日	足利義滿袖判下文	(入江文書)	六八

二四	永 享	七年十月廿日	田原親勝知行宛行狀……………	(松成文書)	六四
二五	永 享	九天霜月廿六日	信心施主某請誦善根目錄……………	(余瀨文書)	六五
二六	永 享	十三年五月 日	夷山長小野村畠内檢目録案……………	(同 上)	六五
二七	永 享	十三年九月 日	夷山長小野村取帳目録案……………	(同 上)	六五
二八	嘉 吉	元年九月十三日	大力坊大法師以慶讓狀案……………	(同 上)	六五
二九			某書狀禮紙書……………	(同 上)	六四
三〇		七月廿八日	長尚・其力連署書狀……………	(同 上)	六四
三一		八月十日	眞日書狀……………	(同 上)	六五
三二		二月六日	齋藤實清書狀……………	(同 上)	六五
三三		一月十二日	學頭坊某書狀案……………	(同 上)	六六
三四		十二月廿五日	眞光房盛秀書狀……………	(同 上)	六六
三五		七月十二日	小かくら次秀書狀……………	(同 上)	六七
三六	寶 德	八月□日	田原親氏書狀……………	(黒田文書)	六八
三七	康 正	七月十二日	二十五三昧結縁念佛次第奥書……………	(余瀨文書)	六八
三八	長 祿	五年八月 日	田原親氏田地賣券……………	(松成文書)	六九
三九		十一月十八日	田原親氏安堵狀……………	(黒田文書)	六九
四〇	寛 正	七年 日	香地莊内除分字佐神領注文案……………	(同 上)	六〇
四一	文 明	十年 日	樋ノ口方塔銘……………	(大分県金石年表)	六〇
四二		五月廿四日	昌綱・昌輔・通次連署書狀……………	(黒田文書)	六一
四三			某莊段錢結解狀……………	(同 上)	六一
四四	めいわう五ねんひのへ	二月十八日	せいさへもん田島渡狀……………	(余瀨文書)	六一
四五		九月九日	大友親治知行預ヶ狀……………	(田原達三郎文書)	六一
四六			舍利講式奥書……………	(余瀨文書)	六四

目次

一三七	「文龜四年甲子」六月十四日	親澄公文職補任狀……………	(黑田文書)	………	六四〇
一三八	永正四年八月廿五日	田原(カ)親家夫足預分狀……………	(林文書)	………	六四〇
一三九	永正四年十二月十三日	種貞夷山小墾原名四至證狀……………	(余瀨文書)	………	六四〇
一四〇	永正七年十月廿日	万壽寺智源長小野大力坊土貢米請取狀(同)	上	………	六四六
一四一		某莊名頭人歷名……………	(黑田文書)	………	六四七
一四二		某莊配分料足代注文……………	(同)	上	六四九
一四三	天文十年十月十五日	六郷山夷地見坪付注文案……………	(余瀨文書)	………	六六一
一四四	天文十二年六月廿六日	大力坊澄祐表白文……………	(同)	上	六六一
一四五	天文十八年卯月十六日	限井直延書狀……………	(同)	上	六九二
一四六	天文十八年卯月十六日	長小野論所相分狀案……………	(同)	上	六九三
一四七	「天文十九年」正月一日	夷山權現岩屋用僧定狀……………	(同)	上	六九四
一四八	天文十九年六月十日	こしたう例進歛請取狀……………	(同)	上	六九五
一四九	天文廿年二月廿三日	綾部直光例進且納分請取狀……………	(同)	上	六九五
一五〇	天文廿年三月七日	こしたう例進物請取狀……………	(同)	上	六九六
一五一	天文廿年四月廿七日	こしたう例進物請取狀……………	(同)	上	六九六
一五二	天文廿年七月一日	こしたう例進料足請取狀……………	(同)	上	六九六
一五三	天文廿年十二月廿四日	こしたう例進物請取狀……………	(同)	上	六九七
一五四	天文廿年九月十四日	こしたう例進料足請取狀……………	(同)	上	六九七
一五五	天文廿年九月廿二日	こしたう例進物請取狀……………	(同)	上	六九七
一五六	天文廿四年三月廿九日	大法師澄祐讓狀……………	(同)	上	六九八
一五七	天文廿四年三月廿九日	夷山例進料足不納未進覺書……………	(同)	上	六九八
一五八	天文廿四年三月廿九日	夷山權現恒例用僧定狀……………	(同)	上	七〇〇

二〇	ゑい六	三ねん三月十四日	式部卿例進料足請取狀	(同)	上	七〇
二一	ゑい六	三ねん四月廿二日	式部卿例進未進物請取狀	(同)	上	七一
二二	永	四年閏三月六日	夷山例進料足等勘定狀	(同)	上	七二
二三	永		夷山例進等未進不納注文	(同)	上	七三
二四	永	八年 ^乙 正月一日	夷山三ヶ所用僧定狀	(同)	上	七四
二五	永	祿八年二月一日	大力理持夫錢地鉄等請取狀	(同)	上	七五
二六	永	祿十年 ^{うし} の正月一日	夷山三ヶ所恒例用僧定狀	(同)	上	七六
二七			某所土貢注文	(同)	上	七六
二八		十一月六日	源六御藏入納記	(同)	上	七六
二九			某所土貢注文	(同)	上	七〇
三〇			しやうこ拘分坪付	(同)	上	七一
三一			夷山長小野村大力坊相傳系圖	(同)	上	七二
三二			夷山長小野村大力坊相承次第	(同)	上	七三
三三			夷山長小野村大力坊相承次第	(同)	上	七三
三四			香々地莊蓮法寺八幡造替次第覺	(松成文書)	上	七四

付 録

一 西國東郡香々地町大字・小字一覽表……………七七

▽ 解 説……………七三

▽ あとがき……………七五

▽ 五万分一折込地形圖……………(卷末)

來
繩
鄉
史
料

一 豊後國風土記

郷陸所

國埼郡 郷陸所^{里一十六}

國埼郡

昔者、纏向日代宮御宇天皇御船、從周防國佐婆津發而度之、遙覽此國勅曰、彼所見者若國埼乎、因曰國埼郡、

伊美郷

伊美郷^{在郡北}

國見村

同天皇、在此村勅曰、此國道路遙遠、山谷阻深、往還疎稀、乃得見此國、因曰國見村、今謂伊美郷其訛也、

二 倭名類聚鈔

國埼郡

國埼郡

來繩郷

武藏 來繩 國前^在 由染 阿岐 津守 伊美

○津守ハ大分郡内ノ郷ノ混入ナリ。

來繩郷

三 大宰府解狀

○類聚符宣抄
新訂增補國史大系二七

大宰府解 申請 官裁事

言上八幡字佐宮厩并神馬參足共燒亡狀

右、得管豐前國今月十七日解狀同十八日到來、得八幡字佐宮今月十五日移文同十六日到來、豐後國國崎郡來繩郷御厩、以今月十四日午時、慮外有火事、御厩御馬三足等燒亡已了、仍爲被言上大府、移送如件者、言上如件者、依國解文、差遣府使、令檢實否之處、使者申上云、件御厩御馬等燒亡有實、但宮人等申云、件御厩改作久年本所、前大官司相規任、今所移造之地也、但件御厩、相去本宮百餘町者、難定事之輕重、仍言上如件、然就件申狀檢案內、彼宮是官知之所也、本御厩若有故可移造他所、須請府裁將以進止也、而恣移他所、頗不穩便、然而、其時官司去任入京、欲問由緒、已無沙汰之人、因之差府使、牒送本宮、解却厩司補他人、即稜清燒亡之所、今移造本所、欲慤立申馬矣、仍言上如件、望請 官裁、早被裁下、將以進止、以解、

長元三年三月廿三日

正二位行權中納言兼宮內卿(道方)源朝臣

正六位上行大典財部宿禰恒孝

從五位下行大監藤原朝臣惟風

大監正六位上秦宿禰時廉

正五位下行少貳兼筑前守高階朝臣

從五位下行少監豐嶋真人時道

來繩郷内ノ宇佐
宮厩神馬ノ燒亡
ヲ上申シ厩司ヲ
解却シ本所ニ移
造センコトヲ請フ

從五位上行少貳兼肥後守高階朝臣

正六位上行少監藤原朝臣親良

正六位上行大典川原宿禰文岑

少典○上下
欠有

少典○上下
欠有

六月八日(分信)民部卿奉 仰於軒廊有御卜、依無中辨以下、余奉上宣、仰史令召諸司云々、

厩神馬燒亡ヲト
占ス

神祇官卜府内火事管國兵敷云々、

陰陽寮占非卯西方有兵革事、公家
火事天下疾疫事敷云々

仰可慎兵革火事之由、官符可給大宰、可慎兵革疾疫之由、官符可賜卯西方國々、兼可令
行火灾御祭之、

四 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書
太宰管内志下

序分末山

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗分中山

正宗文中山十箇寺 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

寺・黑土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應曆寺・補陀落山千燈寺・横城山東光寺

流通分末山

流通文末山十箇寺 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・蛾眉山文珠仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

來繩郷

來繩郷

本山分末寺

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・參社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺 辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西蓮山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺

寺・海見山來迎寺・蓬花山富貴寺・清瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・稻積山慈恩寺・日野山岩脇

寺・鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・隨求房

中山分末寺

中山分末寺 大滿房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺・毘沙

門多寶院・丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺

末山分末寺 上品寺・願成就寺・虛空藏寺・淨土寺・金剛山報恩寺・吉祥寺・貴福寺・杉山ノ瑠璃

光寺

○『管内志』ハ統書キ。今便宜項目ニヨリ改行ス。本文書ノ年代ニハ疑問アルモ、シバラク通説ニ從フ。

五 八幡宇佐宮符

○奈多八幡縁起私記
平安遺文三七四〇

宮符 諸郷司等

可早任例參勤、六ヶ年一度御行幸會綾御船水手夏

封戸郷司二人 向野司二人(翁脱) 來繩郷司二人 安岐郷司二人 武藏郷司二人

右、任例、來四月十五日以前、早可參勤之狀如件、仍故符、(符)大宮司、

大宮司宇佐宿禰

神主大神

來繩郷司

諸郷司ニ命ジ六
カ年一度行幸會
役ヲ勤仕セシム

追討使源範頼安堵ス

女禰宜大神安子及ヒ祝宮保所領ノ安堵ヲ請フ

禰宜所帶分

六 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案

○益永文書
大分県史料二九

〔^{外題}任解狀旨、女禰宜大神安子、祝同〔^{大神宮保之}知行所々、停止牢籠之妨、如舊爲不輸免之地、勤修不

退神夏、可奉祈 聖朝安穩、鎌倉殿御息災延命、恒受快樂之由、所仰如件、

追討使參河守源朝臣〔^{冠帽}在御判

八幡宇佐宮女禰宜大神安子・祝大神宮保等解申進、申文事、請被殊蒙恩裁、停止牢籠、如本爲不輸地、勤仕不退神事、且奉祈 聖朝安穩・天長地久由、禰宜・祝等所帶旁御供田并得分免田及散在田畠等子細愁狀

一 禰宜所帶分

神田十七町

若宮御供田十四丁

封戸郷 向野郷 葛原郷

同宮修正免二丁

封戸郷

同宮御馬秣田二丁

来繩郷

来 繩 郷

向野郷

同禰宜免田十六丁

豊後國八丁

安岐郷 武藏郷

豊前國八丁

下毛庄 上毛庄

散在田畠

筑前國野津平浦 (手) 當宮官幣紙新

——田畠 高家郷 平田別府光方 田畠

祝所帶分

一祝所帶分——使職 同郷安恒名田畠、大菩薩御寶殿御箸姫嶋——敷畠并在家等、件畠地在家爲字
馬城三郎惟利、以武威所濫妨也、被停止者知——(不脱力)三字許、

大尾社御供田二十丁

神領分十丁 立用六丁
不足四丁

件御供下毛庄岐浦三丁・秣浦三町之内、爲御封野仲郷司成經以無——一字許、於岐浦三丁者所押

領也、被停止者、知社

不朽矣、

公田分

公田分十丁 立用六丁
不足四丁

下毛莊・上毛莊
・築城莊・宇佐
莊・封戸郷・向
野郷・来繩郷・向
深水郷・野仲郷
・大家郷・上毛郷
緒方莊

正文ハ大神氏惣
領宮守所持ス

上毛郡 築城郡

下毛庄 加名々定・上毛庄・築城庄・宇佐庄募旁所課宮符、令立用免田畠等、封戸郷今永田畠・
向野郷今永田畠、来繩郷今永田畠・深水庄翁丸田畠継子・野仲郷今永田畠・大家郷今永名田・上毛郡今
永名田

緒方庄今永田畠、爲緒方(兼末)三郎所濫妨也、

右、禰宜者爲嚴重殊勝之身、奉隨遂日本鎮守之(尊)之神、令祈請天下——字有、祝者令無止御寶前定
置、奉祈 聖朝安穩之由、彼依爲重役無雙——不論官庄封之地、云私領、云要名、知行田畠等、皆
預不輸之賞、無有窄籠、望請御裁、停止而々妨、如本爲不輸地、彌欲致御祈禱丁寧矣、仍言上如件、

元曆二年三月日

祝兼權少宮司大神(行カ)朝臣 宮保
女禰宜大神朝臣

於正文者、大神氏惣領宮守所持也、公儀江出帶之時者、何時可蒙仰候、爲末代封裏寫所進也、
永仁三年三月七日 祝宮守在判

月代市若丸殿

河原三郎四郎殿

惠郎(良カ)與太郎殿

光滿左近將監殿

○本文書檢討ヲ要ス。

来繩郷

七 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

〔^{願書}〕 宇佐宮神領 大鏡

八幡宇佐宮

記録 御神領次第事

御封田

豊前国四一〇畑

豊後国一一五畑

日向国一一五畑

豊前国肆佰壹拾畑

豊後国壹佰拾伍畑

日向国壹佰拾伍畑

上毛郡壹百畑 下毛郡壹百畑 大家郷・野仲郷是也、
宇佐郡貳百壹拾畑 封戸・向野・高家・辛嶋郷等是也、

本封壹百畑 大野郡伍拾畑 越方庄是也、
安岐・武蔵・来繩郷是也、

加封壹拾伍畑 兒湯郡伍拾畑 官崎〔庄〕
本封壹拾伍畑 加封壹拾伍畑

白杵郡陸拾伍畑

件御封天平十二年廿戸始、同十八年四百戸、天平勝寶元年十二月廿七□戸眞神之

由、見于舊記也、但封千四百十戸内八百十戸辭給、已大神分、所謂三國七郡御封

是也、彼内有十箇郷三箇庄等也、稱三國者、豊前・豊後・日向等也、

十郷

封戸郷

向野郷

田數百五十五丁五段十

田數二百二丁九段之内

佃十町二段

佃六丁四段卅

段別所當
米五斗

同前
稻五束也

用作十一丁八□

用作十一丁六十郷同前

イ九丁九反

イ十丁五反本郷同前

イ六丁六十郷

十郷

來繩鄉

高家郷 田數百六十町 佃三丁五反同前 用作九丁七反辛繩郷内

辛嶋郷 田數二百冊丁 佃四丁二段同前 用作廿二丁一反同前

葛原郷 田數四十丁一、卅 佃五段 同前 用作七丁五反同前

辛嶋内也、已上豊前國宇佐郡内、號内封四郷是也、

來繩郷 田數三百五十丁 佃四丁六段同前 用作十一丁九反同前

安岐郷 田數三百五十丁 佃二丁四段同前 用作十二丁同前

武藏郷 田數三百五十丁 佃二丁同前 用作十三丁七反同前

已上豊後國國崎郡御封是也、
起請御封田 卅二丁三反卅 佃二丁同前 用作十三丁七反同前
余田号別作、同安岐郷、件余田子細、同于安岐郷、

大家郷 田數百六十四丁 佃六丁同前 用作八丁二段同前

野仲郷 田數百卅八丁同前 佃四丁四段同前 用作九丁六反同前

深水庄 田數廿五丁七反同前 佃一丁六反同前 用作廿丁卅同前

上毛郡 田數二百七十二丁 佃十三丁五反同前 用作廿丁卅同前

三箇庄 佃十三丁五反同前 用作廿丁卅同前

緒方庄 田數二百四十丁 佃十八丁九反同前

三箇庄

深水庄、常庄ハ權大宮司宗海前播磨掾如海之所領也、而御實前燈油料令寄進之由、長徳六年十一月二日勘文并立券公驗等炳焉歟、

來繩郷

余田百十丁號治田、任見作定田、丁別三石所當也、

日向宮崎庄 田數三十三丁九反之内、調殿七丁二反封定

同曰杵庄 田數十九丁九反十代之内、調殿三丁卅

略○下

八 豊後國圖田帳案

○到津文書
大分県史料一

姫嶋浦

櫛來浦

田伊太原浦

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖、細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 字佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 字佐宮領 辨濟使地頭字佐宮前祝太六大夫宮兼

一速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 字佐宮領 辨濟使字佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十餘丁字佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年カ。田伊太原浦、弘安八年(一二八五)「函田帳」(一八・一九号)ニハ、「大田原浦」「太田原別」(符脱カ)ト記ス。所在未詳ナルモ、後者ノ地頭「小田原二郎直重法師道佛」ニヨリ、シバラクココニ掲グ。

九 前大僧正慈鎮所領等讓狀案

○華頂要略
鎌倉遺文一九七四

慈鎮所領ヲ朝仁親王ニ讓ル

〔編纂書〕
「慈鎮和尚建曆目錄、青龍院二品親王被記之、」

○首注
記略

讓進

門跡相傳房領等事

無動寺

○中
略

三昧院

来繩郷

来繩郷

略○中

常壽院

略○中

法興院

極樂寺

桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔、平方庄

坂西庄

砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、如形年貢可沙汰也、

淡輪庄

六郷山

三尾社

西山往生院○割注略

持佛堂常燈領○割注略

大懺法院寄進領

略○中

六郷山

六條法印寄進庄

略○中

大乘院領

略○中

右、已上寺院・領所・房舍・聖教、併讓進

朝仁親王已訖、其中少く領家職之間、有遺言旨、無指過怠者、不可有相違歟、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰含御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

密宗事○割
注略

顯宗事○割
注略

世間雜事○割
注略

建曆三年二月 日

前大僧正判

10 來繩郷司御炊殿雜仕差符

○永弘文書
大分県史料三

來繩郷司

差進

來繩郷司炊殿雜
仕トシテ甘梅ヲ
差進ズ

來繩郷

炊殿雜仕壹人字甘梅事

住所横山中村

右、雜仕所差進、如件、

建保六年二月廿二日

來繩郷司辨官日下部（宿）禰（花押）

番長大夫殿

（冥筆）
「建保元ヨリ明和九マテ五百六十年」

二 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

豊後國六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄

權律師豪隆寫自筆帳

注進

豊後國六郷満山谷々別院灵寺崖佛事神事等將軍家御祈禱卷數目錄事

本 山 分

後山石屋

一後山石屋、本尊藥師如來、深山去里數町、年中勤修正月會自正月六日至八月三ヶ夜勤也、觀音經不斷一日一夜、同九日勤、
日轉讀大般若會同廿日勤、請僧廿人、一夏九旬不斷供花三ヶ夜大念佛自九月十三日至同十五日勤也、修法華三十講問答、天台

將軍家祈禱目錄
ヲ注進ス

本山分

伊多井社

大師供、在童立儀(卷)十一月廿、佛名經十二月廿三日夜、曼荼羅供季別、月並勤藥師講每月八日勤也、往生講每月十五日勤也、日次勤長日初後夜入堂讀誦經典、長日護摩一座勤、於六所權現御寶前、二季御祭二月十一日勤也、五節供等於石屋佛前、長日藥師經十二卷讀之、於權現御寶前、仁王講一座、取勝王講一座打之、

吉水寺

一伊多井社、本尊妙見大菩薩、年中勤修正月會正月一日勤、七節供每節、法華問答講、同金剛般若經十二卷讀之、今始御祈禱長日金剛般若經三卷、仁王講一座、金剛壽命經十二卷讀之、

津波戸石屋水月寺

一吉水寺、本尊無量壽如來、年中勤修正月會正月五日勤也、二季彼岸大念佛、一夏九旬安居、勤天台大師供十二月廿四日勤也、佛名經十二月十八日勤也、月並勤藥師經每月八日勤也、往生講每月十五日勤也、月次勤初後夜入堂讀誦經典、今如御祈禱長日藥師經十二卷、觀音經三十三卷讀之、

大折山報恩寺

鞍懸石屋

一津波戸石屋、本尊千手觀世音菩薩深山去、里數丁、昔有人聞菩薩、行顯滿山給也、彼菩薩於此石屋、放瑞相、告語當峯巡禮次第也、於能行聖人御石屋也、亦齊衡二年二月十五日、同聖人自筆仁書如法經時、爲硯水以筆軸、指白岩給、自軸跡靈水漲出事、于今新也、當代取此水、滿山仁書寫如法經云、年中勤修正月會正月三日勤也、法華不斷經自十月八日至、同十日三夕日夜勤、同修法華八講請僧八人、月並勤觀音講每月十八日勤也、日次勤初後夜入堂讀誦經典、於石屋觀音佛前、今始御祈禱長日觀音經三十三卷、千手陀羅尼卅一遍、

一(報恩寺)大折山、本尊聖觀音、年中勤修正月會正月五日勤也、一夏九旬安居、勤法華不斷經自十月廿一日至、廿三日三夜勤也、修八座問答講、月並勤觀音講每月十八日勤也、日次勤初後夜入堂讀誦經典、今始御祈禱長日觀音經三十三卷讀之、

一鞍懸石屋、於權現御寶前、二季御祭、五節供等、

高山寺

一高山寺、本尊藥師如來、并觀世音菩薩高山去里數、年中勤修正月會正月八日、日次勤初後夜入堂讀誦經

典、於六所權現御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日藥師經十二卷、同仁王講一座讀之、

間戸石屋

一問戸石屋、本尊藥師如來、年中勤修正月會正月八日、一夏九旬安居、勤法華不斷經自十月十三日至、十四日三ヶ夜勤之、

月並勤藥師講每月八日、日次勤初後入堂讀御。經典、於六所權現御寶前二季、五節供等之、今始御祈禱

長日藥師經十二卷、同仁王講一座讀誦之、

喜久山

一喜久山、本尊丈六皆色阿彌陀如來、丈六不動、同大威德、種々勤等中絶、

不動石屋

一不動石屋、本尊不動、五丈石身、深山眞明如來、

大日石屋

一大日石屋、本尊大日、五丈石身、深山同尊種子岩切顯給也、

辻小野寺

一辻小野寺、本尊千手觀音高山口里數丁、年中勤修正月會自正月一日至、同三日三ヶ夜勤、觀音經不斷一日同八日、大念佛二季、彼岸、

不斷供花六月十八日、一月一夜勤也、法華不斷經十月廿四日、佛名經九日勤也、月並勤觀音講每月十八日、日次勤長日初後

入堂、讀誦經典、於六所權現御寶前、二季祭二月十一日、中午日勤、五節供等、於三王御寶前、二季神樂六月

月中申日祭、今始御祈禱長日觀音經三卷、金剛壽命經讀之、仁王講一座行之、

大谷寺

一大谷寺、本尊十一面觀音、年中勤修正月會正月四日、大念佛二季、彼岸、不斷經供花六月十六日、一月一夜勤也、法華不斷

經十月廿三日、十月十八日、月並勤觀音經講每月十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、山王於御寶前、二季神樂六月十一日、中申日勤也、

今始御祈禱長日觀音經、金剛壽命經各三卷、誦之、仁王經一座行之、

知恩寺

一知恩寺、本尊藥師如來、年中勤修正月會正月五日、一夏九旬安居勤、月並勤藥師講每月八日、日次勤初後入

堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、

惣山

惣山

屋山寺

一屋山寺、本尊千手觀音、阿彌陀三尊、不動尊、年中勤修正月會自正月一日至、修二月會自二月一日同至、有舞樂二月十五日、百座仁王經會正月八日、大念佛自九月十三日同、法華不斷經十月十八日同至、曼荼羅

供季別勤八座問答講、天台大師供十一月廿、佛名經十二月廿、月並往生講勤之每月、觀音講每月、月次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、每季一日轉讀大般若會、請僧季別廿人、每季百座

仁王會、一夏九旬不斷供花、二季御祭五節供等、法華問答講一座五問每月廿八日、轉讀大般若經一部

請僧、并法華八講請僧、小立義十問、堅者注記合十二人每年以十二月廿三日一日一夜勤之、今始御祈禱長日轉讀大般若一帙、仁王講一座、觀音經三卷、件勤等滿山現德器量撰之、

中山分

一長岩屋、本尊觀世音菩薩、年中勤修正月會自正月四日至、修二月會自二月一日同至、三ヶ日夜大念

中山分

長岩屋

佛自十一月一日、一夏九旬之間、不斷供花、七月十五日布薩、一日轉讀大般若會請僧廿人、法華

不斷經自十月廿八日同、修問答三十講請僧廿人、天台大師供十一月、佛名經十二月廿、月並勤藥師講每月、

觀音講每月、日次勤初後入堂讀誦經典、不動行法一座、藥師經十二卷、觀音經卅三卷誦之、六所

權現於御寶前二季祭、今始御祈禱長日轉讀大般若一部、仁王講一座、

龍門石屋

一龍門石屋、本尊千手觀音、仙室年中勤修正月會正月五日、一夏九旬不斷供花、月並勤觀音講每月、六

所權現於御寶二季祭五節、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、

虛空藏石屋

一虛空藏石屋、本尊如名、修正月會正月、虛空藏講每月、

黒土石屋

一 黒土石屋、本尊馬頭觀音、仙室年中勤修正月會正月、四月、觀音講每月、十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節、供等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷、同千手陀羅尼卅三遍、

四王石屋

一 四王石屋、本尊四天王、仙室年中勤修正月會正月、三日、毘沙門講每月、三日、初後入堂讀誦經典、今始御祈禱長日毘沙門行法一座、

小岩屋山

一 小岩屋山、本尊藥師如來、年中勤修正月會自正月六日至、八月三ヶ夜勤之、修二月會自二月一日、同至三日、一夏九旬不斷供花七月十五日、薩、一日轉讀大般若會十月十五日、請僧廿八人、修八座問答講、三ヶ日夜法華不斷經自十月廿三日、同至廿五日勤也、天台大師十一月、廿四日、佛名十二月、廿四日、月並勤藥師講每月、八日、往生講每月、十五日、百座仁王講每月、一日、一万卷心經會每月、一日、日

次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日轉讀大般若經一

祇、藥師經十二卷、藥師行法一座、

大岩屋

一 大岩屋(虎崎寺)、本尊千手觀音深山、年中勤修正月會正月、五日、一夏九旬安居勤觀音講每月、十八日、初後入堂讀誦經

典、六所權現於御寶前、二季祭五節等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、

夷石屋

一 夷石屋、本尊千手觀音、年中勤修正月會自正月一日至、三月三ヶ日勤、修二月會自二月一日同、至三月三ヶ日夜、二季彼岸大念佛、一夏九旬不斷供花、一日轉讀大般若九月九日、請僧廿八人、小立義修八座問答講請僧、八人、三ヶ日夜法花不斷經十月十八日、日ヨリ同、

至廿日、天台大師十一月、廿四日、佛名十二月、廿五日、月並勤觀音講每月、十八日、一萬卷心經會每月、一日、日次勤初後入堂讀誦經典、

寂勝王講一座、觀音經卅三卷、六所權現於御寶前、二季御祭五節、供等、今始御祈禱長日轉讀

大般若一祇、同仁王講一座、

西方寺

一 西方寺(清淨光寺)、本尊延命觀世音菩薩、年中勤修正月會正月、五日、二季彼岸念佛會、一夏九旬不斷供花、月並

千燈岩屋

勤觀音講每月十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供、今始御祈禱仁王講一座、觀音經三卷、

一千燈岩屋、本尊千手觀音、深山年中勤修正月會自正月二日至四月三ヶ日夜勤也、修二月會自二月一日至同三月三ヶ日夜、一夏九旬不斷供花、七月十五日布薩、三ヶ夜法華不斷經自十月廿五日、同修八座問答講請僧、佛名廿二月、一日轉讀大般若一部請僧、一萬卷心經會每月一日、月並勤藥師講每月八日、觀音講每月十八日、不動講廿八日、日次勤觀世音不斷經供十人、初後夜入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季御祭供等、今始御祈禱長日轉讀大般若經一帙、仁王講一座、觀音經三十三卷、

五岩屋

一五岩屋、祕所、本尊不動尊、深山仙室於此五ヶ祕所、昔異國降伏之時、人間菩薩有五人同行、五壇法修行之、

岩殿岩屋

一岩殿岩屋、本尊藥師如來深山、年中季別月並長日勤、等在之、

枕岩屋

一枕岩屋、人間菩薩御枕在之、

銚子石屋

一銚子石屋、人間菩薩御銚子在之、

滝本岩屋

一瀧本岩屋、人間菩薩御自筆如法經、奉納此岩屋、依之一乘菩提峯云云、

大嶽寺社

一大嶽寺社、本尊藥師如來高山豐後、國鎮守也、年中勤修正月會自正月六日至同八月三ヶ日夜勤、一萬卷心經會每月二日、修二月會自二月一日同、至三日勤也、舍利會五月十日、一夏九旬不斷供花、三ヶ日夜法華不斷經自十月十七日、同修八座問答講請僧、御靈會十三日、法華會廿四日、月並勤藥師講每月八日、日次勤初後入堂讀誦經典、觀音經卅三卷、六所權、

現於御寶前、二季祭五節供等、妙見祭、今始御祈禱長日藥師經十二卷、觀音經卅三卷、仁王講一座、

末山分

西子仙

末 山 分

一兩子仙、本尊藥師如來、同仙千手觀音、年中勤修正月會自正月六日、一萬卷心經會正月十三日、一

日轉讀一千卷觀音經、百座仁王會、舍利會二月十五日、修二月會自二月一日同至三月三ヶ日夜勤也、一季彼岸大念佛、一

夏九句不斷供花十月十五日、一日轉讀大般若會請僧廿人、三ヶ日夜不斷法華經自十月廿二日同至廿四日、同修三十講問

答請僧卅人、童豎義五間在之、季別曼陀羅供、天台大師供十一月廿三日、佛名十二月廿三日、月並勤藥師講每月八日、往生講

每月、觀音講每月十五日、日次勤觀音不斷經供卅口、尊勝陀羅尼、千手陀羅尼各廿返、藥師供、千手供、初

後入堂讀誦經典、取勝講、六所權現於御寶前、二季御祭五節供等、今始御祈禱長日大般若經一部

祇、同仁王講一座、同觀音經卅三卷、同護摩藥師經十二卷、金剛經三卷、

小城寺

一小城寺小城寺、本尊六觀音、年中勤正月會自正月三日同至五日三ヶ日夜勤、一日轉讀一千卷觀音經正月十日、修二月會自二月一日同至三日

日三、一夏九句安居勤不斷經自十月十八日同至廿日、同修八座問答講請僧八人、天台大師供十五日、佛名廿六日、月

並勤往生講每月十五日、觀音講每月十八日、日次勤轉讀觀音經卅三卷、初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶

前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日仁王講一座、長日觀音經三十三卷、同金剛壽經二十卷、

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄、如斯、仍顯宗學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘妙典、增佛

賢、蜜教佛子者、堀八幡尊神、六所權現社壇、唱神咒、備法味、初學行者、學人聞菩薩舊行、巡禮

一百餘所巖堀、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御

息災延命、御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

安貞二年五月 日

日小寺主法師某
 都維那大法師某
 寺主大法師某
 上座大法師某
 權別當大法師某
 六郷山衆徒御中

權都維那大法師某
 權寺主大法師某
 權上座大法師某
 權別當大法師某
 執行兼權別當大法師某

三 宇佐宮神領次第案

○到津文書
 大分県史料三〇

〔佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云々、

一 封戸郷仁治二年散田帳云、百十七名 向野郷草郷八付向野百四十二名 高家郷 七十四名 辛嶋郷葛原郷八付辛嶋百三十五名

已上内封四郷是也、

豊後国

同国

豊前国

同、七十四名

同、八十四名

一 安岐郷 四十六名 武藏郷 六十四名 上毛郡 大家郷

豊後

百三名

來繩郷 已上十郷御封加四郷定、

上毛郡

大家郷

野仲郷

深水庄

安岐郷 武藏郷
 上毛郡 大家郷
 野仲郷
 來繩郷

田染庄 石垣庄
 緒方庄

一 田染庄

廿三名

同国

石垣庄

十四名

豊前

廿名

同、

角田庄

十五名

豊後

緒方

同

勾金庄

百六十丁

同国

到津庄

百二十三丁

豊後

廿三名

同国

十四名

豊前

廿名

同、

十五名

豊後

緒方

同

百六十丁

同国

到津庄

百二十三丁

安岐郷 武藏郷

除諸免事

廣幡社十三丁七反 赤幡社七丁四反
橘社十一丁一反

一 女禰宜免十六町内

以東八丁

安岐郷 武藏郷

以西八丁

一 [] 十六町

同新免十四丁
但御封

縱横也、但御封依新儀 []

一 同國免十三丁

一 大尾社免八丁

但付祝申致免田沙汰、

一 奈多宮神田卅丁

[] 免十五丁
新免十五丁

已安岐郷米光名

一 妻垣社免十七丁

五段 本免十五丁
新免十五丁

宮司公通御任依 [] 相 []

一 薦社免十八丁

下毛庄池永名

一 田笛社免

一 大根河社免十丁

本市丸一丁

末久市丸一丁

成元一丁

重光市丸六反

今行一丁

稻男一丁五反

豐利一丁

稻因一丁

本重光市丸四反

屋方香丸一丁五反

一 鷹居社免

一 瀬社免十丁

宮司公順御任
寛治二年三月廿日宮裁成、

來 繩 郷

宇佐庄今平一丁七反 小今平一丁五反 友藤五反

南並松九反 武吉四丁 末弘九段 吉永五反

但六丁八 大宮分 四丁八 若宮分

乙比咩社免 文云、宮司公通御任安元二年十月九日、可為瀬社本免之由、被下文了、

泉社免 下 宇佐郡庄司 可早免除瀬社免田拾丁事

一 小山田社免 成吉三丁 今成四丁 今□三丁

一 猪山社免

一 椿社免

一 綱別社免

一 御柱社免

一 金堂免廿丁 下毛庄本永久十一丁一段 同庄北松永四丁 同庄今永久二丁二段本名小鳥 同庄本稻重五丁

一 祈皇寺免七丁五段 封戸 向野 葛原

一 本宮御菜免十二町

建永元年十二月始社家御下文、建保三年始被定卅六石云々、前々者、宮符成天四郷仁被切之、

彼卅二石者 日向國竹崎地子米也、度々數年納之、又未久納所ニ御下知成ル、又天福元年

以降豊後國ヨリ。田原別符定米伍拾壹石内大尾社二十一石柳沙汰 大宮分三十石番長沙汰三十石、田染庄系永名同名 (重安・末次) 兩名仁

參石ツ、六石納之、不足貳石□每年末久納所仁、以社家御下知致沙汰云々、已上、

一 若宮御榮免六丁 (カ) 正治二年依若宮神官申狀 (御下知カ)

一 陰陽師免 (カ) 前宮司公持任八丁給之、
一野宮司公高御任四丁御下知、

三 宇佐少宮司宗光書狀

○松成文書
大分県史料一〇

公夏ノ訴ニヨリ
宮司ノ尋問ニ対
スル返事
成久名ハ知行人
等明申ス

自公夏方訴申候之間、自御^(使カ)方可有沙汰否、宮司方被尋申候之間、如御返事者、者末久被
知行候、末久雜掌可有御尋候、^(末雜掌)成久名事者、知行人等當參之上、可被明申候敷之由、返事被申候
了、刑部入道之時、被出候土貢狀、並宮輔出避狀之狀等正文、以夜繼日到來候、即日以飛脚可給候
也、さ候て、それにも、彼狀等可被留之由、申候之處、無其儀候、返々無勿躰候、愈々正文を可
被遣候也、孫三郎殿御儀候へハ、爲西殿代官、可被明候敷、西殿御舉狀、同可書遣候也、あなかし
く、

(裏巻)
「弘安二年」十二月五日

有安法橋御房

(裏巻)
「宇佐小宮司」
宗光^(カ)(花押)

關東御教書ヲ施行シ祈禱卷數ヲ進上セシム

異國降伏祈禱ヲ行ヒ勤行次第ヲ注進セシム

一四 大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

豊後國分異國降伏御衷、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎月可致進上卷數候、仍執達如件、

(大友頼泰カ) 沙彌

六郷山別當執行御中

○年月日ヲ欠ク。

一五 某施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏御祈事、守關東御教書之旨、且致懇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

○差出書ヲ欠ク。豊後守護大友頼泰ノ發給ナラン。

一六 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

將軍家御祈願所豊後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

異國降伏祈禱ノ
卷數目錄ヲ注進
ス
本山分

本山分 後山

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部毎季、奉講讀仁王經百座毎季、奉讀誦觀音經一千卷、
奉講法華八講問答講、

吉水寺

奉勤修七箇日不動行法毎季、奉轉讀仁王般若經百座毎季、奉轉讀觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一百
遍、奉誦消咒^(マ)一百遍、奉講法華八講問答講、

辻小野寺

奉講讀仁王經一百座毎季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、

奉讀誦壽命經一千卷、

大谷寺

奉講讀仁王般若經一百座毎季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉讀誦壽命經一千卷、
^(良葉山)
知恩寺

仁王經一百座毎季、觀音經一千卷、尊勝陀羅尼一千遍、壽命經一千卷、

良葉山知恩寺

來繩鄉

二八

中山分

中山分 屋山

七箇日不動行法每月、轉讀大般若經一部每季、壽命經一千卷、講讀仁王經一百座、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、一日一夜御神樂二季、

長岩屋

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每季、奉講誦仁王經一百卷每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、

小岩屋

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每月、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座每季、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

夷山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座每季、

千燈山

奉勤修七箇日不動法每月、奉講讀仁王經一百座每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、

末山分

末山分大嶽寺、豐後國鎮守

奉勤修七箇日不動行法每月、奉勤修如意輪觀世音行法每月、奉講讀仁王般若經一百座季別、奉讀誦壽

命經一千卷、一日一夜御神樂每月、

兩子山

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每季、奉講讀仁王經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

小城山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉講讀仁王般若經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、

横城山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉講讀仁王經一百座、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、

右、任關東御教書并守護所御施行之狀、或詣六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、滿山住侶各凝一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御（風災）延命、御願圓滿、異國征伐由之狀、如件、謹言、

弘安七年九月 日

六郷山執行法橋圓住在裏判
又裏資判

二七 六郷山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱卷
數勤行目錄ヲ注

異國降伏御祈禱毎月御卷數、山々勤行次第目錄

正月・七月

正月・七月、後山吉水轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月知恩寺仁王講一百座、

二月・八月屋山

二月・八月、屋山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月横城山仁王講百座、

三月・九月長岩
屋

三月・九月、長岩屋轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月辻小野寺・大谷仁王講百座、

四月・十月

四月・十月、小岩屋轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月夷山仁王講百座、

五月・十一月

五月・十一月、千燈山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月大嶽山仁王講一百座、

六月・十二月

六月・十二月、兩子山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、

○年月日、差出書ヲ欠ク。原本統書キ。右ノ如ク改ム。

〔^(抄文)〕 右筆三浦或部少輔重胤

天文十八年己酉八月吉日

〔^(任也)〕 任寺□壽了

持主森木安藝守

一八 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案 豊後國大田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後国太田文ヲ
調進ス

脚力 菊正在判

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

略○中

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏〔大友頼泰〕

謹上 信濃判官入道殿〔禮堂行忠〕

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

武藏郷 參百町

領主宇佐官領、々主神官名主等

本郷二百五十四町八段領主神官名主等

久吉名拾六町 大友兵庫入道殿〔頼泰〕

重藤名八町貳段 同前

地頭

来 繩 郷

來繩郷

池内 永吉名貳拾壹町

御家人忠左衛門尉惟景跡木工助三郎景元法師道念

安岐郷貳百町字佐宮領

領主

餘名參拾六町神官名主等

地頭

辨分八拾町 御家人日田彌三郎永基法師法名法基

弘永名參拾町 同前

成久名參拾七町 相模七郎殿母御前辻殿

朝來野浦拾四町 御家人朝來野彌三郎公平・同次郎公繼字有禪

○此所

來繩郷參百町 宇佐宮領

○守江浦三丁 戸次太郎時親法師道念

領主

本郷并餘名貳百七十七町 郷司來繩妙性房・知恩寺榮範・神官名主等

地頭

吉久名拾八町 大炊三郎藏人能泰法師、道善、法名

田原郷

久末名五町

小田原彌三郎頼景

田原郷六十町

宇佐宮領

領主

本郷四拾町

本守護所(天友親考)豐前大炊助入道殿、持明院別當入道家(室乙)定家跡、而女子、豐前藏人泰廣

法師或借上質券、或爲賣買地、相傳之由申之處、辻殿雜掌論申之、

小野一万名拾町

伊賀國御家人八十嶋左衛門太郎頼(忠字)一(有懼)

田染郷

田染郷九拾町

宇佐宮領

領主

本郷四拾町

大藏卿法眼有寬跡、小田原又次郎景泰法師、法名寂仙(時章)、相傳之由申也、

吉丸名貳拾町

名越尾張入道殿

地頭

糸永名參拾町

肥前國御家人曾禰崎淡路法橋慶增

櫛木浦拾五町

大炊判官二郎親元・同三郎親氏

大田原浦

大田原浦拾五町

小田原二郎重直法師(法名)道佛

伊美郷

伊美郷七拾町

宇佐宮領彌勒寺

地頭御家人伊美兵衛次郎長久法師、法名道意

都甲郷

都甲郷柒拾町

同彌勒寺領、地頭御家人都甲左衛門入道西迎跡、同左衛門五郎惟親法師、法名

來繩郷

来 繩 郷

香々地郷

香々地郷六拾町

同彌勒寺領

地頭河越安藝前司(重勝方)

地 頭

真玉

真玉七拾町

同彌勒寺領、地頭御家人真玉左衛門次郎惟信跡、真玉又次郎惟有法師法名願西
・同三郎泰信法師法名願信・同大貳房寛秀・同五郎惟村、(各方)名分領不分明、豊前

大炊助入道孫子大炊六郎大郎能重論申、

草地莊

草地莊貳拾五町

同彌勒寺領、地頭大友兵庫(親泰)入道殿

竹田津浦

竹田津浦貳拾町

同彌勒寺領、地頭御家人竹田津兵衛尉惟長法師、法名蓮佛、

臼野

柏野貳拾町

同彌勒寺領、寺家所司等

岐部

岐部拾五町

同寺領、地頭御家人岐部三郎成末法師、法名円妙

姫嶋浦

姫嶋浦參町

同彌勒寺領、寺家所司等

國領國東郷

國領 國東郷參百町

領家松殿(藤原貞輔)二位中將家御跡

地頭信濃伊勢入道殿跡(二階堂盛綱)

○速見郡
以下略

一九 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳

豊後國図田帳ヲ
調進ス

弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・
公田、領家・領所(領所)・地頭・辨濟使等交名之事

略○中

弘安八年九月晦日

謹上 (二齋奉行忠) 信濃判官入道殿

沙彌道忍裏判 (大友領卷)

豊後國直入等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

國東郡
武藏郷

武藏郷 三百丁 宇佐宮領、々主神官名主等

本郷二百五拾四丁八段 地頭職大友兵庫入道殿 (領卷)

久吉名十六町 同人

重藤八町

來繩郷

來繩郷

池内永吉名二十一町 地頭職忠左衛門尉惟景跡、當知木工助三郎景元法名道念

安岐郷三百町 宇佐宮領他本云二百丁、

餘名三拾六丁 領主神官名主等

弁府拾丁 地頭日田彌三郎永基法名法基

弘永名三拾丁 同人

成久名三拾七丁 相模七郎殿母御前辻殿〔正妻宗頼〕

朝來野浦十四丁 地頭朝來野彌三公平

守江浦三町 戸次太郎時頼法名道憲・同次郎公繼字惲在、

來繩郷三百町 宇佐宮領

本郷并餘名三百七拾七丁 郷司來繩妙惟房・智恩寺院主榮範・神官名主等、各分領難存知、

吉久二拾九丁 地頭職大炊三郎藏人能泰法名道喜

久末五丁 地頭職小田原彌次郎頼景

田原郷六拾丁 宇佐宮領

本郷四拾丁 本主護所〔マ〕豐前大炊助入道女子持明院別當之後室之跡、而豐前六郎藏人泰廣、

或號借上質券、或買得相傳之由申處、辻殿雜掌論之、

小野一万名拾丁 伊賀國住人八十島左衛門太郎頼忠爲私領、六郎藏人泰廣借上之、

田染郷九拾餘丁 宇佐宮領

本郷四拾貳丁

弁府之領主大藏卿法眼有寬・小田原五郎景泰法名寂佛相論之、

吉丸名二拾壹丁

名越尾張入道殿(特等)

糸永名三拾丁

肥前國御家人曾禰崎淡路法橋慶增

櫛來浦

櫛來浦十五町

地頭職大炊判官次郎親元

太田原別符

太田原別十五丁(符脫力)

小田原次郎重直法名道佛

伊美郷

伊美郷七拾町

宇佐彌勒寺領他本云八拾餘丁、

地頭伊美兵衛次郎永久法名道意

都甲莊

都甲莊七拾丁

宇佐彌勒寺領、地頭都甲左衛門入道物迎跡、子息五郎左衛門惟近相續云々、
西

香地郷

香地郷六拾町

地頭川越安藝前司(重補也)

眞玉莊

眞玉莊七拾丁

宇佐彌勒寺領、眞玉左衛門次郎惟重跡嫡子文次郎惟永法名、願心、大貳房完秀、
又

草地莊

草地莊二拾五町

地頭職大友兵庫入道殿

竹田津

竹田津二拾丁

領主竹田津兵衛允惟永法名、連佛、

白野莊

白野莊二拾五町

宇佐彌勒寺領、家所司等、有名主數人、

岐部浦

岐部浦拾五丁

領主岐部三郎成末法名、円妙、

姫嶋

姫嶋三町

彌勒寺領、寺家之所司等

來 繩 郷

國領國東郷

國領國東郷三百町 領家松殿(長朝)二位中將御跡、地頭職信濃伊勢入道殿跡而在、

○速見郡以下略

二〇 藤原忠能請文

○永弘文書 大分県史料三

(裏打紙端裏書) 「下宮社司番長」

(端裏書) 「七郎忠能請文」

(宇佐春基) 西法代定基申、(永備郷) 内小野 〇 今月十四日御教書、同十八日御施行 〇 拜見仕候了、當名事、忠

内小野名ニツキ 議狀ニ任セ当知 行ノ由ヲ答フ

能 〇 後家一期程者、可令知行之由、貫 〇 讓狀當知行之間、捧陳狀候之上、不及御 〇 審候 〇 歟、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、

永仁二年九月廿四日

藤原忠 〇 (能) (裏花押)

(裏打紙裏書) 「明和九マテ

四百七十九」

二 大宮司宇佐公氏下知狀寫

○到津文書 大分県史料一

(端裏書) 「〇會分證文寫也、」

兼重ノ訴ニヨリ
六郷山夷村三郎
刑部入道ノ知行
ヲ止メ來繩郷兼
重名内ノ田地ヲ
本主三領掌セシ
ム

永仁六年神領興
行繪旨ニ任セ本
主兼重ランテ領
掌セシム

六郷山例講谷役
ヲ注ヌ

小石屋山
屋山

有口不分明
司兼重申、六郷山夷村三郎(三、七)形部入道、神領來繩郷兼重名内小田一反廿代事

則兼重之沽却之地也、任繪旨、止非、被返付本主之由、就訴申、成日限書(下之カ)

處、不能參陳之間、相尋違背之實否、由、仰辨官盛行、三月十日成重書下畢、月九日盛(如四カ)

行請文者、雖相觸刑部入道、兩度書下敢不及陳狀云々者、彼刑部入道存者、可明申之處、(カ)

不應催促、一向難澁之、理之所致歟、此上者、任去年六月十三日神領存者、止彼入(履行之カ)

道之知行、令本主兼重領、有例之社役、可專御祈禱也、仍住、下知如件、

永仁七年五月十五日

采恩
司字佐宿禰判

三 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書
太宰管内志下

六郷屋山例講谷役配注文事

正月八夷山長小野役、(羅山寺)

二月八兩子山・丸小野、(丸小野寺)

三月八大嶽山・見知・小城山・毘沙門拂、(東光寺)

四月八小石屋山別當御役・横城山、(無動寺)

五月八屋山、(長安寺)

來繩郷

來繩鄉

長岩屋

六月、長岩屋執行御役・辻小野・大谷、

七月、後山智恩寺・稻積・高山・懸樋、

八月、黒土・大岩屋・相山、

九月・十二月、先達、

十月、千燈山、清浄光寺、鞍懸、

十一月、吉永、津波戸、間戸、大折、長副、

嘉元二年九月 日

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

三 鎮西北條下知狀寫

○宮成文書
大分県史料二四

宇佐宮供僧神堯申、豊前國封戸諷田貳段卅号給事

右件田地者、往古神領神堯相傳之地也、而小田原大藏左衛門入道宗忍知行之上、任興行之法、可被

糺返之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、訴申之間、被尋下之處、如宗忍今年六月二日請文者、本所一

圓領、得方・秋延兩名内也云々者、彼名等宗忍依爲非器之身、不足知行仁之間、先被^{付之}社家畢、

今更不及異儀、於彼田地者、停止宗忍知行、所返付社家也者、依仰下知^如件、

正和二年九月十日

神堯ノ訴ニヨリ
封戸郷内ノ地ヲ
返付セシム
小田原宗忍知行

二四 權擬神主宇佐定基寄進狀案

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)
「定基狀」

奉寄進

来繩郷内小野名
半分ヲ宮成御領
ニ寄進ス

小田原宗忍押領

宇佐宮御領豊後國來繩郷(内カ)小野(名半カ)不(半カ)七分事

右名者、定基先祖重代之本領也、而小田原大藏左衛門入道宗忍(押カ)領之間、任神領興行候て、田島(字佐)

家荒野等相交上中下、於宗忍(半カ)官居屋敷以下七分者、所領寄(進カ)宮成御領實也、但坪付者、追可令(半カ)

進、至今生分者、定基迄于子孫、(可)令領知也、此上者若變改有者、可(威カ)罪科也、仍寄進狀如件、

正和二年十月三日

(権カ)
擬神主宇佐(口)

二五 鎮西北條下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

(追筆)
「當宮兼番領」

宇佐宮神官定基與、小田原大藏左衛門入道宗忍相論、豊後國來繩郷内小野名事

来繩郷

来繩郷内小野名
ニ関スル相論ヲ
裁シテ家ニ返付
セシム

田染莊篠原名卜相博

神領興行

天台無動寺別院六郷山内

右彼内小野名者、定基祖父吉基法名相傳之地也、同國田染莊篠原名者、宗忍亡父蓮佛所領也、而相互依爲便宜、令相博博之處、自去弘安二年、云内小野、云篠原、兩名共以押領之、以篠原、讓與四郎左衛門入道、至内小野者、讓與宗忍之條無謂、就神領興行、可被糺付之由、帶對馬前司公世宿禰舉狀、定基訴申之處、如宗忍去二月十日請文者、宗忍知行之條勿論候幾、但去正安四年雜掌法眼嚴成、弘安年中以來、爲散在花光領之由、訴申之間、此所者、天台無動寺別院、爲六郷山内、彼執行令知行之處、令相博同山領高山法花田畢、云彼、云是、共以六郷山之由、備本證文雖陳之、弘長以來四十一年、爲散在花光領之上者、任實檢帳、可糺給每年壹貫文之由、雜掌嚴成頻訴申之間、且依爲最少地、正安四年八月四日避退嚴成畢云々、宗忍知行之條散狀畢、而正安四年、避與于嚴成之由雖申之、宗忍出帶延慶・應長・正和季貢返抄畢、不令知行下地者、何可辨季貢哉、宗忍當知行之條顯然也、然則於彼名者、所被返付社家也、至領田季貢者、任先例、可被沙汰者、依仰下知如件、

正和二年十月十二日

前上總介平朝臣（北条政頭） 在

二六 鎮西北條政顯御教書

○永弘文書
大分県史料三

（繪裏書）
「西明寺殿

來繩郷内小野名御下知」

来繩郷内小野名
ニ対スル小田原
宗忍ノ押領ヲ停
メ下地ヲ杜家ニ
渡付セシム

小田原宗忍来繩
郷内小野名ヲ返
付セズ神人堂違
ヲ忍傷狼藉ニ及

両使下地ヲ杜家
ニ打渡スニヨリ
椅子ヲ帰座ス

宗忍罪名ヲ下サ
レシムトテ請フ

字佐宮神官定基申、豊後國来繩郷内小野名事、重訴狀如此、就神領

(大藏左衛門入道)

不絀用云々、

早(依彼所守下知狀)

可沙汰付杜家、

(興行之旨) 裁許之處、小田原
(若不事行者賊) 起請之詞、可

(被注申也、仍執達) 如件、

正和三年後三月□□日

(北条政頭) 前上總介(花押)

久下左衛門□□郎入道殿

阿波五郎□□郎殿

三 大宮司字佐某書狀案

○到津文書
大分県史料一

小田原大藏左衛門入道宗忍、違背神領興行御下知、就令押領豊後國来繩郷内小野名、爲被沙汰付于杜家、去月十四日御使被莅當名之間、爲請取之、訴人并社使神人同罷向之處、宗忍依及刃傷狼藉神人堂達等、奉出椅子御座於頓宮之次第、神官等載請文言上先了、爰如今月二日重御教書者、所詮於當名者、重差遣使者、任神領興行下知狀、所被打渡下地於杜家也、至宗忍狼藉之篇者、可有嚴密沙汰、此上者、不日奉歸座本宮、可相待裁許云々、御使青木式部大夫并友枝左衛門次郎通貞、今月七日莅彼地、被打渡杜家候了、仍神官所司等、任被仰下之旨、以同日亥尅、奉歸座椅子御座候、宗忍罪名事、忝被定下候者、所仰候、恐惶謹言、

(正和三年乙)
四月七日

大宮司字佐 在判

来繩郷

二六 鎮西北條政顯御教書

○永弘文書
大分縣史料三

小田原宗忍裁許
ヲ敍用セザルニ
ヨリ社家ニ渡付
セシム

宇佐宮神官宇佐定基申、豊後國來繩鄉內小野名事、重訴狀如此、就神領興行、被裁許之處、小田原大藏左衛門入道宗忍不敍用云々、早莅彼所、守下知狀、可沙汰付社家、若不事行者、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

正和三年十一月十六日

前上北條政顯總介(花押)

安心院新三郎入道殿

深水武藤三郎殿

二九 宇佐宮神官所司等申狀案

○到津文書
大分縣史料一

宇佐宮ニ倚子ノ
扁座ヲ命ジ乍ラ
小田原宗忍ヲ嚴
科セザル非ヲ訴
フ
來繩鄉內小野名
押領

宇輔并前擬大官司千輔等注進狀者、依此事、當宮倚子御座、自大屋社尾カ、奉出馬場頓宮云々、所行之企招其科歟、仍所差遣別符孫ウツ大郎種房・和泉左衛門次郎景長也、早奉歸座本宮、可被經次第沙汰、仍執達如件云々、此條宗忍事者、致狼藉之由、乍被載之、不被仰下罪科之有無、倚子御座出御者、招其咎歟之由、被載之條、何様御沙汰候哉、宗忍之罪科者、違背興行御下知、押領豊後國來繩鄉內小野名之間、被成兩度之追御下知、使節安心院新三郎入道淨妙并武藤三郎能氏、莅彼所、可沙汰付

大友貞宗ノ使者
宗忍ノ惡行ヲ制
止セザルハ同意
ナリ

神輿ト倚子動座
ハ輕重ナシ

当名ハ別御使ヲ
以テ打渡シ宗忍
罪名ハ嚴密沙汰
アルベシ

之旨、就被仰下、今月十四日淨妙代家幸相向之間、社使并訴人定基代基郷・神人眞永・光重等、同罷向之處、宗忍及種々狼藉、凌礫神人令刃傷基郷畢、大友大夫將監貞宗之使者、橋五右衛門入道道仙・大輔法橋覺圓、祿爲(大友)鎮宗忍之惡行、雖相向于其砌、敢不加制止之上者、同意之條顯然也、凡神領興行之御沙汰者、忝最勝□殿御願也、誰人令輕忽之、何事可違犯之哉、

聞之重科也、宮寺愁吟之餘、神人堂達等、所奉出倚子御座於馬場頓宮也、神訴出來之時、擊神實經訴訟者、諸社之法也、又當宮神輿動座、及度々哉、神輿与倚子御座、共以御行之御座、六ヶ年一度之換物、更以無輕重矣、次可經次第沙汰由事、違背押領之段者、御沙汰事舊畢、將又、就今之狼藉、被實檢手負之上、御使被注進畢、貞宗(大友)既、令召向下手人於公方云々、相待裁許之外、無可經沙汰之篇、所詮、『於當名者、以別御使被打渡之、至宗忍罪名者、可有嚴密御沙汰之旨、被下御教書者、奉歸座之條、不可有子細候歟、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正和四年三月廿八日

少宮司 宮守 在

擬少宮司 保景(永也) 在

權擬少宮司 高繼 在

權神主 經輔 在

權擬神主 宮義(也) 在

「惣辨官 永氏 在

來 繩 郷

辨官盛世在

辨官實俊在

辨官清賢在

頭官人代永世在

官人代明經在

官人代明正在

官人代清言在

官人代盛勝(金光)在

貫首並貫在

貫首正吉在

大檢校神彦在

廳檢校神普在

檢校神鑿在

檢校神幸在

別當道畔在

三〇 鎮西北條御教書寫

○益永文書
大分県史料二九

「(花押)」

(朱書)
「鎮西管領御教書正案 就惣檢校注進、被成御馬警固御教書之所見」

小田原宗忍内小
野名ヲ押領スル
ニヨリ社家御馬
ヲ出ス

近隣地頭御家人
ニ守護セシム

宇佐宮神官定基(宇佐)、小田原大藏左衛門入道宗忍、背神領興行下知狀、押領豊後國來繩郷内小野名、致刃傷狼藉由事、如去月二八日惣檢校宇輔注進狀者、依此事、可奉出當宮御馬之由、有風聞云々、早相催近隣地頭御家人等、可奉守護之狀、如件、

正和四年四月二日

前上總介(北条改頭) 御判

守護代(和泉景隆)

三一 鎮西北條御教書案

○到津文書
大分県史料一

小田原宗忍ノ横
領ヲ停メテ下地
ヲ社家ニ打渡シ
宗忍ヲ蔵科ニ処
スルヲ告ゲ倚子
御座ヲ帰座セシム

宇佐宮神官定基(宇佐)與小田原大藏左衛門入道宗忍相論、豊後國來繩郷内小野名并刃傷以下狼藉事、去月廿八日請文并神官等狀披露畢、所詮於當名者、重差遣使者、任神領興行下知狀、所被打渡下地於社家也、至宗忍狼藉之篇者、且糺明之、且可有嚴密沙汰、此上者、不日奉歸座倚子御座於本宮、可被相待裁許、仍執達如件、

來 繩 郷

来 繩 郷

正和四年四月二日

(北条政通)
前上總介 御判

四八

(寺)
太宮司殿

三 豐前守護代和泉景長施行狀寫

○益永文書
大分県史料二九

(朱書)
「豊前国守護代施行狀、子細同前」

小田原宗忍ノ狼藉ニ対スル訴ニヨリ將軍家ヨリ神馬ヲ送ル

宇佐宮神官定基申、依小田原大藏左衛門入道宗忍狼藉事、可奉出當宮御馬由事、御教書如此、早可被存其旨候、仍執達如件、

正和四年四月六日

(和泉)
景 長 在判

宇佐宮檢校殿

(朱書)
「將軍家御神馬送文」

三 大宮司宇佐某書狀案

○到津文書
大分県史料一

内小野名ヲ社家ニ打渡サル、ニヨリ椅子御座ノ宗忍ノ罪名ヲ請フ

小田原大藏左衛門入道宗忍違背神領興行御下知、就令押領豊後國來繩郷内小野名、爲被沙汰付于社家、去月十四日御使被莅當名之間、爲請取之、訴人并社使神人同罷向之處、宗忍依及刃傷狼藉神人堂達等、奉出椅子御座於頓宮之次第、神官等載請文言上先了、爰如今月二日重御教書者、所詮於當

名者、重差遣使者、任神領興行下知狀、所被打渡下地於社家也、至宗忍狼藉之篇者、可有嚴密沙汰、此上者、不日奉歸座本宮、可相待裁許云々、御使青木式部大夫并友枝左衛門次郎通貞、今月七日莅彼地、被打渡社家候了、仍神官所司等、任被仰下之旨、以同日亥尅、奉歸座倚子御座候、宗忍罪名事、忝被定下候者、所仰候、恐惶謹言、

(正和四年)
四月七日

大宮司宇佐 在判

三 沙彌妙覺宇佐定基所領配分狀

○永弘文書
大分県史料三

(備前書)
「はいふんしやうのした□」

注進

上洛ノタメ諸子
ニ所領田島所從
等ヲ配分ス

上洛間、もししせん(後)の事もあらハ、おのくこ日こそ□(名字)せんために、男女のこともに、わけあたうる、そりやうてんはくくわ□(所領田島荒野)や、ならひニめうしらの事(三)
一 かんぬしたゝもとかふん(忠基)

略 ○中

□らほう丸分(と)

略 ○中

一 あいます丸分

来 繩 郷

来 繩 郷

略○中

一 あいねうこせんのふん

略○中

一 うふたこせんのふんあきの

略○中

一字佐太子のふんふ

一所 (采 綱 郷) くなわのか

一所 (苗 郷) たしふのよこ

一所 同庄ミねのさいほうかあとのへらかいやしき

所従分

一人 ミかわ 一人 かめくそ 一人 うくいす

一 おとあいこせんのふんさのへ

略○中

右、上洛間、このために、しるしおくところ也、もし万一しせんの事あらは、このおもなきを、めんく(興)にそんちす(行 郷)へき也、略之、

つきに、こうきやう(興)のへん(行 郷)ニつきて、給ハるところの御けち十通内、とらほう丸・あいます丸・あ

い。こせん(女)ニ、こうたい(後 代 郷)きけいのためニ、一つつゝとらせ候ところ也、よてこのきたの事、た(忠)も

興行御下知十通
忠基ニ名字ヲ申
宛ツ

末子ニモ配分ス
忠基子細ヲ申サ
バ父子敵対

小田原宗忍本家
社家武家ノ御下
知ヲ效用セズ

善(善)といまたようせう(幼)なりといゑとも、めう(幼)かく(善)□のあいた、ミやうし(字)を申あて候、しかるを、こ
うきやう御さた(く)とくりのならい、そうりやう御けちを給ハるといゑとも、は(宋)つし(子)にはいふん(能)する事
はうれい也、もしこのきをそむきて、たゝもとしさいを申事あらは、ふ(父)してきた(子)いのきたるへし、
すゑかすゑまでも、一ミ(味)とうし(同)んの思ひをなして、ちきやうすへき也、このほか條々略之、よてこ
日のために、しるしおくところ也、よくく、そんちすへきしやう、如件、

正和三年六月 日

沙彌妙覺(字佐定彦)(花押)

三 大宮司宇佐安心院公宣下知狀

○到津文書
大分県史料一

宮(字佐)擬神主宇佐定基申、豊後國來繩郷内(小野名)事、同國小田原大藏左衛門入道宗忍、爲省武家
神官刃傷以下重疊罪科隱蜜嚴蜜(ア、ア、ア、ア)稱賜御下知、亂入當名、致悪行狼藉由、
帶相傳之文書・本家社家代々御下知并武家知(下)、如訴申者、雖多子細、所詮宗忍不絀
用興行(沙汰力)、就定基訴申、仰使節度々雖被打渡之、猶以城檣(標)於當名之間、重仰深水武藤
三郎秋氏・入道道妙等、被沙汰付定基代官基郷畢、神人御前宮掌實永陣道等
之處、敢不絀御神寶、刃傷神官、致狼藉之條、使節注進炳(書)宮一同之大訴云々、
次對眼前當出仕之神官定基之條、奸曲亦歴然之上者、被棄破先度楚(也)代々御下
知并興行御下知以下之旨、可蒙(定)基所申非無其謂欺、而武家興行御下知嚴爲武

來 繩 郷

武家沙汰明鏡ノ
上ハ下地ヲ定基
知行シ神役ヲ全
フスベシ

重ネテ内小野名
ヲ杜家ニ沙汰シ
付ケシム

家、于今被經沙汰之條、明鏡者歟、然則於彼名□□者、(セ)早任興行御下知等、全知行、至于有
限神□□者、守先例、可有其沙汰之由、所仰下知如件、

正和五年閏十月二日(マ)

□佐宿禰(安心院安良カ)
(花押)

三 鎮西北條隨時御教書

○永弘文書
大分県史料三

宇佐宮神官定基申、豐後國來繩郷内小野名事、重訴狀□□(如此カ)、小田原大藏左衛門入道不應裁許、致狼
籍之由、先々有沙汰之處、不□□云々、早莅彼所、任先下知狀之旨、可打渡社家、猶以不敍用者、
載起請之詞、可注申、仍執達如件、

文保元年七月廿日

遠江守(北条時時)
(花押)

友枝左衛門次郎殿

阿波 五郎太郎殿

三七 沙彌宗安田地避狀案

○永弘文書
大分県史料三

御下知違背狼藉

宇佐宮領豐後國來繩郷内内小野村号増寿事

ノ御沙汰ニヨリ
内小野村(増寿
名)ヲ去リ渡ス

四五

右村者、宗安雖令知行之本主、若宮擬神主(宇佐)定基、以興行之篇、被給御下知畢、爰宗安いさゝか所存
を申につきて、御下知違背狼藉之由、御沙汰之條、おとろき存するあいた、於自今以後者、更不可
申子細、宗安領知分ハ、東ハまる やはら堺、西ハうしろ山の尾立、北ハい
したう以前の宇佐大道まで也、返渡本文書(在目)之上者、不能巨細、依先例、任御下知、可被知行候
之余略、仍爲後日狀文、如件、

文保元年十二月十六日

沙彌宗安 在

三六 沙彌宗安避渡本證文目錄案

○永弘文書
大分県史料三

(編纂書)

「文」

(目次)
〇六

内小野村本証文
ヲ注ス

〇内小野村本證文等事

〇通 郷司辨官狀 正治元年九月日

〇通 權惣檢校狀 貞永元〇月十日

〇通 良嚴狀 貞應二年十月十三日

〇通 吉元狀 寛元々年三月八日

〇通 福成狀 建久六年二月廿六日

来 繩 郷

来繩郷

五四

□通 同人狀 同年 月 日

□通 光増狀 かてい二年三月三日

□通 すけふさ狀 同三年三月八日

□通 光増狀 天福二年三月廿四日

□通 眞妙狀 建久四年二月十八日

六通 

已上十六通

□任現在、目六如件、

文保元年十二月十六日

三 宇佐宮年中行事等案

○到津文書
大 大 県 史 料 一

略○首

神訴ノタメ神輿
來繩郷高森山ニ
動座

一 元應元年二月七日、豊後國住人對安岐次郎定吉（ハ紛失畢）、依不輕社敵神訴在之、神輿御事、來繩郷之内至高森山御動座、并大神寶フタコ山ニ御動座、同社頭御閉門在之、同年七月廿九日御歸座畢、御料所者、安岐郷之内辨分并定吉神宮料物百貫文・同御神馬一疋黒毛・太刀一振友國作、則御寶前納之、同廿九日辛卯未剋御開門之次第、樂所者、東之回廊ノホトリニ着座（アカ）奏音樂

ヲ、番花摘ハ四門ヲ奉開、宿直者以下、各參勤ノ調庄(註)嚴ヲ、料物等者定吉沙汰、太(マ)宮司以下諸官致出仕、是ハ紛失、

至于御供所、大雜仕以下神人致參勤、奉調御法味、此時之御供米七石三斗・大豆・小豆三斗三升、安岐郷宮之本斗・料物七貫

しやけの□しきやうてん(カ)絹三疋・白布六端・調布三端・油三升・紙

四 宇佐宮年中行事等案

○永弘文書
大分県史料三

○首略

一 元應元年二月七日、豊後國住人對安岐次郎定吉、依不輕社敵、神訴在之、神輿御事、來繩郷之内至高森山御動座、并大神寶ヲタコ山ニ御動座、同社頭御閤門在之、同年七月廿九日御歸座畢、御料所者、安岐郷内辨分并定吉神宮料物百貫文・同神馬一疋黒毛・太刀一振友國作、則御□

□四門ヲ開キ、御殿以下莊嚴畢、此時御供□

□大豆・小豆三斗三升、

安岐郷宮之本斗料物七貫□五文、色々料物注文之前、絹三疋・白布六端・調布□・油三升・紙三十帖・釜一口・鍋二・鐵輪二本・薦(三枚・柄一合九)

○前号文書ト一部内容異同アルモ、同一文書ノ案ナラン。内容若干異ル「宇佐宮自袖始次第」(到津文書一・一三三号)アルモ欠字多シ。

神訴ノタメ神輿
來繩郷高森山ニ
動座

四 郷司代・沙汰人連署料足請取狀

○永弘文書
大分県史料三

料足一貫七百文
且納分ヲ請取ル

うけとり候、うさ正（正職南巻）てんなんろう、并くわんし御前さうしの事

合壹貫七百文者、

右、く（来繩）なわの郷そたう物内、たし（田巻）ふのなかの、辨、且所納如件、

元亨三年九月三日

（沙汰）
さた人なりかね（花押）
郷司代くにつく（花押）

四 秦吉元賣券

○永弘文書
大分県史料六

来繩郷下内小野

（端裏書）
「□ふかくのめん□とち（マ）のつくの、事」

□い（マ）かうるみやうて□のし（マ）うの□（米）のこ（下内小野）うのし（マ）もうちのを（野）の

□は（案）はたのよし（吉元）もとの□ □なり、しかるを、いまたかいの□ □しきくにのう

ち、たし□ □の□しのミやうてんに、ゑ（案）いたい□ おわりぬ、たゝこのみや□ □んいてき候

ハんと（案）きハ、かへし□ □ゐらん（案）なからんに□ □申候（案）ましく候、又か□ れ（案）まいらせ

候ましく候、又□

□のおいこしのはしの事□

□て、わたとのゝおなしみや□

□よ

しのおもてこそかきに□ □候て、まいらせ候へし、もし□ □きう候ハんときハ、かのミヤ

う□ □せられ候て、かゝれまいらせ候□ □うさうしハ、うけたまハ□ □し候したい

□_{手統}□_証□_文

のてつきせうも□ □、こにちのさたのためニ、した□ □たすところ、くたんのこと□、

□年三月八日

秦吉元(花押)

三 池田尼西阿讓狀

○松成文書
大分県史料一〇

ゆつりあたらう

ふんこのくにくなは^(采)の^(繩)かう^(郷)のうち、さの□むらよしすゑのうち^(マ)の田はくの事

一所三つゑ^(采)たけ^(繩)のした 一所三反^(郷)志しくきの□

一所五らうにうたうかいやしき

右、件^(マ)のてんはくハ、さい^(西)あ^(阿)み^(弥)た^(陀)ふ^(仏)のてより、くそ^(マ)□ゆつりゑて、ちうたいさうてんさうゐ

なきちなり、おなしくとく御せん^(マ)のゆつりのふんも、しそん□によつて、せうもんとともに、

さうてんするあひた、□おもあひそへて、ミつかとのおとはう御せんを□し申候て、やうた

ひをかきて、ゆつりあたらふると□ろ^(采)しつ^(郷)なり、いさゝか、こ日のいらんわつらいあるへからず、よ

てのちのためニ、ゆつり狀、如件、

正中二ねん三月七日

(箱 田 尾 法 名 西 四)
いけたのあまぼうみやうさいあ (花押)

擬神主宇佐定基讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(羅 裏 書)
「まご三らうにゆつる狀也、」

ゆつりあたふ

ふんこのくにのうち、たしふ(田 染 庄)のしやうの内

一所 (信 任 名)つねたうみやうの内、五らう三郎のつくり三反、おなしきいやしき

一所 おなしきくに、く(采 繩 郷)なはのかう(内 小 野)のうちのをのうち、又二郎つくり一反冊

一所 二反はん、三郎かつくり

一所 二郎三郎か いやしき

右、くたんのてんはくらハ、さたもとちうたいさうてんの、ちきやうのところなり、まご三郎にゆつりあたへ候ところ也、(元 惑)けんを三ねんニ、ゆつりて候ところ、おなしくちきやうあるへく候、のちのためにしやう、くたんのことし、

かりやくにねん三月五日

(擬 神 主 定 基)
きかんぬしざたもと (花押)

田染庄内田島等
ヲ孫三郎ニ讓ル
恒任名
来繩郷内小野名

四 宇佐宮神官等連署起請文

○到津文書
大分県史料一

(複製書)
「神官起請」

敬白

起請文

神領興行沙汰事

右、當宮衰微者、依廟領窄籠、神事陵遲者、故社務轉變之謂也、是併有本所輕行之御計、惣官無安堵之思之間、不及興隆沙汰處、今就 聖代憲政、被止本所御號、糺理運器量、被撰定當任公連宿禰之上、被付窄籠惣神領於社家、可有興行沙汰之由、拜 綸旨之條、爲神爲身一同之大幸也、然者各成自訴之思、敢不可有聊爾、將又面々所持之文書内、若可爲當沙汰肝要者、致披見可隨評議也、惣是非採擇之趣、用捨治定之篇、此衆中之外、不論親疎、更不可有漏脱也、此條申僞者、八幡三所大菩薩御討、各可蒙之狀、如件、

元弘三年九月十三日

次第不同

(高用)
明 守 (花押)

永 氏 (花押)

来 繩 郷

五九

本所ノ号ヲ停メ
理運器量ヲ撰ビ
興行沙汰アルベ
キ綸旨アリ

自訴ノ思ヒヲナ
サズ所持文書ハ
当沙汰肝要ナラ
バ評議ニ從フ
採択用捨等ハ漏
脱セズ

^(花押)宮義 (花押)

^(小世)明正 (花押)

^(義)清言 (花押)

^(世)重興 (花押)

^(世)宮比 (花押)

^(江上)信道 (花押)

盛勝 (花押)

^(池袋)宮政 (花押)

重繼 (花押)

遠輔 (花押)

信賢 (花押)

三 御装束所惣檢校大神小山田貞世申狀案

○小山田文書
大分県史料七

大官司安堵ス

小山田社免石丸
名内ヲ引募リ臨丸

^(外題)一依證文理、任知行之實、停止甲乙人非分妨、引募于小山田社免石丸名内、可全

神役、

御装束所惣檢校大神朝臣貞世解 申請 宮裁事

字在公致
一在判

┌

時雜役ヲ免除シ
神役ヲ專ニセシ
コトヲ請フ
來繩鄉彌石丸名

欲早且依重代相傳證文理、且任當知行實、給安堵御判、引募于本領小山田社免石丸名内、被免除
穫稻在家計以下臨時雜役、當宮領豐前國宇佐郡散在名田島屋敷、并豐後國來繩鄉彌石丸名田等事

一 封戸鄉分 略之、

一 向野鄉分 略之、

一 辛嶋鄉分

一 所四段ナツメ垣自餘略之、

一 葛原鄉分 略之、

一 高家鄉分 略之、

中間略之、

右、件名田島在家等者、貞世相傳知行無相違之地也、而近來動假武威、致違亂之族在之、於今者、

社家一圓御管領上者、給安堵御判、向後停止甲乙人等妨、全知行、專有例神役、彌爲抽御祈禱之忠

勤、言上如件、

元弘三年九月 日

御裝束所惣檢校大神朝臣貞世上

(裏書)〇「一」所四段ナツ
メ垣ノアタリ。

「於正文者、所令帶持也、

社司大神朝臣(花押)

御裝束所惣檢校大神小山田貞世申狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔依証文理、任〕知行(2)實、停止甲乙〔入非分坊、引募于〕(2)小山田社免〔石丸名内、可〕全神役、

御判

〔御裝束所〕惣檢校〔大神朝臣〕貞世解 申請 宮裁事

來繩郷弥石丸名

欲早且依重代相傳證文理、且任當知行實、請安堵御判、引募于本領小山田社免石丸名内、被免除
稔稻在家〔臨時雜役、當宮領豐前國宇佐郡散在〕田(2)田(屋)敷、并豐後國來繩郷彌石丸

名田〔等事〕

封戸郷分

一所壹町〔任名〕一所一段廿(2)質真得富 一所一段廿(土摩坂)同田 一所一段廿(伊多利)得富

一所二所合(タウマニ郎)峯得富

中間略之、

右、件名田畠在家等者、貞世相傳知行無相違之地、而近來動假武威、致違〔亂之〕族在之、於今者、社
家一圓御管領之上者、給安堵御判、向後停止甲乙人等妨、全知行、專有例神役、彌爲抽御祈禱之忠
勤、一言上如件、

元弘三年九月 日

御裝束所惣檢校大神朝臣貞世上

○前号文書ト同一文書案文ナリ。欠字ハ前者ニヨル。

八 御装束所檢校兼修理所別當大神小山田宇貞申狀

○小山田文書
大分県史料七

(外部)
「依證文之理、□令領掌、可全社用之、(宮成公毛)
(花押)」

御装束所之檢校兼修理所之別當大神朝臣宇貞解

申請

宮(職事之)

欲早且依次第相傳證文理、且任當知行實、

(關安堵御外部)

備後代證驗、宇佐宮領豐前・豐後兩

國散在名田畠在家等事

封戸郷分

一所七段新開門田

一所二段日足石元

一所五段卅(木、此内)

塩入一段

一所一段廿(加也)

井乃明袖(田)

一所屋敷号井上

向野郷分

一所一町修理田

一所四段梅吉弁分

一所三段卅壹原田

一所五段上林崎

一所三段賀宇乃前池田尻

一所七段臥田侍徒丸二ヶ所

一所四段廿六湯前

一所四段卅小深田

来繩郷

豊前豊後散在所
領ニ対スル安堵
外題ヲ請フ

四九 御裝束所檢校兼修理所別當大神小山田宇貞申狀案

○小山田文書
大分県史料七

(外題)
「依證文之理、任相傳之旨、令領掌、可全社役神用——在御判」
(宣成公右)

御裝束所之檢校兼修理所別當大神朝臣宇貞解 申請 宮裁事

欲早且依次第相傳證文、且任當知行實、賜安堵御外題、備後代證驗、宇佐宮領豊前・豊後兩國散在名田畠在家等事

自餘略之、

向野郷分

一所七段臥田侍從丸二ヶ所

右名田畠屋敷等者、重代相傳當知行、雖無相違、賜安堵御外題、備向後證驗、彌爲抽神事之忠勤、言上如件、

元弘三年十一月 日

○前号文書ノ案カ。

五〇 御裝束所檢校大神小山田宇貞解狀

○小山田文書
大分県史料七

佐保田徳藏丸ノ
非分ノ妨ヲ停メ

同

田畠山野

副進

一卷 神官連署狀元弘三年六月

二通 義慶讓狀同年六月五日
建武元年六月十一日

一通 社裁元弘三年九月十二日

右、稱鄉司者、神用調整之要職、社家進止之所、牢籠者、祭禮之供可怠轉之、故以譜代被賞者、古也、就中當鄉者、忝天平勝寶之聖代、被報賽神德之御封、其寄依異他、被立正御供田於此中、禁污穢制不淨之堺也、近年有鄉務之煩、其法令失墜、神役是懈怠、每事衰微之至、冥意叵測之旨、一社有評議、度々及訴訟、義慶令安堵本職之、今佐保田德藏丸非分之妨、以外之也、凡神領亡弊者、廟庭廢夷之基也、廟庭之廢夷者、可爲天下之重事之條、明時之格嚴重、靈託之文揭焉也、社家不言上子細者、公方爭被下興隆之裁判乎、殊被經群議、各給署判、且退當時之違亂、且全向後之勤役者、神定降福、世舉仰德者哉、仍所解如件、

建武四年十月 日

神官等加署ス

〔實筆〕如解狀、當鄉者、聖代 勅免之御封、尊神受納之潔堺也、廼令牢籠之旨、就社訴、義慶令安堵本職之處、德藏丸非分押領之條、以外之次第也、雖須經群議、當職相傳之上、先字貞可令達上聞哉、仍加署之、

次第不同

擬 大宮司重繼(花押)

來 繩 鄉

權擬大宮司兼祝宮政(祝部) (花押)
政所惣辨官實俊(金光之) (花押)
辨官清言(金光之) (花押)
神主平輔 (花押)
少宮司重種 (花押)
權擬少宮司重賢 (花押)
頭書生兼倉司永今(令色) (花押)
擬少宮司保範(永弘) (花押)
權神主宮比(祝部) (花押)
辨官明正(小田) (花押)
辨官兼厨別當盛勝 (花押)
官人代政義 (花押)
權少宮司仲輔(益永乙) (花押)
官人代永家(令色) (花押)
官人代信道 (花押)
權擬神主右輔(益永乙) (花押)
辨官光時 (花押)

擬神主重興(花押)
官人代時信(花押)」

○「懈怠、毎事」ノアタリ裏花押アリ。

三 六郷山本中末次第并四至等注文案

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

本山付末寺

一後山^{〔ナシ〕} 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

一山^{〔後〕} 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主相傳之證文齋明白也、當寺領^{今者字佐大宮司押領、}

一吉水山 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主相傳證文齋分明也、當寺領^{今者字佐大宮司押領、}

一大折山 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主相傳證文齋明白也、當寺領^{河野四郎多分押領、}

一鞍懸山^{〔神宮寺〕} 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主相傳證文齋明白也、當寺領^{内少く小田原助入道押領、}

一津波戸山 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主相傳證文齋明白也、當寺領^{内少く河野四郎多分押領、}

一高山 拂^{〔シ〕}料田畠山野等四至以下、院主所持證文齋分明也、當寺領^{〔多分〕小田原助入道押領、}

一馬城山^{限東赤岩辻 限南六太郎美尾 限四ハエホシ嶽 限北光廣}

院主所持證文齋明白也、但近年^{曾禰崎十郎押領、}

來繩郷

知恩寺

本山末寺

一 知恩寺 (良葉山) 拂々料田島山野等四至以下、院主相傳證文仁明白也、

本山末寺

一 辻小野寺 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 輻轡岩屋 (最勝岩屋) 良醫岩屋 朝日岩屋

夕日岩屋 聞山岩屋 (アシ) 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋 普賢 (清徳寺)

岩屋 如覺寺 (妙) 來迎寺 光明寺

一 □ 瀧寺 (傳) (限東迫 限西マイ淵) 限南サクラノ尾立 (并) 北山下美尾

委院主所得證文爾明白也、

一 辻小野寺 大谷寺 河邊 後山ノ末寺也、

彼寺領等 山香郷司家忠以來押領、

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁分明也、 (爾)

一 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 大折山末寺也、

彼寺領 小田原助入道押領、寺領四至以下 (下) 堀、本寺院主相傳證文仁明白也、 (爾)

一 中津尾岩屋 輻轡岩屋 最勝岩屋 (鞍懸山上末寺也)

彼寺領都甲四郎入道・眞玉又四郎押領、

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁分明也、 (爾)

〔一 鼻津岩屋 普賢岩屋 妙覺寺 (高山末寺) 也、

一 露寺 高山末寺也、當寺領 調幸實押領、

來迎寺

拂々料田畠山野(等四五)以下、院主所持證文仁明白也、

一來迎寺 高山ノ末寺也、限東ノウヘノ谷 限西シテノ大道
限南高田河 限北草地ノ堺

委院主所持證文仁分明也、(爾明白) 彼寺領敷地共 小田原助入道押領、

一光明寺 限東美尾 限西馬渡
限南尾立 限北尾立

委院主相傳證文仁分明也、(爾明白)

一今熊野寺 限コケラ佛 限西赤岩
限南尾立 限北稻積不動堂

委院主相傳證文仁明白也、(爾明白)

一良警岩屋 朝日岩屋 夕日岩屋 聞山岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 馬城寺末寺也、彼寺

領多分 曾根崎十郎入道押領、

寺領四至堺、本寺院主所持證文仁分明也、(爾明白)

中山

中山

一兩子寺(ナシ) 長岩屋(山) 屋山 加禮河(川) 久末 黒土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

一兩子山 限東犬太郎尾付硯石 限西若松尾
限南歳神 限北丸小野ツユノ嶽

委院主所持證文仁明白也、(爾明白)

一丸小野寺 限東辺越 限西松力尾辻
限南権現ノ辻尾 限北ツエ嶽

委院主相傳證文仁明白也、(爾明白)

一長岩屋山 限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷
限南尾ノ鼻ヨリ加礼河マテ大道 限北美尾

來 繩 郷

〔委院主相傳證文爾分明也、〕

一岩山〔屋〕 限東田原路 限西明神前道向神護石
限南鳴石 限北折花

委院主所持證文仁明白也、

一加禮河 限東屋山路 限西河〔惠〕
限南河内山辻 限北百末下追

委院主所持證文仁明白也、

一久末彼寺領一向戸次侍中禪門押領、
〔以下割注〕

一黑土〔爾明白〕 限東美尾 限西大岩屋美尾 限南小岩屋堺
限北大河内夷堺

委院主相傳證文仁明白也、

一小岩屋 限東美尾 限西堂山美尾
限南西拂 限北大石

〔追筆〕
一委院主相傳證文仁明白也、

一大岩屋 限東美尾 限西宇寺西美尾
限南西拂 限北山尾立

委院主相傳證文仁明白也、

一千燈山 限東久保アメ牛淵〔西ナシ〕 限西キコノ畑
限南七曲 限北雨乞下岩鼻〔爾明白〕

委院主所持證文仁明白也、

一横城山 限東夕子ノ隈〔乙〕 限西日ノ牟礼
限南カリ宿塚 限北松弘塚〔爾明白〕

委院主相傳證文仁明白也、

末山

〔ナシ〕 一小兩子岩屋 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

一小兩子 龍門 長岩屋ノ末寺也、

一赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋 小岩屋末寺也、

一石堂岩屋 彼寺領 号曰野畑 限東ヌウト石尾立 限西大道 限南井ノ牟礼尾立 限北麦餅石堂尾

委院主相傳證文仁明白也、

一藥師堂 料田畠四至以下、院主證文明白也、

一平等寺 尻付岩屋 五岩屋 小不動岩屋 大不動岩屋 千燈山ノ末寺也、 普賢岩屋

末山

〔ナシ〕 一見地山 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺 行入寺 清淨光寺 懸樋山

一見地 大嶽山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁明白也、

一岩戸寺 限東サヤノ本 限西赤丹畑美尾 限南柳來園下尾鼻 限北小市良ノ谷

委院主所持證文仁分明也、但今者伊勢民部入道押領、

一文殊仙寺 限東蹴野園澤 限西赤丹畑美尾 限南成佛岩立 限北岩戸美尾

委院主相傳證文仁明白也、

一夷山 付長小野 拂々料田畠山野等四至以下、

院主相傳證文仁明白也、

一小城山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁分明也、

來繩郷

一 成佛寺 限東光横廣ナハテ 限西鶴尾ノ尾立
限南島山尾立 限北ヲト牟礼尾立

〔證〕 委院主相傳證文仁明白也、
〔證〕 〔明明白〕

一 行入寺 限東關光屋尾鼻号狼 限西横嶽
限南赤松畑尾 限北美尾

〔關〕 委院主所持證文仁明白也、

一 清淨光寺 拂々料田島山野等四至以下、院主相傳證文仁分明也、
〔證〕 〔明明白〕

一 懸樋山 拂々料田島山野等四至以下、院主相傳證文仁分明也、
〔證〕 〔明明白〕

末山末寺

〔子〕 一 今夷 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山 当寺領日田肥前權守入道
押領

一 今夷 燒尾岩屋 夷山末寺也、

一 虛空藏寺 成佛寺ノ末寺也、

一 淨土寺 行入寺末寺也、
限東赤坂 限西尾鼻 限南赤松美尾 限北石齒

〔關〕 委院主相傳證文仁明白也、

一 報恩寺 限東當寺 限西丸小野
限南美尾 限北美尾

〔關〕 委院主相傳證文 明白也、

一 吉祥寺 付貴福寺 限東海掉立 限西齒澤
限南栢野 限北貴福寺大ナハテ

〔證〕 〔明明白〕

委院主所持證文〔明白〕仁分明也、

一願成寺 裏山末寺 限東美尾 限西笈立松
限南永小野 限北久保大道

委院主相傳證文〔明白〕仁分明也、

〔已上〕

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文〔之〕、所記如件、

建武四年丁丑六月一日

〔大滿帳書〕
〔享保九甲辰天閏四月六日、爲當用、令書之者也、

〔屋山長安寺
蓬山〔花押〕〕

○屋山長安寺所藏「大滿帳」ト少異アリ。「〔〕」内ハ同書。尚順序ニモ若干異同アリ。

五二 豊後國志

○国東郡
仏寺・庵寺

国東郷

文殊仙寺 在國前郷廣野村、號蛾眉山、豐鐘華鳴録曰、文武元年、小角役君肇闢此山、喜遊支那五臺、請吉祥大士、奉安于此、養老二年、釋仁開尋創業焉、大治中釋寂州住于此日久矣、欽察二祖之前業、立行精苦、漸發智證、一朝忽感

吉祥尊放光降臨室中、彌壯聖蹟、誘導州民云、

岩戸寺 在國前郷岩戸寺村、號石立山

成佛寺 在國前郷成佛村、號龍下山

東光寺 在國前郷見地村、號見地山

神宮寺 在國前郷大嶽村、號大嶽山

米繩郷

來繩鄉

武藏鄉

行入寺 在國前鄉行入村、號參社山、
護國寺 在武藏鄉久末村、號久末山、

寶命寺 在武藏鄉小城村、號小城山、

總持院 在武藏鄉兩子山上、故稱兩子寺、號足曳山、亦仁開律師所創也、文祿中、豪慶法印住焉、弟子順慶遠長抵叡、山正學院、博綜經論、昇阿闍梨位、還豐繼豪慶之緒、住兩子寺、先是六鄉諸山嬰天正之亂、大半廢亡、慶深痛惜、力事營修、兩子、大聖、千燈、無動、成佛、行入、瑠璃光等諸寺錄其功勞、各稱中興之祖、

安岐鄉

東光寺 在安岐鄉橫城村、號橫城山、

清岩寺 在安岐鄉懸樋村、號懸樋山、

田染鄉

傳乘寺 在田染鄉真木村、號馬城山、

富貴寺 在田原莊路村、號蓮華山、相傳養老中、仁開師得一大樹、用其材、造三大堂云、其樹大可思也、一在田染鄉真木村、為傳乘寺、一為此寺、一不傳其所在、真木大堂近既壞、衆相謀修理焉、專用故財、制仍舊貫、惟此堂獨儼存、堂廣方一丈餘、似有每柱及牆壁戶扉、悉皆細面諸佛像、猶如九品曼陀羅、金碧五采極精巧、盡觀美、今漫漶僅想其彷彿耳、奇古可嘆、

來繩鄉

報恩寺 在來繩鄉上來繩村、號大折山、

神宮寺 在來繩鄉奧島村、又曰馬頭寺、號鞍懸山、

智恩寺 在來繩鄉智恩寺村、號良葉山、

高山寺 號西叡山、在來繩鄉佐野村東南高山、山勢秀拔、舊有七堂伽藍、堂宇莊嚴、今廢、礎石尚存、

長安寺 在都甲莊屋山村、號金剛山、

天念寺 在都甲莊長岩屋村、號長岩山、

道脇寺 在都甲莊加禮川村、號加禮山、

都甲莊

真玉莊

多門寺 在眞玉莊黒土村、號黒土山、

無動寺 在眞玉莊黒土村、號小岩山、

應曆寺 在眞玉莊大岩屋村、號大岩山、

靈山寺 在香地莊夷山村、號夷山、

清淨光寺 在香地莊西方山村、號西方山、

千燈寺 在伊美郷千燈村、號補陀落山、亦仁聞所創也、善鳴録曰、聞嘗與華嚴、覺滿、體能、行滿、友善、時人稱之曰五大德、聞嘗率嚴滿等、登伊美五智窟、行不動法、時東北海龍王、欽仰其德、獻燈一千許、緣其靈應、寺名千燈、其號補陀落者、以安于手眼像也、

○モト續書キ。『國志』ハ右ニ(但シ富貴寺ヲ除ク)、宇佐郡弗津部(封戸)郷有後山金剛寺・吉水山靈龜寺・速見郡山香郷

津波戸山水月寺ヲ合シテ二十八寺ト為ス、トアリ。但シ寺名・莊郷比定ハ近世ノモノニシテ、中世トハ若干異同アリ。

五三 御裝束所檢校兼修理所別當大神小山 宇貞解狀案

○小山田文書 大分県史料七

(御裏書) 一山田侍從丸

(外題) 一依證文之理、任相傳之旨、令領掌、可抽神事忠勤、
(宮成公程) 一在御判

御裝束所之檢校兼修理所別當大神朝臣宇貞解 申請 宮裁事

欲早且依次第相傳證文理、且任當知行實、賜安堵御外題、備後代(設帳)、宇佐宮領豊前・豊後兩

國散在名田畠在家等事

來 繩 郷

豊前豊後散在名田畠在家等ニツキ安堵外題ヲ請フ

来 繩 郷

自餘略之、

向野郷分

一所 七段畝田侍從丸二ヶ所

右、名田畠屋敷等者、重代相傳當知行、雖無相違、賜安堵御外題、備向後證驗、彌爲抽神事之忠勤、言上如件、

建武四年七月 日

西 神官大神小山 宇貞申狀

○小山田文書
大分県史料七

(端裏書)

〔宇貞申狀有〕

(花押)

宇佐宮神官大神宇貞謹言上、

欲早預御吹舉、申成 將軍家重御教書於豐後國守護所、被退戸次豊前太郎(頼時)實名 以下輩濫妨、被

沙汰付下地於本主宇貞、全月次不退神役、同國來繩郷司職并福成名田畠屋敷山野河海等事

副進

一通 將軍家御教書 曆應元年十一月廿四日

一通 直輔宿禰書替狀 曆應三年正月廿八日

一通 宇貞師匠義慶讓狀 建武元年六月十一日

来繩郷司職并福
成名田畠等ニ対
スル戸次頼時ノ
濫妨ヲ停メラレ
ンコトヲ請フ

神官直輔本所御
奉ニ預ルモ和談
ス

將軍家重御教書
ヲ守護所ニ下サ
レタシ

来繩郷司職以下
ニツキ代官ヲ進
ジ明シ申サシム

於相傳文書者、依事繁略之、

右當郷者、天平 勅施之封戸、潔齋重役之地也、郷司職者、又宇貞相傳知行之處、戸次太郎、自鎮西大將軍（道徳）殿號給恩賞、分與一族等、去々年以來、依致濫妨、神役多背先規、禁探悉令汚穢之條、冥慮尤叵測者也、爰宇貞擬申子細之刻、神官直輔宿禰就一流之由緒、先而預本所御舉、被申成武家御教書之間、爲神官一躰之身、不可有確執之故、令和談畢、名字雖各別、可爲同心之沙汰之上者、早賜御舉、申成 將軍家重御教書於守護所、被止戸次太郎以下輩濫妨、被沙汰付下地於宇貞、爲全有例神役、言上如件、

曆應三年二月 日

○紙両端継目裏ニ花押アリ。

五 仁木義長書下

○小山田文書
大分県史料七

字佐宮神官大神宇貞申、豊後國來繩郷々司職以下事、申狀副具如此、早差進代官、可明申之狀、依仰執達如件、

曆應三年五月八日

仁木義長
左京大夫（花押）

戸次豊前（頼時）大郎殿

来繩郷

三 足利直義下知狀案

○川瀬文書
大分県史料一

來繩郷内福成吉
久名ノ戸次頼忠
分領ハ田原貞広
ニ去渡スコトニ
ヨリ和与セシム

豊前六郎藏人貞廣代覺日申、豊後國來繩郷内福成・吉久名等事

右地者、去年正月十八日、貞廣拜領之處、戸次余三頼忠字有禪押領之由、就訴申之、可沙汰付下地之

由、同年九月廿八日仰少輔太郎入道忠之處、頼忠上落之間、去六月十八日、書下之處、頼忠七月

十一日、下取本解狀後、同廿八日、進請文訖、如彼狀者、豊前六郎藏人貞廣申、豊後國來繩郷内福

成・吉久名等事、六月十八日御書下、謹承候訖、彼兩名者、爲鎮西合戰之功、自一色少輔太郎入

道、被仰戸次豊前太郎、依被配分、雖知行之、貞廣宛給御下文之上者、兩名内頼忠分領者、去渡貞

廣候訖、向後不可及違亂云々者、如貞廣狀者、去渡下地之上者、至押領之咎并得分物者、不可憤申

云々、此上不及異儀、然則於彼地者、任御下文之旨、貞廣知行不可有相違也、仍下知如件、

曆應四年九月廿一日

（足利直義）
源朝臣 在判

○紙縫目裏ニ花押アリ。

五 來繩郷司職福成・吉久名相傳次第

○松成文書
大分県史料一〇

（采）繩郷（福成・吉久）
くなわのかうふくなりよし（久忠）
の事（縁方）

来繩郷司職ハ宇
佐官神官たねと
大友親秀ニ寄進
子息野津原能泰
ニ譲ル
駿河殿(三浦泰
村カ)ニ味方シ
欠所
遠江式部大夫女
子ニ給ハル
高田とくさうま
ろニ給ハル

戸次殿一族ニ給
ハル

たうかうのかうしハ、^(郵司)うさのミヤのしんくわんたねとしと申候物より、
天友山雲路^(親秀)大とものい^(寄進)つもちとのへ、きしん申候了、

い^(野津原能泰)つもちとのより、御しそくおうたの三郎くらん人とのへ、御ゆつり候了、ちかむねと申、
^(の誤カ)

ちかむねするかとのかたせられ候て、かのところけつしよ候て、

せんたいの御いちそく、とう^(遠江)たうミのしきふのたゆふとの^(安子)によし御しやうニ、給ハらせ給て、せ

んたいめつはうまで、そのあとちきやう、せんたいめつはうとのき、^(のとカ)くけ一とうの御とき、^(高)たかた

のとくさ^(うカ)まろ、御しやうニ給ハリ候了、

志やうくん御たいとなんて、^(マ)ちんせい御しやうニ、^(戸次)へつきとの^(惣)ゝ一そく、九人ニ給ハリ候了、

来繩郷内小野名内檢帳

○永弘文書
大分県史料三

繩郷内小野^(米) 曆應四年十月十四日

□十五代	平四郎	一一反卅 ^(代カ)
□廿五代	二郎三郎	一一反廿五代
□廿代	同人	一一反廿代
□十五代	又二郎入道	一一反五代
□十五代		
□十五代		
□十五代		
□十五代		

来繩郷

○以下記サズ。

五 一色範氏施行狀寫

○碩田叢史田原文書
増補訂正編年大友史料六

来繩郷福成吉久
名ニ対スル戸次
余三等ノ押領ヲ
停メ田原貞広ニ
渡付セシム

豊前六郎藏人貞廣代貞則申、豊後國東来繩郷内福成・吉久名等事、如去月廿三日引付奉書者、退戸
次余三・□利根孫三郎・同七郎入道・河野捨四郎・野津孫太郎押領、任御下知之旨、沙汰付貞廣、
可執進請取狀云々、然早、日田肥前次郎相共、莅彼所、任被仰下之旨、致嚴密沙汰、載起請之詞、
可被注申、仍執達如件、

曆應四年十月十九日

一色範氏
沙彌(花押影)

植田大輔殿
(僧有快)

六 僧良豪田地賣券

○松成文書
大分県史料一〇

来繩郷成久名ノ
田地ヲ売ル

うりわたす

ふんこのくに(来繩郷成久名)くなわのかうなりひさみやうのうち、四のつほ三反卅のうわつかさしきの事

右のてんちハ、あにゝて候、てんないさゑもん(成久)のせうすけたゝかてより、さうてんするところな
り、しかるに、ようくあるによて、しろのせに七くわんもんニ、はたのゑもん四郎しけとしかう
けふミの狀、おなしくしやうふつかてつきの狀、ミやすけのかきくたし狀お、あいそへて、なかく

來繩郷内よしす
系名ノ田畠ヲは
たのひんかしの
又二郎ニ契約ス

とをく、すみとのに、うりわたししんし候ところ、しつなり、すけたゝかてつきハ、るいけんたる
によて、そゑしんせす候、りやうかうかし（良）し（務）、そん（附）く（心）にいたるまで、いらん申ましく候なり、
しさい□候ハ、さいくわニ、申おこなわれ候へく候、
よてのちのために、うりけんの狀、如件、

かう（兼）ゑ（永）いくわんねん七月八日

僧良豪（花押）

二 沙彌正永契約狀

○松成文書
大分県史料一〇

けいやく申候、

ふんこのくに來繩郷よしすゑみやうの内てんはく等の事

一所卅 たけのした

一所三たん くきのふけさへた田

三たんのふん

一所いやしきの事、五らう入道□かり

右、くたんのてんちハ、いさゝかさい候ニよて、はたのひんかしの又二郎とのニ、かのほんもん
そを、けいやく申てまいらせ候、きやうこういらんのきを、申へからす候、よてこのためニ、狀
くたんのことし、

來繩郷

貞和二ねん三月十日

沙彌正永(花押)

六三 比丘尼景椿申狀

○余瀬文書
大分県史料二五

〔端裏書〕
「比丘尼景椿申狀 貞永四十廿七」

比丘尼景椿目安言上、

来繩郷佐野村釈迦堂敷地ニ対スル本密ノ乱訴ヲ停メ安堵セラレシメコトヲ請フ

早依相傳道理、任代々請取狀、ほん^(本)みつ^(非)かひ^(分)ふん^(望)のそみをやめられ、^(當)ち^(知)き^(行)やう^(全)おまたくせん
とおもふ、^(采)く^(繩)な^(郷)わ^(佐)のかう^(野)さの^(村)むら、さかもとの釋迦堂のしきち一所事

副進

一通 系圖

一卷 代々さうてんのせうもんのおん

二通 盛行盛有^{法名}きしやうもん^{本密}

右とうちハ、正治ねんちうよりこのかた、さうてんた^(三)ちきやうさおいなし、しかるあいた、曾祖父きやうふつ、堂舎おこんりうし、めんてんらお、きしんせしむるところなり、よて代々かうむつ^(マ)くわんれいの時、かんれう^(建)を^(立)さ^(免)たし、りやうしやうのあいた、うけとりしやうふん^(番)みやう^(進)なり、就中、^(當)たう^(郷)かう^(郷)御くわんれいのさいそ、^(最初也)りやくお^(三)□『二ねん十月三日、御たいくわんゑまつ^(當)の三郎ひやうゑ、ならひニ田所りやう人、うけとりをいたされ、ほうりうたうちきやうしさいなし、爰ほう

ほうりうより護得

りう、去年（通）七月（状）たかひの時、景椿ニゆつり給ふあいた、たうちきやうさおいなきところに、ほんみつ（室地カ）
一つ（通）のしやうおたいせず、御かきくたしをかすめ申、かのとうちを、あて給ハるへきよし、のそみ
申てう、かん（秤）ほう（謀カ）うきわまりなきものおや、景椿祖母ゑんめう、ならひニしそんらにいたるまで、ふ
ちうあるへからさるよし、きしやうもんをかきなから、やゝも（寸）□れハ、へうりのさたをいたし、わ
つらいをなすてう、かん訴きわまりなし、然早、さうてんのたうりにまか□（表裏抄）
やうにより、ほんみつ（非分）つか、ひんぶん□そみをやめられ、たうちきやうをまたくして、こう□ □御
きたうを、またくせんかために、目安言上、如件、

貞和四年十月 日

三 字佐永保範得分物注進状

○到津文書
大分県史料一

〔端書〕
一當社字佐宮兼番長保範注進状、番長所帶得分物等事

貞和四年十二月廿九日

注進

御炊殿番長所帶得分物等事

一御菜米毎年參拾捌石内田原別符仁參拾石 田染庄系永・重安陸石、末久貳石、賜社家御下知、已上參拾八石

一御炊殿御供稻内一年中餽物參拾八束分米一石二斗八舂 三舂法

御菜米
田原別符・田染
庄系永重安名

来 繩 郷

来 繩 郷

又節料拾束分米二斗 アツカエノ稻十束二斗
二舛法

已上一石五斗四舛

御煎油

一御煎油一斗五舛内

二月御祭三舛田染辨分 五月會同未時二舛秋吉一舛 六月御祓會由丸一舛 永正一舛 御放生會

秋吉二舛 是行一舛 十一月御祭 爲包一舛 行成一舛 缺物五舛 代一貫

貫庄今吉名

一御供菓子等、自貫庄今吉名御蘭 四種(薯カ)

暑預(薯カ)一籠五十本 野老一籠 栗一籠三舛

串柿三連 莛三枚 二季冬春御祭并五月會進之、

代一貫(薯カ)近年沙汰之、

国衙ヨリ甘葛煎

一五五月會、自國衙甘葛煎一舛、瓶子ニ入之、瓶子ノ代五百近年ハ、三百文、

一每節自御倉進于御炊殿紙等、一年中九拾八帖也、

此内幣帑十六帖、又十二帖番長取之、

一御炊殿加用雜仕等事

封戸郷四人雜仕二人 加用二人 向野郷四人高家・辛嶋

安岐郷二人雜仕一人 加用一人 来繩郷二人同 大家郷二人同

一自深水庄翁丸名御蘭、栗ノ上分進之、三斗、

惣都合四拾貳石一斗。四舛

御炊殿加用雜仕

封戸郷 向野郷

安岐郷 来繩郷

深水庄翁丸名

横山浦今手名・
小今手名

一六ヶ年一度御行幸會御殿替、同御還遊御供米柒石、賜社家御下知、
一同御行幸會瀨社御供米事

横山浦今手・小今手名内免田六町 分米黑米七石二斗一段別一斗二舛 白米六斗一段別一舛 油六舛段別
一合 菓子已下雜事等無懈怠、

已上八石

恒松名

山下保藤丸名

一同御行幸會時、安心院妻垣社御供米恒松名沙汰、御供米拾貳石、雜事細々物々等仁五貫文
一同時寺領山下保藤丸名國檢田事

白米六斗一段別六合 黑米四斗一段別四合 秣五斗段別五合 又一段仁馬鑿子三筋辨之、鑿八二段二

一口 又打替秣『三束 昏三帖 油 炭木 已上參石

一同時大根河社ノ覆勘料米一石并大盤三前代布在之、錢一貫

一三十三年一度御還宮并御還宮御供米事

遷宮二八

拾五石以下雜事等、自豊後國勘渡之、

遷宮二八

筑前國五石 筑後國五石

肥前國五石 肥後國五石

豊後國二石 常見二石五斗

来 繩 郷

来 繩 郷

得善二石五斗

菓子以下雜事等見例文、

已上五拾石遷宮・遷宮、加雜事等定、

一同御還宮之時、古ノ御器・佐良・御服以下御炊殿分預之、

一同御還宮・御遷宮之時、被物饗膳在之、

一御炊殿造營并御遷宮之時、得分在之、

右、注進如件、

外ニ大雜仕女ニ下行分、小雜仕女下行分

貞和四年十二月廿九日

兼番長宇佐保範(永弘)(花押)

大雜仕女・小雜
仕女下行分

文書三十七通ヲ
借ル

六四 けんあみ文書借券案

○永弘文書
大分県史料三

□^(か)り申候ところ(文書)もんその事

なかまさみやう(興行下知)こうきやうけち一つう

つなたうみやう とうきやうけち一つう

すゑつきみやう

かなまるみやう

来繩郷内小野

(附) 小野 うちのおの こうきやうけち、おなしくふるさうの大くらさへもん入道そうにん、きやうこういろハしといふきしや

ゆきなりミやう

ミつなミミやう

ひやけかいもと

□^(イ)、^(ハ)めうしやうよりこのかた、さうそくてつき・□^(ウ)うきやう御けち・御くたしふミ・しゆこの□^(エ)

しきやう、かれ^(ニ)■^(コレ)三十七つう、かり□^(ホ)候、さたの後ハ、しやてい永野さへもん三郎殿、□^(ヘ)系し申

候へく候、後のために狀、如件、

貞和五年七月十八日

けんあミ

六五 藤原田 貞廣讓狀

○大友家文書録
大分県史料三一

(証判)
「一見畢

(足利義隆)
御判

文和三年九月廿四日

讓與、所領等事

所領ヲ嫡子徳増
丸ニ讓ル
来繩郷福成吉久
名地頭職

一豊後國玖珠郡内山田郷・帆足郷・古後郷・飯田郷等村々地頭職、並來繩郷内福成・吉久名等地頭

職委細見本
御下文

一所同國香地庄地頭職

来繩郷

来 組 郷

八八

舍弟等ヲ扶持ス
ベシ

右所領等者、貞廣爲勲功之賞、拜領當知行地也、而於今者、嫡子(氏能)德増丸爾、相副御下文以下證文等、永代所讓與實也、但舍弟等不背命、有忠者、爲德増丸計、可加扶持也、仍讓狀如件、

觀應元年十月廿六日

(前題)
藤原貞廣 在判

六 某申狀

○永弘文書
大分縣史料三

(裏打紙端裏書)

(下カ)

宮社司番

(段カ)

神官

(九題ノ一部)

「觀應二年二月十日(花押)」

謹言上、

封戸郷以下ノ諸
郷田畠屋敷等ノ
安堵ヲ請フ
封戸郷 向野郷

辛嶋郷
野仲郷
来 組 郷 岩 男 名

欲早且依當知行、且任(念)驗證文、賜安堵御下知、備後證、當宮領豐前國封戸□屋三間・向野郷河嶋田四□二段・烏帽子形田七丈・梅吉田四段・桶懸田三段十・熊野田□畠一段・上分世町四段・大路山田四段・葦出口田七反・瓶□田卅代・牟田四段・宇佐曹司當住屋敷・秋吉屋敷・河□葦屋敷三ヶ所・櫛屋敷六ヶ所(今者)□地・巫垣二段・長畠一段・土□三段・師子田出口七丈・大畠三段・河嶋荒野田中屋敷□□・辛嶋郷高岩木田一町・船橋田二段廿五代・津美田二□(段)・野仲郷□田八段・清水殿田四段・木□田五段・屋敷二ヶ所・□・豐後國來繩郷岩男名屋敷・堀田荒野□(等)事

副進

一卷 公驗手繼證文等

本領ハ下文下知
以下公驗等明白
買得地ハ手繼証
文歴然

右、於所々本領者、高祖父榮定・榮重等、所給□□下文・御下知以下、公驗等明白也、至買得之地者、手繼^(証文)□□等歴然也、仍當知行雖無相違、賜安堵御外題、□□龜鏡、爲全領掌、粗言上如件、

^(正平五卷)
觀應元年十一月 日

^(裏打紙裏書)
「觀應元□□り明和九マテ□百廿□年ニ成」

六七 都甲^大神^大惟元軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

^(端裏書)
「源」

高田ニ馳參ジテ
以來所々ノ軍忠
ヲ上申ス

都甲彦四郎惟元申、爲直冬^(正和)誅伐御發向之間、去年九月十日、馳參高田以來、於所々御陣致忠節畢、就中同年十二月廿五日、大神筑前次郎・土岐藏人大郎^(マ)以下御敵、打出豊前國系口原之間、爲前懸之隨一、抽軍忠畢、加之、迄于同國安心院・津布佐・深見以下凶徒沒落之期、抽忠節候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平七年正月二日

進上 御奉行所

^(証判)
「承了、

^(大友氏時)
源(花押)」

大友氏時証判ヲ
加フ

來 繩 郷

六 宇佐宮神官等僉議狀

○永弘文書
大分県史料三

僉議

今年延文九月廿六日辰、田染孫三郎入道、打入神領豐後國來繩鄉內小野名、致惡行狼籍(マ)子細事

右、彼入道亡父定基、或令放埽、或屬武家之間、有宮寺群儀、被解神官名字、被收公知行神領之刻、

於田染庄重安・永正・小手則・恒任・末次名等。田部氏女由緒之由、就申之、預吹舉、給 將軍家

御下文、當知行無相違、至當名者、社家進止之處、伺擾(乱)之隙、亂入當所、破損神寶、刃傷神人

等、及放火苅田已下(之種)惡行狼藉之條、好而招重科者也、早如此(子細於守)護方訴之、可被斷罪其

身哉、於彼等一類者、(任社例、披止、神領内)出入之條、不可有豫儀矣、仍僉議如件、

(延文四)
年九月廿八日

次第不同

權大宮司公内(置成) (花押)

擬大宮司公經(置成) (花押)

權擬大宮司宮比(置成) (花押)

少宮司(置成) 右輔(置成) (花押)

辨官兼頭書生永朝(置成) (花押)

田染孫三郎入道
來繩鄉內小野名
二乱入シ惡行狼
藉ヲナスニヨリ
守護方ニ訴ヘテ
罪科ニ処シヘテ
ハ神領内ノ出入
ヲ止メシコトヲ
僉議ス

孫子光房九二所
領ヲ讓ル

讓與

来 繩 郷

○継目裏ニ権大宮司公内花押ニアリ。

六九 沙彌妙圓香志讓狀

(外)
可(不)有相違、可令神役、

○永弘文書
大分県史料三

(奥書)
「明和九マテ四百十三年ニ成」

- 神主 居輔 (花押)
- 權擬少宮司(永弘)重輔 (花押)
- 官人代 永武 (花押)
- 擬少宮司宣輔 (花押)
- 官人代 頼繼 (花押)
- 擬神主 高輔 (花押)
- 權擬神主諸武 (花押)
- 「官人代 正勝 (花押)
- 擬神主 家輔 (花押)

—
(室成公房)
(花押)

妙圓分領散在名田畠山野等事

當宮御領豐前國宇佐・下毛兩郡内 田畠屋敷等

一同國香志田村地頭職

一豐後國石垣庄内末吉・末國名田畠等

同國田染庄 (名) 〇〇等

一同國來繩郷内名田等

惣四至坪付、見于本證文、

右、所々散在名田畠山野等者、妙圓相傳當知行、〇〇相違之間、(無之)先年、令分讓數子男女訖、而今嫡子

(内重子カ)息光房丸、雖爲同孫子、依不便思仁、(重臣)内重讓〇〇、悔返之、(弟)相副次弟調度之公驗證文

等、限永代、〇〇光房丸實也、敢而不可有他妨、次妙圓讓相〇〇孫等中仁、或相傳于他人、或有窄

籠事者、光房丸〇〇、仍爲後證讓狀、如件、

(貞治心)正平廿二年八月一日

(香志田)〇〇 (沙弥妙圓花押カ)

吉 宇佐氏女解狀

〇益永文書
大分県史料二九

(外題)一件田畠山野等者、且依對州外題、且任相傳、不可有領掌相違、可全神役、

—— (花押)

豊後國來繩郷内
小野名田島等ニ
對スル安堵ノ外
ヲ請フ

半分ハ宮成ニ寄
進

宇佐宮ナラビニ
彌勒寺諸官ニ豊
後國來繩郷内小
野名ノ証判ヲ請

不可有相違、

（花押）
宮成入會

權少宮司兼番長（永也）重輔宿禰妻宇佐氏女解申宮裁事

欲請殊依公驗證文等理、任當知行實、賜安堵御外題、備後證全領掌、豊後國來繩郷内小野名内田
富山野等子細狀

副進

一卷 公驗手繼證文等

右當名者、祖父若宮神主定基、以去正和年中、預興行御下知之時、於半分者、令寄進宮成、至半分
者子孫相傳候、氏女當知行無相違、然早賜安堵御外題、爲備後證全領掌、勒子細以解、

正平廿三年十月 日

七 宇佐氏女解狀案

○益永文書
大分県史料二九

權少宮司兼番長（永也）重輔宿禰妻宇佐氏女解申請 宮 〔寺御証判事〕

欲請殊依公驗證文等理、任當知行實、賜御證判、備後證全領掌、豊後國來繩郷内小野名田島等子

細狀

副進

來繩郷

一卷公驗手繼證文等

右當名者、祖父若宮神主定基、以去正和年中、預興行御下知之時、於半分者、令寄進宮成御領、至半分者、子孫相傳之、氏女當知行無相違、然早各賜御證判、備後證爲全領掌、勒子細以解、

正平廿三年十月 日

(証判)
一任解狀旨、加署之、

次第不同

權大宮司公内 在判

權擬大宮司右輔 在判

權擬少宮司高輔 在判

惣辨官田部盛顯 在判

擬神主手 輔 在判

官人代田部盛維 在判

少宮司宣輔 在判

辨官兼倉司永朝 在判

擬少宮司居輔 在判

權擬神主敦輔 在判

官人代頼比 在判

寺

別當道賀在判

別當賢舜在判

別當神護在判

別當神音在判

別當神聰在判

別當弘高在判

寺主神宜在判

權寺主神兼在判

都維那神長在判

別當神珠在判

別當道秀在判

別當神光在判

別當光世在判

○永弘文書三七二ノ二号卜同一文書案。但シ該文書ハ証判ノ大部分ヲ欠ク。欠字ハ同案文ニヨリ注ス。

来繩郷

七三 小山田社免石丸名坪付注進狀

○小山田文書
大分県史料七

〔外題〕
「任度々社裁等之旨、於穫稻以下雜役者、所令免除也、

注進

宇佐小山田社免石丸名坪付事

合

小山田社免石丸
名ノ坪付ヲ注進
シ檢注入勤ヲ停
メ万雜役免不輸
メノ御判ヲ賜ハラ
ンコトヲ請フ

小山田貞興知行

一 社司貞興知行

向野郷内清水力迫

一所參段

同郷内ハヤシサキ

同郷内河類ノ本屋敷

新左衛門尉貞男
知行

一新左衛門尉貞男知行

向野郷内カイモト

一所貳段廿代

封戸郷内橋水入江

河類當住所

上毛郡内石坪

一所四反

大神龜益丸知行

一大神龜益丸知行

向野郷内小山田スヽリ

一所貳段卅代

封戸郷内カリノハナ

一所壹段廿代

上毛郡内大路田

一所壹町

同郷内せハリ

一所卅代

辛嶋郷内ツカタ

一所貳反

封戸郷内橋水入江ノ井上

一所屋敷

同郷内上せハリ

一所卅代〔横枕〕

来繩郷内ヨコマクラ

一所參段

向野郷内河類ノ當住屋敷

一所屋敷

學頭淡路僧都知行

一學頭淡路僧都知行

来繩郷横枕

〔宮成公評〕
〔花押〕

高宇田伊與阿闍梨良理知行

- 封戸郷内定伏名
- 一所壹町
- 向野郷内ハヤシサキ
- 一所五段
- 辛嶋郷内高岩木
- 一所四反

- 向野郷内小山田井尻
- 一所卅代
- 同郷内下神木田
- 一所參段
- タテノ
- 一所卅代

- 同郷内旺庄
- 一所貳反卅
- 同郷内フタイタ
- 一所壹反廿
- 同郷内小山田井頭
- 一所卅代

山香權擬官知行

- 高宇田伊與阿闍梨良理知行
- 辛嶋郷内ライタ
- 一所五段
- 葛原郷内石丸
- 一所四段

- 同郷内ムツタ
- 一所貳反

- 同郷内アシワラ
- 一所貳反

重安知行

- 山香權擬官知行
- 封戸郷内岩本
- 一所貳段
- 同郷内伏田侍徒丸
- 一所參段

- 向野郷内池田尻
- 一所參段

- 同郷内加字前
- 一所參反

円通寺知行

- 重安知行
- 封戸郷内得万富吉
- 一所參段
- 同郷内麦田
- 一所壹反廿

- 向野郷内ヒトロヲ
- 一所四反
- 同郷内岩田
- 一所壹反

- 同郷内樋懸
- 一所貳反卅
- 同郷内ナシモト
- 一所卅

戒光院坊主知行

- 円通寺知行
- 封戸郷内日足ノサヤノマヘ
- 一所貳段
- 同郷内小山田加字前
- 一所貳反卅

- 向野郷内下二榎
- 一所貳反
- 同郷内牟田小深田
- 一所貳反卅

- 同郷内大和
- 一所貳段
- 小山田西迫
- 一所貳反

- 戒光院坊主知行
- 向野郷板平ナラタ
- 一所參段

- 同郷内ハイノホリ
- 一所貳段

- 同郷内カセ
- 一所參段卅

來繩郷

来 繩 郷

同郷内小山田齋田
一所貳反

同郷内牟田ヨシナシ
一所參段

葛原郷内石丸
一所五反

中尾孫五郎知行

一 中尾孫五郎知行
向野郷内牟田町坪
一所貳段

同郷内牟田ナウカハナ
一所貳反

八龍寺知行

一 八龍寺知行
向野郷内岩田
一所貳反

同郷内クツシカハナ
一所貳段

向野道妙知行

一 向野道妙知行
封戸郷内垣内田
一所五段

同郷内日足サノマヘ
一所參段卅

同郷内ヒウチカタ
一所壹段

同郷内日足前田
一所七反

大阿知行

一 大阿知行
向野郷内板平之田
一所貳段
向野郷内スヽリ
一所壹反廿

同郷内神木田
一所貳反

同郷内小山田笛フキ
一所參段

辛嶋郷内棗垣
一所四反

面々知行分

一 面々知行分
向野郷内牟田
一所七段 大夫律師跡、備前阿闍梨
妙秀知行
向野郷内行永
一所貳段 修学院上野房
神穀知行
葛原郷内木塚
一所參段 同両人跡
同郷内高岩木
一所四反 高田臨齋庵
同郷内竹下
一所壹反 同人

同郷内小深田
一所貳段 同跡、上野阿闍梨
成内知行
辛嶋郷内スカウ
一所陸段卅 葛原八郎跡
上田右馬四郎跡
辛嶋郷内黒河
一所五段 高家又五郎跡
向野郷内行永
一所卅代 僧柔瑤
同郷内伏田侍從丸
一所四反 尼衆理本

菊丸北殿知行

- 同郷内小山田園田
- 一所壹段 尼衆忍恵
- 同郷内アシキ
- 一所參段 向野郷司
- 封戸郷内淵上
- 一所壹段 溝口十郎

- 同郷内石走
- 一所參段 高田溝部又太郎
- 同郷内小山田カイモトノ木
- 一所壹反 光隆寺知行
- 向野郷内垣本
- 一所貳反 卅 左衛門四郎

- 同郷内牟田カイワラタ
- 一所貳反

高兼知行

- 一 菊丸北殿知行
- 封戸郷内カヌキ
- 一所五段
- 向野郷内サクラ
- 一所壹段 廿 城田殿跡ニ
- 高家郷石丸ヒラノ
- 一所屋敷

- 向野郷内林崎
- 一所貳反
- 同郷内ハヤシサキ
- 一所貳段 修学院備前阿闍神

- 同郷内益取垣
- 一所參段
- 原田
- 一所參段

宇佐郡新開荘内

一字佐郡新開庄内

- 一所參段 号 榎園

- 一所屋敷 同所

- 一所貳段 田代垣

下毛郡

一下毛郡

- 一所壹丁号 亀町

- 一所參段 号 園田

上毛郡

一上毛郡

- 来 純郷

来 繩 郷

豊後国来繩郷

一所壹丁号清水町

一所壹丁号久木

一所壹丁号木下

一所壹町杵杷

一所同所屋敷

一豊後国来繩郷

一所壹反廿

一所六反

一所五段

一所壹反垣内、号

一所貳丁上野号松林

一所壹反垣内、号

右、名免田畠屋敷等者、任先例、被止檢注入勘、在家穫稻已下雜役等、賜万免不輸御判、彌爲全祭

禮、^(註)註進言上如件、

正平廿五年二月廿七日

小山田社司大神朝臣貞興

○紙継目裏毎二、花押(宮成公居)アリ。

七三 吉弘一曇氏書狀

○永弘文書
大分県史料三

田染庄重安名以下二関スル狼藉ノ訴ヲ高崎ニ注進ス
来繩郷内野尾名ニツキテモ注進スルヲ告ゲテ人嗽訴ヲ停ム

一日預御札候之間、則進御返事候畢、抑田染重安以下名々事、於下地者、任先規令知行、至御神事者、無退轉可致沙汰之旨、度々申候了、而致放火狼藉、及刃傷打擲候之由承候、驚入候、適今明高崎へ、以事書、條々申談子細候ニ、^(田原縣)左近藏人入道殿事、可有尋御沙汰之間、可申注進候、松尾彦九郎事、直可相尋候、次ニ内野尾^(来繩郷)『名事、就此御狀承候、同相尋之□候て可申候、神人嗽訴之段、被宥仰候之條、就公私悅入候、每事期後信之時候、恐々謹言、

九月十四日

(奥切封)
「(墨引)」

(吉弘氏輔)
「曇 (花押)」

吉弘一曇氏書狀

○永弘文書
大分県史料三

来繩郷内小野名
ニ関シ伊美五郎
入道ニ申スノ間
物語アルベシ

御狀委細承候了、

抑内小野事、巨細之□、伊美五郎入道殿申候之間、定可有物語候哉、兼又白布・弓十張給候了、大
切候之處、喜入候、每事期待信候、恐々謹言、

十月一日

(吉弘氏輔)
「曇 (花押)」

宇佐少宮司殿 返事

吉弘一曇氏奉書

○永弘文書
大分県史料三

味方ニ參ジ忠節
ヲ致スニヨリ田
染莊・来繩郷内
小野村内ノ地ヲ
宛行フ

田染庄永政名□□九郎本知行分田地五段□□居屋敷本役・同名内闕所分・同國
來□郷内小野村半分壹町五段在□□、彼所々、今度最前馳參高□□間、且依忠節、且任由緒、所被宛
也、但有限御公事等、任先例、可致沙汰之狀、如件、

(種徳)
應安四年十一月十五日

(吉弘氏輔)
「曇 奉」

来繩郷

三 大友氏繼感狀案(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

(縮裏切封ウハ書)
一 都甲三郎四郎殿

氏繼

(墨引)

凶徒等攻寄鞍懸城之處、連日合戦、每度被抽軍功之由、承候、感悅候、彌可被致奔走候、恐々謹言、

(大友) 氏繼

卯月五日

都甲三郎四郎殿

○都甲三郎四郎ハ、応安頃ノ人物。

七 田原氏能知行宛行狀

○松成文書
大分県史料一〇

來繩郷吉久内、秋吉淨願跡土貢拾貫分事、於國東郷給所替、市丸彌次郎所宛行也、早可被打渡下地之狀、如件、

應安五年二月十三日

(田原氏能) (花押)

沙汰人等中

來繩郷吉久名内
拾貫分ヲ國東郷
給所ノ替リトシ
テ宛行フ

鞍懸城ニ攻寄セ
タル南軍繫退ノ
軍功ヲ賞ス

○秋吉浄願ハ「秋吉文書」〔『大分県史料』一〇〕参照。

㊦ 來繩郷内小山田免田彌石丸名坪付注進狀

○小山田文書
大分県史料七

〔(縮寫書) 豊後國來繩郷内
小山田免田彌石丸名坪付
注進

豊後國來繩郷内
小山田免田彌石丸名坪付注進

注進

豊後國來繩郷内小山田免田彌石丸名坪付事

合

ヲタ 一 所五段

ハタノコケ
アマコセン

御田マノ弥石

ヲカタノ
ニコセン

同クマ

一 所貳段

タイラノマイ
五郎カアト

御田ハ

一 所貳反

作人ウ四郎
カアト

同

一 所貳段

ハタノムクノ
スケ入道

同クマ

一 所貳反

西ノ孫二郎

〔(裏) 永勝
(花押) 〕

御田ハ

一 所貳反

同

一 所貳反

右、注進坪付如件、

應安五年卯月十一日

大神貞男 上

㊧ 足利義滿袖判下文

○入江文書
大分県史料一〇

〔(足利義滿) 花押

來繩郷

來繩郷

田原徳一九二所
領ヲ安堵ス

下 田原徳一丸(鑑貞)

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豐後國田原別符半分内

參分壹・同國田原別符内波多方半分戸次丹後守 頼時跡・周防國岩田保岩田左近將監 跡・肥前國山田庄阿蘇彈正 少弼治時

跡・豐後國安岐郷日田宮内少 輔詮永跡・同國光一松名(阿南庄)・同國玖珠郡山田郷原田次郎 跡・帆足郷・古後郷志津利 孫

・飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄・國東郷信濃入道 行珍跡・同國武藏郷・同國櫛來別

符・同國日出庄戸次筑前次郎 朝直跡・筑後國竹野庄内東郷・山本郷宇都宮常陸前司 綱跡等地頭職事

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

ハ〇 後圓融天皇綸旨案

○圓福寺文書
大分県史料一〇

綸旨

大徳・龍翔・圓福寺事、寺領失墜、佛閣荒廢之條、所被驚思食也、殊被專三寺之興隆、可祈四海之
安全給者、天氣如此、仍執達如件、

八月四日

左中將時光

徹翁和尚禪室

大徳・龍翔・圓
福三寺ヲ興隆セ
シメラル

法政山泰雲寺ヲ
明巖鏡昭中興ス

八一 泉福本山末山由緒略

○末山由緒略
大日本史料七ノ一三

(豊後) (國志) (米西)
同州同郡同郷上來繩村

法政山泰雲寺

人皇四十四代元正天皇、靈龜元乙卯、西叡山仁聞菩薩帥創、永德三癸亥、泉福寺明巖鏡昭禪師中興
開闢、正徳年中、法外圓説和尚再中興、法地相成候、

八三 郷政田地賣券

○松成文書
大分県史料一〇

うりわたすてんちの事

来繩郷佐野村内
ノ地ヲ三貫文ニ
売ル

ふんこのくに、くなわのかうさ(佐野村)のゝむらよしすゑ名内三反田内二反

香々地市丸そう
きう方

右件てんちハ、はたのひかしの二らうさとまさ、ちうたいさうてんの地なり、しかるを、いまよう
くあるによて、代のようとう三貫文ニ、か(香々地)ち(市丸)のいちまるのそうきうの御かたへ、したいのせう
もんにてつきおおいそへて、やうねんをかきて、うりわたすところしつなり、もしかのところニわ
つらい候ハ、そのあきらめを申へく候、又御とくせいこうきやう候とも、いきを申ましく候、よ
てこにちのためニ、うりけんの状、如件、

来繩郷

来 繩 郷

至德三年丙寅十一月八日

郷 政 (花押)

八三 青字田畫像石刻銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字美和

蓮正・妙西・妙道・妙音・妙珍・大願主道念、

至德二年□月十三日

○六地藏図アリ。

八四 大宮司到津家明貞奉書 (紙折)

○松成文書
大分県史料一〇

来繩郷成久名内
ノ地ヲ押領スル
ニツキ子細ヲ明
シ申サシム

高田勘解由判官入道申、來繩郷成久名内四坪四段事、押領之旨、帶證文所被訴申也、何様次第哉、
不日可被明申候(以下折卷)由、所候也、仍執達如件、

元中五
嘉慶二

九月廿日

明 貞 (花押)

高田
且過坊主

重ネテ成久名三
段ニツキ左右ヲ
申サシム

来繩郷内成久名
ノ地ヲ高田某達
乱

八五 某書狀

○松成文書
大分県史料一〇

たかたのかけゆの二郎入道殿申され候、成久名内四坪三反の事、先立三郎殿より尋狀をくたされ候に、是非のさ右を申されず候、何様の子細候哉、善惡を注進申さるへく候、無沙汰あるましく候、又作毛以下の事は、如先立、被仰中(ト、)とに、暫をかるへく候、恐々、

八六 増阿書狀案

○松成文書
大分県史料一〇



畏言上候、

□先日御書あつかり候處、後、不入申候事、惶入候、□又尋出候まゝ、鳥のあらまき一巻、雜紙一束進上仕候、至乏少候、惶入候、く、

一來繩郷内成久名しの坪三反卅事、御知行候を、高田のかけゆの二郎入道殿、違亂おまうされ候て、
(致珠)くすのねう(如)ほうし(法)とのニ、三度まで参られ候て、此沙汰人をやとひ申候て、
(致珠)くすへ(如)まい次第證文を、ねう(如)ほうし(法)との、御めニかけ申て候程ニ、無子細候へハ、めて

来繩郷

たく畏入候、此次第證文を、行松の上ら(ツカ)の御□へ、まいらせ□申へく候、愚身か此御かへ書を、
あ(ツカ)□かり申て候を、此人きかれ候て、中くにすちなき事お、まうされ候、私ニかやうに候處、御
心得(の脱カ)ために申上候、此由可有御披露候、恐惶謹言、

十二月十一日

増阿

竹田津藏蘭殿

八七 田原親貞書狀(紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

伊美ノ内ノ分モ
知行スベシ
来繩郷内ノ地ハ
京都料所
下地モ記シ分ク
ベシ

(伊美)いミの内、なかかわや万のちきやうふんも、かたくちきやう候へく候、その分きた候へく候、
(采)く(繩)なうのかうの内、こんとふきの物給所の事、(都料所)けつしよとしてとりきたあるへく候、これハ(京)きやう
とれう所に候間、このとくふんハ、(自余)しよの事ニめしつかうましく候、下地なとも、しるしわけて、
くわしく申され候へく候、そのふんを、三らうさへもんニ、申付られ候へく候、あなかしく、

(田原カ)親 貞(花押)

正月廿八日

(松)まつなり入道殿

八八 青宇田畫像石刻銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字美和

明徳二年二月廿五日敬白、大願主一道・同道念

○弥陀来迎図アリ。

八九 永保奉書

○財前市十郎文書
増補訂正編年大友史料九

(花押)

内小野名半分ヲ
永弘權大官司ニ
安堵ス

神領豐後國小田原内小野名半分事、任次第證文之旨、知行領掌不可有相違、可令存知其旨給之由、
仰候也、仍執達如件、

明徳三

十二月十八日

永弘(筆方)權大官司殿

永保

九〇 大官司到津家助氏奉書(紙折)

○永弘文書
大分県史料三

来繩郷内小野名
ニ関シ兩度ノ問
状ニ応セサルニ
ヨリ廿三日以前
ニ參陳セシム

番長兼擬大官司(重輔)申、来繩郷内就内小野名事、兩度成問狀之處、于今無音之條、何様之子細候哉、所
詮來廿三日以前、參不被明者、可被付論所(以下折返)彼方之由、所候也、仍一執達如件、

明徳四

六月十七日

高田圓福寺

助奉氏(花押)

長老

来繩郷

九二 大宮司到津公貞家助氏奉書(紙折)

○永弘文書
大分県史料三

高田円福寺三ヶ
度ノ書下ニ無音
ニツキ内小野名
半分ハ重輔ニ付
シ半分ハ公領ニ
点置ス

番長兼擬大宮司重輔申、豊後國來繩郷内小野名事、高田圓福寺住持方仁、兩三ヶ度被成書下之處、無音云々、太以違背之咎難遁歟、(以下折返(金)手)「所詮致半分者、先沙汰付重輔、今於半分者、可被點置下地於公領之由、所候也、仍執達如件、

明徳四
六月廿一日

助 氏(花押)

高田收納使殿

九三 大宮司到津公貞家助氏奉書(紙折)

○永弘文書
大分県史料三

来繩郷内小野名
半分社家分ヲ寺
家ヨリ支フルヲ
停メシム
事実ナラバ寺家
分ヲモ収公ス

(采繩郷)くなふのかうの内々小野の事、先度はんぶんハ、しけに沙汰しつ申候了、いまはんぶんハ、社家より知行之ところニ、こなたの分を、寺家よりさゝゑられ候よし、そのきこゑあり、いかやう(以下折返)「のし(返)たいそや、事實ならハ、しけのふんをも、おさへ知行あるへき也、このおもむきをそんちして、かたくそのさたを、いたすへきよし也、あなかしく、く、

「(異筆)明徳四」
八月十四日

助 氏(花押)

いや八ところニ

来 繩 郷

香志田ノ惣地頭
職以下ヲ讓ル
田染莊重安・恒
任・永正・小手
則・末次名
来繩郷金丸名

来繩郷内ノ田地
二反ヲ孫まこま
つ丸ニ讓ル

一 かうしたのそうちとうしき(香志田)

一 たしふの庄うち重安・つねたう・なかまさ(田 惣)・なかまさ(永 正)・こてのり・すへつきみやうらの事(小手 則)

一 いしかきのしやうすへよし(石 垣)・すへく(永 正)に二みやう事(西)

一 くなわのかうかな丸みやうら事(糸 綱 郷 金)

一 そうしておうちめうゑんのちきやうらハ、一所ものこさす、ちきやうすへき物なり、よてのちの(惣)

ためゆつり狀、くたんのことし、(紗 巴)

應永二年壬七月十三日

ふちわらの直重(藤 原)(花押)

「田染書狀也、」(宛 筆)

九 五 沙彌増久讓狀

○松成文書
大分県史料一〇

ゆつりわたすくなわのかうの田地事

合貳段 ———— 定

右田地ハ、さのゝ三段田内之二段と(也カ)ころ□、はたの東殿より、沙彌増久代用途六貫文、永代はいとく相傳所實也、しかるにいまにをいてハ、孫まこまつ丸ニ、本證文はいとくの狀ニ手繼相そへ、ゆつりわたす處實也、子々孫々にいたるまで、たのさまた氣なく、知行りやうしやうすへきところな

り、仍爲後證ゆつり狀、如件也、

應永五年（五） 戌霜月十日

沙彌增久（花押）

六 沙彌某・左衛門尉某連署奉書

○到津文書
大分県史料一

田原次郎・因幡
八郎・永正・正幸
ノ田染・庄内・永
・恒任・金丸・永
等ヲ押領スルヲ
シテ知行セシム

字佐宮擬大宮司（永弘）重輔子息彌五郎榮重分領、豊後國田染庄内永正名・恒任・金丸・光並・行成・須加
牟田壹町并内小野事、（永福徳）近年押妨人等雖在之、任理運被裁許、榮重當知行之處、號字佐田中子時大宮司
成敗、田原次郎・同因幡八郎・永正長門入道正幸、去年以來押領云々、太招罪科者歟、所詮任度々
安堵、彼名々於如元沙汰付榮重、可被執進請取狀、若彼違亂人等、雖有申子細、既無理訴之旨、先
度細碎被究御沙汰上者、更不可有御許容者也、就中正幸押領所々事、如去應永五年十月十三日御書
下（念）□、召出訴論人糺決之處、正幸依不帶一通公驗、被點置□所云々、然者、殊嚴密可被致其沙汰候
由候、仍執達如件、

應永十年六月三日

左衛門尉（花押）

守護御代官殿

沙 彌（花押）

六 永正のこれしけ起請文

○永弘文書
大分県史料四

田染莊内田地下
作職ヲ預カルニ
ツキ起請ス

来繩郷内小野名

野心腹黒ノ儀ヲ
掠申サバ田地ヲ
召上ゲ罪科ニ行
ハルベシ

「あつまり申候、

御しんりやうふんこのくにたしふのしやうの内、すかむた一丁、なかまさみやうの内さるはミ三

反、御ここのまゑの卅田、おなしきたけそえ十のけさくしきの事（下作懸）

右な（承）かまさ（懸）・つね（任）たう（金）・かな丸（内）、ならひにうちのを（小）のみやう（名）いけハのてんちら、たしふのいや五郎

よししけ（重）の、さうてんたうちきやうさおいなきち也、しかるを（二）、なかのゝすけ三郎、おなしく大と

ヲみのすわうのすけ申ことくハ、（武家社家）「これしけらかのミやう（内）の（二）内ニ、せうふんのけさく、さうそ

くのしさいありと申候について、これしけふけしやけ（案ニナシ）になけき申候といゑとも、申ところを（墨抹カ）

きかせられ、もとのことく、よししけりうんニまかせ、ことごとく御あん候（心腹）うゑハ、かさねて

これしけ、一ここのきを申さす候、しかりといゑとも、あいたしきあいた、へちきの御ふちニ、

あつかるへきよし、なけき申候あいた、すかむた一丁・さるはミ三反・御ここのまゑ卅・たけそえ

十のけさくしきを、あつまり給候うゑハ、このほかニ、あやまでも、しんるいきやうたいのきニよ

り、あるいハゆいしよとかうし、あるいハけんもんのちからおたのミ、よししけ御ちきやうのミや

う（野）のう（心）ちニおいて、ふけしやけ（腹）にても、やしん（思）はらくろのきを、これしけかすめ申候ハ、か

のてんちを、もとのことくめし上なし、へちのさいくわを、申おこなわるへく候、又御たいかうの

きた候て、御さいふさいちんのときハ、きたようとう人そくともニ、かうりよく申へく候、もしこのてういつわり申候ハ、

にほんこく大せうのしんき、へつしてたうしや三しやの御はつを、これしけまかりかふるへく候、

おうゑい十二年卯月八日

なかまさのこれしけ

○紙背及ビ紙継目裏ニ花押アリ。首部「」内ハ、案文ニヨリ補フ。

六 永弘重世置文

○永弘文書
大分県史料四

誠置

田染庄内名々及
ビ来細郷内小野
名等ニツキ置文
ヲ記ス

以下條々事

一 彼名々をすはいの子ニわけゆつり狀をしたゝめおくへき所に、此四五年のうさのふそ^(物)う^(懸)によて、

いまたかきさためおかざるものなり、なをもそうく方々の御公事によて、ふさたならば、ちや^(麻)

くしといゝそう^(マ)そう^(マ)りやうたるうゑハ、光世のはからいとして、八人のきやうたいに、わけゆつ

りあたふるへきものなり、たゝしそうけんの事は、あに『おとゝによてわけあたふるへきなり、

一同國くなわのかううちのお名と田染つねたう名をハ、光世ニゆつるへきなり、そのふんを存知せ

らるへきなり、たゝしかのうちを名はんふんか事ニおいてハ、せん^(先)とへふの女しやうに^(二)後^(期)りや

嫡子光世ノ計イ

内小野名・恒任
名ハ光世ニ譲ル
ヲヘふの女性半
ヲ一期知行

うしゆに、ゆつりわたしをはん(心脱カ)、いさゝか一後之間、いろん(心)のきあるへから(心)□、光世かの女しやうをふちせしむへきなり、

文書ハ弥五郎ニ
預ク

一彼田染之名くならひにうちのおのも(んぞカ)の事ハ、一通ものこさすさたのために、いや五郎にあつけをく所なり、せけんしつまらハ、たしかにうけとりて、面々のゆつりにまかせて、わけかんとすへきなり、もし又かのもんそをおしむ事あらば、公方に申て、上さいをあをくへきなり、

一かの名くニをいて、かやうにさため□とも、重世一後之(開カ)□、はからい□知行『すへきなり、條々其しさいあり、

一御公事ニよて、ありきをせしむるあいた、かやうに申おく所なり、此五かてう、相そむかんともからにをいて、ふけうさいくわたるへきなり、よておきふミ如件、

應永十二年きのとのとりとし八月七日

擬太宮司兼番長重世(永忠)(花押)

父きやうたいにおいてハ、一み同心のおもひをなすへし、もし又心くニあらは、彼ちを知行すへからず、よて狀如件、

同月同日

重 世 (花押)

(異巻)「重世とハ重輔之まろの名のり也」

○紙継目裏ニ重世ノ花押アリ。

五カ条ニ背カバ
不孝

來繩郷内ノ地ヲ
田原親幸ニ打渡
サシム

九 生石定勝・古庄秀次連署奉書

○後藤敏宏文書
大分県史料一〇

來繩郷内、任去月廿三日御下文之旨、田原親幸方莅彼所、可被打渡由候、仍執達如件、

應永十六年十一月四日

(古庄秀次入道良忠)
丹波守(花押)
(生石定勝)
沙彌(花押)

來繩郷政所殿

100 來繩郷宗門名田畠注文案

○北和介文書
大分県史料二

來繩郷宗門名ノ
田畠ヲ注ス

豊後國來繩郷内宗門名田畠等事

□^〇所五段アケフケ

一所五段エノ本

一所一段十御田マノ六杖田

一所一段廿コマ田

一所一段廿畠北サヤノ本

一所塩屋一間アリ

一所五段息

一所一段廿同エ^〇本

一所廿ヨライナシ

一所一段十五代ソノ田

一所三段ソクヤシラ

塩屋

御田マ(御玉カ)

來繩郷

来 繩 郷

三月十二日

光 永 在 判

一 一 八

101 高田圓通寺堅遵施行狀(紙切)

○北和介文書
大分県史料二

(細裏切封)
「(墨引)」

来繩郷むねかと
名神用米ヲ中坊
ニ渡サシム

く(采)なわのかうの内、むねかと(余)名神用米の事、せんとの御書下のむねニ任て、中坊ニさたしわたすへ
きなり、あなかしく、く、

(異事)
一應永十八日
三月廿九日

(墨引)
(花押)

くにひろ所

やすみつ所

102 延快奉書(紙折)

○北和介文書
大分県史料二

来繩郷包重名不
断経供米ヲ中坊
ニ安堵ス

来繩郷包重名(不カ)断経供米事、任支證、不可有(相)違之由、所候也、仍執達如件、

四月廿四日

延 快 (花押)

中坊律師御坊

六郷離山ノ衆徒
当寺務代ノ非例
ノ雜役段錢ヲ課
スルヲ停メラレ
ンコトヲ請フ

御屋作催促

段錢同前

坊領役田ヲ罪科
ナク押妨

退転ノ堂社坊領
ヲ注進ス

103 六郷滿山離山衆徒等申狀

○六郷山文書
太宰管内志下

六郷離山ノ衆徒等一同謹上^(言脱カ)

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代住職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、

上者令致隨分奔走勤仕申之處、御待造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷^(念脱カ)此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同

前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應微分、依之、或先規舊例之法會神役等令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年月事、當山所々坊領并有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理由^(マ)紬之本主事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲無私曲、條退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸之眉、彌可致御祈禱之精誠^(マ)祈狀之旨、如件、

應永十九年巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○モト統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

一〇四 某 書 狀 (紙切)

○北和介文書
大分県史料二

来繩郷高田宗門
名ノ神用米ヲ中
坊ニ沙汰シ渡サ
シム

高田の宗門の御神用の事、^(高田)角方申さるゝ子細を、去年社家より供主の方へ、被仰といとも、ふそく
によて、りやうしやう申されさる處に、^(高田)事をもとつけず、あまさへゑのものとの御しんようをさへ、
さへ申さるゝと、^(高田)其きこへあり、^(高田)所詮きつそくに、中坊へさたしわたし申へきなり、あなかし

く、

〔異筆〕
「應永廿」
六月廿八日

(花押)

ふくまん

たうせい所

一〇五 神 教 書 狀 (紙折)

○北和介文書
大分県史料二

宗門之御神用事、此間之使なとも、無正躰候間、自是態申候、此使可有御勘渡候、恐々謹言、

〔異筆〕
「應永廿一」
十月七日

神 教 (花押)

高田角殿

宗門名御神用ヲ
使者ニ勘渡セシム

田原田染正供米
及田染莊來繩郷
内尾名ニ対スル
違乱ノ成敗ヲ請
フ

106 到津公弘書狀

○到津文書
大分県史料一

擬^(マ)太^(永弘)宮司重輔申、田原・田染正御供米事、字佐□方及違亂候、數代當知行之處、如此無理、預誠
御沙汰候者、恐悅候、次田染彌五郎知行分、田染庄内所々、并内尾名事、背度々御成敗、是又田中
押領同前候、兩條無相違候様、被懸御意候由、所仰候、恐々謹言、

正月十一日

公弘(到津)
(花押)

佐保殿

107 到津公弘書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔端紙切封〕
一 (墨引) 一

内小野半分寺
家知行分ヲ沙汰
シ付ク

内小野半分寺家知行分事、先日任證狀、沙汰付申候了、隨而難去人方より、口入子細候、以別儀、
暫被閣候者、令悅喜候、此後知行之時、不可有異儀候、恐々謹言、

〔二十九〕
□月五日

公弘(到津)
(花押)

永弘少宮司殿

米繩郷

108 高田圓福寺祠堂錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

高田円福寺祠堂
錢一貫五百文ノ
ウチ一貫文ヲ請
取ル

高田之圓福寺祠堂錢、

應永廿四年四月一日一貫伍百〇取之内、かつく請取申候、

九月廿七日一貫文請取如件、

應永廿四年九月廿七日

寶 壽 (花押)

109 大宮司家專使吉用明兼奉書(折紙)

○永弘文書
大分県史料四

雑仕女一人ヲ公
役トシテ差出サ
シム

〔御〕炊殿御雑仕〔女カ〕壹人事、任先〔例〕、爲公役、差封□□、被進宮由所候也、仍執達如件、

〔德〕永廿九

六月二日

〔言用〕明 兼 (花押)

〔米〕繩郷司殿

110 大内氏奉行人連署奉書

○湯屋文書
大分県史料二

宇佐宮番長重輔申、御供所年中加用雜仕事、諸郷司重役以爲先例之處、曾不勲云々、太狼藉也、堅

加用雑仕懈怠ニ
ヨリ諸郷司ヲシ

テ勤仕セシム

可被加下知、但至向野郷司分者、無懈怠云々、尤神妙也、所詮猶令闕怠者、可被注進交名、就左
右、可有殊沙汰由候也、仍執達如件、

應永廿九年九月廿二日

沙 彌 (花押)
沙 彌 (花押)

杉 伯 耆 (重綱) 守殿

弘中美濃入道殿 (喜伏)

一一 宇佐宮行幸會等諸役支配注文

○矢野文書
大分県史料二

行幸會

行幸會時

妻垣社仁御臨幸事

申日 一於大路山之中 号御馬 奉休御輿、著饌酒肴

佐田庄内正覺寺勤 (某書) 一社司神主 (黒印)

同日、妻垣下宮仁御臨幸時者、頓宮借屋以下御供御酒、次著膳等、恒松名 (勤之方)、秣以下、何松名勤
之、

西日 一自妻垣下宮上宮仁御臨幸時者、頓宮以下御供、次著膳等社司役也、立花御燈等在之、

同日、唐河社仁大御鋒御臨幸時者、祭料以下津布佐庄内唐河田地勤之、

津布佐庄

恒松名
何松名

来 繩 郷

同日、自妻垣上宮下宮仁御歸時者、又御供已下著膳等、恒松名勤之、秣已下何松勤之、妻垣三社御（日カ）輿御供、

一字佐仁御歸日者、著膳已下又恒松名勤之、大概舊記如此、

行幸會時諸郷庄社役事

新開庄

一行稻六十六束内、卅三束新開庄勤（之）、

一縫殿二字六間之内、一字二間新開庄勤之、

一銅下知事、三十兩新開庄

一鍬下知事、同炭、新開庄分鐵五十延也者、

一色々雜物下知事、新開庄分几絹三文
牛皮一枚

一八丈絹下知事、新開庄分二疋四丈、使何松

一御絹帳緒門麻下知事、新開庄五十把

一御泥障并御踏造料新開庄分米一石五斗

一几絹下知事、新開庄分四疋弁分二疋
用緒二疋

一騎兵・夫下知事、新開庄分、騎兵五人、夫五人

五月會

五月會

一乘尻饗膳二十前

諸郷庄辨分致其勤之處、近年萬押口、

封戸郷・來繩郷

封戸・來繩・新開辨分勤之、

大嘗會分 八月始巳亥日間

一 相撲饗 諸辨分勤之、

新開莊・來繩郷

近年者新開・來繩計勤之、

六月宮符五月三日成御枝御神事

安岐郷・上毛郡

一 自安岐郷至于上毛郡(カ)同前

此外石垣・新開・田染・大野マテ(カ)□角田皆辨分勤、各五人、騎兵五人、宮符也、

石垣莊・田染莊
大野莊・角田莊
放生會

放生會

自朔日十五日次第

石垣弁分・新開弁分

十三日石垣辨分・新開庄辨分煎米三斗三舛
白酒三斗三舛□

放生會宮符

田染弁分

一 田染辨分・石垣辨分・新開辨分

津隈莊・貫弁分

津隈・貫辨分、同夫十人

放生會

一 相撲饗膳可勤仕事

件饗膳諸郷之辨分勤之、

封戸弁分

近年封戸辨分・新開辨分勤之、

來繩郷

來 繩 郷

一 二 六

右、大概所擇出、如件、

應永卅年卯月 日

二 三 正 能 打 渡 狀

○北和介文書
大分県史料二

來繩郷内宗門名之事、□月十八日任御書之旨、宇佐中坊打渡申候、仍□狀如件、

應永卅二十一月廿日

正 能 (花押)

宇佐中坊

來繩郷宗門名ヲ
宇佐中坊ニ打渡
ス

二 三 志賀親賀・佐保永智連署奉書案

○松成文書
大分県史料一〇

〔(繩裏書)〕 □ □ □
〔(花)〕

宇佐神領豊後國來繩郷辨分成久名四坪内、田地參段、并祖父親昌買得地事、任證文之旨、永領知不
可有相違候由候、恐々謹言、

祖父買得地ヲ安
堵ス

十二月十九日

〔(佐保)〕 永 智
〔(志賀)〕 親 賀

田原千代松殿
(頼氏カ)

二四 永弘光世書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏切封ウハ書〕

(墨引)

内小野事 田河殿

尙々、荷之事、此使□申候狀事、同前候、

此一兩日歸宅候、隨而上洛事、菟角此間申候へ共、是非共ニ登候はてハ、不可叶之由、面々異見共候ほとに、萬事任神慮領掌申候、登舟にて候間、未定日をも不存知候、就其、先立申候荷借給候へく候、是に候荷をまいらせ候て、とりかへ申たく候へ共、出仕具足を入候て、餘所へ尋候、身も明日ハ逗留候へく候、此使ニ借給へく候、又先立申候有徳坊狀の事、今さ様の子細を、きわめ候はんためにてハ候ハす候、案文をまいらせ候、同此使ニ給へく候、

内小野文書ヲ質
ニ置ク

〔采頼郷〕内小野文書内、興行下知二通、同大宮司公世社裁、小田原宗安の東西南北おさして、起請文のうらかき

のさり狀、其外少々候しを、先年宇佐中坊ニ、宮迫二百文のしちニおきて候、狀ニハありあいとつくりて候、御心得のため申候、如此したゝめ給候へく候、〔以下紙背〕「若又此人たちの事ハ、いつもしやうたいなき、沙汰つくりの人たちにて候ほとに、ちかつきなんとしおほせられ候て、たゞうちこめておき候てハ、後日いかやうの事をか、かすめ候はんすらん、その御ため、身のため、しかるへからす候ほとに申候、恐々謹言、

来 繩 郷

来 繩 郷

一一八

應永卅三

二月廿七日

(永弘)
光世 (花押)

二五 永弘光世田地去狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内名々来
繩郷内小野名々
社家ニ返付ス

宇佐宮領豊後國田染庄之内、重安・末次兩名并内小野名以下所々事、したいの關所に候て、宮成より御成敗候て、重安直重當知行處ニ、其身さいくわニよて、武家より御成敗候きさミニ、田染神主せんそ代々の重書をもて、愁訴之條、任理運、嚴重ニ社家ニ被返付了、尤かの地を早く御せいはい候へくと、存候といへ共、年來の愁訴入目等、盡期なく候間、まへから我々(相)あいかゝ(抱)候て、人々の借錢以下、返行可仕候、如此に申事、いさゝか等閑事にて、申さず候、若光世子と孫々の中ニ對、いらんさまたけをいたさハ、光世か子孫(尊)のかうハあるへからず候間、へつしてさいくわ、申おこなわれへく候、此上ハ神役をまたうし、ちきやう相違あるへからず候、よて爲後日さり狀、如件、

應永卅四年十二月十三日

(永弘)
光世 (花押)

二六 永弘光世番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

(裏打紙端裏書)
「當社下宮社司番長」

〔同美書〕
「明和九マテ三百九十五年也」

(宮成公佐力)
(花押)

讓與

宇佐神主榮佐所

當宮番長職、并所々御供米(御菜力)米免、豐前・豐後兩國神領當知行地一所不殘所々事

一所小野・岩崎正御供米、并中村御蘭田(者喜多坊力)内畠地壹町、但五反者當知行也、五反(者喜多坊力)押妨、藁

宮時莊

垣御蘭八段護國寺知行、下毛郡内宮時小油用途者、上田別當ニ、代貳拾貫文本物返ニ置之、其外所々御菜米免、散在田畠以下者、不及誌、

田染莊・田原別

符
來繩郷内小野名
半分

一所田染庄重安・末次兩名之事、不殘一所、田原別府御供米、并田染庄所々御供米同前、

一所來繩郷内小野名半分、但此所ニおるてハ、數輩之女子在之、各寄合、かたのことく、庵室のかたちをなし、おのく思合、二親之後世をとふらふへき者(字)、若又各所存ニて、ちりくにな

る事あらハ、榮佐之可爲計者也、雖然、庵室をもつはらにして、(字)行躰無子細候者、田染兩

名年貢米之内(字)時、一石庵室ニ合力すへく候、

本自見名

一所御炊殿燈油免下毛郡本自見名田畠等

(字)□佐郡向野・封戸・高家・辛嶋之郷々内、散在□田畠在之云々、普勇代々、多分本物返ニ被置

之了、□中ニ重安分田七八反在之、是等者除而、十九房ニ□、同ひかけ二反卅・同堺おき田

地二反卅□、同喜多坊本物返ニ被置了、料足有時、請返可知行也、彌勒寺領山下田地壹反

廿・封戸郷内小畠の免二反・□用作坪四反・豐後(大分郡津守郷)勾保神用之内二貫文・每年分高村□分、十

彌勒寺領山下以下
下毛十九房ニ讓
ル
勾保・高村長分

來繩郷

九房ニ讓所也、

(追筆)「一所四反十代

一所六反くいた」

一所二反おの田 一所一反廿ゑほしかた

一所四反となた

一所一反卅くまの 一所四反かわしまの
いけた

同所三反(追筆)一廿いやしろその」

一所番長本屋敷五反かわつら畠

一所宮佐古谷屋敷

一所十如房屋敷、(徳)安門坊ニ本物ニ入置、一所三反奥二郎大夫
屋敷

まんそうの荒野以下文書、悉安門坊ニ先年しちニ置了、其外南ニ中そのゝ屋敷とかうす、妙見の平をかけ(てぶ)□其中也、是も安門坊ニ一貫五百文ニ(童子丸)□□、

一所畠地九反卅江嶋上□地け□んゑい作とかうす、

一所三反つひたとかうす 一所一反廿やへのこたけ

(一所七)□□四反いたひらむめいし

一所四反いたひらのひら田

(一所七)□□三反卅ならもと

一所しほや三間封戸郷内、
文書明白也

一所畠地一丁中野、
はたけ 一所一丁いくらのはたけ

一所田地一反廿ゑしま小路出口 同所屋敷三反

一所三反永はたけと
かうす 同三反永はたけ上下

一所(四カ反)□反くりやはたけ 一所二反つかさねはたけ

□所三反いちいち木の北ほり立
のつらを北ニまわつて 一所四反とくちの上重安分

秋吉口ノ今ノ光
世居屋敷ハ十九
房ニ譲ル

田染栄重ノ所ニ
ヨリ田染庄内名
々及ヒ米繩郷内
小野名等ニ対ス

一所五反いちいきの□の^(上方)島地

一所一反廿はし^(下)つての
はたけ

一所くすの木の屋敷^(但半分ニおいてハ先年宮成ニ寄附申候了)

塚事ハ、中ニ大榎木二三本あり、其より西ニ井アリ、

也、其より佐智大膳居屋敷ノ戊亥のすミ、島地一反廿者、貴船御敷地として、光世當知行也、同

佐智大膳當時之□屋敷も、同光世當知行也、「五反^(換指)にしひかし」

一所秋吉口之今の居屋敷以下、散在之田島ゆつりわたし、一所を不殘、惣領神主榮佐、永代知行不

可有相違者也、但秋吉口のいまの光世か居屋敷事ハ、しゝうは、十九房ニ可讓也、但彌三郎榮佐

めいニそむき、人たらさらんニハ、不及是非候、仍爲後日讓狀、如件、

正長元年八月十一日

權擬大宮司光世(花押)

「この狀とも自訴^(業筆)にてこそ、かき候へく候へとも、□うひやう^(音)ニよて、□かゝせ候也、」

○紙縫目裏ニ花押アリ。欠字ハ案文ニヨリ註ス。

二七 某裁許狀

○永弘文書
大分県史料四

字佐擬大宮司^(田染)榮重申、豊後國田染庄内光□^(並)・行成并恒任・金丸・永正名・須加牟

田壹町・同内小野事者、應水貳年以來度々被經御沙汰、任理運、被沙汰付重輔、當知行之處、田原

米組郷

ル田原次郎ノ押
妨ヲ停ム

次郎・同八郎・水正長門入道殿、非カ□分押妨云々、事實者太招罪科歟、剩號宇佐田中方成敗、如此□
沙汰之由、有其聞、於彼所々□

二八 田染榮重起請文

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
一田染殿せいもん狀」

田染・小田原之沙汰事、公私ふさたなく、かいふん明申へく候、いさゝか彌三郎とのニたいし、二
心あるましく候、牛王ほう印候はす候間、たゝかミニ告文を申候、もし此條偽申候ハ、八幡三所
御討を、榮重罷かうふるへく候、身の事無力無極時分に候へハ、御扶持肝要候、恐惶謹言、

正長元年八月十一日

(出巻)
榮 重 (花押)

權擬官御内

二九 某安堵狀案

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内御菜免
・来繩郷内御菜免
等ヲ安堵ス

字佐宮領番長大夫兼行分、田染庄内重安・末次名者、御菜免、田□庄吉内森下田地五段正御供田、
并來繩郷御菜免内尾名半分等事、守先例、可其沙汰之狀、如件、

永享五年
十一月十三日

宇佐宮番長大夫殿

二〇 大友親綱安堵狀

○永弘文書
大分県史料四

田染庄内名々・
來繩郷内小野名
等ヲ安堵ス

豊後國田染庄内、永^(正)口名・恒任・金丸・光並・行成・須賀牟田壹町、并内小野事、爲御神領上者、
不可有知行相違候、恐々謹言、

十一月十五日

(大友)
親綱(花押)

田染圖書助殿

二一 大宮司安心院世家專使助增奉書

○永弘文書
大分県史料四

行幸会ニツキ諸
郷雜仕女ヲ催促
セシム

就當年御行幸會御供所雜仕女之事、諸郷成折紙候、任例、可有御催促之由候也、仍執達如件、
永享七
六月一日

助增(花押)

番長殿

二二 田原親勝知行宛行狀(紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

香地・國東兩所
内五十貫分ヲ松

於香地・國東兩所内、前後土貫五十貫分事、爲給所々宛行、如件、

來繩郷

來 繩 郷

成美濃守ニ宛行
フ

永享七年十月廿日

(田原)
親 勝 (花押)

松成美濃守殿

一三 田原親勝知行宛行狀 (紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

松成左馬助ニ武
藏・國東兩郷内
十貫分ヲ宛行フ

於武藏・國東兩郷之内、土貢十貫分事、爲給所々宛行、如件、
永享七年十月廿日

(田原)
親 勝 (花押)

松成左馬助殿

一四 昌光・氏實連署奉書 (紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

(田原親勝)
「 (花押) 」

來浦村内深見塩
房丸跡ヲ松成左
馬助ニ渡付セシ
ム

(國東郡)
來浦村内深見塩房丸跡事、松成左馬助方爲給所、可被渡付候、
永享七年
十二月六日

氏 實 (花押)
昌 光 (花押)

來浦政所殿

二五 田染榮重書狀

○永弘文書
大分県史料四

内小野名文書四
通ヲ預ク

先年法印御時、内小野文書四通をあつけ置申候、但四通之内一通、先申給候、殘三通者追可給候、又永弘彌三郎知行地ひかけの田地の事、有徳坊より御沙汰あるへきよしの事ニよて、おいおちの中の事候、彼ひかけの事は、いかみをいたし、道やり候てくれ候へきよし、仰候て、殘三通文保元年七月廿日近江守成敗、一通正和三年後三月二日前上總介御成敗、正和五年閏十月二日大宮司社裁、已上數三通をとゝめられ申候、不祥之事ニ候へ共、異見堅可申候、若永弘彌三郎承引不申候者、ひかけの田地の事、公方へ御申御沙汰あるへく候、其時者、彼三通文書をハ、此方へ返可給候、當御坊事、師匠之御事候間、身の等閑あるへからす候、

永享八年三月十五日

(田染)
榮重(花押)

二六 永弘榮佐契約狀

○永弘文書
大分県史料四

内小野名ヲ田染
神主ニ預ケ料足
十貫文ヲ借ル

内小野名之内、□□知行分之事、先年親ニテ候(永弘之時也)光世□□、榮重(田染)さり候を、雖給候、御文書の通といさい一見申候うへ、いま申談候事候間、彼之在所を預申候、御知行さをいあるへからす候、然者、當用事候料足を拾貫文、御かり候て可給候、若その分なく候ハ、此狀ニよるましく候、仍爲後日

来繩郷

狀を、進候、恐々謹言、

文安元

十二月十二日

田染神主殿

榮(永弘) 佐(花押)

二七 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

内小野名半分

態進人、抑此間ハ不申(マ) []、いつ比御出府候哉、身之 [] 歸宅仕候了、兼又内野尾

名半分ノ事、よしすけ(采佐)ニけいやくいたし候事、御存知したいニ、今又内出ノた二段、まつより二郎
六方ゑニよしすけこきやく、同ひら出た一反、ゑのき田一反、ほりき [] 左衛門ニけいやく候、こ
の狀うけ取候、うつしミの所へ []

○采佐ノ名ニヨリ、ココニ収ム。

二八 來繩郷内小野名文書質券

○永弘文書
大分県史料四

〔(御裏書) 神領内小野名御下知兩通案小田原方へ遣〕

○本書二六号 (正和三年後三月 [] 日 鎮西北条 政頭御教書) 案。
本文省略。

來繩郷内小野名
文書二通ヲ入質
ス

○本書二八号（正和三年十一月十六日鎮西北条政顯御教書）案。
本文省略。

此正文者、小田原方ニ、出擧のもミ五斗のしちニ、入置候也、

寶德三年かのとのひつし二月廿四日

三九 小田原秀繼書狀

○永弘文書
大分県史料四

□之狀 □ 時分ニ候、その □ □ たしニ反・同とう □ □

大 □ □ 給候、

内野尾ハ、栄佐ヨ
リ買取ル

態進人、抑一昨日懸御 □ 畏入候、しのひニより万てうはうなくいまニ申候、兼又これよりこそ申
候すると存候處ニ、御懇比ニしめし給候、城く目出度畏入候、仍内野尾内小野の事、よしすけ栄佐より一か
うかいとり候處ニ、かの方ふちん候間、たよりをうしない候ところニ、 □ □ 蒙 □ □
五郎丸御落人と申候、又ハまゑのゆい所とおほしめし候へく候、内野尾名半分之事、御落人にて候、
さおいなきしさいを御仰事給り候、ミの事もそうりやうとかうし、万御大かうニもれ申ましく候、
くハしくハ兵庫助方ニ申候、恐々謹言、

三月十日

秀繼小田原（花押）

来 繩 郷

来 繩 郷

〔切封ワハ書〕

〔墨引〕

小田原 (雍正忠)

田染殿御宿所

秀 繼

二三〇 小田原秀繼書狀

○永弘文書
大分県史料四

とりあへず御狀躰恐入候、將又しか給候、まことにく

御狀委細拜見申候、抑しゆつこの事うけ給候、御ミやうのまゝまいらせ度候へ共、更ニれうけん

く候間、すこし御返し候、めんほくなく候、兼又内おの本御下知兩通給おき候、ふさたあるまし

く、御ゐることく、しよくわんのれん所狀、しかるへきやうニ、『御ちうさく候へく候、如仰給

候、一ゑん御ふちとそんすへく候、いかさま參候て可申候、恐く謹言、

二月廿四日

秀 繼 (小田原) (花押)

〔切封ワハ書〕

〔墨引〕

小田原彈正忠

田染殿御報

秀 繼

二三一 並宗奉書 (紙折)

○永弘文書
大分県史料四

行幸会執行ニツ

當年 癸酉 御行幸會可有執行候、郷々雜仕女事、兼日有催促之所役以下、可有奔走由候所也、仍執達如

千雜仕女ヲ催促
セシム

件、

享徳式

九月十日

並宗(花押)

番長大夫殿

二三 俣見親氏等連署段錢請取狀

○永弘文書
大分県史料四

納段錢之事一段別
伍拾文通

合壹貫文者目足

國東郡内段錢ヲ
田染神主沙汰
シテ請取ル

右、爲享徳貳年段錢、國東郡内、田染神主爲沙汰、皆納申□如件、

〔卯カ〕
月十九日

廣瀬美濃守

教致(花押)

小田原彈正忠

秀能(花押)

林越後守

親林(花押)

俣見石見守

親氏(花押)

小田原秀能

二三 某等連署書狀案

○益永文書
大分県史料二九

高田衆勢仕ニツ
キ神領居住地下
人ニ奔走セシム

今月廿三日御書同日到來候、
□拜見仕候了、就其、高田衆可有御勢仕之由、承候、仍彼□神領

來細郷

来 繩 郷

野臥等奔走スベシ

居住之地下人等、此間致緩急之間、野臥等湮分可致奔走候、但社例趣御存知之前候、子^{々々々々}追而可爲^令賀候、此旨可有御披露候、恐々、

(宝徳九)

卯月廿五日

庄若狭^(専念)入道殿



二三四 朽網備後守・重吉親成連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

(備裏給封クハ書
一(墨引))

重吉九郎

朽網備後

田染庄内田地・
来繩郷内尾野名
等御判ヲ為サル
トテ告グ

田染庄内 宇佐宮御榮免田重安・末次兩名、同庄吉^{□□}田地五段、正御供田^{□□}免田内尾名半^(承繼惣)分等事、御判申成候、目出候、可得御意候、恐々謹言、

(年未詳)

十一月十五日

(重吉(成九)
親

宇佐宮番長大夫殿

二三五 田原親氏書狀(紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

親氏(花押)

からすき五丁米

からすき五丁米の事、かさねく
ねの事ハ、ほんそうあるへく候、

給候間、

ふんさし

申候、あいのこり候よ

八月廿三日

松成左馬殿

○松成氏ノ名ニヨリ収ム。

一三六 白鳥神社棟札銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字小田原

小田原白鳥神社
ヲ造建ス

奉造建白鳥大明神社壇一字、
下太平・國土豊饒・國中無事
月廿二日、大願主
也、
也、
也、

○墨書ナリ。

一三七 木付頼世書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏ウハ書)

小田原殿 御宿所

木付因幡守

頼世

来 縄 郷

來 繩 郷

内野村去年土貢ノ事

内野村去年分(土貢)とこの事、とかくむつかしく申され候ハ、先(前務)しよむの事候へハ、身所(マコ)よりあきらめ申候へく候、かの方より、さいそく候ハ、此(此)被仰候へく候、御心へのた(心)、可得御意候、恐く謹言、

十月十五日

木付 頼世 在判

一三 木付頼世打渡狀(折紙)

○永弘文書
大分県史料四

來繩郷内小野名土貢ヲ田染來忠ニ打渡ス

宇佐宮御神領來繩郷内小野名、永弘跡土貢事、去十一月廿八日任御奉書旨、田染彌五郎榮忠ニ打渡申所、如件、

長禄二
十二月七日

木付因幡守 頼世(花押)

一三 田染莊・來繩郷内神領本地注文

○永弘文書
大分県史料四

田染莊來繩郷内小野名ノ本地ヲ注ス

豊後國田染庄之内御神領本地之事

一 所重安(田染世)・末次兩名

一 所同庄吉之内森下田地五段

一 所來繩郷内小野名半分内、くるめ木畠地

以上

田染彌五郎分命也之地

一所永正・恒任兩名、行成名・金丸名并垣本

以上此前、

一四〇 奥畑政所辨分塚注進狀

○安東文書
大分県史料一〇

奥畑政所辨分塚之事

山香大道

一東ノ境宮者、山香大道ヲ限、其上ハヲトロカキヲ限、其上者フカタ鞍ツハ石、カサハホケ岩水ト
ヲシ、其上者楠木ヲ限、其上者谷ヲサカウ、其上者阿彌陀か岩ヲ限、其上者妙見鳥井南ノ柱ヲ
限、其内ニ子細アリ、其上者中尾ヲ限、其上者ホケ岩ヲ限、尾ヲ越テ者、アマリカ尾山トメ場ヲ
限ル、其上者綱ハエヲ限、花ノ岳上ノ木ハシリヲ限ル、

一南ノ塚ハ尾分水ハシリ道祖神ヲ限ル、

一西者遠見石、其下者ヲソウシ山野尾分也、

一北者長迫、其下者仁多加谷墓ノ尾ハ、下ノ谷添ヲ限、落石ノヒラハ谷ヲ限、

右奥畑之事、撰古證文寫進之候事實也、若於向後、違亂儀共候者、彼一通爲先、可被申分旨、
如件、

来繩郷

來 繩 郷

長祿三癸 拾月十貳日

志月四郎左衛門尉
宗 清 (花押)
宗 道 (花押)
宗 清 (花押)
宗 道 (花押)
宗 清 (花押)
宗 道 (花押)

堀本六郎次郎殿

○本文書ハ、モト河内村安東隆所藏ニカ、ル。ヨツテコ、ニ収ム。

一四一 豐饒直弘・重吉秀直連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

田染榮忠ノ訴ニ
ヨリ代所ヲ立テ
神領ヲ返付セシ
ム

就御神領事、依田染神主榮忠參府、預御連署候、則致披露候、當給人相當被立代所候て、嚴重可被返付之由、被申候、先以目出候、恐々謹言、

十月四日

(重吉) 秀直 (花押)
(重勝) 直弘 (花押)

宇佐宮諸神官御中

一四二 石合氏傳・豐饒直弘連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

田染莊内名々來
繩郷内小野名ヲ
田染榮忠ニ返付
セシム

宇佐御神 (領豐後國田染庄九) 内、重安・末次 [] 來繩郷内小野名等、 [] 依有子細、雖爲武家成 (取、為田染) 神主榮忠先祖各別 []、彼御公驗證文明白之間、所被 [] 付也、然者、全知行、社役 [] 先 (守)

例、可被勤仕由候、仍執達如件、

長祿四年十一月十五日

(豊饒) 直 (花押)
(氏傳之) []
(石合) (花押)

一四三 石合氏傳・豊饒直弘連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

田染彌五郎ヲ番
長職ニ補任シ來
繩郷内供田ヲ打
渡サシム

宇佐宮番長職之事、補 [] 田染彌五郎候、然者、來繩郷之内、彼職田之事、打渡榮忠之由候、恐々謹言、

十一月廿八日

(豊饒) 直 (花押)
(石合) 氏傳 (花押)

木付因幡守殿

一四四 田染榮忠處分狀案

○永弘文書
大分県史料四

田地ニ段ヲ小田
原秀能子五郎丸
ニ庶子分トシテ
進ズ

後 [] 御作分田畠同 [] 貳段之事、今度令安堵當 [] 無相違地也、しかるを、今小田原彈正忠秀能子息五郎丸ニ、爲庶子分進置候、然者御神事之時者、大小會共ニ内者を一人仕立、社役已下之時ハ、順田數致合力、年始歳末禮儀等、萬無沙汰なく候て、爲庶子可有御知行

來繩郷

來 繩 郷

候、仍爲後日狀、如件、

長祿四年十二月十八日

(田樂)
神主榮忠 在判

(異筆)
「小田原方へ遺案文」

○次号文書ト関連アルベシ。

一四五 小田原秀能契約狀

○永弘文書
大分県史料四

〔若彼仁無男子候者、〔彼在所之事、可爲御計候、

御神領豊後國來繩郷(内脱カ)小野名之内、永弘榮佐跡當作分田畠、同藤六下作地大長貳段事、愚息五郎丸、

來繩郷内小野名ノ地二段ヲ息五郎ニ預ケラル

爲庶子分預給候、然者御神事時者、大小會共、内者一人仕立、社役已下時者、順(田敷カ)致合力、年始

歳末之(以下礼懺不可カ)〔有意違之儀候、若向背儀候者、契約之儀、又不可入候、仍狀如件、

長祿二年十月十八日

(小田原)
秀 能 (花押)

田染神主殿

一四六 小田原秀能書狀

○永弘文書
大分県史料四

御札委細令披見了、抑細々可申入心中候處、遠國就在城、万無沙汰之通、連々申居□、仍就内小野

遠國在城

内小野ノ事庶子
分トシテ契約

社役ハ孫太郎ニ
申付ク

来繩郷内ノ地ヲ
預ク

事巨細承候、御意之段無餘儀候、雖然爲庶子分契約申上者、四郎か様候共、我らか爲子孫之惣領と
用申候する間ハ、可得御扶持候、其上りやうなとか様候て罷居候、眞實のすちめと申、御庵の在所
へハ移有候て、内小野分去渡候する内心候處に、此間就在城無其分候、たとへ四郎如此不成行候共、
可爲此分心中候、
彼在所にりやうを
代可請御扶持候、社役事者、孫
太郎堅申付候て、書替まで、何事も無沙汰あるましく候、菟角我ら事、遠國居候事候、大小共得御
扶持候する事肝要候、巨細之旨、千福寺古庄兵部方可被申候、恐々謹言、

十月十一日

秀能(花押)

田染殿御返報

一 美乃契約狀案

○永弘文書
大分県史料四

庄兵部殿

長福寺殿

領來網郷（通）對四郎殿、爲庶子分預申在（密）事、任定法如元、致成敗雖自作相定候、今度御
兩所、御りやうの御使として御光臨候て、種々御口入候之間、御りやうさま御一この間、さし置申
候、其後者、自此方可致自作、其時者是非を不可承候、爲已後御兩所御一筆を給候間、此分申候、
御りやうさまへ、委細由可申上候、仍爲後日狀、如件、

来繩郷

來純郷

文明七年末

十月十五日

美乃

一四八

一四 古庄秀次・長福寺載壽連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

内小野ニツキ扶
持ニ預カルヲ謝
ス

就内小野時儀、風渡參、御懇得御意満足候、然者りやう一期之間、可預御扶持候之由、蒙仰候、畏
入存候、爲以後一筆進置候、恐々謹言、

十月十九日

長福寺

載壽(花押)

古庄兵部丞

秀次(花押)

田染殿御宿所

文明七歲□一

一四 大内政弘番長職等補任狀案

○永弘文書
大分県史料四

永弘氏輔ヲ番長
兼御供所別当ニ
補任ス

宇佐宮番長并御供所別當職事、理運之由任申請^{シテ}旨、令補任永弘式部丞氏輔畢者、早守先例、可有
其沙汰之狀、如件、

文明十年八月十七日

大内
政弘御判

永弘榮佐跡御分
国職田ヲ宛テラ
レンコトヲ請フ

一五〇 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

雖未申通候、以次令啓候、於^(辰カ)後者細々可申承候、就中宇佐宮番長役事、永弘少宮司榮佐中絶候、近年息式部^(辰)丞事、依都鄙忠節、先役任往古之例、被申付候、御分國彼職田事、如前々被仰付候ハ、可目出候、此仁事、私寄子事候之間、愁訴、

一五一 永弘氏知行所領由緒書

○永弘文書
大分県史料四

□然候、適々^(マ)本付無之候□候之間、□此時堅可致愁訴心中候、

一彼名者子細候て、武家御成敗候し時、彼永弘^(マ)但父光□□、應永卅四年爲御當家御成敗令知行、去

長祿二年まで卅餘年知行候之處、式部親榮佐斷絶之割、^(辰)申給廿二年知行仕候、

來繩郷内小野名

一來^(種)網郷内小野名事、田染

○内容ニヨリ文明十二年ゴロノモノト推定ス。

一五二 番長大夫代永弘氏輔書狀案

○永弘文書
大分県史料四

宇佐宮番長職之事、親にて候少宮司□^(采佐カ)斷絶之時、彼諸職料免田等之事、□^(成)宮也公弘、可有時

番長職料免田ニ
ツキ違乱ヲ停メ

來繩郷

ラレンコトヲ請
フ

代闕所之由、被申候、□にて候田染少宮司榮忠も申ハ可承、斷□時ハ其家之者、被仰付候事ハ、
武家□之由、訴訟申承候間、

□ 寺殿様、被別聞召候て、彼諸職料免田□付候て、□被分大宮司公弘半分、田染榮忠ニ、□

□之間、氏輔か□連候、愁訴候、□預御成敗候可、則料所免等事、□知行諸役をもはらニ仕、

御神事を□候處、豊後國之内田染庄之内御□免料所重安・末次兩名、并□郷之

内小田原内尾名之事、榮忠さり□間、氏輔事去文明十年より、同至十三年、□候てなけき申

候處、御奉行□而無御許言候、惣別 當社御神領□所免□事ハ、豊後・豊前兩國□免除候

を、其役人致知行候、□神事を執行。候之處、御供米料所、御榮□忠違亂申上ハ、御供構已下

いかゝ候□神慮と申、又ハ上意と申、旁以難□候て、料所をハ致不知行候へ共、御神事□

役、致馳走候、さ候間、豊後國之内、□致知行分事をハ、さり被渡候間、□行候、此段被別聞

召候て、□候、殊我ら先祖と□候、おき文を榮忠やふり□

御榮免在所を、違亂仕上ハ、彼仁たいし□分ふん事、是又番長ニ被仰付候ハ、可畏入候、恐

く謹言、

宇佐宮番長大夫代

式部丞氏輔

來繩郷内小田原
内尾名

行幸会ニツキ諸
郷雜仕女ヲ催促
セシム

雜仕女催促ニツ
キ料物ヲ納ムル
コトヲ答フ

一五 杉武道書狀

○永弘文書
大分県史料四

就行幸會諸郷雜仕女事、于今一向未納之由候、無勿躰候、既近々神事執行事、併催促油斷之故候、

〔堅カ〕
□固可被相調候、猶以無沙汰□□、其方可爲越度候、恐々謹言、

〔異筆〕
十一月十一日

〔異筆〕
武道(花押)

宇佐宮御供所別當殿

一五 忠安書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔編纂〕
□人狀

就雜仕女事、委細示給候、得其心候、如御存知、女人躰を、社納申候事候ハす候、料物ヲ納申斗候
間、於于今其分申入候、早々可致奔走候、少も非如在之儀候、恐々謹言、

〔異筆〕
「文明十五」十一月十七日

忠安(花押)

一五 杉武道書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔編纂〕
「文明十五」

来 繩 郷

重ネテ雜仕女ヲ
催促セシム

模^ゴ事、既今夜候處、諸郷雜仕女不納之由候、言語道斷候、併此間催促^{可也}之故候、先今
夜事者可然候様、被致執沙汰候、而已後一段^{可也}有催促候、自是も可加成敗候、恐々謹言、

〔異筆〕
〔文明〕
十一月廿八日

御供所別當殿

〔異筆〕
〔杉〕
武道（花押）

一五 万徳坊領田畠坪付惣帳

○到津文書
大分県史料一

〔端裏書〕
「万徳坊領坪付」

万徳坊領田畠坪付惣帳

當坊地上下三ヶ所

宇佐郡向野郷

封戸郷

宇佐郡向野郷内田地分

一所壹段廿代

松本尻依

末久経免

一所三段北田井

一所一段廿代

畠田

封戸郷

同向野郷内

小山田板平
田畠分

末久経免

一所三段畠田

一所二段卅門田

一所卅代井尻

一所卅代井頭

一所卅代文珠院三杖

一所五段林崎

一所七段河嶋

一所二段畠田阿古丸

一所五段有安

一所二段フタ板

一所卅代田中

一 所壹町白貫

畠地分

一 所三段小山田屋敷

一 所三段東廣野

一 所三段田中畠、此内堀田七ヶ所在之、

一 所文殊院敷地同巴尾此内畠七杖ミハカ

一 所三段耳金

小田弁官政頼為灯油免田奉寄、

宇佐郡封戸郷定戒名、火能丸名

封戸郷内定戒名火能丸兩名田畠

一 所三段野間口

一 所四段中津町

一 所五段松本

一 所三段蘆柴田

一 所一段廿敷田

一 所二反池ノ面

一 所二段萱原

一 所二段畠田長日不斷経免在塩田内

一 所畠地壱町定戒屋敷現作七反、此内堀田少在之、

一 所塩屋一間青森

一 所壹町萱原

宇佐郡辛嶋郷同 葛原郷

辛嶋・葛原兩郷内田畠

一 所五段高岩木

ツフサ一 所二段寒水尻

一 所畠地七段井樋口本名一坪

宇佐郡津布佐莊

津布佐庄内

一 所壹町不動供、但近年現作五段弥勒寺免田

弥勒寺免田
下毛郡大家郷・野仲郷今自見名

下毛郡大家・野仲兩郷内今自見名之内

田地分

一 所四段竹下

一 所六段熊本

一 所三段小澤

一 所二段吉賀池

一 所二段堂前

一 所卅代今自見東迫

来 繩 郷

来繩郷

一所卅代西道

一所卅代追尻

一所卅代小井田
在余田、

一所卅代神田追

一所一段廿逢間

一所三段藁蓋、此内
嶋島三杖在之、

一所二段扇
号橋本、

一所六段神在嶋森、
此内

宮永
一所三段柳道
号小深田

一所卅代自見
堂田

一所八町号本自見
一巴不知行之間、坪付除之、

島地分

自見屋敷

一所内八段、此内堀田アリ、
一所外七段卅代

一所三段逢間堀内

一所一段卅下屋敷

一所三段後島

一所卅代金房屋敷

一所二反此内四ヶ所アリ、
権次郎屋敷

一所六段逢間
生阿屋敷

一所二反卅二郎五郎
屋敷

一所二反逢間
又三郎屋敷

一所三段逢間
孫三郎屋敷

一所七段龍寿丸
屋敷

一所卅代上野原入道
作

一所卅代烏帽子形

一所一段廿尾崎
荒野

一所塩屋二面東浜

上毛郡内

上毛郡内

光重名・糸永名

光重名十二丁内

糸永名

国清寺殿寄進

一所四町

一所三町為法花供米料所、内藤智得奉寄、以前者、安雲庄内
六石之供米お雖有社納、近年糸永名下地共被渡畢、

国東郡来繩郷包
重名・宗門名

豊後國來繩郷内包重名
宗門名

長日法花料所

作人 有安 兼安

一所六段大坪

同灯油
一所三段ヨモキ

灯油料所

已上壹町田原殿寄進

同免
一所二段セチ丸

一所壹段ヨモキ

吉弘宮内允寄進

田原殿寄進

中津郡中臣今男

名 大宮司安心院公

中津郡中臣今男名

彼地者、安心院殿ヨリ預リ料所

(天内盛見)

一所八町 爲 當宮常燈料所、國清寺殿御奉寄之地也、然者任時代奉寄社例、當太宮司安心院公

増 領掌當知行、其後筑後守公重下地於被渡當坊、每年以十石挑燈油、至餘分公事錢者、

安心院殿江可進之由、清祝与公重契約之狀在之、

有徳坊領

有徳坊領田畠坪付

當坊地同下屋敷

向野郷

向野郷内田地分

一所二段廿畝田

一所一段廿畝田阿古丸此内嶋アリ

封戸郷

封戸郷内田畠

未久名經免

同名經免

同名經免

一所四段橋水

一所卅代脇前

一所二段畠地脇前

一所一段廿畝田山上山香方押領

一所三段御供田被打

有徳坊

一所卅代御供田打替、一所卅代北室御供田打替、一所有徳坊事、代々爲當坊脇坊所成敗也、至于末代、應本坊万徳命、不可有不儀之段、清祝置文在之、

末相院
学頭清賢

一所實相院敷地坊領等事、任前學頭清賢相續之旨、清祝知行之地也、至末代可爲万徳坊末寺、自然違背本坊之儀之時者、直可有成敗之段、清祝置文在之、

祈皇寺

一所祈皇寺事、從万徳第六住光秀法印以來、代々當知行之地也、然者彼院主職事、對光秀法印、植

来 繩 郷

益永政輔

妻垣普賢堂座主
職

方益永政輔之狀在之、至末代應本坊万徳之命、可專檀方祈禱之由、清祝定之畢、

一所妻垣普賢堂座主職事、自先師光永、至万徳第七住清祝相續之、一期之後者、被讓與俊秀畢、覃

末代可爲万徳坊末寺、此趣不可有異失之儀之段、清祝置文在之、

右、注進如件、

文明十六年甲辰二月廿五日

權律師盛宥(花押)

○繼目裏ゴトニ花押各一アリ。

一五 大宮司宇佐宮成公永讓狀寫

○宮成文書
大分県史料二四

讓與

嫡子公保ニ所領
所職ヲ讓ル

太宮司職并公永一跡之事(マ)

豊前・豊後兩國内

一所 宇佐郡封戸郷恒貞名田畠屋敷山野荒野等

一所 同郡封戸・向野・辛嶋・高家散在盛俊跡田畠屋敷等

一所 同郡失部友成名等(カ)

一所 宇佐神官等寄進宮成所々諸郷散在

一所 御大路兩方館内屋敷等

來繩鄉内弁分名々々

安岐郷

田染荘

一所 太宮(マミ)司公行館内屋敷馬場畠地等

一所 田河郡勾金庄内中津原名々々等

一所 豊後國來繩郷内弁分名々々等

一所 同國安岐郷内懸樋・岩屋・青山・松武

一所 田澁庄内重安名等

右、件所職所帶等等者、代々以家嫡正流、令相傳者也、然者次第證文悉相副、嫡子太宮司公保仁、永代讓與畢、於本領内者、聊不可有他妨者、全知行、彌可抽神忠之事、肝要也、仍狀如件、

文明十七季乙巳七月 日

宇佐宿禰公永(宮成)(花押影)

○裏ニ公永ノ花押アリ。

一五 田染榮忠神領公驗證文等目錄

○永弘文書(一一四〇・一一八二二号) 大分県史料四・五

(編裏書)
「公驗證文等目錄」

八幡宇佐宮御神領

豊後國田染庄之内、永正・恒任・金丸・(小手則之)・重安・末次名・須加牟田并(内小野力)

擬大宮司

權

田染莊内永正・恒任・金丸・小手則・重安・末次・須賀牟田・來繩郷内小野名等ノ文書目錄ヲ注ス

○尾破損欠。以上「永弘文書」一一八二二号ナリ。

來繩郷

○首継目ヨリ欠。以下『永弘文書』一一四〇号ナリ。恐ラク両者ハ首尾完結スルモノナラン。

一卷 社家書下補任狀

一卷 先祖代々讓狀同

一通 永仁六年十二月廿日
兩引之御成敗

一通 正和貳年三月十二日
須加牟田之御下知

一通 正和二年八月十六日金丸名之内
上野徳次郎居屋敷御下知

一通 正和五年二月四日恒任・永正・
須加牟田本所御下知御判在之、

一通 正和六年正月廿六日
恒任・永正・須加牟田御成敗

一通 文保元年七月廿日
内小野名御下知

一通 正和二年七月二日
恒任名御下知

一通 正和二年九月八日
同恒任名御下知

一通 正和二年六月廿七日
永正・猿喰・赤坂居屋敷御下知

一通 正和二年六月十六日
永正名内田地三段御下知

一通 正和四年十二月十四日
恒任名御成敗

一通 正和三年後三月二日
内小野名御下知

一通 正和三年十一月十六日
内小野名御下知

一通 正和五年閏十月二日
内小野名・増寿名御書下

友枝左衛門次郎殿
阿波五郎太郎殿

大友左近將監殿

大友左近大夫將監殿

久下左衛門三郎入道殿
阿波五郎太郎殿

安心院新三郎入道殿
深水武蔵三郎殿

太宮司宇佐宿禰御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

〔定衛門少〕 尉親景

惣檢校宇佐在判

遠 江 守御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

前上總介平朝臣御判

左 近 將 監御判

前 上 總 介御判

前 上 總 介御判

太宮司宇佐宿禰御判

内小野名

内小野名

内小野名

内小野名

一通 文保元年十二月十六日
起請文去狀小田原大藏左衛門入道宗安在判

内小野名

權太宮司公内御父子御判在之、

内小野名

一通 正平廿三年十月日
内小野名社家御外題

内小野名

一通 正平廿三年十月日
同小野名神官解官寺連(署)景狀在之、
一通 明德三年十二月十八日永保(ヲ)
社家折紙内小野成敗 御判戸仁在之、

一通 建武貳年九月十日
永正名御牒・御下知

一通 建武貳年九月廿八日
永正名御成敗

一通 建武貳年九月十日
御牒須加牟田御下知

一通 建武二年九月十二日
須加牟田御下知

一通 建武二年九月廿八日
須加牟田御成敗

一通 建武二年十月三日
永正名・須加牟田成敗

一通 曆應二年正月十七日
田染莊御神領所々去狀起請文在之、

一通 曆應二年正月十七日
曆應參年七月廿九日

一通 曆應參年七月廿九日
恒任・永正御成敗

一通 曆應肆年五月十一日
將軍家源朝臣御判在之、

一通 康永參年十二月廿四日
恒任・永正名

一通 康永參年十二月廿四日
須加牟田御成敗

一通 康永肆年六月十八日
恒任・永正名御成敗

左近將 監御判

散位長 兼御判

左近將 監御判

智 圓在判

古庄五郎殿
正鬻之狀内仁曾爾崎左衛門三郎入道々西之狀、豊前六郎藏人貞廣狀、懸樋民部左衛門尉景家親父景幸之狀、道賢之狀、以上四通ヲ一通被載之、

大友式部丞殿 大和權守御判

大友式部丞殿 大和權守御判

進上 上相伊豆守殿 大宮司公浦御判

進上 上相伊豆守殿 大宮司公浦御判

大友式部丞殿 散 位御判

大友式部丞殿 散 位御判

来 繩 郷

来繩郷

大友式部丞殿

散 位御判

一通 貞和元年十一月八日
須加牟田御成敗

式部丞氏 泰御請文

一通 貞和二年十月廿五日
同須加牟田

備前介宗 頼請文

一通 貞和貳年十一月六日
同須加牟田

左衛門尉貞郷請文

一通 貞和二年十二月廿日
恒任・永正名

式部丞氏 泰御請文

一通 貞和貳年十二月廿五日
恒任・永正名

備前介宗 頼請文
起請文有、

一通 貞和二年十一月六日
恒任・永正名

左衛門尉貞郷請文
起請文有、

内小野名

一通 貞和三年四月廿八日
榑懸上田畠屋敷御下知

一色宮内小輔殿

武藏 守御判

一通 應永貳年十一月十五日
光並・行成・須加牟田
恒任・金丸・永正御成敗

古庄備後入道殿
都甲左衛門大夫入道殿

宇野沙 彌在判
山国沙 彌同

一通 應永參年卯月廿五日
行成・恒任・金丸・光並
須加牟田御成敗

古庄備後入道殿
都甲左衛門大夫殿
小田原次郎殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 應永參年十月八日
永正・恒任・金丸・須加牟田
御成敗

高田三郎次郎殿
永正長門入道殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 永應五年九月二日
永正名之奉書

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 永應五年十月十三日
永正名・須加牟田奉書

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 應永五年十月十五日
永正名・須加牟田遵行

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 應永五年十月十五日
永正名・須加牟田遵行

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 應永五年十月十五日
永正名・須加牟田遵行

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一通 應永五年十月十五日
永正名・須加牟田遵行

豐後國守護代殿

沙 彌同
沙 彌同
沙 彌同

一 通 康曆式年十月廿二日
當社領半濟御閣御教書
成松左近將監殿
石岡掃部助殿

一 通 應永六年八月七日
半濟悉社家ニ被返付奉書
都甲左衛門大夫殿
古庄備後入道殿

一 通 應永九年十月廿五日
光並・恒任・金丸
守護御代官殿

一 通 應永九年六月三日
行成・須加牟田・内小野名御奉書
守護御代官殿

一 通 應永十一年十一月廿日
内小野名并須加牟田
守護御代官殿

一 通 六月廿日
永正名之内田畠
寒田殿

一 通 田染莊所ニ奉書
田染神主殿

一 通 享德參年五月廿七日
光並・行成安堵
親

一 通 享德參年五月廿七日
同兩名奉書
吉弘石見守殿

一 通 同年六月六日
同兩名渡狀
田染神主殿

一 通 長祿式年六月廿五日
重安・末次兩名宮中ニ谷屋敷三ヶ所
大内教弘
從四位下多々良朝臣御判

了俊沙
彌御判

佐保左衛門
彌御判

生石沙衛門
彌御判

左衛門
彌御判

左衛門
彌御判

沙左衛門
彌御判

永秀
弘在判

豐饒彈正忠直
重吉伯耆守
直
職御判

親
職御判

直秀
弘在判

吉弘石見守
重同

大内教弘
從四位下多々良朝臣御判

来 繩 郷

米繩郷

一通 同年六月廿九日
御奉書

宇佐宮
田染彌五郎殿

飯田石見入道
右田 沙彌 昌 秀在判

一通 同年七月七日
遵行

佐田因幡入道殿

杉重國
石見守貞 俊同
伯 耆 守 在判

一通 同年八月
渡狀

小袋宮内丞殿
(少輔)

佐田 昌 守 在判

一通 同年七月七日
吹葍

豐饒彈正忠殿

杉伯耆守 重 國 在判

一通 長祿四年五月七日
重安・末次名大慈院
御買得田畠山野等并糸永小
竹田地・弁分柳坪安堵之奉書

長野伯耆守殿

豐饒彈正忠 直 弘同
石合兵部少輔 氏 傳同

一通 同年霜月十五日
同成敗奉書

長野伯耆守殿

長野伯耆守 氏 直 弘同

一通 同年霜月十九日
渡狀

田染彌五郎殿

長野伯耆守 親 昌同

内小野名

一通 同年霜月十五日
重安・末次兩名并
内小野名御成敗

宇佐宮 上書ニ在之、
田染神主殿

直 弘同

一通 寛正元年霜月廿八日
日燒八枚田・日野畠被尋奉書

久保殿

直 弘同

一通 同年十二月廿一日
為兩名之内由請案文
(文案カ)

豐饒殿

久保大炊助 親 千同

一通 彼三ヶ所奉書

久保大炊助殿

氏 直 弘同

一通 彼三ヶ所渡狀

田染神主殿

久保大炊助 親 千同

一通 文明十一年三月 日
寺社連襲狀在之、

一通 文明十七年三月十一日
永正居屋敷分安堵奉書

田染庄政所殿

一通 同年四月五日
渡狀

田染權擬太宮司殿

寶印 土佐守
繁
政所 田原左馬助
繁

貞同

正同

一卷 庶子分或謄狀案文、或以一筆致扶持
書狀案文、又各出置書狀有之、

一卷 仏神免古今寄進狀、或正文或案文等在之、

一卷 守護御代、卷數之御返事
同奉行返狀在之、

一卷 古今支証為後再(百九)二集之、

以上七十六通 此之内、卷七之内者不知數、此外
多數雖在之、披肝要大概記之者也、

文明拾九年丁未三月廿六日

田染圖書佐
權擬太宮司榮忠(花押)

○首部以外欠字ハ、案文ニヨリ注ス。

一五 田染榮忠書狀案

○永弘文書
大分県史料四

内小野下々□塞
ヲ新五ト申ス仁
崩ス

其後不申承候、何事御座候哉、承度候、隨而愚領内小野下々□塞事、多年此方進止候之條、御存知
之處、次郎方新五と申□仁等、崩候由、此一兩日承及候、無是非候、此之儀御存知候哉、無御心元
候、御近所御役者事とハ乍申、如此儀外聞實儀、失面目候同候、雖然其様御存知有無、殊秀次留守
と申時節、不存知候條、無是非候、具承候て、可得其心候、委細猶妙春庵可被申候、恐々謹言、

十月廿五日

榮(田也)
忠 在判

米 繩 郷

小田原三郎殿

110 田染榮忠書狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏檢封ワハ書)

内小野藤六

光世讓狀案文ヲ
請取ル

(墨引)

内小野藤六殿

田 染
榮 忠

前々民部殿ニ、重輔手 [] ゆつりあたへられ候證文案等、同光世讓狀、兩通文案事、所用子細
候て申候處、うつし給候、慥請取申候、御用之時者、返進可申候、委細重而可申承候、恐々謹言、

九月十四日

(田染)
榮 忠 (花押)

111 番長免田所々注文

○永弘文書
大分県史料四

番長免田所々事

豊後國田染庄之内、

重安・末次兩名

田島十八町九段十代

百性十二ヶ處所

田染庄
重安・末次名

来繩郷内尾名

并 屋敷二十六ヶ所
同国内(各)

内尾ミやう田島三町三反

屋敷六ヶ所

此前田染少宮司榮見押領候、

延徳元より公幸押領分

田島五町六反十代屋敷九ヶ所

宮成家押領

以前より宮成家押領分

田島五町七段四十代屋敷七ヶ所

以上三十町六反二十代

屋敷五十四ヶ所

一六三 番長永弘重幸行幸會御供所入目目錄案

○永弘文書
大分県史料四

封民
(雑仕女方)
寄進

(兩人方) 御寄進□、然者、一郷郷司百四十人預申□、六ヶ年ニ一度、(心宛) 一郷一人宛御供

(料方) □社納候處、今程以料物等、勘渡□事、(心) 捐曲事候、彼封民之事、於御供所者、一役之仁候間、

堅固預御成敗、催促候、

一就御行幸會、於下宮、可被作宮□事、

来繩郷

来 繩 郷

御輿宿・御供所
竈殿

一御輿宿一字 一御供所竈殿二字
右、就御行幸會、御供所入目等、目錄如件、

明應四年乙卯 四月二日

專使殿

番長(永弘)
重幸

一六三 永弘氏輔書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔(備異書) 明和九マテ貳百七十四年二成〕

番長職并下宮社
司御供御菜免田
畠
内小野名

宇佐番長職并下宮社司御供御菜免田等事、代々せうせきこれあり、殊今度豊後田染庄内本知行之地
田染彌五郎相拘候地、一圓御判被下候名之事、重安名・末次・永正・恒任・行成・金丸・光なミ名
か□本此外さん(山野荒野)やくわうやあり、本坪付承知候、惣別所職之事し、候する間、可被致名代候、まこ
とにてし、なく候、□(未補題)ろニ彼職事御ゆつり候也、せいしん之間、ミやうたい可被申候、内小野
名事、一参ゑい□んと□(如)せ出きたり候て、せんまつニハ田染庄内、吉内森下五反、宇佐
たひら・なし本二反廿代□(明應七)畠□(如)、其外せうせき渡在之、仍□(如)件、
年(明應七)つちの□(如)十一月廿四日
式部丞(花押)

一六四 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

殿様帰国ニツキ
祈禱卷数ヲ進ズ
田染莊重安・末
次名・内小野名
ニ対スル田染宗
栄ノ押領ヲ訴フ

府中マデ御供

態令啓候、抑就殿様御歸國、於當 社致精誠卷數送進覽候、御披露奉頼候、仍而數年申入候、於豐後國田染庄當社御榮免重安・末次兩名、并來繩郷内小野名半分之事、數年田染宗榮致押領候、其子細度於于今致愁訴候之間、被聞召分、御下知并御書等、數通雖給置候案文二通、爲御披見進覽候、依御機嫌、御披露而、如前有、本役所對御供所番長、被下御下知候者、可爲御祈禱候、其故者、爲無役嚴重之御料所を、致押領候事、難測御神慮候、彼仁出仕免田等之事者、愚家より先祖割與候相拘候彼三名事者、我等家斷絶之時分より押領仕候旨趣、連々令申候間、以前以御分別、御下知等被下候、巨細猶彼飛却可申上候、兼亦殿様御歸國之事、千秋萬歲存候、某雖病躰候、于今なからへ候て、御歸國を奉拜候事、誠以「目出存候、(以下誓書)同者氏輔逗留にて候、其日にハ、涯分可被致馳走候ニ、我等之事、無力と申、社家無足之事候條、無爲之儘候、雖然小者一人誘候て、此境より府中まで、御供申させへき覺悟に候、可然候する哉、御可爲指南之儘候、恐々謹言、(マ)

卯月十九日

重行(永弘)

心樂軒

亮

清恒左京殿々々々々々々

來繩郷

一六五 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

(羅美書)
「案文」

御披見候て可返給候、綯壹懸小田原□進度存候、

於當 社御寶殿、致御祈禱卷數一□(合也)、送進之候、抑雖未納候、申通次以□(第九)、仍及吉弘親就様連々

内小野名河原昌
三段ヲ新寄進ト
シテ返給サレシ
コトヲ請フ

御供田・御菜免
・下宮御燈油免

愁訴之地、内小野名河原昌參段事、今者號かうや屋敷、御知行之内にて候、惣別我等預り申知行□(感)者、惑者御供田并御菜免、惑者(感) 下宮御燈油免までにて候、於御神領も嚴重御祈所之内にて候、當

時御本意刻にて候間、□御立願不可入候、爲新御寄進返給候者、誠可爲御神忠、自今以後者、涯

分可抽御祈禱精誠候、巨細猶吉弘殿江可申入□、可得御意候、旨□可致御禮心中候處、當時難去取

亂事候間、延引□、必以□毎日無沙汰可申入候、恐々謹言、

二月十七日

(永弘)
重行

小田原兵部少輔殿
御宿所

一六六 繁綱・清世連署書狀

○松成文書
大分県史料一〇

郷内神領四之坪
田地ノ題目

就郷内御神領四之坪田地等題目、御上札誠以過分至極候、殊御支證案文拜見申候條、先以松成安藝

守方へ申合候、委細之趣、彼方可有上聞候間、重々不申上候、恐惶謹言、

十月卅日

清世(花押)

繁綱(花押)

松成安藝守殿

一六七 益永領喜天寺四方指案

○永弘文書
大分県史料五

口申(カ)

以上

益永領喜天寺三
反三十代

益永領喜天寺三反三十代四方指事

一親(ウチ)于見沖ハ竿立所ヲ限、東ハ來繩(カ)之得分を限、阿せハ磯ヲ限、西ハ石居ト大寛(ヒロカ)ヲ限、若違亂仁出

來候ハ、此以文書明可被申者也、

文龜元年

七月廿六日

益永掃部助

重永判

江口助三郎殿

來繩郷

一六 白鳥神社棟札銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字小田原

白鳥神社ヲ建立
ス

龔奉建之、大日本國九劔豊後劔國東郡於小田村、白鳥大明神社壇一字、伏以天下泰平・國土安靜・四海水平・不立波、故萬代檀那藤原氏小田原親泰武運彌繁昌、殊者、信心大願主嚴高山長福寺住持□□□、爲現世安穩・後生善處、依斯皇風彌扇、佛日增々高輝者也、村内人民□□□、

于時永正貳

○墨書ナリ。

一六 大神親照書狀

○松成文書
大分県史料一〇

(切封)
「(墨引)」

來繩郷内山邊貳段之事、限永代、從社家被買取取候由、承候間、到當役人、旨趣申候條、如此書狀候、以此辻、前々儘、可有知行候、恐々謹言、

(異筆)
「永正四年丙子」五月廿一日

松成安藝守殿

(大神)
親 (花押)

來繩郷内山邊二
段ノ買得地ヲ安
堵ス

170 玉水山德勝寺由緒

○泉福寺本山末山由緒略
大日本史料九ノ五

來繩郷玉水山德勝寺

豊後州國東郡來繩郷檜林村

多福院末

玉水山德勝寺

草創悟庵智徹禪師

貞和四年戊子、田原莊寶陀寺悟庵智徹禪師草創、臨濟宗、

玉室融琢中興ス

永正十一年甲戌、多福五世玉室融琢和尚中興開山、法地相續仕候、

171 惣檢校益永道高等連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

(編纂書)
「連署案文」

乙咩村平左衛門長洲ヲ生喜

乙咩村孫左衛門尉子平左衛門、於

(宇佐郡)

長洲去正月廿日ニ就生害ニ、重而卯月十六日夜、來繩仁共申合

來繩ニ押寄セ手負八十三人

押寄候へ共、又手おい當郡計八十三人之由、風聞候、依此之儀、一社中より連署案文、

社ノ瑕瑾ニシテ油斷ノタメ

御社領長洲之村事、兩國雜人原共令亂入放火候事、前代未聞之儀、當社^(暇)瑕瑾不可過之候之處、御

油斷之樣候、無勿躰候、恐々謹言、

(異筆)
「永正十三」

卯月廿六日

祝

宮氏

中妙院

源榮

令官

重輔

來繩郷

來繩鄉

一七二

喜多院	小田	法光坊	番長	高	忽檢校
神	明	盛	重	道	道
是	賴	尊	幸	光	高

宮成殿
御宿所

一七三 宇佐一社衆議狀案

○永弘文書
大分県史料五

(端裏書)
「對豊後國遣連署案文」

來繩鄉地下人吉
久神領長洲村ニ
乱入放火スルヲ
訴フ

夫八幡大菩薩者、鎮護皇家寶祚、扶起朝臣武運、然間渴仰歸依之人者、忽受其賞、觸料違犯輩已蒙(性)
其罰、忝茂御(中書)記文如此之處仁、御分國(中書)繩鄉吉久与申地下仁等、令引(奉觀類)以下者、去月十(六)
以猛勢、御(神懸)長洲村ニ令亂入放火之事、(前代未カ)聞(社)代之儀、當(可)爲氏人不(歌)不(歌)、既去二月四、
從宮成方被致其届候處に、來繩鄉至御給人可被成御下知之由、被對竈門飛彈守方奉書著宮候、御下
知如何候哉、於于今者、一途嚴重御成敗、可爲本望候、仍一社一同衆儀狀如件、

永正十三五月

宮(祝)氏

本庄伊賀守殿

豐饒彈正忠殿

○欠字ハ別案文ニヨリ注ス。

連署

一七 祝宮氏・永弘重幸等連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

若宮御馬所金屋
所司ヲ殺害シ馬
ヲ奪ヒタル咎人
成敗ヲ請フ
神人集會
高田ニ神輿動座

急度令啓上候、抑去年當國御發向之刻、十二月二日當社若宮之御馬所金屋所司、令殺害奪取御馬咎人之事、可有御成敗之由、則太宮司宮成方被致注進候之處、嚴重可被加御成敗候通、度々雖被仰出候、于今御延引之條、去月晦日、宮中其外以東以西者神人集會仕候、到高田下知可奉成御神輿動座之由、一同申候、御成敗未盡上者、各所申非無其理候、雖然於御動座者、一社大儀國家御難儀、此事候條、先以當日申有令注進候、殊就彼公事、歲暮年始御神事佛會、悉中絶候、云彼云是、難測御神慮候、早々一途御成敗之段、御披露肝要候、右次第宮成方雖被申候、當職上意之間、以連書言上可候、不可有レ御油斷候、恐々謹言、

七月五日

(原) 宮氏 重幸
(永弘)
職殿

來繩郷

一七四 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

先度者、被懸御意候、目出度□ □可申中心候へ共、御機嫌難計之□ □然此方へ、

長々御逗留ニ、無沙汰無□ □御隙御遊山候ハ、可畏入候、兼又先度□ □入候、

御菜免来繩郷ノ
地

當社御菜免来繩郷之内来□ □之事、當時御拘之儀、如何有御座之儀候哉、委敷示給度候、去永享年

田染采志

永弘氏輔・田原
親述

中までハ至□ □拘置候、然者親にて候式部丞、彼所職□ □離候時節、年類（命）十四五時分より、其跡□ □

親類にて候田染榮忠、雖預り申候、立入之□ □不存敷、取分支證等、不致所持候間、不□ □候哉、

永正十五
六月廿八日

重行（永弘）

波多左馬助殿

〔就（奥書） 當社御菜免、来繩郷之内々□ □ 〕

一七五 詫磨宗道書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙（ハ書）のハ書〕
一到來

詫磨佐渡守

大永六(一)ノ十七番長大夫殿參

御報

宗道

來繩郷内ニ領内
破損ノ舟

□春之御賀祥、雖申舊候、猶更不可有際限候、抑預御懇書候、則御報可申之處、親董參府供仕候(由)間、遅々候、尤從此方、雖可申入候、依遠方自然罷過候、聊於心底、非疎意候、乍去御同前猶仰候、仍執納使方、領内破損舟之事、來繩郷之内、歷然之由、郷内者共申候間、任先規之旨、其子細波多方申談、度々届申候趣、從專使方、對親董御狀候、舊冬月迫被存候歟、彼飛却無届被返候之條、不能御返事候、雖然、先以從我等所、執納使方へ、御返事□申之由候間、改候て子細申候き、封戸郷□(以下礼書)之由、從社家被仰候上者、從來繩郷□舟之儀、菟角不及申候之由、御返事申候、今以同前候、愼而、堺目之儀候之條、如此之糺明、每々可申之子細、楚忽ニ者成間敷候、且者御分別之前候、仍紺錢之儀、自此方、□前之儀迄申付候、御神領内質物等候哉、於我等者、不存知候、郷内諸成敗之儀、此方一分不仕候、波多十郎兵衛尉方相共存候、定而彼方へも、時義被仰候哉、以糺明、聊爾人等堅可申付候、爲我等、新義之子細不可申候、各御參會之時者、此謂可預御心得候、猶期後喜候、恐々謹言、

大永六

二月十五日

宗道(花押)

番長大夫殿參

御報

〔奥切付〕
〔墨引〕
〔 〕

來繩郷

一六 永弘重行書狀

○永弘文書
大分県史料五

卷數ヲ進ジ來繩
郷内神領ニ新儀
ヲ懸クルヲ停メ
ンコトヲ請フ

於當社致精誠卷數壹令、令進入候、彌御祈念、不可有無沙汰候、抑改候者、最前御祝儀可申入候之處、少佳例等依繁多、遅々恐入候、仍至正御供田御至來繩郷、至御神領内、新儀を被懸仰候之條、
自社家衆申次第、詫广方まで、以一札令申候、御分別所仰候者、自他可目出候、恐々、

二月十七日

田原殿

重行(花押)

一七 永弘重行書狀案

○永弘文書
大分県史料五

下宮御造替

料所ハ恒見新房
・徳善保・米繩
郷弁分・武蔵郷
庄・朝見郷・田波

就今度下宮御造替之儀、御愚家之事、代々司職依拘申、御造替時、造營行事等取沙汰次第、去安元より弘安・嘉元・正應取沙汰仕候、御料所當國八郡之内、恒見新房・徳善保并豊後國來繩郷辨分・武蔵郷・朝見郷・田波庄役に候處、悉く御相違候之條、去從弘康應□至明德、御造替之儀、直ニ從今川殿様被仰付、諸下行物等、送狀以下給置候條、今度以上進言上候、當時御儀□任准據、請取可申之由、御下知候、早々被成御分別候者、可申談候、仍直にも以書狀令申候、
候、巨細令申候、恐々謹言、

任准據
雖非可申

十月十五日

(佐田藤方)
左衛門殿

(承政)
重行

一六 大友義鑑書狀

○岐部文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

大内勢ノ来攻ニ
備ヘシム

至堺目、敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香□・津
久見・寒田・其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、猶下郡兵部丞可申候、恐々謹言、
(分)
(マ)

(天文三年カ)
壬正月十三日

(大友)
義鑑(花押)

眞玉掃部助殿

竹田津兵部少輔殿

帶刀和泉守殿

櫛來新右衛門尉殿

都甲新左衛門尉殿

吉弘中務少輔殿

岐部能登守殿

六郷山□行御坊
(頼カ)

来 繩 郷

帶刀

都甲

吉弘

六郷山執行

其外(部之)□□衆中

一七九 田原親董感狀寫

○片山文書
大分県史料一〇

高田表夜懸ノ忠
ヲ賞シ恩賞ヲ約
ス

(国東誌)
就今度高田表夜懸、一段辛勞無比類候、其價(價)として本意之砌、安岐郷之内ニ而も、貳拾五貫分、可賀扶助候、以此旨、彌忠儀干要ニ候、恐々謹言、

三月十七日

(田原)
親 董

片山仁兵衛殿

まいる

一八〇 田原親資書狀

○松成文書
大分県史料一〇

先祖以来申定在所

題目之儀、雖無餘儀候、既先祖以來、申定在所之事候之條、無異儀、彌可被申談事、可爲祝着候、猶岡部下總守申合候、恐々謹言、

四月廿三日

(田原)
親 資 (花押)

松成美濃守殿

祝儀ニツキ酒井
津マデ警固船ヲ
以テ供奉セシム

高田表動ノ時ノ
馳走ヲ賞ス

宇佐社領豊後國
神米正稅等ヲ催
促

一八一 田原親資書狀

○松成文書
大分県史料一〇

就來月十三日 御祝儀、次郎左衛門尉酒井津迄、警固船馳走之儀、被 仰付候之條、供奉之儀申付候、乍辛勞、支度不可有緩之儀候、恐々謹言、

十月廿五日

(田原) 親資(花押)

松成刑部丞殿

一八二 隆綱書狀

○質來文書
大分県史料八

去月十八日、至豊後高田表、動之時、人數等多召連、馳走之段、就興重御注進遣候之處、年寄衆以奉書、神妙之段、被申稱候、無油斷御忠節、專一候、恐々謹言、

六月十日

隆綱(花押)

賀來新左衛門尉殿

進之候、

一八三 永弘通忠證狀

○永弘文書
大分県史料六

當社領豊後之國神米正稅等事、去天文元より、豊後より當國出張之故ニ、何も無社納ツ、然同四年

來繩郷

來繩郷御玉莊

田原別符御供米

マテ無兎角候て、同天文五九月六日、來繩郷御玉莊御供米之事、至社家ニ、任先例被打渡候之間、社領中悉ク催促候、田原別符御供米等事、申届候へ共、可然候間、宮重申談、至田原右衛門大夫方ニ、書狀進候處ニ、如前々、稱申被付之由、對兩人返書候、爲後證記置也、

于今天文五丙申十一月八日

(永弘)
通 忠 (花押)

一八四 某手日記 (折紙)

○永弘文書
大分県史料六

吉弘左近殿其外南郡衆何も玖珠郡へ御立候、

一同廿一日癸酉、大友殿御座ス入ウスキ燒失候、女中方斗殘也、上様無相違候、

一同十八日庚午、令官方と益永内、山香畠地所務論有、令官内新右衛門幽死候、女一人、又六手負

候、山香親子失候、

一同 城井へ八屋・山田衆取かけ放火候て引候處、城井付候八屋防戰仕候、中八屋衆ニ山田衆之

頸十三、城井打取、玖珠へ遣候、八屋衆七十人斗手負候、

一六月一日、武藏田原民部大輔至妙見登城、昨日此日木付登城候、杉因幡殿下城、田原衆木付二手

斗也、

一十二日甲午□、當郡衆陣立也、

一同十八日庚子、山田至廣津ニ取懸候、防戰杉因幡守衆・宇佐郡衆・野中衆、當時打留頸六十七、

大友義鎮ノ居ル
臼杵燒失

田原親賢妙見登
城木付登城

田原親宏來繩鄉
ニ立ツ
富來・眞玉・都
甲等北浦部之衆

松成市允ニ宇佐
預分内一町ヲ
預ク

明至十九日ニ、以上百人打死、手負二百斗也、都合三百斗損候、山田ハ其マ、打負（以下折志）引歸候、

一同日、爲山田・仲八屋・如法寺中間退治、田原常陸介親宏。來繩鄉ニ立、河向花藏寺付物數手計也、

其外富來・眞玉・都甲・北浦邊之衆三手計也、

一同十九日辛丑、花藏寺立ツイ地付、

一廿日壬子、上毛郡悉ク放火候、

一同廿一日癸卯、辰剋、山田城落居候、彼一類衆行方不知成也、爰アハレナル事有、山田安藝守隆

朝子滿千代丸、正年十一歲成を、秣刑部生害候て、頸を至親宏ニ現形候、仍安藝守隆朝行方不知

落行候、上毛郡内者山田山ニ入候者、頸八百餘諸軍取也、女數人方ミトラレ候、上毛郡四分一男

女失候、

一仲八屋備前守英信、同六月廿七日己酉、至親宏現形也、

一同七月三日甲子、至中津郡陣替也、同四日乙卯、馬獄落居也、城トクヨシカイ、同ミナキ甲斐

守、其外秋月衆百計打取候、又田原方同衆松木・甲斐・萱嶋ナト云々、打死也、

一八五 田原親賢知行預ケ狀

○松成文書
大分県史料一〇

度々出張之刻、別而預馳走候、祝着候、爲其賞、宇佐郡庄分内壹町坪付有別紙事、預進之候、知行不可
有相違候、恐々謹言、

來 繩 郷

来 繩 郷

一八二

(異筆)
「永祿三
庚申」十二月廿四日

(田原)
親 賢 (花押)

松成市允殿

○松成市允ノ名ニヨリココニ收ム。

一八六 田原親賢書狀

○松成文書
大分県史料一〇

本領佗言ニツキ
欠地次第五貫分
ヲ進ズ

本領佗言之儀承候、得其意候、先以關地次第、五貫分進候、彌於忠貞者、本領悉可返遣候、爲存知候、恐々謹言、

(異筆)
「永祿拾叁丁卯」
二月廿八日

(田原)
親 賢 (花押)

松成市丞殿

一八七 某手日記

○到津文書
大分県史料二四

田原親宏高田來
繩郷ニ在陣

(追筆)
永祿十年豊後衆奈多・田原親宏、至高田來繩郷在陣也、

「一」同三月廿三日公里ハ死去候、
一十二月廿六日夜、宮成公建・心乗坊公圓・圓通寺瑞眞・江嶋之刑部公綱・宮内卿其外。時枝兵部丞隆令一類令自

高田ヨリ社奉行
帰宮

放火乗舟候處、依風波公建ハ江嶋逗留候、則自高田、社奉行歸宮サセラレ候、題目ハ宮成領十方
(奈多)
自鑑基家來悉被押取候、又風聞ハ、公里後家ニ鑑基有同心度之儀、被申候ヨリ、後家ハ八屋へ被

行候、公建ハ光隆寺越年候、

同十一年

一正月廿三日夜、又公建ハ如田河郡領地被行候、領内悉自社奉行入部候、

一浦邊鑑基(余多)・親(田原)・親賢(田原)・木付・大神(田北・雄城・小濟・宇佐郡衆)。至下毛郡在陳候、

一五月三日、長野筑後守江量(守)忍入生害候、是ハ到津被官者仕候由候、又自毛利家、三岡等覺寺通路

ニ宮尾城取候、爰筑後守ハ被打候ヘ共、同名兵部左京彼三岡を持、等覺寺をも同名三河持コタ

ヘ、至豊劔進上候、同六月廿日、自豊州宮尾セメ被落候、中國衆五十餘被打留候、其後ツイキ(築地)ノ

郡別符宿陣候、又都郡大坂山ヲ、杉因幡守西郷兩人而取誘候、是又セメ被落、杉領も西郷毛向參

候、又各ハ至別符歸陣候、豊劔之御勝利目出候處ニ、

一九月三日至貫越打廻候、又安藝衆去八月十六日ヨリ渡海仕候て、又宮尾取長野城、三岡取悉候、

同三日酉時セメ候、同四日ニ小三岡ハ落候、同五日大三岡落、同夜等覺寺落居候、長野兵部左京

ハ被打候、其外城内男女數千(九)人生害候、敵モ多損候風聞候、三河守ハ豊劔ヘ參候、又至三岡當方

七人ヨリ、人數四十三人遣候、同親(田原)宏被官齋藤刑部下人二人、以上彼三人計陣著候、四十人死候、

一八八 大友宗麟義鎮安堵狀

○圓福寺文書
大分県史料一〇

當寺住持職之事、既宗印以下向、至宗松喝食、相續之上者、領掌不可有相違候、自然一雅意之族雖有之、聊不可許容候、爲存知候、恐々謹言、

宗松喝食ニ対スル相續ヲ安堵ス

来 繩 郷

來 繩 鄉

八月十日

(天友) 宗 麟 (花押)

一八四

圓福寺

一八九 安東鎮景書狀 (紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

三老在陣
郡衆白杵鑑速
屬シテ奔走ニ

三月一日 御書同十六參着、跪以頂戴仕候、如被 仰下候、去年以來至筑前表、御三老御在陣、然者郡衆之事、屬鑑速御手、相應馳走不存緩候、殊石叟・森越前守・古後因幡守・堤次郎兵衛尉申談、福井・寶珠山・兩河内之儀、任御下知悉令發向、於其上一城取付、于今勤番辛勞仕候、彌郡衆申談、可遂馳走之由、被 仰下候、衆中存其旨候、此面御行之砌、郡衆老若中催、可令馳走覺悟候、此之由、宜預御披露候、恐惶謹言、

(永祿十二年乙)
三月十七日

(貼紙) 「安東宮内少輔」

(安東) 鎮 景 (花押)

(備連) 戸次伯耆守殿

(備連) 進上 臼杵越中守殿

(備連) 吉弘左近大夫殿

110 田原紹忍親書狀(紙切)

○長谷雄文書
大分県史料一〇

〔包紙ウハ巻〕
「永松治部左衛門尉殿」

紹忍

〔端裏切封〕
「(墨引)」

田原親虎南蠻宗
執心ニヨリ各別
ス

〔田原〕
親虎事、南蠻宗跡依執心、以御下知令各別候處、飛脚到來、祝着候、聊不可有御氣仕候、恐々謹言、

〔天正三年頃〕
九月九日

〔田原〕
紹忍(花押)

永松治部左衛門尉殿

吉永内藏助殿

岡部三郎兵衛尉殿

小田原舍人佐殿

小田原舍人佐

111 田染鎮富讓狀

○永弘文書
大分県史料六

豊後國田染庄之内、拘來候御神領所々、并來繩郷内小野名御神領之事、相添代々證文、讓遣候、堅以知行、御社役等可敷事、肝要候、恐々謹言、

田染庄、來繩郷
神領ヲ松若丸ニ
讓ル

來繩郷

来 繩 郷

(美濃)
〔天正六年戊寅〕
三月十六日

(田原)
鎮 富 (花押)

田染松若丸殿

進之候、

一八六

一三三 大友義統書狀

○吉弘鎮整文書
増補訂正編年大友史料二四

屋山要害誘及ビ
守リニ
油断ナカ
ラシム

先日手火矢進之候之處、自愛之由承候、祝着候、然者屋山要害誘之儀、無御油断趣、示給候、專一候、雖無申迄候、每事無緩覺悟、簡要候、殊方々爲可加下知、出張之内意候、時分柄之儀、重而可令入魂候、委細猶、浦上左京入道可申候、恐々謹言、

(天正七年カ)
二月三日

(大友)
義 統 (花押)

吉弘太郎殿

一三三 大友義統書狀

○入江文書
大分県史料一〇

鞍懸要害ニツキ
来翰ニ答ヘ城番
ヲ置クコトヲ報
ズ

(米隠郷)
就鞍懸要害之儀、承候之趣、得其意候、任指南彼城番之事、堅固可申付候、委細重々以使節、可申候、

(天正三ノ七年頃)
二月廿三日

(大友)
義 統 (花押)

田原常陸入道殿

〔包紙ウハ書〕
「田原常陸入道殿」

義統

「九四 田原親貫感狀」〔紙切〕

○草野文書
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕
「如法寺藤五郎殿」

親實〔實カ〕

鞍懸城普請成就ヲ賞シ之ヲ預ク
妻子隨身ヲ以テ
在城スベシ

今度鞍懸執付候之儀、爲悴家、前後各以熟談、加下知候、就夫、別而親武才覺故、一城普請等成立候、大慶此事候、於然者、彼要害之儀、可預ケ置候間、妻子等以隨身茂、在城肝要候、自然誰人申妨仁候共、爲親貫、不可及許容候、必靜謐之刻者、可申談候、爲御存知候、恐々謹言、

十二月廿三日

〔田原〕
親貫〔花押〕

如法寺藤五郎殿

「九五 大友義統書狀」〔紙切〕

○長野末夫文書
大分県史料一一

〔包紙折封ウハ書〕
「長野因幡守殿」

義統

〔端裏切封〕
「墨引」

田原親貫逆心ニ就キ異心ナキヲ賞シ貞心ヲ励マシム

依田原右馬頭逆心、其表亂忿之條、其方心底之趣、至志賀安房入道・朽網三河入道、以神名承候、銘々加披見候、乍案中感入候、親貫事、急度誅伐之儀申付候、時分柄之事、道輝・宗歷任入魂之

来 繩 郷

旨、別而、可勵貞心事、肝要候、恐々謹言、

(大友)

二月十六日

(田原)
義 (花押)

長野因幡守殿

一六六 大友義統書狀 (紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

田原親實大友氏
ニ叛キ鞍懸城ニ
抛ルニヨリ字佐
郡衆ト申談シ討
果サシム

(親實)
田原右馬頭惡逆之企、前代未聞之條、誅伐之加下知候處、(田原)親實家中之人、以順路之覺悟、顯忠意

候、然者親實事、至鞍懸楯籠之由候之間、不拔足様、可討果才覺、無油斷候、此節郡衆中被申談、(字佐郡)

可被勵忠貞事、從最前、入魂之可爲首尾候、猶重々可申候、恐々謹言、

(大友)

二月廿一日

(大友)
義 統 (花押)

佐田彈正忠殿

一六七 豊後國志

○国東郡
古蹟

鞍掛城 在来繩郷佐野村、田原氏築焉、野史曰、
天正中田原親實抛之而叛、是也、

○豊後高田市大字佐野字城山 (三三五頁大字小字表) ニアリ。卷末折込地域図参照。

一六 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

〔端裏ウハ書〕
佐田彈正

圓齋

田原家中ノ者大
友家ニ從フ者多
キヲ告ゲ鞍懸城
ニ楯籠ラバ佐野
表ニ出陣セシム

田原家督ハ次男
親家ヲ入部セシム

鞍懸合戦ノ忠ニ
ヨリ五十貫文分
ヲ宛行フ

兼日粗申候、内略之儀、令首尾、(田原)親貫家中、此方江申組候者共、顯順路之心底候條、満足此事候、
定而、至鞍懸可楯籠候敷、於于今者、雖可爲落去候、万一親貫、(親武)如法寺以下、差堪候者、至佐野表
被懸付、此節可被勵忠儀事、肝要候、(田原義芝)然者宗龜一筋目爲再興、家來之者申合、懇望之條、家督之
儀、至親家申與、一兩日中可爲入部之條、其堺衆被申遂、每事堅固之才覺、專一候、遠方候處、早
く敷預注進候、御心懸之次第、案中候、猶重々自是可申候、恐々謹言、
(天正八年)
二月廿二日
(鎮)佐田彈正忠殿

(大友義鎮)圓齋(朱印)

一九 田原親貫知行宛行狀

○後藤敏宏文書
大分県史料一〇

就今度鞍懸籠城、忠儀之次第、神妙候、仍五拾貫文分、坪付之前、加袖判充行候、縱雖有先判、面
々事、無足之届誠感悦候之條、聊不可有相違候、以此旨、彌忠勲肝要候、恐々謹言、
(分)

(天正八年)
三月二日

(田原)親貫(花押)

来繩郷

如法寺右近允殿

1100 大友義統書狀(紙切)

○鹿子木文書
熊本真史料中世一

「鹿子木三河入道殿(包紙クハ書)

「(端裏切封)
〔墨引〕

義 統一

豐筑表無事
田原親貫叛逆ニ
就キ一勢ヲ遣ス
鞍懸要害

近日其元立柄無到來之條、染筆候、堺目無替儀候哉、示給度候、豐筑表、今程珍子細無之之由候間、專一候、隨而、田原右馬頭逆心顯然之條、爲可加誅伐、前廿一勢差立候處、不待付人數退散、案中存候、然者、至鞍懸要害楯籠候之條、不拔足樣、堅加下知候、遠間難有正儀之條、彼是爲可申、以西伯寺申候、其表之儀、彌各被申談、無油斷御才覺簡要候、委細志賀安房入道、可申候、恐々謹言、

(天正八年)
三月五日

鹿子木三河入道殿

(大友)
義 統(花押)

1101 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

其堺ニオケル馳
走ヲ賞シ鞍懸城

(字佐郡)
於其堺、打廻等無油斷、被遂馳走之由、感入候、鞍懸于今相支候之條、彌方角衆申談、可勵粉骨之

攻略ニ粉骨ヲ致
サシム

事、簡要候、猶古庄進允可申候、恐々謹言、

(天正八年)

三月五日

久保舍人佐殿
(直筆)

(大意)
義 統 在判

三三 志賀道輝親守書狀(紙切)

○鹿子木文書
熊本県史料中世一

(包紙ツキ)

鹿子木三河入道殿

御宿所

志賀安房入道

道 輝

(端裏切封)
「(墨引)」

田原親貫叛シ鞍
懸城ニ抛ル

近日者、其表御到來依無之、以御書被仰出候、珍重候、然者、田原右馬頭惡逆顯然之條、被加御誅
(親筆)
伐候、結句、不待付御人數退散候、誠天道之差所、案中存候、親貫事、僅之以人數、要害江楯籠候
之條、不拔足様、被成 御下知候之間、落去不可移時日候、猶西伯寺江被仰合候、恐々謹言、

(天正八年)

三月十五日

(赤貫親守)
道 輝 (花押)

鹿子木三河入道殿

御宿所

来 繩 郷

二三 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

古庄進允ニ対シ
別シテ心ヲ添ヘ
シム

如存知、古庄進允(マ)事、義統近邊江雖令堪忍候、養父跡目依連續在宅候、鞍懸近方付而、夜白無油斷之由候、弟大學助事、疋爰許江召仕候條、旁以進允事、別而可被添御心事肝要候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正八年)
三月十六日

田原新九郎殿

(大友義鎮)
圓齋(朱印)

二四 田原親家感狀(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

去八日鞍懸敵相格之刻、懸合手火矢仕、粉骨之次第其聞候、神妙候、一城落去之砌、可成其感候、彌辛勞肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
三月十七日

安東宮内丞殿

丸山外記允殿

(田原)
親家(花押)

鞍懸城攻メノ手
火矢仕ヘノ粉骨
ヲ賞ス

三五 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田原親家ト内談
ヲトゲ鞍懸城攻
略ニ合力セシム
都甲境目マデ差
寄スベシ

於^(遠見郎)辻間村、在陣之由候、辛勞察存候、然者至鞍懸表、可被打出時分柄之儀、^(田原)親家以內談、同日越山
肝要候、彌無油斷熟談、專一候、雖然、先以都甲境目迄、被差寄、可被申談候哉、殊以條々申旨
候、被得其意、每事堅固之才覺、可爲祝着候、猶寒田右京入道・田北治部少輔、可申候、恐々謹

言、

(天正八年)
三月十七日

(大友)
義統 在判

齋藤紀伊入道殿

林左京亮殿

一万田民部少輔殿

上野兵部少輔殿

實相寺

平井兵部少輔殿

野上彈正忠殿

齋藤市正殿

臼杵刑部少輔殿

來繩郷

上野隼人佐殿

□^(魚)村左近大夫殿

□^(扇)留左馬進殿

田尻太郎殿

鶴ノ原八郎殿

田吹左馬助殿

上野掃部助殿

宗像權右衛門入道殿

寒田藤記兵衛尉殿

田村^(統順)作進殿

右上包^(成脱)田村作進殿
齋藤紀伊入道殿

義統

三〇六 田原親家書狀

○河野正文書
大分県文化財調査報告書三七

田原親實ノ返逆
ニ同意セザルヲ
賀ス

從鞍懸雖計策候、寄合中最前以來、以無別心、首尾無同意之由、乍案中頼敷候、至御座所、則遂注進候之間、直可被^(成脱)御感候、乍勿論、於親家一稜可令賀事、不可有餘儀候、彌馳走頼入候、恐々謹言、

（天正八年）
三月廿三日

（田原）
親家（花押）

大島但馬守殿

大島長左衛門尉殿

大島宮内丞殿

二〇七 田原親家書狀（紙切）

○安東文書
大分県史料一〇

鞍懸ヨリノ計策
ニ応セズ同心ス
ルヲ賀ス

從鞍懸雖計策候、寄合中最前以來、以無別心、首尾一通到來候、乍案中頼敷候、至御座所、則遂注進候之條、直可被成 御感候、乍勿論、於親家一廉可令賀候、彌馳走頼入候、恐々謹言、

天正八
三月廿三日

（田原）
親家（花押）

安東宮内丞殿

二〇八 田原親家書狀

○内田文書
大分県史料一〇

鞍懸ヨリノ計策
ニ応セズ味方ニ
同意セルヲ賀ス

從鞍懸雖計策候、寄合中最前以來、無別心、以首尾無同意之由、乍案中頼敷候、至御座所則遂注進候之條、直可被成 御感候、乍勿論、於親家一稜可令賀候之事、不可有餘儀候之間、彌馳走頼入候、恐々謹言、

求 繩 郷

来 繩 郷

(天正八年)
三月廿三日

内田孫四郎殿

内田彈正忠殿

(田原)
親 家 (花押)

一九六

三〇九 大友圓齋義・同義統連署知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

連々泰公ニ對シ
來繩郷内帶刀右
京入道一跡分ヲ
預ケ

連々無緩奉公、就中近年於所々辛勞、感悅無極候、彌向後可被勵貞心事、肝要候、仍來繩郷之内、
帶刀右京入道一跡分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年)
閏三月十一日

(大友) 義 統 在判
(大友) 圓 齋 朱印

(礼鹿)
柴田治右衛門入道殿

三〇 大友義統書狀(紙切)

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

帶刀安藝入道事、去年中至高田要害、睨在城、初春以來者、屋山岳江令登城、(音也)統運別而申談由候、
然處孫宮德母、對宗雲不孝之由、不及是非候、宮德幼稚之間、領地被官以下令裁判、(禮)陳旅之奉公不
可有緩之段、宗雲江以狀申候、心中之儀候間、每事可被添御心事、肝要候、爲存知候、恐々謹言、

帶刀安藝入道高
田要害ニ在城シ
屋山岳ニ登城

〔天正八年〕
閏三月十三日

田原新九郎殿
〔親書〕

〔天正〕
義統〔花押〕

三二 田原親家感狀〔紙切〕

○安東文書
大分県史料一〇

鞍懸防戦ノ軍忠
ヲ賞ス

昨日十三、鞍懸表防戦之刻、被疵之由、軍忠狀到來、披見感入候、今度最前以來之忠儀、非忘却候之間、必於向後可賀候、恐々謹言、

〔天正八年〕
閏三月十四日

〔田原〕
親家〔花押〕

安東宮内允殿

三三 田原紹忍賢感狀〔紙切〕

○安東文書
大分県史料一〇

〔編纂切封〕
一〔墨引〕

鞍懸矢入ノ粉骨
ヲ賞ス

其表動之様躰、預注進候、先々鞍懸矢入勝利之趣、尤珍重候、殊宮内丞被疵之由、粉骨之次第、無比類候、然者到此方茂、名代遣候、是又被疵候、彼是忠意之至候、必一段可賀之候、恐々謹言、

〔天正八年〕
壬三月十四日

〔田原親賢〕
紹忍〔花押〕

安藤大膳亮殿

来 繩 郷

三三 大友義統感狀(紙切)

○長野末夫文書
大分県史料一一

(包紙折封ウハ書)
「長野因幡」

(縮紙切封)
「(墨引)」

義 統

鞍懸近方ニオケ
ル軍勞ヲ賞ス

今度田原右馬頭(親貴)以逆心、其堺令錯亂候處、無二之覺悟、殊就鞍懸近方(西國東郡)、夜白無油斷、軍勞之次第感入候、彌可勵忠儀事、肝要候、必追而一段、可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月十日

(大友)
義 統 (花押)

長野因幡守殿

三四 大友よし統感狀

○小野尾文書
大分県史料一一

鞍懸近方ニオケ
ル軍勞ヲ賞ス

今度田原右馬頭(親貴)依逆心、其堺錯亂候之處、無別儀覺悟、殊就鞍懸近方、夜白無油斷軍勞のよし、感入候、必追而、一段可賀もの也、かしく、

(天正八年)
卯月十日

(大友)
よし統 (花押)

小野尾次郎三郎とのへ

鞍懸近方ニオケル軍勞ヲ賞ス

其表亂念ノ時ノ馳走ヲ賞ス

二五 大友よし統感狀(紙切)

○兎玉文書
大分県史料二一

(端裏切封)
「(墨引)」

今度田原右馬頭依逆心、其堺錯亂之處、無別儀覺悟、殊就鞍懸近方、夜白ゆたんなく軍勞のよし、感入候、必追而、一段可賀之もの也、かしく、

(天正六年)
卯月十日

(大友)
よし統(花押)

松ヶ尾新次郎とのへ

二六 大友よし統書狀(紙切)

○安東文書
大分県史料二〇

(端裏切封)
「(墨引)」

今度其表亂念之刻、波多藤次兵衛尉得指南、別而馳走のよし、感入候、彌堀木丸山一類之衆申合、無油斷心かけ、專一候、猶統秀申へく候、かしく、

(天正八年カ)
五月四日

(大友)
よし統(花押)

安東宮内とのへ

安東外記とのへ

来 繩 郷

西切寄討崩シノ
時ノ分捕高名ヲ
賞ス

二七 田原親家感狀(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

去十二、西來切寄討崩候之刻、分捕高名之段、感入候、何様靜謐之砌、一稜可賀之間、彌可勵軍
忠事、肝要候、恐々謹言、

天正八

五月十四日

(田原) 親 家(花押)

堀木宮内丞殿

二八 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

鞍懸攻メニツキ
田染給人中ノ粉
骨ヲ賞ス

去十二、佐井木切寄打崩候之刻、田染給人中、鞍懸爲押勢、被勵粉骨之由候、軍勢之段感入候、彌
申談、可抽貞心事肝要候、必以時分可賀之候、恐々謹言、

天正六年

五月十四日

(大友) 義 統 在判

鎮量 久保舍人允殿

二九 田原親家恩賞宛行狀(紙切)

○津崎文書
大分県史料一〇

津崎大和入道ノ
忠ヲ賞シ恩賞ヲ
宛行フ

今度親貫企逆意、海陸以行、動自他國、既當家及破滅之處、一味中申談、後來繩郷引割令歸陳、剩

來繩引割十冊

同日以猛勢、鹿越表江雖相働、到國東打入候之條、令敗北屬御勝利候、別而忠儀之至、不異他候、
爲其償、去月佐渡入道先給所々在之、不殘段歩、并俣見役職之事、預遣之候、下地云、土貢云、守
此旨、全知行肝要之狀、如件、

天正八年五月廿六日

親家(花押)

津崎大和入道殿

三三〇 大友義統書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

鞍懸城攻略ヲ告
ゲ郡衆申談ジ忠
貞ヲ励マシム

度々如申候、至鞍懸表、諸軍可差寄之段、加下知候、然者郡衆之事、可被申談、此節以乘陳、可被
勵忠貞事、肝要候、自然未斷之人於有之者、從衆中茂以交名承、可得其意候、委細猶、田原近江入
道可申候、恐々謹言、

六月一日

義統(花押)

佐田彈正忠殿

三三一 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

鞍懸表合戦ノ軍
勞ヲ賞ス

今度於鞍懸表合戦之刻、別而軍勞、就中以刀打、被勵粉骨之由候、感悅候、彌馳走、可爲喜悅

來繩郷

候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)

六月十三日

(大友) 義 統 在 判

志津利治部少輔殿

三三 大友義統感狀

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

田原親實逆心ニ
對シ古庄進允同
心ヲ以テ軍勞ヲ
勵ムヲ賞ス

今度田原右馬頭、以逆心、鞍懸楯籠候處、其方事、從最前、古庄進允以同心、度々勵軍勞之由、感

悅候、必取鎮、可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)

六月廿四日

(大友) 義 統 (花押)

渡邊加賀守殿

三三 田原親實書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

鞍懸城執付及
比芸州加勢ノ調
儀ノ賞ヲ賞ス

田原ノ姓ヲ許ス

當城之儀、耕雲(如法寺)・親武以才覺、最前被執付、剩糧等如□取調置候故、今度家來雖錯亂候、聊無氣

遣、令籠□候、無雙之忠儀、異他候、殊藝州加勢之儀、到輝□景(元・應)、今度可差上之由、申付候處、

不羸口能、可有□□□□通大慶候、然者、二字之儀申組候、彌一家□□末共ニ、別而可被添御

心事、頼存候、恐□□□□(々謹言也)

（天正八年）

〔田原〕

〔親書〕
左近大夫殿

〔御書、親並〕
田原式部入道殿

〔田原〕
親 貫 在判

三四 田原親家感狀〔紙切〕

○安東文書
大分県史料一〇

鞍懸攻メノ軍勞
ヲ賞シ塩硝・玉
ヲ遣ス

節々鞍懸惡黨等懸合、被勦軍勞候趣、誠神妙之至候、靜謐之刻、何様可賀之候、仍塩硝十斤・玉百

五十、遣之候、猶詫摩佐渡入道可申候、恐々謹言、
〔天正八年〕
七月一日

〔田原〕
親 家〔花押〕

安東宮内丞殿

有安帶刀允殿

丸山外記允殿

其外郷内一揆中

三五 大友義統感狀〔紙切〕

○大津留運文書
大分県史料二五

鞍懸表絹懸口ノ
防戦負傷ヲ賞ス

去十三、於鞍懸表絹懸口、防戦之刻被疵、粉骨之由感入候、彌馳走肝要候、恐々謹言、

来 繩 郷

来繩郷

(天正八年)
八月廿二日

大津留大膳亮殿

(天友)
義統(花押)

一一〇四

三六 田原親貫恩賞宛行狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

就今度不慮之成立、至鞍懸、令登城、藝筑以加勢、遂本意候段、(田原)紹閑依連々堅慮之覺悟、彼一城被
執付置候故、此節一家再興之儀、無比類候、聊裕云、聊裕云、御辛勞之續、何様生中不可有忘却候、爲
加恩、柳俵田五拾貫分事、令裁許候、全可有領知候、柳不可有相違之狀、如件、

天正八年八月廿三日

(田原)
親貫在判

(如法寺紹閑・辨雲・親並)
田原式部入道殿

三七 田原親貫恩賞宛行狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

就
。今度不慮之成立、至鞍懸、令登城之段、彼一城事、(田原、如法寺)親武以父子談合、城被執付置、此節一家再興
之儀、偏連々堅慮之格護故候、殊至藝州差上候之處、長々令在國、加勢之警固舟被申調、如此遂本
意候事、聊裕云、聊裕云、忠意之趣、無比類候、仍爲加恩、永松給田原之内拾町地、山香郷之内平三町
地、令裁許畢、全領知肝要之狀、如件、

鞍懸誘及ビ芸筑
加勢ノ取付辛勞
ノ加恩トシテ
田五十貫分ヲ宛
行フ

鞍懸執付及ビ芸
州加勢警固舟ヲ
申調ヘタル功ヲ
賞シ田原ノ地等
ヲ宛行フ

天正八年八月廿三日

(田原) 親 貫 在判

田原左近大夫殿

(如左等親武)

三八 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○惠良文書
大分県史料八

義統陣所見舞ノ
タメ出陣セルヲ
告ゲ在陣ノ辛勞
ヲ謝ス
鞍懸落去程アル
ベカラズ

義統陣所爲見舞、此一兩日以前、令越山候處、早々示給候、祝着候、於其表長々在陣、御辛勞雖察存候、今少之儀候條、別而堅固之才覺、不及申候、鞍懸之儀、近々絹還江、可詰寄之由、加下知候間、落去不可有程候、愚老事茂、今程者、以滞在每事、義統可令熟談覺悟候條、節々預入魂、可得其意候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年) 九月三日

(大友) 圓 齋 (朱印)

一万田三河入道殿

(兼實、宗慶)

三九 田原親家感狀(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

「(端裏切封) 」「(墨引)」

昨日六、豊前表悪徒等、爲鞍懸加勢、取出之候處、早々懸合、別而被竭粉骨、不移時剋被追崩之通、軍忠無比類候、何様靜謐之砌、一稜可成其感候、恐々謹言、

来 繩 郷

豊前表敵方ノ鞍
懸加勢ヲ追崩セ
シ軍忠ヲ賞ス

来 繩 郷

天正八

九月七日

親家 (花押)

二〇六

安東宮内丞殿

三〇 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

高田表千部口ニ
オケル合戦ノ粉
骨ヲ賞ス

爲無足長々在陣、殊前十五、於高田表千部口、合戦之刻、別而紛骨之由、感悅候、彌可勵忠貞事、肝要候、必追而可賀之候、恐々謹言、

天正八年

九月十八日

義統 (花押)

都甲三河入道殿

三一 大友義統書狀 (紙切)

○字野文書
大分県史料一一

(縮裏切封)
「(墨引)」

鞍懸表在陣ヲ賞
シ絹懸陣付ニツ
キ本庄中務少輔
ニ同心セシム

於鞍懸表、自最前途在陣、軍勞之段、感入候、殊至絹懸陣付之儀、本庄中務少輔江申付候、乍辛勞、以同心可被遂其節事、肝要候、猶鎮述可申候、恐々謹言、

天正八年

九月廿二日

義統 (花押)

宇野宮内丞殿

鞍懸通用ノ惡党
ヲ討果セシヲ賞
ス

鞍懸表絹懸口防
戰二疵ヲ被ル粉
骨ヲ賞ス

三三 大友義統感狀(紙切)

○宇野文書
大分県史料一一

(端裏切封)
「(墨引)」

今度、最前以來軍勞之由候、就中此節、本庄中務少輔以同心辛勞之段、令承知候、然者、前廿至鞍懸、通用之惡黨以夜待討果、分捕高名、忠儀無比類候、必取鎮、一稜可賀之趣、猶鎮述可申候、恐々謹言、

(天正八年)
九月廿二日

宇野宮内丞殿

(天友)
義統(花押)

三三 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

□□□□鞍懸表絹懸口防戰之刻、被疵、粉骨□□□□候、彌馳走肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
□月廿二日

大津留大膳亮殿

(天友)
義統在判

三三 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

鞍懸城攻メノタ
メ出陣セシヲ格
ゲ豊前方面ノ格
護ヲ依頼ス

野仲鎮兼ノ謀叛

就安岐表一著示給候、被添心候之次第祝著候、雖然鞍懸于今依相支、田原親家以出張、可打崩之由
(国東郡)
申付候條、様躰爲可聞合、愚老事、爰元迄令越山候、堺目之儀、彌每事、堅固之御格護肝要候、殊
(宗務)
今度、野仲未練之振舞、不及是非候條、先以鎮兼領中、一動之儀候、玖珠郡茂加下知候處、當郡衆
(字左郡)
前三、同前有馳走、一兩所取崩、勝利之由候、每々馳走之趣感悅候、今程者、此方角江可滞在之
條、切々可申談候、仍狸一送給候、喜悅候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
十月八日

(大友)
圓齋(朱印)

佐田彈正忠殿

三三 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

鞍懸落去ノ賀ニ
答ヘ田原親貫ヲ
落所ニ打果サシム

就鞍懸落去、早々示給候、祝著候、此方悅可有推察候、雖然親貫討洩候事、不及是非候、落所等於
有之者、別而可被勵忠儀事、肝要候、每事爲可加下知、于今在村候、委細口上申候、恐々謹言、

(天正八年)
十月十一日

(大友)
圓齋(朱印)

佐田彈正忠殿

三三 大友義統書狀(紙切)

○佐田文書 熊本県史料中世二

鞍懸城落去セル
モ田原親貫ヲ討
留メズ

落所ヲ求メ討果
サシム

鞍懸山伏之尾ニ
侵入シ小屋ヲ燒
崩セル粉骨ヲ賞
ス

前九鞍懸落去候、先以祝著候、雖然、(田原)親貫不討留候事、不及是非候、定而落所可有之之條、彌可加
下知覺悟不淺候、然者、田原近江(船野)入道被申談、此節被勵馳走、親貫可討果才覺、頼存候、委細猶、
小田原左近亮申含候、恐々謹言、

(天正八年)
十月十一日

佐田彈正忠殿

(大友)
義統(花押)

三三 大友圓齋義感狀

○大友家文書錄 大分県史料三三

(天正八年)
去十一夜、其方被官之者、鞍懸山伏之尾へ忍入、小屋少々燒崩由、粉骨之次第、感悅候、併進之尤
心懸故候條、彌被申諫、馳走肝要候、於委細者、(天友)從義統可被加下知候條、不及詳候、恐々謹言、

月日及宛所破、
蓋古庄氏也、

○差出書ヲ欠ク。本文ニヨリ圓齋ト推定ス。

三六 大友義統感狀寫

○兄玉體採集文書
增補訂正編年大友史料二五

上田權内所持、

去月十五、於來繩郷大利口、(之方)豐前目々患黨懸合、一戰遂高名、父右衛門戰死、忠儀無比類候、必取

鎮、一稜可賀與候、

十月十二日

(大友) 義 統書判

上田松若殿 (朱書)
先祖之由、上田權内五代

三九 大友義統書狀

○鹿子木文書
熊本県史料中世一

(論數切打)
「(畢引)」

田原親貴ノ鞍懸
安岐兩城ヲ陥落
ス合志親為ト相談
シ一行ヲナスベ

急度染筆候、數度如申候、田原右馬頭依患逆、(親貴)加誅伐之下知頃、鞍懸・安岐兩城令落去、於于今
者、彼堺無殘所屬案裏、本望候、然者其表之儀、(合志)親爲被申談、一行之御調儀、可爲此節候之趣、猶
志賀安房入道・朽網三河入道、可申候、恐々謹言、
(親守・道輝)
(露康・宗歴)

十月十四日

(大友) 義 統 (花押)

鹿子木三河入道殿

來繩郷大利口ニ
於ケル父右衛門
戰死ノ忠ヲ賞ス

鞍懸城取懸ノ時
ノ馳走ヲ賞ス

二四〇 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

去月七、到鞍懸取懸候之刻、方角之衆申談、別而勵馳走之由候、感入候、何様取鎮、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)

十月十四日

(大友)
義 統 在判

田染惠立

二四一 大友氏年老連署奉書

○大友家文書錄
大分県史料三三

鞍懸・安岐兩城
落去ヲ告ケ其表
ノ調儀ニ油斷ナ
カラシム

數度如被仰出候、田原右馬頭依惡逆、誅伐之儀、堅被加 御下知候之故、鞍懸・安岐兩城、令落去候之條、於于今者、彼堺無殘所、被屬 御案裏、千秋萬歲候、然者其表之儀、無油斷、以御才覺一行之調儀、可爲此節之由候、委細以實相坊豪意法師、被遂御入魂候之趣、猶右寺可有演說條、不能

一二候、恐々謹言、

(天正八年)

十月十四日

(志賀親守)
道 輝 在判
(朽網鑑康)
宗 歷 在判

(維持)
阿蘇殿 御宿所

來 繩 郷

二四二 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

鞍懸表出陣以下
ノ軍忠ヲ賞ス

□鞍懸表出陣之儀、申付候處、遂其節、于今長く、□辛勞之儀候、殊前廿一、大津留民部少輔被申

□字佐郡働之刻、別而軍勞之由、感入候、彌可勵□□□肝要候、恐々謹言、

(大友) 義 統 在 判

□□ 務丞殿

二四三 田原親家感狀(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

鞍懸討伐ニツキ
寄合中ノ馳走ヲ
賞ス

去春堺目亂入之砌、寄合之者共、以順路之覺悟、致馳走之段、^(託忠)麟專依申儲存知候、殊鞍懸堅固之

刻、折々懇忠之次第、聞及候、神妙候、追而可成其感之通、詫摩佐渡入道可申候、恐々謹言、

(田原) 親 家 (花押)

(天正八年) 十月廿一日
案藤宮内允殿

二四四 大友義統諸點役免許狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

鞍懸表千部口合
戰ノ忠ヲ賞シ貞

於。今度鞍懸表、在陣辛勞、殊千部口合戰之刻、分捕高名忠儀、無比類候、^(由布院)仍當院貞恒名之内、若宮

恒名ノ万雑諸点
役ヲ免ス

免之事、萬雑諸點役令免許候、彌可被勵馳走事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年)

十一月廿六日

(大友)
義 統 在判

厚彈正忠殿
(紙巻)

二五 田原親家書狀 (紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

在陣音信ヲ賀ス

就在陣音信之趣、令祝着候、向後不可有忘却候、恐々謹言、

十二月廿三日

(山原)
親 家 (花押)

安東宮内丞殿

二六 田原紹忍親賢給地坪付

○松成文書
大分県史料一〇

坪付

(田原紹忍)
(花押)

下毛・宇佐両郡
内ノ地ヲ松成藤
左衛門尉ニ宛行
フ

下毛之内
一 所壹町
宇佐郡之内
一 所壹町

後藤兵部少輔持分
植田外記亮持分

二月五日

来繩郷

來繩郷

竹田津式部少輔殿

松成藤左衛門尉

○松成氏ノ名ニヨリ收ム。

二七 田原紹忍親書狀(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

其郷百貫内人夫
ヲ急速ニ差出ス
ベシ

先年大膳亮契約候續、重疊承趣得其心候、相應之儀共、不可有疎意候、仍其郷百貫内人夫之事、爰
許當時被闕御書砌條、急速被差出專要之儀候、猶兩人可申候、恐々謹言、

(田原) 紹忍(花押)

十二月廿八日

案東宮内丞殿

二八 來繩郷内小野名坪付

○水弘文書
大分県史料六

内小野名坪付

段宮ノもと

一所なか田の町堀

一所屋房せまち三

一所壹反糸の木田

一所貳反柳田

一所壹段中つる

宮ノもと

三人給地

一 所さこ田の町堀せまち二

一 所壹段大をさ

一 所壹段中の前

一 所堀七つへの内

一 船田

三人給地之分

一 所壹段宮のもと

一 所壹段ひらをさ

一 所壹段柳田

一 所壹段糸の木田

一 所壹段ひらをさ

一 所屋敷田七つへの内

一 所貳段柳田

一 所白水はたけ

一 所神はたけ

一 所神田せまち二

一 所町堀かつらまはり

一 町堀大をさ所堀の口

一 所七つへの内ふけ

一 所野田せまち五

一 居屋敷 一 所壹段ひらをさ

神五郎給地

神五郎給地

神五郎給地

妙喜庵給地

妙喜庵給地

妙喜庵給地

彈正給地

妙喜庵給地

妙喜庵給地

妙喜庵拘

畠地

畠地之事

求 繩 郷

来 繩 郷

二一六

一所なき野 一所むなそり、此内ニ神五郎□

一所出口 此三ヶ所之内、野打多々有□

一所さこの畠地六まひ(畝)

一所くわうや(荒野) 一所居屋敷

一所山のさかい岩の上之赤松より、にしとをして立石在之、

天正十年壬午二月吉日

(山雲)
息 雲 (花押)

二四九 田原親家書狀 (紙切)

○森文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

佐野切寄ノ粉骨
ヲ賞シ来秋出陣
ニ備ヘシム

毎陣軍勞神妙候、就中於佐野切寄、依碎手被疵、粉骨之趣、聊雖非忘却候、當時闕地等依無之、不顯其志候事、心外候、然者來秋出張之儀、別而可勵馳走事、專一候、必追而可賀之條、能く可得其意候、恐く謹言、

(天正十二年カ)
六月廿四日

森木工助殿
(宏盛)

(田原)
親 家 (花押)

二五〇 田原親家書狀(紙切)

○郷司文書
大分県史料三五

軍勞ヲ賞シ來秋
出勢ニ備ヘシム

數度出張之刻、軍勞感入候、就中於佐野切寄碎手、被疵之次第、無比類候、殊去年當春筑後表發向
打續、粉骨之趣、聊雖非忘却候、相應闕地依無之、不顯其志候、然者來秋御出勢之儀、稱被 仰催
候、誠辛勞雖無盡期候、以分過之馳走、別而可勵忠貞事、可爲此節候、必追而可賀之條、能々可得
其意候、恐々謹言、

(天正十二年乙)

六月廿四日

郷司監物允殿

(田原) 親家(花押)

二五一 田原親盛安堵狀(紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

御許山領賀茂宇貳段大之事、任先判之旨、爲居屋敷申付候、爲存知候、恐々謹言、

(貞享) 天正拾四年丙

八月七日 戌

松成六郎殿

(田原) 親盛(花押)

來 繩 郷

居屋敷トシテ御
許山領賀茂宇二
段大ヲ安堵ス

来 繩 郷

○松成六郎ニヨリココニ収ム。

三三 永安帶刀助書狀(紙切)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

北浦部高田ノ里
宿

〔(異筆)豊後北浦邊 (高)たか田之里やと永安帶刀助殿御返事也、〕

逗留之間、めし御ふるまい候、其人外之方人つかい候て被下候、よきやとにて御座候、

天(正)□十五年いとし□月日使御巫小禰宜

一段よき御やとなり、使御巫小禰宜

〔(異筆)一豊後國北浦部之内高田ヨリ〕

天正十五年いとし二月 日

〔(永安)帶刀助

福嶋御塩焼大夫殿
参

三三 波多乙法師丸書狀(紙切)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

〔(別紙異筆)天正十五年丁亥二月 日

使御巫小禰宜大夫

北浦部高田ノ里

豊後國北浦邊高田之里

波多殿御返事

〔包紙ウハ書〕

波多

福嶋御塩焼大夫殿

貴報

乙法師

〔切封〕
〔墨引〕

御祓ノ大麻ヲ謝
ルシ細布五端ヲ送

尊札委細令拜見候、仍御祓大麻并兩種送給候、拜領此時候、畏入存候、然者、悴家中武運長久之御
祈念之儀、彌奉頼候、就夫、細布五端、爲御初穂物進宮仕候、猶至御使、申達候條、令省略候、恐
惶謹言、

七月七日

〔波多〕
乙法師丸

福嶋御塩焼大夫殿

貴報

三五 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

〔表紙ウハ書〕 天正十六年 參宮帳

〔中紙ウハ書〕
天正十六年
豊後國惣國

福嶋大夫

肥後國惣國

御參宮帳

豊前字佐郡

来 繩 郷

来繩郷

日向土持庄

国東郷

天正十六年二月日 (正脱)
豊後國崎之郡 くさき郷
櫻木治部大輔

同七月三日

国東郷成仏

豊後國東之郡 (正脱)
くさき郷成佛ノ河内

櫻木兵部大輔殿

略

武蔵郷両子山

天正十六年七月日 (武蔵郷)
豊後國東之郡ふたこさん

じじうかうつけ新三郎殿

略

来繩郷高田

天正十七年三月七日

豊後かや郡國東之郡 (高)
たか田ハラやくし堂 (采繩郷)

いけかみ新二郎殿

略

安岐郷

天正十七月

豊後國崎あき郷 渡邊忠次郎殿

略

国東郷富来

天正十七五月廿一日 (采)
豊後國東 富久

與三衛門尉殿

略

国東郷おはたけ村

天正十七七月三日 (國)
豊後國東郡くにさき郷

おはたけ村

たいしやく寺そうちん

同新四郎殿

安国寺

同とゞ千代殿 (安国寺) あんこくし之野田藤大郎殿

国東郷 来繩郷

略○中

天正十七年七月七日(辰)

豊後國崎くさきの郷 くなわ之郷たか庄 (タカ)

しははら村

つちや又二郎殿 かいの久一郎

せうきん坊

ひら崎市六殿

略○中

天正十八年二月二日

豊後北浦邊、あきの郷にしもとの

一人梅友庵 (ばいゆう)

武蔵郷

二月二日

、同北浦邊むさしの郷中村

一人三衛門殿

略○中

天正十八年七月六日

豊後くにさきの郡ろくかう山正圓房 (六)

北浦邊

(總)

山正圓房

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

北浦邊

安岐郷奈多
安岐郷奈多

略○中

天正十八年七月廿日(奈多)

豊後北浦邊なだの里りんさう坊一人

天正十八年七月廿一日

、豊後北浦邊奈田衆二人 同あきの郷衆二人

佐野一左衛門殿 與助殿

あきの枝本善九郎殿 同又二郎殿

略○中

来繩郷

都甲莊松幸村

来 繩 郷

天正十八年九月十一日
、豊後北浦邊國東之郡都甲之庄松幸之村

吉弘賀右兵衛尉殿 同御供之衆 宮迫與左衛門殿

都甲九郎左衛門殿 上野勘右衛門殿 綾部平左衛門殿

野田玄番允殿 諸田三郎右衛門殿 室甚右衛門殿

同御中間衆 彌右衛門 十助 與三郎 三郎

天正十八年九月十七日
豊後北浦邊くなわの郷おはたけ村

赤木權内殿 末田治部殿 長松主殿 助殿 同勘六殿

天正十八年十月廿一日
豊後北浦邊都甲三右衛門殿

大力隼人佐殿 御供二人

都甲

略 ○中

天正十九年三月八日二人 西本 中村
、豊後北浦邊あきの郷かん五郎殿 甚三郎殿

天正十九年三月八日一人
、豊後北浦邊くなわの郷はたのを一人

ひごな久内殿

略 ○中

天正十九年三月十五日
、豊後北浦邊九之浦衆二人 彌二郎殿 善助殿

略 ○中

天正十九年四月十四日
豊後北浦邊國東郡田村庄 永松内藏頭殿四人
同新衛門殿四人

國東郡田村(原カ)莊

来之浦

安岐郷

来繩郷

伊美莊

略○中

同北浦邊(伊美)いみの庄善三郎殿一人

略○中

國東郷富來

天正十九年六月十六日、豊後北浦邊とびくしゆ二人(富)

ふかへ藤九郎殿
ふとうるん與七殿

略○中

國東郷富來

天正十九年六月廿三日、豊後北浦邊とびくしゆ一人(富)

とかうしゆ一人(富)

薬師堂悦雲

都甲九郎殿

略○中

來繩郷高田

天正十九年七月一日、豊後北浦邊高田衆四人

彦三郎殿 與三二郎殿 二郎三郎殿 一之助殿

略○下

○跋ニ、「右天正十六年参宮帳、豊後国大分郡乙津村後藤作四郎藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時、大分県庁ニ托シテ之ヲ騰写ス、」トアリ。以上国東郡ノミ抄出。全文ハ全卷末「豊後繪国史料」ニ収録ノ予定。

二五 吉弘統幸知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三三

日向及ビ田原親
實反逆鎮定ノ志
ヲ賞シ所領ヲ預
ク

於日州、息連右衛門事、宗(吉弘鎮定)同場之戰死、感悅候、其已後、田原親貫(雅力)惡行之砌、統幸事、如御座所令參上、數月勘忍之折節、依幼雅雖不辨東西候、其方事、聊(也)以供奉、種々勵辛勞、就中至爰元

來繩郷

妻子ヲ鞍懸麓マ
テ人質ニ差登ス
屋山岳籠城

両子山内薬王丸
名・長岩屋敷
緒方庄日小田

者、爲人質、妻子等鞍懸麓迄差登、始中終以斗略相補候故、代々忠儀之。筋目、毛頭無替儀、被成御感、其後豊・筑・日向其外所々在陳、殊屋山岳籠城之刻、方破却故、南北之親類中、悉同城之砌、粮等無懈怠被相續、其故、何茂無難被遂本意、祝着。候、仍爲其賞、兩子山之内薬王丸名、長岩屋之内面之屋敷、緒方庄之内、日小田百貫分役職之事、預進之候、全知行肝要候、恐々謹言、

天正十七年正月五日

統 幸在判

諸田土佐守殿

三美 大友よし統安堵狀

○利光文書
大分県史料一三

阿南庄滝河内下
ノ村廿五貫分ヲ
一萬田まつ壽女
ニ安堵ス
來繩郷つほね

一まん田ひたち入道、さう傳さうそくのりやう地、たきの河内下のむら廿五貫分の事、くなハ郷つほねゆつりにまかせ、りやう掌、さう違あるへからす候、かしく、

卯月十五日

よし統 (花押)

一まん田まつ壽女

三毛 八幡宇佐宮放生會之記

○北和介文書
大分県史料二

八幡宇佐宮放生會之記

新羅隼人日本國
ヲ打傾ケントス
ルヲ兩國司報ス

人皇四十四代元正天皇御宇、養老三己未年、大隅・日向兩國大守、新羅隼人等、擬打頭(倭)日本國之間、同四年、宇佐宮被進勅使被祈、申時神託、神我礼行ミ可降伏志云々、依此神託、於神輿者、豐前國司正六位上宇努首男人奉勅ヲ、造進之時、白馬自然來、令副御輿、彌信仰不淺、大神諸男朝臣倩以、以何物、爲御驗可奉乘神輿哉、下毛郡野仲鄉大真薦池、大菩薩御修行之昔、令漏出水也、大神諸男參行此所、令祈申時神託、我礼昔此薦於爲枕互、百王守護發誓願志天、垂跡神道流、以此薦、備吾社之驗、致尊崇波、可施神德奈利、百王守護者、可降伏口賊也者、依此神託、苟此薦於奉裏御驗、同五年、自小山田行幸兩國日向者、白馬自然飛來、副行神輿、大御神御靈行之昔、六人御同行、彥山權現法蓮・華嚴・躰能・覺滿・能智・能行等、俱ニ今值遇兩國、成計之給、自佛法者蕩惡心、自海水者浮龍頭、自地上者獅子駒犬、自虛空者飛鷓首、仍此敵陳隼人等大ニ驚、三ヶ年楯籠七ヶ所城奴久良桑原神野朱屎志加牟古城比壳城、爰振佛法僧寶之威、各施大力、二十八部之出衆、令舞細男傀儡子之時、隼人等依興宴、忘敵心、自城中令見出之時、悉令降伏給、而同七年、大御神歸坐本社小山田畢、公家歡感無極、依之彌寄神領、禰宜給勳十等、次歲聖武天皇御宇、神龜元甲子年、神託、神我礼此隼人等多殺却須留報仁波、年別仁放生會於奉仕世幸者、依此神託、爲亡率濟渡罪障懺悔、同天皇御宇天平十六年八月十五日、被下官符、始所被行放生會也神龜元年託言以後廿一年ニ始ル、抑大菩薩縱無量殺生作給供、覺位上意巧善故多功德、內證彌明、威光交無隱、依之其後、國々所々放生會始也、於和間濱、自頓宮、行幸浮殿之時者、學彼兩國貴給時之風情、依之令出現之龍頭鷓首、獅子駒犬、傀儡子等、自船參神前、現種々曲、菩薩舞等、皆表上古之形躰、就中隼人之生類者、以見在之螻、放浮殿

神龜元年神託ニ
ヨリ放生會

下之潮、供養導師者、昔學法蓮和尚、今講代勤之、放生陀羅尼者、學華嚴・覺滿・躰能等、今陰陽師勤之、對揚導師唱之、放生會儀式是也、

放生會次第

放生會執行次第

四郷并來繩・安岐・武藏郷役・豊前・豊後・筑前三ヶ國

一 八月朔日濱本立是ハ放生會支初也、朔日午尅ニ、大宮司其外諸官役人等、下和間浜、頓宮浮殿其外万更ヲ改、御供神酒等在之、料物ハ四郷并來繩・安岐・武藏所役也

一 細男舞八月朔、自夜十五日迄、每夜舞之、酒肴料物豊前・豊後筑前三ヶ國ノ内ヨリ勤之、

一 七日屋形賦是日神官役人等和間下、所々ニ札ヲ立ル、酒肴料物等大家郷役、

一 十一日相撲内取於神前相撲并伶人舞奏在之、

一 十三日屋形見是ハ神官役人等、和間浜ニ下テ、放生ノ轡ヲ拾ヒ、薦シ神木ノ本ニ置、饗膳酒肴在之、料物安岐郷役也、

一 十四日行幸早天ニ惣檢校・惣弁官等出仕シテ、諸吏調、倉司大夫開御倉、出鑑箱并神馬ノ唐鞍、伶人裝束、樂器等、此間

祝大夫開脇殿、奉嚴神輿、頭書生人夫ヲ役所ニ方々ニ渡之、大宮司以下宝前着座、下廊ハ西大門ノ前ニ列、清潮伶人奏乱声、少宮司・神主等開亂殿、大宮司・祠官等參内院、奉出御驗、奉乘神輿、祝大夫奏祝而召立、

陳列次第

陳列次第

一番長柄弓箭

二番鑓驚固大將

三番若宮御唐櫃

四若宮神主二人

五御裝束御箱

六御供唐櫃

七長御崎及百人御道具奏音樂

八禰宜大夫

九陣道二人奏警蹕、

十騎兵往古二百四十人近代百二十人

十一細男樂人

十二在廳中津郡代勅使代廳官幣大明神卜号、

十三驗非違使国司役又ハ寺務役

十四伶人

十五國官人三十六人

十六廳內 十二人

神輿以前ハ以跡為上官、神輿以後ハ以先為上官、

十七祠官 十二人

十八駒形樂人

十九御神輿

一二三 殿別御杖人奉副乘馬、

廿女官 今無之、

廿一祝大夫

廿二陰陽師

廿三御裝束惣檢校

廿四神馬三疋

廿五神馬所別當

廿六胡錄負 十二人

廿七前大官司以下警固

和間著次第

未尅和間御著次第

一奉待請神輿迎講在之、

所供僧并獅子樂人、何モ二行分、大鳥居下參向動之、此間供奉ノ社官武官等下馬ノ、二行ニ分行列ス、女官大官司神輿御前ニ立テ、奉著頓官、此間樂人、舞人等奏乱声、御安置以後、上官下官各著座、

一奏鎮祝言祝大夫動之、

一次細男令舞之、

一次伶人、於東臺ニ奏萬歲樂等、

一供養 所供僧、於舞臺奉誦阿弥陀經、懺法講師、誦師登高座、修伝戒乞戒、調祠官、廳分以下、於幣殿天下 國家之御祈念ヲ、

国司并国官人等致法施、此間及戌亥ノ尅退出、

十五日次第 著座、

早天神官并国司・檢非違使・国官人等各

日向国役
豊後国宮方

一番相撲在之、一方ハ日向国役

依勝負給祿、檢非違使ノ役、右相撲ノ間、神官・僧侶其外仕出

ノ著到、判形取之、此間惣辨官・頭書生等、放生ノ解文ヲ調置之、

一浮殿行幸已尅 先御裝束所惣檢校、參浮殿奉柱殿、陣道奉警蹕、

奉移御驗浮殿 御椅子御座祠官昇之、天蓋御杖人奉差之、蓋ノ緒者惣檢校并厅内衆奉引之、列如例、此間樂人吹乱声、

一若宮御幸 神王奉持胡床御脇息、陣道奉警蹕、

來 繩 郷

大宮・若宮御安置浮殿、奏鎮祝祝大夫 神官・僧侶各著座、

一 龍頭鷓首船二艘浮殿自兩脇、合漕出之時、樂人奏樂、再三ノ後 浮殿北ノ脇ニ寄、此間潮滿漕之時、陣道令招沖傀備子ノ船、

一 傀備子船二船一艘ハ上毛郡小今井、一艘ハ下毛郡今津役、 浮殿御前漕參、奏舞樂、

一 放生供養十三拾置蟻放浮殿下、而放生陀羅尼等修法如例、導師著礼盤、御杖人捧放生解文、表白仏布施陀羅尼ハ陰陽師之供養給、頓宮ニ還幸、此間樂人吹乱声、咒願衰畢、

一 頓宮還御次第如前、
一 駒形舞樂 還幸後舞之、

一 獅子二頭次舞之、
一 烏蝶舞樂 次舞之、

一 菩薩舞樂往古廿五人 近代十二人

一 奉備御供祝言其外祭次第如例、国司・檢非違使等、奉備奉幣、種々、

一 十列繞頓宮 此間神官・国司等有齋膳、

一 陵王・納曾利等、舞樂在之、

一 還御次第同行幸、
以上

二三八 豊後國志

○国東郡 古蹟

高田城ノ興廢

高田城 在來繩郷芝崎村、建久七年、大友能直任豊後国司、就于豊府之日、高田掃部助重定從之、以其氏曰高田、乃賜邑於此、後遂城于此、世相襲十七世、及伊賀守正孝而亡、文祿二年、豊臣闕白以此城地、賜竹中伊豆守重隆、未幾移封於

府内城、後為廢棄、蓋三十六年也、及寛永六年、豊前国龍王城主松平丹後守重直更修其廢、以移居焉、其子東市正英親、正保二年移封于木付、此後竟廢矣、

小野莊史料

一 豊後國風土記

○來繩郷一号二國埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚鈔

國埼郡

武藏 來繩 國前(埼) 由染(臣) 阿岐(安) 津守 伊美

○國埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 宇佐宮神官等連署起請文

○到津文書
大分県史料一

(端裏書)
「神官起請」

敬白

起請文

神領興行沙汰事

小野莊

本所ノ号ヲ停メ
理運器量ヲ撰ビ
興行沙汰アルベ
キ輪旨アリ

自訴ノ思ヒヲナ
サズ所持文書ハ
当沙汰肝要ナラ
ハ評議ニ從フ
採択用捨等ハ漏
脱セズ

右、當宮衰微者、依廟領窄籠、神事陵遲者、故社務轉變之謂也、是併、有本所輕行之御計、惣官無安堵之思之間、不及興隆沙汰處、今就 聖代憲政、被止本所御號、糺理運器量、被撰定當任公連之宿禰之上、被付窄籠惣神領於社家、可有興行沙汰之由、拜 綸旨之條、為神、為身、一同之大幸也、然者、各成自訴之思、敢不可有聊爾、將又、面々所持之文書内、若可為當沙汰肝要者、致披見、可隨評議也、惣是非採擇之趣、用捨治定之篇、此衆中之外、不論親疎、更不可有漏脫也、此條申偽者、八幡三所大菩薩御罰、各可蒙之狀、如件、

元弘三年九月十三日

次第不同

明守(金龍)(花押)

永氏(花)(花押)

宮義(花)(花押)

明正(花)(花押)

清言(金)(花押)

重興(花)(花押)

宮比(花)(花押)

信道(花)(花押)

盛勝(花)(花押)

宮政(花押)
(池永)重繼(花押)
 遠輔(花押)
 信賢(花押)

○到津文書
 大分県史料一

四 小野莊吉成名駈士安弘申狀案

(外題) 一件田畠等、任先例、本名可返付、——

在御判

小野莊吉成御駈士□原安弘謹言上、

欲任先例傍例、停止甲乙人知行、被返付本名坪々事

□(谷カ)吉成名内、被放他人所々、字アミウ尻一段廿御田志手彌三郎殿知行・□馬場垣畠二段廿・同

字野部三段畠出雲房知行、山畠者、已被糺付本□(名カ)處、志手ヨリ又以押領□字上野部片保木一段卅

高田垣云、雜色并□(実名、不存)

件所々者、有限吉成名内、仍注進之、抑於御田後地者、停止他人□(カ)畢、依給宮司御下

知、一々返給天、御駈士等所々耕作也、而先日被糺付所々、□分ハフタ二段大・池尻一段廿・柒井_(カ)

一段・近時分平畠七段・爲成分三基田二段是也、所詮於作丁御駈士等者、依爲重役、不退丁余、于

小野莊

小野莊吉成名内
 ノ地ニ対スル甲
 乙人ノ知行ヲ停
 メ本名ニ返付セ
 ラレンコトヲ請
 フ

御田後地

作丁御駈士耕作
 ノ地

御田後地沽却也、任先^(例之)□、依御下知、皆以被返付、并御駈士嬰^(マ)□不被返付候條、無術敷也者、然任先例^(傍之)□例、給御下知、爲被返付件坪々於本名吉成、勒狀言上如件、

建武二年九月 日

小野庄御駈士等上^(之)

政所惣檢校字佐
某本名ニ糺返セ
シム

一如申狀、於御田後地者、自然爲甲乙^(乘寄)□買得、御駈士等不可令訴申之時、依爲重役、可被糺返者先規也、仍任宮司外題并^(安カ)□主辨官□本名□沽却狀、可□大弘領掌□、

政所惣檢校字佐宿禰

五 大宮司^{宮成}公居家永劫奉書案^(折紙折)

○永弘文書
大分県史料三

正文彼□□□めてやと□□

菊池肥前守ノ狼
藉ヲ停メ三千度
清稜ヲ行ハシム

今月今日收納使直秀如注^(進)□者、小野庄御供田事、菊池肥前代官致蒞田さ汰云々、然者、任先例、祝相共致檢見、清稜三^(以下折返)一千度之節、可被遂之由候、仍執達如件、

「正平十一」
八月十七日

永劫判^(之)

番少宮司殿^(永弘重輔カ)

(折紙折目)
(裏花押)

六 宮成公居代永劫書狀

○永弘文書
大分県史料三

「就小野庄御供田之清稜支證、宮成殿代書狀也、」

(備後書)長

正供田清稜ノ下
知ヲ成サレシヲ
報ズ

小野庄正御供田、菊池肥前守代官依作毛點定、悉以汚穢之條、任先例、祝相供ニ、可被遂清稜之節

(正平十一年カ) 九月九日
九月十八日

永 [勇カ]

番少宮司殿

七 權擬大宮司宇佐保範三職讓狀

○永弘文書
大分県史料三

(異筆) 一兼番長佐忠養子時忠十八

四條大納言時忠子宮雄千歲丸

(讓狀)

所職所領ヲ子二
郎丸ニ讓ル

御炊殿社司職・同番長職・所々御供米・御菜用途米以下之奉備物并詞官職事

右、於彼三職者、先祖宮雄以來、無他妨相傳畢、而今子息宇佐二郎丸、相副公驗證文手繼等、限永
年所讓渡實也、有前後讓申輩出來者、定法可被申行、此上者、云出仕、云所役、任例可致其沙汰、
仍讓狀如件、

貞和五年三月廿二日

權擬大宮司宇佐保範 (花押)

(異筆) 「明和九マテ」

小野 莊

小野 莊

一三四

八 前權擬大宮司宇佐永弘保範番長職讓狀

○永弘文書
大分県史料三

番長職ヲ養子重
輔ニ讓ル

〔讓典〕

宇佐宮番長職事

右當職者、永弘保範重代相傳之條、次第調度公驗手繼證文明鏡也、而於今者、相副彼狀等、養子宇佐重輔、限永代、所讓與實也、若稱有前後讓輩出來者、可申行罪科者也、仍爲後證、讓狀如件、

觀應二年十二月十二日

前權大宮司兼番長保範永弘（花押）

〔奥裏書〕
九マテ四百五十二

九 大宮司宮成公居家永劫奉書案

○永弘文書
大分県史料三

小野庄正御供田、菊池肥前守代官所務御供米并厨家米之事、郡主（郡之）・御駈（土脈之）致愁訴、於御供米者、以納使（直秀ハカ）・徳分、立入可申候、厨家米ハ厨家別當盛勝、以餘土貢、可社納候、既厨家米之事者、爲所濟米、過分米をたておかれ候事者、如此之時儀ニて候、此段兩役所□可申付之由候也、仍執達如件、

正平十三
正月十三日

永劫（カ）

御供米ハ收納使
得分ニテ立入レ
厨家米ハ別當盛
勝ヲシテ余土貢
ヨリ社納セシム

番神主殿
權少宮司殿

10 某書狀案

○永弘文書
大分県史料三

小野庄御供米厨
家米ニツキ收納
使及ビ厨家別當
ヲシテ社納セシム

小野庄正御供田當作毛、菊池肥前守代官、少々所務候、然者、御供米・厨家米等之事、社納之儀可有如何之由、自地下致愁訴候、御供米之事者、收納使直秀、可致社納候、厨家米事者、厨家別當盛勝、社納可申候、兩役所之事者、過分料米立おかれ候間、如此之時者、連々徳分立入申候事者、既社例候、此段、收納使直秀、并厨家別當盛勝、申付所候也、仍執達如件、

○日付・差出書・宛書ヲ欠クモ、大宮司宮成公居ノモノカ。前号文書ノ裏。

11 番長永弘重輔注進狀案

○永弘文書
大分県史料三

(類聚書)
「高田御玉小野之庄十二名次第一」

小野庄御倉、并正御供稻以下燒失事、任昨日十七日御書下^(之筋カ)、莅彼所加檢見候、當御倉并正御供稻等燒失之段、無子細候、但正御供稻之燒殘者、二百把程土見及候、祭料於稻燒殘者、三百把程土見及候、皆取亂候之間、稻數不能巨細之注進候、以此旨、可^(存候)露候、恐惶謹言、

小野庄御倉御供
稻以下燒失ニツ
キ実檢シ注進ス

小野庄

小野 莊

正平十八年正月十八日

番少宮司重輔(永弘)

一三六

一三 岩部宗宣遷宮供米等送狀案

○永弘文書
大分県史料三

(原案)
「是ハ御遷宮之支證」

郷莊ニ申付ケタ
ル遷宮御米ヲ送

依宇佐宮御造營、御遷宮御供米之事、郷莊ニ申付、送申候、米拾貳石八斗、并御供所細々物料九貫
六百七十五文、此前取納申候所、如件、

明徳一
正月廿九日

岩部左衛門尉
宗宣 在判

宇佐宮 御役所

一三 大宮司家明忠・重芳連署奉書案(折紙)

○永弘文書
大分県史料四

小野・岩崎両莊
ノ御供稻ヲ番長
実秀ニ渡サシム

小野・岩崎正御供稻事、可被沙汰渡番長實秀方之由、所候也、仍執達如件、
應永十四
九月八日

重芳 有判
明忠 判

收納使殿

所職所領ヲ少宮
司光世ニ讓ル

御炊殿社司番長
同散在御供米
ヲ御菜米以下所々々
孫重朝ニ讓ル

一四 永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

讓與

當宮番長職、并御炊殿社司職散在御菜米以下所々事

右所職者、重輔重代相傳之所職也、而□少宮司光世仁、次第證文をあいそへて、限永代、所讓與實也、此上者、他のさまたけなく、可全職役者也、若し自然せんニ、他人ニこきやくの事あらハ、この狀ニよるへからず、よてゆつり狀、如件、

應永十七年正月十一日

(永弘)
重輔(花押)

一五 擬大宮司永弘重輔社司職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

〔讓〕
□與

當宮御炊殿社司并番長職、同散在御供米御菜米以下所々事

〔古〕件兩職者、重輔重代相傳無相違□也、而今孫重朝ニ、限永代所讓與實也、此上者、令彼職領掌、相從月並不退□神事、可全職役者也、仍爲後證讓□、如件、

應永十七年十月十九日

小野莊

擬大宮司宇佐重輔(永弘) (花押)

一六 擬大宮司永弘重輔番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

讓與

當宮番長職、さんさいの御さいめん、并に御炊殿社司職事

右所職等者、重輔重代相傳之重職也、而今心さしあるにて、孫宮徳丸ニ、次第證文をあいそへ、
限永代所讓與實也、若此後自然に、あるいハふりよのき(たカ)より、あるいハ當座のきニよて、子まこ
の中ニ、ゆつり狀たとへありといふとも、ふきの讓狀たるへきあいた、ほうしよ(謀)にしゆして(勉)、その
さたをいたすへきなり、此上ハ、いさ(変)かへん(改)かいのきあるへからず、月並の御神事ニあいたか
い、可全職役也、よて爲後證讓狀、如件、

應永十七年十月十九日

擬大宮司重輔(永弘) (花押)

一七 永弘宮徳丸解狀案

○永弘文書
大分県史料四

一權少宮司(番長)光世子息宮徳丸解 申請諸官御署判狀

番長職御菜免并
二炊殿社司職ヲ
孫宮徳丸ニ讓ル

祖父重輔ノ讓狀
ニ任セ番長職并
御供米御菜米ヲ
安堵セラレンコ
トヲ請フ

小野・岩崎莊

御供米御菜免燈
油田ノコト

權少宮司光世子息宮德丸解 申請諸

藏」(源)
外(五)番
出(會)
引(出)
引(出)

欲早且依重代相承之旨、且任祖父擬大宮司重輔宿禰讓狀、賜面々御署判、備万代龜鏡、全

職役、當宮御炊殿社司・同番長職・所々散在御供米御菜米以下子細狀

一所 小野・岩崎□御供稻一所

右件於番長職者、當宮第一之重役也、然任重輔讓狀之旨、令彼職領掌、相隨月並之御神事、□爲專

職□如件、

應永十八年五月 日

一八 源正義證狀案

○永弘文書
大分県史料四

當社 於宇佐宮年中御供米・御菜免并燈油田、如先證文、任社例、兼番長大夫職之事、付下宮山古
木落本社邊ニ懸枝之義、社司太夫相傳之旨、任先例、是ヲ慥ニ渡、爲向後之狀、如件、

應永廿年八月八日

源朝臣正義判

宇佐宮兼番長大夫殿

○本文書、文言・内容ニヨリ偽文書ト推定ス。

小野 莊

一五 宇佐宮御供米錢注文(折紙)

○永弘文書
大分県史料四

注文

小野御供米

小野御供米兩年分

二十五石

岩崎御供米

いわさき(岩崎)御供米分

十二石五斗一年分

年中御供米公方

御下行分二年分

十八貫文此内三貫
うけ取

又三貫文ハおうまつり分

以上廿二貫文十

小野莊

小野庄御くらひらき

三百文 兩年分

兩年分

壹貫文 白勘料物(散り)

六百文 放生會時

より さた

御行幸會

御下行

住所

(以下折悉)

一公方下行

二十七貫五百文

社司役

十二貫五百文

十三貫文 所々御役

白米壹石

細々物三貫文

以上米三十八石九斗

高岩木

高岩木

一丁 壹石六斗六百分

小野莊

くちと

小野 莊

くちと

二反 四斗

以上二石六百文

前田

前田

一丁三反卅代用作

○下記サス。

二〇 番長永弘重輔紛失狀土代

○永弘文書
大分県史料四

文書紛失ニヨリ
面々証判ヲ請フ

大宮司重輔解

申請宮寺御署判事
宮裁

欲早且任譜諛相傳之旨、且依證文紛失之實、賜御證判、備未來證□、年中之御神事全職役、子

細狀

副進 右番長職者、自先祖權大宮司宮雄以際

(降下同)

御供米・御菜料
所

一卷在々所々御供米御菜料所注文

一卷紛失之外、相殘御下知并社裁等

令進止御供米・御菜料所、年中月次不退御神事御供等、奉調備者也、猶大宮司久世以際、相置無相違者也、令錯乱問
右、兼職者、當宮第一重役也、爰去以應永九年、就社務職相論、宮中上下萬民不定居、圓通寺

普濟僧寮ニ預ケ
盜賊ニ奪ハル

者、自兩方就。警固之由風聞、可致 奉 當社舊記所職所帶等、證文之入タル長 其外雜具

等、普濟僧寮仁預置 圓通寺 十一月八日戌時、盜賊、令搜取之條、宮中無其隱意 雖然、別在所

仁預置證文 等中仁、彼紛失之文書類卷 少々相殘有之、而預面、カ 證判、備向 後、亦也 勵職役勤 早、所解如性

三 番長永弘重輔等紛失狀

○永弘文書
大分県史料四

端裏書 「證文ウセ候時、宇佐中せんさく御□儀ニ付、宮□一社□給了」

宮寺權大宮司兼番長重輔・宇佐宿禰少宮司光世謹解、宮寺諸官御證判事

欲早且任譜諒相傳之旨、且依證文紛失之實、帶御證判、備未來龜鏡、全年中御神事職役子細狀

副進

一卷 國々所々御供米・御菜米料所注文

一卷 紛失之外、相殘御下知并社裁等

一卷 鎌倉殿宮寺建立并神領證文等

右件番長職者、自先祖 權大宮司官總、重代相承無相違之者、御 供米・御菜米料所、

奉調備年中月次不退御神事御供等、當宮弟一重役也、爰去應永九年就社務相論、宮中令錯亂之間、

當社舊記所職所帶□證文、入長持皮籠一、其外家具少□御通寺普濟僧寮仁預置之處、以同年十一月

御供米・御菜米
料所

証文紛失ニヨリ
宮寺諸官ノ証判
ヲ請フ

應永九年社務相
論

八日戊、盜賊押寄、令搜取之條、宮中無其隱者也、雖然、預置別在所證文等中仁、彼紛失之文書類
券、少々相殘在之、而預面々御證判、向後彌爲勵職勤厚、所解如件、

應永廿七年八月三日

一(冥垂)如解狀者、件御供・御菜米料所事、令進止番長之段、先規社例也、仍彼證文等、少(手輔兼花押)々紛失之
條、無其隱上者、各加暑之、

惣檢(檢永)校(自管平同)「政輔」(花押)

少宮(永臥)司「光世」

惣辨(令官)官「永房」

擬大宮司「手輔」(花押)

權少宮司滿輔(花押)

權神主兼祝宮增(祝)(花押)

辨官親身(花押)

擬少宮司(令丞)宮盛(花押)

神主重國(花押)

寺

心乘坊(花押)

安門坊(花押)

喜多坊（花押）
萬德坊（花押）

〔裏書〕下宮社司番長御供所別當

永弘重輔子

先世ト申也、

三 永弘光世申狀土代

○永弘文書
大分県史料四

下宮衰類シ牛馬
汚穢ヲナス

南殿廻廊ハ板敷
ニ成サルベシ

御供米・御菜米
料所ニツキ成敗
ヲ請フ

〔下宮カ〕者、弘仁年中被三殿造畢、奉安□□御神寶物、至月並不退〔於此カ〕御神事、□□社櫃、被執行間、要

樞規模殿舎也、爰〔拜事繁彼 間 者也、可 被仰付嚴察事離依令連々、成牛馬汚穢、

〔南カ〕殿廻廊事、如若宮殿、可被成板敷事

□望也、神社〔事 大略調了、造作了、加増者、御威繁昌令然也、適彼□□造〔劣 勞料所者、恒見庄八ヶ所也、

上宮者不及申、就中下宮事修造

當社職人知行之地事、或先祖□□籠〔宇カ 籠之地、悉被經德政御沙汰、返賜本主神官了、而光世於社職者、

當宮第一重□也、雖然、下宮御供米・御菜米料所□私領等、或先祖沽却、或今牢籠了、〔乍相合 暫達上聞幸今

當社繁昌□□、子細未達上聞之條、万事不辨□也、〔以下繁行同者預御哀憐御沙汰、□當社之職人蒙御成

小野莊

敗、彌□御神事職役、可抽御祈禱忠勤候、

○本文書ハ左ノ懸紙ニ書ス。

〔懸紙ウハ書〕

□□殿

御返報

收納使
直 至

三 擬大宮司永弘光世番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料四

〔裏打紙縮書〕

「當社下宮社司番長」

〔同裏書〕

「明和九マテ三百九十五年也、」

〔宮成公佐力〕
〔花押〕

讓與

宇佐神主榮佐所

當宮番長職并所々御供米、〔御菜力〕米免、豊前・豊後兩國神領當知行地、一所不殘所々事

一所小野・岩崎正御供米、并中村御藺田□内畠地壹町、但五反者當知行也、五反〔音喜多坊力〕押妨、藁

垣御藺八段護國寺知行、下毛郡内宮時小油用途者、上田別當二代貳十貫文、本物返ニ置之、其

外、所々御菜米免散在田畠以下者、不及誌、

一所田染庄重安・末次兩名之事、不殘一所、田原別府御供米、并田染庄所々御供米同前、

一所來繩郷内小野名半分、但此所ニおゐてハ、數輩之女子在之、各寄合、かたのことく、庵室のか

宇佐神主榮佐ニ
番長並ニ豊前豊
後兩國神領當知
行一所殘ラズ讓
ル小野・岩崎正御
供米

田染庄・田原別
符

來繩郷内小野名

たちをなし、おのく思合、二親之後世をとふらふへき者□、若又各所存にて、ちりくにな
る事あらハ、榮佐之可爲計者也、雖然、庵室をもつハラにして、□行跡無子細候者、田染兩
名年貢米之内〔大石庵之カ〕時、一石庵室ニ合力すべく候、

一所御炊殿燈油免下毛郡本自見名田島等

〔余〕佐郡向野・封戸・高家・辛嶋之郷々内、散在□田島在之云々、普勇代々多分、本物返ニ被置

之了、□中ニ重安分田七八反在之、是等者除而、十九房ニ□、同ひかけ二反卅、同堺おき田

地二反卅、□同喜多坊本物返ニ被置了、料足有時、請返可知行也、彌勒寺領山下田地壹

反廿、封戸郷内小畷の免二反、□用作坪四反、豊後勾保神用之内二貫文、毎年分、高村□分〔長〕

□十九房ニ讓所也、

〔遺筆〕一所四反十代
一所六反くいた〕

一所二反おの田 一所一反廿畷ほしかた 一所四反□となた

一所一反卅くまの 一所四反〔かわしまの〕いけた 同所三反〔遺筆〕「甘いやしろその」

一所番長本屋敷五反かわつら畷 一所宮佐古谷屋敷

一所十如房屋敷、□安門坊ニ本物ニ入置、 一所三反〔奥二郎大夫〕屋敷

まんそうの荒野以下文書、悉安門坊ニ先年しちニ置了、其外南ニ申そのゝ屋敷とかうす、妙見

の平をかけ□〔てカ〕其中也、是も安門坊ニ一貫五百文ニ□□、〔置了カ〕

一所昌地九反卅、江嶋上□地け□んゑい作とかうす、

小野 莊

小野莊

一所三反つひたとかうす、

(所乙)

□四反いたひらむめいし

(所乙)

□三反卅ならもと

一所畠地一丁中野はたけ

一所田地一反廿多しま小路出口

一所三反永はたけと
かうす、

一所□反(四カ)初くりやはたけ

□所三反い木の北ほり立西のつらを北ニまわつて

一所五反い木の北ほり立西のつらを北ニまわつて

一所一反廿してのはたけ

一所くすの木の屋敷但半分ニおいてハ、先年宮成ニ寄附申候了、

堺事ハ中ニ大榎木二三本あり、其より西ニ井アリ、(井之カ)上下を本ニ定、中間者淨居庵敷地也、

其より佐智大膳居屋敷ノ戌亥のすミ畠地一反廿者、貴船御敷地として、光世當知行也、同佐智

大膳當時之(屋乙)屋敷も、同光世當知行也、(標池)「五反にしひかし」

一所秋吉口之今の居屋敷以下、散在之田畠ゆつりわたし、一所を不殘、惣領神主榮佐、永代知行不

可有相違者也、但秋吉口のいまの光世か居屋敷事ハ、しうは十九房ニ可讓也、但彌三郎榮佐

めいニそむき、人たらさらんニハ、不及是非候、仍爲後日讓狀、如件、

自書スベキモ急
病ニヨリ田染殿
ニ書カス

正長元年八月十一日

權擬大宮司光世 (花押)

〔この狀とも自訴(書カ)にてこそ、かき候へく候へとも、うひやう(病)ニよて、かゝせ候也、(田染殿ニ)〕

○紙継目裏ニ花押アリ。欠字ハ案文ニヨリ注ス。

二四 諸弘・宮増連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏檢封ウハ書
一(墨引)〕

番長殿進之候

七夕御神事御供
米小野ヨリ社納
料足ヲ先借リス

七夕御神事御供米、自小野無社納候之由、承候、無、御供備不申候てハ、如何候、先度
絹代八百文當申候、何も神物事候、料足先借可申候、社家にて可有立用候、大下之、
可有返辨候、恐々謹言、

〔(寫筆)
一(文安六)〕
七月四日

宮 (増カ)
諸 (弘カ)

三五 明本書狀

○永弘文書
大分県史料四

小野莊風損ノ檢
見ヲ請フ

〔野庄御供田當作毛、風ニよて、御駈士等各々訴訟を申、被下御檢見候て、預御扶持候者、目出度

小野莊

小野庄

候、委細旨、御代官存知之前候、恐□謹言、

(吳筆)
「寶徳元」
九月廿九日

明本(花押)

(永弘)
長廣殿御宿所

三 某書狀

○永弘文書
大分県史料四

小野庄

小野庄之□ □之事、波多□ □事行候て、渡狀一□ □、仍光成孫四郎
さうもつの事、承候、何様、定使たつね□これより可申候、彼さうもつ、□申合候ハン別事にて
候と存し□、いまよりハ、地下御公事ら□、其よりも可有成敗候、次切□之事、承□ □
御公事、時々□ □定使□葡にて候、切候哉、それニも御用心□いぢされへく候、又就御
供田、此方一家より進し候、□

二七 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

波多某ノ小野庄
三十六町ヲ拘持
スルヲ返付セラ
レンコトヲ請フ
守護不入ノ在所

就波多木工助跡、□御狀、委細令拜見候畢、
抑、當社正御供田小野庄三十六町者、□(密) 聖武天皇御宇、神龜天平年中□(心)就□封神事報賽
之地、自爾以□(通)守護使不入之在所、就月次不退□□本備潔齋清淨法味御供、爲嚴重□御領

小野莊三十六町
ヲ波多某拘持ス
ルニヨリ社家返
付ヲ訴フ

之處、依波多木工助下地□□所、背(預カ)上意願御沙汰之段、神罰□處、被混彼跡有御知行、可社納
之□承之條、無先蹤之間、神慮巨測候者哉、公家御貢進□□御崇敬乎、然者、依先
規、任社例、御裁許候者、專可有御祈禱候、此□得御意候、恐々謹言、

七月

□饒(德)□正忠殿

三 祝宮增書狀

○永弘文書
大分県史料四

當社正御供田來繩鄉小野庄三十六町事、(御垂跡)以來、爲潔齋清淨地、年中八十餘度御神事御供米、
八ヶ社祭料、諸役人下行(物、自此地□□想)、聊守護使不入嚴重料田、無其隱、爰近年波多木工助、以
新儀秘計、件下地等、多分拘持之、依背神誓畢、企隱謀預御沙汰條、神慮合然歷然也、然者任先
例、云下地、云土貢、被返付社家、爲全數多神役、前大宮司宮成・番長永弘方、被進雜掌候、可然
様、(有)□御披露、預御成敗候者、目出候、(以下條目ヨリ次)□(密々謹言)

□九月

□(祝大夫官増)

○欠字ハ案文ニヨリ注ス。

二 元 御炊殿御菜免番長當知行地坪付注文

○永弘文書
大分県史料四

御菜免番長當知行分ヲ注ス

宇佐宮御炊殿御菜免番長當知行

□所宇佐郡散在分三町

岩崎莊

一所正御供米十二石

岩崎庄

高村長分

一所高村長分三町加地子貳貫文

下毛郡宮時名

一所下毛郡宮時名小油錢十貫文

同郡本自見名

一所同郡燈油免本自見名六町六段冊代

小野莊

一所豊後國小野庄正御供米九石五斗

田原別符

一所同國田原別符三十石内當納貳石

田染莊

一所同國田染庄重安名三町

津守莊勾保

一所同國津守庄勾保神用錢 四貫文

右坪付、如件、

享徳□年八月廿二日

(永弘) 番長榮佐 (花押)

三〇 宇佐宮年中御供米御菜免注文

○到津文書
大分県史料一

宇佐宮年中御供米御菜免事

合

岩崎莊六名

小野莊十二名

田原別符

御菜免所々

豊前宮部

一正御供田岩崎庄六名

大嘗会ヨリ至于
在籠也、

豊後國

一正御供田小野庄十二名

二月大祭ヨリ七月
虫振マテ、

同國

一田原別符昔ハ三十石近年無沙汰、

御菜免所々事

豊後

一田染庄内重安名 末次名

一津守別符号勾保、

豊前

一御菌屋敷 辛嶋郷在之、同高岩岐志町
□戸式段

一御菌規矩郡貴庄内在之、

一同小油料拾貫文 下毛郡宮時弁
御菜五筋料

一同河原島貳段 番長本屋敷
宮中在之、

一同宮作古中谷 屋敷三ヶ所荒野在之、
番長本知行、

一同高家郷内イカリ田地四反サウシ料田

小野 荘

小野莊

- 同下毛郡
- 一本自見御炊殿御燈油免
- 同(永免)
- 一廣山庄内寺家長分役田トシテ持之、
- 同
- 一山之下田地壹段廿代寺家湯免
- 同
- 一榮佐庶子重安跡散在之、
- 同
- 一佐知屋敷所々事

長祿貳年五月廿二日

- (實書)
- 一(マ)下宮司番長太夫御供所當之、

(到書)
大宮司公弘(花押)

三 惣檢校益永通輔注進狀案

○永弘文書
大分県史料四

- (繪裏書)
- 一(注)番長(米分カ)惣檢校通輔住進案

宇佐宮年中御供

合

- 豊前
- 一正御供田岩崎庄御供米 自八月大嘗会 至十二月有龜会
- 豊後
- 一正御供田小野庄御供米 自二月大祭 至七月蟲祓
- 豊後
- 一田原別府御供米往古三十石社納、近代諸給人知行之間無沙汰、
- 御菜免

豊後

□津守別府勾保辨

捌貫文

豊前 一 小油免下毛郡宮崎辨

拾貫文

同 一 御園屋敷辛嶋在之、

同 一 御園一ヶ所貫庄在之、

御菓子料

豊後 □御園一ヶ所貫庄在之、

同料所

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

豊前 □田染庄重安・末次兩名番長職免

長祿貳年五月廿二日

長祿貳年五月廿二日

三 是松・まつたけ・光兼等連署書狀

○永弘文書 大分県史料四

字佐番大夫豊 (御供米) (代) うさのはんたゆふとの、御かたのこくまいのしろに、いちねんういめむに、あてまいらせ候た五たんか事、たのつはハ、を、つほに四たん、を、らのしりいたん、かうミニいたんにて候、

ふんめい八ねん正月廿八日

光 兼 (花押)

まつたけ (花押)

是 松 (花押)

小野 莊

御供米ノ代ニ充テタル田ノ坪

三 宇佐宮惣神人等連署申狀

○到津文書
大分県史料一

(裏打紙燭裏書)
「當宮惣神人中判

永弘」

當社惣神人中謹言上、

買取リテ御廨所
ニ召仕フ下女逃
ゲ下毛郡築地市
場築阿彌入道扶
持ス
再三所望 スルモ
承引ナシ

抑若宮諸司下女之事、去文明八年六月より買取、其身にて御廨所召仕候之處、下女之習候歟、御廨所を罷出候て、下毛郡築地市場築阿彌入道所ニ、扶持仕候之間、去六月より至九月、再三所望仕候へ共、無承引候、御公領之由申候之間、爲私不及了簡候、然者就御放生會、御奉行様御在宮候之間、取付申候て、致愁訴候、如御存知、諸役人御神事之刻、當任様并御神事奉行様へ、致愁訴候事者、不限當會候之條、今度も御神事時分、彼下女事歎申候、さのミ緩怠をハ申さず候、御神事以後以御成敗、女を可返給之由、御一筆給候者、御神事可致奔走之由申候て、各諸役致馳走候之處、此御文言御難澁候て、御神事無執行候、以前者、十五日・六日・七日・八日に御執行之事も候、それハ多分依方々愁訴、相延候、當年も可然様ニ、御取成候者、御神事可輒候之處、此一段被懸仰候て、十四日腕氣ニ御注進御認候て、其後是非を不承候之間、私よりも不申候、今參上之事、頻蒙仰候へ共、無足人之事候之間、前々より 公方様へ無致參上事候、何ヶ度も愁訴者、當任様同御神事奉行まで申事、淵底御存知之事候之處、彼役人方、稠御催促無御心元候、如此頭官ニ被仰候て承候社例、候ハす候、近比口惜存候、既諸傍輩中申談候事、社例候之間、重而承ましく候、恐惶謹言、

〔異筆〕
「文明八」
十月十九日

御當職

宮成殿御宿人々御中

番長大夫殿人々御中

惣檢校殿人々御中

一御杖人 盛 増 (花押)

二御杖人 氏 友 (花押)

三御杖人 末 國 (花押)

權御杖人^(正) 盛 勝 (花押)

權宮掌 國 重 (花押)

貞 朝 (花押)

國 直 (花押)

廳宮掌 久 國 (花押)

上宮花摘 蓮 慶 (花押)

同 盛 慶 (花押)

同 福 万 (花押)

下宮 同 乘 善 (花押)

同 榮 慶 (花押)

同 乘 万 (花押)

若宮花摘 同 乘 珍 (花押)

若宮鑓取御供所 通 安 (花押)

小野 莊

下宮 御炊 國 範 (花押)

房 助 (花押)

吉 久 (花押)

國 房 (花押)

國 輔 (花押)

助 安 (花押)

安 國 (花押)

明 國 (花押)

御輿所陳道 信 勝 (花押)

權 豐 國 (花押)

一 諸司 親 安 (花押)

二 諸司 氏 元 (花押)

三 諸司 國 宗 (花押)

當社小別當 永 安 (花押)

同 厨家 元 安 (花押)

水守 近 盛 (花押)

同 盛 國 (花押)

小野莊御駈士十
二人

岩崎莊御駈士

小野莊

末 增 (花押)

幸 末 (花押)

濱檢校 宗 和 (花押)

末 重 (花押)

大宮御馬所執當 盛 久 (花押)

一先生 盛 近 (花押)

二先生 正 吉 (花押)

三先生 盛 定 (花押)

權執當 久 吉 (花押)

一ノ權 近 吉 (花押)

二權 顯 吉 (花押)

三權 定 親 (花押)

岩宮御馬所 安 秀 (花押)

岩崎御駈士十六人 恒 德 (花押)

同 貞 本 (花押)

小野庄御駈士十二人 吉 成 (花押)

久 次 (花押)

小野莊

兒男所十二人兼(マ)吉(花押)

同實氏(花押)

同實吉(花押)

召次八人 貞秋(花押)

貞安(花押)

貞守(花押)

秋守(花押)

高村本役人卅六人
惣ノ御物細工 盛氏(花押)

土器小長 正盛(花押)

權土器 氏友(花押)

友重(花押)

明守(花押)

寺家堂司 從万(花押)

同万清(花押)

同樂順(花押)

同盛德(花押)

同量秀(花押)

同寺家神人十人 是 永（花押）

以上百五十六人

〔裏打紙裏書〕

「下宮社司并番長之、

永弘」

三 永弘氏輔愁狀案

○到津文書
大分県史料一

〔端裏書〕
「惣檢校殿

祝大夫殿 案文」

小野莊ヲ宮成公
幸非分成敗シ押
領スルヲ訴フ

御菜免モ所務ス

大内盛見ノ成敗

態令啓候、抑當宮番長職之申事者、在之所々御供米并御菜免。致知行、御神事之時申付役所、奉備御法味申役所にて候之處、近年小野々庄事、宮成公幸非分之成敗□間、連々此子細申候之處、結局去年以來一圓御押領候、然者御神事等（遠力）遠怠候之間、既其身をハ被致放捨、此條々、上意お御請候間、定小野々庄事、可有一著候と存候之處、重而當知行之御菜免之内、田島等當毛を被所務事、當座之恥辱候之間、罷出可相尋子細心中候へ共、自然 上意共被請候哉と存候て、謹罷居候、毎々如此之時儀、御存知事候、無限料所事候へハ、我々も難捨候て申さへ、武家・社家之預御批判候條、不運此事候、就中既去年御申之條數にも、此趣者御入候と存候、無力とハ乍申、（大内盛見）國清寺殿。任御成敗致住宮任、日夜致神忠候之處、如此料所をハ、公幸與田染之少宮司榮見一圓押領候之間、住宮又者所役、不及合期候、殊御供所諸役人等、難及料簡之由申候、尤奉行所までも可申中心中候へ共、於于今者、入

小野 莊

彼方ヨリ夜討
佐智屋敷公事ノ
時山口ニテ対決

不及愁訴子細候、去年も自彼方、我々領分夜討候て、男女共ニ殺害候、其外色々儀御存知前候、今
度も集數^勢十人狼積候、此之時者神慮難量候、其故去文明年中、佐智屋敷之御公事之時、於山口致對
決候之時、彼方寄事左右弘謀書被申事、御奉行所御存知之前候、左候て對決之座中より、彼雜掌逃
下候是又淵底御存知にて候間、對彼方於御公事者、不及覺悟候、彼所職を相拘候故、御神事等之
時、迷惑之通申候へハ、障導候様預御批判候、不及才覺候、彼所職を相拘申故、萬六借敷儀共毎々
さ候、候間、料所不知行仕候へ共、役所事候へハ、所役事固蒙仰候、其時ハ、上意之辻も如何候
と存候て、當座借物等仕、所役を申付候、彌々迷惑候、所詮所職を相拘申故、如此之恥辱をも被與候
之間、上表申通、當職仁申定、可有御注進候、万一御尋之儀共候者、御存知之通、可預御心得、巨
細御存知事候之間、具不申入候、可得御意候、恐々謹言、

八月廿二日

(永弘)
氏 輔

惣檢校殿

祝大夫殿

内々御中

三 永弘氏輔(カ)書狀案

○永弘文書
大分県史料四

番長ハ御供米御
菜免在所ヲ預カ
ル

番長職と申者、當社御供米在所、御歳免在所を。預申候て、御神事□御供所供官等申付候、御供米

宮成公幸押領

御供米六十七石

御菜免下地ヲ押領

を申付^(候力)、近年宮成公幸、彼御供田ニのしや□なし候間、□儀もつて、其身□捨候處、御成

敗之儀なく候、よてすてにけんちう正御供米を致押領候、次用□候間、此二三十年、一圓御神事佛

會無執行候、此□^(ニ用候て)御供米辻六十七石餘云々、仍去年□より被仰候て、□御歲免田畠六町餘

氏輔^(永弘)用作地ニて候を、當毛下地共押領候間、一段可致了簡□^(就公幸條々、一社たいし)

□社例はうしやいたし候、上意を□^(於私とりやいの儀ハ、しかるへからさる)

御いけん候間、一段御成敗辻をまて□^{(候處、去八月二十日佐智屋敷之内、成實畠地知行}

候、彼地事ハ、文明十三年六月

(端裏ウハ書)

稻男彌二郎

諸直

殿御宿所

○コノウハ書ハ本文書ノモノニ非ズ。此懸紙ノ裏ヲ利用セル案文ナラン。

三 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

宮成公幸ノ不法ヲ愁訴ス

小野莊

岩崎莊・御菜免押領

就愁訴之儀、藤曲迄進雜掌候之間、其へハ不申入候之處、^(依武道様御上、)御懇に御披露之通申下候、誠畏入存候、

愁訴之條々、田染新右衛門尉可申入候之間、不能巨細候、殊ニ公幸以公事之儀、^(宮成)淵底御存知事候、

然者去年御在國候て、社家之儀被及聞召候、仍小野之庄一所之儀にさへ、公幸□^(采綱郡)自一社被捨候間、

出仕家徳事^{(得(會力))}、□^(宮成)政仁被仰付候て、被罷下候、其以後□^(兩社)岩崎御供田并至御菜免等、悉押領、

小野莊

公幸公高一家相
論ニ依リ拘分ヲ
失フ事覚悟セズ

小野莊

□對當職、可有如何候之通、數ヶ度。(天)申候、公幸・公高依一家相論、我ら拘分料所を悉失候する事、
不及覺悟候之間、此御時者職上表之通、申候て、去年八月廿二日對當職、以愁訴之儀申候之處、無餘儀之
通被仰候、上表之儀をハ御留候之間、

三六 杉武道書狀

○永弘文書
大分県史料四

天災ノタメ御供
米ヲ麥ニテ取替
フ
宮斗ニテ五斗

就御供米之儀、度々蒙仰、(畏之)申入限ニ候、當年てんさい(天)、前代未聞通承候へ共、正御供田之儀定米儀
候間、我ら取替申事、不及覺悟候へ共、地下をも改、又者、麥等之所務をも可申合候由、國安被申
候間、五斗宮斗にて取替申候、以此旨、一段被仰合、可得御意候、猶々後年(礼儀首儀損失)

六月九日

武道(花押)

永弘式部丞殿

(奥切封)
「(墨引)」

三六 杉武道書狀案

○永弘文書
大分県史料四

行幸会供米料ヲ
郡々切米料ノ内
ムヲ以テ勘渡セシ

就行幸會、於所々御供米料事、有先例糺明、以郡々切米料内、可有勘渡御供所別當候也、恐々謹
言、

十一月十二日

武道在判

益永殿

内尾式部丞殿

三元 勝應御供米錢送狀

○永弘文書
大分県史料四

御供米錢ヲ送ル

御供米錢事、今月二日□□候由進候處ニ、御かへし候間、□□つかり申候處ニ、只今□□可仕候由、承候間、則料物□□貫文送申候、八貫五百文□□皆納に候、御請取進可給候、委細御目にかゝり、可申上候、恐々謹言、

〔異筆〕
〔文明十五〕
十二月五日

勝應(花押)

四〇 永弘氏輔行幸會供米借渡覺

○永弘文書
大分県史料四

行幸會御供米ヲ
借用シテ渡ス

當年卯御行幸會、爲御供米、武道御□□さぬきにて、五石借用申候、御供所に渡□□、これの下用にて、四石一斗六升五合有、次□米壹石、橋津方より借用、内一石矢部方より借用、國安所へ渡之、
〔和史〕
〔和史〕
わしハ米五升□□、
〔和史〕

文明十五年十二月廿六日

〔永弘〕
氏輔(花押)

小野 莊

小野莊

(奥裏切封)
「(墨引)」

四 宇佐宮正御供田河成不足分等注文

○永弘文書
大分県史料四

□系
々

岩崎莊河成不足分

一宇佐宮正御供田岩崎庄六名、惣田數四町五段卅代定、御供米十貳石五斗

此之内年々河成田地分

壹町四段餘、分米四石

殘德田三町九反卅代、分米七石五斗

小野莊河成不足分

一小野庄正御供田十貳名、田數十町三反十代

此内年々河成田地分

六町餘、分米五石七斗

殘德田四町三反餘

以上、年中御供米河成不足分九石七斗餘

一下毛郡之内宮時庄正稅年々伊田左衛門大夫未准、年中御神事之時供所へ下□

文明十六年十月 日

宮時庄正稅

四二 番長大夫永弘重幸目安案

○永弘文書
大分県史料四

正御供田ハ番長
預り料所

名作人ハ驅士ト
称シ当社神人

近年宮成公幸一
円成敗

小野庄ハ大友親
豐ノ時宮成公幸
ノ成敗トナル

〔〕番長大夫重幸言上、抑當社正御供田、〔〕間事、代々番長預申料所にて候、子細〔〕、

〔〕事者、一名田數八反卅代、惣司事者〔〕本役にて候、地下成敗者、收納と申候て、

〔〕より役所へ各しんたい之役所者、〔〕と申候て、是又先祖より役所にて候、彼名作人ハ

御くしと申候て、當社神人にて候、彼八反卅代之内よりくりやけ米(辨)と申候て、二反のそき候米ハ、

これも御神事料米にて候、彼くりやけ米を被請取、役所者宮成家より近年被致候、是も本役所の

よし、御供田御供米之外も、持(彼方)いろハれす候事、一社にかくれなく候之處、毎度彼家よりけいは

うの儀共候へとも、子細申分候へ、そのいろいをやまれ候處、近年公幸一圓兩庄迄しんたい(い脱之)

候條、御成敗被成候、

一 小野庄收納儀、〔〕高田藤垣任役所〔〕にて、彼仁武家をもき〔〕候間、今度親豐様(大之)、當國

庄々被致御成敗、〔〕彼仁あとをハ田原八郎(以下續紙)〔〕候、さ候間、被社役地までもろ

ひ〔〕公幸愁訴候間、一社こととわす彼方成〔〕、

一 波多高田面々、代々彼兩主職分かへられ候處、武役・社役(兩役)にて候被遂知行候、親豐様御供いた

され候て、當國のかれ候あと、事こと田原八郎方被給候間、かの兩主役所まで、公幸いろひて被

遣候ニよて、御供田之内、三名當毛をいろひ候ニより、かりとられ候間、當年五ヶ年之間、小野

小野庄

御供米事、御供ニそなへ不申、如此所行、色々事おゝく候間、可被其身放捨候、御供田事ハ、彼方役所ニてハ候ハす候、(厨)くりやけ米事ハ、本役所たいてん候てより、此方彼家より取沙汰候、一番長職事、文明十年氏輔(遠)けん(補)ふ仕候て、所々如此料所、所々致知行所ニ、公幸御榮免之内押領、度々御成敗被成候へ共、せうゐんなく候間、去文明十三、兩方以參上申候處、彼(謀)ほう(書)所かまへ、事(左右)をさうニよせ被申候へ共、任支證氏輔御成敗被成候て、去年延徳元九月まで、さい(脱)なく致知行候、田畠屋敷等、あるいハ用作又ハ百姓かゝゑ候地、當毛をかりとられ候、これ者、當御奉行様御成敗を、もちいましき由を被申、殊於山口、ていちうい□□候間、如此(二)ことし候と被申

○内容ニヨリ、延徳二年ノモノト推定ス。

四三 永弘氏輔目安案

○永弘文書
大分県史料四

猶々、可得御意候、奉頼候、

態々進人候、抑就須加牟田之事、(田御宅)兩度御内人新右衛門所まで、内儀等申候處、類御作可有候由、仰候と被申候、めいわく此事に候、たけつねこそ御意ニ從(そ)す候共、寺家ハ何の無沙汰を申候哉、かの者ニたゞ給候へとハ、申ましく候、自分用作すべく候、さりとてわ、寺家も無力とわ申なから、名字をけかし申候、□□殿様も庄内ニおぬ(おぬ)てハ、誰人□□候する哉、さりとてハ、被任御祖□寄進狀之旨候する事、且被對御本尊、且爲御先祖菩薩(マ)菩提として

「一公幸(宮成)與相論之時者、中□□、自彼家不被申候、殊彼支證事者、從去年貴様へ進置候間、可有御披見候、差(マ)四至方至之内にて候、殊支證之袖判、前太宮司宮成公佐之判形にて候、其上公幸被去渡候て以來、十二三ヶ年當知行事、宮中無其隱候、日本國中大小神祇、別而當社八幡三所大井・若宮四所兩所善神王・天滿天神之御討候へ、此地をこそ請御成敗候、公幸(被出)。去狀候、少も無偽候、

一光隆寺押領之地事、同前事行候之處、是又此間押領候、此條(被)、□間召分、重而預御成敗候者、可目出候、万一無其儀候者、后會之時、御菜(物之)□等、如何ニ可仕候哉、

「御公用氷上實相寺長□(野)宮候、從彼兩所、被相尋子細候間、支證等并郡代方、度々成敗致披見候之間、公幸仁從彼兩所、異見共被申候哉、御公事落着までハ、實相寺長野方へ預申之由、公幸被申、彼方之被申候者、如此之御公事、落着迄存申候する事者、如何候、乍去當座之喧嘩止候間、於彼地者、於山口御沙汰迄者、益永肥前守方、前祝大夫宮増預申候通、被申候て被預置候、一此之段、彼兩所并郡代方、同我々致注進候之處、被成御奉書候、御沙汰落着之間者、任御法、可爲中途之由、御成敗候□、實相寺長野方、被預候ま□、彼兩人預被申候、

「一其後文明十三公幸參上候て、□(永也)候之間、則氏輔事罷上、支證等懸御目候之處、明白之由蒙仰候、然者可被止違亂之通、公幸被仰與候へ共、菟角被申候之間、兩三ヶ度まで致對決候之處、何も宮成虚言を被申候間、對氏輔預御成敗候、殊公幸去狀迄被召調候て、被仰付候、さ候間、御

奉書・公幸去狀等、郡代方并益永・祝大夫致披見候て、從三ヶ所請取致知行事、宮中宮外無其隱候之處、今度中屋敷被申掠候て、強入部之通候、料所之事候間、御神事之時、御菓物等、可有如何由申候へハ、御神事成障^レ碍^レ被仰候、曲事候、

「とて被返候、

御菜免ノ地
御菜ハ私ノ調法
ニヨリ馳走

一彼地事、御菜免候之間、御神事□時、御菜物色々無了簡候之間、支證御奉書等御披見候て、可被止御違亂候、不然候者、御菜物無了簡候之間、御神事難有之由、申候之處、其をも承引あるまじき候由被申、無御神事も、不苦敷之由被申候、此時者、御神慮与申、上意如何と存候て、御田會より以來、大小會五ヶ度之分、御菜等以私之調法、致馳走候、

一彼地事、御料所事候て、致知行候之處、宮成公幸違亂候て、佐田方被加成敗候之處、猶以不被致承引候之間、既及喧花候、其時分就

○年未詳ナルモ、内容前号ト関連スルニヨリ、ココニ収ム。

器 杉 武 道 書 狀

○永弘文書
大分県史料四

宮成公幸知行分
勘落ノ内御菜免
ト号シ永弘重幸
愁訴ス

就宮成公幸當知行分御勘落内、號御菜免、番長大夫重幸愁訴之狀、委細令披見候、仍公幸當知行分事者、不殘□所候、雖然、訴人□支證等遂言上、可申上之由、可被仰下候、次番長職事、永弘去夏上表狀、披露仕□其以後、以誰人御還補候□不存知候、如何、恐々□、

(謹言)

月十二日

大宮司殿 御報

武道 (花押)

望 杉武道書狀案

○永弘文書 大分県史料四

宮成公幸拘分小野・岩崎兩庄ノ土貢ヲ社納シ下地ヲ社家ニ渡サシム

宮成公幸拘分内、小野・岩崎兩庄事、正供田候之條、以定使土貢等有催促、則如前々令社納候、於下地并僉後者、上使可加成敗通、去月對上使兩人、申付候畢、社家之儀、聊不可替先規候、目出候、此由可被仰與候、恐々謹言、

九月十日

武道

謹上

宇佐宮太宮司殿 御報

○年号未詳。仮リニココニ取ム。

奥 道傾書狀案 (紙折)

○永弘文書 大分県史料四

小野・岩崎兩庄ニツキ山口ヨリ堅固ニ申付ク

小野・岩崎兩庄事、社家より申子細候、然者、山口御一右左候間、點札をハ先以 [] 候て、土貢事ハ、地下人憐可拘 [] 之通、可被申付候、 [] 自然いつ方 [] 也、 [] ハ、 [] 不可叶之由、堅固

小野 莊

小野 莊

二七二

可被申付候、恐々謹言、

「延徳二」

壬八月廿一日

道 傾 判

左衛門大夫殿

賀來采女佐殿

〔異筆ウハ書〕

永弘殿 □報

光隆寺

智 牒 〔

〇 永弘氏輔書狀

○永弘文書
大分県史料四

御供田并御菜免
ニツキ宮成公幸
所帶ヲ点定シ注
進ヲ請フ

宮成公幸押領在
所

去年以來、連々申候御供田并御菜免事、公幸所帶於御點定者、御注進肝要候、佐田殿へも巨細申候へく候、可有御注進候通、蒙仰候、爰元之時儀、具御注進候者、可畏入候、飛却之事をハ、自分可致了簡候、さ候ハ、就彼儀書狀案文、令□^(進カ以下札紙)「覽候、御披^(見カ)□候て、御用捨候て可給□□、次下宮之時宜、是又一札進覽候、何も可有御用捨候、公幸押領□在所事者、銘々御注進肝要候、度々申候間、不能一二候、委細彼仁可申入候、恐々謹言、

〔明應三年〕九 二日
壬四月廿九日

〔永弘〕 氏 輔 (花押)

〔裏切封ウハ書〕

〔墨引〕

永弘式部丞

〔宮司殿人々御中

氏輔〕

四 師秀書狀案

○永弘文書
大分県史料四

小野庄供米催促
二定使來ル

如仰、小野庄(米親郡)就御供米御催促、此四五日以前ニ定使來候、彼者示細申處、重々預御使者候、少も不存心中無沙汰候、然者公幸様(宮政)、就中國へ御登、宮へ一段被仰候、出候する間、其内者彼御供米事、地下仁ニ申付候、拘置候へと蒙仰候、さ候間、彼通宇佐心乗坊へ相尋申候處、御内前承候(同力)、我等非疎儀候、何故に對神事、可存緩怠候哉、此趣御使者申入候間、省略候、恐々謹言、

十一月廿二日

師秀判

宇佐大宮司殿御報

四 某書狀案

○永弘文書
大分県史料四

宮成公幸御供田
御菜免田等ヲ横領

ニも候ハ、公幸重而狼積(マ)之通、御注進候て、所々押領之地、預御成敗候様、預御了簡候者、社役等事、可致馳走候由、申候間、公保御領掌候(岩惣)、其後者菟角を承候ハて、當年七月ニ上表之通、御注進候ける、曲事候、雖然番長免田事、宮成家與田染少宮司、不殘一所押領候之間、社役并出仕等事、不及合期候、如御存知、彼職故にハ、於都鄙致忠簡候之間、被仰付候之處、社家□者寄事左右、悉

小野庄

小野 莊

押領候之間、此〔 〕自當職注進之儀、無餘儀〔 〕細被聞召分、預御成敗候様

五 豐前・豊後兩國內番長免田注文

○永弘文書
大分県史料四

國之内

(小)

野庄拾貳名正御供田

ノ分

〔 〕所三町 定錢三貫文

〔 〕所 壹町 御菜免

〔 〕所 貳段 御菜免

〔 〕所 三段 加う家郷（高）さうし（世）ひな（女）方（方）

〔 〕所 五段 中村御蘭正御菜免十二月分

〔 〕所 五段七八反 御菜免

〔 〕所 六反廿 同免

〔 〕所 三十代 同免

〔 〕所 二反 同免

〔 〕所 御見うろの上

〔 〕

○年末詳。仮リニココニ収ム。

小野 莊

辛嶋 郷

高家 郷

中村 御蘭

向野 郷いちい木

五 大宮司家專使幡手房重書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔檢封ウハ書〕

幡手助右衛門尉

(墨引) 安藤進之候、
安家

房重

小野莊後地

小野庄後地之内、田染方愁訴地之事、社家御一所之儀被申候、當作手を可被申合候、至來作者、可申談候、又本主一社之儀共、宥免之事共、萬一候者、可被申付候、毎事申まてなく候、分別專一候、恐々謹言、

六月十八日

(權手) 房重 (花押)

五 宇佐下宮次第注進狀土代

○永弘文書
大分県史料四

當社下宮御次第條之事
(成カ)

一去長享三二月廿七、御廻廐御造營之儀、度々御奉行まで、致注進候へ共、免角之儀、無御座候不被仰出之間、御尊神様之御事ハ、當時高御倉安置申候、彼御倉御事者、□佐迫山出入之路次ニ御座候、汚穢不淨之儀、出入之仁等、更以不及成敗在所行候、御全神慮如何ニ存候、せめて彼御倉廻ニ、ヘイをもぬらせられ候て、御注連を被張候ハ々と、存候、

長享三年廻廐造
管ナシ

小野莊

小野莊

一下宮社内、近辺樹等至。御調川御法度事、御代度々御奉書并（條）猿藉をいたし候仁、成度政道目錄等案文、懸御目

案文進置候、

余被相賛而

事社例

御供田名々失地アリ

「御神事より至有籠會御神事、御料所候處、彼名々依失地、彼御供不勤之通、及度々致注進候、如此失地之時者、名々戸主相拘候以後地を、被賛立之儀、社例之通、是又以前も度々致注進候、是非を不被仰出候、

從從大祭会至于出開、御料所ニ候間処、

小野莊モ同前御供等不勤

一 小野莊一月。御供米之儀、是又同前候、社例之次第、大友殿へ注申候、定々不蒙仰候條、毎々御神事之時、御供等御不勤候、

御園

一 當社御園と申在所ハ、御神事時御菜扇くハし等、社納料所にて候處、中村之御園之内五段、喜多坊押領候、并下毛郡之内、彌水尻丸御園、杉甲斐守依押領候、御放生會力 御菜等不勤候事、

三 小野莊吉成名等十二名連署請文

○永弘文書
大分県史料五

小野莊正御供田失地河成ハ後地内ヲ以テ立テ供米ハ懈怠ナク社納ス

吉成名 久次名

（小野莊）正御供田失地河成事、力 戸主くより、以後地内半力立候間、本御供田前、各注力知行申候、然者、御供米厨力下料々米、任先例、無懈怠可社納仕候、若有力汰之儀者、可被改御駐士職力、仍請狀如件、
吉 成 名（花押） 久 次 名

行成名

成安名

清末名

かうまん名

正行名

為成名

ひろ本名

光成名

二郎丸名

ちか時名

兩村供田段錢ヲ
催促ス

〔簡〕をう（簡カ）十年三月四日

定使御中

行成名（花押）

成安名（花押）

清吉末名（花押）

かうまん名（花押）

正行名（花押）

為成名（花押）

ひろ本名（花押）

光成名（花押）

二郎丸名（花押）

ちか時名（花押）

西 迫田昌世・宗源連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏切形〕
「（墨引）」

宇佐宮擬大宮司被申候、兩村御供田段錢之儀、先日委細申之處、（候脱カ）未道行之由、被歎申候、歳末年始御祈禱時分候、如去年、御勘渡候者、目出候、恐々謹言、

十二月十八日

宗源（花押）

小野莊

小野 莊

二七八

(追田) 昌世 (花押)

後藤殿

五 永弘重幸・幡手房重連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

若八幡宮破却駈
士等流血

□ 至正御供田、御□之儀候、□候之處、結句若八幡宮破却候上、神人御駈士等流血候之間、依前代未聞之儀、諸役人以社例可達遺恨之由申候、神人中申子細候、爲御心得、急度令啓候、委細□田_{大宮司}被_被可_被申候哉、恐_々謹言、

卯月九日

(幡手也) 房重
(永弘) 重幸

久保殿

臼杵殿

御陣所
御宿所

五 永弘重幸書狀案

○永弘文書
大分県史料五

(端裏書) 「御供米御闕聊之時、戸主・收納使辨にて候時之狀也、」

戸主収納使弁放生會供米關如ニヨリ替表ヲ以テ社納ス

御札委細拜見申候、仍就當年てんさい之儀、正御供田之儀、定米とハ存申候、御供米非及合期之儀、御駈士等申候之間、御放生會御供米關御事候之條、申入候處、御取替候て、御社納、先以目出度候、さ候間、彼御取替分麥など、到來候ハ、可申談通、國安申候由承候、尤可然存候、自是も可申付候、不可有聊在無沙汰候、恐々謹言、

文龜三
九月十二日

(永弘)
重幸

封戸郷司殿
御報

毛 神領内永弘重幸渡坪付

○永弘文書
大分県史料五

御神領内重幸渡坪付事

合

小野・岩崎両荘

田染荘内森下御供米

一 小野・岩崎庄御供米

一 田染庄内森下御供米

一 くつり一丁 伊田方正税かたニ被渡候地、

一 急ほしかた

一 原田一反廿代

一 ひらた 又五郎拘分

田原御供米

本自見名

一 おのた貳反

一 河わしま五反 (マ)

一 すいかき之内

一 八ちろう之内 ふためん拘分

小野 莊

小野 莊

二八〇

一くわの木臬

一〇

一おくのその

一〇

一しのもと

一〇

一彦太郎屋敷

一〇

以上

右、坪付如件、

文龜三十月十日

氏(永弘) 輔(花押)

五 某 書 狀

○永弘文書
大分県史料五

猶く、去年被成御奉書候以辻、地下より不納之米を、數ヶ度の御神事ニ、先此方よりわきま
ゑられ候て、執行候、

如仰、此間者、久不申承候、何事御座候哉、御床敷相存候、長雨之以後者、炎天迷惑之至候、仍御
供田河成檢地之事、子細承候、得其心候、然者、役所へ一段、可被申付候處、如何様、以參會可申
承候、恐々謹言、

五月廿八日

〇

永弘式部丞殿(氏輔) 御報

長雨ノ後炎天
御供田河成檢地

五 永弘氏輔書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙折封ウハ書〕

永弘(氏輔)式部

御供米未進

□ 御供米錢未進之事、□ 益永肥前守方□ 申候へ共、更無承引候、さ

〔社用ノ下部マデ
麻生方召使フ〕

候間、□ 借用申事、當座御供米錢を、無□ 候之間、取替仕候事、御存知前候間、致未進之事
をハ、年々以御散用、御催促候て、めされ候て、彼料所をハ返給候ハ、目出候、

一就社用ニ、めし仕候下部までも、麻生方つかわれ候間、出仕等之儀、更無了簡候、□^(可カ)然様、此條
々御披露奉憑候、恐々謹言、

卯月十九日

^(永弘)氏 輔 (花押)

□馬允殿

六 池永重久書狀

○永弘文書
大分県史料五

○本紙關
礼紙書

祭料行稻ノ事

舍之積ニ候、無沙汰あらし□存候、仍祭料行稻の内、祭料の事ハ、是も御供米御事ニ候へハ、いか

小野 莊

御駈士卜訴訟

にもく、半分なりともはけみ申候へと、さいそく可申候、行稻の事へ、人料篤候へハ、是をハ一圓御扶持ニあつかるへきよし、御駈士與同訴訟申候、是等之趣、併御了簡あるへく候、委專道可申候、恐く謹言、

正月十日

(池永)
重 久(花押)

永弘殿 御宿所

(墨切封)
「(墨引)」

六一 益永道永等連署衆議狀案

○永弘文書
大分県史料五

御供米御菜免料
所豊後国内所々
ヲ田染榮忠押領
榮見違乱セバ神
官ノ儀アルベカ
ラズ

當宮御供米料所并御菜免料所、豊後之内所く、田染榮忠近年致押領候之條、神慮難量候、猶以榮見違亂候者、去應永廿九年、其後文安年中、任加署狀之旨、榮見事、不可有當社神官之儀之狀、如件、

七月十七日

(親)
宮 氏 在判

高 輔 在判

(長野カ)
親 昌 在判

宗 輔 在判

(益永)
道 永 在判

當社番長大夫殿

○前後ノ題目裏ニ永弘重幸ノ花押アリ。益永文書ニ同一案文（終三行欠）アリ。

六三 宇佐宮正御供田條々

○到津文書
大分県史料一

就正御供田條々

野莊（岩崎・小野）ノ起源

一兩庄事

忝聖武天皇御宇、神龜・天平年中自御寄進、相定役所事

惣司

一御供田惣司事、代々番長重職也候、

〔加事〕
一「下宮三社燈油免、永弘代々重職也、」

厨家別當職

一厨家別當職事、中古宮成被拘之、

收納使

一御供田成敗之役人、收納使重役也候、

部主

一名田進退之役所、部主重役候、

本田・余地

一自一名本田八段卅代立除、餘地をハ部主相拘、本田失地之時、以餘地之内、入立候事先例也、

本田・余地欠失ノ時

一本田・餘地共失候へハ、御供田近所之田地を取、被立御供田候事、社例也、加御成敗、

駈士ト申ス神人耕作

一彼八段卅代事をハ、御駈士と申神人「致作、御供米を社納仕、其身ハ當社仁致出仕候、

一彼八段卅代之内より、御供米之外除米、八ヶ社祭料御供米在之、諸役所へ下行之、

小野莊

小野 莊

厨家米

厨家別当ハ中古ヨリ宮成家拘持

一 御供米之外、高除之米在之、號厨家米、御神事之時、饗膳并寺家社家人料、遣方下行之米也、
一 彼米請取役所事、則厨家別當と申、以前者本役人候、中古以來宮成家より号。闕所、自當時、彼家仁被拘候、

小野莊名々失地

一 小野庄事、名々失地候間、任社例、可被立替餘地之通、對守護致愁訴候へ共、未仰付候、

岩崎莊ノ失地

一 岩崎庄事、御分國に候て、以次失地事、可被仰付候哉、并 收納使。部主注進上候、

收納使役ハ橋津

一 收納使役事、橋津掃部助勤之、

部主役

一部主役事

心乗坊

福田房分 橋津掃部助

一 一名分近年。依被混問。成武領候。石井兵庫允給之、

小野莊ハ波多・高田面々拘持ス

一 小野庄事、波多・高田面々被拘候、多分田原八郎方被拘候、

右、條々如件、

九月

○年未詳。仮リニココニ収ム。

三 宇佐宮神事用途配分注文案

○益永家職掌証文寫
大分県史料二九

前切レ紛失

本書 殘漆貫九百八十文
增山 家二所 一貳貫文
持也、 一肆貫九百六十八文

一三貫文

一壹貫文

一壹貫文

一壹貫文

一壹貫文

一伍貫文

一伍貫文

一漆貫文

一漆貫文

任放生会例、五貫文雖
令勘渡、堅愁訴之間、式
貫文増之、但尚以不足
之由、愁訴在之、広津宮
内丞方存知畢、

一壹貫文

一貳貫文

〔探題〕
先證在之、
政所惣檢校
陰陽師

當大宮司安心院宮德方

前大宮司宮成方

前大宮司到津方

前大宮司出光方

寺務方

初官中

廳分中

寺僧中

社僧中

先證在之、

御前檢校

御裝束所惣檢校

小野莊

小野 莊

一 五百文

一 壹貫文

一 五貫文

一 貳貫文

一 壹貫文

一 壹貫文

一 壹貫文

一 五百文 祝筵(七、八)
神樂舞筵十枚

一 三貫文

一 五百文

一 貳貫文 御供所細々物

一 貳百五十文 すもの絹料

一 五貫文

一 五百文

一 五百文

一 壹貫文

一 五百文

胡 錄 (總)

御 馬 所

在 廳

先證在之、御 杖 人 三 人

陣 道 正 權

諸 司 三 人

鋪 設 新 増 國

同 人

先證在之、神 坏 料 基 安

檜 物 代 同 人

同 人

同 人

御 供 所 厨 家 宮 掌 分

御 輿 所 氏 安

建 兒 所

召 次 神 人 中

土 器 長

建兒所

高村十八名神人
小野・岩崎神人

一 壹貫文

一 壹貫文

一 六百分

一 三百分

一 貳百分

一 六貫文

悉皆可停止御公事之由、申聞、為酒類兼日遺之、

一 壹貫文五百文

一 貳貫文

一 壹貫文

一 貳貫文

一 壹貫文

一 三百分

一 三百分

一 壹貫文

一 壹貫文

小野 莊

高村十八名神人中

小野・岩崎神人中

若宮諸司兩人

禰宜 太夫

小 別當

神 人中

花 摘 四人

大 工

惣 大工

諸 番 匠 中

寺 家 大工

杣 大工

木 分 大工

檜 皮 大工

瓦 大工

小野莊

一五百文

一貳貫文

一壹貫文

一貳貫文

一五百文

一五百文

一五百文

一五百文

一三貫文

一百五十文

一五百文

一參百文

一五百六十文

一六百文

一參百文

一五貫文

一壹貫貳百文

鍛冶

樂所中

寺家堂司供人

同神人中

向野鄉司

封戸鄉司

高家鄉司

辛嶋鄉司

皆造秣粃

蠟燭代

油ノ代

篝火新

紙代

筵代

樽^{樽力}代

白布代

薦百牧[?]代

一壹貫四百文

織筋壹兩代

一壹貫貳百文

柒壹兩代

一貳拾玖貫參百廿四文

弁城 霏井銘々注文在之、
於山口色々買物代

一拾四貫七百年

重而於山口買物注文、同前、
(念)中国

一五貫文

絹五疋、於山口買之、林八郎左衛門殿
下り時到來候了、

一壹貫七百廿五文

右山口最初買物代、送夫四人、兵士
貳人、日廿五文宛

一壹貫七百年

御疊兩代

(?)
十枚内六枚者、長八尺、橫三尺七寸、
四枚者、例式尺也、

一參百文

御疊臺代

御几帳御疊色々指
誘候入目等

以上百九拾壹貫四百八十五文

殘八貫五百五拾文

彼殘分事者、宮氏令減受用之内、依申成諸人准抛之、以
式方疋如此之、剩少余分有之、但宮氏不足分、造宮行事、
府行事分未受用之、又御買物之内、段子一端木綿拾在之、

右、彼支配事、先證歴然之衆者、任其旨、無證跡者、以御放生會准據、配宛畢、雖然、寺社僧衆依愁訴、雖令加增之、猶不能落着、諸役人如此也、

先証ナキモノハ
放生會ニ准抛ス

小野莊

小野莊

(卷)

百五 永正三年七月
後柏原

祝大夫

宮氏

時枝右馬允

宗繼

六 宇佐宮神輿歸座料足配當帳

○到津文書
大分県史料一

田原方社訴ノ時
ノ歸座料

田原方社訴之時、歸座料物百貫文社納也、

公高諸役人江配當帳

宮成公高執沙汰之、

百貫文下行遣方日記

四十貫文清秋料、祝・陰陽師請之、送狀一紙遣之、

壹貫文、於社頭大般若經轉讀、僧分奉行心乘坊へ遣之、

參 壹貫文御供錢、永弘新左衛門尉請之、

五貫文廳分請料、益永方へ遣之、以前も如此、

五貫文社僧中、此内百足へ僧分奉行心乘坊へ送之、

五貫文祠官中、官司分引之、四貫文祝大夫江送之、

五貫文

惣神人中高村

塩濱檢校健兒所

小野・岩崎散在衆

小野・岩崎等之散在衆、爲神杯料、神人中年寄タル間、國友へ下行之、使(基カ)基安也、

參貫文諸官以下神杯料、厨家(基カ)基安下行之、

壹貫文鋪設料

宮掌國朝下行之、

壹貫文御輿所

此内三百文ハ陳道二人、正陳道二百文、權陳道百文也、其余ハ御杖人以下

叁 重利書狀

○永弘文書
大分県史料五

依當年早廻(感)并大風、御供田殊外損亡候之間、就御神用(口カ)□下、御駈士等致訴詔候、可得御意候、恐々

□言、

(永正十三年カ)
十一月廿六日

重利(花押)

番長殿

六 宇佐宮下宮次第條々目録

○永弘文書
大分県史料五

(端裏書)
「永正拾五十二月廿日愁訴狀

廻録(向巻)

宇佐下宮目録次第

重行

小野 莊

早損大風ニヨリ
供田損亡ニツキ
駈士訴訟

小野庄

當社 下宮御次第條之事

長享三年回祿

一去長享三二月廿七就御廻錄御造替之儀、御奉行所まで雖致注進候、菟角之儀不被仰出候間、御

尊神様御事者、當時高御倉ニ安置申候、彼(御)倉御事者、宮佐古山出入路次御座候、汚穢不淨之

儀、出入之仁等、更以不及成敗在所候、就御在宮、御存知御事候、御 神慮如何ニ存候、せめて

彼御倉(御)屏を塗せられ、御注連を被引候ハてハと、存候、

一下宮社内、至近道植木等、御調川御禁制之事、御代々御奉書、并致狼(精乙)仁、政道之目錄等、懸御

目案文進置候、

一年中御神事等之儀、(奉替而)。餘社ニ奉替而、於彼社御執行之事、社例候之處、御社「依無御座、當時於

芝居、諸祭會等御執行之事、御 神慮如何ニ存候、是又兼日、以目錄申入候キ、

一當社正御供田、豐後國小野庄并當郡之内岩崎之庄、彼兩所ニ御座候、然ニ岩崎庄之以御供米、從

八月大乘會、至于有籠會、御神事御料所候之處、依失地、彼御供御不敷之通、及度々致注進候、

如此失地之時者、名々戸主相拘之以後地、被立替之儀、社例之段、(以力)前も度々雖注進候、是非を

不被仰出候、對當大宮司、被成御奉書候者、先例之通、可被申付候敷、

一以小野庄御供米、自二月大祭至于七夕會、御料所候之間、是又社例之次第、大友殿様江雖申候、

(義忠)然々不蒙仰候之條、每々御神事之時、御供等御不敷候、

一當社御園と申在所者、御神事御時、御菜并菓子等、社納之御料所候「之處、(當郡之内辛嶋郷)。中村御園之内、屋

敷五段、喜多坊押領候、并下毛郡之内、深水(扇々)おきな丸之御園、杉甲斐守方依押領、御放生會之時、

正御供田小野庄
・岩崎庄
岩崎庄失地

戸主拘ノ後地ヲ
以テ立替フ

小野庄御供米ヲ
以テ二月ヨリ七
夕會マデノ料所
トス

中村御園

御菓子・御菜等不勲候、

一 今度立柱上棟之御時、二之御殿御供之事、被成御下行候、一三之御事、可有如何之通申候處、不被及御覺悟之由、蒙仰候、重而不及愁訴次第候、

(大内義興力)

御屋形様爲御祈禱、以敬神之儀、重行御兩殿ニ奉備 御供次第、大篇之儀、弘固御一見之事候、

(以下遺事)

「殊立柱上棟御放馬、限愚家、不預御配當候事、御神事執行之時、一段顯然□、」

番長免田ハ豊後
國ニ散在

一番長相拘免田之事、一圓豊後國ニ在く所く候、祖父にて候少宮司榮佐之代、社家依有訴人、彼役
(永弘)
く事、被召離候、就其親にて候式部丞氏輔、廿餘年之間、依致愁訴候、法泉寺殿様被聞召、
(大内政忠)
分

大友殿押領

彼職之事、如前く、雖被仰付候、料所之事者、他國候へハ、不知行仕候、然者少所五六ヶ所、當
二三
知『行仕候之處、今度田原方御契策の御使、式部丞ニ被仰付候、就是、彼地をも大友殿様より御
押候、不及愁訴候、此等次第、於山口、以前式部丞申上候之通、申候、

一 當郡ニ少く相拘之地之事、式部丞多年依無足公役、負物之方ニ伏置候へハ、我等在宮之儀、一圓
不及合期式候、被成御分別、如社例、被仰付候者、人々一兩人之扶持仕、
(有威カ)
下宮社内之儀をも、
社役以下、不可有無沙汰之儀

日夜堅申付候間、如今者、御座間敷之儀と存候、
候、

一下宮御廻録之跡、石たゞミ、其外在く所く、石くミ等之事ハ、悉被退候て、以新儀可被仰付之事

下宮法度

一下宮御法度之事、弘固様就節く御參宮、御存知御事候、一段被仰付候へてハ、不及改道在所二候、
(改カ)
此等子細、條々兼日度く申入候、

『右、就 下宮御社内之儀、大概目錄、如件、

小野 莊

小野 莊

二九四

永正拾五十二月廿日

下宮社司番長大夫

重行(花押)
(永弘)

杉新左衛門尉殿

○紙継目裏毎ニ、重行花押アリ。

六七 宇佐宮下宮次第條々目錄

○到津文書
大分縣史料一

當社下宮御次第條々事

(總表切封)
「(墨引)」

廻祿造替ノ儀

一去長享三二月廿七就于御廻^(マ、ウ)鍛御造替之儀、御奉行所迄雖致注進候、菟角之儀不被仰出候之間、

御尊神様之御事者、當時高御倉仁安置申候、彼御倉之御事茂、宮佐古山出入之路次ニ御座候へ

ハ、□退之仁等、汚穢不淨之儀、更以不及成敗在所候、就御在宮、御存知御事候、御神慮如何存候、責而彼御倉廻屏を塗せられ、被引御注連候^{弘固}ハてハと、相存候、

御調川近路植木
禁制ノ事

一下宮御社内、至近路植木等、御調川御禁制之事、御代々御奉書、并致狼藉仁、政道之目錄、^{弘固}懸御目、進案文置候、

一年中御神事等之儀、奉替餘社而、^{彼御方へ、}於彼社御執行事、社例候之處、近年御社依無御座、當時於芝

居、御執行之儀、誠御神慮難測存候、是又。去年以目錄申入候事、

一當社正御供田、豊後國小野庄并當郡内岩崎庄、彼兩所ニ御座候、然而岩崎庄之以御供米、從八月

正供田岩崎莊失
地ノコト

同小野莊ノ事ヲ
大友義長ニ申ス

辛嶋郷中村御蘭
喜多坊押領
深水翁丸杉甲斐
守押領

番長拘免田

大嘗會、至于有籠會、御料所候之處、依失地、彼御供御不勉之通、及度々致注進候、如斯失地之時者、名々戸主以相拘後地、(總)不立替之儀、社例之段、度々雖注進候、是非を不被仰出候、對當太宮司、被成御奉書候也、(書)定而先例之通、可被申付候、

一 小野庄以御供米、從二月大祭至于七夕會、御料所候之條、壹々以社例之次第、(義長)大友殿様江雖申候、定而不蒙仰候之條、每篇御神事御時、御供等御不勉候事、可有如何候哉、

一 當社御蘭と申在所ハ、御神事御時、御菜米・菓子等、(分)社納之御料所候之處、當郡之内、辛嶋郷中村御蘭壹町之内、屋敷五反喜多坊押領候、下毛郡之内、深水翁丸之御蘭、杉甲斐守方依押領、御放生會之時、御菓子・御菜等欠御事候、

一 今度立柱上棟之御時、二之御殿分御供事、被成御下行候、一三御事、可有如何候之通申候之處、不及御覺悟之通、承候之間、重而不及愁訴之次第候、(大内義興)御屋形様爲御祈禱、以敬心之儀、重行御兩殿仁奉備御供次第、大篇之儀、弘固第一見之御事候、然處ニ立柱上棟之錄馬、(承弘)限愚家不預御配當候次第、御神事執行之時、一段可遂愁訴候、

一番長相拘免田等事、一圓豐後國在之所々候、祖父少宮司榮佐代ニ、(承弘)社家ニ依有訴人、彼職事被召放候、就其親にて候式部丞氏輔、廿餘年之間、依致愁訴候、(大内改弘)法泉寺殿様被聞召分、彼職事、如

前々、雖被仰付候、(總)所事者、他國事候へハ、不知行候、然者少所二三ヶ所、當知行仕候之處、今度田原方御賢策之御使、式部丞仁被仰付候、就是、彼地をも 大友殿様より御申候、(押)不及愁訴候、此等次第、於山口、以前式部丞申上候、

小野莊

一當郡少く相拘之地事、式部丞多年依無足之公役、負物方ニ伏立候へハ、吾等在宮之儀、一圓不及合期之式に、被成御分別、如社例、被仰付候共、人々一兩人も扶持仕、出仕神役事、不可有無沙汰候、

下宮法度

一下宮御法度事、弘固節く就御參宮、御存知御事候、一段被仰付候へてハ、不及制道在所に候、

此等條々、去年度く申入候喜、

右、就下宮御社内之儀、大概目錄、如件、

正拾陸正月十一日

下宮社司番長大夫

重行(花押)

○前号文書ト少異アリ。

六 永弘重行書狀

○永弘文書
大分県史料五

祈禱卷數ヲ送ル
来繩郷御神領内
ニ新儀ヲ懸ク

於當社致精誠卷數壹合、令進入候、彌御祈念、不可有無沙汰候、抑改候者、最前御祝儀、可申入候之處、少佳例等依繁多、遅く恐入候、仍至正御供田御至來繩郷至御神領内、新儀を被懸仰候之條、
中
自社家衆申次第、詫广方まで、以一札令申候、御分別、所仰候者、自他可目出候、恐く、
被成

二月十七日

重行(花押)

田原殿

御玉御公事

就御玉御公事之儀、以前兩度、雖以書狀令申候、我ら菟角不承候之條、今日吉日ニ候之間、爲御首途可鳴鐘之由、從諸役所、夜前被申觸候、至今日午刻、始中終申候、重行相懸置候、早々御返事之次第承、可得其意候、爲若輩如此子細申事、雖斟酌千萬候、近年別而御扶持之事候、又一社之儀候間、當座之儀と懸置、急度令申候、可被成御分別候、先書ニ如申候、宗道無御存知新儀、紺錢等取候、人躰之所を被成御成敗、其上にて以御使者、御一札等可被仰遣候哉、長々と御拵候者、爲我等迷惑候、巨細彼飛脚ニ申合候、御入魂專一候、恐々謹言、

三月十一日

重行

詫_(宗道)廣_(宗道)佐渡守殿

七二 永弘重行書狀土代

○到津文書
大分縣史料一

小野莊駈士宅ヲ
紺錢質物ニトル
田笛社敷地

新春御慶雖事舊候、尙以不可有盡期候、抑於當社、致御祈禱卷數を、御兩殿江進覽申候、可然候者、奉頼御披露候、將又御船江配、隨送進候、可得御意候、仍當社正御供田小野莊至御玉御駈士宅所、號紺錢質物を被執候事、前代未聞之儀候、并田笛御社御敷地之浦、破損之船_被。御競望之儀候間、舊冬自專使方、親董様へ以書狀被申候處、不預兎角御返書候、此時者、重而不及届申候條、可任社例との、社家中内々覺悟候、然者、拙者事、近來別而、得御意、可約束中承事候條、乍_{以內儀}思。詫_(宗道)廣_(宗道)佐渡守方へ令啓候、企新儀、被成御押妨故之由、被及大訴候歟、可然様、旁々被成御分別、無事御了簡、以自他可目出候、

委細猶、彼人可申入候間、令省略候、恐々謹言、

(大永六年)
二月七日

(永弘)
重行

森藤衛門尉殿

萱嶋縫殿尉殿

○永弘重行ノ名ニヨリ、ココニ収ム。

三 波多豐重書狀案

○永弘文書
大分県史料五

波多方返事案文

御駈士質物ノ事
ニツキ答フ
拙者モ名田戸主

兩度預御札候、委細令拜見候、仍御駈士中□質物之事、於爰元裁判、不謂之由承□知、拙者事茂名田戸主事候間、不限是、從前々社家御公事等、召拵候間、此分候之處、結句我等聊爾之様、蒙仰候、驚人存候、殊舊冬預御書狀候、豐重他行之刻候之條、同名四郎兵衛尉、御報令申候、同前候、其以後、無承候子細候之間、不能菟角候、何様右之趣、詫广佐渡守申合、自此方可申入候、可得御

意候、恐々謹言、

大永六
三月廿四日

波多十郎兵衛尉
豐重 在判

專使殿

小野莊

宇佐宮

祝大夫殿

番長大夫殿

尊報

三 永弘通忠覺書

○永弘文書
大大興史料六

神米社納ナシ
天文五年ヨリ御
玉莊御供米ヲ社
納
田原別符御供米

當社領豐後之國神米正稅等事、去天文元より、豐後より當國出張之故ニ、何も無社納^(マ)、然同四年
マテ、無免角候て、同天文五九月六日、來繩郷御玉庄御供米之事、至社家ニ、任先例被打渡候之
間、社領中悉ク催促候、田原別符御供米等事、申届候へ共、可然候間、宮重申談、至田原右衛門大
方方ニ、書狀進候處ニ、如前々稱申被付之由、對兩人返書候、爲後證記置也、

于今天文五^丙申十一月八日

^(永弘)通忠(花押)

三 宇佐宮堅柱上棟供米番長請分注文案

○永弘文書
大大興史料六

御堅柱上棟ノ時
御供米

御堅柱上棟之^(略)□、御供米御調味方。番長請分之事

^{近年以淺略社、}

一去永正中御供米參石、同相副料物肆百文・馬壹疋、送狀在之、

一去大永年中下宮御堅柱之時、御供米六石・料物六貫文、此之内壹貫五百文者、御供ニ相副料物、

小野莊

送狀在之、

一去天文五年、上宮一殿御堅柱之時者、御供米參石有、且遣方料物之事ハ、示此方對社家中、重而

可有遣方之由、輿成・朝景、以一通被申候之間、各々遂馳走候、其後彼料物・馬之事、對武爲度〔道〕

申渡候處ニ、於心乘坊以面拜、雖不可有爾儀之由被申候、于今無遣方、結句當時者、御供米參〔余〕

石計、可有下行之由候、其時方御調味方、難致合期候、諸詮相副料物兩度之分、無御遣方候者、

御供所催之事、申付ニ不及候、如御存知、彼役所調味方事、自兼日催候ハテハ、俄ニ難成候、

宜奉行衆可爲覺悟候、

一就出仕次第ニ、少宮司請物料物百疋・馬一疋、同四郎、是又右ニ同前にて候、無下行者、少宮司

役之事、不可所勲候、右條々、何も能々、可被仰渡候、爲御心得、兼而申候、恐々謹言、

○日附・差出書・宛所ヲ記サズ。

大宮司宮成社恩地坪付注文

○宮成文書
大分県史料二四

宇佐宮大宮司宮成社恩地

合

宇佐郡分

宮中宮成居敷之内建立之、上毛・下毛、宇佐内封四郷之内
一所 光隆寺同寺領 散在田畠屋敷在之、

大宮司宮成氏ノ
社恩地ヲ注ス

- 一、小居敷之内護國寺同寺領 内封四郷内散在田畠屋敷在之、
- 同 興光寺
- 一、向陽寺同寺領
- 同
- 一、善興寺同寺領 向野郷内散在田畠屋敷在之、
- 同
- 一、興光寺同寺領 同郷内散在田畠屋敷在之、
- 同
- 一、眞淨院同寺領 同郷之内散在田畠屋敷在之、
- 同郷之内
- 一、長洲永久名七段畠地屋敷江河浦濱等
(異筆)同
- 一宮中檢斷町進止
- 一宮中市場屋敷七ヶ所半
- 一宮中居屋敷廻四ヶ所半
- 一所犬馬場
- 向野郷之内
- 一、大福寺分三町
- 宮中
- 一、所印鎰屋敷貳ヶ所
- 向野郷之内板平
- 一、小緑三反
- 同郷
- 一、法眼田八段カ
- 同郷
- 一、法眼田八段
- 同郷
- 一、谷田壹段廿弍
- 同郷
- 一、内田壹段 畠地少在之、

小野 莊

小野 莊

同郷 一々館内島壹町四反卅弍

同郷 一々宮山

封戸郷之内 一々段西木分三町五〇、〇

同郷 一々封戸弁分三町七段

同郷 一々得富拾五町 同散在渡辺分四町

同郷 一々大島名三町

同郷 一々金粟院同寺領

同郷 一德万名壹町貳反

同郷 一所小猿六段

辛嶋郷(異筆) 二所忌子田老町

同郷 一所上田丸五町

同郷 一々高田分壹町貳反

同郷 一々光隆寺領散在貳町

高家郷之内 一々平田濱方四拾町

同郷 一々今成名壹町

同郷 一々神領散在乙女村之内屋敷壹ヶ所田地四反

下毛郡方

- 一 所今新名三町
- 一 成元名三町
- 一 小緑壹町
- 一 大島壹町
- 一 小稻重三町
- 一 女院八反
- 一 岡崎五反
- 一 本願寺同寺領三町六反
- 一 畠田壹町
- 一 青田壹丁
- 一 福光名三町六反
- 一 道祖本壹町
- 一 正日名壹町貳反
- 一 小犬丸貳町 宮番地宮成進止
- 一 慈雲寺同寺領 子細同前
- 一 アマキヒ四反
- 一 栗林名三町

小野 莊

小野 莊

一 千間名壹町五反

一 京印壹町

一 ヲミドリ壹町
(小 懸)

一 正興寺

一 伊山
(異筆)

一 上毛郡分
(異筆)

一 所實元名三町
(異筆)

一 土丸五反

一 マタラメ七反

一 衾田四反

一 トクマノ前五段

一 久留目六反

一 岩國八反

田川郡分

一 所仲津原五拾六町九段卅弍
内岩丸名六町千手押領、

尊神御所新

一 所當國封戸郷内岩崎庄六名

社米宮成取次、

東繩郷小野莊十
二名

一 所同國辛嶋郷内忌子田壹町 子細同前

一 所同國同郷之内若宮殿御菜免 拾町 官用途子細同前、
社米子細同前、

一 所豊後國來繩郷小野庄拾貳名

一 上宮上旬番頭役、番子廿人、同番領共進止、

以上

永祿拾年三月七日

高田若宮八幡宮神官等連署愁狀

○高田若宮八幡宮古文書
太宰管内志下

○首略
アルカ

小野莊吉成名ヲ
關所シ放火ノ上
財物ヲ奪フヲ訴
フ

去秋之比、再會以裁判、右之神領吉成名之事、不殘一粒關所候、中々云々、岐部勘解由兵衛尉・堀
右京亮、爲人體被取懸候、御社領歷々放火、御銚以下燒失候、其外近村隣家財物牛馬迄も、被引取
候、併依神慮、社家一人モ不被討果候云々、御垂跡已來之趣、銘々可申上候、此等之儀、可然之様
御取合、奉頼候、恐惶謹言、

元龜二年_{壬申}八月六日

陣道役清末仁三郎定安

陣道役清末
本社一殿御劍役
成安

本社一ノ殿御劍役成安孫太郎賢次

二殿御劍役爲成

二殿御劍役爲成次郎左衛門次安

小野莊

三殿御劍役光成
 当社一殿御劍役
 正行
 二殿御劍役久次
 三殿御劍役弘元
 四殿御劍役次郎
 丸
 御かせ役香万
 同 近時
 御供所行成
 社司濱檢校吉成

帶刀安藝守領地
 ヲ押妨スル仁ア
 リ
 小野莊十二名ノ
 社米ヲ役所トシ
 テ押置カバ其上
 ニテ閉目スベシ

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

七九 大友氏加判衆連署書狀

○高田岩宮八幡宮古文書
 太宰管内志下

三殿御劍役光成三郎左衛門經安
 当社一殿御劍役正行彌左衛門秀光
 二ノ殿御劍役久次五郎兵衛定重
 三殿御劍役弘元龜千代
 四殿御劍役次郎丸五郎右衛門秀實
 御かせの役香万次郎太郎景道
 御かせの役近時三郎左衛門吉正
 御供所行成清左衛門賢吉
 社司濱檢校吉成伊豆守賢安

帶刀安藝守領地、近日押妨之仁有之之由、其間候之條、令披露候之處、不請其下知、一雅意之儀、前代未聞之條、能能可相究之段、被仰付候、然者、當郷小野庄從十二名、調紬(納カ)之社米、爲役所、被押置候者、以其上、可被成御閉目之通、□上意候、被得其心、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正元年頃)
 十一月八日

(日付)
 鑑 速判

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

性(佐伯) 親(田原) 鑑(行綱) 度(毛置)
教 賢 康 判
判 判 判 判

△△ 奈多鑑基・鎮基父子非道條々寫

○到津文書
大分県史料二四

(端裏附意)
「寛文公兼写ナリ」

奈多鑑基・鎮基社奉行存知以來、非道被申行條々

奈多鑑基・鎮基
社奉行トナリシ
ヨリ以來ノ非道
條々

□^③到津公澄為于時當職御神事令執行、抽 御祈禱候之處、去永祿四年十月、以鑑基人數追放候、太宮

大宮司館破却

司館 社頭一字之在所候之處、恣致破却、家財致取散候、因茲宮中退出之事

辛嶋郷司並時ヲ
打果ス

一同六年、當 宮末社泉之社々司辛嶋郷司並時、被打果、彼一跡郷司分、悉鑑基以來押領之事

宮成公建所領家
來居屋敷押領

一宮成公建代々令居住 神邊、抽 社忠、奉對 神慮公儀、聊無緩疎之儀候處、彼領地在々所々卅
餘ヶ所、剩館内廻家來者共居屋敷等、押領候之條、宮中堪忍不相屆、一節退宮之事

弥勒寺寺務時枝
居屋敷押領

□一當 社彌勒寺領米市四頭并四十町地、寺務時枝為居屋敷、其身家來悉彼在所令居住、寺社役寺務
社務事、車如双輪執沙汰仕、奉對神慮公儀、毛頭無緩怠候之處、鑑基林式部少輔給地被申行、以

小野 莊

惣檢校益永領押

神前御番地押領

到津公澄ヲ誅ス

薦社々司池永領押領

宮佐古十坊内喜多坊地坊領沒収

惠良貫重社役地押領

小田某社役地押領

花摘花役免押領

乙女社司宅放火

社家所領押領

糸永越中守、林方江被引渡之、依失宅所、一節退出之事

一惣檢校益永領寺庵以下所々、押領之事、同領小犬丸名田原紹忍押領、是亦無謂事

一神前御番地所々、就押領、社番依人數減少、年中御番過半闕怠之事

一御神事所、悉就押領、鑑基以來御神事延滯之事

一到津公澄事、何篇無誤之處、去永祿年中、彼領地於筑前山野村、以臼杵鑑速取合、忝御書令頂戴、在宅候之處、鎮基差遣人數被誅畢、抑大宮司事、忝茂尊神奉代之身躰、忽生害之儀、御垂跡一千餘歲是始也、爰當社未聞之神敵、本朝希代之惡行也、各雖非無愁訴、恐彼權威、直訴難叶之條、于今堪忍之事

一薦社々司池永領所々、押領之事

一宮佐古山十坊之内、喜多坊敷地云、坊領云、悉被沒取、山香鄉大善寺妻帶之僧、被宛行給地、十坊之事、表十伽藍神前動行順役其一也、依無社僧在坊、天下國家御祈禱、一坊分闕所之事

一神官惠良貫重社役地、悉押領之事

一同神官小田神右衛門尉社役地、悉押領之事

一神前花摘四人花役免、悉押領、因茲供花斷絕之事

一當宮末社乙咩社々司上總介宅所、以鎮基人數令放火、居所退出之事

一社家各拘之在所、萬免不輸之地、吹毛求疵、非分被申懸、或領地押領、或引取妻子所從、不應分限、以賄賂過物、依致懇望、何茂令窮困之事

取安心院公糺領押
小野莊・岩崎莊
押領

大宮司職所領ヲ
松千代丸ニ讓ル

來繩御玉小野莊
十二名
岩崎莊六名
若宮御菜免

一當大宮司安心院公糺領元重八町地、鎮基被押取之、岐部勘解由兵衛尉給地、被宛行事

一當社御寶味地小野庄十二名・岩崎六名依押領、御神盃并御供方、一圓相止之事

右之外、或人夫被責任、或種々課役被申懸之儀、不及筆端之條、略之、

(天正七年九)
卯月廿八日

宇佐宮一社中

二 宮成公基大宮司職等讓狀

○益永文書
大分県史料二九

讓與

一當 宮大宮司職嫡家一流事

一宮成領在坪付別席所在之事

一正御供田豐後國來繩御玉小野庄拾貳名司事

一同御供田封戸郷岩崎庄陸名司事

一若宮殿御菜免玖町捌段司(爭九)□

一字佐宮中(應)斷職并市町進止事

右、重職云所帶、以松千代丸(丸)可爲人躰、致社役等其沙汰、可勵 神忠者也、仍讓狀如件、

天正十年正月五日

右衛門督公基(宮成)
(花押)

小野莊

三 大宮司宮成公基所領坪付

○宮成文書
大分県史料二四

大宮司宮成公基
所領坪付ヲ注ス

向野郷

一宮中市町在家田畠屋敷荒野山山林等

一同所僧坊寺庵同寺領等

一所長洲。田畠屋敷江河浦濱等

一所三ヶ別納

一所郷分田畠

一所鷹居社同領地田畠

一所小向野村田畠

一所小畑村田畠

一所山ノ下

封戸

一所岩崎六名

一所封戸之弁分三町七段卅弋

一所末宗三町貳段

岩崎六名

一 所脇壹町

一 所佐々禮分三町

(一) 所得富十五町余田有之

一 所西木三町七段卅村有之

(一) 所德滿名三町貳段

一 所得富名十五町同渡辺分四町
玄祐分三町

此外餘田有之

一 所大畠名三町

一 所金粟院同寺領

一 所德滿。名壹町貳段

一 所小猥六段

一 所立石三町村有之

一 所後山分三町同地

一 所小川分同村

一 所同鄉內散在三町六反持地庵分

一 所桑尾分壹町

一 所同壹町五段大通寺分

一 所石井分三町

一 所眞淨院分畠壹町五段

小 野 莊

小野莊

一所行任名壹町八段

一所山村拘

一所末次名貳町五段

一所千壽名壹町

来繩郷内正御供
田小野莊

〔寛等豊後来繩郷内〕
一所正御供田小野庄三十六町

一所同所若宮社司免

當時令進止村之事

一所檜林

一所犬田

一所苜生田

一所山村

一所松崎

一所蟋木

一所犬堀

一所堀副

一所佐々禮

當時與力ニ申談衆

出光 麻生兵庫 長野兵庫 松田主膳 日野地六郎 安倍主水

以上自宮中東

辛嶋郷分

一所上田丸五町余田有之、

一所秋丸三町

一所菊丸五町義統様御判地

一所久包八町同前

一所忌子田壹町

一所散在四段屋敷壹ヶ所

一所若宮殿御菜免拾町

一所光隆寺領散在貳町

一所瀬社社司免

一所乙咩社同社司免依為方角、當時鎮継与力

一所異筆今成名壹町横山

一所平田庄濱方四十町

當時令進止村之事

畠田村 上田村 芝原 葛原 法鏡寺 辛嶋 石田菊丸之内 長田 樋田 大塚 中原

一所田河郡之内、仲津原勾金庄六拾壹町八段廿五代

天正十五年六月三日

右、關白秀吉公、九劾以御動座、天下御治世之時、(宮成)太宮司公(宮成)基以忠儀、令安堵領地也、

(五)心齋圓(花押)

秀吉九州動座ノ
時安堵

小野 莊

付 録

一 宇佐八幡大神宮明細書（抄出）

○小山田家記録
宇佐・國東半島を中心とする文化財

撰社

○首
略

一 攝社

田笛社 島原藩支配地、豊後
國東郡大田村

鷹居社 日田県支配地、當
國當郡上田村

郡瀬社 右同断
樋田村

酒井社 右同断
辛島村

乙咩社 右同断
乙女村

大根川社 中津藩支配地、當國
當郡大根川村

妻垣社 右同断
妻垣村

小山田社 日田県支配地、當
國當郡當村

以上八箇社ト稱ス、

高田社 (若宮八幡社)
岩崎社

田染社
都甲社

- 大本營 日任身支配地、當国
當郡正覺寺村大元山
薦社 中津藩支配地、當国
下毛郡大貞村
奈多社 杵築藩支配地、豊後
国々東郡奈多村
辛川社 日出藩支配地、豊後
国速見郡辛川村
高田社 島原藩支配地、同
国々東郡高田村
岩崎社 同藩支配地、當
国當郡岩崎村
浮殿社 右同断、松崎村
御馬下社 右同断、西
屋敷村
田染社 同藩支配地、豊後
国々東郡田染村
都甲社 右同断、都甲村
由原社 府内藩支配地、同
国大分郡由原村
官幣社 豊津藩支配地、當
国田川郡草場村
大神社 日出藩支配地、豊後
国速見郡大神村
椿社 杵築藩支配地、同
国同郡三井寺村
三桂社 島原藩支配地、當
国當郡下市村
本庄社 豊津藩支配地、當国
筑城郡本庄村
川底社 同藩支配地、當国
上毛郡川底村

付 録

小野 荘

新立社 中津藩支配地、當国
下毛郡白木村

塩屋神社 島原藩支配地、當
国當郡松崎村

略○中

神人

神人

一御杖人 二御杖人 三御杖人

權御杖人 大雜仕 厨家

右、十八歳之時敍正六位上候事

杓取 宮掌 若宮大雜仕

若宮々掌 小別當 廳宮掌

小雜仕 廳本司 水守

權杓取 若宮鎔取 一諸進

二諸進 三諸進 若宮諸進

陣道 權陣道 御裝束所神人

御輿所神人

右、廿一歳之時敍正六位上候事

辛川社々司 三柱社々司 官幣社々司

田染社神主 同社權神主 同社政所

田染社神主

御駈士兼高田浜
檢校
御駈士兼高田莊
檢校

同社官人座 御駈士兼高田濱校(後院方)

御駈士兼高田莊檢校 都甲社々司 同權社司

樂所檢校 同成久 同權成久

伶人 一召次 二召次

三召次 御馬所別當 同檢校

右、廿三歳之時被正六位上候事、就中辛川社司、御馬所檢校等被從五位下候、先蹤有之候事

若宮御馬所別當 同檢校 同神人

執當 一先生 二先生

三先生 御馬下社神主 同番長

同專當 田染社檢校 同諸進

同祝詞主 同權祝詞主 大本山諸進

酒井社御供所乙咩社御供所 妻垣社御供所

御駈士兼高田莊祝部 同棚司 同御供所

同社禰宜 同帶刀先生 御馬下社御供所

薦社御杖人 同供所 奈多社神人

禰宜大夫 權禰宜大夫 浮殿神人

同御鉢所本司 御船頭 江口檢知

付 録

御駈士兼岩崎庄
名主濱檢校

小野庄

總職司	御駈士兼岩崎庄名主濱檢校
大神社々司	同社權社司
同社權社司	同社神人
都甲社御供所	樁社々司
同神人	元花摘
筋籬負	健兒所本司
梶取	市目代
草苜所	柴苜所
封戸郷司	向野郷司
高家郷司	田所
專使	兼官
寺家大工	引頭
杣大工	滿木
番匠	大鍛冶
鍛冶	鋪鍛鍛冶
檜物師	塗師
疊師	土器長
	同住吉社々司
	新立社々司
	同沙汰人
	元堂仕
	權健兒所本司
	番子
	發者
	辛嶋郷司
	下司
	惣大工
	寺引頭
	木屋官人
	權大鍛冶
	大鋸
	鑄物師
	同小長

作手

御物紙工

博士

獅子口附

薦社大工

同鍛冶

同專使

右、近代紋位先蹤無之候事

略○中

(朱方印) 小山田貞夫

○明治初年ノ指出ニカケル。文中「高田庄」トアルハ小野莊(小玉莊トモ)、「高田社」トアルハ高田若宮八幡社ノコトナラン。

二 豊後高田市 (除田染地区・草地地区・都甲地区・吳崎地区・水崎地区) 大字・小字一覽表

高田	大字	小字
御玉、六ツ田、鶴田、嘉十、花堂、井ノ口、雨柳田、草田、坂瀬、一ノ坪、ナノミ、郷ノ内、准門、宮ノ本、櫻、岸本、水取、大小路、西口、中小路、是永町、鍛冶屋町、金谷町、浜町、横町、横山町、宮町、新町、小塩田、花黒、八反田、百堂、姪の川、塩田、北鈴、太郎丸、五反田、金池、秋光、京田、松本、注連卸、大佐、今町、前田、釘元、高角、羽二田、吹頭、堤洲、大新地、山道、浜田、拂ヶ崎、田笛、東前、宗明、吉光、尾畑、文塚、古浜、大三角、新畑、中ノ田、溝北、一町、二反切、八反切、大新開、大溝脇、五反切、竜神地、天神江、稻り塚、江洲、通り松、駒塚、小ノ		

付録

小野莊

木、春日地、古川、小ノ瀬

玉津

中嶋、御玉、玉ノ井、上、下、城合、坂ノ上、野中、遠行、立畑、池田、追手口、本丸、御所園、尾園、権毛、磯、新開、村下、宮ノ下、吹上、横町、平、三角、古道、猿ヶ池、無田、鼻先、白萩、浜、大道、バタ

美和

大久保、白谷、貝持、野内、長畑、屋敷、出口、足たり、野田ノ上、向尾、ダイラ、ユガ久保、貴船、南野田上、延命寺、小久保、ソホヤヤシキ、みつげ、殿屋敷、古屋敷、中尾、野田、取久、藏屋敷、宮ノ本、ズセン、二反田、定白、ホキ、上屋敷、川ノ上、ヒル畑、下屋敷、高野堂、川原、田、川開、堀田、坂坪、シミズクキ、コヲゲ、ムカイダ、谷畑、小石原、野手添、角の町、カン久、其ノ田、貝元、下ノ川、下ノ川出合、前田、羅漢ノ下、糸田、知行寺、舟コテ、久本、深田、竹田、四方木、大坪、鋤先、チセ丸、秋吉、八反坪、御木、沼口、赤田、五反丸、横部、四ノ坪、三原、江ノ本、東屋敷、西屋敷、浦川、新洲、小柳、柿ノ田、船塚、西ノ平、上ケ上、広助、上ケ畑、吹上ケ、地藏下、谷川、前、野地、西久保、屋敷園、西野内、オンヅ、外山、無田、今宮、櫻、宮ノ前、西、後、向、大原、大畑、高山、ソビルガ尾、隠居山、丸尾、鏡谷、助蔵、野中、山田、樋ノ口、下久保、富岡、笹原、山ノ花、赤松平、上ノ地、外ノ地、奥松、山中、浦山、池ノ上、西ノ向、カウタ、西ノ下、向ハキ、丸田、高松、石畑、竹広、宮ノ脇、ウス井、平井、有安、向有安、上ノ平、コンヤ園、中道、コウマ、大田、アシウ、水月、藤田、神田、東ノ本、ミドリ、西吹上、小田、堀田、コハサダ、川バタ、内川原、城屋敷、寺浦、平、井道、神木、門田、猿畑、西園、北天

來
縄

玉、市木、田ノ上、寺山、イブタ、下ノ地

エンゴ、西畑、野地、塔ノ本、池田、サゲス、姫ノ川、貝塚、アンノ下、タノサ、クボ、宮ノ西
横峯、上、向、善知、土尾根、タル玉、小川原、天田、上屋敷、下屋敷、天神下、長泉寺、中殿
南、局、宮ノ前、下ノ田、鬼塚、エモ川、向野、神ノ内、栗山、餅石、一ツ石、夜永、太郎三、小
歌畑、野田、中ノ田、前田、天田前、日ノ本、チンボウス、城光、堀ノ内、長畑、ミサヤ、竹ノ下、
三段、中尾、丸、雲林、ニレ原、原、小松、松木迫、中シマ、千部、シンナシ、コウゴウ石、池ノ
内、道光、平尾、トギイシ、向平、伝城、内平、鍋倉、妙見ノ下、妙見、トウノキザコ、コバ山、
マタケバス、マサゴノ谷、西谷、荒平、市六、両子池、徳間、有隣、徳間御堂、寺ノ前、田原、竹
ノ曲、イバ、両又、両又迫上、北ノ迫、高畑、先徳、羽フタ、ヤツエ、大小庵、井ノ尻、城ノ迫、
水取口、城ノ下、城、井田、泉、宮ノ本、松山、迫掛、平宮本、小山田、夏目、合次、庵養家、四
シマ、東、東宮ノ本、シクリ、学頭前、松永、学頭、ヲソツ、山ノ越、ヘトイ、割掛、ソノ田、重
末、山附、タイ、岩尾、カイ迫、峯、山田、笠松、榎原、大喜庵、大谷、ナキノ、貴船、貴船上、
向平、広利山、中殿、

界

外浜田、下浜田、中浜田、受場、上浜田、長迫、芝山、山ノ本、大溝、牛ノ切、彼ノ丸、瀬戸口、
臺、荒田、假殿、田笛、井樋口、下犬田、田平屋敷、宮山、行本、迫田、三角、小熊、中村、尾片
松田、丸佐、前田、尾崎、千部田、下山、平井、山ノ田、新道、膳々、田部、前畑、大木戸、松本
古本、宮ノ前、茅場、浦山、上作、正田、下正田、平田、小野田、合田、前原、小川、小夜迫、

付
録

小野 莊

亀甲、白鬚、八反田、鳥部、神田、柳町、汐田、矢長、小汐田、餅石、栗山、鍛冶山、千部、向山

鼎

井出口、山サカイ、山中、大木戸、前田、丸、尻深田、野田、広助、田中、川原田、下川原田、長貫、塚ノ元、ヤナ、口田、ハスハ、竹ノ下、尾崎、中ノ土居、畑中、下目平、奥尾根、内山、岩ノ下、上ノ段、山ノ神、下ノ谷、カケナシ、宮ノ上、平原、寺山、上日平、花寺後、花寺平、花寺谷、タタラ久保、常盤久保、妹石久保、稲荷平、サスヲ、上丸尾、池ノ内、池ノ平、池ノ下、向平、ナシカ谷、伽藍林、ニタヲ、日平、大辻、カサ、大屋敷、宮ノ下、宮ノ鼻、一本松、内屋敷、堂山、門十居、田ノ平、西城、上ノ木、寺田、中クキ、塚ワキ、向田、下夕田、ミクリ、流田、スエサ

払田

毘沙門、大道ノ上、イセトウ、百堂、ハヤマ、田ノ平、上田ノ平、下田ノ平、広ク、墓寺、ホキ、其田、古寺、鳥越、中尾、園田、下ホキ、谷、五反畑、中谷、大原、西谷、四反畑、川ノ平、尻ノ丸、野ソイ、早田、ハコハリ、上早田、立花、高イカリ、曲、万田、下万田、コノ本、十ノツボ、柿ノ本、番上田、三十六田、小西、石垣

新栄 (以上高田地区)

塩屋口、池ノ東、下、屋敷、上ノ井、野田、堂、野田平、大平、藤松、大池平、割石、今内、上焼野、大原、前、浦、磯、向田、堂ノ本

森

泉、倉田、秋吉、尻切、平田、伊勢森、麦田、平丸、下ノ川、為成、門田、尾又、瀬戸、三泉、下屋、油田、三ツ門、近峯、繁成、横小路、梶屋、小路、宮本、口戸、高ヲサ、山形、犬吠、恵美、ヨモギ、馬草田、小深田、長貫、見鳥、神田、出水口、松尾、柳本、船形、釣蔵院、大谷、立道、

屋敷、倉所、原、岡、内原、妙見、伊勢堂平、井手ノ口、稲葉、山ノ腰、内山、出平、池本、徳太郎、鳥帽子石、尾迫、城迫、花ノ木原、辻、薬音寺、金田、川東屋敷、徳妙、雨引、清水、上立、中尾、イヤガ谷、ウバガ所、石堂馬場、北ノ迫

佐野

菱毛、欠測、クギ、松本、水流、上殿、中島、ヤモ辺、樋ノ口、五反田、樋ノ本、野添、井手ノ口、城山、平ノ下、彦惣、瓦釜、平原、倉谷、小池原、丸尾、奥ノ平、峯田、新田、中尾、打上り、無田、宮本、鶴、矢原、金敷、山田、東大平、西大平、ツキノ木、内畑、堂覚、源場、勘田原、金平ヲサ、出原、大村、山ノ下、山辺田、深田、西村、堀城、高山田、猪ノ尻、久保田、河内、一ノ井手、ヲツガトウ、小其、上野、池ノ上、イダリ山、一万、笹尾、霧笠、新粥、大畑、塩石、松山城、城一下、上ノトイ、休井場、妙見、阿弥陀岩、華ヶ嶽、吉原、中迫、大山、塩田、峠、右陣、山越、登ヶ尾、大迫、ウスキ、芋畑、ツ、ラ、横畑、前田、北島、中畑、宮裏、尻無、大開、宮原、小田池下、小田、ウソミ、三田平、上屋敷、西川、丸山、西田、下山

小田原

小ヶ倉、川部、一木田、ツル、落水、紺屋、迫、中園、寺山、清滝、芝打、上村、中川原、貝元、ヤクス、鳥井田、桑原、神田、高伏、寺田、深ヶ、石原、今藤、大間、ホキ、高山田、滝ノ下、小今藤、卯月、川面、大道口、大石畑、長オサ、前田、中鶴、平ヲサ、ナギノ、桐山、上ノ山、上ノ迫、倉谷、立道、下ノ平、大平、灰石、後野、米榑、平床、勘久迫、向ヶ迫、ヤ子ノ迫、川傳、北峯、灰高ノ上、十王堂、平原、一ノ谷、石仏、六郎迫、妙子道、草場、櫻山、出口、屋敷、堤、屋敷田、園田、砂川、繩手添、瀬戸口、前畑、飯田、堀城、久保ノ上、向屋敷、野口、中畑、梅田、

小野莊

(以上河
内地区)

山ノ神、石櫃、東屋敷、貴船、城、長田、大仙

○小野莊ノ莊域ハ大字高田ノ字御玉、大字玉津ノ字御玉付近ニ当タルト思ハレルガ、莊域ヲ明瞭ニ画定シ難イタメ、来繩郷ト合載シタ。

○大字呉崎・水崎ハ、江戸時代ノ西国郡代塩屋正義ノ干拓地ニツキ、省略ス。

○豊後高田市域ノ大字・小字調査及ビ訓ミノ確認ハ、当市安藤信郎氏ヲ煩ハシ、スベテ現地ニツキ調査確認シタ現地訓ミデアル。

草
地
莊
史
料

一 豊後國風土記

○来繩郷一号ニ国崎郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚鈔

國埼郡

武藏 來繩 國前(陸) 由染(尾) 阿岐(志) 津守 伊美

○国崎郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 後白河院廳下文案

○益永家記録
鎌倉遺文八五

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以後豊前國浦部拾伍箇庄、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛事、

修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄 大神庄 日出庄

草地莊

仁安院庁下文ニ
任セ國ノ妨ヲ停
止シ浦部十五箇
庄ヲ寺家ニ返付
セシム

草地莊

由布庄〔院〕 伊美庄 岐部庄

白野庄 香〔く〕地庄 竹田津庄

眞玉庄 姫嶋 都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

已〔上カ〕以庄々四至、載久安廳下文之、

勅免莊園

國司藤原賴輔押領
仁安二年重斤下

源季兼押領シテ重病
中原資職八坂庄ヲ停廢シテ頓滅
武士亂入

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀稱、謹檢案内、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖主勅免莊園也、以其所當地利、被宛置恒例佛神事・寺家修理之用向、〔擊敷〕敬于所修之行業、奉貢八幡三所之法樂、奉祈百王十善之寶祚、蓋是依大菩薩御託宣、被定置之事也、仍朝家之崇重勝也、宰府之〔殊脱力〕欽仰無雙也、御領田園雖有〔領力〕。加之儀、全無停廢之人、其中一兩之宰吏、不知子細、聊成妨之時、經奏聞、鳥羽院當院御時、可停止其妨之由、被成廳御下文畢、其度無牢籠、送年序之間、賴輔卿拜任〔藤原〕之後、令押領之處、寺家注子細依訴申、仁安二年重賜廳御下文畢、雖然無指故、猶令國領、送歲月、以彼庄々取出、所被宛置之佛神事堂塔修理修造、併以斷絕畢、於件國御領庄々者、本相折有限之上、全無餘剩、仍失計略、拭〔愁〕。淚歷星霜、當國宰吏之中、令押領此庄々輩、皆以有事歟、所謂、〔原〕季兼朝臣之任、橫押領之處、季兼受重病之刻、自身託宣、忽書怠狀、納寶前畢、其時目代河內權守中原資職、此領之內停廢八坂庄之日、現奇特、於庄塚令頓滅畢、乍見前車之覆、豈無後車之恐哉、咽而又不申此旨者、爲朝家爲寺家、旁有其恐、仍忘憚所言上也、抑兩三年不憚神威、武士亂入之間、壞堂塔而爲薪、破佛像而求寶、打破眉間而取白玉、裂穿御身而伺黃金、其間狼藉難盡筆端、自

餘事以之可被察、委細退可注進歟、又宇佐每三十、跡形之上、彼浦部十五ヶ庄如元不被返付。者、廻何計略、可致其勤哉、件正遷宮巡年已在近歟、自前二十八年、入御杣、檢其材木者例也、年記被定置、舊基已如此、云此云彼、裁定可在今明、若及庭疑者、每事違越歟、爲恐後御勤發、同所申上也、望請 天裁、且依往古寺領理、且任度々宣旨并代々廳下文、停止國妨、如本以拾五ヶ庄返付寺家、勤行恒例臨時神事佛事、令修造堂舍塔婆之破壞、兼。令營勤有限遷宮役之狀、所仰如件、所司宜承知、依件用之、敢勿違失、故下、

後鳥羽院

文治二年四月十三日

主典代式部。少輔正兼皇后宮大進大江朝臣

別當 左大臣藤原朝臣

判官代攝津守藤原朝臣在判

內大臣兼左近衛大將藤原朝臣

皇后宮權大進藤原朝臣在判

大納言源朝臣在判

小納言兼侍從河內權守源朝臣在判

前權大納言源朝臣在判

左少辨藤原朝臣在判

權大納言藤原朝臣在判

勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣在判

權大納言兼右近衛大將藤原朝臣在判

左京權大夫藤原朝臣在判

民部卿藤原朝臣在判

左衛門權佐平朝臣在判

權中納言藤原朝臣在判

左少辨藤原朝臣同

權中納言兼左衛門督皇后宮權大夫藤原朝臣在判

民部權大輔藤原朝臣同

權中納言兼左衛門督藤原朝臣在判

左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣同

草地莊

權中納言〔左兵衛力〕左衛門督藤原朝臣同

權中納言〔兵衛力〕藤原朝臣在判

參議右衛門督兼加賀權守藤原朝臣在判

造興福寺長官參議左大辨勘解由長官兼官遠江權守藤原朝臣在判

右京大夫藤原朝臣在判

內藏頭守藤原朝臣

修理左宮城使左中辨阿波介藤原朝臣在判

修理右宮城使右中辨源朝臣在判

四 石清水檢校祐清〔力〕讓狀

○石清水文書
大日本古文書

檢校祐清〔力〕
所領ヲ讓ル

讓與

處分庄々并屋地等目錄

東山母尼

一 東山母尼

大日寺彌勒寺領

平世正宮領

壇殿女房

一 壇殿女房

八坂下莊

八坂下庄彌勒寺領

新田宮并□□院

權別當棟清

鹽見富高年貢絹拾疋、別進布伍段

攝津國三津寺

島三段在八幡河合

一權別當僧都(旗清)

彌勒寺正八幡宮檢校執行事

不書置證文之外、可令返付寺家庄々、

豐前國

津布佐庄

向野庄

山下保

永用保

豐後國

伊美庄

肥前國

綾部庄

成道寺

養父庄

金剛法眼住清

一金剛法眼(住清)

篠崎庄彌勒寺領

小倉庄同領 桑東西郷正宮領

田中東房宇等

長壽法眼長清

一長壽法眼(長清)

荒津庄彌勒寺領 乙見

石丸兩保

延命律師性清

一延命律師(性清)

草地莊

草地莊

絹富保彌勒寺領

女々御前

一女々御前

草野庄彌勒寺領 糸田庄同 能暹母尼寢殿侍等

寿持姫

一壽持姫

草地莊

草地庄彌勒寺領 護得壽多良野同領

龜姫

一龜姫

日奈土庄彌勒寺領 家田屋々敷等(幸清之 幸定進)

田中女房

一田中女房字万歳

奈良田庄肥前国彌勒寺領 秋月依井庄同領 筑前国

荒田庄正宮領 廻村同 散在田島等在山城国所 注文在別馬

駿河少路屋地 山崎寶積寺西谷林

修理別当法眼宝清

一修理別當法眼(實清)

彌勒寺正八幡宮領庄々

泉本庄彌勒寺領 肥後国 大野井庄同領 豊前国 苅田庄同領 同国

山香庄豊後国

山香莊

正八幡宮領

三躰堂 上小河 栗野南北兩村

私領鎮西

三箇庄

因幡國

瀧房庄

攝津國

木代庄領家并預所職

宮原田參町内

所々房舍 八幡内

家田房宇同敷地 田中房宇同敷地

喜多善法院房地付南馬場屋北泉屋地等 御山上西谷房

寢殿以下具房并同地

京

三條高倉屋地

三條坊門富小路地壹主餘參拾伍丈

仁和寺

紙屋河房地同窪屋地 菖蒲谷山領

散在田畠 在山城國

一曼珠法眼

草地莊

草地莊

平山村正宮領

藥師姬

一藥師姬

大神庄彌勒寺領

日光姬

一日光姬

野原庄彌勒寺領

綾姬

一綾姬

黑土庄彌勒寺領

福王子姬

一福王子姬

祈禱院彌勒寺領

井上庄大和国

南善法院下堂房等同地

甲斐局 得壽姬

一南殿、甲斐局也、同女子得壽姬令讓所々、

大分宮庄彌勒寺領 隅上庄同領

木代庄内少松谷田貳町畠屋敷山林等

八幡角屋地

御山西谷房故尊榮民部房居住、當時入道覺王房居住房也、

南善法院壇上西房地

散在田畠在山城圍

大島貳丁在本券文等

美豆領田畠内大臣通光御寄進當宮領也

八幡善法院地藏堂寺用

因幡局

喜多院所領莊園
・名田・末寺・
末宮・別保等ヲ
注進ス
豊前國五十五箇所

京三條西洞院地三戸主

紀伊國 小川 柴目 七重山 鉾立 長谷村等

一八幡善法院地藏堂寺用等事

供田壹丁六段 不斷念佛衆拾口各貳段可宛之也、

佛性并僧供料等

日向國船曳庄年貢米内參拾斛京定本斗

一千手 因幡局也、

田中屋地

南田井友窓進田柒段

承久二年十二月 日

五 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄蘭名田末寺末宮別保等事

合

豊前國

位登庄六十町

糸田庄百三十丁

草地 莊

草地莊

金國 八町

葛野庄六十町大摘也、

島原庄庄田八町
名田八丁

山田庄并佐留尾百廿町
別符

廣山庄八十町

長命丸八町

日足塚地廿五丁

山下別符廿丁

篠崎庄八十丁

傳法寺

乙見別符二十五丁

吉成八町

時成五町

貫勝國六丁

打々別符六丁

上松別符十八町

池尻別符卅五丁

大野庄五十町

宇原庄田十町
名田十町

大野井庄庄田卅町
名田八十町

黑土庄庄田三十町
名田卅町

田井田庄六町

永用名田廿丁

向野塚地廿町

麻生名田并石丸合五十丁

津布佐庄八十丁

伊田別符百卅町

護濤名田卅町

川島名六町

豆勝國三十町

菊丸名田七丁

荒津別符卅町

日奈土別符卅丁

記多良野別符十三丁

名田

夏燒名田六十丁

入學寺五十丁

同益枝本三十丁成房
末八丁永意

同香丸十丁

少犬丸七丁

法師丸三丁

屋山福丸七丁

澗光清永二百丁

延永名田十丁

今任冊丁

已上豐前國五十五箇所

豐後國

竈門庄七十丁

日出庄五十丁

伊美庄并岐部浦合七十丁
成印

都甲庄九十丁

香地庄三十五丁

草地庄

中觀寺三丁

流未絹富冊丁

全丸六丁

三郎丸五丁

今男丸十丁

菩提院八丁

冲臣今男六丁

光國八丁

富河内二十丁

八坂庄百三十丁

眞玉庄五十丁

大神庄并乃木井合冊町

姫島島

草地庄三十五丁

草地莊

榎隈別符畠

野・片久・波禰

竹田津莊

由原宮

筑前國十四箇所

榎隈別符畠

竹田津庄十四丁

法滿寺三丁

藤尾寺三丁六段

已上十八箇所

筑前國

少倉庄二十五丁

依井庄三十丁

薦田別符六十丁

吉隈

稻田

三郎丸

自在丸

已上十四箇所

筑後國七箇所

筑後國

限上庄七十丁護皇院御佃五十

河合庄三十丁

白野・行久・波禰八十丁

妙覺寺八丁

永興妙法寺十九丁

由原宮

秋月庄五丁

大分宮六十丁内
御佃五十丁

忠隈二十丁

加毛馬

五郎丸

大圓寺三十町

時松

上妻庄十五丁

原田庄五十丁

肥前国六箇所

會利島

已上七箇所

肥前國

島崎庄別院成道寺
八十丁

奈良田庄百丁

千栗宮御佃五丁

已上六ヶ所

日向国三箇所

日向國

船曳庄五十丁

鹽見庄二十丁

已上三箇所

薩摩国四箇所

薩摩國

日置庄

新田庄

已上四箇所

肥後国四箇所

肥後國

泉庄

草地莊

清安

綾部庄三十丁

上養父庄二十丁

惠利青木合七十丁

富高庄廿丁

荒田庄

五大院

野原庄七百丁
實在八百余丁

草地莊

守山莊

已上四箇所

大隅國三箇所

大隅國

正八幡宮

國分寺領薩摩國鹿兒島庄

已上三箇所

惣都合百四箇所

○年次未詳。鎌倉期ト推定ス。

藤崎宮

同東俣庄

六 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

豊後國大田文ヲ
調進ス

御注進狀案 豊後國田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正 在判

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍 裏〔大友類卷〕

謹上 信濃判官入道殿

豊後國直人注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

○中略

草地莊

草地庄貳拾五町 同彌勒寺領、地頭大友兵庫入道殿

○竹田津浦以下省略。國崎郡全文ハ来繩郷一八号ニ取ム。

七 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳ヲ
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領、

公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍(大友類卷)裏判

草地莊

草地莊

謹上（二階堂行忠） 信濃判官入道殿

豐後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

○中略

草地莊

草地莊二拾五町 地頭職大友兵庫入道殿（賴季）

○竹田津以下省略。國東郡全文ハ来繩郷一九号ニ收ム。

國東郡

ハ 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺領諸莊ノ
供米ヲ注ス

庄□取得（カ）□

□供米也、并□殿之供白米也、

竈門庄三斗

大（倉庄カ）□三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

山香庄

石丸四斗

立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地莊

草地庄二斗

眞玉庄五斗近來不弁也、

白乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄□斗

九 沙彌妙佛大神惟遠讓狀

○都甲文書
大分県史料九

都甲庄半分地頭
職等ヲ悔返シ
愼領惟世ニ与フ

草地ノ拂田

覚念山賊シタル
由ノ守護代ノ書

(豊後 国 都甲 庄 半分)
 ふこのくにとこうのしやうはふんのちとう、沙彌妙佛かちきやうの内、(宋 成 色)すゑなりのミやうのてんは
島 山 野 くさんやハ、妙佛か子息まこ四郎入道かくねんニ、ゆつりたふといゑとも、かくねんいちこのゝち
(檢) ハ、かくねんか子息ひこ四郎、かのすゑなりのミやうちきやうすへきよし、妙佛かゆつり狀、せん
(檢) 日ニたひて候といゑとも、(草 地) くさちのようちはらゑたのはるにて、(山 賊) さんそくしたるよし、(當 守 護) たうすこ代
(番 下) より、かきくたしつけられ候あいた、これ程のふたうのものニ、しよりやうをたふましく候へハ、
(卷) せん日の妙佛かひこ四郎ニゆつりて候しやうハ、(反 背) ほうくたるへく候也、(梅) くり返候了、このすゑなり
(惣 領 惟 世) ミやうの、てんはくさんやニをきてハ、(惣 領 惟 世) そうりやうこれよ、ちきやうすへき也、たゝし、かくねん
(女 子 今 井 女 房) か子息にわう・同ねうしいまいのねうはうニ、このすゑなりのミやうの内、(分 色) ふんくニ、てんはく
 妙佛かゆつりて候、これらかふんニをさてハ、たひ候へく候、又まこ四郎入道かくねん、妙佛ニさ

草地莊

三四四

きたちしきよ(死志)のうゑ(傍例)ハ、はうれいニまかせて、妙佛かはからいとして、ゆつり状(目筆)しひつニかきをく
ところ也、爲後日の状、如件、

建武三年六月十八日

沙彌妙佛(天神惟遠)
(花押)

一〇 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

注進

(大友)氏時當知行散在所領所職等事

大友氏時當知行
所領所職ヲ注進
ス

相模國大友郷付延清名

同國三浦(長)坂郷

上野國利根庄号土井出庄

美濃國中村庄

伊勢國塔世御厨北方

越後國紙屋庄

豊後國守護職

同在國司職

同檢非違所惣追捕使職

同稅所職

同國直入郷付田野阿蘇野

同國緒方庄

同國荏隈郷

同國笠和郷

同國山香郷同名田一丸職

同國佐賀關付白村内関宮・佐伯兩庄

同國丹生庄

同國下郡号判田郷

同國草地庄

同國鶴見村

同國朝見郷寶満寺

同國光吉村

同國田原別府半分付岡次松
半分

同國狹間半村

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

同國六郎丸名

同國武藏郷重藤・久吉兩名

同國安岐郷内成久村

同國吉松名

同國日田庄竹田別府半分

同國長野村

同國高國府村

同國八坂下庄若富名

同國大野庄上村半分

同國球珠郡横尾新庄

同國由布院並柳・酒久里・塚原以下所々

同國高田庄

同國三重郷

同國佐賀郷

同國大佐井郷

同國小佐井郷

筑前國香椎社付諸郷

同國大墓村

同國怡土庄

同庄志摩方

筑後國守護職

同國鷹尾別府

同國生葉庄

同國三瀨庄半分

肥後國隈牟田庄預所職付千原
森崎

同國光永吉納新開

草地莊

草地莊

同國下須島

同國合志莊

同國千田莊付重富・永富
兩名

同國山本莊

同國健軍社領

豐前國山鹿西鄉

鎌倉龜谷地壹町先祖墓所
宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所先祖墓所
宿所地等

右、注進如件、

貞治三年二月日

二 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

大友親世當知行
所領所職ヲ注進
ス

（大友）
親世當知行國々散在所領所職等事

相模國大友庄

同國三浦長坂郷

上野國利根庄

越後國紙屋庄

美濃國仲村庄

伊勢國塔世御厨北方

豐後國守護職

同國在國司職

同檢非違使總追捕使職（マ）

同稅所職

草地莊

- 同國直入郷
同國荏隈郷
同國朽網郷半分
同國山香郷
同國臼杵庄
同國佐賀郷付佐賀関并一尺屋
同國寶満寺
同國羈見村
同國田原別符半分
同國六郎丸
同國阿南庄甲斐田村
同國永野村
同國高田庄
同國安岐郷成久村
同國八坂本庄若富名
同國玖珠郡綾垣村
同國日田郡竹田別符半分
- 同國緒方庄
同國笠和郷
同國內梨子畑
同郷立石村付鬼丸名
同國丹生庄
同國下郡号判田郷
同國野田村
同國草地庄
同國狭間村半分北方
同國都甲庄半分
同國泉名
同國隆國符村
同國武藏郷重藤名付久吉名
同郷吉松名
同國由布院並柳・酒久里・塚原・荒金・天間・荒木・山崎・石松・貞恒
同國横尾新庄
同國大野庄上村半分

草地莊

草地莊

同庄 堀池名

同國光吉村

同國小仲名

同國八坂下庄歲田村

同國柴山村

同國須々原異國警固
要害所

筑後國三瀦庄半分

同國岩方村

同國千田庄

同國山本庄

同國合志庄

菊池武光兄弟并庶子
跡各半分

同國伊倉庄同前
北方

同國高木東西同前

日向國守護職

豐前國山鹿西鄉

肥前國財部村

同國大佐井鄉

同國戶次庄切畑名

同國丹生津留村

同國馱原村

筑前國香椎社領付諸鄉

同國怡土庄

同國鷹尾別符

肥後國隈牟田庄

同國光永吉納新開

同國健軍庄

同國下須嶋

同國關入道跡生葉庄
替地

肥前國佐留志村同前

同國伊佐早郡內宇木小次郎
宗像八郎長野跡同前

同國宮崎庄

同國光成名八町

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

以上

右、注文如件、

永徳三年七月十八日

(裏書)

「爲後證所封裏也、

丹後守判」

一三 久保親千書狀

○永弘文書
大分県史料四

草地庄内五郎九郎給所ノ事ニツキ証文等ノ借用ヲ申入ル
岐部方押領分

其已後、細く可申承候之處、依旁取亂、無其義候條、非本意候、兼又草地庄内事にて候、五郎九郎給所の事ニつゝて、申子細候哉、御懇得御意候よし申候、誠ニ畏入候、仍彼證文等、少く借給候、祝著候、同候者、有分を悉借給候する事、可爲祝著候、用過候者、可返進申候、殊岐部方押領分のせうせき、惣庄□塚の事共、委しるし候證文候者、得御意候する事、可爲御芳志候、(以下礼懸) □ □
候、此題目具ニ□□て候、一途候者、此方に□□(を)いて御用所事、かい分□致取合候、委曲五郎九郎より可申候間、令省略候、恐く謹言、

四月廿八日

(久保) 親 千 (花押)

田染殿 御宿所

草地 莊

三 大友吉統安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

父安部祐清抱分
ヲ安堵ス
草地莊五貫文

父右馬助入道祐清抱分長利内記跡、入田郷之内六貫分、草地之内五貫分、津守之内浮免十貫分、其
外浮免所之坪付、別紙在之事、任相續之旨、領掌相違有へからす候、謹言、

(天正十九年)
六月十六日

(大友)
吉 統 在判

安倍久三とのへ

付録

一 豊田高田市草地地区大字・小字一覧表

大字	小字
草地	<p> <small>呉尾</small> 杖野、<small>入津田</small> 入津田、<small>大坪</small> 大坪、<small>尾園</small> 尾園、<small>古川</small> 古川、<small>門屋敷</small> 門屋敷、<small>向屋敷</small> 向屋敷、<small>堂ノ上</small> 堂ノ上、<small>下原</small> 下原、<small>ヤケノ</small> ヤケノ、<small>新田原</small> 新田原、<small>中尾</small> 中尾、<small>請場</small> 請場、<small>巡追</small> 巡追、<small>鞍地</small> 鞍地、<small>中島</small> 中島、<small>小園</small> 小園、<small>松ノ内</small> 松ノ内、<small>田中</small> 田中、<small>馬場園</small> 馬場園、<small>徳常</small> 徳常、<small>台</small> 台、<small>新池</small> 新池、<small>倉迫</small> 倉迫、<small>野畑</small> 野畑、<small>宇道</small> 宇道、<small>深</small> 深、<small>迫</small> 迫、<small>出水口</small> 出水口、<small>大池</small> 大池、<small>兵助谷</small> 兵助谷、<small>イハノ</small> イハノ、<small>鏡谷</small> 鏡谷、<small>蓑添</small> 蓑添、<small>比沙門</small> 比沙門、<small>鳥ケ平</small> 鳥ケ平、<small>大迫山</small> 大迫山、<small>割石</small> 割石、<small>寺山</small> 寺山、<small>カキノ</small> カキノ、<small>ノ</small> ノ、<small>追</small> 追、<small>屋敷</small> 屋敷、<small>涼石</small> 涼石、<small>平</small> 平、<small>辨畑</small> 辨畑、<small>新幸</small> 新幸、<small>上松</small> 上松、<small>立ノ上</small> 立ノ上、<small>一心塔</small> 一心塔、<small>転石</small> 転石、<small>大谷</small> 大谷、<small>大谷日平</small> 大谷日平、<small>寺山</small> 寺山、<small>寺</small> 寺、<small>山辻</small> 山辻、<small>ボタ迫</small> ボタ迫、<small>イゲ平</small> イゲ平、<small>道端</small> 道端、<small>タデ原</small> タデ原、<small>カゲ平</small> カゲ平、<small>高鼻</small> 高鼻、<small>ヤブノ下</small> ヤブノ下、<small>迫ノ奥</small> 迫ノ奥、<small>丸山</small> 丸山、<small>久木原</small> 久木原、<small>笹平</small> 笹平、<small>大谷山</small> 大谷山、<small>高尾</small> 高尾、<small>野越</small> 野越、<small>横道</small> 横道、<small>黒谷</small> 黒谷、<small>大畑</small> 大畑、<small>柳谷</small> 柳谷、<small>狐石</small> 狐石、<small>広畑</small> 広畑、<small>日平</small> 日平、<small>久保</small> 久保、<small>小谷</small> 小谷、<small>カシドノ迫</small> カシドノ迫、<small>貴</small> 貴、<small>大谷山</small> 大谷山、<small>船元</small> 船元、<small>カヤバ</small> カヤバ、<small>殿道</small> 殿道、<small>堂岸</small> 堂岸、<small>貴船</small> 貴船、<small>小深田</small> 小深田、<small>鳥越</small> 鳥越、<small>四反田</small> 四反田、<small>西家</small> 西家、<small>水操</small> 水操、<small>堂面</small> 堂面、<small>西ノ辻</small> 西ノ辻、<small>三笠山</small> 三笠山、<small>宮ノ谷</small> 宮ノ谷、<small>東</small> 東、<small>貝本</small> 貝本、<small>市坪</small> 市坪、<small>青緑</small> 青緑、<small>遠見石</small> 遠見石、<small>焼野平</small> 焼野平、<small>山内</small> 山内、<small>狗ノ下</small> 狗ノ下、<small>賀籠</small> 賀籠、<small>中屋敷</small> 中屋敷、<small>殿道平</small> 殿道平、<small>上ノ平</small> 上ノ平、<small>畑越</small> 畑越、<small>ビハノ首</small> ビハノ首、<small>藤原</small> 藤原、<small>池ノ下</small> 池ノ下、<small>上屋敷</small> 上屋敷、<small>大迫</small> 大迫、<small>狗ノ平</small> 狗ノ平、<small>梅迫</small> 梅迫、<small>僧ヶ谷</small> 僧ヶ谷、<small>米山</small> 米山、<small>柄杓谷</small> 柄杓谷、<small>下ノ平</small> 下ノ平、<small>長九郎谷</small> 長九郎谷、<small>山ノ下</small> 山ノ下、<small>石原</small> 石原、<small>塩浜請</small> 塩浜請、<small>塩浜</small> 塩浜、<small>渚</small> 渚、<small>陳外</small> 陳外、<small>北平</small> 北平、<small>丸尾</small> 丸尾、<small>ミンダ</small> ミンダ、<small>谷</small> 谷、<small>上ノ内</small> 上ノ内、<small>前畑</small> 前畑、<small>西</small> 西、<small>西京</small> 西京、<small>花仕切</small> 花仕切、<small>尻無</small> 尻無、<small>宗ヶ谷</small> 宗ヶ谷、<small>棚田</small> 棚田、<small>大平</small> 大平、<small>ウド</small> ウド、<small>実盛</small> 実盛、<small>釜石</small> 釜石、<small>芝上ノ谷</small> 芝上ノ谷、<small>芝影平</small> 芝影平、<small>小山</small> 小山、<small>広町</small> 広町、 </p>

草地荘

うちしおた、
うつしんでん
内汐田、
おしおた
大汐田、
こしおた
小汐田、
しもやしき
下屋敷、
くほ
久保、
はる
原、
ひらぞ
平所、
かみのたん
上ノ谷、
もとのお
外ノ尾

都甲莊史料

一 豊後國風土記

○本文省略。來繩郷一号ニ国埼郡全文ヲ掲グ。

二 倭名類聚鈔

國埼郡

武藏 來繩 國前(備) 由染(臣) 阿岐(安) 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 長安寺木造太郎天像胎内銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財
豊後高田市大字加礼川

(頭部背面、墨書下同)

太郎天像ヲ造立
ス

豊前講師

天台僧圓尋中禪坊歳 三十八

長五尺僧義暹歳 五十
豊前講師覺成坊三

都 甲 莊

都 甲 莊

三五四

屋山太郎惣大行
事

屋山太郎惣大行事

大治五年□歲次庚戌二月十五日戊子奉造、

御木巳時同年三月

十八日庚午時午尅造了、

僧勝智哀智坊

年四十九

〔鉢部背面上部刻木〕
不動尊作□□觀〔十九〕

一此尊大日如來化身花臺

久成佛〔以本願故為〕如來使者

執持務二□□〔明〕中阿路

〔ア一〕〔種子〕矜四字三〔世諸佛皆從〕此四秘

密應現三身菩提樹□□〔下〕魔成佛

是寂定不動義三神王常住火生三

昧〔ラン〕〔種子〕字智火燒一切障成大智火

四現童子形身卑肥滿表上承佛勅

給使行人下衆生〔九〕□〔種〕雜類者

」

(鉢部背面要部刻木)
「五頂上有七莎髮」(卷)(後)(卷)□□

七覺分法輪六左(重)□一弁

□表(髮)一子慈悲七額有波

文形如水波表懷念六

道隋多思八閉左一目

開右一目表掩蔽左

道令入一乘九下齒上

右臂下臂外翻出表慈

悲力用令怖魔羅十緘

閉其口表滅衆生生死戲

論語風十一右手執(劍)(表)□□

殺害生現三(樂)(毒)(領)□□(腦)

十二左手持索表繫(縛)□衆

生不降伏者以利惠

」

(鉢部背面下半身刻木)

(菩提)

「釵斷惑業命引并至十三喫行人殘食表瞰食盡衆生未來无習氣(天)

十四安坐大盤石表鎮衆生重障令不傾動(德)(使)□成淨并心妙高山王

都 甲 莊

十五〔色〕苞醜青黑表調伏相十六奮迅忿怒表威猛相

十七遍身迦婁羅炎表智火金翅鳥王噉〔惡〕食惠毒有情龍子

十八變成俱力迦羅大龍〔總〕繞劍表智龍火劍摧滅〔伏〕九十五

種外道龍火也十九變成二童子給使恭一名

矜迦羅恭敬小心者表隨順正道二名制吒迦難

調伏者共語惡性者表順違道者稽首聖无動摩訶

奴王極大慈悲心愍念有情者

」

〔頭部正面上半部〕

「〔種子〕」

〔林部正面上半部〕

「知我身者、即身成佛、

長我說〔善〕□、□大智慧〔善〕

見我身、發菩提心〔善勝力〕

聞我名者、斷惑修善」

〔林部正面上半部〕

「僧經秀・僧成力・僧智〔樂〕□・僧〔平〕□圓・僧順日・僧貞〔久〕□

三郎藤〔德〕□□□

宇佐行包

内藏重行

上毛大子

清原五郎

藤原則宗

内藏是近

秦是恒

并奉造人覺義歲二十一

宇佐行包加持年廿五

〔字義〕
僧大藏

□□成末八十四・内藏重行・僧德

尼法妙・尼妙〔號〕・大子・僧〔佛〕

御前檢校 神□
尼七十三・上毛大子五十二・僧快暹〔助〕

并 妻殿
僧朝日・上中子四十二
僧良範・僧
□父大子五十・清原五郎十二
僧源範・僧
僧

阿闍梨僧經舜定惠坊
五十四年
僧尋助圓光房四十

僧行・僧龍石〔尊〕
僧圓力

僧尋四十九・僧石順
僧珎禪・

正六位藤原朝臣則宗四十九〔結果〕

藤原・沙彌寂

僧經暹
内藏是近・同近末

僧公嚴頓覺房
秦是恒・正六位藤原則貞

僧覺印密藏坊
内藏是貞・僧定譽

僧證賀文義房
僧快尋・藤原大郎冠者

都 甲 莊

都 甲 莊

(註部左脇部小別木)

「僧□勝」

僧永勝・僧見譽」

三五八

紀中子 安部氏

字佐氏 惟宗氏

大神氏 酒井氏

藤原氏 上毛氏

紀末次

(註部側面右脇部別木)

「僧神禪・紀氏中子・僧林賀六郎・安□氏大子(部) 藤原氏大子・上毛成

僧神應・僧神敬・字佐氏大子・惟宗氏大子 秦是貞 僧勢順・僧智□

字佐氏大子・大□朝臣利道・良秀・神行・覺禪・酒井氏大子・同氏□

藤原正延三十六・上毛氏・藤原里平 僧覺與

紀末次・字佐安利 仁順・成資・頼滿・行仁 僧□□・僧暹實

僧神要・字佐氏・大神氏・僧重嚴・能一・僧頼祐二十三・僧中實房

僧勝万・應賀・清原久末・僧公勝・僧□祐・僧□□

○「不動明王立印儀軌修行次第」ト校合スルニ、可成リ脱字アリト。ナホ「平安遺文」金石文編ニモ収録ス。ハ、内八同書ニヨリ註ス。

長安寺銅板經銅宮銘

○平安遺文金石文篇 豊後高田市大字加礼川

銅板經ヲ奉納ス

(大板第一葉裏針書)
「金剛佛子神永

イトイミ、

コイソ

クロ

犬子

ネコ

コネコ

僧嚴智

僧印嚴

僧辨仁

紀乙王

万歳

惣一切衆生 今兒

大中臣大子

比丘尼

中子

紀乙王

大中臣大子

六郷分新銅五百九十領

石清水惣別當
暹意六百八十領

大坂第一番表別格

一六郷分新銅五百九十領

保延七年辛酉四月廿八日始之、
同年九月十四日供養畢、

新銅六百八十領石清水惣別當
暹意

都 甲 莊

都 甲 莊

大 中 臣

藤原太子
紀中子

(同裏)

大 中 臣 六 子 同 中 子

大 中 臣 中 子 藤 原 太 子 紀 中 子

大 中 臣 久 道 僧 覺 嚴

大 中 臣 太 子

(小板第一葉裏刻銘)

「十一面觀音

六 郷 山 屋 山

鎮 西 豐 後 國 六 郷 御 山 屋 山 廿 巳 勸 進 金 剛 佛 子 尊 鏡

(小板第二葉裏刻銘)

「僧源増

紀 重 永 作 紀 長 雅

秦 氏 四 子

宇 佐 宮 御 馬 所 檢
校 紀 重 永 作
紀 長 雅 秦 氏

○ 紀 重 永 ハ 宇 佐 宮 御 馬 所 檢 校 ナリ。

五 彌 勒 寺 留 守 所 下 文

○ 都 甲 文 書
大 分 県 史 料 九

(端裏書)

「ところの在げ

田ふみ

都甲荘内石丸垣
廻領田三町ヲ免
除ス田・糸田・
屋敷田・糸田・
門田

寺々留守所下 都甲荘

可早免除、石丸垣廻領田參町事、但屋敷田三段、補田一町
糸田一町、門田七段

右件領田、於寺役者、可勤仕由、所令申請也者、可令免除之狀、下知如件、不可違失、以下、

永曆二年三月廿七日

目代平 (花押)

目代平某

(裏書)
「ころう殿」

○奥裏ニ切封墨引ラシキモノアリ。

六 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書
太宰管内志下

序分本山

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗文中山(分)十箇寺 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

寺・黑土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應曆寺・補陀落山千燈寺・横城山東光寺

流通文末山(分)十箇寺 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・峨眉山文珠仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・參社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺 辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西蓮山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺

都甲荘

都甲莊

中山分末寺

末山分末寺

寺・海見山來迎寺・^(遷)蓬花山富貴寺・清瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・稻積山慈恩寺・日野山岩脇

寺・鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・隨求房

中山分末寺 大滿房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺・毘沙

門多寶院・丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺 上品寺・願成就寺・虛空藏寺・淨土寺・金剛山報恩寺・吉祥寺・貴福寺・杉山ノ瑠璃

光寺

○モト続書キ。今便宜項目ニヨリ改行ス。本文書ノ年代ニハ疑問アルモ、シバラク通説ニ從フ。

七 後白河院廳下文案

○益永家記録
鎌倉遺文八五

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

任安院庁下文ニ
止シ浦部十五箇
莊ヲ寺家ニ返付
セシム

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以豐前國浦部拾伍箇庄、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛事、^後

修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄

大神庄

日出庄

由布庄

伊美庄

岐部庄

臼野庄

香「く」地庄

竹田津庄

眞玉庄

姫嶋

都甲庄

都甲莊

累代聖主勅免莊園

草地庄

山香庄

藤尾寺

已^(上脱カ)以庄々四至載久安廳下文之、

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀偶、謹檢案内、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖主勅免庄園也、

略○中

後鳥羽院

文治二年四月十三日

主典代式部^{少輔}。正兼皇后宮大進大江朝臣

○「別當左大臣藤原朝臣」以下院司二十八名署判略。全文ハ草地庄三号ニ収ム。

ハ 大神家實讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

大神 いへさね、つしん^(脱カ)て、ゆつあたふる、

てハク^(田原)ならひに、ちとう^(地頭職)のせうくの事

あり、ふこのくにみろくしのこりやう、^(靈後國弥勒寺御願)とこの御しやう

みきくたんのてハク、いへさねかせそさうてんのしよりう也、^(ん脱)しかるを、いへさねしつしもたぬに

よりて、にふのわうたふくたしやうといへとん、^(他復他姓)るさへもんよりけなうして、ちやくしにたつるに

よりて、とこ^(都甲庄)うのしやうのちとう^(地頭職)のせうく、ならひニいはまるかみやうてん、^(石丸名出)ゆつわたす事しちな

り、

他腹他姓

壬生王ヲ嫡子ニ
立テ都甲莊地頭
職ヲ讓ル

都甲莊

山香郷つねミチ
名田

にしハかきる、はらみたのにしのたに、
きたハかきる、いまかくらのみを、

ひうかしハかきる、くのさか、みなミハかきる、おゝかはら、

つほにおきてハそのかくれなし、とちやうにみえたり、

一やまかのつねミチかミやうてんの事
(遠見郡山香郷)

おなしうちなり、たゝしわうせちやうのとき、いへさねかために、おろかにあたらハ、ならひ

のしやうの人く、ひはうとあるへし、
(罪 送)

つねみちかみやうの田はくちのしるしふミ、ほくきようにあひそへたり、
(マ)

しやうちくわねん十二月六日
(正 治 元 年)

ちとう大神 在判

九 都甲莊辨濟使八多某宛文案

○都甲文案
大分県史料九

(端裏書)
「辨分證」(文案カ)

宛下 丹治光貞所

相伝下作人丹治
光貞ヲシテ都甲
莊弁分ノ地ヲ下
作セシム

可早任古作跡、下作都甲御(庄)□辨分田畠等(手)□

冠山七比一段六十(斗五升代) 同十八坪五段一斗五升代

同十九ノ二段一斗五升代 同十六ノ四段一斗五升代

荒宇

已上田壹町貳段六十卜 屋敷畠一所字荒宇

右件田畠等者、往古弁分之地也、而仍（依）爲光貞重代相傳之下作人、任道理旨所令宛下也、早令下作、且有限御年貢米、不致未進令辨濟、且公私雜事、無懈（意可力）令勤仕狀、如件、此條庄官等子細如件、

建曆二年十一月 日

都甲辨濟使八多 在判

件田畠等、依辨濟使所之仰、所□□之下作之由、度々令奉加判了、而尙重所賜御下文也、仍可令光貞耕作之事、以往申狀如此、仍者百姓等各加署之、

地頭大神 在□判

公文檢校大法師

在□判

地頭・公文加署

10 前大僧正慈鎮所領等讓狀案

○華頂要略
鎌倉遺文一九七四

（端裏書）
「慈鎮和尚建曆目錄青龍院二品親王被記之、」

○首注
記略

慈鎮所領ヲ朝仁
親王ニ讓ル

讓進
門跡相傳房領等事

無動寺

○中
略

都 甲 莊

都 甲 莊

三昧院

○中略

常壽院

○中略

法興院

極樂寺

桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔平方庄

坂西庄

砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保 付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、如形年貢可沙汰也、

淡輪庄

六郷山

三尾社

西山往生院○割注略

持佛堂常燈領○割注略

大懺法院寄進領

六郷山

略

六條法印寄進庄

略○中

大乘院領

略○中

右、已上寺院・領所・房舍・聖教、併讓進

朝仁親王已訖、其中少々領家職之間、有遺言旨、無指過意者、不可有相違歟、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰含御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

密宗事○割
注略

顯宗事○割
注略

世間雜事○割
注略

建曆三年二月 日

前大僧正 判

一一 都甲莊預所大法師某下文案

○都甲文書
大分県史料九

追下知

都 甲 莊

都甲莊

有貞逃亡跡

有貞逃亡御庄内之間、彼跡ヲ光貞雖請取、未耕作以前、其所當米ヲ懸光貞致責之間、弁濟之由歎申條、事實ハ不便之次第、速有貞丸光^{貞ニシテ}彼所當代ヲ可返与、又々四段五段田、同可致沙汰之狀、如件、

下 都甲庄沙汰人等

可早宛行弁分田都堵丹治光貞、□畠等之事

壹町貳段六十分并屋敷畠一所字荒字

右光貞者、往古重代相傳之弁分田堵也、然而代々辨濟使、依阿賂、致無道沙汰、他人令宛作之條、不當之子細也、速如本以光貞爲作人、御年貳貢以下雜事等、雖事無懈怠、可令致沙汰之狀、所仰如件、

建保二年六月 日

預所大法師 在判

三 都甲莊造字佐假官料米徵符

○永弘文書
大分県史料三

(備置書)
一 承久三年

粮米徵符 都甲庄

都甲御庄

切進承久二年造假官料米徵符事

名々御年貢米内
ヲ以テ造假官米
ヲ徵ス

弁濟使阿賂ニヨ
リ他人ニ宛ツ

田堵丹治光貞ニ
荒字田畠ヲ宛行

石丸・正清
用松・是末
包吉・元得
得成・光行
弁分・恒永

合

石丸四斗六舛 正清八斗三舛
用松一石一斗三舛 是末五舛四合
包吉二斗 未進七舛 元得一石
得成四舛 光行一石二斗
弁分八舛七合 恒永之合
た在弁

已上五石

右、庄家御倉依無納米、名々有御年貢米内、切進狀之如件、

承久三年三月十五日

三 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

豊後國六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄

權律師豪隆寫自筆帳

都 甲 莊

田所代(花押)
公文(花押)
下司(花押)
辨濟使源(花押)

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

注進

豐後國六鄉滿山谷々別院灵寺窟佛事神事等將軍家御祈禱卷數目錄事

本山分

本 山 分

- 一 後山石屋○中略
- 一 伊多井社○中略
- 一 吉水寺○中略
- 一 津波戸石屋○中略
- 一 大折山○中略
- 一 鞍懸石屋○中略
- 一 高山寺○中略
- 一 間戸石屋○中略
- 一 喜久山○中略
- 一 不動石屋○中略
- 一 大日石屋○中略
- 一 辻小野寺○中略
- 一 大谷寺○中略
- 一 知恩寺○中略

惣山

惣山

屋山寺

一屋山寺、本尊千手觀音、阿彌陀三尊、不動尊、年中勤修正月會自正月一日至、修二月會自二月一日至、舍利、有舞樂二月十五日、百座仁王經會正月八日、大念佛自九月十三日同、法華不斷經十月十八日同至、曼荼羅供季別勤八座問答講、天台大師供十一月廿四日動也、佛名經十二月廿三日、月並往生講勤之每月十五日、觀音講

每月、月次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、每季一日轉讀大般若會、請僧季別廿人、每季百座仁王會、一夏九旬不斷供花、二季御祭五節供等、法華問答講一座五問每月廿八日、轉讀大般若經一部請僧廿人、并法華八講請僧八人、小立義十問堅者注記合十二人、廿三日一日一夜勤之、今始御祈禱長日轉讀大般若一帙、仁王講一座、觀音經三卷、件勤等滿山現德器量撰之、

中山分

中山分

長岩屋

一長岩屋、本尊觀世音菩薩、年中勤修正月會自正月四日至、修二月會自二月一日同至、三ヶ日夜大念佛自十一月一日、一夏九旬之間、不斷供花、七月十五日布薩、一日轉讀大般若會請僧廿人、法華不斷經自十月廿八日同、修問答三十講請僧廿人、天台大師供十一月廿四日、佛名經十二月廿七日、月並勤藥師講每月、觀音講每月、日次勤初後入堂讀誦經典、不動行法一座、藥師經十二卷、觀音經卅三卷誦之、六所權現於御寶前二季祭、今始御祈禱長日轉讀大般若一部、仁王講一座、

一龍門石屋、本尊千手觀音、仙室年中勤修正月會正月五日、一夏九旬不斷供花、月並勤觀音講每月、六所權現於御寶二季祭、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、一虛空藏石屋略

龍門石屋

都甲莊

三七一

都 甲 莊

一 黑土石屋 略 中

一 四王石屋 略 中

一 小岩屋山 略 中

一 大岩屋 略 中

一 夷石屋 略 中

一 西方寺 略 中

一 千燈岩屋 略 中

一 五岩屋 略 中

一 岩殿岩屋 略 中

一 枕岩屋 略 中

一 銚子石屋 略 中

一 瀧本岩屋 略 中

一 大嶽寺社 略 中

末 山 分

一 兩子仙 略 中

一 小城山 略 中

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄、如斯、仍顯宗學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘妙典、僧佛賢、

末山分

密教佛子者、堀八幡尊神、六所權現社檀、唱神咒、備法味、初學者、學人聞菩薩舊行、巡禮一百餘所巖堀、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御息延命、御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

安貞二年五月 日

日小寺主法師某

權都維那大法師某

都維那大法師某

權寺主大法師某

寺主大法師某

權上座大法師某

上座大法師某

權別當大法師某

權別當大法師某

執行兼權別當大法師某

六郷山衆徒御中

○全文ハ求繩郷一ノ号ニ収ム。

二四 將軍藤原賴經家政所下文

○都甲文書
大分県史料九

將軍家政所下 豐後國都甲庄住人

可令早左兵衛尉大神惟家、爲地頭職事

右人、任養母尼眞阿彌陀佛今日日讓狀、可爲彼職之狀、所仰如件、以下、

都甲庄地頭職ヲ
大神惟家ニ安堵
ス

都甲庄

都 甲 莊

三七四

嘉禎四年七月廿八日

案主左近將曹菅野

令左衛門少尉藤原

知家事彈正忠清原

別當修理權大夫平朝臣(北條時房)(花押)

左京權大夫平朝臣(北條泰時)(花押)

一五 都甲莊地頭大神惟家申狀(折紙)

○都甲文書
大分県史料九

都甲御庄地頭左兵衛尉大神惟家中、

欲殊任譜代相傳例、蒙御免許、往古屋敷堀内等事

往古屋敷堀内ヲ
免許セラレンコ
トヲ請フ

件條、當庄者、是惟家先祖左近大夫經俊朝臣開發之私領也、然間自八代相承以來、於件屋敷堀内等者、前々檢阜之時、全以不被向馬之鼻、爰當去年辨濟使刑部丞行房、稱有京都之御下知、無左右被遂檢阜事、難堪之次第也、如此之屋敷堀内、爲領主之得分、蒙御免許事、先例傍例也、而限惟家一身、有(以下折悉)限例免之堀内、無故何可預御勘返哉、就中惟家奉爲 領家、不致指不忠、敢無其過怠、何故可蒙御不審哉、尤垂御賢察、且依舊跡、且任申狀理、件屋敷堀内、如元爲蒙御免許、勒子細言上如件、

寬元元年五月 日

左兵衛尉大神惟家上

〔裏花押〕
「都甲」

「(裏花押)」
云々ノアタリ。

一六 北條重時書下

○都甲文書
大分県史料九

都甲地頭兵衛尉被訴申古屋敷事、以折紙令入見參候之處、如狀者、有其謂敷、且爲地頭之身、自餘庄官等不可見習之、於地頭分古屋敷者、如元可令計免之由、所被仰下候也、存其旨、可令免除之狀、如件、

寛元〇年五月廿六日

〔北條重時〕
平(花押)

辨濟使用刑部丞殿

一七 屋山寺院主僧應仁讓狀

○長安寺文書
太宰管内志下

應仁重代相伝職
並ニ田島所從等
ヲ妻化太子ニ讓
ル

後ハ山口太子ニ
讓ル

僧應仁謹辭 讓與重代相傳職並田島所從等事
在加禮河内云云、屋敷惣六箇所、所從云云、

右、當山惣領院主職代官、並田島所從等、應仁相傳知行之領職也、而於今者、化太子依爲年來之夫妻、相添本公驗次第證文、限永年所讓與實也、全不可有他妨、但後者山口太子、無異讓所讓與、仍

都甲莊

有限佛神事者、守打札之文、無懈怠、可致勤行之狀、如件、

建長七年歲次乙卯十月六日

屋山寺院主僧應仁判

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。

一八 六波羅探題大番役覆勘狀

○都甲文書
大分県史料九

都甲惟家代惟親
院御所西面大門
大番役ヲ勤仕ス

豊後國御家人都甲左衛門尉惟家、大番役六ヶ月、於 院御所西面之大門、以五郎惟親令勤仕候了、
以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

弘長二年正月九日

左近將監北条時茂（裏花押）

進上 平三郎左衛門尉殿

一九 大神惟家所職讓狀

○都甲文書
大分県史料九

都甲莊地頭職ヲ
惟親ニ讓ル

左衛門尉大神惟家謹辭、

讓與 豊後國都甲庄地頭職并田所職田畠山野等事

在四至東限久乃坂
西限原田下三塚 北限南限大河
今狩藏御尾

右件所職者、惟家代代相傳之所職也、而嫡子彌四郎左衛門尉惟氏仁、先年之比、雖與手繼之狀、器

器量不足ニヨリ
梅還ス

量不足之間、梅還其狀、今玉良古衛門原惟親仁 子才詔文仁子良耳翁一夫 木匠三糸ノ身 匠ラ
代、所讓與實也、全以不可有他妨、仍爲後日、券契之狀、如件、

弘長二年四月十九日

左衛門尉大神(花押)

三 大神惟家所職讓狀

○都甲文書
大分県史料九

(通裏書) (カ)
「□いへ」狀二通

さゑもん(左衛門對)のせう大(大)か(神惟)のこれいゑ、つし(辭)んでしす、

ゆつりあたふ(豊後)、ふこのく(都)ニ、とこうしやう(地頭職)のちとうしき、ならひ(田所職)にたところしき、てん(田山)はくさん

やらの事(野等)

あり、ひんかし(東)ハか(限)きるく(南)のさか みなみ(限)ハか(限)きる大かは

にし(西)ハか(限)きるはらへた(限)のにし(限)のみつゝか

きたは(北)か(限)きるいまかく(限)らのみぞ

みきくた(全脱立)の所(職)しよく者、これいゑ(私)たいくさうてん(領)の所(私)しくしりやう也、四らうさへもん(手)のせうこ

れうちか(催氏)、ゆうさ(幼弱カ)く(カ)なりしニ、いよ上(カ)これいゑ(カ)ゆ(カ)し(カ)ニ立(カ)しの事(カ)も(カ)にありとて、つ(手)きを(手)してとら

せたりか(たりしかどもカ)とん、せうち(カ)きやうし(カ)つ(カ)へ(カ)き(カ)きりやう(カ)な(カ)き(カ)ニよて、くりか(梅返)へして、きりやう(カ)あるニよて、

五らうさへもん(手)のせうこれちか(カ)ニ、たいく(關東)のくわんと(カ)う(カ)の御けち、ならひ(手)ニおこせうもん(手)ニ、て

都甲莊

惟氏ニ讓ルモ器
量ナシ

都甲莊地頭職以
下ヲ梅返シ惟親
ニ讓ル

自筆謄状

つき^(継)あひくして、ゆつりわたすところしち也、ゆつり^(伏)上ハとらせたりとゆ^(心)へとん、かさねてこれい
ゑかし^(自筆)ひつ^(二)ニて、ゆつりをはぬ、よて^(伏)せう^(ん)上^(ん)くたのことし、

こうち^(盆)やう^(長)三ねん十一月廿一日

さえもん^(一)のせう
をか^(一)のこれいゑ

(花押)

二 六郷山年代記

○長安寺文書
太宰管内志下

九州惣国牛死シ
屋山ニオイテ析
禱ス

文永^(元)子年九孛自筑前牛倒亂、惣國牛死、依之六郷山衆徒先達八百三十人、於彌山、大般若三千部、
仁王經一萬卷、而御祈禱相叶、施米一萬石、青銅壹萬貫出之、

三 沙彌西迎^(大神)惟家^(大神)證狀案

○都甲文書
大分県史料九

ところのちとうしき、あま^(厄)こ^(御)せのをん^(前)ふかき^(二)によて、かくゆつるとゆ^(心)へとん、のちハ五らうさへも
ん^(惟)これ^(愚)ちかニ、い^(二)所も^(二)さま^(二)た^(二)け^(二)す、た^(給)ふ^(給)へ^(給)く候、このせう^(九)こうあるたニも、けうやうのこゝろさし
をしきやめて候也、かへすく、このせう、たかへさせ給ふへからず候也、

ふん^(文)江^(永)る五ねん八月九日

しや^(沙)み^(弥)さい^(西)いかう^(迎)在判

都甲荘地頭職ハ
後ハ惟親ニ譲ル

都甲莊地頭職ヲ
妻女ニ譲ルヲ
東ニ上申ス

都甲莊地頭職次
第ヲ注ス

三 六波羅御教書

○都甲文書
大分県史料九

豊後國都甲庄地頭職、被讓妻女由事、承了、可被申關東敷、仍執達如件、

文永五年八月廿日

(北条時輔)
散位(花押)

(北条時茂)
陸奥守(花押)

都甲左衛門入道殿

二 都甲莊地頭職次第注文

○都甲文書
大分県史料九

(編纂書)
「ところの庄地頭次第注文」

豊後國內都甲浦地頭職次第等事

初開發 源經俊 宇左近大夫

次大神貞正 經俊女子夫

山香郷司 字八手四郎郷司

次大神貞門 貞正男 山香郷司 經俊嫡孫

次大神貞家 貞門男 同郷司 經俊玄孫

都甲莊

都 甲 莊

三八〇

次大神家忠

貞家男
同郷司

次大神家實

家忠二男
字都甲四郎

次大神惟家

家實男 八十生去^(マ)了、

右、經俊開發領掌之後、自貞正請次以來、至于惟家、敢不交異性他族、無相違、所^(マ)令知行來也者、注進如件、

三 都甲莊地頭職次第注文

○都甲文書
大分県史料九

(編纂書)
「とここのちとうのたいく」

都甲莊地頭職次第ヲ注ス

豊後國內都甲浦地頭職次第等事

初開發 源經俊 字左近大夫

次大神貞正 經俊女子夫

山香郷司 字八手四郎郷司

次大神貞門 貞正男 經俊嫡孫
山香郷司

次大神貞家 貞門男 經俊玄孫
同郷司

次大神家忠 貞家男
同郷司

次大神家實 家忠二男
字都甲四郎

次大神惟家 家實男

右、經俊開發領掌之後、自貞正請次以來、至于惟家、敢不交異性他族、無相違、所令知行來也者、
注進如件、

三六 都甲莊地頭職次第注文案

○都甲文書
大分県史料九

都甲莊地頭職次第
第ヲ注ス

とこうのちとうのしたい

左^(匠) 大^(志) 藤^(藤)
さこんのたいふみなもとのつねとし

つきにやつての四郎かうし^(八手) ^(貞) さいたまさ

つねとしのむすめのをうと^(夫)

つきに三郎四郎かうし^(龜) ^(貞) さいかた

つねとしのむすめのこなり、

つねとしにハうまこなり、

つきにさい^(貞) たい^(家) ゑの^(郷) かうし^(司)

さいかとのかうしのこなり、

つきにい^(家) ゑ^(忠) た^(郷) の^(司) かうし

さいたいゑのかうしのこなり、

都甲莊

つきにいゑさね、(家 惠) ところの四郎(郡 甲)

いゑたゝのこなり、

つきにこれいゑ(惟 惠)

いゑさねのこなり、

このあひたへ、(真 筆) またくくさきよりの、(惟 惠) ところをしりたることなし、

「つきにこれちか(真 筆)

これいへかしそく」

三 尼道忍所領護狀案

○都甲文書
大分県史料九

都甲荘地頭職及
田所職ヲ五郎惟
親ニ譲ル

たうにんつゝしんてしす、(道 忍)

ゆつりあたうる、(郡 甲) ところのしやうのちとうしき、(地 頭 職) な(らひか) にたんところ、(田 所) ミやうくさんやてんは

くの事

そへしんすし大せうもんら(次 弟 証 文 等)

みきくたんのところへ、(故 左 衛 門) こさへもん入道の、(元 祖) せんしよさうてんのしりやうなり、(匠 師) しかるを、(同 じ 九) うなし

こけといひなから、(後 文) 五十よねんあひそひて、(忠 愛 九) ちうあひふかきにて、(忠 愛 九) ゆ(口) ゑるとゆへとも、(季) けう

やうのこゝろさしふかきにて、(惟 親) 五郎これちかに、(惟 親) したいせうもんをあひそへて、(永 忠) いやうたいをか

筑前國鳥飼濱陣
ニ於ケル蒙古人
合戦ノ忠節ヲ関
東ニ注進ス

蒙古人合戦勲功
ニ就キ尋沙汰ノ
タメ代官ヲ進メ
シム

なにかあしからずして、思ひあひてすくへき也、よてゆつりしやう、くたんの事□、

ふんゑい十ねん十月廿三日

たうにん 在判

三六 鎮西東方奉行所書下寫(折)

○都甲文書
大分県史料九

蒙古人合戦事、於筑前國鳥飼濱陣、令致忠節給候之次第、已注進關東候畢、仍執達如件、

文永十一年
十二月七日

頼 泰

都甲左衛門五郎殿

折紙也、此状志通、油布院平村之善左衛門、依所望、本書写置進之候、都甲市兵衛惟信遣之、

元禄十五年二月三日

〔折返書〕
「東方守護所御書下蒙古合戦事」

三九 鎮西東方奉行所召文

○都甲文書
大分県史料九

蒙古人合戦勲功事、重有御尋子細、爲御注進、今月拾日以前、可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、恐々謹言、

都 甲 莊

都 甲 莊

建治元年

十一月六日

眞 玉 又 二 郎 殿

伊 美 兵 衛 二 郎 殿

都 甲 左 衛 門 五 郎 殿

(小田原)
景 泰 (花押)

三八四

三〇 鎮西東方奉行所書下(折)

○都甲文書
大分県史料九

蒙古人合戰事、去年大畧注進言上候畢、而猶其時御奉公之次第、不日委可注給候、仍執達如件、

建治元年

十一月廿三日

(天友)
頼 泰 (花押)

蒙古人合戰ノ事
ニ就キ再度注進
セシム

(異筆)

「到来同年十二月七日」

都 甲 左 衛 門 五 郎 殿
(雀觀)

「折返編書」
「東方奉行所書下 ところを」

三一 鎮西東方奉行所召文(紙折)

○都甲文書
大分県史料九

蒙古合戰事、爲尋沙汰、不日可召給代官候、恐々謹言、

(異筆)

「到来廿二」 建治三年六月十五日

(天友)
頼 泰 (花押)

蒙古人合戰ニ就
キ尋沙汰ノタメ
代官ヲ召ス

都甲左衛門五郎殿

〔所及端書〕
「東方奉行所召文」

三 某裁許狀案

○都甲文書
大分県史料九

一 同致其責、可令進濟、文永十年・十一年貳箇年分下司・田所兩名未進事

文永十・十一年
兩年分下司田所
兩名未進ヲ進濟
セシム

右、兩名分貳箇年所當、未進五十餘石也、寄事於左右、猥致對捍之間、依被觸申、武家雖被下六波羅殿御教書、僅上最少之用途、所殘マツ多之間、於庄家可致其辨之由、乍出請文、于今未究濟云々、沙汰人・辨濟使殊加沙汰、件兩年分未進遂結解、同念可令進濟也、若猶及遲怠者、沙汰人・辨濟使、共以不可遁其科者也、

下司門田・補田

一 下司門田并補田間之事

右、件子細、去年 治五年七月具雖被□、猶下司・田所等、不能鉸用敷、將又辨

三 大神惟親所領讓狀

○都甲文書
大分県史料九

都甲庄地頭大神惟親謹、

都甲庄半分地頭
職等ヲ嫡子大神
惟遠ニ讓ル

讓與先祖相傳私領田畠等事

都甲莊

在豊後國都甲庄半分地頭職并田畠山野次第證文等事

四至坪付、有本券(流尾)但あらをのちきかさこハ、龜房にたふへし、

右、件地頭職并田畠山野等者、大神惟親先祖相傳私領也、しかるを、大神四郎惟遠(通)敵子とあるによて、限永代讓るところ實也、但末子等に思あつる所、任讓狀旨、ふんたんにして、あんとせさすへし、たかいにこのてう、一事もいらんあるへからず、末子等も、讓狀旨をそむいて、たふんといふとも、他人にも與、貴所高家にも、寄進せんともからにおいてハ、一分も不可知行、可有敵子沙汰、敵子又末子等かわうしやくおまふりて、若讓狀旨おそむきて、非法をいたさハ、其科可有、合戰のならい、惟遠若事あらハ、依爲敵孫、さかはうに、讓わたすへしところ實也、不可有後日妨狀、如件、

弘安四年四月十日

大神惟親(花押)

三三 大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

豊後國分異國降伏御夏、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎月可致進上卷數候、仍執達如件、

六郷山別當執行御中

沙彌(大友頼泰カ)

異國降伏祈禱ニ
關スル關東御教
書ヲ施行シ卷數
ヲ進上セシム

○年月日ヲ欠ク。

三 某施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏御祈事、守關東御教書之旨、且致慇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

○差出書ヲ欠ク。豊後守護大友頼泰ノ発給ナラン。

三 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

將軍家御祈願所豊後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

本山分 後山

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部每季、奉講讀仁王經百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、
奉講法華八講問答講、

吉水寺

○中略

都 甲 莊

異國降伏祈禱ヲ
行ヒ勤行次第ヲ
注進セシム

關東御教書・守
護施行ニ從ヒ將
軍家御願円満異
國降伏祈禱ノ卷
數目錄ヲ上ル
本山分

都甲莊

三八八

辻小野寺

略○中

大谷寺

略○中

知恩寺

略○中

中山分
屋山

中山分 屋山

長岩屋

七箇日不動行法毎月、轉讀大般若經一部毎季、壽命經一千卷、講讀仁王經一百座、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、一日一夜御神樂二季、

長岩屋

小岩屋

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部毎季、奉講誦仁王經一百卷毎季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、

小岩屋

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部毎月、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座毎季、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

夷山

略○中

末山分

干燈山

略○中

末山分大嶽寺、豐後國鎮守

略○中

兩子山

略○中

小城山

略○中

橫城山

略○中

右、任關東御教書并守護所御施行之狀、或詣六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、滿山住侶各凝一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御(皇弟)延命、御願圓滿、異國征伐由之狀、如件、謹言、

弘安七年九月 日

六郷山執行法橋因位在裏判又裏資判

○全文ハ末繩郷一六号ニ収ム。

都 甲 荘

三七 異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱每
月卷數及山々
勤行次第ヲ記ス

異國降伏御祈禱毎月御卷數、山々勤行次第目錄

正月・七月、後山吉水轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月知恩寺仁王講一百座、

二月・八月、屋山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月横城山仁王講百座、

三月・九月、長岩屋轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月辻小野寺、大谷仁王講百座、

四月・十月、小岩屋轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月夷山仁王講百座、

五月・十一月、千燈山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月大嶽山仁王講一百座、

六月・十二月、兩子山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、

○年月日、差出書ヲ欠ク。原本統書キ。右ノ如ク改ム。

〔廢文〕 右筆三浦或部少輔重胤

天文十八年己酉八月吉日

〔傳〕 任寺□壽了

持主森木安藝守

三六 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事

彌勒寺喜多院領
庄園・名田・末
寺・末宮・別保
寺ヲ注進ス

豊前国五十五箇所

豊前國

○五十五箇所中略

豊後国十八箇所

豊後國

竈門庄七十

八坂庄百三十

日出庄五十

眞玉庄五十

伊美庄并岐部浦

合七十成印

大神庄并乃木并合卅町

都甲庄

都甲庄九十

姫島島

香地庄三十五

草地庄二十五

榎隈別符島

臼野・行久・波禰八十

竹田津庄十四

妙覺寺八丁

法滿寺三

永興妙法寺十九

藤尾寺三丁六段

由原宮

已上十八箇所

筑前國

○十四箇所中略

筑後國

都甲庄

都 甲 莊

○七箇
所中略

肥前國

○六箇
所中略

日向國

○三箇
所中略

薩摩國

○四箇
所中略

肥後國

○四箇
所中略

大隅國

○三箇
所中略

惣都合百四箇所

○全文ハ草地莊五号ニ収ム。

三九 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案 豊後國田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國大田文ヲ
調進ス

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

脚力 菊正 在判

略○中

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

沙彌道忍 裏一

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千三百三拾八町内

略○中

都甲郷七十町

都甲郷柒拾町 同彌勒寺領、地頭御家人都甲左衛門入道西迎跡、同左衛門五郎惟親法師、法名

寂妙、左衛門次郎惟房方者、守護所傳之、

○香々地郷以下省略。國崎郡全文ハ来繩郷一八号ニ収ム。

都 甲 莊

四〇 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳ヲ
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領公
田領家・領所(マ)・地頭・辨濟使等交名之事

略○中

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

(二階堂行忠)

(大友頼孝)
沙彌道忍 裏判

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・珍珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

略○中

都甲莊七拾丁

字佐彌勒寺領、地頭都甲左衛門入道物迎跡、子息五郎左衛門惟近相續云々法名、寂妙、
舍兄四郎左衛門惟信依無足參守護云々、

○香地郷以下省略。国崎郡全文ハ米繩郷一九号ニ取ム。

都甲莊七十町

肥前國鷹嶋蒙古合戰ノ抽賞ニ預カラン事ヲ請フ

關東御教書ヲ施行シ異國降伏ノ祈禱ヲ致サシム

四一 沙彌寂妙大神惟親軍忠狀

○都甲文書
大分縣史料九

(通稱書)
「鷹嶋蒙」
「申狀 弘安三年」

豐後國御家人都甲左衛門五郎大神惟親法師法名寂妙謹言上、

欲早任傍例、預御注進、蒙抽賞、去弘安四年後七月七日肥前國鷹嶋蒙古合戰事

右蒙古凶徒、着岸肥前國鷹嶋之間、馳向當國星鹿、彼七日巳時寂妙渡當嶋、於東濱依致合戰忠、寂妙

子息四郎惟遠令分取畢、其上郎從三郎二郎重遠被疵、旗差下人一人彌六末守被疵畢、此等之次弊、

同國志手筑後房圓範・上總三郎入道實名不知、所令見知也、早預御注進、爲蒙抽賞、恐々言上如件、

弘安九年三月 日

(自署)(大神惟親)
「沙彌寂妙(花押)」

四二 沙彌某施行狀

○六郷山文書
大宰管内志下

豐後國分異國降伏御祈ノ事、去月三日關東御教書案、如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎日可致進上卷數候、仍執達如件、

正應四年三月八日

沙彌判

六郷山別當執行御中

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。尚「沙彌判」ハ宛所ノ次ニ記スモ、本文ノ如ク訂正ス。

都甲莊

都 甲 莊

三九六

四 沙彌寂妙大神惟親著到狀

○都甲文書
大分県史料九

(端裏書)
「到來□□五 廿□日 守□」

關東騷動ニ依リ
都甲寂妙着到ス

豊後國御家人都甲左衛門五郎入道寂妙、依今月三日關東早馬騷動間、同七日令馳參候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶謹言、

(永仁元年)
正應六年五月十日

(証明)
「承了、

(鎮西探題北条兼時)
「花押」

四 沙彌寂妙大神惟親讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

(端裏書)
「しやくめうゆつりのあん」

都甲庄半分地頭沙彌寂妙謹

讓與 先祖相傳私領名田島等事

在、豊後國都甲庄地頭職但半并上石丸已下名田島山野等事

副渡

關東御下文已下開發相傳次第證文等

都甲庄半分地頭
職等ヲ嫡子大神
惟遠ニ譲ル

右、件地頭職并名田畠山野等者、寂妙先祖相傳之私領也。而婦子大神怕送^{四郎}、村畠關身^一、從^一文已下次第證文等、限永代所讓與也、但惟遠一期後者、雖爲何之子、守器量、可令御公事子息仁、爲四郎惟遠之計、可讓與之也、仍爲向後證據讓狀、如件、

永仁元年九月廿五日

沙彌寂妙 在判

執山衆別當神領 在判

四 鎮西北條下知狀

○都甲文書
大分縣史料九

豐後國都甲庄一分地頭左衛門四郎惟遠^{代カ}重氏申、當庄内榎迫葉付畠妻夫石以下山^{野カ}等事

都甲庄内畠地山野等ニ関スル正
清惟重ノ訴訟ヲ
棄捐ス

右、同庄住人正清彌次郎惟重、爲惟遠、被押妨彼畠地山野等之由、就訴申、尋下之處、惟遠參對^{之カ}、惟重爲訴人下國之間、雖遣日限召文、依不及散狀、以竹田津又二郎長親、尋問違背實否之處、如執達惟重代惟宗今年正月十五日請文者、惟遠背祖父^口、寄事於德政、依致押妨、番訴陳之刻、惟重他行之間、惟宗帶舉狀可明申之由、雖載之、不參之上者、難通^{難カ}溢^力之咎、仍所被奇捐惟重^奇、訴詔^愁也者、依仰下知、如件、

永仁七年六月二日

前上總介平朝臣^{北条實政} (花押)

都甲庄

四六 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書
太宰管内志下

屋山例講谷役ヲ
配分ス

六郷屋山例講谷役配分注文

正月(靈仙寺)八夷山・長小野役、

二月(兩子寺)八兩子山・丸小野、

三月(神宮寺)八大嶽山・見知・小城山・毘沙門拂、

四月(無動寺)八小石屋山・別當御役・横城山、

五月(長安寺)八屋山、

六月(大谷寺)八長岩屋・執行御役・辻小野・大谷、

七月(慈恩寺)八後山智恩寺・稻積・高山・懸樋、

八月(本松房)八黒土・大岩屋・梶山、

九月・十二月(靈應寺)八先達、

十月(千燈寺)八千燈山・清淨光寺・鞍懸、

十一月(靈龜寺)八吉永・津波戸・間戸・大折・長副、

嘉元二年九月 日

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。

四 六郷山執行三位房圓然怠狀

○都甲文書
大分県史料九

(端裏書)
「六郷山執行三位房圓然狀」

六郷山執行円然
都甲地頭職以
下ニ関スル非論
ヲ止ム

豊後國都甲庄地頭職以下田畠所職等事、圓然爲訴人、雖番訴陳候、論人妙佛出帶之狀明鏡上、相傳當知行于今無相違候間、於向後者、圓然之沙汰止了、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

嘉元四年二月十一日

六郷山執行圓然(裏花押)

進上 御奉行所

(裏花押) ○「無相違候」
了」ノアタリ」
(裏花押)

四 都甲莊地頭職相傳系圖并某裁許狀案

○都甲文書
大分県史料九

(端裏書)
「方進系圖書」

豊後國都甲庄地頭職相傳系圖

左近大夫恒俊(尊)開発本主 女 貞門 貞家 家忠 家實 惟家(法名)西迎

都甲庄地頭職相
伝系圖

都甲莊

都甲莊

尼道忍

西迎後家
當地頭職道忍一期知行
沒後被、不殘段步、惟親可。知行由、
西迎讓狀并置文等ヲ惟親仁書与畢、

僧圓仁

六郷山執行、永仁四年他界、
自西迎手割分當庄内
寺田三段讓得之、

僧圓然

當執行、「今訴人」雖
自嘉元三年始而致訴訟、
願自科、

惟親

(近) 都甲五郎左衛門尉
就。西迎讓。自文永五年
地頭職一円知行無相違、而
以永仁元年他界畢、

惟遠

法名妙佛
自惟親手、地頭職讓得
當知行、今論人、

惟氏

四郎左衛門尉

円然ノ訴訟

父子二代五十一年ノ後謀訴ヲ致ス

円然自科ヲ願ミテ沙汰ヲ止ム

右、如圓然訴訟此、當職者、自祖母道忍之手、圓仁讓得之、自圓仁之手、圓然傳得之由、掠申之、如妙佛陳者、道忍此一期領主也、隨而。惟親知行三十八年、惟親以後妙佛知行十三ヶ年、父子二代知行五十一年之後、致謀訴之上者、非御沙汰限、將又道忍手繼、自雖爲實正、不足證文之由、番訴陳之處、圓然願自科、止彼沙汰之旨、令進怠狀於公方之上、重書與如然之狀於妙佛之條、備進之狀分明也矣、

德治二年三月 日

兜

鎮西北條下知狀

○都甲文書
大分県史料九

宇佐彌勒寺留守

宇佐彌勒寺留守禪達代幸貞與、都甲四郎入道妙佛相論、豐後國都甲庄地頭職事

禪達卜都甲惟遠
卜ノ地頭職相論
ヲ止ム

右、就訴陳之狀、欲有其沙汰之處、如禪達□□廿三日狀者、當庄下司職者、禪達就本跡令訴申處、妙佛等、備御公事所見狀等之間、應御事□□止訴訟云云、此上不及異儀者、依仰下知、如件、

正和二年六月十六日

前上總介平朝臣(北条改題) (花押)

五〇 鎮西北條下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

一分領主尼正覺
代重顯ノ訴へ

(端裏書)
□□ころきやう御けち
□□丸御けち乃あん

宇佐宮□□二分領主尼正覺代重顯申條々

一國豊後國安岐郷住人都維那師知行分、同郷秋丸名内田七段事

一同郷住人大塚左衛門次郎入道知行分、同□□内田七段事(郷カ)

一同郷住人朝來野彌二郎知行分、當名内田□□段事(三カ)

右件田地者、往古神領、花光進止之地也、而彼都維那師等押領之上、任興行之法、可被糺返之由、

訴申間、今□□月一日仰都申左衛門次郎入道妙淨、下召符之處、如妙淨六月十三日請文者、相觸都

維那師・左衛門次郎入道・彌二郎等之處、不及散狀云々、(起請之詞略之)者、違背之背難遁、然則於彼田地

花光進退領掌ス
ベシ

者、如元爲私領、花光可進退維掌之、

以前條々、依仰下知、如件、

都甲莊

都甲庄

正和二年七月十二日

前上總介平朝臣 在判
(北条政顯)

四〇二

五 鎮西北條 御教書

○北長藏文書
大分県史料二

香地庄内ノ地ヲ
神鎮ニ渡付セシム

宇佐彌勒寺所司神鎮・神世申、豊後國香地庄内當寺東寶塔供料田三町六段事、重訴狀如此、就神領興行之篇、被裁許之處、河越河内權守重方代算賀不鉸用云々、早莅彼所、守下知狀、可沙汰付神鎮等、若不事行者、載起請之詞、可令注申也、仍執達如件、

正和三年九月十九日

前上總介 (花押)
(北条政顯)

眞玉孫四郎殿

都甲四郎入道殿

都甲四郎入道

五 鎮西北條 御教書案

○都甲文書
大分県史料九

豊後國都甲庄雜掌申、當庄弥石丸・又弥石丸・四郎丸・近成・是貞・松行名以下事、訴狀二通如此、早彼地爲武家領歟、將又爲本所進止否、尋究可注申也、仍執達如件、

正和四年十月廿四日

左近將監 御判
(北条政顯)

都甲庄弥石丸以下武家領タルヤ本所領タルヤヲ尋究メ注申サシム

八坂五郎殿

眞玉孫四郎殿

○奥裏下方縫目ニ、花押左半分ラシキモノアリ。

五三 都甲莊雜掌正圓・正俊等重申狀

○都甲文書
大分県史料九

(備裏書)

一 都甲庄雜掌進訴狀 元應二八十三

八幡宇佐彌勒寺御領豐後國都甲庄(雜カ)正圓・正俊等重言(上カ)

欲早被任領家恩補實、停止源氏女非分押領、如元可爲領家進止由、蒙御成敗、近成・是貞・四郎丸名等間事

副進

二通 御教書案内當進一通 彼名田者、下地為武家領歟、為本所進止否、可尋究申事

一通 氏女系圖件名田領家祇候人 被恩給由事

領家祇候人行法
建長年中ノ恩給
行範息女源氏女
都甲惟國ニ嫁ス
夫ノ威ヲ募リテ
押領ス

右名田昌者、領家祇候人刑部入道行法、爲當庄所務被差下之時、被建長年中恩給畢、行法死去之後、子息加賀房行範奉公之間同前也、而彼息女源氏女、任父祖之例、可致奉公之處、相嫁彌五郎(都甲)惟國當庄下司之後、募夫威奉忽緒領家、令押領件名等之間、可停止之由、依訴申之、被經御沙汰、番一問答之處、不終沙汰之篇、令下國之間、雖被逢難澁之御沙汰、猶有御不審歟之間、仰使節八坂五

都 甲 莊

氏女自由請文陳
狀ヲ捧グルモ一
言ノ支証ナク領
家進止疑ナシ

郎親盛等、就被成兩度下地糺明之御教書、如氏女謀陳狀者、四郎丸・近成・是貞名主云々、此條承
伏畢、自元、爲領家一圓進止之地上者、無氏女異論歟、隨而不出帶一紙之狀、不勤仕武家御公事之
條、不可殘御不審者哉、就中如彼御教書者要取、四郎丸・近成・是貞・松行名以下事、訴狀如此、彼
地爲武家領歟、將又爲本所進止否、尋究可注申也云々、仰使節等有御尋之處、雖捧氏女自由請文陳
狀等、不備進一言之支證之上者、領家進止之條、不可有豫儀者也、同謀陳狀云、於當名者、爲武家
御進止之地、有限關東御公事等、任地頭催促、令勤仕之條、先規也云々取證、此條奸謀申狀也、爲武
家御領者、何隨下司等之所勤、可令勤仕御公事、實令勤仕武家御公事者、號一分之領主歟、不然
者、預各別御下文之由、可令言上之處、無陳方之間、爲名主、相從地頭之旨令申之條、爲眼前虛誕
之上者、非御沙汰之限哉、此上者、領家進止之條、不相貽御不審者也、同陳狀云、於武家御所見
者、帶持關東代々御下文等掲焉云々取證、此條不足言謀陳也、有御下文者、可出帶之處、無其儀之
條、奸曲之至、不足指南之上者、此等次第、宜仰上裁者也、所詮於四郎丸以下名々者、如載先段、
領家祇候人行法并行範等、爲恩給之條、無其隱之上、且任氏女承伏之旨、於下地者、如元被返付于
雜掌後、至彼氏女年々押領物者、任員數可糺返之旨、爲蒙御成敗、重言上如件、

元應二年八月 日

○紙縫目裏ニ花押アリ。

西 沙彌妙佛大神惟遠讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

豊後国都甲莊半
分地頭職等ヲ四
郎惟世ニ譲ル

亡父ノ讓狀ニ依
リ惟世ニ惣領職
ヲ給フ

惣領ノ命ヲ背カ
ンモノハ不孝

沙彌妙佛謹ゆつり與、

在、(蓋後國都甲)ふんこのくにとこのの庄半分地頭職、ならびニ名田畠さんやらの事

四至(本卷)ほんけんニ見ゆ、

右、件地頭職ならびニ田畠さんやくわうやらハ、はうふしやくめうのでよりゆつりゑて、妙佛たう
ちきやう、さをいなきち也、しかるをいまにきてハ、四郎惟世ニ、くわんとうたい(東代)の御くた
しふみらをあひそへて、ゑいたいをかきて、ゆつりあたふるところ也、たし(子供)こともあまたありと
いへとも、御(公事)くうしきんしの事、きり(器量)やうのこをもて、ゆつりたふへきよし、はうふのゆつりにの
せらるゝあひた、四郎惟世(惣領)そうりやうしきを、あてたふところなり、(惟正)これまさ(惟清)これきよらハ、め
ん(不考)のゆつりしやうをたひをはんぬ、かれらそうりやうのめいニしたかひて、くわんと(東)う御くう
しいけ、きんしすへし、そうりやうのめいをそむかんニをいてハ、ふけうたるへきあひた、そうり
やう申候て、御くうしをきんしすへし、又り(領家)やうけのねんくらハ、てんしゆのいしゆニしたかひて、
めん(能兼)にさたをいたすへし、又あるいハ、そしらのな(田主)かにより、一もんのな(蓋應)かよりも、たひつ(能兼)の
ゆつりありてせうして、いさ(謀)かも、しさいを申さんともからにをいてハ、ほうしよのさいくわニ、
申おこなうへし、又そし(庶子)のゆづりニ、もるゝところの田畠さんやらにをきてハ、そうりやうのしん(進)
たいたるへき也、仍爲後ゆつり狀、如件、

元亨四年貳月廿三日

(天神惟遠)沙彌妙佛 在判

都 甲 莊

五 鎮西北條下知狀

○藥丸文書
大分県史料二

字佐彌勒寺長講神文申、豐後^(國)都甲庄所課佛性米事^(聖)

都甲庄一分地頭
妙仏ヲシテ弥勒
寺仏聖米ノ對捍
ヲ停メ未進ヲ究
濟セシム

者、當庄一分地頭都甲左衛門四郎入道妙佛、元亨元・貳兩年佛聖米拾貳石^{每年六石}對捍之條、無謂云々、仍度々雖尋下無音之間、以眞玉孫四郎惟氏重^(科力)之處、如執進去年十二月五日妙佛請文者、神文申佛性米事、返抄帶持之、以子息惟清可言上云々者、妙佛去年十二月捧自由請文、于今不參、巨遁難^(科力)澁^(科力)之上、致辨帶返抄之由、自稱之間、爲恒例所課之條、勿論欺、然則遂結解、有未進者、可究濟焉者、依仰下知、如件、

元亨四年五月十六日

修理亮平朝臣^(英時)
^(花押力)

五 沙彌妙佛大神著到狀

○都甲文書
大分県史料九

依京都御事、關東御使下向之間、豐後國御家人都甲四郎入道妙佛、令參上博多、且罷入着到、且在津仕候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨四年十月十九日

沙彌妙佛^(大神進遊)
(裏花押)

京都ノ事ニ依リ
都甲妙仏博多ニ
着到ス

道一 宿名子乃

(証明) 承了

(北家臨時) (花押)

五 神官池永重頼紛失狀

○野中文書 大分県史料八

小松雜掌淨心ノ
濫妨ヲ停メ紛失
ラレニ証判ヲ与エ
ラレン事ヲ請フ

右、當名等者、重頼亡父重晴、得本主信阿号尊幸之相傳領掌之條、近憐傍庄皆以無其隱、隨而次第(卷)證文明白也、而去元應二年之北(比)、小松御雜掌淨心、無謂當名等監妨之間、立于神憐於代官、訴申于領家之處、不相待彼落居、所請取文書等、抑留之、令逐電畢、其子細、且當宮神官社僧并近憐諸(卷)人、所有存知也、仍證文抑留之段、神憐請取以下書狀炳焉也、次當名等相傳知行條、云領家御代官公賀・淨心・豐房并梶取友信等年貢催促狀、云鎮西御教書・社家御下知・御書下等、領主所見、不及御不審者也、次久用名事、代々相續之條、所進證文等明鏡也、然則至于將來、帶彼兩名證文、有望申輩者、爲盜犯人、可被處罪科也、仍爲後代證驗、申請御證判、爲全領知、以解、

嘉曆三年六月 日

次第不同

(証明大神惟房卷) 一文書事承了了、

(漢書、以下同) 「太官司公景專使 けいの八郎」

大神經 房 (花押)

「かやつの又三郎」 大家郷司藤原久明 (花押)

久用名

大家郷司

都 甲 莊

- 「いまつの又四郎入道」
沙 彌 眞 佛 (花押)
- 「ひろつの小太郎」
上毛郷司田部忠通 (花押)
- 「いまのほんくわう太郎」
御前權檢校神叟 (花押)
- 「きりゐのまんところ大夫」
惣 辨 官 永 氏 (花押)
- 「こものやしろつかさ」
少 宮 司 重 次 (花押)
- 「はしうつの六郎二郎」
辨 官 明 正 (花押)
- 「みやさこの
あみつすのあしやり」
阿 闍 梨 神 祝 (花押)
- 「ともゑたの孫次郎」
字 佐 宗 世 (花押)
- 「かぎせの又二郎」
御馬所檢校藤原能範 (花押)
- 「はやしの九郎二郎」
字 佐 頼 茂 (花押)
- 「一松前擬少宮司」
前擬少宮司重郷 (花押)
- 「社司重継子息
弥二郎」
御薦社擬大宮司重經 (花押)
- 「からしまかうし」
辛 嶋 郷 並 久 (花押)
- 「おやまた四郎大夫」
小山田社司貞世 (花押)
- 樂所惣檢校久貞 (花押)
- 樂所檢校有世 (花押)

高家郷司

都甲拂田

下毛荘田所

○「ところのはらいたさいしやう別當」ニヨリ掲グ。

都甲荘

〔彌太郎大夫〕

前惣辨官實俊〔花押〕

〔高家まごさへもん〕

辨官清正〔花押〕

〔おさかのひせんの法橋〕

〔嫡子みちせん太郎〕

供僧祐慶〔花押〕

〔おさの御せんのけんけう〕

御前檢校神宗〔花押〕

〔高家郷司〕

辨官清言〔花押〕

〔うさみやてらののうたい〕

〔尊晴次男ひせん太郎〕

供僧神喜〔花押〕

〔はしつつのあかみの三郎〕

辨官兼厨別當盛勝〔花押〕

〔はへたの新少宮司親輔〕

〔嫡子五郎〕

御馬所檢校字佐身輔〔花押〕

〔ところのはらいたさいしやう別當〕

別當祥全〔花押〕

〔うさのこせうちのすけのあしやうり〕

宮寺供僧神乘〔花押〕

〔しもつみけのしやう田所〕

下毛荘田所幸久〔花押〕

御馬所檢校清綱〔花押〕

都甲莊

五 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺諸莊ノ供
米ヲ注ス

〔庄〕^(之)取^(之)得^(之)〔

〕^(之)供米也、并〔殿之供白米也、

竈門庄三斗

大^(神庄方)〔三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

山香庄

石丸四斗

立石倉成四斗

弘瀬

都甲莊四斗

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地庄二斗

眞玉庄五斗^{近來不弁也、}

白乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄〔斗

五

僧神世^{大神惟世}著到狀

○都甲文書
大分県史料九

都甲妙仏代子息
神世尊氏方ニ馳

豊後國都甲四郎入道妙佛代子息神世、令馳參御方候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、

〔足利尊氏〕
「(花押)」

六〇 官 宣 旨

○大樂寺文書
大分県史料二

大樂寺ヲ以テ勅
願寺トナス

左辨官下大樂寺
應以當寺爲勅願寺事

大宮司宇佐公連
勅許ニヨリ建立
ス

料所

右、得沙門光仙去年十二月日解狀備、當寺者、大宮司宇佐宿禰公連、奉爲聖朝安穩天下泰平、忝蒙
勅許、始所建立也、仍公連寄進狀云、奉寄八幡宇佐宮大樂寺領通三寶物事、一、寺敷地壹所、月瀬
北類乙松名内、北限東造道、限南河、限西彌勒寺領、限北田、一、料所、一所豊前國上毛郡節丸名
拾伍町、一所同國向野郷切井窪田田畠參町餘、一所同國同郷天雨田内岡本田陸段、畠地荒野等、一
所同國下毛郡野仲郷得犬捌町、一所同國同郷今稻重拾伍町、一所同國築城郡大野安末名伍町肆段、
一所同國京都郡富光捌町、一所同國同郡恒松名陸町、一所豊後國國東郡都甲庄久未拾伍町、一所同
國同郡安岐郷成久拾參町、一所同國同郷吉松陸町、一所同國同郷延松柒町陸段、右、奉爲聖朝安穩
天下泰平、卜宗廟之砌、建立寺院、專爲戒律之道場、鎮勵顯密之勤行、奉添尊神之威光、『奉祈朝
家之安寧、但於彼敷地并料所者、爲根本一圓神領之處、近來京家人武家輩、非分掠領之間、爲社家

都 甲 莊

非分掠領ノ地ヲ
返付シ一円進止
セシム

安岐郷成久
吉松
延松

都甲庄久未

道密上人ヲ請定

一字宗教ヲ弘ム

綸旨ヲ施行シ都
甲某共ニ香賀地
莊地頭職三分二
ヲ田原貞広ニ渡
付セシム

衰微、神威滅亡基之處、奉逢當今憲政、拜舊(イ)復詔書、窄籠地悉被返付之間、且爲奉報謝朝恩之忝、且爲奉賁吾神法味、以件神領内、所寄附彼寺料足也、一圓令進止、於有限神用本役者、不可有懈怠、至住持管領職者、以道密上人、所令請定也、早申賜勅願安堵之宣旨、備後代之龜鏡、永無窄籠之儀、可被抽御祈禱之忠節、冀伽藍基固而、佛洵遙繼慈尊之三會、神明增威而、朝野悉歸十善之聖化、仍奉寄狀如件、元弘參年十二月日、大官司從五位下宇佐宿禰公連云云、然則可爲勅願寺之由、下賜嚴重之宣旨、備後代之龜鏡、至於未來際、無窄籠之儀、任神託之旨、勸進三歸五戒、於社官氏人等、專弘一字之宗教、宜登三聚之戒珠、鎮勵顯密之行洵、殊爲奉祈聖運之長久者、權中納言藤原朝臣冬信宣、奉 勅、依請者、寺宜承知、依宣行之、

建武元年四月十五日

大史小槻宿禰(花押)

少辨藤原朝臣(花押)

六一 大友貞載施行狀案

○碩田叢史竹田津文書
增補訂正編年大友史料五

豐前六郎貞廣申、勳功地豐後國香賀地庄地頭職參分貳(河越安芸)入道跡事、任今月廿五日 綸旨、都甲彌次郎入道相共、可被沙汰付候、仍執達如件、

建武元年十一月廿八日

(大友貞載)
左近將監判

竹田津諸治郎入道殿
(小忠) (遺書)

田原貞孝ニ三分
一ヲ渡付セシム
都甲弥次郎入道

田原貞広・貞孝
ニ渡付セシム

都甲弥次郎入道

六三 大友貞載施行狀

○草野文書
大分県史料一三

豊前七郎貞舉申、勳功地豊後國香賀地庄地頭職參分壹河越安芸入道跡事、任今月廿五日 綸旨、都甲彌次郎入道相共、可被沙汰付之也、仍執達如件、

建武元年十一月廿八日

(大友貞載)
左近將監(花押)

(附等)
「貞舉」所領守護施行」
竹田津諸次郎(道忠)入道殿

六三 豊後國國宣

○草野文書
大分県史料一三

□國香賀地庄地頭職三分貳河越安芸入道跡、同三分壹同、豊前六郎貞廣(田原)、并七郎貞舉等(田原)、爲勳功賞拜領、任綸旨之趣、早莅彼所、可令沙汰居貞廣・貞舉等於庄家給之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武元年十一月卅日

散位長兼奉(花押)

都甲彌次郎入道殿

都甲 荘

六四 竹田津道景請文案

○碩田叢史竹田津文書
增補訂正編年大友史料五

(別紙)
「竹田津諸次郎入道請文」

都甲彌次郎共ニ
渡付ヌ

豐後國香地庄地頭職參分壹河越安芸入道跡、豐前七郎貞舉勳功事、去年十一月廿五日 綸旨、同月廿八日任
御施行之旨、一方御使相共都甲彌次郎入道、去年正月十六日莅彼所、貞舉沙汰付候畢、以此旨、可

有御披露候、恐惶謹言、

(附考)
「貞舉所給守護施行」

建武二年三月廿六日

(竹田津) 請文(裏判)
沙彌道景

六五 竹田津道景請文案

○碩田叢史竹田津文書
增補訂正編年大友史料五

(別紙)
「竹田津諸次郎入道請文」

都甲彌次郎共ニ
渡付ヌ

豐後國香地庄地頭職參分貳河越安芸入道跡、豐前六郎貞廣勳功事、去年十一月廿五日 綸旨、同月廿八日任
御施行旨、一方御使相共都甲彌次郎入道、去年正月十六日莅彼所、貞廣沙汰付候畢、以此旨、可有

御披露候、恐惶謹言、

建武貳年三月廿六日

(竹田津) 請文(裏判)
沙彌道景

都甲惟遠手繼証
文ヲ惟世ニ譲ル

六 沙彌妙佛大神惟遠手繼證文讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

讓狀次第證文事

- 一 福阿尼眞阿ニ讓狀 正治元年十二月六日
- 一 尼眞阿讓狀 嘉禎三年七月日
- 一 權大夫殿ヨリ眞阿給消息御返事 嘉禎三年七月十三日
- 一 兩六波羅殿御施行 文永五年八月廿日
- 一 西向尼道忍ニ讓狀 文永三年六月十五日
- 一 西向妻女道忍ニ讓狀 文永五年八月九日
- 一 沙彌西向惟親ニ讓狀 文永五年八月九日
- 一 尼道忍惟親ニ讓狀 文永十年十月十三日
- 一 中上總殿御下知 永仁七年六月二日
- 一 前上總殿御下知^(知) 正和二年六月十六日
- 一 寂妙惟遠讓狀^(弘) 弥安四年四月十日
- 一 惟家給御教書 嘉禎三年八月六日
- 一 寂妙惟遠讓狀 永仁元年九月廿五日

都甲莊

一 寂妙給一見狀 正應六年五月十日

一 異賊合戰御下二(知) 正應五年十一月晦日

一 惟氏與惟親當庄和與狀 文永七年十月廿一日

一 妙佛惟世ニ讓狀 元亨四年二月廿三日

一 院御所大番役催促狀二通 弘長二年正月一日
同年正月九日

右、件代々手繼讓狀、自妙佛之手、惟世所讓給如件、

建武三年丙子三月六日

惟世更ニ惟孝ニ讓ル

一 將軍家有分并代々手繼、相副于次第證文、讓與大神惟孝訖、仍如件、

貞和五年己丑十二月廿九日

大神惟世 在判

六七 大神都甲惟世著到狀

○都甲文書
大分縣史料九

豐後國都甲庄半分地頭四郎惟世、於御方、爲致軍忠、馳參候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月十日

大神惟世(裏花押)

進上 御奉行所

(証判)
「承了、」

(高師參)
「(花押)」

都甲庄半分地頭
四郎惟世高師參
方ニ馳參ス

都甲彦四郎惟元
高師泰方二馳參

六 大神都甲惟元著到狀

○都甲文書
大分県史料九

豊後國御家人都甲彦四郎惟元、於御方、爲抽軍忠、令馳參候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月十二日

〔都甲〕
大神惟元〔裏花押〕

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、

〔高師泰〕
〔花押〕」

六 大神都甲惟世著到狀

○都甲文書
大分県史料九

豊後國都甲庄地頭四郎惟世、爲抽軍忠、令馳參御方候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月十四日

〔都甲〕
大神惟世〔裏花押〕

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、

〔高師泰〕
〔花押〕」

七 足利直義軍勢催促狀

○都甲文書
大分県史料九

新田右衛門佐義貞與黨以下凶徒等誅伐事、所被下 院宣也、不廻時刻、馳參御方、致軍忠者、可有

都甲莊

都甲莊

四一八

誅伐ノタメ味方ニ馳参セシム

恩賞之狀、如件、

建武三年三月十四日

都甲四郎殿(惟世)

(足利專義)
(花押)

七一 足利尊氏軍勢催促狀

○都甲文書
大分県史料九

一色頼行ニ属シ軍忠ヲ致サシム

玖珠城凶徒誅伐事、相催一族、(一色頼行)屬右馬助入道之手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年三月十六日

都甲四郎殿(惟世)

(足利尊氏)
(花押)

三 大神都惟世著到狀

○都甲文書
大分県史料九

玖珠城ニ向ヒ一色頼行軍ニ着到ス

豊後國都甲庄地頭四郎惟世、今月十六日付御教書、爲抽軍忠、玖珠城罷向候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月廿七日

進上 御奉行所

大神惟世上 (裏花押)

(証明)
「承了、

(一色頼行)
(花押)」

玖珠城ニ向ヒ一
色頼行軍ニ着到
ス

都甲莊末成名田
皇等ヲ悔返シ惣
領惟世ニ譲ル

寛念山賊シタル
下ノ守護代ノ書

三 大神都甲惟元著到狀

○都甲文書
大分県史料九

□^(巻)到

豊後國御家人都甲彦四□郎惟元、爲抽軍忠、今月□日、罷向玖珠城候、以此旨、□^(可)有御披露候、恐惶
謹言、

建武三年卯月廿五日

大神惟元上(裏花押)

□^(進)上 御奉行所

一承了、

〔^(色頼行)花押〕

吉 沙彌妙佛大神惟選讓狀

○都甲文書
大分県史料九

ふ(豊後)このくにとこののしやうはふんのちとう、沙彌妙佛かちきやうの内、す(末)ゑ(成)なりのミやう(田)のてん(皇)は
く(山)さん(野)やハ、妙佛か子息まこ四郎入道かくねんニ、ゆつりたふ(総)といゑとも、かくねんいちこのゝち
ハ、かくねんか子息ひこ四郎、かのす(末)ゑ(成)なりのミやう(名)ちきやうすへきよし、妙佛かゆつり狀、せん
日(給)ニたひて候といゑとも、く(草)さ(地)ち(用)のようち(地)はらゑ(佛)た(田)のはろ(原)にて、さん(山)そ(賊)くしたるよし、たうす(当)こ代
より、かき(書)くた(下)しつつけられ候あいた、これ程(不)のふたう(道)のものニ、しよりやうをたふましく候へハ、

都甲莊

覺念先立ちテ死去

せん日の妙佛かひこ四郎ニゆつりて候しやうハ、ほうくたるへく候也、くり返候了、このすゑなり
ミやうの、てんはくさんやニをきてハ、そうりやうこれよ、ちきやうすへき也、たゞし、かくねん
か子息にわう・同ねう(女)しいまいのねうはうニ、このすゑなりのミやうの内、ふんく(分)ニ、てんはく
妙佛かゆつりて候、これらかふんニをきてハ、たひ候へく候、又まこ四郎入道かくねん、妙佛ニさ
きたちしきよ(死)のうゑハ、はうれい(務)ニまかせて、妙佛かはからいとして、ゆつり状しひつ(自)ニかきをく
ところ也、爲後日の状、如件、

建武三年六月十八日

沙彌妙佛(大神惟世)(花押)

七五 大神都甲惟世軍忠状

○都甲文書
大分県史料九

政珠城ニ馳向ヒ軍忠ヲ致ス

豊後國都甲庄地頭四郎惟世、馳向當城、致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月十六日

大神惟世上

進上 御奉行所

(証判)
「承了、

(豊後守護代)
藤原宗能(花押)」

玖珠城ニ馳參シ
軍忠ヲ致ス

玖珠城凶徒誅伐
ノタメ軍忠ヲ抽
ツルヲ上申シ証
判ヲ請フ

亥 大神都甲惟元軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

〔（墨後）〕國御家人都甲彦四郎惟元、〔（馳）〕向玖珠_城。致軍忠候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年七月十六日

大神惟元

進上 御奉行所

〔（証判）〕承了、

藤原宗能〔花押〕

壬 大神都甲惟世軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

依玖珠城凶徒誅伐事、豐後國都甲庄地頭四郎惟世、今年三月十六日賜 將軍家御教書、自宰府致御
共、自御合戰之最初、迄于凶徒沒落之期、抽軍忠畢、就中六月九日合戰、舍弟又四郎惟種被疵_射、
七月十一日、若黨首六入道被射頭之條、御勘文炳焉也、然早下賜御判、爲備後證、謹言上如上件、

建武三年十一月 日

〔（証判）〕承了、

〔（位類可）〕花押〔

ㄨ 一色賴行軍勢催促狀

○都甲文書
大分県史料九

菊池武重以下ヲ
討タシム

菊池武重以下凶徒等、可打出之由、有其間、早相催一族、可被抽軍忠也、仍執達如件、

建武四年二月十三日

(一色賴行)
沙彌(花押)

都甲四郎殿
(准世)

ㄨ 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

本山付末寺

一後山^(ナシ) 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

略○中

本山末寺

本山末寺

辻小野山 大谷山 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轆轤岩屋〔最勝岩屋〕 良醫岩屋
朝日岩屋 夕日岩屋 聞山岩屋 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 島津
岩屋〔清瀧寺〕 普賢岩屋 如覺寺^(中) 來迎寺 光明寺

中山

略

中山

一兩子寺〔ナシ〕 長岩屋〔北〕 屋山 加禮河 久末 黒土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

略

長岩屋山天念寺

一長岩屋山〔南〕 限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷
限尾ノ鼻ヨリ加礼河マテ大道 限北美尾

〔委院主相傳證分衛文明也、〕

屋山長安寺

一岩山〔東〕 限東田原路 限西明神前道向神護石
限南鳴石 限北折花

委院主所持證文仁明白也、

加礼河山道脇寺

一加禮河 限東屋山路 限西河〔東〕
限南河内山辻 限北百末下迫

委院主所持證文仁分明也、

略

中山末寺

中山末寺

一小兩子岩屋〔ナシ〕 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋〔ナシ〕 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 薬師堂

小兩子・龍門

一小兩子 龍門 長岩屋ノ末寺也、

略

末山

末山

一見地山〔ナシ〕 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺 行入寺〔辨淨光寺〕 清淨光寺〔行入寺〕 懸樋山

都甲莊

都 甲 莊

○中略

末山末寺

〔一今夷ナシ 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山 當寺領日田肥前權守入道押領

○中略

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丁丑六月一日

〔天滿帳與書〕
〔享保九甲辰天閏四月六日、爲當用、令書之者也、
屋山長安寺 蓬山（花押）〕

○屋山長安寺所藏「大滿帳」ト少異アリ。〔 〕内ハ同書。全文ハ末繩郷五一号ニ収ム。

一色範氏軍勢催促狀

○都甲文書
大分県史料九

菊池武重以下合志城ニ寄來ルニヨリ後攻ヲ致サシム

菊池武重以下凶徒、寄來合志城、既及合戰云々、佐竹次郎相共、可致後攻、於難澁之輩者、可處賊徒與同之咎也、仍執達如件、

建武四年七月二日

（一色範氏）
沙彌（花押）

都甲四郎殿 （後世）

入田左衛門藏人
以下ノ蜂起ニ依
リ府中ニ馳參ジ
更ニ入田ノ軍陣
ニ馳向フ

阿闍梨順賢石卒
都婆一本ヲ造立
ス

鎮西所々ノ凶徒
蜂起ニヨリ豊後

一 大神都甲惟世軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

豊後國御家人都甲庄一方地頭惟世申、依入田左衛門藏人・同新藏人已下凶徒等蜂起、就被成御奉書候、今月十一日馳參府中、罷付着到、就同十二日重御奉書、馳向入田軍陳候畢、早申賜御判、欲備後日龜鏡候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年十一月廿六日

大神惟世

(証明)
「承了、

沙彌幸乾(花押)」

二 七郎迫自然石刻銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字長岩屋

奉造立石率都婆一本、當山如法五千日、護摩八千夜、加持八曼陀羅、建武五年戊子四月八日、金剛佛子阿闍梨順賢、右造立趣者、順賢成佛得道也、別當山安穩、法界衆生爲、

三 大神都甲惟世著到狀

○都甲文書
大分県史料九

鎮西所々凶徒等蜂起之間、豊後國符於可警固之由、依被仰下候、都甲一方惣領四郎惟世、十五日致

都甲莊

都 甲 莊

四二六

國府ヲ十五日警固ス

警固候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年九月十五日

大神惟世

進上 御奉行所

〔証明〕

寂 本 (花押) 一

八四 都甲莊地頭職次第注文

○都甲文書
大分県史料九

〔異筆〕
〔文書〕

都甲浦地頭職次第ヲ注進ス

豊後國內都甲浦地頭職次第等事

〔はしめたる〕〔異筆〕
初開發 源つねとし 〔さ〕 あたなさこんの大夫

次大神さたまさ 〔女子〕 つねとしかねろしのをつと

次大神さたかと 〔さ〕 さたまさかこ つねとしかまこ

次大神さたゆゑ 〔さ〕 さたかとかこ つねとしかひまこ

次大神いへたゝ 〔異筆〕 さたゆゑかこ

次大神家實 〔異筆〕 いへたゝか二なん

次大神惟家 〔さ〕 ろなしきかろし

次大神惟親 〔さ〕 いへさねかなん
これいへかなん

次大神惟遠
次大神惟世

これちかかなん
ちやくし惟世
これとをのなん

右、つねとし開いかい發ほつりやうしやう願のゝち、惟親かよ卷ニいたるまで、他人あいまし註わら□、相傳知行無相違、よて注進如件、

八五 六郷山別當光澄下文

○長安寺文書
太宰管内志下

下 諸松丸所

諸松丸ヲシテ六
郷山執行職以下
ヲ知行セシム
屋山・長岩屋

早可令知行領掌、豊後國六郷山執行職、并屋山・長岩屋地除・兩山子除財善次郎丸・横城半分・千燈山□
田島事

右、當山執行職以下田島、諸松丸任相傳、令知行、年貢課役、任先例、不可解怠、山内宜承知、敢勿違失、故以下、

曆應元年九月十八日

別當三會已講光澄判

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。

都甲莊

四二八

六 七郎迫石殿銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字長岩屋

阿闍梨某石殿ヲ
造立ス

曆應二年己巳五月仲旬、願主金剛佛子阿闍梨□

七 沙彌正玄志賀讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

嫡子頼房ニ都甲
久末別符以下ヲ
讓ル

讓與 相傳所領事

豊後國

都甲久末別符

壹所 都甲久末別府(分府)

勝津留

壹所 勝津留地頭職(大分郡)

(緑目裏志賀忠能花押)

安岐郷小俣畑

壹所 安岐郷小俣畑

藤尾寺一小野

壹所 藤尾寺別當職并一小野

豊前國

佐田庄内山澤村地頭職

右、所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓渡于嫡子頼房也、然則、無他妨可領知之、於御公事等者、守先例、可致其沙汰也、仍讓狀如件、

康永元年八月三日

沙彌正玄、(花押)

へ 大友氏時施行狀

○都甲文書
大分県史料九

(編纂書)
「源」

豊後御発向ノ御書ヲ施行シ同道セシム

豊後國御發向事、今月十三日御書如此、早致用意、可有同道候、仍執達如件、

貞和四年卯月廿五日

(大友氏時)
源(花押)

都甲彦四郎殿

八九 大神都甲惟世次第證文手繼等讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

讓狀次第證文事

○中
略

右、件代々手繼讓狀、自妙佛之手、惟世所讓給如件、

建武三年丙子三月六日

(大神惟世)
沙彌妙佛 在判

大神惟孝ニ手繼次第証文ヲ讓ル

一將軍家有分、并代々手繼、相副于次第證文、讓與大神惟孝訖、仍如件、

貞和五年巳丑十二月廿九日

大神惟世 在判

○全文ハ六六号ニ収ム。

都甲荘

九〇 足利直冬軍勢催促狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

九州下向ヲ告ゲ
味方ニ召ス

爲奉息兩殿御意、所打立也、急速馳參、可致忠節之狀、如件、

貞和六年七月五日

(足利直冬)
〔花押〕

都甲(惟孝)
小四郎殿

九一 都甲大惟孝著到狀

○都甲文書
大分県史料九

今月三日參府シ
着致ス

豊後國都甲庄地頭小四郎惟孝、今月三日參符仕候、致忠節候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和六年十一月三日

進上 御奉行所

(証判)
「承了、

○田北氏ハ能磨
宗直ニ比定ス。
〔花押〕

九二 都甲大惟孝著到狀

○都甲文書
大分県史料九

太宰府原山ニ着
致シ宿直醫固ヲ

着到

豊後國都甲小四郎惟孝、馳參太宰府原山、令不退致宿直警固候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和七年三月 日

進上 御奉行所

〔証判〕
「承了、

〔花押〕

三 足利直冬感狀

○都甲文書
大分県史料九

足利直冬都甲惟孝ノ来陣ヲ賞ス

馳參之條、尤神妙也、彌可抽戰功之狀、如件、

觀應二年六月十日

都甲小四郎殿

〔足利直冬〕
〔花押〕

四 大友氏時感狀〔紙切〕

○都甲文書
大分県史料九

豊前國凶徒退治ノ忠節ヲ賞ス

豊前國凶徒退治事、被致忠節之條、感悅候、恐々謹言、

九月廿四日

都甲彦四郎殿

〔大友〕
氏時〔花押〕

都甲 莊

壘 大友氏時感狀

○都甲文書
大分県史料九

豊前國凶徒退治
ノ忠節ヲ賞ス

豊前國凶徒退治事、被致忠節之條、感悅候、恐々謹言、

九月廿四日

(大友) 氏時 (花押)

都甲小四郎殿
(惟孝)

六 都甲 神惟孝讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

都甲莊地頭職ヲ
嫡子千代王丸ニ
讓ル

ふんこの國とこの庄のちとうしきの事
(地頭職)

右件のちとうしきハ、代々の御くたしふミ、したいせう文らをあいそへて、ふんふ四郎惟世のてよ
り、ゑいたいをかきりて、ゆつりゑる處也、しかるに、小四郎惟孝かちやくしたるニよて、千代王
丸ニえいたいをかきて、ゆつるちとうしき也、仍爲後狀、如件、
(地頭職) (嫡子)

觀應二年九月 日

(都甲) 惟孝 在判

七 都甲莊地頭職讓狀目錄并相傳系圖

○都甲文書
大分県史料九

地頭職相伝系図

家實法名福阿 福阿妻女
 一福阿眞阿二讓狀

惟家字壬生王
 家實子法名西向

一眞阿

一西向道忍二讓狀

嘉貞二

文永 弘安。永仁 正應
 正和

一道忍子息 惟親 寂妙也、

一寂妙 妙佛 惟世

系圖

家實法名福阿 眞阿福阿後家

字壬生王
 惟家法名西向 道忍西向後家

惟親惟家嫡子 惟遠法名妙佛

惟世法名禪向 惟孝惟世嫡子

惟遠法名寂妙 惟世法名禪向

惟英惟藏養子

家實 眞阿

惟家 道忍

惟親

惟世法名禪向
 惟遠嫡子
 惟世嫡子

〔惟藏眞藏惟孝嫡子〕

都甲莊

六 都甲大惟元軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

御發行ノ初ヨリ
忠節ヲ致スヲ上
申ス

豊後國都甲彦四郎惟元、自御發向之最前迄于今、致忠節候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
觀應二年十二月一日

進上 御奉行所

(証明)
一承了、

(色直氏)
〔花押〕

九 都甲大惟元軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

足利直冬誅伐ノ
タメ馳參ジ豊前
國糸口原合戦ニ
忠節ヲ致ス

都甲彦四郎惟元申、爲直冬誅伐御發向之間、最前馳參、至于豊前國糸口原合戦、抽忠節候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平六年十二月廿六日

進上 御奉行所

(証明)
一承了、

(大友氏時)
源〔花押〕

足利直冬・誅伐ノ
タメ高田ニ馳參
ジ諸所ニ軍忠ヲ
致ス
安心院・津布佐
・深見

當城ニ於ケル忠
節ヲ賞シ上申ス
ルヲ告ク

100 都甲大惟元軍忠狀

○都甲文書
大分県史料九

〔源基書〕

都甲彦四郎惟元申、爲直冬誅伐御發向之間、去年九月十日、馳參高田以來、於所々御陣致忠節畢、就中同年十二月廿五日、大神筑前次郎・土岐藏人大郎(ア、)以下御敵、打出豊前國糸口原之間、爲前懸之隨一、抽軍忠畢、加之、迄于同國安心院・津布佐・深見以下凶徒沒落之期、抽忠節候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平七年正月二日

進上 御奉行所

〔証明〕
一承了、

源(天女氏時)
〔花押〕

101 直尙書狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

於當城、忠節異于他候之條、感悅存候、且其子細、可注進申候、恐々謹言、

三月十八日

直尙(花押)

都甲莊

都甲莊

都甲彥四郎入道殿 (傳)

四三六

101 大友氏時感狀 (紙切)

○都甲文書
大分県史料九

於紀四郎之城、被致忠節之條、感悅無極候、恐々謹言、

卯月五日

(大友)
氏時 (花押)

都甲千代王殿

102 頼直書狀 (紙切)

○都甲文書
大分県史料九

於紀四郎城、被致忠節之條、尤神妙候、可令注進候、恐々謹言、

卯月八日

頼直 (花押)

都甲彥四郎入道殿 (傳)

103 頼直書狀 (紙切)

○都甲文書
大分県史料九

豊前國横山内山下村事、爲秣城衆兵粮料所、先奉預候、可有拜領候處、可致申沙汰候、恐々謹

豊前國横山莊ノ
内山下村ヲ秣城

紀四郎城ノ忠節
ヲ賞シ注進スル
ヲ報ズ

衆兵糧料所トシ
テ預ク

言、

八月一日

頼直(花押)

都甲人々御中

〔奥切封ウハ書〕

(墨引)

都甲人々御中

頼直

104 沙彌禪向都甲惟世讓狀案

○都甲文書
大分県史料九

嫡子戦死ニヨリ
孫ちよわう丸ニ
譲ル
いミ方惣領職ヲ

せんとかわんとうたいくの御くたしふミ、ならびニ、したいせうもんらを、(二通)いつものかさす、ちやくしこれのりニ、ゆつり候了、たゞし、これのり御くうしかつせんニ、うちしに候ぬ、入たうし(沙)やミせんかう(向)ニさきたち候ニよて、まこちよわう丸ニかさねて、いミかたの(惣)そうりやうしきを、ゆつり候ぬ、このためニゆつり狀、くたんのことし、

文(想)ふんわ三年十月三日

沙(禪)やミせんかう(向) 在判
都甲惟世

106 大友氏時書下(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

北浦邊凶徒隠遁
者ノ交名ヲ送り

北浦邊凶徒等事、交名注文一通遣之、付縁者、令隠居所之由、有其聞、早隨見合、誅伐之、可被

都甲莊

跡伐セシメ且見
聞隱シナキ由起
請文ヲ出サシム

注申子細、且不謂男女并所縁、於凶賊黨類等者、不可有見聞隱之旨、可被進起請文也、仍執達如件、

正平十一年十一月十九日

刑部大輔 (花押)

都甲千代王殿

107 天念寺大般若經奥書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

正平十六年再興

〔第九十九卷〕
「正平十六年十一月十五日

一校了、再興了、

施主 清 音

応永廿六年書写

〔異本〕
〔應永廿〕
六年下旬、於〔六郷也〕長岩屋書寫了、

右筆 豪隆書之、
願主 源 直治

108 九州探題斯波氏經御教書 (紙切)

○都甲文書
大分県史料九

北浦邊警固事、屬六郷執行手、可致其沙汰、仍執達如件、

康安二年十月廿二日

〔斯波氏經〕
左京大夫 (花押)

六郷山執行ニ屬
シ北浦邊警固ヲ
為サシム

都甲千代王殿

104 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

當知行所領所職
等ヲ注進ス

注進

氏時(天久)當知行散在所領所職等事

○中略

都甲莊半分

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

○中略

右、注進如件、

貞治三年二月 日

○全文ハ、草地莊一〇号ニ收ム。

110 九州探題今川貞世軍勢催促狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

鎮西凶徒退治事、被仰付候間、所下向也、致用意、可被致忠節候、恐々謹言、

正月十一日

了俊(今川貞世)
(花押)

九州探題トシテ
下向スルヲ告ゲ
忠節ヲ致サシム

都甲莊

都甲 莊

都甲三郎四郎殿

四四〇

二二 九州探題今川貞世感狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

爲御方、被馳來備後國之條、尤神妙、向後彌、可被致忠節之狀、如件、

今川貞世ノ下向
ヲ備後ニ來迎セ
ルヲ賞シ忠節ヲ
励マシム

應安四年六月十八日

(今川貞世)
沙彌(花押)

都甲三郎四郎殿

二三 大友氏繼感狀案(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

(端裏切封ウハ巻)
都甲三郎四郎殿

(大友)
氏繼

(墨引)

凶徒等攻寄鞍懸城之處、連日合戰、每度被抽軍功之由、承候、感悅候、彌可被致奔走候、恐々謹

言、

卯月五日

(大友)
氏繼

都甲三郎四郎殿

鞍懸城ニ攻來ル
南党撃退ノ奮戦
ヲ賞ス

九州探題今川貞
世ノ下向ヲ備後
ニ迎フルヲ賞ス

二三 足利將軍義滿家御感御教書(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

鎮西大將下向以後、馳參備後國云々、神妙、殊可抽戰功之狀、依仰執達如件、

(今川貞世)
(備前領主)
武藏守(花押)

應安四年九月廿六日
都甲次郎三郎殿

二四 大友親世施行狀案

○都甲文書
大分県史料九

南党追討ノ幕府
御教書ヲ施行ス

鎮西凶徒退治事、去九月廿六日京都御教書如此、任被仰下之旨、彌可被致忠節也、仍執達如件、

(大友親世)
左馬助

應安四年十一月廿一日

都甲次郎三郎殿

二五 後圓融天皇口宣案(紙宿)

○都甲文書
大分県史料九

(福美書)
「口宣案」

上卿中院大納言
應安六年二月十四日

宣旨

北朝大神(都甲)
惟光ヲ左衛門少
尉ニ任ズ

都甲 莊

都 甲 莊

正六位上大神惟光

宜任左衛門少尉

藏人權右少辨藤原俊任 奉

二六 豊前城井合戦田原氏能手者手負注文案

○入江文書
大分県史料一〇

(端裏書)
「本書虫食之間、追而書置者也、」

城井合戦ノ手負
人ヲ注ス

豊前國城井陣合戦(田原)氏能手物手負注文事

三月三日

藏地彌三郎 ヒサ

下郡又五郎 アシ

萱島次郎 ヒサ

黒田神五 アシ

同廿八日

加禮河彌五郎 ハラ

津留四郎 モヽ

八月十三日

森四郎 ヒサ

永松二郎 ヒサ

市丸彌次郎 カタ

衛藤七郎 ヒサ

高山五郎三郎 コシ

姫島次郎左衛門 カタ

加礼河弥五郎

都甲四郎腰ヲ負
傷ス

都甲四郎 コシ

應安七年

二七 庵ノ迫板碑銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字梅木

〔文中三年〕

二八 九州探題今川貞世感狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

自肥後國水嶋陣、至肥前國府、致忠節之條、尤神妙也、向後彌、可抽軍功之狀、如件、

肥後國水嶋陣ヨ
リ肥前國府ニ至
ルマデノ忠節ヲ
賞ス

永和元年九月十八日

(今川了徳)
沙彌(花押)

都甲三郎四郎殿

二九 九州探題今川貞世感狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

於豊前國高家要害、被疵云々、尤以神妙也、向後彌、可抽軍功之狀、如件、

豊前國高家要害
ニ於ケル軍忠ヲ
賞ス

永和二年三月五日

(今川了徳)
沙彌(花押)

都甲莊

都甲 莊

都甲三郎四郎殿

四四四

一一〇 足利將軍義滿家御感御教書(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

豊前国高家城合戦ノ忠節ヲ賞ス

去月十六日、豊前国高家城合戦之時、致忠節云々、尤神妙也、彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、

永和二年三月廿一日

(細川頼之)
武藏守(花押)

都甲三郎四郎殿

一一三 大友親世感狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

在陣ノ辛勞ヲ賞ス

在陣辛勞痛敷候、向後彌、被致忠節候者、悦覺候、恐々謹言、

六月九日

(大友)
親世(花押)

都甲新左衛門尉殿

一一三 九州探題今川貞世感狀

○都甲文書
大分県史料九

朽網城攻メノ戦功ヲ賞ス

於豊後国朽網城責、致忠節云々、尤以神妙、彌可抽戰功之狀、如件、

永德二年七月十日

(今川了徳)
沙彌(花押)

都甲新左衛門尉殿

一三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

當知行所領所職等ヲ注ス

(大友)
親世當知行國々散在所領所職等事

○中略

都甲荘半分

(豊後阿南荘)
同國六郎丸

同國都甲庄半分

○中略

右、注文如件、

永德三年七月十八日

(裏書)
「爲後證、所封裏也、」

丹後守判

○全文ハ、草地荘一一号ニ収ム。

一四 九州探題今川貞世官途舉狀(紙切)

○都甲文書
大分県史料九

左京進ニ吹挙ス

左京進所望事、可舉申京都之狀、如件、

都甲荘

都甲莊

四四六

永德三年十二月廿九日

(今川了俊)
沙彌(花押)

都甲新四郎殿

二五 吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書案

○永弘文書
大分県史料三

末次名内ノ地ヲ
小田原氏世ニ渡
付セシム
都甲中務丞
子細アラバ明シ
申スベシ

田染庄末次名内楠田五段・同屋敷三段事、爲小田原次郎氏世知行分内之處、近年押妨之由、就歎申、都甲中務丞・小篠周防入道、被糺明眞僞之處、如注進者、於氏世分領内、無相違云云、仍起請文明白之上者、雖可被渡付氏世、若有殊子細者、今月中可明申之由候、仍執達如件、

至德元年十月十日

(岩部宗宣)
左衛門尉 在判

(吉弘氏郷)
左近將監 在判

吉(有力)次郎殿

二六 吉弘了曇直・宇野宗經連署奉書

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「當社下宮社司太夫兼番長太夫大煩助(枕)之御奉書」

宇佐宮擬大官司重輔申、豊後國田原別府内御供米、并田染庄内光並・行成兩名、須加牟田八段事、多年田原上總入道正繼押妨云々、次同庄恒任・金丸兩名(者)、高田勘解由次郎入道子息三郎次郎皆濟

田原別府御供米
田染庄名々ヲ重
輔ニ渡付セシム

都甲左衛門大夫

重ネテ田染莊内
所々ヲ重輔ニ渡
付セシム

云々、同永正名〔卷〕□小田原次郎令押領畢、〔同註〕□系永名御供米□、尾□入道并曾彌崎〔同註〕□由□訴
申、去十一月〔六日御〕書下如〔此、所詮云〕御供米、云彼〔名々、可〕被打渡重〔補也、若又有子細者〕載記請之詞、

〔可被〕注申之由〔候、仍執達〕如件、

應永貳〔年十二〕月〔十七〕五日

古庄〔備後〕入道殿

都甲〔左衛門〕大夫入道殿

三三 吉弘了曇直・宇野宗連署奉書案

○永弘文書
大分県史料四

字佐擬太官司重輔申、神領田染庄永正・恒任・金丸・光並・行成・須加牟田以下所々事、於去年香
椎被成御書下之間、令遵行之處、高田解勘由三郎次郎・田原〔同註〕幡守・小田原次郎・永正長門入道異
議云々、事實者不可然、所詮任先日落居、重〔同註〕、若又有子細者、可被注進之由候也、仍執

達如件、

應永參年卯月廿五日

〔宇野宗経〕
沙彌
〔吉弘了曇之〕
沙彌

古庄備後入道殿

都甲莊

都甲左衛門大夫

都甲左衛門大夫入道殿

二六 六郷滿山離山衆徒等申狀

○六郷山文書
太宰管内志下

六郷離山ノ衆徒
當寺務代ノ非例
ノ雜役段錢ヲ課
スルヲ停メラレ
ンコトヲ請フ

六郷離山ノ衆徒等一同謹上、(言脱カ)

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代住職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、

御屋作催促

上者令致隨分奔走勤仕申之處、御侍造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同

段錢同前

前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應微分、依之、或先規舊例之法會神役等

坊領役田ヲ罪科
ナク押妨

令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年月事、當山所々坊領并有有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理由_(マ)紬之本主

退転ノ堂社坊領
ヲ注進ス

事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲無私曲、條退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸之眉、彌可致御祈禱之精誠祈狀之旨、如件、

應永十九年巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○モト統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

二九 梅遊寺板碑銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字一畑

應永廿一十一月四日、

三〇 天念寺大般若經奥書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

(第四百五十五卷)

應永廿六年九月廿八日

右筆 藤原致高書之、
生年 四十六

四十六

四十六

四十六

四十六

四十六

四十六

四十六

三一 天念寺大般若經奥書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

(第九十九卷)

正平十六年十一月十五日

一校了、再興了、

施主 清 音

(異筆)

(應永廿)

六年下旬、於(六郷也)長石屋書寫了、

右筆 豪隆書之、

願主 源 直治

應永廿六年書写

正平十六年再興

右筆藤原致高

都 甲 莊

二三 天念寺大般若經輿書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

長岩屋谷妙門坊
ニ於テ書写ス

〔第四百八十二卷〕
應永廿九壬寅卯月二日、於豊州六郷山長岩屋谷妙門坊書寫了、雖爲無双惡筆、爲佛法興隆、廣作佛
事、任本寫之、南無般若善神住ス、世々頂戴了、

助筆豪隆

助筆 豪隆

二三 天念寺大般若經輿書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

大般若經ヲ再興
ス

〔第三百卷〕
應永二十九年壬寅十月日

願主豪隆

再興願主金剛佛子豪隆

再興淨音

〔異筆〕
永祿七年甲子六月日再興□□

淨音

二三 泉福本山末山由緒略

○末山由緒略
大日本史料七ノ一三

明巖鏡昭最勝山
妙覺寺ノ開山ト
ナル

豊後州國東郡都甲莊荒尾村

景勝山妙覺寺

養老三年己未、西叡山仁聞菩薩帥創、號麟治山、永享四壬子、彌天正聞和尚中興、以來法地相成候、請泉福二世明嚴鏡昭禪師、爲開山、

一三五 大友持直安堵狀案

○富來文書
大分県史料一〇

国東郷内都甲莊
内地等ヲ安堵ス
親父宝順ヨリ相
続

豊後國(国東郷)富來浦・同加田久(堅来力)・深井・都甲庄内都甲四郎跡・豊前國鳥越半分・筑後國三池郡之内宮部村・肥後國山本内貳拾貫・天草内長嶋半分、此所々事、任親父寶順相續之旨、領掌不可有相違之狀、
如件、

永享貳年十二月九日

中務大輔持直(大友)御判

富來彦三郎殿

一三六 都甲莊内都甲丹後守跡等田畠注文案

○都甲文書
大分県史料九

八幡本領家田地
都甲丹後守跡

豊後國都甲庄八幡本領家田地事者、爲顯狀并都甲丹後守跡(守)

合田畠之注文

田地分九町壹段小五十壹(分)

松行名貳町五段、同丹後守跡

松行名

都甲莊

都甲 莊

畠地分七町貳反大卅(分)

畠地分三町松行名

以上

都甲長門守跡

同長門守跡

田地分貳町六段

畠地分五段半

内檢帳ノママ

右、内檢帳のまくを記申候、八幡御討候へ、偽なく候、

永享十一年己未二月晦日

此正文者、在本所、

公文代 在判

正金 (花押)

二二七

都甲大惟明等連署間別錢請取狀

○永弘文書
大分興史料四

間別御公錢ヲ請
取ル

間別御公錢預申分、

合七貫文、請取申所如件、

(長力)
□祿三年十一月七日

都甲惟明間別錢
奉行トナル

田染三河守殿 參

都甲新左衛門尉
惟明 (花押)
正田掃部助
長每 (花押)
畠木刑部少輔
忠秀 (花押)

一三 松行板碑銘

○大分県金石年表
豊後高田市大字松行

道珍板碑ヲ建ツ

長祿三己卯十二月日、信心願主道珍敬白、

一三 山城守某段錢請取狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔端裏書〕

廣瀬美濃守殿

山城守

社領分段錢請取

案文 都甲左衛門大夫殿

納國東郡段錢之事

合參貫五百文者、目足、

右、爲田染庄之内神主沙汰、且々所請取、如件、

文正元年十月廿五日

山城守 在判

都甲左衛門大夫

都甲左衛門大夫殿

廣瀬美濃守殿

國東郡田染庄内
段錢且納分三貫
五百文ヲ請取ル

田染神主沙汰

都甲莊

一四〇 屋山寺拂加禮川田數注文

○長安寺文書
太宰管内志下

屋山寺抄加禮川
田數ヲ注ス

屋山寺拂加禮川田數

一所五段御神田、 一所貳段彼岸田云云、 一所三段修理田云云、 一所五段新開朝拜田云云、
 一所貳段虚空藏修正田云云、 一所壹段鬼會田云云、 一所七段云云、 一所一町八段長日大般若
 經免田云云、 一所壹段嶽御神田、 一所壹段山臥田、 一所三段滑院主分、 一所壹段烏頭前紹
 所院主分、 一所壹段石田虚空藏修理田、 一所壹段澁田院主分、 一所壹段口之坪院主分、 一
 所壹段念佛田楠木丸院主分、 一所壹段鐘搗田、 一所壹段小加禮川、 一所壹段古田、 一所壹
 段御油田院主分、 一所壹段山神田、 一所貳段前田院主分、 一所貳段云云、 三町五段御料田
 貳斗三升米、 惣已上六町七段、

長享三年己酉霜月三日

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

一四一 田染榮見書狀案

○永弘文書
大分県史料四

〔備裏書〕
「うさへ遺案文」

態令啓候、

都甲方

抑其已後、久不申承候、何事御座候哉、承度候、仍先度荒増令申候題目之事、以前より社例之辻、巨細物語仁候處、御歸座之事ハ、今程無足と申、すゆと申、大かうの通被申候、雖然致參宮、御幣を給、當任祝大夫殿様へ懸御目、可致御禮之由、都甲方被申候、代々我等知人之事候間、令申候、可然之様御返事、巨細示給へく候、可得其心候、多事期後喜候、

(明應五年乙)

壬二月十九日

(田邊)
榮見

祝大夫殿

一四 得永長述知行預ケ狀

○都甲今朝太郎文書
速見郡史所収

田島等ヲ預ク

田島七段、林古屋敷之事

坪付別
紙在

先以預置候、不可有領掌相違、恐く謹言、

(永正十四年)
三月十七日

(得永)
長述(花押)

都甲藤兵衛尉殿

一四 栗林述久・八坂公次連署打渡坪付案

○都甲今朝太郎文書
速見郡史所収

田島屋敷ヲ打渡
ス

田島並屋敷坪付事

都甲莊

都 甲 莊

をとの

一所 壹段

屋ないの坪

一所 壹段

ふねヶ田中

一所 壹段

阿志處

一所 壹段

中なへて口

一所 壹段

五たの田

一所 壹段

のたい芝尾分

一所 壹段

古屋しき

一所 壹段

右、此前打渡申所、如件、

永正十四年三月十八日

八坂和泉守公次判

栗林主計允述久判

都甲藤兵衛尉殿

○以上三通、田北学ハ「増補訂正編年大友史料」一四二、速見郡山香町野原内ノ福林ニ林屋敷アリト注ス。

一四 都甲惟次書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏ウハ書〕

〔御〕
宿所

都甲神口

惟 口〔改〕

不斷申入候間、可恐入候、返々一日まいり候て、ふミたて申候事朝夕申候、
一日ハ參候て申承候、本望之至候、其後無沙汰申候、心外候、仍宇佐御納所之儀付候て、兩度遣
人候、もつたいなく候、兩人共地行仕候て、御報不申候、くハしく申きかせ候て、明日進持へく

田原別符正税ニ
ツキ答フ

田原利行

候、ふさたあるましく候、子細御使に申候、恐く謹言、

(美筆)
「永正十五」
十月卅日

(墨筆)
「就田原利行正税錢之儀」

(都甲)
惟次 (花押)

一四 田染宗榮書狀

○永弘文書
大分県史料六

(端裏切封ワハ書)

(墨引)

□大夫殿御宿所

不斷申入候間、一紙恐入候、

田染神左衛門□(封)

□

社米ニツキ都甲
方ニ兩人ヲ遣ス
田原社米

知行就社米之儀、都甲方、兩人に人を遣候處、如此返狀□間、持セ進覽申候、田原□社米事、以時
分人を可給□(封)、自是も人を相そへ、さいそ□(くひ)いたすべく候、此方まてはすく申候へハ、可有由斷候
すると申候間、令申候、事々、恐く謹言、

九月十三日

(田染)
宗榮 (花押)

○年未詳。シバラクココニ收ム。

一四 大友義鑑書狀

○岐部文書
大分県史料一〇

至塚目、敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香・□

大内勢現形ニツ
キ塚ヲ守備セシム

都甲 莊

都 甲 莊

四五八

津久見・寒田・其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、猶下^(郡也)□兵部丞可申候、恐々謹言、

^(天文三卷)
壬正月十三日

^(大友)
義鑑(花押)

眞玉掃部助殿

竹田津兵部少輔殿

帶刀和泉守殿

櫛來新右衛門尉殿

都甲新左衛門尉殿

吉弘中務少輔殿

岐部能登守殿

六郷山^(執)□行御房

其外^(郡)□衆御中

都甲新左衛門尉

一四七 大友義鑑書狀

○城内文書
増補訂正編年大友史料一八

鹿越城誘之事、去年以來申付候處、于今延引、太曲事候、爲奉行衆中、稠以催足、急度可被相調事、肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

七月廿八日

^(大友)
義鑑(花押)

鹿越城誘ヲ促進
セシム

都甲伊豆守

木付右衛門大夫殿

帶刀右京亮殿

長野清左衛門殿

田原和泉守殿

吉弘長門守殿

都甲伊豆守殿

林 佐渡守殿

大神彌七郎殿

廣瀬美濃守殿

田原次郎左衛門殿

○年未詳。仮リニココニ収ム。

一四 大友義鑑禁制

○長安寺文書
太宰管内志下

大友義鑑屋山ニ
禁制ヲ掲グ

禁制條々 屋山

一可專佛事祭禮事、付、前々ノ料田等、無顛倒上者、聊陵夷事

一月次例講并諸法事等、不可有怠慢事、付、至無沙汰輩者、令沒收所帶、可付堂社修理、至無力之

都 甲 莊

仁者、可令追故事

一修理料物等事、堅固可取沙汰事、付、每年可遂勘定事

一山聖犯兩輪坊跡ノ事、近年背制止、恣居住之由、有其聞、太不可然也、如前々、聖犯共以糺坊跡、可有居住事、付、當山竹木之事、寺用之外、猥ニ不可伐之事

一天下國家祈禱、滿山諸法會、并六供人體、可爲前々儘事

右條々、於違犯之族、各可加柄誠狀、如件、

天文五年十二月十三日

(大友義隆乙)
修理太夫 判

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。

一覽 某手日記 (折紙)

○永弘文書
大分県史料六

吉弘左近殿其外南郡衆何も玖珠郡へ御立候、

(弘治三年五月)
一同廿一日癸酉、(宗廟)大友殿御座ス入ウスキ燒失候、女中方斗殘也、上様無相違候、

一同十八日庚午、令官方と益永内、山香畠地所務論有、令官内新右衛門幽死候、女一人、又六手負

候、山香親子失候、

一同 城井へ八屋・山田衆取かけ放火候て引候處、城井付候八屋防戰仕候、中八屋衆ニ山田衆之

頸十三、城井打取、玖珠へ遣候、八屋衆七十人斗手負候、

大友宗麟ノ居ル
臼杵燒失

田原親賢妙見二
登城木付登城

一六月一日、壬未武藏田原民部大輔至妙見登城、昨日此日木付登城候、杉因幡殿下城、田原衆木付二手斗也、

一十二日甲至、當郡衆陣立也、

一同十八日庚子、山田至廣津ニ取懸候、防戰杉因幡守衆・宇佐郡衆・野中衆、當時打留頸六十七、明至十九日ニ以上百人打死、手負二百斗也、都合三百斗損候、山田ハ其マヽ打負以下折懸一引歸候、

一同日、爲山田・仲八屋・如法寺中間退治、田原常陸介。來繩郷ニ立、河向花藏寺付物數手計也、

田原親宏來繩郷
ニ立ツ
富來・眞玉・都
甲・北浦部之衆

其外富來・眞玉・都甲・北浦邊之衆三手計也、

一同十九日辛丑、花藏寺立ツイ地付、

一廿日壬子、上毛郡悉ク放火候、

一同廿一日癸卯、辰剋、山田城落居候、彼一類衆行方不知成也、爰アハレナル事有、山田安藝守隆

朝子滿千代丸、正年十一歲成を、秣刑部生害候て、頸を至親宏ニ現形候、仍安藝守隆朝行方不知

落行候、上毛郡内者、山田山ニ入候者、頸八百餘諸軍取也、女數人方ミトラレ候、上毛郡四分一

男女失候、

一仲八屋備前守英信、同六月廿七日己酉、至親宏現形也、

一同七月三日甲子、至中津郡陣懸也、同四日乙卯、馬嶽落居也、城トクヨシカイ、同ミナキ甲斐

守、其外秋月衆百計打取候、又田原方同衆松木・甲斐・萱嶋ナト云々、打死也、

一五〇 大友義鎮官途狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二〇

刑部丞ノ官途ヲ
与フ

刑部丞所望之由、可存知候、恐々謹言、

十月廿六日

(大友)
義 鎮 在判

都甲孫太郎殿

一五一 天念寺大般若經奥書

○大分県文化財調査報告書三七
豊後高田市大字長岩屋

大般若經ヲ再興
ス

(第三百卷)

應永二十九年歲次
壬寅十月日

願主豪隆

再興願主金剛佛子豪隆

再興□□淨音

(異筆)

永祿七年甲子六月日再興□□

淨音

一五三 屋山法華三昧輿所再興表白文

○長安寺文書
太宰管内志下

屋山法華三昧ノ
御輿所ヲ再興ス

奉再興天台ノ別院六郷山屋山法華三昧之御輿所、大願主學頭法印豪意・惣公文豪盛大徳・常泉坊祐

仁大徳・峯ノ坊豪順大徳・知足房盛順大徳・豪重大徳・庵實房先大々先達・澄椿大徳・豪仁大徳云々、權別當宗刃公、大檀那同女、大施主等、權執行源統運公、助成結縁衆、圓盛大徳・祐乘大徳・豪柱大徳・智恩寺ノ盛秀大徳・西方寺ノ豪宣大徳・田原越後守直幸・妙源尼公女、大施主乙、竹田津隼人祐、

右ノ意趣者、山上安全、法命相續、利益人天、令法久住、國嫁成熟、皆令満足、祈所、

天正四年丙年三月吉日

細工元永・宗月、當房代官藤右衛門尉、爲西山妙牖大姉追善也、

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

一五 大友義統書狀

○吉弘鎮整文書
増補訂正編年大友史料二四

先日手火矢進之候之處、自愛之由承候、祝著候、然者、屋山要害誘之儀、無御油斷趣、示給候、專一候、雖無申迄候、毎日無緩覺悟、簡要候、殊方々爲可加下知、出張之内意候、時分柄之儀、重而可令入魂候、委細猶、浦上左京入道可申候、恐々謹言、

(天正七年カ)
二月三日

吉弘太郎殿
(統書、統書)

(大友) 義統 (花押)

手火矢ヲ進ム
屋山要害誘油斷
ナキヲ賀ス

一五 大友義統知行預ケ狀案

○兒玉龜探集文書
增補訂正編年大友史料二四

(包紙ウハ書)
「都甲長門入道後家」

義 統

日州戰死ノ忠ヲ
賞シ所領ヲ預ク

於今度日州高城表、都甲長門入道宗甫戰死、忠儀無比類候、仍田染庄糸永名之内、新開太郎丸居屋敷分合三町八段、并肥後國詫摩郡之内柒島拾貳町分之事、當時後家以存分、孫萬壽奉公連續肝要

候、恐々謹言、

(天正七年)
二月廿二日

(大友)
義 統 判

都甲長門入道後家

一五 大友義統書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二五

鞍懸城攻略ニツ
キ田原親家ト内
談才覺ヲ整ヘシ
ム
都甲境ニ寄スベ
シ

於辻間村在陣之由候、辛勞察存候、然者至鞍懸表、可被打出時分柄之儀、(田原)親家以内談、同日越山肝要候、彌無油斷、熟談專一候、雖然、先以都甲境目迄波差寄、可被申談候哉、殊以條々申旨候、被得其意、每事堅固之才覺、可爲祝著候、猶寒田右京入道・田北治部少輔可申候、恐々謹言、

(天正八年)
三月十七日

(大友)
義 統 在判

齋藤紀伊入道殿

林 左京亮殿
一万田民部少輔殿（兼實）
上野兵部少輔殿
寶 相 寺
平井兵部少輔殿
野上彈正忠殿
齋藤市正殿
臼杵刑部少輔殿
上野隼人佐殿
臼杵左京大夫殿
胡麻津留左馬助殿
田尻太郎殿
鶴原八郎殿
田吹左馬助殿
上野掃部助殿
宗像權右衛門入道殿
寒田藤紀兵衛尉殿

都甲莊

田村作進殿

(包紙ウハ書)

田村作進殿

義統

齋藤紀伊入道殿

四六六

一五 大友義統書狀(紙切)

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

帶刀安芸入道高田要害ニ在城シ
屋山岳ニ登城
帶刀宗雲・宮徳
ニ心ヲ添フベシ

帶刀安藝入道事、去年中至高田要害、睨在城、初春以來者、屋山岳江令登城、統運別而申談由候、然處孫宮徳母、對宗雲不孝之由、不及是非候、宮徳幼稚之間、領地被官以下令裁判、陳旅之奉公不可有緩之段、宗雲江以狀申候、心中之儀候間、每事可被添御心事、肝要候、爲存知候、恐々謹言、

閏三月十三日

(天友) 義統(花押)

田原新九郎殿

一五七 大友義統書狀

○大友家文書錄
増補訂正編年大友史料二五

築地村切寄勤番ノ辛勞ヲ賞ス

至築地村切寄、以名代勤番之由、辛勞感悅候、彌可被勵馳走事肝要候、田原新九郎可申候、恐々謹言、

(天正八年カ)
十月廿六日

飯田但馬入道殿
(龍番)

(大友) 統 在判

一五六 大友義統書狀

○長野末夫文書
大分県史料一

都甲山城入道ニ
竜ヶ鼻城番ヲ命
ズ

(遠見郡山香郷カ)
龍ヶ鼻城番之儀、至都甲山城入道申付候、被申談、勤番肝要候、聊不可有油斷之儀候、猶田北十郎
可申候、恐々謹言、

癸正九、十年頃
卯月三日

長野勘七郎殿

(大友) 統 (花押)

一五九 大友義統書狀

○頌田叢史都甲文書
増補訂正編年大友史料二四

速見郡段別奉行
ノ遅滞ヲ責メ調
納セシム
一郷人ノ力不勤
ノ者

速見郡反別奉行之儀、兼而申付候處仁、遅滞無是非候、國家大用之條、不謂寺社免許、稠被遂催
促、急度調納肝要候、萬一一郷人與力、不勤之者於在之者、以交名可承候、聊不可有緩之趣、猶木
付中務少輔可被申候、恐惶謹言、

二月十五日

廣瀬美濃守殿

(大友) 義 統 (花押)

都甲莊

都甲伊豆守

都甲莊

都甲伊豆守殿

四六八

屋山權現ニ立願

110 源 吉統幸立願文

○屋山權現文書
太宰管内志下

敬白 立申大願之事 源統幸志之、

一可奉勤仕當山、如往古七堂建立之事、付可專佛祭禮日並勤行、

一可奉勤仕滿山共、不違昔岸造立事、付月次諸法事長日勤不可怠慢事、

右當山之靈輻者、元正天皇之御宇、養老二年戊午仁聞菩薩開關已來、練行季久、異國降伏之壇場、

天長地久御願處也、六所權現者、南方元垢世界之教主、入重玄門大士、太郎天童者、大日覺王之後

身、惡魔降伏不動明王之靈驗、八幡大菩薩者、滿山開基之尊主、日域朝廷之本主、累世明君之曩祖

也、爲守寶祚、爲倉生利、顯三身之金容、桃(桃)三所和光權摩給、然而源統幸忝請叡岳座主之尊命、被

補任當山權別當、成一山之法務、雖然今代者、隨國司命、改法體、局生弓馬家、任運於天道、投身

於國家、欲退彼暴惡、肆滿山之佛神三寶、傾頭合掌致精誠之立願、奉祈冥加、然則鏤莊嚴七寶、磨

光耀鸞鏡、以珠玉奉飭佛閣、法僧常住兮无勤行倦、優御寶前嗚呼染點、喜感應肝、渴仰酷深、因茲

含神慮納受之咲、衆灾拂千里之外、就中親君臣之禮儀、不失忠孝ノ志者、掠傍輩企非分、讒訴以惡

口訴諸人者、若人惡罵口、則門塞之、佛語不忌、即時討讒人給、要出軍場、則如衆星中月、光於增

戰場、呈名譽我朝、鎮他之領地知行、仰願者子孫繁昌兮、運續之開榮花、松柏之景迎、萬春不傾

吉弘統幸叡山座
主ヨリ權別當ニ
補任

志、至神鑒在暗馮哉、悅哉、伏願者、冥顯加威、靈神合力、鑿於退四方、精誠叶冥慮、幽玄可成加護者、先一之規端相給而已、

天正十五年丁亥正月廿日

源^(秘)幸敬白

一六一 北御巫清廣初穗受取狀^(紙切)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

布拾たん、はつを也、

天正十五年^{丁亥}正月 日

可然御身躰也、

豊後北浦邊^(里)や山之城、

吉弘殿 御返事

□^(北)御巫小禰宜^(清賢)大夫

北浦部屋山城

吉弘殿

初穂布拾端ヲ請取ル

一六二 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

^(表紙ウハ書)「天正十六年 參宮帳」

^(中扉ウハ書)「天正十六年 豊後國惣國

福嶋大夫

都 甲 莊

都 甲 莊

肥 後 國 惣 國

豐 前 宇 佐 郡

御 參 宮 帳

日 向 土 持 庄

略 ○ 首

都 甲 莊 松 幸 村

、豐 後 北 浦 邊 國 東 之 郡 都 甲 之 庄 松 幸 之 村

吉 弘 賀 右 兵 衛 尉 殿 同 御 供 之 衆 宮 迫 與 左 衛 門 殿

都 甲 九 郎 左 衛 門 殿 上 野 勘 右 衛 門 殿 綾 部 平 左 衛 門 殿

野 田 玄 番 允 殿 諸 田 三 郎 右 衛 門 殿 室 甚 右 衛 門 殿

同 御 中 間 衆 彌 右 衛 門 十 助 與 三 郎 三 郎

天 正 十 八 年 九 月 十 七 日 豐 後 北 浦 邊 く な わ の 郷 お は た け 村

赤 木 權 內 殿 末 田 治 部 殿 長 松 主 殿 助 殿 同 勘 六 殿

天 正 十 八 年 十 月 廿 一 日 豐 後 北 浦 部 都 甲 三 右 衛 門 殿

大 力 隼 人 佑 殿

略 ○ 下

(跋語) 右天正十六年參宮帳 豐後大分郡乙津村後藤作四郎藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時、大分県藤ニ托シテ之ヲ謄写ス
○ 国東郡全文ハ、來繩郷二五四号ニ收ム。

一六三 吉弘統幸書狀(紙切)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一

(包紙ハ書)

吉弘左近大夫

福嶋御塩燒大夫殿

御報

統幸

祈念ノ御被箱ヲ
謝ス

至遠方御使札、殊於御神前御祈念之御被一合、并種々被懸御意候、畏悅此事候、倍々可被抽精誠事、所仰候、每事期來喜候之趣、御使者達口上候之條、不能書載、令省略候、恐惶謹言、

正月十九日

吉弘
統幸(花押)

福嶋御塩燒大夫殿
御報

一六四 吉弘統幸知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三三

日向及ビ田原親
貫反逆鎮定ノ忠
ヲ賞シ所領ヲ預
ケ

妻子ヲ鞍懸籠マ
テ人質ニ差登ス
屋山岳籠城

両子山内薬王丸

於日州、息連右衛門事、宗似同場之戰死、感悅候、其已後、田原親貫惡行之砌、統幸事、如御座所令參上、數月勘忍之折節、依幼稚雖不辨東西候、其方事、聊以供奉、種々勵辛勞、就中至爰元者、爲人質、妻子等鞍懸籠迄差登、始中終以斗略相補候故、代々忠儀之筋目、毛頭無替儀、被成御感、其後豊・筑・日向其外所々在陳、殊屋山岳籠城之刻、方破却故、南北之親類中、悉同城之砌、粮等無懈怠被相續、其故、何茂無難被遂本意、祝着候、仍爲其賞、兩子山之内薬王丸名、長

都甲莊

名・長岩屋敷
・緒方莊日小田

都 甲 莊

四七二

岩屋之内面之屋敷、緒方庄之内、日小田百貫分役職之事、預進之候、全知行肝要候、恐々謹言、

天正十七年正月五日

統(吉忠)
幸 在判

諸田土佐守殿

一六五 吉弘家家譜書出(紙折)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一

吉弘之家

鑑直

惣領ハ
吉弘石見守鑑直

二男ハ
吉弘紹連(運)

高橋紹運

此紹連ハ筑前之岩谷之城ニ御座候、高橋鑑たねト申人之家へ、御養子ニ御越候、

紹運之

立齋

惣領ハ
飛驒守殿、後ニ立齋ト申候、

二男ハ
主膳殿、後ニ道伯ト申候、

戸次道雪養子

右之飛驒守殿ハ、筑前之立花之城ニ御座候、戸次道雪之家へ養子ニ御座候、立花之城ニ御座候

故、則在名ヲ名字ニ被成候、右之主膳道伯之

惣領ハ
主膳殿

二男
民部殿

立花立齋養子

三男
左近殿

此左近殿ハ、立花立齋ヘ養子

略○下

一六 吉弘氏伊勢參宮覺書

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

吉弘加兵衛

豊後国東郡都甲_弘御出被成候人也、
吉弘加兵衛尉殿、是ハ先年御參宮被成候、加兵衛殿御子息様也、但シ今ハ肥後守殿ニ御座候、同次

男竹中采女殿ニ御座候、御名ハ吉弘大郎八殿と申候、同三男ハ長岡越中殿ニ御座候、御名ハ筑子大膳殿と申候、いづれも是ハ、國東郡伊美谷千燈村の下拂坊、同妙吉寺川野勝左衛門殿、是ハ福知る心事也、三人御參宮被成候時、書付申候、

申七月十二日

吉弘加兵衛允御參宮之時、御供被成候人ハ、綾部平左衛門允、今ハ阿_{あや}きノはぎニ御入候、豊後國

東郡都甲_{とが}之庄まつゆき村也、

毛利殿ニ

都甲松行村

一六七 豊後國志

○国東郡
古蹟

屋山城 在都甲庄新城村、吉弘氏世據之、大友氏国除之日、城亦廢矣、

都甲莊

付録

一 豊後大神氏略系圖

○都甲文書
大分県史料九

〔端裏書〕
「豊後國大神氏」

豊後國大神氏系圖

父 緒方庄祖母嶽大菩薩

母 大政大臣（備前三司カ）以等三四伊周 公依惡事、
被流刑、配所緒方内 菽堵蟻

大太 国尋三輪明神 惟基男子
周殊大菩薩 告妻云、所胎子息 姓ハ大神、名大太云、

惟基ハ冬嗣大臣子、長良中納言娘、
長良者、權中納言從二位左兵衛督贈
大政大臣此把大臣ト申、

自從九国至狼藉之間、被召上於
四条河原欲被切頸之時、惟基詠
云、
惟基カ都語ノカラ衣
頸ヨリシテヤタケハンメケム
以此哥經奏聞之處、被赦免畢
云、

養父肥後國菊池大納言基經即賀ニナル、基經
後大政大臣、（マ）照宣公者是也、賀ニ取様ハ、九
国九国寄合大將殘威大馬、以人為食之間、依
無乘尻、無念ノ事仁思ハレケルニ、惟基推參
之處、被与此馬之時、サシヨリテ暫クニラマ
エヲソレテ、彼馬流汗ヲ、其後散散ニ乘之、
其後射鹿、悦喜之余ニ賀ニ取云、

眞直 頼直 頼平

柏杵惟盛^(白)

惟衝

惟用^(茂)

惟隆^(白杵)

惟榮^{緒方三郎}

惟憲^{佐賀四郎}

惟澄^{戶次二郎}

惟家

惟康^{佐伯三郎}

惟朝

惟定^{堅田}

野尻二郎

直入三郎

高野四郎

惟友

惟直

惟久

惟頼^(實米)

惟綱

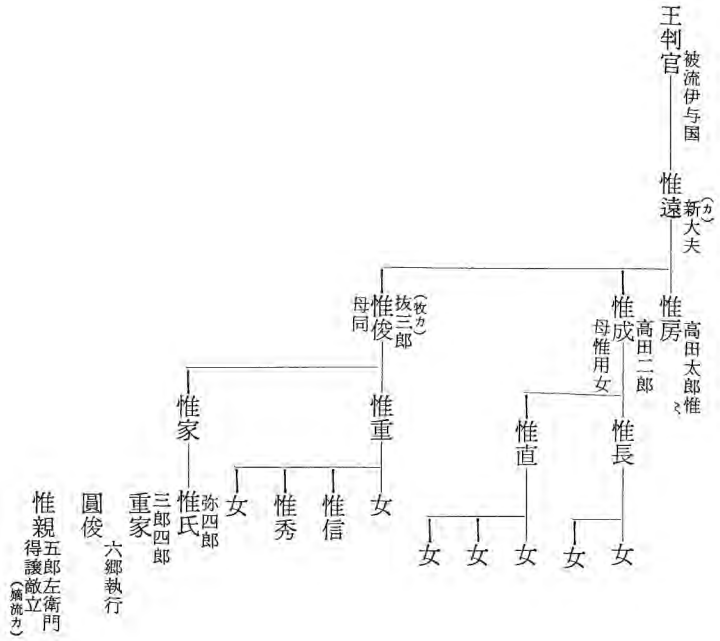
二 壬生氏略系圖

○都甲文書
大分県史料九

〔端裏書〕
「壬生氏□□」

壬生氏 歌人忠峯末系

付
録



三 吉弘氏系圖

(一) 田原氏系圖 (抄出)

○首略

○入江文書
大分縣史料一〇

直貞 (田原) 号大友 号田原

豐前藏人三郎入道 法名正曇

○事蹟略

貞廣 号田原 豐前守 豐前々司 豐前六郎藏人 又新藏人 法名觀音

正堅 号吉弘 又次郎

氏廣 号吉弘 又三郎

氏輔 八郎 法名一曇 土佐守 号了曇

直輔 右馬頭

氏鄉 右馬頭

直泰 号俣見宮内少輔 肥前守

直意 豪慶僧都 石見守

綱重 右馬允

圓仲 六郷執行 新藤治

新利 (魁) 藏人

氏直 — 石見守
 鑑直 — 伊豆守
 鎮信 — 太郎
 統幸 — 或運 太郎、加兵衛尉、於豐戰死、石垣原

(二) 大友吉弘氏系圖

○吉弘鎮安藏本(史料編纂所謄写本)
 增補訂正編年大友史料三二

○首略

(田原)

泰廣 — 十郎、中務少輔、左近藏人、母京腹、賴泰代二下向云々、吉弘、田原ノ先祖、

朝直 — 又次郎、早世、母同親秀、

女 — 善刑部大夫妻、宮迫先祖、

女 — 名越越後入道妻、尾張守、備前守、左近大夫、修理亮母、

女 — 玖珠女房云々、山上中將娘、直親母、將軍所松櫓局、

泰繼 — 無子孫

基直 — 次郎藏人、法名法梁、

付 録

都 甲 荘

直泰

三郎藏人、生石、田口、

福壽丸

直貞^三

吉弘次郎藏人、法名正曇、

盛直

三郎藏人、法名法智、後号法光、

貞廣^四

豊前守、法名観意、

南冥和尙

氏能

下野守、田原之系因従是分、

氏信

如法寺十郎、若狭守、

正賢^五

童名吉弘又三郎

直幸

五郎三郎

直泰

少輔藏人、俣見、

六 氏輔

丹後守、剃髮一疊、童名八郎、

吉弘家之太刀、從是傳、於都五奈橋二、千人切及二度、賀茂神主渡合神主討、其時大勢取圍、

其太刀河捨二日二夜、筑前國博多江落來、其太刀跡慕博多袖湊流來、諸人目二ハ如大蛇形、氏

輔則執之、于今嫡流幸盛傳來、樹白代好雪公被為入御覽、子細省略ス、極月廿四日被為入、翌

廿五日御覽被遊、御城江御持被遊候、無嗣子故二、山城守氏廣嗣テ、其太刀家二伝フ、號重代、

直輔

無子孫、土佐守、剃髮了曇、

六 氏廣

山城守、童名又三郎、

氏鄉

右馬頭

七 直意

土佐守

豪慶

僧都

八 綱重

石見守

圓仲

六鄉執行、新藤次、

付 録

都 甲 莊

親利^九

藏人佐、後石見守、

親信^十

石見守、於博田討死、

氏直^{十一}

石見守、於山香郷討死、

天文三年午 四月六日

鑑理^{十二}

童名太郎、其後藏人佐、其後伊豫守、其後左近大夫、初號鑑直、天正六年戊寅十一月十一日、

戰死于日向耳川、

右馬頭

吉弘伊織助先祖也、

鎮信^{十三}

童名太郎、後新介、其後左近大夫、其後賀兵衛尉、法名初宗鳳、後号宗似、於日向高城戰死、

天正六年戊寅九月廿七日、母大友修理大夫義鑑女、法名貞善院義誓寿首、天正十五、四月七日、

鎮種

主膳、兵衛、法名紹運、元龜元年庚午、高橋三河守鑑種入道宗專之家ヲ繼、天正十四年丙戌

七月廿七日戰死、享保廿年迄百五十年、

女

大友義統公御簾中、法名尊寿寺日正、文祿四己未十一月四日逝去、

女

戸次山城守入道宗傑室、
山田勝兵衛尉父、

統幸十四五

童名松市、後太郎、其後號賀兵衛尉、於豊州石垣戰死、母曰杵越中守鑑速女也、慶長五年庚子九月十三日戰死、(初名統運)

茂吉

掃部助、法名紹傳、母右二同、
吉弘治右衛門祖父、

統貞

吉弘七左衛門尉、法名一岳、母右二同ジ、曰杵右京養子、

女

戸次右近太夫統運室、後故統常下女子有立花兵庫助合縁、統運戰死之後、山鹿越右衛門合縁、其子吉弘彌兵衛尉也、於肥前有馬戰死、母右二同ジ、

女

豊州府内光西寺室

女

利根河道孝室、母右同、
此末肥後二有、松野織部、

女

橋津伊兵衛尉室、後號松山、母右同、

政宣十五

童名松一、其後傳次、後號賀兵衛尉、法名樹白、母志賀民部入道道喜、(女腕力)寛文二年壬寅五月廿八日病死

略○下

正久

加左衛門尉、重名兵市、母右同、在肥後仕官、

略○下

○本系図吉弘氏ノ祖正賢ヲ、田原貞廣ノ子トスルハ誤リ。三代直貞（正曇）ノ子ナリ。尚六代氏輔ト氏廣ハ同一人ナリト云フ（田北学註）。

四 豊後高田市都甲地区大字・小字一覽表

大字	小字
長岩屋	森ノ木、森ノ木迫、コ木山、大般若、カゲノ木、カハクボ、花ノ木、妙見、殿ノ前、小出丸、平、西ノ坊、田重坊、要本坊、前田、棕ノ竹、花主、一ノ拂、平原、号敷、田原地、ウトノ迫、重連坊、田口、岩ノ下、七郎迫、ヲリハナ、今井、岩竹、内川、口瀬淵、イデノ迫
鴨尾界、井手ノ平、ツル切、弁財天、西ノ迫、西、カハラ、庄右工門畑、迫ノ奥、掘岩屋、岩井手、三反田、妙見、小迫、前畑、笹原、上ノ迫、竹ノ上、奥ノ迫、小松原、幾久、川原、泉、内堀田、市場、大方、松木畑、出口、西小柄、鞍谷、山川内、泉山、エノコ迫、市場山、芋越トウ、板ヶ平、久保山、日平、山神、横枕、田井中、八畝田、水落、新開、田城、寺ノ上、谷カシラ、クボ、高平、	

以上西都 甲地区	松行	築地	荒尾
ン、大屋敷、宮脇、後野 下り松、朝拝、小極、南、前田、前畑、紺屋畑、ヲ、サコ、平床、水ノ本、ナガサコ、林、ロンデ	上、五六ろ、クワンノヒラ、アマダドウ、西田、池田、口内田、下り松、中村、宮ノ脇 田、大佐、小畑、中津田、川原田、山田、神山、フカタ、古其、天神、ウラ、野末、舟石、福出ノ 藤原、寺ノ上、カブリ、大平、シシブクロ、八ツ面、雁徳、前田、ツルドウ、三反田、尾田、荒尾	上新田、ヤヤマダ、ミカノ町、下新田、イシダ、エノ村、森田、北森、マガリ、ヒヤケ、下クギ、 上クギ、コガノ町、引落、下引落、ハヤマ、西ノ山、トクナリ、出口、タテジユン、ミスミ、井ノ 上、オクガサコ、大山、向平、金剛石、フクラ、高内、山内、ミネノ下、ミネハタ、ハイガサコ、 カヤバ、小畑、ハチゾノ、クニヤシキ	又井元、道仙、平田、平佐、イセダ、石ノ原、其田、井出ノ口、平佐山、水ヶ迫、切水迫、烏帽子 ヶ岳、丸山、彦一屋敷、山神、藪ノ下、カニノメ、柿ノ木迫、小フク迫、門田、浜田、ナガヲサ、 草畑、下前田、コフケ、ムカヒタ、芋畑、南谷、宮迫、仲哀殿、八ヶ迫、妙見、石カトウ、カシラ、 穴井迫、西カシラ、西越トウ、田迫入口、草場入口、堀内、秋田迫、川原畑、大谷、谷フケ、実森、 ワタリ、惣右工門畑、高尾入口、高尾、草場、田ノ迫、永迫、大久保、大久保入口

新 城

スキサキ、其田、中ノ坪、井手ノ口、ヲガミツカ、北山、前田、川原、明神田、タナダ、流、ナカ
 ツル、上前田、ヲニハラ、イカリ、宮ノ下、ツルノハタ、大園、尾上、神ノ木、室、持松、エボシ、
 コブカタ、代、橋ノ本、横田、ベンブ、鏡ヶ追、三ヶ追、ザトウヶ追、エノコ追、ミドウ追、都甲
 殿、九文代、嶺島、宮ノ上、カヤバ、小追、奥ヶ追、アマ坪、上ノ追、獅坪、甘木田、ケンノキ、
 ゲツクハ、甘木、上屋敷、ニガスイ、ゴンゾウハタ、甘木原、朝追、白岡、出口、松追、横石、早
 田、上中ノ坪、宮本、久保田、山ノ下、百塚、中ホキ、丸尾

梅ノ木

コヲノ、ヤマナカ、ソノダ、上ヤシキ、ゴンゾウハタ、ヤマクチダ、大平、アキウチ、トヤ、谷ヶ
 追、中ヤシキ、上サコ、ミチエダ、二反田、クチハタキ、アサヒラ、下ヤシキ、ユクヶハタ、カヂ
 ヤシキ、大畑、センボシ、北尾、中サコ、シリノハタ、ヒキナ、ヒノキ丸、前、トムレ、ハル、
 ホリタ、下拂、桐ノ木、東、大平原、平畑、六反田、五徳、上ノ追、中ツル、外畑、柳ヶ谷、下ヤ
 シキ、門田、八ヶ追

加礼川

立石、ムクラヶ追、カヤバ、西ヶ追、北畑奥、北畑、横居場、ツメハルキ、平畑、堀内、鶴、岩ノ
 本、長追、シノツボハタ、ウルシサコ、北ノ追、ウツボ石、ツエガサコ、吹上、山ノ神、松ヶ追、
 小平、コウナ、折花、外園、浦野、屋山、大工屋敷、中山、山口、黒麦畑、南畑、抽ノ木、三王
 鴨石、上神ヶ原、下神ヶ原、上竹中、佐屋尾、下竹ノ中、佐屋元、小加礼川、大坪、新海原、柿ノ
 木平、長追、大追、尖石、出口、前畑、中大追、中大平、追山、平原、中村、下鶴、上鶴、神田、
 櫻ヶ谷、受場手、蕪ヶ追、七曲、水ヶ元、水ヶ追、ツエヌヶ、山首、横畑、中原、台、峯、谷口、

一
畑

以上
東都
甲地
区

古園、弥平治、古田、上前田、古布計、二反田、横山屋敷、中園、迫園、鍛冶屋敷、堀田、原、上西ヶ迫、東浦野、芝原、窓岩、栗ノ平、新田、ハギワ、虚空蔵、トゴ、郷敷、キシロ、大平、岩ノ下、桑原、野田、丸石、角前、三反田、上神田、下並石、久保田、上北、中並石、平畑、幸ノ木段、竹ノ内、仁ノ田、道仙、横宇戸、シハカスネ、平城、倉谷、宮ノ原、上袖ノ木、荒竹、荒川、山中、東出口、六郎木、中迫、宮迫、由ヶ迫、力迫

ホコタテ、コオツケ、松川木、ハル、我山、石ヲテ、カゲヒラ、中尾、トラメシ、イモノヲ、神田、一里迫、切畑、尾迫、モモノ木、細工畑、狩門、前、洞、ウトノ前、ノタンサコ、ウシロ、カクレバタ、長畑、ヤシロサコ、中ヲサキ、下ノ畑、前田、下原、畑カゲ平、上前田、畑ノ日平、中林、ククリ松、諸白、堀切、栗ノ木迫、モチバタ、宮ノ上、袖子屋敷、大畑、ナル、大平其、道ノ上、大平、カツラ迫、アンキ、葉ノ木迫、向田、岩鼻、田ノ尾、大坪、ヒソロギ、堂ヶ迫、上堂ヶ迫、池之本、向平、上向ノ平、焼杉、上杉、尾タイ、釜割、榎迫、宮ノ中、トヤノヲク、トヤ、松尾、板屋、案内迫、二反田、北ノ迫、立平、水ヶ迫、山ノ下、小出ノ迫、藤四郎、南畑、野田ノ平、大平山、シロソヲ、ナノミ迫、上藤内、藤内、小野越、京ノ木、中畑、迫田、夏吉、尾ノ上、川田

真玉莊史料

一 豊後國風土記

○米繩郷一号ニ国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚鈔

國埼郡

武藏 來繩 國前(地) 由染(田) 阿岐(安) 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書
太宰管内志下

序分本山

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗文中山(ヶカ)十箇寺 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

寺・黒土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應曆寺・補陀落山千燈寺・横城山東光寺

真玉莊

四八九

正宗分中山
黒土山本松房
小岩屋山無動寺
大岩屋山應曆寺

流通分末山

本山分末寺

中山分末寺

末山分末寺

仁安院庁下文ニ
仕セ國ノ妨ヲ停
止シ浦部十五箇
荘ヲ寺家ニ返付
セシム

流通文(分)末山十箇寺 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・峨眉山文殊仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・參社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺 辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西蓮山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺

寺・海見山來迎寺・蓬花山富貴寺・清瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・稻積山慈恩寺・日野山岩脇

寺・鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・隨求房

中山分末寺 大滿房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺・毘沙

門多寶院・丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺 上品寺・願成就寺・虛空藏寺・淨土寺・金剛山報恩寺・吉祥寺・貴福寺・杉山ノ瑠璃

光寺

○モト統書キ。今便宜項目ニヨリ改行ス。本文書ノ年代ニハ疑問アルモ、シバラク通説ニ從フ。

四 後白河院廳下文案

○益永家記録
鎌倉遺文八五

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

可早仁安廳下文狀、停止國妨、以後豐前國浦部拾伍箇庄、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛事、

修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄

大神庄

日出庄

真玉莊

由布庄一院

伊美庄

岐部庄

白野庄

香々地庄

竹田津庄

真玉庄

姫嶋

都甲庄

草地庄

山香庄

藤尾寺

已以庄全七々四至、載久安應下文之、

勅免莊園

主勅免莊園也、○中

後鳥羽院

文治二年四月十三日

主典代式部少輔殿。正兼皇后宮大進大江朝臣

○「別當左大臣藤原朝臣」以下院司二十八名署判略。全文ハ草地莊三号ニ収ム。

五 前大僧正慈鎮所領等讓狀案

○華頂婆略
鎌倉遺文一九七四

〔慈鎮(端葉卷)和尚建曆目錄青龍院二品親王被記之、〕

○首注
記略

謹進

門跡相傳房領等事

無勤寺

真玉莊

慈鎮所領ヲ朝仁
親王ニ讓ル

真玉莊

○中略

三昧院

○中略

常壽院

○中略

法興院

極樂寺

桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔、平方庄

坂西庄

砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保 付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、加形年貢可沙汰也、

淡輪庄

六郷山

三尾社

西山往生院○割注略

持佛堂常燈領○割注略

六郷山

大懺法院寄進領

○中略

六條法印寄進庄

○中略

大乘院領

○中略

右、已上寺院・領所・房舍・聖教、併讓進

朝仁親王已訖、其中少々領家職之間、有遺言旨、無指過怠者、不可有相違欺、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰舍御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

密宗事

○割注略

顯宗事

○割注略

世間雜事

○割注略

建曆三年二月一日

前大僧正判

六 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

豊後國六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄

真玉莊

將軍家祈禱卷數
目錄ヲ注進ス

注進

豐後國六郷満山谷々別院灵寺窟佛事神事等將軍家御祈禱卷數目錄事

本山分

本山分

- 一 後山石屋 略○中
- 一 伊多井社 略○中
- 一 吉水寺 略○中
- 一 津波戸石屋 略○中
- 一 大折山 略○中
- 一 鞍懸石屋 略○中
- 一 高山寺 略○中
- 一 間戸石屋 略○中
- 一 喜久山 略○中
- 一 不動石屋 略○中
- 一 大日石屋 略○中
- 一 辻小野寺 略○中
- 一 大谷寺 略○中

一智恩寺○中略

惣山

惣山

一屋山寺○中略

中山分

中山分

一長岩屋○中略

一龍門石屋○中略

一虛空藏石屋○中略

黒土石屋

一黒土石屋、本尊馬頭觀音、仙室年中勤修正月會正月、觀音講每月十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、六

所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷、同千手陀羅尼卅三遍、

四王石屋

一四王石屋、本尊四天王、仙室年中勤修正月會正月、毘沙門講每月三日、初後入堂讀誦經典、今始御祈

禱長日毘沙門行法一座、

小岩屋山

一（無勤寺）小岩屋山、本尊藥師如來、年中勤修正月會自正月六日至八月三日、修二月會自二月一日至三月三日、一夏九旬不斷供花

布薩、七月十五日、一日轉讀大般若會十月十五日、請僧廿人、修八座問答講、三ヶ日夜法華不斷經自十月廿三日、天台

大師供十一月廿四日、佛名十二月廿四日、月並勤藥師講每月八日、往生講每月十五日、百座仁王講每月一日、一萬卷心經會每月一日、

日次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日轉讀大般若經一

秩、藥師經十二卷、藥師行法一座、

大岩屋

一（龜嶺寺）大岩屋、本尊千手觀音深山、年中勤修正月會正月五日、一夏九旬安居勤觀音講每月十八日、初後入堂讀誦經

真玉莊

典、六所權現於御寶前、二季祭五節等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、

一夷石屋○中略

一西方寺○中略

一千燈岩屋○中略

一五岩屋○中略

一岩殿岩屋○中略

一枕岩屋○中略

一銚子石屋○中略

一瀧本岩屋○中略

一大嶽寺社○中略

末山分

一兩子仙○中略

一小城寺○中略

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄、如斯、仍顯宗學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘妙典、增佛賢、密教佛子者、掘八幡尊神、(マ)六所權現社壇、唱神咒、備法味、初學行者、學人聞菩薩舊行、巡禮一百餘所巖堀、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御息災延命、御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

安貞二年五月 日

日小寺主法師某

都維那大法師某

寺主大法師某

上座大法師某

權別當大法師某

六郷山衆徒御中

○全文ハ来繩郷一ノ号ニ收ム。

權都維那大法師某

權寺主大法師某

權上座大法師某

權別當大法師某

執行兼權別當大法師某

七 小田原景泰奉書

○都甲文書
大分県史料九

蒙古合戰勳功尋
沙汰ノタメ代官
ヲ差進ゼシム

蒙古人合戰勳功事、重有御尋子細、爲御注進、今月拾日以前、可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、恐々謹言、

建治元年
十一月六日

(小田原夜飾)
景泰(花押)

眞玉又二郎殿
(惟行、師信)

伊美兵衛二郎殿
(永久)

都甲左衛門五郎殿
(惟親、取也)

眞玉莊

八 大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

関東御教書ヲ施行シ異國降伏祈禱ヲ行ヒ卷數ヲ進上セシム

豊後國分異國降伏御吏、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎月可致進上卷數候、仍執達如件、

(大友頼泰カ)
沙彌

六郷山別當執行御中

○年月日ヲ欠ク。

九 某施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱ヲ行ヒ勤行次第ヲ進上セシム

異國降伏御祈事、守關東御教書之旨、且致慇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

○差出書ヲ欠ク。豊後守護大友頼泰ノ発給ナラン。

一〇 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書
豐後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱卷
數目錄ヲ注進ス

本山分

將軍家御祈願所豐後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

本山分 後山

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部毎季、奉講讀仁王經百座毎季、奉讀誦觀音經一千卷、
奉講法華八講問答講、

吉水寺

○中略

辻小野寺

○中略

大谷寺

○中略

知恩寺

○中略

中山分 屋山

○中略

真玉莊

中山分

真玉莊

五〇〇

長岩屋

略〇中

小岩屋（無動寺）

小岩屋
（無動寺）

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每月、奉讀講（通）觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座
每季、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

夷山

略〇中

千燈山

略〇中

末山分

末山分大獄寺、豐後國鎮守

略〇中

兩子山

略〇中

小城山

略〇中

橫城山

略〇中

右、任關東御教書并守護所御施行之狀、或詣六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、滿山住侶各凝一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御（皇孫）延命、御願圓滿、異國征伐由之狀、如件、謹言、

弘安七年九月 日

○全文ハ來繩郷一六号ニ収ム。

六郷山執行法橋圖位在裏判（又裏判）

二 異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字 加礼川

異國降伏御祈禱毎月御卷數、山々勤行次第目錄

正月・七月、後山吉水轉讀大般若（經）一部、七ヶ日不動行法、同月知恩寺仁王講一百座、

二月・八月、屋山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月横城山仁王講百座、

三月・九月、長岩屋轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月辻小野寺・大谷仁王講百座、

四月・十月、小岩屋轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月夷山仁王講百座、

五月・十一月、千燈山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月大嶽山仁王講一百座、

六月・十二月、兩子山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、

○年月日、差出書ヲ欠ク。原本統書手。右ノ如ク改ム。

真玉莊

〔録文〕右筆三浦或部少輔重胤

天文十八年己酉八月吉日

〔任九〕任寺□壽了

持主森木安藝守

一三 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事

合

彌勒寺喜多院領
莊園・名田・末
寺・末宮・別保
等ヲ注進ス

豊前國

○五十五
箇所中略

豊後國

豊後國十八箇所

竈門庄七十

八坂庄百三十

日出庄五十

真玉庄五十

伊美庄并岐部浦合七十
成印

大神庄并乃木井合卅町

都甲庄九十

姫島島

香地庄三十五

草地庄二十五

真玉莊

竹田津庄十四丁

妙覺寺八丁

法滿寺三丁

永興妙法寺十九丁

藤尾寺三丁六段

由原宮

已上十八箇所

筑前國

○十四箇
所中略

筑後國

○七箇
所中略

肥前國

○六箇
所中略

日向國

○三箇
所中略

薩摩國

○四箇
所中略

肥後國

○四箇
所中略

大隅國

真玉莊

真玉莊

○三箇
所中略

惣都合百四箇所

○年次未詳。シバラクココニ収ム。

一三 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案豊後國大田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國大田文案
調進ス

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

(二階堂行忠)

謹上 信濃判官入道殿

沙彌道忍(大友頼季) 裏一

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

略○中

真玉七拾町

真玉七拾町

同彌勒寺領、地頭御家人真玉左衛門次郎惟信跡、真玉又次郎惟有法師法名願西、同

三郎泰信法師法名願信・同大貳房寛秀・同五郎惟村、名分領不分明、豊前大炊助入

道孫子大炊六郎大郎能重論申、

○草地庄以下省略。国埼郡全文ハ東繩郷一八号ニ収ム。

一四 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳ヲ
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日、自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領

・公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事

略○中

弘安八年九月晦日

沙彌道忍(大友頼卷)裏判

謹上 信濃判官入道殿

(二階堂行忠)

豊後國直人等記申、

真玉莊

真玉莊

五〇六

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・珍珠田數領主等之事
國東郡 千六百三拾八町

○中略

真玉莊七拾町

真玉莊七拾丁

宇佐彌勒寺領、真玉左衛門次郎惟重跡嫡子文次郎又惟永法名願心・大貳房完秀・五郎
惟村、各知行之處、豊前大炊入道殿跡六郎太郎采付能重論之、

○草地莊以下省略。國東郡全文ハ采繩郷一九号ニ収ム。

一五 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書
太宰管内志下

屋山例講谷役配分ヲ注ス

六郷屋山例講谷役配分注文

正月ハ夷山・長小野役、
(靈仙寺)

二月ハ兩子山・丸小野、
(兩子寺) (丸小野寺)

三月ハ大嶽山・見知・小城山・毘沙門拂、
(神宮寺) (東光寺) (寶金寺)

四月ハ小石屋山・別當御役・横城山、
(無動寺) (東光寺)

五月ハ屋山、
(長安寺)

六月ハ長岩屋・執行御役・辻小野・大谷、
(天念寺) (西明寺) (大谷寺)

七月ハ後山智恩寺・稻積・高山・懸樋、
(慈恩寺) (西觀山) (飛松寺カ)

黒土・大岩屋

八月八(本松房)黒土・大岩屋・相山(聖徳光寺)

九月・十二月八先達、

十月八千燈山(千燈寺)・清淨光寺(神宮寺)・鞍懸、

十一月八吉永(盛徳寺)・津波戸(永月寺)・間戸(間戸寺)・大折(報恩寺)・長副、

嘉元二年九月 日

○モノ統書キ。右ノ如ク改ム。

一六 鎮西北條政顯下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

字佐宮神官定基與狹間四郎左衛門入道智覺相論、豊後國田染庄永正名内田參段事

右件田地者、一圓神領、定基相傳之地也、而智覺押領之上、任興行法、可被糺返之由、帶前對馬守

公世宿禰舉狀、訴申之間、去年十一月十七日・同十二月廿日兩度雖下召文、不參之間、今年正月廿

九日仰眞玉孫四郎惟氏、被催促之處、如惟氏同三月七日請文者、雖相觸智覺、不及陳狀云々記請之詞略之

者、以難澁之篇、擬有其沙汰處、智覺同廿九日帶陳狀、所進代官貞泰也、仍爲問答、四月廿一日

成書下、不參對之間、五月二日以奉行人長嗣、重行、盛行使者、雖遣(他)使□役狀、不敍用之條、違背之科難

遁、隨如陳狀者、當庄者、非一圓神領、國衙半不輸之地也、仍云國衙年貢、云社役、共令勤仕云々云々

者、非一圓神領之由、雖稱之、神領之條、無異論之間、於彼田者、停止智覺知行、所返付社家也

眞玉惟氏ニ命ジテ催促ノ請文

眞玉 莊

真玉莊

五〇八

者、依仰下知如件、

正和二年六月十六日

前上總介平朝臣

(北条政時)
在判

一七 鎮西北條
政顯下知狀案

○永弘文書
大分縣史料三

校正

宇佐宮神官定基并忠基等申、豐後國波多方村住人左近次郎正信妻知行、同國田染庄永正名田内猿

喰四段卅・赤坂壹段十并屋敷三箇所荒野等事

右、彼名田屋敷等者、定基等重代本領也、而正信妻非分知行之上者、就神領興行、可被糺付之由、

帶前對馬守公世宿禰舉狀、定基等訴申間、仰真玉孫四郎惟氏、被尋下之處、如惟氏去五月廿六日請

文者、雖相觸正信妻、不及請文陳狀云々(起請之、詞略之)、難遁違背之咎、然則於彼田島屋敷者、所被返付社

家也者、依仰下知如件、

正和二年六月廿七日

前上總介平朝臣

(北条政時)
在御判

真玉惟氏二仰七
尋下又

一八 鎮西北條政顯下知狀案

○永弘文書
大分県史料三

〔校力〕
□正了、

宇佐宮神官定基申、狹間四郎左衛門入道押領豊後國田染庄恒任名事

右彼名者、定基祖父吉基本領也、而狹間四郎左衛門入道、以武威押領之上者、就神領興行、可被糾付之由、帶前對馬守公世宿禰舉狀、依訴申、去年十一月廿三日・同十二月十八日兩度雖尋下、無音之間、今年二月二日仰眞玉孫四郎惟氏、催促之處、如惟氏三月七日請文者、雖相觸狹間四郎左衛門入道、不及請文陳狀云々起請之詞、略之、難遁違背之咎、然則於彼名者、所被返付社家也、依仰下知如件、

正和二年七月二日

前上總北條政通介平朝臣
在御判

〔裏書〕
「於正文者、京都仁侍參之間、

爲後證之、所加々判也、

曆應三年八月十八日

僧有快龜田大輔房〔花押〕
沙彌崇覺〔花押〕

○首繼目裏ニ有快・崇覺ノ花押各半分ズツアリ。

一九 鎮西北條政顯御教書

○北良藏文書
大分県史料二

香地庄内ノ地ヲ
神鎮等ニ交付セ
シム

宇佐彌勒寺所司神鎮・神世申、豊後國香地庄内當寺東寶塔供料田三町六段事、重訴狀如此、就神鎮
興行之篇、被裁許之處、河越河内權守重方代篁賀、不敍用云々、早莅彼所、守下知狀、可沙汰付神
鎮等、若不事行者、載起請之詞、可令注申也、仍執達如件、

正和三年九月十九日

(北条政顯)
前上總介(花押)

真玉惟氏

真玉孫(惟氏)四郎殿

都甲四郎入道殿

二〇 鎮西北條下知狀

○粟丸文書
大分県史料二

宇佐彌勒寺長講神文申、豊後□都甲庄所課佛性米事

者、當庄一分地頭都甲左衛門四郎入道妙佛、元亨元・貳兩年佛聖米拾貳石毎年對捍之條、

無謂云々、仍度々雖尋下無音之間、以真玉孫四郎惟氏重□之處、如執進去年十二月五日妙佛請文
者、神文申佛性米事、返抄帶持之、以子息惟清可言上云々者、妙佛去年十二月捧自由請文、于今不

真玉惟氏使者ト
シテ都甲妙佛ノ
請文ヲ執進ス

可究濟焉者、依仰下知如件、

元亨四年五月十六日

修理亮平朝臣 (花押カ)

二 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺諸莊ノ供
米ヲ注ス

〔庄〕取得 (カ)

〔供米也、并〕 〔殿之供白米也、

竈門庄三斗

大 (神庄カ) 三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

山香庄

石丸四斗

立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地庄二斗

眞玉庄五斗 近來不弁也、

臼乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄 斗

眞玉莊

三 雜訴決斷所牒寫

○真玉氏系圖
西國東郡真玉町真玉寺藏

木付莊本方以下
地頭職ヲ安堵ス
真玉莊本方

雜訴決斷所牒

大友木付大炊助藤原貞重所

豐後國木付莊本方惣領分・八坂莊惣領分三分二

牧村之内本方二十町・筑後國中莊村惣領東分三分二・筑前國原田之内西方名十五町惣領三分二田

畠山野産數等地頭職之夏

右、件所々地頭職、當知行不可有相違者、天氣如斯、悉之、以牒、

建武元年六月十六日

左少史高階朝臣判

左少辨藤原朝臣判

裏ニ關白二條左大臣道平公御判一有之、

○本文書檢討ヲ要ス。傍註「」内ハ「豊城世譜」乾ニヨル。

三 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

本山付末寺

本山末寺

略○中
一後山 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

本山末寺

辻小野山 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轆轤岩屋〔最勝岩屋〕 良醫岩屋 朝日岩屋〔深藏寺〕
夕日岩屋 聞山岩屋 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋 普賢岩屋 如覺寺 來迎寺 光明寺

略○中

中山

中山

一兩子寺〔ナシ〕 長岩屋〔山〕 屋山 加禮河 久末 黒土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

略○中

黒土〔本松房〕

一黒土限東美尾 限西大岩屋美尾 限南小岩屋塚 限北大河内夷塚

一 委院主相傳證文〔傳〕仁分明也、

小岩屋〔無動寺〕

一 小岩屋限東美尾 限西堂山美尾 限南西拂 限北大石〔追進〕

一 委院主相傳證文〔傳〕仁明白也、

大岩屋〔応曆寺〕

一 大岩屋限南西拂 限東美尾 限西宇寺西美尾 限北山尾立

一 委院主相傳證文〔傳〕仁明白也、

略○中

真玉莊

中山末寺

中山末寺

一〔ナシ〕小兩子岩屋 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋〔ナシ〕 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

略○中

末山

末山

一〔ナシ〕見地山 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺 行人寺〔佛淨光寺〕 清淨光寺〔行人寺〕 懸樋山

略○中

末山末寺

末山末寺

一〔ナシ〕今夷 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山〔當寺領日田肥前權守入道押領〕

略○中

〔已上〕

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丑六月一日

〔享保九甲辰天閏四月八日、爲當用、令書之者也、
屋山長安寺 蓬山〔花押〕

○屋山長安寺所藏「大滴帳」ト少異アリ。〔 〕内ハ同書。全文ハ来繩郷五一号ニ収ム。

阿闍梨賴弁國東
塔一基ヲ造立ス

二四 熊野神社國東塔銘

○大分県金石年表
西國東郡真玉町大字中真玉

建武二年丁丑七月十三日、大願主阿闍梨賴弁敬白、

養下立 三所權現 一基、

三五 九州探題今川貞世御教書

○佐田家文書
太宰管内志下

御許山領真玉莊
ニ対スル木付頼
直ノ押妨ヲ停メ
下地ヲ円信代ニ
交付セシム

八幡宇佐本宮御許山座主坊圓信權律師申、當山領豐後國於真玉庄内辨分、石田畠屋敷等者、爲一圓當山領、不及地頭ノ進止、至惣庄者、山務代與地頭、遂檢注入勘、請取年貢正米於山上云云、然而、背大法、木付大炊助、一圓押妨之條、就冥顯不可然、所詮急速退押背人、被沙汰后唐下地於圓信代、可被守御祈禱之旨、依仰執達如件、

永徳元年九月廿六日

今川了俊
沙彌判

大友式部丞殿龜世

○モト續書キナルモ、右ノ如ク改ム。「沙彌判」ハ宛所ノ次ニ記ス。

三六 身濯神社自然石銘

○大分県金石年表
西國東郡真玉町大字黒土

一切衆生平等利益、應永十六玄華、

真玉莊

三 六郷滿山離山衆徒等申狀

○六郷山文書
太宰管内志下

六郷離山ノ衆徒
當寺務代ノ非例
ノ雜役段錢ヲ課
スルヲ停メラレ
ンコトヲ請フ

御屋作催促

段錢同前

坊領役田ヲ罪科
ナク押妨

退転ノ堂社坊領
ヲ注進ス

六郷離山ノ衆徒等一同謹上^(言脱カ)

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代住職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事、所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、上者令致隨分奔走勤仕申之處、御侍造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷^(感脱カ)此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應微分、依之、或先規舊例之法會神役等令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年月事、當山所々坊領并有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理由^(言脱カ)紬之本主事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲無私曲、條退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸之肩、彌可致御祈禱之精誠祈狀之旨、如件、

應永十九年巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○モト統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

三 寺原石殿銘

○大分県金右年表
西国東郡真玉町大字大村

長祿三年卯六月廿七日、大功德主比丘正學等、

二 英輔奉書

○黒田文書
大分県史料一〇

六郷山領下黒土
内ノ地ヲ黒田左
馬助ニ打渡サン

六郷山領下黒土内、中領分壹町參段小・大石分壹町參半事(設院)、爲恩補被預遣候、黒田左馬助江可有御打渡候、但山領事候間、有限寺役之外、毎年五貫文・同長夫一人、無懈怠可進之旨、被仰付候、得此意、可有御催催之由候、恐々敬白、

二月六日

英輔(花押)

龍藏院方丈

○以下三通年次未詳。仮リニココニ收ム。

三 英輔奉書

○黒田文書
大分県史料一〇

六郷山領下黒土
内ノ地ヲ預ケ寺

六郷山領下黒土内、中領分壹町參段小・大石分壹町參段半事、以別儀被預遣候、但爲山領之間、有

真玉莊

役等ヲ勤仕セシム

限寺役之外ニ、毎年五貫文・長夫一人、無懈怠可被進之由候、恐々謹言、

二月六日

英輔（花押）

黒田左馬助殿

三 慶合書狀

○黒田文書
大分県史料一〇

六郷山領黒土内ノ田地ヲ安堵サレシヲ伝フ

□ミテ御□事者、先以□郷山領内、黒土中領分□町參段小・大石屋分壹□參段半事、御案堵之□
判御拜領、實々目出候、□不可有相違候、々々、委細之□河崎殿可被申候哉、□々謹言、

二月九日

慶合（花押）

□田殿
御報

三 治部少輔某・左衛門大夫某・前伊賀守某連署奉書

○富來文書
大分県史料一〇

筑前志摩郡内ノ地ヲ富來彦三郎ニ打渡サシム

筑前國志摩郡成里名之内、拾町分之事、被宛行富來彦三郎訖、早任 御判之旨、可被打渡之由、所被仰出也、仍執達如件、

文龜二年卯月十九日

前伊賀守（花押）

眞玉掃部助

眞玉掃部助殿

左衛門大夫（花押）
治部少輔

三 大山祇神社寶篋印塔銘

○大分県金石年表
西国東郡眞玉町大字黒土

永正十三年丙子三月十日、願主三郎太郎、

三 大友親安義鑑書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

殘党退治ヲ告ゲ
堺目ヲ守備セシ
ム
眞玉忠兵衛尉

去春、殘黨現形之刻、預馳走候故、輒加退治候、外聞實儀、本意此事候、此等之段、早々可申候之處、依繁多延引候、彌其堺堅固之儀、憑入候、猶眞玉忠兵衛尉可達候、恐々謹言、

（永正十四年）
五月廿六日

（大友親安）
親安（花押）

田北六郎殿

三 大神親照書狀

○永弘文書
大分県史料五

（雜異ウハホ）
一

大神遠江守

眞玉莊

真玉 莊

五二〇

真玉(金左) 衛門殿御返報

親照

間別錢催促ノ事
相奉行

当莊免許ノ方

真玉忠左衛門

大内勢来攻ノ風
聞ニヨリ出陣セ
シム

真玉掃部助

可爲間別御催促之儀、雖申候、御一統御急之條、早々御馳走肝要候、御相奉行誰々ニテ御入候哉、
今兩人躰ニテ候すると存候、其分にも候者、先々兩人ニテ間別可被調事、肝要候之由、可被仰候、仍當
庄免許之方、以前馳走之辻、此方存知候、如其時今度も、可有馳走候と存候、其上にも菟角御申之
方候ハ、 能々承候て、致 趣、可申候、恐々、

八月三日(五)

真玉忠左衛門

三 大友義鑑書狀

○岐部文書
大分県史料一〇

〔(編纂切替) 墨引〕

至堺目敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香・津久
見・寒田其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、(九)猶下郡兵部返可申候、恐々謹言、

壬(天文三年カ)正月十三日

義鑑(大友) (花押)

真玉掃部助殿

竹田津兵部少輔殿

帶刀和泉守殿

櫛來新右衛門尉殿

都甲新左衛門尉殿

吉弘中務少輔殿

岐部能登守殿

六郷山(旗)行御坊

其外(郡)衆中

三七 永弘通忠書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(端裏書)

〔方カ〕
へ案文

田原庄供米ヲ社
納セシム

其実ナシ

就田原庄御供米之儀、去年□□始中終遂催促候處、再三可被仰付之由、數通預御報候へ共、爲一無
其實候、誠以無曲候、所詮於今者、彼御供米無社納候者、任社例、以一社同心之儀、可致愁訴候、
早晚之御上手にてハ迷惑候、兎も角も、依御報可得其心候、殊彼庄御知之故ニ、自前々、社米等
可相違事、尤、難測、御神慮候、猶委細者、定使可申入之間、令省略候、恐々謹言、

(天文五年カ)
十二月六日

(永弘)
通忠

眞玉民部丞

眞玉民部丞殿

まいる御宿所

眞玉 莊

真玉莊

三六 田染莊段錢算用狀

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏書〕
一御田段錢用物

〔御代 當用物〕

田染莊段錢納分

田染庄御段錢納分之事

貳拾貫伍百文定

除分

同庄除分

六町

六郷山領

七町

宇佐御神領

真玉民部少輔

七町

真玉民部少輔

五反

うさ神領

三九 某手日記 (紙折)

○永弘文書
大分県史料六

大友宗麟ノ居ル
曰杵焼失ス

吉弘左近殿其外南郡衆何も玖珠郡へ御立候、
(弘治二年五月)
一同廿一日癸酉、大友殿御座ス入ウスキ焼失候、女中方斗殘也、上様無相違候、

田原親賢妙見登
城木付登城

一 同十八日庚午、令官方と益永内、山香畠地所務論有、令官内新右衛門幽死候、女一人、又六手負候、山香親子失候、

一 同 城井へ八屋・山田衆取かけ、放火候て引候處、城井付候八屋防戰仕候、中八屋衆ニ山田衆之頸十三、城井打取、珍珠へ遣候、八屋衆七十人斗手負候、

一 六月一日、武藏田原民部大輔至妙見登城、昨日此日木付登城候、杉因幡殿下城、田原衆・木付二手斗也、

一 十二日甲^(午)□、當郡衆陣立也、

一 同十八日庚子、山田至廣津ニ取懸候、防戰杉因幡守衆・宇佐郡衆・野中衆、當時打留頸六十七、明至十九日ニ、以上百人打死、手負二百斗也、都合三百斗損候、山田ハ其マ、打負^(以下折返)「引歸候、

一 同日、爲山田・仲八屋・如法寺中間退治、田原常陸介。來繩郷ニ立、河向花藏寺付物數手計也、
其外富來・眞玉・都甲・北浦邊之衆三手計也、

一 同十九日辛丑、花藏寺立ツイ地付、

一 廿日壬子、上毛郡悉ク放火候、

一 同廿一日癸卯、辰剋、山田城落居候、彼一類衆行方不知成也、爰アハレナル事有、山田安藝守隆朝子滿千代丸、正年十一歲成を、^(毛)株刑部生害候て、頸を至親宏ニ現形候、仍安藝守隆朝行方不知落行候、上毛郡内者山田山ニ入候者、頸八百餘諸軍取也、女數人方ミトラレ候、上毛郡四分一男女失候、

眞玉莊

田原親宏來繩郷
ニ立ツ
富來・眞玉・都
甲・北浦邊之衆

眞玉 莊

五二四

一 仲八屋備前守英信、同六月廿七日己酉、至親宏現形也、
一同七月三日甲子、至中津郡陣齎也、(註)同四日乙卯、馬獄落居也、城トクヨシカイ、同ミナキ甲斐
守、其外秋月衆百計打取候、又田原方同衆松木・甲斐・萱嶋ナト云々、打死也、

四〇 田染建榮書狀案

○永弘文書
大分県史料六

綾部美濃守数人
召ツレ眞玉方ヲ
襲撃

間戸・岩脇

憲法ノ沙汰

綾部美濃守数人召烈、(列)眞玉和泉守方□、取懸候間、近方之給人、馳寄候て、役所へ取置候、童下役
秋吉状を添、綾部へ差渡候、各至綾美、佗言候て、役所にも、今度計ハ手を付候へと、依助言、女
一□中人請取落著、已來、間戸・岩脇へ、度々成敗事候へ共、政所不綺候子細、多々御座候、爰を
(人カ)以、役非二重之儀候、可有御分別候、右申事、從役所茂以條々、被仰懸候之條、迷惑之段、以一書
申入候、乍勿論、御憲法之御沙汰、可目出候、猶御不審之儀候者、重疊申入、可得貴意候、恐々謹
言、

三月五日

(田染)
建 榮

永祿六年癸亥
奈多殿
まいる 人々御中

四 田染建榮(カ)目安案

○永弘文書
大分県史料六

田染氏卜古庄鎮
光トノ相論
田染均ノ神領免
許ノ事

真玉民部少輔

免許ノ上役新儀
ヲ懸ク

鑑基下知ト申シ
追捕

孫三郎誅伐ノ事

就題目之儀、古庄右馬助方、以一書(被申)次第、令披見(被)、

一 (我等) 拘之神領御免許之儀、從前々證文、銘々備上覽候間、弘治三年當 御代御書・御奉書頂戴仕候處、如何躰 御書候哉之由、御不審不及是非候、(鎮光) 從年內役御存知之樣候(問)、數通之 御書

・御奉書、未遂披見候、乍去御眼前候之條、以真玉民部少輔方、鑑基・親賢(孫多)被成御吹舉、御免之儀、重々請 上意候由、申理候ツ、其上至長方者、於府 御書遂披見候、下役秋吉へも、長池與

七と申仁所にて、披見之處、下代種々申掠候事

一 右ニ如申候、御免許之上役、二重之通、新儀ニ被仰懸候、諸郷庄並、可有之候哉、不及申候、(親賢・鑑基) 賢・基御取合之砌、既 御曹司様、御懷胎之御時、從 上様、宇佐 八(孫宮) 御立願御書御銘文

ニ、被遊載候之條、(孫基) 旨、於神前御定香執行仕候事、年中香代一貫貳百文、飯米一石二斗にて勤役仕候、御免許とハ申なから、非無篇目候事

一 御願文請取申以來、從役所、菟角之儀なく候、於有被申事者、基・賢へ可申入候、既今度基御下知之由、被仰懸、既追捕候、公儀御調御存知之事候、御社務と申、彼是以(謹)而佗言深重候事

一 孫三郎と申者、如仰、元ハ上野方領地之仁候、從役成敗以後、愚領へ來候處、重科之由、以久(孫)又太郎方・帶(刃)越前守方、依蒙仰、如此之儀、相互之儀候(案)、加誅伐候事

真玉莊

眞玉莊

五二六

一彦四郎と申候者、成敗之折節、從^(マ)役至我等、無承儀候、彼者妻子ハ、久土智三郎方領内迫居候て、彼彦四郎大子之儀、我ら小者四郎三郎と申仁、其儘召仕候、當時鎮光被官被召置候之間、不及口能候、彼者弟者、迫御子ノ小僧所望候之間、遣候、迫より馬役所へ被召候儀ハ、彼妻失候と被仰懸、一疋參せたる由承及候、久土智方よりも、預御尋候之條、彼童之事ハ、我等以分別、迫へ遣候由返書申候、久土智方と御沙汰候儀、不存候事

大慈院領免許ヲ破リ宮司三郎成敗

嶺觀音堂ニオイテ追捕

一古庄土佐守治重代、永正十三年大慈院領破免許、若宮殿宮司三郎と申仁成敗候、大慈院被遂言上候處、稠仰出候て、人畜賦物如大慈院糺返候、其時下役松田山城浮沈被差候、長野主計允二下役被申付候、鎮光可爲御不知案内候、下役之事茂、上役一二代持後候之間、前々之續、存知間敷候歟、銘々令申候事

〔^(二)吉〕弘氏直御代、嶺於觀音堂追補候之處、〔^(補)〕美濃守〔^(一)〕眞玉和泉方へ〔^(一)〕て、役所へ取置候、〔^(一)〕

○傍註及ビ末尾「以下ハ、同一案文（二四一三号）ニヨリ註ス。永祿九年ゴロト推定ス。

四二 奈多鑑基書狀（紙切）

○永弘文書
大分県史料六

古庄鎮光田染少宮司方公事
シ 女親子ヲ渡スベ

古庄右馬助方・少宮司方被申結公事、餘六ヶ敷候之間、相互ニ無異議様、令助言候、少宮司方、重々被申儀候へ共、左様にハ、於我等者、不及分別候、公儀可然召扱候上者、爲私無申事候、殊女親

子之事、此方へ渡可給候、萬期後喜候、恐々謹言、

六月八日

(奈多) 鑑基(花押)

吉弘長門入道殿

眞玉民部少輔殿 御宿所

眞玉民部少輔

四三 古庄鎮光書狀案

○永弘文書
大分県史料六

□分之、不被任存分候事

吉弘氏直領内成敗
童一人ハ氏直領
ニ取ル一人ハ役所
眞玉父子役聯五
十年

一吉弘氏直御領於六郷之内、從役所成敗共之砌、雜務之者、氏直江返進之由、被申候哉、彼成敗之儀、從吉弘殿、事六ヶ敷被仰懸候折節、中人以拵、童一人ハ氏直御領江付遣、女一人自役所取置候て、無事ニ罷成候、是ハ可爲中□儀候哉、更田染方被申事ニ、難準儀□、既眞玉和泉守方父子役職存知候て□來、及五十ヶ年免許之沙汰、菟角被申儀無之候て、今度如何躰、御書・御奉書拜領候哉、至我等不預一屆候、一雅意之御拵、被申候事、前代未聞之儀候條、鎮光失外間候次第、不及申、如此之被企新儀候事、迷惑千萬候、

一□事、能々被成御分□、勿論御憲法□可被仰渡段、奉頼候、於此上も、御不審之儀候者、蒙仰申上、可得貴意候、恐惶謹言、

二月十八日

(古庄) 鎮光

眞玉莊

眞玉莊

五二八

(余志)
鑑基様

まいる人々御中

四 大友義統安堵狀

○田原卯七文書
大分県史料一〇

眞玉莊内金屋田
畠ヲ安堵ス

父和泉入道宗智拘眞玉庄内、金屋田畠壹町三分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

卯月十六日

(大志)
義統(花押)

田原備後守殿

呈 眞玉統房書狀

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

(別紙異筆)

「 天正十五年二月 日

豊後北浦邊

使小禰宜大夫

またま殿

眞玉殿御返事

(包紙ワハ巻)

眞玉太郎

統房

大神宮御師
福嶋御塩焼大夫殿 参

御報

〔(複製切封) 墨引)〕

祈念ノ御祓ヲ謝ス

大神宮へ以御祈念、御祓并御土産送給候、畏入存候、彌於御神前武運長久繁昌ニ、御懇祈所仰候、委細猶御使江申候之間、不能書載候、萬賀期後喜候、謹々謹言、

二月八日

統房 (花押)

大神宮御師
福嶋御塩焼大夫殿 参

御報

付録

一 眞玉氏系図

○真玉寺文書
西国東郡真玉町真玉寺藏

眞玉氏源朝臣姓

系圖

豊後國大友屋形六十二氏之内

速見郡武者所木付氏之黨

家紋割茗荷丸内分銅

家字重文字

○困常立尊以下藤原氏・源氏・大友氏系図等中略

大友能直—親秀—

○年譜略
下同

—賴泰

—親重

木付大炊六郎 豊前八郎左衛門殿

大炊助 肥前守 母同賴泰

建長元年自賴泰^{上下}補被速見郡諸士統領矣、為食邑速見郡内木付庄・八坂庄・歳田庄・国東郡真玉庄・田泷庄内牧

村等散在知行之、

同年木付庄木田村臺山艸創城郭、而移徙、号之木付城、

同二年庚戌二月賴泰鎌倉參之時、扈從之、属于平重時朝臣、拜謁

大將軍賴嗣公、

同年賜御教書、其文曰、

西国莊公地頭等所務事、有其沙汰、是本地頭所務者、可依往古之由緒、故追先規之例、可令止新儀非法也、新地頭者、被定卒法之上者、其外全可停止濫吹也者、存此赴、可加下知之由、即被相觸五方引付之狀、依御執達、如件、

建長六年四月十六日

相模守判

木付豊前八郎左衛門殿

略

木付能重

能重

木付六郎太郎 阿波守 大炊助

弘安八年受惣領賴泰命而、相繼父遺、木付・八坂・藏田・真玉・田渋庄牧村五ヶ庄之内、散在分、筑前・筑後

兩國之内、散在分地頭職、

同年入于鎌倉、属于平貞時朝臣・同業時朝臣、拜謁 大將軍惟康親王、

元亨二年四月廿四日卒、六十一、於安住寺葬、

牌名捐館春泰院殿大倉承能忍道山大禪定門

木付六郎 丹波守 紀伊守 大炊助

貞重

元亨二年受惣領大友貞載命、相繼父遺木付・藏田・八坂・真玉・田渋牧村五ヶ庄内散在分、筑前国原州之内西

方名、筑後中庄村等地頭職、

元弘三年五月廿五日博多合戰之後、賜御下文、其文曰、

當五月廿五日、武藏修理亮英時以下朝敵誅伐之間、木付紀伊守貞重属于大將軍大友近江入道具簡手、致合戰、預一見證狀畢、以此旨、可有御 奏聞候、恐悞謹言、

付 録

五三一

真玉莊

五三二

元弘三年九月十一日

右衛門尉判

謹上御奉行 承畢、

(足利) 高氏判

建武元年賜 綸旨、其文詞、

雜訴決斷所牒

大友木付大炊助藤原貞重所、豊後國木付莊本方惣領分・八坂莊惣領分三分二・歲田莊之内三分二

町 真玉莊本方七十

・真玉莊本方七十町・田畝莊牧村之内本方二十町・筑後國中莊村惣領東分三分二・筑前國原田之内西方名十五

丁惣領三分二田畠山野^(屋敷力)産數等地頭職之支、右件所之地頭職、當知行不可有相違者、天氣如斯、委之、以牒、

建武元年六月十六日

左少史高階朝臣判 左少弁藤原朝臣判

裏二閔白一条左大臣道平公御判一有之、

延元元年丙子正月、於洛陽、結城太田判官藤原親光、降參于大將軍尊氏公、仍為上使、同十一日大友左近將監

貞載行向于親光館処、於東洞院烏丸、双方行會、已而及鬪戰、大友三百余兵也、結城十四騎、兩方主從共戰

死、貞載負深手、同十四日於二条卒去、四十五才、貞重同日討死、四十五歲、

牌名瑞雲院殿前大倉丞覚信道源大居士、

能泰

木付加賀守 号土殿、

能壽

上大炊四郎、

能覺

上大感丞、

木付頼直

頼直

木付大炊六郎 美濃守 大炊助
雅名梅若 法名廣輔

延元元年丙子正月受大友具簡命而、相繼父遺木付莊本方惣領分・八坂莊惣領分三分二・歲田之内三分二・真玉莊本方七十丁・田畝莊牧村之内二十丁・筑後國中莊村惣領東分三分二・筑前國原田西方名十五丁惣領三分二、都合散在所、

觀應元年庚寅十二月駿州薩埵山之時、属于惣領大友氏泰出軍矣、連年氏泰與氏時每出勢、屬之、延文三戊戌十二

月義詮公將軍宣下之時、為氏時之使節上落、属于仁木京兆頼章而、拜謁 將軍家訖、于時 依 釣命、拜任美乃守、拜領御劍備前兼光、御貳龍蹄信濃鹿毛、

應安四年今川了俊豐府下向之時、下文、鎮西凶徒退治之事、被 仰付之間、令下向候訖、有御用意、可被勵軍勞候、恐々謹言、

應安四年正月十一日

今伊入
了俊判

木付大炊助殿

鎮西大將下向之後、被參入于高崎城、殊木付城堅固出丸、用意兵船等之支、今川了俊、大友親世注進之趣、達

台聽之趣、御感不淺之狀、依 仰執達如件、

應安七年甲寅十月三日

武藏守判

木付大炊助殿

應安七年甲寅三月 大將軍義滿公九州御下向之時、大友親世依勵軍功、被補仕丸弟探題職矣、于時頼直與田原直平兩人、隔日為大友先鋒、

將軍家高良山御陳宮之御時、召頼直、々平兩人、有 御意、拜領御紋扇、

康應元年於霧、竹尾兩窟、安置石躰地藏尊像、

明德三年木付城修補、

應永元年甲戌九月十一日修造功終、

同十三年丙戌三月十八日辛、八十八歲、

牌名宝尉院殿前倉添澄岩廣輔大居士、

一女
大神伊予守源親増妻

一親 直 木付大炊六郎 伊豆守

一親 公 木付六郎 讃岐守 是當家之嫡流也、

真玉莊

真玉氏元祖
真玉重実

真玉五郎 真玉氏元祖

重實

六和元年壬辰正月、惣領木付頼直受大友氏時公命而、割分国東郡真玉庄七十丁、被授與之畢、

同月廿八日自氏時公、可為真玉庄地頭職當知行之旨、給御證狀、

同年自十一月、移于真玉庄、居住、

延文二年丁酉十月帥建梵宇、招請宝陀寺悟菴智徹和尚、為供養導師、且初祖而即号電守山真玉寺、

應安年中軍乱、與舍兄頼直共、每度出軍、

應安七年甲寅八月廿六日奉造替真玉八幡宮神殿、命野村伊織助憲篤、為奉行、

應永十年癸未三月四卒去、八十一歳、於真玉寺葬之、

牌名真玉寺殿龍雲融興大居士、

真玉重興

重興

真玉太郎 丹波守

母竹田津彈正少弼大藏種晟女

嘉慶元年丁卯十二月、受大友親世公命而、相継父遺真玉庄七十丁地頭職、

同二年戊辰九月廿五日、命諸臣而、始而真玉八幡宮神吏音楽興行、

應永四年丁丑五月、大友親世公九州探題職補任、下向之時、以井口秀發、為使節賀之、

正長元戊申三月重興致仕、

永享十二年庚申十月去八十歳二而卒、

牌名大音院殿丹州守巨海毛吞大居士、

重秀

真玉次郎 伊勢守 母同前、

依多病不受恩祿、居住于真玉庄、

至徳元年甲子九月廿二日去、二十六歳、

牌名捐館勢州守一雲道覚居士、

秀發 井口喜太郎 帶刀

初号重總(繼九)

真玉重愛

重愛

真玉掃部助

母井口大膳亮源發明女
明德四年癸酉朔日井口發明死去、六十六歲、依無嗣子、同五月八日真玉重興依裁許、為發明為養子
相繼井口氏、

母大津留河内守源廣紹女

正長元年戊申八月六日、受大友持直公命而、相繼父遺真玉庄地頭職、

應仁二年戊子四月十三日去、六十一歲、

号清涼院殿湛海道然大居士、

真玉兵庫助

繁世

母大神形部少輔二元晟女

應仁二年戊申五月受大友親繁公命而、相繼父遺真玉庄地頭職、

文明元巳丑年親繁公使朽網左馬頭繁氏・奈多伊賀守隆實等、征伐城井長野矣、繁世出陣扈從之、

明應四年乙卯大友政親公、為征伐大内氏、中国渡海矣、繁世承彼先鋒之再許、自分兵船而渡海、

同五月四日、於長府繁世討死、四十八歲、

号了性院殿一空道刃大居士、

真玉刑部左衛門尉

能實

母寒田市太郎源寬光女

明應四年乙卯七月受大友親治公命而、相繼父遺真玉庄地頭職、

同五年丙辰十一月受親治公命而、奉造替真玉八幡宮神殿、

永正元年甲子木付刑部少輔親久與出原中務少輔親述、於山香郷八窪現形之時、能實與力于木付親久、

大永元辛巳三月五日去、五十三歲、

号直指院殿見道自性大居士、

付 録

五三五

真玉莊

真玉親房

親房

真玉太郎 伊織助 掃部助

母吉弘右馬助源輝興女

大永元辛巳五月、受大友親治公命而、相繼父遺真玉庄地頭職、

天文三年庚午三月、大内義隆卿促大軍、渡海着岸于高田浦、依之親房以手勢、馳向敗北矣、

同年四月六日、於山香郷大。邨合戰、野(大郎)誤味方軍大將吉弘石見守直氏・寒田三河守親將以下諸將士卒、悉皆討死、

親房同時討死、三十二歳、

号見性院殿一忠大功大居士、

真玉治房

治房

真玉次五郎 安房守 後改鑑賢

母小野伊織助信里女

天文三庚午五月、受大友親鑑公命而、相繼真玉庄地頭職、

(永正十三年ノ誤)同十三年甲辰八月廿六日高崎城代朽網下野守親滿御征伐之時、鑑賢出軍、

同廿年辛亥八月大友義鏡公肥後國御退治之時、鑑賢入于佐伯彈正少弼惟教備、出軍扈從之、

自弘治二年丙辰九月、至于永祿四年辛酉、豊前國御退治之時、鑑賢出軍扈從之、

元龜二辛未年七月十八日去、四十七歳、

号清光院殿月詔田桂大居士、

真玉鎮持

鎮持

真玉次郎 掃部助

母植田大和守源時憲女

永祿七甲子九月、受大友義鎮公命而、相繼父遺真玉庄地頭職、

同年乙丑五月十八日、筑後国立花城主立華弥十郎鑑載、大友宗麟公御退治之時、鎮持出馬扈從之、

同十一年丁卯八月、宗麟公御出馬、鎮持供奉之、

元龜三壬申年四月、伊予国西園寺公廣御退治之時、鎮持乘自分兵船、承先登而渡海、

天正六年戊寅九月、宗麟公被促大軍而、日州御出馬、與嶋津合戰、鎮持與木付紀伊入道宗虎同陳出軍、

真玉統寬

同十一月十二日高城、耳川合戰也、平均之後、帰陳而、翌七年己卯十二月二日卒去、四十六歳、
号慶雲院殿大器璉通大居士、

真玉掃部助 号初重種

統寬

母八坂李進紀忠兼女

天正七年己卯十二月、受大友宗麟公命而、相継父遺真玉庄地頭職、

同十四年乙酉十二月薩州勢乱入之時、統寬率軍士而、馳向于木付、城主木付中務少輔鎮直、依禦寄手薩州勢、不

能入于國東郡、而新納武藏守忠元嶋津家一家老、自木付敗于兩方、

同十八年己子二月、豊臣秀吉公、小田原御陳出陳也、大友義統公為御供御上落矣、統寬可扈從之由、而大神賢助・

大津留金左衛門・吉良傳右衛門・古庄雲八・小佐井左馬助・臼杵美乃守等同船也、三月十九日就府内出軍、統

寬同十二日真玉出馬而、到于美目長小野之越路之處、家臣山田大藏丞兼佐俄狂乱而、奉弑害統寬畢、于時井口

季光為後殿、急馳同時討兼佐矣、又上野主馬允正信信習也討季光矣、尔来同土數輩討死云、因茲真玉氏、自五

郎重實、至掃部統寬、世代九代也、當家開基自文和元年、至天正十八年、年數二百三十九年而没家、

(眞生)
[]年五百年 []百七十八年

号嶺松院殿没室道弦大居士

(奥書)
一皆享保十六辛亥初冬

現住豊嶺記

二 西国東郡真玉町(除白野)大字・小字一覽表

大字	小	字
大平		(左側八現地訓ミ)
六反田、山ノ神、人数道、丸尾、組廻、堂ノ口、帯田、向山、西ノ迫、屋敷、大平ノ上、宮ノ上、宮ノ本、石仏、割石、万田原、京ヶ平、境、鶉ヶ迫、アメ牛、藤原、大屋禰、宮ノ向、フサノ迫、高鼻ノ下、門田、寺分、田ノ平、大坪、四反田	新田与八郎、赤坂、向汐田、汐田、長谷、小深田、オモ田、大道、山ノ神、ナシノ木、コブノ内、打越、野内、西ノ岸、和田、岡、中受、上ノ山、一ツ堂、平、致齋城、玉、和田鼻、西ノ磯、カツラ廻、下ノ山、丸山、トオノ本、大塚、干満居、田淵、孫助分、土取、神ノ木、水毛、無田、観音堂、原ノ前、原、中金屋、下毛、小塚、箱崎、神田、天水、東、迫ノ谷	大村 五反、迫谷、ケハイデン、池ノ尻、天水、西、松原、大久保、長田、タブノ木、浜殿、イソ、真玉新田(真玉新開)、天神ノ下、石ノ元、九市良ノ下、浜田、明神ノ元、筒井、向田、江ノ頭、土ヤ子、柄田、マロ田、淵、平田、船林、宮ノ下、カジャヤ天水、立花木、大田、藤田、片吹、次郎太屋敷、竹久、蔵元、高札ノ元、西蓮寺、上屋敷、中村、今石、上ノ、貴船、良九良園、ヘチ屋敷、久保天、岸ノ下、向畑、貴城庵、下貴戸前、外城、内城、貴戸ノ前、正添鳥居元、正添、谷ノ原
金屋		
大村		

堂ノ煙、榎畑、池ノ頭、池ノ向、五反寺ノ下、寺ノ前、古屋敷、屋根添、寺ノ下、無田、寺ノ原、
 寺ノ上、塚畑、宮ノ元下、宮ノ元、宮ノ上、上サル口、下サル口、山ノ下、堂ノ鼻、堂ノ後、西ノ
 堂、立畑、笹ヶ平、竿道、堂ノ後谷、寺山、野内、山ノ辻

牛糞、辻原、宮ノ上、久保、八反田、クウギ、田嶋、年ノ神、久保田、松本、御代伏、貴布禰ノ下、
 川底、淵ノ上、湯原境、大山、石原、井ノ口、小松原、塔ノ下、小市郎、中村ノ上、中村、貴船、
 加々屋敷、入船、臺、於島、石ヒツ、垣添、池ノ下、後野

湯原、岡ノ下、シン屋敷、上り立、蔦石、大丸尾、内畑、岡、堀田、ウルシ畑、高平、追久保、寺、
 臺羅、尾鼻、長尾、木松田、横尻、丸尾、エノコ迫、中居原、尾迫久保、柿タナシ、宮ノ上、尾下、熊殿、横
 上屋敷、藏野、木山、外園、湯ノ下、百返し、楠小迫、下山、湯ノ上、中川原、今在家、龍殿、横
 岩、白ハゲ、鶴田、沖ノ上、井デノ迫、鶴迫、ウトノ前、コナコ迫、五十石、大ヤ子、ウト、狐石、
 谷、向高野、三ツ船、中久保、黒土迫、山神ノ上、姉ノ迫、小迫、シシ袋、横居場、ノチヨウズ、
 出切

浜、透留新田、北平、小松原、藏ノ上、中道、開山松、中ノ谷、神ノ内、笹ヶ尾、丸尾、作頭、立石、
 中尾、才間尾、坪原、東、西、真玉新田、外新田、内新田、古屋敷、千原

付録

庄屋

入原、裏田、川登、岡ノ上、矢垣、茶屋場、重吉、重吉平、丸尾

惠良	萬四郎、影平、尾崎ノ下、浮石、中宗須、山田ノ上、山田ノ奥、山田、日平、柿ノ木田、庵ノ迫、遊泉松、中原
西畑	向、平原、大畑、後ノ山、手城、愛、屋敷、石坪、長嶺、赤木、小迫、小清川、一ノ水口、大迫、下横手、上横手、西畑猪峯
常盤	常盤猪群、猪峯、ホライ、西ノ迫、柚ノ迫、尾首、高正津、田ノ口、宮ノ上、大迫、貴船、弥堂ノ迫、桑木原、長畑、平、城ヶ下、京田、九ノ坪、寺ノ前、宮ノ前、岩ノ下、山ノ上
潮見 (以上玉地区)	干拓
城前	重野、池田、大平、西弘、久保、熊森、猪ノ峯、一ノ瀬、深迫、百段、ヒラク、打越、平、広畑、尾南、行清、孫代、屋敷、前田、川洲、樋ノ口、三杉谷、白丸、水谷、奥畑、萩尾、水迫、山ノ神、弘ノ平、焼山、上野、榎迫、サキノ久保、高野
大岩屋	行立、笈石前、下ノ丸、木ノ下、深迫、堂ノ迫、岡、岡ノ向、仲村向、仲村、山口、広丸、上山口、エザリ坊、稗畑、早田、焼山、上秋畑、秋畑、京田、清水平、上ノ山、天神、中山、中平、後藤田、一ノ迫下夕、山口向、一ノ迫、二ノ迫、三迫下夕、三迫、小水取、大水取、畢通、屋敷、走水、平原、赤瀬、尻突、口ノ入レ、野田、漢ヶ峠
有寺	平、奥迫、劍ノ木、荒尻、走水、屋敷、峠、下ノ谷、黒迫、貫平、大平、石原、一本木、上七クブ

キ、下ノ神、杉ノ平、前田、内山、石堂、真渡

下黒土

中ノ坊、小岩屋田、次郎丸、ホキノ下、別添、湯船、西、竹ノ上、上、役王、東、福真、日平、前
 島、市ノ追、楠ノ追、四王、上追、中畑、半ノ田、前田、仏生田、山園、岡園、小松追、赤瀬、大
 谷、水ノ元、小川内、ガラン、下畑、岩屋、多々羅ケ追、竜門、カチヤ、中村、上風、山ノ神、鳥
 越

三畑

神田、五重田、平、サタオ、大平、小峠、郷敷、トヤ、甚田、足駄木、山ノ口、釜ヶ追、峠ノ田、
 柳ヶ谷、峠、竜ヶ谷、ヤ子

上黒土

上前田、広畑、中前畑、佐追、中追、寺川内、浦板、肉追、影平、前田、小追、岡、花木、小河内、
 坊所、広畑、本松、荒谷、尻付、乙、三分一

小河内
(以上真玉地区)

西、大平、登立、舟瓦、本山、城戸、大向、小平、大山

○本町ノ大字・小字及ビ現地訓ミハ、当町桑原清氏ニ調査ヲ依頼シタ。

白野莊史料

一 豊後國風土記

○来繩郷一号二国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚鈔

國埼郡

武藏 來繩 國前(師) 由染(臣) 阿岐(安) 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 後白河院廳下文案

○益永家記録
鎌倉遺文八五

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

仁安院序下文ニ
止シ浦部ノ妨ヲ停
セシム 莊ヲ寺家ニ返付

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以豊後前國浦部拾伍箇庄、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛

事、修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄 大神庄 日出庄

白野莊

白野莊

五四四

由布庄院 伊美庄 岐部庄

白野庄 香々地庄 竹田津庄

眞玉庄 姫嶋 都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

已以庄上麻丸々四至、載久安廳下文之、

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀偁、謹檢案内、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖

主勅免庄園也、略○中

後鳥羽院
文治二年四月十三日

少補敷
主典代式部。正兼皇后宮大進大江朝臣

○「別當左大臣藤原朝臣」以下院司二十八名署判略。全文ハ草地莊三号ニ收ム。

四 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末官別保等事

合

彌勒寺喜多院領
庄園・名田・末
寺・末宮・別保
等ヲ注進ス

豊前國

○五十五
箇所中略

豊後國

豊後國十八箇所

竈門庄七十丁

八坂庄百三十丁

日出庄五十丁

眞玉庄五十丁

伊美庄并岐部浦合七十丁
成印

大神庄并乃木井合册町

都甲庄九十丁

姫島島

香地庄三十五丁

草地庄二十五丁

榎隈別符島

臼野・行久・波禰八十丁

竹田津庄十四丁

妙覺寺八丁

法滿寺三丁

永興妙法寺十九丁

藤尾寺三丁六段

由原宮

已上十八箇所

筑前國

○十四箇
所中略

筑後國

○七箇
所中略

肥前國

○六箇
所中略

日向國

臼野莊

禰・片久・波

白野莊

○三箇
所中略

薩摩國

○四箇
所中略

肥後國

○四箇
所中略

大隅國

○三箇
所中略

惣都合百四箇所

五 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案 豊後國大田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・^{〔預〕}地・^{〔通〕}辦濟使等交名事
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏〔大友頼泰〕一

豊後國大田文案
調進ス

謹上 二階堂行忠 信濃判官入道殿

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

略 ○中

目 拍野貳拾町 同弥勒寺領 寺家所司等

○岐部以下略。國崎郡全文ハ来繼郷一八号ニ収ム。

六 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳

豊後國圖田帳ヲ
調進ス

弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・
公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事

略 ○中

弘安八年九月晦日

沙彌道忍 大友頼卷裏判

白野 莊

白野莊

謹上(二階堂行忠) 信濃判官入道殿

豐後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

○中略

白野莊二拾五町 宇佐彌勒寺領、家所司等、有名主數人、(一脱カ)

○岐部浦以下略。國東郡全文ハ來繩郷一九号ニ收ム。

七 善法寺尙清處分帳

○石清水文書六
大日本古文書

處分 目錄事

一 權別當肇清分

彌勒寺正八幡宮喜多院檢校職

一 宮一若分(入江通造)

坊領事

黒戸 板浪 佐野 繼庄 船曳

國東郡

白野莊二十五町

所領處分ノ目錄ヲ注ス

權別當肇清分

宮一若分

坊領

彌勒寺領

大交野 高井田 木代 大峯 於福

瀧房 宮永左京大夫局知行一期之後者可返宮一若也 野御供田 山家郷

本山 鹿忍 堺 小保 淡路庄

藤輪田同屋々敷并別相傳御馬折田 三野田 石太別宮 垂井領同堂若林

彌勒寺領事

向野 山下 下毛 池尻金國 菊丸丁々

入學寺 養父 成道寺 河合藤丸 千栗

日置 臼野 竹田津 岐部 由布

姫嶋(能) 大野井 山香 天丘山 山田

西寶塔田 津布佐棟真法印一期之後可付惣領

正宮領事

山上加禮川 曾野垣見 佐休寺田 中津川 東垣見

永世 春毛 怙佐垣見 住吉 柴畠

釋迦堂 万願寺 一成左京大夫局知行一期之後可返宮一若 万善 四王堂

船津 神河 南里 北里左京大夫局知行一期之後可返宮一若 脇木

千本 西加禮川 薩摩万德 在河

甌村 餅田

白野 莊

白野莊

五五〇

御祈所

御祈所事

神前出作 片岡出作 并於鄉別名 赤目 東郷

西郷 大坂 垣重上分 包智

所々屋々敷田畠

所々屋々敷田畠事

山上南谷敷地 馬場末屋々敷 西谷屋々敷本光耀堂也、

北谷賢了屋々敷 同榮舜屋敷 同愛染王堂并敷地

西谷八角堂 俊覺屋敷 家田地本龜御前地也、

同地龜御前地東 仁和寺近衛紙屋河敷地 家田屋并敷地

中屋地 吉井地 善法寺并敷地 同本坊并敷地

同東屋々敷 同北地 田向殿堂并敷地

善法寺已下所々散在田畠屋敷 志手原林

嵯峨昌蒲谷 同立石屋々敷 三條屋々敷

山城散在御榮新田 山崎修成寺同山在栗林

同山城畠 同五位河敷地

一期ノ後檢校職
八宮一若ノ相伝

右所職庄園田畠已下、任處分之旨、可令相傳領掌、肇清一期之間者、彌勒寺喜多院檢校職致其沙汰、
一期之後者、宮一若可相傳領掌、宮一若五歳ニテ令申補祠官、可爲正八幡宮檢校、不補祠官之間者、
兩職肇清可致其沙汰、但若肇清向背宮一若、令成敵對者、彌勒寺檢校、宮一若補祠官之後者、可爲

彼沙汰、男女子息皆相馮宮一若、可蒙扶持也、若此外、有書漏庄園田島等者、同宮一若可進止、於背此置文之子息者、永可爲不孝子之狀、如件、

永仁五年六月 日

〔善法寺尚清〕
法 印 (花押)

○紙縫目裏ゴトニ、尚清ノ花押アリ。

八 善法寺尚清處分狀寫

○石清水文書六
大日本古文書

所領処分ノ目錄
ヲ注ス

處分目錄

權別當康清

權別當康清

正八幡宮檢校職、并庄園田島屋々敷山上山下坊舍敷地等事

一 正八幡宮檢校職

正八幡宮領

一同領

栗野南里

同北里

一成村

山上加禮川

中津河

佐佐寺田

〔卷〕
估佐垣見、為尼寺修造、雖令寄附、寄之有無宜任康清之意也、

餅田村

脇本村

曾野恒見、御阿古御前一期之間者、可許知行也、

春毛同前

甌村

在河

曰野莊

白野莊

万善

住吉 寺師 柒畠 西加禮川

此四ヶ所、或爲修造、或爲祈禱祈所、雖令寄附善法寺、寄進之有無可任康清之意也、

四王堂 永世 千本

万徳 万願寺 釋迦堂

御服所 五町田 貢進田

田貫田 堺小深 當時者所相計于尼寺齋祈也、但寄進之有無可任康清之意也、

此領内雖有注漏之領、於正宮領者、不漏一所、悉康清可令知行之也、

別相伝領

一 別相傳領

因幡國瀧房庄 同加納宮永保 攝津國木代庄

同庄内小松名 長門國大峯庄 同於福村

河内國高井田庄 同六箇庄 播磨國繼庄

同國家嶋別符 同國船曳庄 山城國藤幡田園

信濃國小谷庄内高万石 丹後國三ヶ庄内黒戸板浪

備中國水内庄

豊前國弘山庄 豊後國白野庄 同國姫嶋

壹岐管城庄

白野莊 姫嶋

此四ヶ所者、雖爲彌勒寺領、爲別納、所讓康清也、但文殊如憑予、無貳心憑康清者、於弘山庄者、文殊一期之間、可許知行也、不可有公事課役、若不憑康清、不令官仕、致不忠敵對者、不可許知行、可爲康清進止也、

伯耆國山田別宮 河內國大交野庄故檢校雖寄進善法寺、任彼處分狀、可爲康清計也、

讚岐國本山庄 美濃國穗積郷 伊與國井於郷別名

豐前國大野井庄此庄者、彌勒寺領也、然而爲別納所讓康清也、但當時者雖寄附善法寺、寄附之有無、可任康清之意也、

河內國垂井園 阿波國三野田保行清申掠之、被付社務之間、於關東、重々所致沙汰也、申披所存、可令門跡相伝也、

一善法寺本坊同敷地

一角殿屋々敷

一東屋々敷

一善法寺同敷地

一北尼寺同敷地

一中御堂坊舎以下庫倉等

一東家田殿跡

一中殿跡

一杜殿跡

白野莊

曰野莊

一三條高倉屋同敷地

一境內散在田畠敷地并御菜田等

一嵯峨菖補谷

一南山若林

一同四手原

一山上西谷尾崎坊同敷地

一山上西谷坊敷地光耀姫讓之坊也、

一山上愛染王堂同敷地兩谷大坂面

一西谷八角堂

一棧路地藏堂

一清水坂相妙寺本尊愛染王坊舍敷地以下

一山路屋敷故明證跡

一市庭屋々敷惣一京極跡也、巫女受持寺影光相論之處、共依為謀書、被収公之、所有御管領也、

於所漏讓之山上山下屋々敷田畠者、一向可爲康清之進止也、

右、此庄々、并田畠屋々敷坊舍庫倉二字日記文書、并所有之財寶鞍以下之具足等、悉康清可相傳領知也、但至文書等者、(入也)通清隨要用、相觸之時、可書遺案文也、如載所書與通清之處分狀、所讓與于康清之庄園田畠以下屋々敷等、通清同母義、雖一事於致違亂者、通清可爲不孝之仁、然者、所令

禁裏・仙洞祈禱
今出川殿一統御
祈
將軍家
西明寺殿

處分于通清之所帶以下、悉康清令管領之、可相傳領掌也、康清一腹之姉二人者、康清可加扶持也、次 禁裏 仙洞御祈禱者、予代々相傳之御師壇也、通清・康清兩人相共、可勤仕也、次今出川殿御一統御祈者、康清可相傳奉仕也、次關東將軍家、并西明寺殿御一統御祈師者、尙清令相傳、所令勤仕也、同康清令門跡相傳、可致御祈禱也、仍爲後日處分狀、如件、

應長元年十二月十五日

石清水八幡宮寺(善法寺御清)檢校法印大和尙位在御判

渡申應長讓狀ハ、跡なくなり候はんする程に、自然所領目六等、爲後證、以契約之同筆、あんをうつして、裏判をくわへ候て、進之候也、

○紙絲目裏ゴトニ、永清ノ花押アリ。

九 彌勒寺權別當方祇候人數等定書

○石清水文書六
大日本古文書

(尙清カ)
(花押)

可祇候彌勒寺權別當御房御方人數

(通清カ)

尙勝

慶實

實祐

朗實

尙名

尙淳

尙氏

尙文

曰野莊

五五五

彌勒寺權別當方
祇候人數ヲ定ム

白野 莊

尙員

尙康

尙右

兼光

夏忠

道周

道員

景村

俊用

有能

能久

良職

秀通

盛正

恒光

道員子

管領莊々

一自當時可有御管領庄々

已東

香椎

山田

日置

大野

屋山阿奈一期不
可被改之

竹田津

千栗

竹田津

本益枝

由布

畠原下崎

由布

下毛

白野

山下

白野

堺田

岐部

綾部

三景

岐部

向野狩尾道林上人當
知行不可有相違、

伊都同

日足小野御師當知
不可有相違、

伊田

大野井善法寺不斷
愛染王供禱

守山

河合

藤丸

養父

津布佐

菊丸

篠崎

成道寺

入學寺

益山

池尻善法寺修
理祈所

金國同

走井

質美

永富爲延

東郷

西郷山上御祈禱所

大坂

淡路庄

三ヶ社護国寺夏
供米所

善興寺

隅田庄此御所御管領之間者、御知行不可有相違、

以上、自當時有御管領、云 勅役神役、云御坊中事等、被支配御領、可有御沙汰、於臨時 勅役者、兩御方有御寄合、半分宛可有御沙汰、次於御領預所職者、被改之、被仰付何仁之條、可爲御計也、

一御坊中大小事并 勅役神役可致沙汰人數

尙勝 尙名 尙淳

此輩寄合、無越度之様、大小事、可致其沙汰也、

一符案 勅役

元三敷砂内七百五十文

新日吉小五月會田樂裝束用途拾貫文

咒師裝束用途拾柒貫文

京進御節供三具

以上

一御力者六人

白野 莊

白野莊

德行 熊石

良勝

一大童子二人

一御中間五人

一御厩舍人三人

一御牛飼一人

右、所定如件、

元應元年八月 日

○紙縫目裏ゴトニ花押アリ。

一〇 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺諸莊ノ供
米ヲ注ス

庄□取得^(分)□

竈門庄三斗

日出庄四斗

八坂上庄三斗

山香庄

大^(神庄カ)□三斗

由布庄四斗

同下庄五斗

□供米也、并□殿之供白米也、

石丸四斗 立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗 都甲庄四斗

草地庄二斗 眞玉庄五斗近來不弁也

臼乃庄二斗 竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗 香地庄□斗

臼乃莊

二 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

本山付末寺

一〔チシ〕後山 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

略○中

本山末寺

本山末寺

辻小野山 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轆轤岩屋〔嚴勝岩屋〕 良醫岩屋 朝日岩屋

夕日岩屋 聞山岩屋 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋〔清瀧寺〕 普賢

岩屋 如覺寺〔妙〕 來迎寺 光明寺

臼野莊

白野莊

略〇中

中山

中山

一兩子寺〔ナシ〕 長岩屋〔山〕 屋山 加禮河 久末 黑土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

略〇中

中山末寺

中山末寺

一小兩子岩屋〔ナシ〕 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋〔ナシ〕 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

一小兩子 龍門長岩屋ノ末寺也、

一赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋小岩屋末寺也、

白野畑

一石堂岩屋 彼寺領号白野畑 限東ヌウト石尾立 限西大道 限北麦餅石堂尾〔小麦〕 委院主相傳證文仁明白也、〔爾分明〕

略〇中

末山

末山

一見地山〔ナシ〕 大嶽山 岩戸寺 文珠仙寺 夷山 小城山 成佛寺〔清淨光寺〕 行入寺〔行人寺〕 清淨光寺 懸樋山

略〇中

末山末寺

末山末寺

一今夷〔ナシ〕 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山當寺領日田肥前權守入道押領

略〇中

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丁丑六月一日

〔大滿願書〕
〔享保九甲辰天閑四月六日、爲當用、令書之者也、蓬山〔花押〕〕

○長安寺藏「大滿帳」ト校合シ、「一」内ニ傍注ス。全文ハ來繩郷五一号ニ収ム。

三 白野莊松樹山萬年寺由緒

○泉福寺本山末寺由緒略
大日本史料七ノ一七

豐後州國東郡白野莊白野村

松樹山萬年寺〔印〕

現住澄穩〔花押〕

明德年中大通融
士中興

桃林符和尚開闢、時代不詳、明德年中、泉福七世大通融士和尚中興、以來法地相續仕候、

三 泉福本山末山由緒略

○末山由緒略
大日本史料七ノ一三

豐後州國東郡白野莊小畠村

太平山梅松寺

應永年中、泉福二代明巖鏡昭禪師開山、以來法地相成候、

白野莊

明巖鏡昭太平山
梅松寺ヲ開ク

一四 大友親敦義鑑知行預ヶ狀寫

○尾玉龜採集文書
増補訂正編年大友史料一五

帆足孫兵衛所持

大神親照成敗ノ
賞トシテ日野莊
内ノ居屋敷ヲ預
ク

去大永二年、大神遠江守成敗刻、忠貞感悅候、爲其實、日野庄之内、久保山城守跡居屋敷六拾貳貫分之事、預置候、可有知行、(義鑑)恐々謹言、

大永三年六月廿七日

(大友義鑑)
親 敦 書判

久保大炊助殿

一五 大内義隆感狀案

○大内氏實録土代
増補訂正編年大友史料一六

去五月十八日、至豊後國薄野浦、(日野カ)警固船動之時、被矢疵左脇之由、右田玄蕃助注進、同郎從井上助九郎、被矢疵之次第、尤感悅之至也、彌可勵戰功之狀、如件、

天文三年六月十九日

(大内)
花 押 義隆

問田十郎との

薄野浦ニ於ケル
船戦ノ功ヲ賞ス

來繩郷内帶刀右
京入道一跡ヲ預
ク

帶刀右京亮跡曰
野六十貫分ヲ宗
麟談合ノ上裁許
ス
田之口光道寺一
町分

二六 大友義統・圓齋大友義鎮連署知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

連々無緩奉公、就中近年於所々辛勞、感悅無極候、彌向後可被勵貞心事、肝要候、仍來繩郷之内、帶刀右京入道一跡分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

閏三月十一日

(天正) 義 統 在判
(大友義統) 圓 齋 朱印

柴田治右衛門(禮應)入道殿

○次号文書ト關係アルベシ。

一七 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

以別紙、如申候、帶刀右京亮跡曰野六十貫分之事、休庵申談、令裁許候之條、早々知行肝要候、仍右地下司分八町之内、田之口(光カ)元道寺壹町分之事、近年雖相分候、從往古六十貫内之儀候之間、今度同前申望候上者、永々不可有佗之妨候、爲存知候、恐々謹言、

閏三月十一日

(大友) 義 統 在判

柴田治右衛門(禮應)入道殿

白 野 莊

付録

一 西国東郡真玉町白野地区大字・小字一覽表

大字	小字
横山	板敷、小林、藤後
横内	不知、鵜泊、下ノ平、浜、札山、小父坂、源幸、新梨、小羽山、新開、東浜田、西浜田
中部	妙見谷、時安、惣平
三友	下天神楽、上天神楽、横川、日平河内、河内
天神楽	北川、木ノ下、中村、天神丸、影平、平野上、十郎園
時安	川原畑、大畑、寺田、向寺田、柚ノ木、六松
	垣添、尾迫、大道、神出、根ノ木屋敷、薬師、測ヶ迫、十王、鴨、三迫、横内屋敷
	観音、淵ヶ迫、秋内、出口、山口屋敷、中畑、宮ノ下、西祓、宮本、根引、立平、両股、丸石、望

小字

(左側ハ現地訓ミ)

西村	都屋敷、久保屋敷、爰祓、小平、京ヶ平、赤松屋敷、上西迫
磯	一ノ井手、梅ノ木、田ノ口、森重、西村、瀬々上、塔の本、都辺良、長谷 存出、伊勢上、仁田
尾鷲	日平、重石、猪部、向平、新開、尾鷲、打越、透留、高鼻
白野泊	下大江平、上大江平、源次郎塔、泊、二尊院
横内泊	泊日平、大貫、田ノ平、宮ノ向、鳥越、立石
徳久保	徳久保、郷屋、薙畑

○四号「弥勒寺喜多院所領注進状」ニ見ユル「白野、行久・波禰八十丁」ノ「波禰」ハ、隣町香々地町ノ大字羽根（江戸時代ノ羽根村）、「行久」ハ「片久」ノ誤リデ大字堅来ニ該当スルモノト推定ス。然ラバ白野荘ノ莊域ハ、現眞玉町ノ白野地区カラ、香々地町大字羽根ヲ含ム以南ノ大字堅来、大字小畑ニ及ブモノト考ヘラレル。但シ、弘安八年（一二八五）ノ「凶田帳」デハ、白野荘ハ僅カ「式拾五丁」ニスギナイ小面積デアリ、コノ中ニハ片久（堅来）・波禰（羽根）ハ含マナイトスルノガ妥当デアラウ。

○調査ハ、当町文化財調査委員桑原清氏ノ協力ヲ仰イダ。

香
々
地
莊
史
料

一 豊後國風土記

○采繩郷一号二国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚鈔

国埼郡

武藏 來繩 國前(註) 由梁(註) 阿岐(註) 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分部ノ郷ノ混入ナリ。

三 夷住僧行源解狀案

○余頼文書
大分県史料二五

開發ノ理ニ任セ
満山大衆ノ署判
ヲ請フ

一六郷御山夷住僧行源解 申請 満山大衆御署判事
請被殊蒙鴻恩、任開發理、賜 御判、爲後代證驗、令請繼弟子同法等、致無其 勤給年來私領田
畠等子細狀

在六郷御山夷石屋下津留字小柿原

香々地荘

〔(花押)〕

モト大魔所

四至東限山
西限山

(限脱)
南書閣谷
北限塞善房中垣

右、彼石屋砌者、本大魔所天、大小樹林繁、所絶人跡也、而行源以先年之比、始罷籠件石屋之間、時々勵微力天、切掃所在樹木、崛却石木根、開發田畠之後、至于今日、全無他妨、所耕作來也、依之、於所當地利者、偏致每年修正月之勤、以殘物者、助己身命、既經年序也者、任開發之理、賜御判、爲擬後代證驗、注子細以解、

長承四年三月廿一日

僧行源

件田畠者、本行源往古開發私領也、仍全無他妨、令耕作之旨、尤尤明白也者、加署判、

本山住僧 五人

大先達大法師在判三人

屋山 長石屋 住僧在判 三人 先達大法師在判

黑土石屋 住僧 先達大法師在判 四王石屋住僧在判

小石屋住僧 三人 先達大法師 大石屋住僧在判二人 先達

夷石屋住僧在判六人 千燈石屋 住僧 五人

先達二人

〇三・四・六号ハ一紙ノ裏文書案ナリ。表文書ハ来繩郷六二号(貞和四年十月日比丘尼景椿申狀)ナリ。

行善房ヨリ讓与
セラレシ修正田
ニツキ大衆ノ証
判ヲ請フ

四 僧常智解狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

〔僧カ〕常智謹解 申請夷石屋大衆裁事

請被殊蒙鴻恩、當山之修正田之證文を、從行善房手、任被讓與本意、證判を賜天、件修正田を領知、欲致恒例不變之勤狀

右、謹檢案内、於件修正田者、雖善哉房卜地、既行善房、常々荒山を切拂天、爲田地天耕作來之間、依大衆僉議、年來修正を被勤仕之處也、然行善房、既及老耄、不知餘命幾之事業者、於常智房者、且嫡弟之上、且舍弟也、何況於夷山、功勞多重天、年舒久積□、仍件修正田を、常智ニ被讓與之處也、望請大衆裁、且蒙鴻恩、且任被讓與證文意趣、大衆證判を賜天、備永代公驗、件修正田を領知天、欲致不私之勤矣、仍注子細、言上如件、以解、

保元二年十二月廿九日

僧常智 在判

住僧 廿一人

五 僧聖順讓狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

〔聖順カ〕謹辭 讓與上下修正田畠等事

修正田畠ヲ僧義
印ニ讓ル

香々地莊

香々地莊

□夷河内(在力)

上田島四至 東南限常智房津、根
西限河 北限谷

下田島四至 東限路 南限河
西限河 北限常智房塚

右、件於夷修正田島等者、師子相承之、年來耕作之田島也、雖然、於僧義印者、雖着世間、聖順之年來給仕嫡弟之上、爲令勤仕所之課役丁寧、相傳公驗相共、所讓渡實也、不可有更他妨、仍爲備後代之證文、所讓與如件、

長寬三年二月十日

僧 在判

相傳調度文書、并手次讓狀之旨、明白也、仍住僧加判、

住僧大法師 在判

住僧大法師 在判

住僧大法師 在判

住僧等加署ス

六 僧源清請文案

○余瀨文書
大分縣史料二五

雖被仰、恩怠事仁ヨテ、不可有□、夫ハ尤在謂、但一年許、源清仁預也、世間ヲハ御覽セト申云、
如、如意趣沙汰潜之シ間、雖約束巨多候、本斗糶二舛(力)所御恩、於自餘物、權現知見令給、無一恩、
又爲源器鏡房、眞偽申候者、守護天等知見可候、雖多諸事、不能注進、寧器鏡房所行之躰(原アルカ)、誠惶誠

器鏡房

恐謹言、

長寛三年九月 日

僧源清 在判

七 夷石屋住僧觀西解狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

夷石屋住僧觀西解

大衆ノ署判ヲ得
テ西実房ノ妨ヲ
停止セラレンコ
トヲ請フ

請被殊任

滿山大衆先御判并

旨、重賜御判、停止爲字西實

(房カ)

觀西師

資相傳長小野畠地

副進

滿山大衆先御判并當堀

右、謹檢 案内、於件畠地者、爲師資相傳、年來(間カ)令 畠地也、依之雖有成妨之輩、任相傳道

理、觀西師聖義蔽、賜 大衆御判、無他妨、領知來之處、不慮外西實房、今俄巧新儀、擬押妨之

條、以外無道也、望請 滿山大衆裁、任 先御判旨、重賜 御判、爲被停止無道沙汰、勒在狀言

上如件、以解、

仁安二年十一月 日

(安養傳)
僧觀西

(証判)
「如解狀者、其理明鏡也、仍件畠地、停止字西實房妨、觀西可領掌之狀、如件、大衆加判之、

屋山房

香々地莊

八 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書
太宰管内志下

序分本山

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西

叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

正宗分中山

正宗文中山十箇寺 足曳山兩子寺・長岩屋山天念寺・金剛山長安寺・加禮川山道脇寺・久末山護國

寺・黑土山本松房・小岩屋山無動寺・大岩屋山應曆寺・補陀落山千燈寺・橫城山東光寺

流通分末山

流通文末山十箇寺 見地山東光寺・大嶽山神宮寺・峨眉山文殊仙寺・石立山岩戸寺・夷山靈仙寺・

小城山寶命寺・龍下山成佛寺・參社山行入寺・西方山清淨光寺・懸樋山清岩寺

本山分末寺

本山分末寺 辻小野西明寺・小溪山大谷寺・西蓮山間戸寺・中津尾山觀音寺・轆轤山正光寺・妙覺

寺・海見山來迎寺・蓮花山富貴寺・清瀧寺・文傳寺・良醫山西山寺・稻積山慈恩寺・日野山岩脇

寺・鳥目山愛敬寺・今熊山胎藏寺・光明寺・寶壽房・隨求房

中山分末寺

中山分末寺 大満房・付屬寺・玉井山光明寺・吉水山萬福寺・多福院光明寺・唐溪山彌勒寺・毘沙

門多寶院・丸小野寺・平等寺・眞覺寺

末山分末寺

末山分末寺 上品寺・願成就寺・虚空藏寺・淨土寺・金剛山報恩寺・吉祥寺・貴福寺・杉山ノ瑠璃

光寺

○モト統書キ。今便宜項目ニヨリ改行ス。本文書ノ年代ニハ疑問アルモ、シバラク通説ニ從フ。

九 後白河院廳下文案

○益永家記録
鎌倉遺文八五

仁安院序下文ニ
任七國ノ妨ヲ停
止シ浦部十五箇
莊ヲ寺家ニ返付
セシム

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以豐前國浦部拾伍箇庄、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛事、修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄 大神庄 日出庄

由布庄〔院〕 伊美庄 岐部庄

白野庄 香々〔地〕庄 竹田津庄

眞玉庄 姫嶋 都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

已〔上〕以庄々四至、載久安廳下文之、

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀偈、謹檢案内、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖

主勅免庄園也、○中

後鳥羽院

文治二年四月十三日

主典代式部少輔殿。正兼皇后宮大進大江朝臣

○「別當左大臣藤原朝臣」以下院司二十八名署判略。全文ハ草地莊三号ニ收ム。

香々地莊

一〇 使者千祐房等連署下文

○余瀨文書
大分県史料二五

〔（前裏書）〕なかお〔（のしせり）〕んしやうほうのやしきの給行のくたしふミ

〔（利）〕

下 源實所

可令免故禪正房屋敷公事〔（事カ）〕

右、於件所ハ、至于後々將來、於公事者、令給行之狀、如件、

建久八年十一月十日

〔（裏書）〕千祐房
使者 僧（花押）

〔（裏書）〕常敬房
先達大法師（花押）

〔（裏書）〕行房
先達大法師

〔（裏書）〕額
先達大法師（花押）

一一 延曆寺政所下文

○靈仙寺文書
太宰管内志下

延曆寺政所下 六郷中山住僧神源所

可早停止圓力・十力・紀印等濫妨、任相傳證文者、神源令領掌田畠事

円力・十力・紀
印等ノ濫妨ヲ停
ム神源ヲシテ田
畠ヲ領掌セシム

故禪正房屋敷公
事ヲ免除ス

右、田島領掌之道、依證文道理、而圓力・十力・紀印等、指不帶一紙之證文、巧者諸、無道致濫妨云、事實不穩依次第也、早停止彼等濫妨、證文等之理、可令領掌神源之狀、如件、所宜承知、勿違失、以下、

建久九年四月 日

小寺主法師隆永

修理別當法眼和尚位 書判

都維那大法師 書判

上座 大法師 書判

寺主 大法師 書判

○モト統書キ。右ノ通り改ム。

三 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書
熊本縣史料中世二

國東速見兩郡内
南北浦部調度文
書ヲ請取ル

請取 豐後國國東・速見兩郡前郡司 [] 領内南北浦部調度文書、并手繼證文 []
右、件所領調度文書等、請取事實也、抑 [] 爲年來乳父之上、且依有存旨、以件 [] 令讓傳經
長也、但於地頭代官者、以到 [] 馬允俊朝子子孫孫令補之、無他妨可 []、致不可有違亂之
狀、如件、

建仁元年六月廿四日

日向守藤原朝臣（花押）

香々地莊

一三 願成寺住僧觀西讓狀

○余瀬文書
大分県史料二五

長小野田畠ヲ教
円房朝範ニ讓ル

願成寺住僧觀西謹言、

讓渡長小野田畠等事

四至 東限大路 南限並立大櫟木
西限河 北限先達立石葉山

右、件於長小野田畠者、觀西師資相傳田畠也、而即、所讓與字教圓房朝範實也、敢以不可有他妨、仍爲後日沙汰、注審狀如件、以解、

副進、代々本證文相副、所讓渡也、

建仁二年八月十日

願成寺住僧觀西（花押）

一四 無動寺別當下文

○余瀬文書
大分県史料二五

下 朝範大徳

可早任相傳道理、令知行耕作、夷長小野内觀西私領田畠事

右、任次第證文相傳道理、可令知行之狀、如件、住僧宜承知、敢勿違失、故下、

夷長小野内觀西
私領ヲ朝範ニ安
堵ス

建仁二年九月 日

別當傳燈大法師（花押）

○紙面ニ「延曆寺印」ノ朱印十三顆アリ。

一五 六郷山惣公文所大法師某安堵狀

○余願文書
大分県史料二五

長小野安養房田
島ヲ朝範ニ安堵
ス

申給（カ）

僧朝範所

可早任御下知旨領掌、長小乃安養房田島事（カ）

右田島、任御下知旨、無他妨、可令領掌狀、如件、

元久三年四月廿六日

惣公文所上座大法師（花押）

一六 前大僧正慈鎮所領等讓狀案

○華頂要略
鎌倉遺文一九七四

慈鎮所領ヲ朝仁
親王ニ讓ル

（端裏書）
一慈鎮和尚建曆目錄青龍院二品親王被記之、
一○首注
記略

讓進

香々地莊

香々地莊

門跡相傳房領等事

無動寺

○中
略

三昧院

○中
略

常壽院

○中
略

法興院

極樂寺

(前羅僧正全玄)
桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔 (平方庄)

坂西庄

砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保 付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、加形年貢可沙汰也、

淡輪庄

六郷山

三尾社

西山往生院○割注略

持佛堂常燈領○割注略

大猷法院寄進領

○中略

六條法印寄進庄

○中略

大乘院領

○中略

右、已上寺院・領所・房舍・聖教、併讓進

(通法親王)

朝仁親王已訖、其中少々領家職之間、有遺言旨、無指過怠者、不可有相違歟、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰合御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

密宗事○割注略

顯宗事○割注略

世間雜事○割注略

建曆三年二月 日

前大僧正 判

香々地庄

一七 僧朝範安堵申狀

○余瀨文書
大分県史料二五

某外題ヲ加フ

(外題)
「狀爲實者、可領掌、

(花押)」

注進

安養房ヨリ諺得
セル田畠等ニツ
キ外題ヲ請フ

夷山内長小野村、自安養房、被讓與朝範、所々田畠等事

一 所ウハ(元之)大郎之下作田畠

一 所木下々作田

一 所山王藺田畠

右、任讓狀旨、爲賜御解題、注進狀、如件、

建保三年 三月 五日

僧朝範 上

一八 本主御使僧範實下作職宛文

○余瀨文書
大分県史料二五

別當御房御下知ん(右)ねニまかせて、知行せらるへき、長小野内あんにやう房田畠事(安) 卷

右件田畠をいては、こあんにやう房ゆつりしやうニまかせて、けう圓房下作せらるへきしやう、如

別當下知ニ任セ
教内房ヲシテ下
作セシム

件、

建保三年四月十九日

本主御使僧範實（花押）

一九 御使藤原某下作職宛文

○余瀨文書
大分県史料二五

〔編纂書〕
一 惠藤五郎殿 下知

長小野王 山王 凶 参 反
な かの う ち さ ん わ う そ の さ ん た ん へ 、 さ う て □ の セ う も ん の こ と く へ 、 も と も け う い ん へ う の
し り や う な り 、 は や く 、 セ う も ん の た う り に ま か せ て 、 け う い ん へ う け さ く 有 る へ き な り 、 か き り
あ る ち し へ 、 け ん へ く に し た か ひ て 、 こ う う つ く る へ し 、
〔地主〕
〔異筆〕 「承久三季」十月 日

御使藤原（花押）

二〇 大友能直讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

志賀能郷ニ安岐
郷等ノ地頭職ヲ
讓ル
夷・長小野

所領豊後國內安岐郷横城山院主職、并勝津留号高因符、
〔大分部〕
〔夷・長〕
小野、諸田名地頭職等事
〔安岐郷〕

副渡 文書等

香々地莊

關東御公事ハ惣領ノ支配ニ隨フベシ

右、件所領所職等者、或自本領主等之手、讓得之、或有由緒、能直無相違所令領掌之來也、仍末子(志實能勝)童名仁王丸仁、限永代、相副證文等、所讓渡也、但如此雖令分讓之、於關東御公事者、隨所領之大小、依得分之多少、嫡子大炊助親秀爲惣領、可令支配也、各隨嫡子之命、深可相思也、若於令違背嫡子之命者、件所領田畠等、嫡子可令進退領掌也、又無違背之儀者、任讓狀、無相違可令領知之狀、如件、

貞應貳年十一月二日

前豐前守(大友能直)藤原朝臣(花押)

三 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書
豐後高田市大字加礼川

豐後國六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄

權律師豪隆寫自筆帳

注進

豐後國六郷滿山谷々別院灵寺屈佛事神事等將軍家御祈禱卷數目錄事

本山分

本山分

一後山石屋○中略

一伊多井社○中略

一吉水寺○中略

將軍家祈禱卷數目錄ヲ注進ス

一 津波戸石屋 ○中略

一 大折山 ○中略

一 鞍懸石屋 ○中略

一 高山寺 ○中略

一 間戸石屋 ○中略

一 喜久山 ○中略

一 不動石屋 ○中略

一 大目石屋 ○中略

一 辻小野寺 ○中略

一 大谷寺 ○中略

一 知恩寺 ○中略

惣山

惣山

一 屋山寺 ○中略

中山分

一 長石屋 ○中略

一 龍門石屋 ○中略

一 虚空藏石屋 ○中略

香々地莊

香々地莊

一 黑土石屋 ○中略

一 四王石屋 ○中略

一 小岩屋山 ○中略

一 大岩屋 ○中略

夷石屋

一 夷石屋、本尊千手觀音、年中勤修正月會自正月一日至三月三日日勤、修二月會自二月一日至三月三日日夜、二季彼岸大念佛、

一 夏九旬不斷供花、一日轉讀大般若九月三日、請僧廿人、小立義修八座問答講八月、請僧八人、三ヶ日夜法花不斷經

十月十八日ヨリ、天台大師供十一月、佛名十二月、月並勤觀音講每月十八日、一萬卷心經會一日、日次勤初後同至廿日勤也

入堂讀誦經典、寂勝王講一座、觀音經卅三卷、六所權現於御寶前、二季御祭五節、供等、今始御祈禱長

日轉讀大般若一秩、同仁王講一座、

一 西方寺 ○中略

一 千燈岩屋 ○中略

一 五岩屋 ○中略

一 岩殿岩屋 ○中略

一 枕岩屋 ○中略

一 銚子石屋 ○中略

一 瀧本岩屋 ○中略

一 大嶽寺社 ○中略

末山分

一兩子仙○中略

一小城寺○中略

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄、如斯、仍顯宗學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘妙典、增佛賢、密教佛子者、堀八幡尊神、六所權現社壇、唱神咒、備法味、初學者、學人聞菩薩舊行、巡禮一百餘所巖堀(マ)、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御息災、延命、御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

安貞二年五月一日

日(マ)小寺主法師某

權都維那大法師某

都維那大法師某

權寺主大法師某

寺主大法師某

權上座大法師某

上座大法師某

權別當大法師某

權別當大法師某

執行兼權別當大法師某

六郷山衆徒御中

○全文ハ来繩郷一ノ号ニ收ム。

三 紀安直田畠在家等賣券

○余瀨文書
大分県史料二五

(増寫書)
「字紀三」

〔紀安〕
直謹辭

沽渡進相傳名田畠并在家等事

在夷長小野内字大力

四至 有本公驗狀、

副進 次第證文等

右、件名田畠者、字教円房朝範相傳領掌之地也、而安直巨多直物與、自朝範手、次第證文相共傳知
行領□也、而則於于今者、依有要用直物得、小石屋五郎御房、次第公驗手次相副、限永年沽渡進
畢、全以不可有他妨、仍爲後日證文券之狀、如件、

寬喜二年十月十三日

紀安直 (花押)

三 惣領主良隆下作職宛文案

○余瀨文書
大分県史料二五

夷山財方拓田畠
下作職ヲ宛行フ

宛行

橘大子所

在 夷山財万拂之田畠内、自繩手上之之下作職事

右、件於田畠等者、下作職至于橘太子子孫仁、可宛給、但背惣領事命（異筆）候はん日、自業自得果

歟、仍爲後日宛入狀、如件、

嘉禎二年正月廿八日

惣領主良（降立）
在判

二 夷山政所并御前權檢校僧靜俊畠地賣券

○余瀨文書
大分県史料二五

長小野内ノ畠地ヲ売ル

うりわたすなかをのうちのはくちの事

合壹段（これハかうし）在四至（今）

但在四至（東限次郎貫首津根 西限源次郎別當境 北限財乗房橋高楠木 南限せうち）

右、件てんはくハ、せうもん（証）のしやう（文）にまかせて、僧靜俊か私領也、たし（要）よう（思）あるによて、

なかをのさいれん（行カ）ハうに、やうねん（承）をかきて、うりわたすところしちなり、又もしいらん（行カ）あらんときハ、もとのことくかのちき（証）モつを、さたしかへす候、こ日の沙汰のために、てつき

のしやう、如件、

正元二年三月廿八日（マ）

夷山政所并御前權檢校僧靜俊（花押）

香々地莊

三 能範申狀

○黑田文書
大分県史料一〇

能範謹言上、

香地在太郎丸名
田畠ニ対スル宗
房ノ濫妨ヲ停止
セラレンコトヲ
請フ

欲早任相傳道理、被停止宗房濫望、香地御庄内太郎丸名田畠下作職事

件條、於寺家可遂複問之由、去年雖被成下御下知、宗房依無陳方、遁避寺家御沙汰、企越訴、掠申子細之條、以外所行也、宗房今度如辨申者、件職父宗吉讓給于宗房之上者、後家道阿、一切不可相綺彼職、然者、能範所帶之道阿書替之狀、不可用之云々、此條、道阿可相綺哉否事、道阿得夫宗吉(不脱カ)之讓由、稱申之上者、能範不及申子細歟、但道阿實不可綺彼職者、去正嘉三年出書替之後、至建治元年、十餘年之間、令免除一反之用也、於故口貞之時、宗房何破道阿之書替、不令譴責一反之用也、尤可仰御遺迹也、縱雖不被用彼書替、宗房任宗吉

三 僧能範・宗房申詞記案

○黑田文書
大分県史料一〇

道阿書替狀

道阿、道阿書代狀云、於用作一反者、一期之間、所奉免也、於下作職者、雖至子孫(不脱カ)、不可違亂云々、依爲彼緣口之夫、非口給下作職者也、其上、自上野法眼進宗吉證文モ、用作一反許也、自宗吉可相傳于宗房證文モ、用作一反許也、而令引隱上野法眼之曳文天、捧貞守之起請文許、致非訴之

條、存外次第也、上野法眼之曳文紛糾セハ、貞守之起請文モ可紛糾、何一通ハ紛糾シ、一通不紛糾、不足御信用證文也、其上宗吉・宗房二代之間、彼名ヲ下作儀全以無之、有御尋庄家、無其隱歟ト申、

宗房申云、先道阿書代之狀間事、宗房之親父宗吉、面々處分之時、宗房之方ニ讓得彼名候、指非道阿之御處分、不可相綺彼名者哉、其上、彼道阿カ書替之狀仁、宗房不加判形、何彼證文可爲龜鏡哉、且貞守、曳進彼名於上野法眼時ノ起請文詞云、若件證文、寄事於死去之教樹房、令悵惜候天、彼狀案進覽也、可有御濃迹候、次能範所申相傳文書間事、上野法眼之曳文ハ、紛失之上者、不及子細申、有御不審者、可及起請文候、自宗吉相傳宗房證文、用作一反ト書事者、彼太郎丸惣テ雖可書載讓文、彼緣女夫貞守者、依爲乳夫、預置彼名之□、不載御文者也、自身不耕作事者、不限此名、何名モ下人仁、所令下作也ト申、

建治二年七月廿二日

宗房 在判 在同裏判
僧能範 在判

三七 良親奉書

○余瀨文書
大分県史料二五

長小野大力名ノ
公事ヲ免シ所當
米ヲ弁濟セシム

〔長小野カ〕内大力名公事間事、〔在カ〕別當□狀也、但有限於所□御米者、不可有懈怠之狀、如件、

香々地莊

香々地莊

建治二年十二月八日

良親奉

五九〇

財万(花押)

二六 良親奉書

○余瀨文書
大分県史料二五

長小野内、大力名田地參段半所當御米事、不可有懈怠之狀、如件、

建治二年十二月八日

良親奉

財万(花押)

二九 笑田部眞重讓狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔端裏書〕
「これハみすミはたけのゆつりしやう」

□田部眞重謹讓與 末包藤三郎所

在長小野内 哀滿蘭參段 但此内 壹段ハ

四至 南限良得房作畠 西限大道
東限三丸丸谷 北限円谷

右、件於畠地者、眞重相傳私領也、但此畠參段之内、壹段ニオキテハ、末包藤三郎雖爲他人、相シ
タシヒヲナスニヨテ、限永年讓與所實也、但依有類書、本證文ハ置留、此讓狀ヲモテ、可爲本證文

長小野哀滿蘭内
畠地ヲ讓ル

長小野大力名三
段所當米ヲ懈怠
ナカラシム

也、但又領主命於背時者、可後悔也、爲後日、他妨之アルヘカラス狀、如件、

弘安貳年^{己卯}七月 日

笑田部眞重

(花押)

三〇 大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

關東御教書ヲ施行シ異國降伏祈禱ヲ行ヒ卷數ヲ進上セシム

豊後國分異國降伏御吏、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、每月可致進上卷數候、仍執達如件、

(大友頼泰カ)
沙彌

六郷山別當執行御中

○年月日ヲ欠ク。

三一 某施行狀寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

異國降伏御祈事、守關東御教書之旨、且致慇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

○差出書ヲ欠ク。豊後守護大友頼泰ノ発給ナラン。

香々地莊

異國降伏祈禱ヲ行ヒ勤行次第ヲ注進セシム

香々地荘

三 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

將軍家御祈願所豊後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

將軍家御祈願所
六郷山異國降伏
祈禱卷數目錄
本山分後山

本山分 後山

略○中

吉水寺

吉水寺

略○中

辻小野寺

辻小野寺

略○中

大谷寺

大谷寺

略○中

知恩寺

知恩寺

略○中

中山分 屋山

中山分 屋山

略○中

長岩屋

長岩屋

小岩屋

略○中

夷山

夷山

略○中

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座每季、

千燈山

千燈山

略○中

末山大嶽寺

末山分大嶽寺、豐後國鎮守

略○中

兩子山

兩子山

略○中

小城山

小城山

略○中

橫城山

橫城山

略○中

右、任關東御教書并守護所御施行之狀、或詣六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、滿

香々地莊

山住侶各凝一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御(屋敷)延命、御願圓滿、異國征伐由之狀、
如件、謹言、

弘安七年九月 日

六郷山執行法橋圓位在裏判
又裏判
今)

○全文ハ米繩郷一六号ニ収ム。

三 異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目録寫

○長安寺文書
豊後高田市大字加礼川

毎月祈禱勤行目録ヲ注ス

異國降伏御祈禱毎月御卷數、山々勤行次第目録

正月・七月、後山吉水轉讀大般若(經)一部、七ケ日不動行法、同月知恩寺仁王講一百座、

二月・八月、屋山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月横城山仁王講百座、

三月・九月、長岩屋轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月辻小野寺、大谷仁王講百座、

四月・十月、小岩屋轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月夷山仁王講百座、

五月・十一月、千燈山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、同月大嶽山仁王講二百座、

六月・十二月、兩子山轉讀大般若經一部、七ケ日不動行法、

○年月日、差出書ヲ欠ク。原本統書キ。右ノ如ク改ム。

(様式)
一右筆三浦或部少輔重胤

夷山仁王講百座

天文十八年己酉八月吉日

任寺(任)□壽了(了)
持主森木安藝守

三 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄蘭名田末寺末宮別保等事

彌勒寺喜多院領
庄園・名田・末
寺・末宮・別保
等ヲ注進ス

豐前國五十五箇
所

豐前國

○五十五
箇所中略

豐後國十八箇所

豐後國

竈門庄七十丁

八坂庄百三十丁

日出庄五十丁

眞玉庄五十丁

伊美庄并岐部浦合七十丁
成印

大神庄并乃木并合冊丁

都甲庄九十丁

姫島島

香地庄

香地庄三十五丁

草地庄二十五丁

榎隈別符島

臼野・行久・波禰(合)八十丁

竹田津庄十四丁

妙覺寺八丁

香々地庄

香々地荘

法満寺三丁

藤尾寺三丁六段

已上十八箇所

筑前國

○十四箇
所中略

筑後國

○七箇
所中略

肥前國

○六箇
所中略

日向國

○三箇
所中略

薩摩國

○四箇
所中略

肥後國

○四箇
所中略

大隅國

○三箇
所中略

永興妙法寺十九丁

由原宮

惣都合百四箇所

三五 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案豊後國大田文案
弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正 在判

豊後國大田文案
調進ス

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍(大友頼巻)
裏一

謹上 信濃判官入道殿(二徹堂行忠)

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

○中略

香々地莊

國崎郡

香々地莊

五九八

香々地郷

香々地郷六十町 同彌勒寺領

地頭河越安藝前司(兼補力)

○真玉莊以下略。国埼郡全文ハ来繩郷一八号ニ収ム。

三六 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一

豊後国圖田帳ヲ
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力畢、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・

公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍(大友頼泰)裏判

謹上 信濃判官入道殿(二階堂行忠)

豊後國直入等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

○中略

国東郡

(重補九)

○真玉莊以下略。国東郡全文ハ米繩郷一九号ニ收ム。

三七 預所平某安堵狀

○黒田文書
大分県史料一〇

下作職ヲ公文定
慶ノ讓リニ仕セ
安堵ス
領家預所ニ不忠
ヲ致スベカラズ

名者、公文定慶相傳重代

者、相副次第證文、令寄進于預所者也、

但於下作職者、任定慶之讓狀□旨、可令子々孫々相傳知行也、雖然□奉向領家・預所、致不忠日者、早可令改易彼職者也、仍爲向後狀、如件、

弘安八年十月 日

預所平(花押)

三六 清原安眞等連署書狀

○黒田文書
大分県史料二〇

物部家な松(略押)

友行重(略押)

藤原正行(略押)

おちの森重(略押)
やた部則吉(略押)
源重行(略押)
やたへの宗房(略押)
やたへのより吉(略押)
行正(略押)
藤原行房(略押)
藤原秀房(略押)
藤の宗安(略押)
光延大郎三郎(略押)
やたへのより房(略押)
僧迎宗(花押)
源重清(略押)
行松五郎三郎入道(略押)
宗平四郎(略押)
宗諸三郎(略押)
沙彌實道

源 教 光
友 守 重 (略押)
友 守 清 (略押)
友 眞 房 (略押)
物 部 次 守 (略押)
物 部 包 房 (略押)
藤 原 吉 守 (略押)
藤 原 重 光 (略押)
藤 原 宗 重 (略押)
清 原 眞 光 (略押)
沙彌 藤太郎入道 (略押)
友 守 清 (略押)
は た 部 眞 重 (略押)
お ち の 宗 弘 (略押)
僧 け い そ う (略押)
源 行 弘 (略押)
沙 彌 西 心 (略押)

はた部貞房(略押)

源包光(略押)

清原安真(略押)

○年次・荘名未詳。他ノ黒田文書ニヨリ香々地荘ト推定ス。「はた部眞重」ハ、二九号ノ「笑田部眞重」ニ非ザルカ。

三 頼祐讓狀

○黒田文書
大分県史料一〇

香々地荘未成名
内一反ヲ五郎ニ
譲ル

候[]す、^(香々地荘)かちのしやうすへなり[]田わさたのミ^(翁)たうのもと^(意)の田一反か事、[]

かなし物^(裔)ケたいある^(辨)によて、[]候、御あきらめ候て、ちきやう候へと、[]の五郎四郎・同^(後)こけ

ハ申候あいた、[]といへとも、いまにおいては、わざ[]く五郎殿ニ、やう^(永)ねんをかきり、

[]のてつきともに、ゆつりわたし候ところしつ也、^(意)よて後日の[]

[]五年二月十三日

頼祐(花押)

四 院主藤原春徳丸寄進狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

一天台無動寺未寺^(末)六郷夷山之内、長小野之今井薬師堂正月修正壇供新田事、大力坊内田壹段在之、

同九月九日上分酒田、同十一月御祭禮田、彼貳段在所者、山王神役田處也、

長小野今井薬師
堂ニ料田ヲ寄進
ス

右、當堂者、往古之勤行御祈禱專所也、而依令新田奉寄、勤行神役無相違云々、公家・武家御祈禱爲二、立置役田等也、永代奉寄之狀、如件、

永仁三季十二月 日

院主藤原春徳丸 在御判

四二 長小野田畠證文等目錄

○余額文書
大分県史料二五

畠なか御の證文等目錄事

□⁽¹⁾通 開發領主理職乘坊教源弟子源祐讓狀應保元年十二月五日并大衆證判有之、

一通 進職 理乘房源祐之嫡女文聖太子讓狀建保三年乙酉十月十三日多

一通 文聖太子之嫡子定妙讓狀建長元年乙酉十一月廿日并大衆連判有之、

一通 別當安堵御下知文永四年十二月日 定妙賜之、

一通 同別當御下知 定妙與鏡覺相論之時文永五年十月日 定妙賜之、

一通 定妙之嫡子妙鏡房俊盛石見房完延寄進之狀 弘安三年十月一日

二通 俊盛同石見房完延渡狀弘安三年十一月九日 正應元年九月十日

一通 自完延之手良俊渡狀永仁元年 十一月十四日

一通 當山院主御下知 兵部房圓信與石見房完延相論之時永仁三年七月八日 完延賜之、

一通 良俊嫡女部（つ、）口太子讓狀永仁五年十月日

香々地莊

開發領主理乘坊

妙鏡房俊盛

香々地莊

六〇四

已上十一通也、

○紙継目裏ニ花押一顆アリ。

三 大宮司宇佐公氏下知狀寫

○到津文書
大分県史料一

〔端裏ウハ書〕
〔會分證文寫也、〕

〔有〕〔不分明〕
〔司〕兼重申、六郷山夷村三郎形部入道〔カ〕、神領來繩郷兼重名内小田一反廿代事

〔カ〕則兼重之沽却之地也、任 繪旨止非〔由部カ〕、被返付本主之由、就訴申、成日限書〔下カ〕處、

不能參陳之間、相尋違背之實否〔由〕由、仰辨官盛行、三月十日成重書下畢、〔加カ〕月九日盛行請

文者、雖相觸刑部入道、〔兩度書下敢不及陳狀云々者、彼刑部入道〕〔存者、可明申之處、不應

催促、一向難澁之〔理之所致欺、此上者、任去年〔永仁六月十三日神領〕〔繪旨、止彼入道之

知行、令本主兼重領〔業カ〕、有例之社役、可專御祈禱也、仍住〔任カ〕、下知如件、

永仁七年五月十五日

〔大色〕
〔司〕宇佐宿禰判

三 沙彌阿法泰朝讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

相佐所領ヲ嫡子
貞朝ニ讓ル

來繩郷兼重名内
田地ニ對スル夷
村三郎刑部入道
ノ知行ヲ停メ本
主兼重ヲシテ領
掌セシム

神領興行繪旨

相傳所領等事

一、豐後國安岐鄉內諸田名地頭職

一、同小俣畑地頭職

一、同鄉松武名地頭職

一、同國北浦部長小野村等

北浦部長小野村

右、件於所領等者、或得豐前國(大友)直朝臣讓、或自備後僧都幸秀之手、阿法相傳之間、知行無相違、

然者、於今者、相副次第證文手繼、所讓渡嫡子貞朝也、向後無相違、可令領掌、仍爲後代證驗、讓

狀如件、

正安參年十二月廿日

(志賀泰朝)
沙彌阿法(花押)

四 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書
太宰管内志下

六郷屋山例講谷役配分注文

例講谷役ノ配分ヲ注ス
夷山長小野役

正月八(金山寺)夷山長小野役、

二月八(西子寺)兩子山・丸小野、

三月八(神宮寺)大嶽山・見知・小城山・毘沙門拂、

四月八(無動寺)小石屋山・別當御役・横城山、

香々地莊

香々地荘

五月八屋山、(長安寺)

六月八長岩屋・執行御役・辻小野・大谷、(大谷寺)

七月八後山智恩寺・稻積・高山・懸樋、(西明寺)

八月八黒土・大岩屋・相山、(松原寺)

九月・十二月八先達、(神宮寺)

十月八千燈山・清淨光寺・鞍懸、(千燈寺)

十一月八吉永・津波戸・間戸・大折・長副、(吉永寺)

嘉元二年九月 日

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

望 沙彌禪門讓狀

○余瀨文書
大分県史料二五

(瑞雲寺)
「これハかねつけさミ□□房へ」

讓與

無動寺領六郷山夷長小野内 散々所々房舎田畠山野等事

長小野分

一 居屋敷大力公文職名田畠等也、

夷長小野内田畠
等ヲ嫡子祐秀ニ
讓ル

但此内壇供田壹段 今井分 公文免田壹段 物射田 (二八) 鑿十二、
前勤之、

一 中山名屋敷畠地等 四至標見于本証文タリ、

夷分

一 財万内トコヲユ房舍田畠山野等 但院主方万雜公事無之、

一 許字木穴河内本証文等讓之、

副渡散々所々名田畠次第本証文等 四至境坪付ニ顯然也、

右、於屋敷房舍所々田畠山野等者、禪門重代相傳之私領也、而於今者、嫡子祐秀、相副次第本証文手繼、限永代讓與之了、但於大力名者、出于山王田公事料之間、万雜公事無之地也、更不可有他人異論者也、仍爲備後代證文讓狀、如件、

嘉元參年乙 八月十六日

沙彌禪門(花押)

大力名ハ山王田
公事料ヲ出ス

四 某讓狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

(端裏書)
「大力」

讓與

無動寺領六郷山夷長小野内 散々所々坊舍田畠

夷長小野内ノ田
畠等ヲ讓ル

香々地莊

香々地莊

六〇八

山野等事
四至境坪付本証文顯然也、

一 居屋敷大力公文職名田畠等也、

但此内、壇供田壹段今井岩屋分

公文免田壹反

物射田(武)ニハ八饗十二前
勤之、恣反

同山王九月九日上分田

藺田三反步此内一反ハ今井ノ分
又一反ハ公文免給

大力

武射田ハ饗十二前

例進物鑿貳勾半代

二百文

四七 眞重讓狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

一讓與(マ、)

無動寺領六郷山夷長小野之内、散々所々坊舍田畠山野等事

一 大力坊内公文識田畠五段也、

今井壇供田壹段

武射免在之、

一 中山居屋敷畠地等

四至探見本証文タリ、

嫡子祐秀ニ長小
野内坊舍田畠山
野等ヲ讓ル

大力坊公文職田
畠

中山居屋敷畠地

右、於屋敷坊舍所々田畠山野等者、眞重重代相傳之私領也、而於今者、嫡子祐秀、相副次第本證
文手繼、限永代讓與、但於大力坊者、山王神役無相違間、万雜公事無之地也、更不^可。有他人異論
者也、依爲後代證文之讓狀、如件、

嘉元參季乙八月十六日

眞重 在判

四八 香地莊領家下知狀

○黑田文書
大分県史料一〇

(花押)

香地莊番匠給田
島作人十郎檢校
死去ニツキ嫡子
智法ニ安堵ス
所當公事ハ番匠
左近將監ニ沙汰
スベシ

下 香地莊番匠給太郎丸田島荒野事
右當名者、往古番匠給也、而作人^{十郎}□□檢校死去之上者、嫡子智法法師令安堵領掌、有限於所當公事
者、番匠左近將監江、可致沙汰、若有不法之儀者、非沙汰限、仍下知如件、

正和三年四月十一日

並 貞奉
□ 時奉

(裏行書)
「御祝儀

御板□□

香々地莊

咒

鎮西北條
政顯御教書

○北良藏文書
大分県史料二

河越重方代篁賀
ノ押妨ヲ停メ香
地莊内料田ヲ神
鎮等ニ交付セシム

範秀ト幸益丸ノ
相論ヲ沙汰シ寺
僧ヲ宥メ公武ノ
祈禱ヲナサシム

宇佐彌勒寺所司神鎮・神世申、豊後國香地庄内當寺東寶塔供料田三町六段事、重訴狀如此、就神領興行之篇、被裁許之處、河越河内權守重方代篁賀不敝用云々、早莅彼所、守下知狀、可沙汰付神鎮等、若不事行者、載起請之詞、可令注申也、仍執達如件、

正和三年九月十九日

(北條政顯)
前上總介(花押)

眞玉孫四郎殿

都甲四郎入道殿

五 法印玄信奉書案

○余瀨文書
大分県史料二五

(論裏書)
「令旨以下別當御狀等案 此内樋懸田地事」

六郷山内夷長小野事、依範秀與幸益丸相論、宛催新儀之課役、於寺僧等間難安堵云々、此條尤不便次第也、早可被經御沙汰、先相宥寺僧等、全御願、可致 公家・武家御祈禱由、可令下知給旨、被仰下也、仍執達如件、

(正和四年)
四月廿三日

法印玄信

謹上 禪定房法印御房

五 青蓮院宮慈道法親王 令旨案

○余瀨文書 大分県史料二五

夷長小野ニ対ス
ル新儀非法ヲ停
シム
メ祈禱ヲ専ニセ

六郷山内夷長小野間事、範秀與幸益丸相論之間、宛新議之課役於寺僧等、依新田新畠悉取、御願
闕念之由、就歎申、

令旨如此、此上設雖宛催新議非法、更不可絀用、早任被仰下之旨、令安堵(如之)爲本、於御祈禱、可祈申
公家・武家之御息災 延命矣、仍執達如件、

正和三年七月 日

別當法印 在御判

(雜言製書)
一爲極懸田地存知、所副渡 令旨并御施行案文也、

(長紙)
「(花押)」

五三 僧忍慶重訴狀

○余瀨文書 大分県史料二五

(端裏書)
「忍慶重訴狀 正中三三十五」

僧忍慶謹重言上、

信濃法眼娘陳狀
ニ及バザルニヨ

香々地莊

リ重ネテ成敗ヲ
蒙ランコトヲ請フ

利乘房弘ニ対ス
ル忍慶ノ奸曲ヲ
停メ祐舜ニ裁許
セラレンコトヲ
請フ

夷山信濃法眼娘、顧無理不及陳狀上者、欲蒙御成敗、利乘房拂事
右、巨細言上先畢、仍被下訴狀之處、不及陳狀、送數箇月之條、無理之至、顯然也、此上者、欲蒙
御成敗矣、仍重言上、如件、

正中二年三月 日

五三 仲原氏女代祐舜請文

○余瀬文書
大分県史料二五

〔利カ〕
乘房拂事

□如忍慶重申狀者、信濃法眼娘、顧無理不及〔陳狀〕上者、欲蒙御成敗利乘房拂事云々、此段□利乘房
拂者、祐秀知行之處也、但千象房□乘房拂者、自知恩寺方相傳之條、祐舜等□〔載于〕捧。請文候畢、而
忍慶忽失陳方據、不令見□是非之子細歟、仍利乘房拂者、祐秀領知也、何□〔念カ〕不知行之仁、可掠申
哉、凡奸曲謀計企、先以□〔露カ〕顯仕畢、所詮。為一旦之證文之上者、者、以此旨、□有御披露候哉、恐惶謹
言、

正中貳年三月 日

仲原氏女代祐舜

〔花押〕
請文

眞

〔裏花押〕○祐舜ノ下
但抹消

嫡子祐舜ニ屋敷坊舍田畠等ヲ護

夷山内蓮祐弘同計字良木樋懸田地領主職ヲ長祐ヲシテ領掌セシム

五 僧祐秀讓狀案

○余瀨文書 大分県史料二五

右、於屋敷坊舍田畠散々所々山野等者、祐秀重代相傳之私領也、而於今者、嫡子相副。祐舜次第本證文手繼當別代（マ）御下知、永代讓與之了、但於大力名者、出于山王田公事料之間、綺隨而難免也、院。萬難公事。無之地也、更不可有他人異論者也、仍爲備後代證文之讓狀、（如件力）

五 別當某下文案

○余瀨文書 大分県史料二五

下 夷山内蓮祐拂、同計字良木田樋懸田地領主職事右於田畠者、爲別相傳之地、無院主綺之條、證文分明也、然者、早長祐永代令知行領掌、有限於佛神事并課役等者、守先例、不可有懈怠、故以下、

嘉曆二年六月十七日

公文貞長 奉

別當 在御判

（裏書）「此御下知内事

爲樋懸田地存知、封案文裏、所副渡也、」

香々地莊

五 權別當仁王丸下知狀案

○余瀨文書
大分縣史料二五

豐後國六鄉夷山内連祐拂坊舍田畠山野、同計宇良木樋懸田地等領主職事

右、夷長小野寺務管領事、被付于別當職之由、令旨拜領之間、相尋當田畠等由緒之處、少輔堅者祐岸知行之時、任譜代證文之道理、宛賜各別安堵 令旨所見分明之上、近年就當山院主職相論而、可被停止條々新儀非法之由、寺僧等事書内一條、衆徒各別領主職、拂々本役例進之外、無院主之綺事、達上聞之趣、去正和四年四月廿三日 令旨嚴重也、然者於當田畠等者、長祐爲各別領主職而、永代可令知行領掌、仍下知狀如件、

嘉曆二年六月十七日

權別當仁王丸 在御判

(雜目裏書)
一此御下知内事

爲樋懸田地存知、封案文裏、所副渡也、

嘉曆二年 歲次 丙子 十月八日

權律師長祐 (花押)

○五〇・五一・五五・五六号ノ四通ハ一紙案文ナリ。

夷山連祐拓同計
宇良木樋懸田地
領主職ヲ長祐ヲ
シテ領掌セシム

三 別當并院主分田町坪付注文

○余瀨文書
大分県史料二五

別當分田町

別當分田町之事

〔二所カ〕
五段半政所坊

一所二段田ノ口拂新坊北政所坊

一所三段住蓮拂圓実

一所三段徳万坊拂

一所五。阿連拂七郎さへもん段

一所二段森下拂政所坊

一所三大定拂カチとら二郎段脱

一所二段大藤拂政所坊新坊継孫六

一所二段壽禮田拂野田頼九郎

一所二段學乗拂

一所二段鍛冶迫拂政所坊新坊継

一所二段安文拂カチ又四郎二郎五郎

一所二段迫シリ拂小野二郎三郎

一所二段小野拂二郎三郎

一所二段圓徳屋敷拂

一所二段竹中拂政所坊

一うき西在所

一段ほり田作御用作

一段わり不氣政所坊よこたけ

一段あないのはさ政所坊の田内蔵

一段野そい徳乗

同一段のそいカチ又六

一段坊樂田山臥田政所坊

一段房樂田うきめん野田内蔵

中山田一段しやけ田カチ新四郎

同一段神前徳大坊大工五郎さへもん

同一段中しま大工五郎さへもん

同一段はさこ政所坊役田

同一段口より政所坊

同一段こうはい田政所坊

同一段神前政所坊

同一段カミきり馬五郎

一段小く田良實しろうり田

一段かねハたけかちとら二郎

一段門用作助太郎

二所下堂その政所坊一段ナリ

くほ田一段孫六同一段大工たごん七郎さへもん

香々地荘

一所藤か谷政所坊

中山田二百分うきめん
三月三日上分

中山屋敷二百分助太郎

コウヤマエ大助太郎

一所二段大力成拂大工五郎さへもん

一所船かさこ政所坊
まうとふん

一所一段西前七郎さへもん

中山田一段政所坊

一所東南拂政所坊
まうと分

一御供田分一段教圓

一所中その屋敷政所坊
まうと分

つかそい一段政所坊 中山田

ゆやの本半大工五郎さへもん

一御ゆ田一段乗一免坊薬田

同一段善吉

夷山院主分田町

妙鏡坊私

〔以下墓〕
夷山院主分田町之事

一所三段小妙鏡坊拂カチ又四郎

一所五段美濃拂政所坊

一所二段千藏拂新二郎

一所三段松尾拂陽恩坊

一段堂ノ前圓實

一中ノ丸かち又四郎 三斗

小久ほ中堂一段うきめん

房薬田一段良實山臥田

一熊野寺院主分

一所二段高六拂

一所三段長本拂野田藤九郎

一所三段都甲露拂同高五十分有新六

一所二段安樹拂藤二郎

一所一段代その徳万河内御用作

一段房薬田カチ又四郎
うきめん

地藏道前半政所坊

三田ノ内二段政所坊

ヨコタチカわより二百分せんたふ

一所三段田中拂

此東專道合三段

一所六段觀行拂政所坊

一所三段下力成拂政所坊

一所二段坊樂拂小二郎

二段屋氣拂カチ又四郎尾

一段美濃拂内政所坊

一段房薬田五原二斗小二郎
神もと

當所一段半政所坊真如院

一段房薬田 大工

一所二段けうウチ拂迫二郎

一所二段圓祐拂院主職專道

一 夷山佛神御新田 權現御供田二段、同正月朔日同御檀供田三段、同酒拜二段、同饗新田三段、
 同二日耆闍岩御檀田三段、同酒拜大、同五日松尾岩座御檀供田三段、同饗新田三段、同六日鬼會御
 檀供田九段、同饗新田三段、二月權現御供田二段、同饗新田三段、九月九日御供田三段、十月廿一
 日大般若會田二町、十一月權現御供田二段、同饗新田三段、十二月十五日常行三昧田九段、同廿四
 日大師會田三段、淨油三段、六供經田一町八口、大定拂阿彌堂御供田一段

五 長小野島地坪付注文 (折紙)

○余頼文書
 大分県史料二五

長小野島地事

合

- 一中山分藪島一丁二段内、一反、神島免
- 一小藪島分藪島六段内、一反、神島免
- 一源次別當島分藪島二段大、同上島一反半
- 一惠良口分三段、神島免
- 一彌平二神六段小
- 一鍛冶屋島二反
- 一石佛島一段大
- 香々地莊

香々地莊

一中坪分七段畠七反、二反内
大八屋敷

一栗木畠三段

一竹中分五段ノ内、三段ハ
神畠免

一平畠一段小

一額畠二段大

一在元畠二反

一末包畠三段

一國正畠一段

以下折返
一筋畠三段

一山王講畠一丁二段

一神畠免六町四段

一公文給五段田二段
畠三段

一大工給三段

一專當給二反

公文大力坊

在元畠

末包畠

國正畠

山王講畠

公文給五段

公文大力坊

五 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺領諸莊ノ
供米ヲ注文

庄□取得□

(前庄カ)

供米也、并

殿之供白米也、

竈門庄三斗

大□三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

山香庄

石丸四斗

立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地庄二斗

眞玉庄五斗近來、不弁也、

臼乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄□斗

香地莊

後醍醐天皇綸旨 (宿紙)

○入江文書
大分県史料一〇

香賀地莊地頭職
三分二ヲ勳功賞

豊後國香賀地庄地頭職三分二河越安藝、入道跡、爲勳功賞、可令知行者、

香々地莊

トシテ宛行フ

天氣如此、悉之、以狀、

(岡崎職國) 左衛門權佐 (花押)

建武元年十一月廿五日

大友豐前六郎殿

六二 大友貞載施行狀

○草野文書
大分県史料一三

繪旨ヲ施行シ香
賀地荘三分ニテ
田原貞舉ニ渡付
セシム

(田原) 豐前七郎貞舉申、勳功地豐後國香賀地庄地頭職參分壹河越安藝入道跡事、任今月廿五日 繪旨、都甲彌次郎

入道相共、可被沙汰付之也、仍執達如件、

建武元年十一月廿八日

(大友貞載) 左近將監 (花押)

(附送) 「貞舉所領守護施行」

竹田津諸次郎入道殿

六三 豐後國々宣

○草野文書
大分県史料一三

(當) □國香賀地庄地頭職三分貳河越安藝入道跡・同三分壹跡、(前) 豐□六郎貞廣并七郎貞舉等、爲勳功賞拜領、任

繪旨之趣、早莅彼所、可令沙汰居貞廣・貞舉等於庄家給之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武元年十一月卅日

散位長兼奉
(花押)

香賀地庄三分二
・三分一ヲ田原
貞広・同貞舉ニ
渡付セシム

都甲彌次郎入道殿

六三 豐後國々宣

○竹田津文書
大分県史料一〇

香賀地庄々家ヲ
田原貞広・同貞
孝ニ渡付セシム

當國香賀地庄地頭職三分貳河越安芸
入道跡・同三分壹同・豐前六郎貞廣并七郎貞舉等、爲勳功賞拜領、任

綸旨之趣、早莅彼所、可令沙汰居貞廣・貞舉等於庄家給之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武元年十一月卅日

散位長兼奉(花押)

(附書)
「御使都甲彌次郎入道請文」

竹田津諸次郎入道殿(道書)

六四 竹田津道景請文

○竹田津文書
大分県史料一〇

(讀書)
「竹田津諸次郎入道請文」

豐後國香地庄地頭職參分貳河越安藝
入道跡・豐前六郎貞廣勲功事、去年十一月廿五日 綸旨・同月廿八日任

御施行之旨、一方御使相共都甲彌次郎入道、去年正月十六日莅彼所、貞廣沙汰付候畢、以此旨、可

有御披露候、恐惶謹言、

建武貳年三月廿六日

(竹田津)
沙彌道景請文(裏花押)

香々地庄

(奥裏符憑)
「かわこゑの安藝小二郎らんはうの
時のごくせん・しゆこのしきやう」

六五 竹田津道景請文

○竹田津文書
大分県史料一〇

(編纂書)
「竹田津諸次郎入道請文」

香地庄地頭職三
分一ヲ田原貞挙
ニ渡付センヲ上
申ス

豊後國香地庄地頭職參分壹(河越安藝、入道跡)、豊前七郎貞舉(貞原)勲功事、去年十一月廿五日 繪旨・同月廿八日任
御施行之旨、一方御使相共都甲彌次郎入道、去年正月十六日莅彼所、貞舉沙汰付候畢、以此旨、可

有御披露候、恐惶謹言、

(符憑)
「貞舉所領守護施行」

建武二年三月廿六日

(竹田津)
沙彌道景(請文、裏花押)

六六 豊後國々宣

○森清太郎文書
大分県史料一一

謀書人河越治重
及ビ与力人ヲ召
進ゼシム

豊前六郎藏人貞廣・同七郎藏人貞舉等申、以勲功地豊後國香地庄(河越安藝、入道跡)、子息安藝小次郎治重謀
作 繪旨、率惡黨人等、令濫妨當庄由事、訴狀(副具書)如此、子細見狀歎、此事先日治重號給安堵 繪
旨、雖望申國宣、依爲謀書、不及其沙汰之處、於地下致濫妨之條、所行企不當也、謀書之科不輕、
所詮任被定置之法、可被召進治重并與力人等之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武二年十月十三日

散位長兼（花押）

竹田津諸次郎入道殿（道卷）

七 大友貞載書下寫

○竹田津文書
○大分県史料一〇

〔（紙ツハ巻）〕竹田津諸次郎入道殿

〔左近將監〕

香地莊ニ対スル
河越治重等ノ狼
藉ヲ停メ交名人
ヲ召進ゼシム

豊前六郎貞廣・同七郎貞舉等申、豊後國香地庄事、解狀（副具）如此、河越安藝小次郎治重、引率伊美五郎四郎・長尾野藏人房以下輩等、亂入當庄、濫妨所務、被種々狼藉云々、早竹田津諸次郎入道并都甲彌次郎入道等相共、莅彼所、且相鎮指籠（狼藉カ）、且可召進交名輩之狀、如件、

建武二年十月十五日

〔（大友貞載）〕左近將監

守護代

六 大友貞載書下寫

○碩田叢史竹田津文書
○增補訂正編年大友史料五

香々地莊ニ対ス
ル河越治重ノ狼
藉ヲ停メ交名輩
ヲ召進ゼシム

豊前六郎貞廣（田原）・同七郎貞舉等申、豊後國香々地庄事、解狀（副具）如此、河越安藝小次郎治重、引率伊藤五郎四郎・長尾野藏人房以下輩、亂入當庄、濫妨所務、致種々狼藉云々、早守護代并都甲彌次郎入道相共、莅彼所、且相鎮狼藉、且召進交名輩、宜令申誓文散狀也、仍執達如件、

香々地莊

建武二年十月十五日

左近將監(大友貞敏)(花押影)

竹田津諸次郎入道殿(道忠)

○竹田津文人文書(大分県史料一〇)ニハ「召進」ヲ「注進」ニ作ル。

六九 高師直書下

○荒卷文書
大分県史料一〇

(裏打紙寫裏書)
「高師直」

香地莊ニ対スル
河越宗重等ノ狼
藉ヲ停メ之ヲ召
進ゼシム

大友豊前六郎藏人貞廣(貞照)・同五郎三郎等申、豊後國香地庄事、河越安藝入道宗重・同子息小次郎(隆重)

・次郎仲重、致濫妨狼籍云々、早於狼籍者、不日相鎮之、至宗重等者、爲尋沙汰可召進候也、若
子細者、可注申候之狀、如件、

建武三年三月卅日

武藏權守(高師直)(花押)

豊後國守護代(藤原能)

七〇 僧隆禪書狀

○黒田文書
大分県史料一〇

公文免給分讓分
ノウチ定慶分ニ
ツキ先ノ下知状
ヲ改ム

承候當庄公文免給事、三郎兵衛入道實道有面々讓、六段分可令進止之旨、令申候之間、定慶讓狀上
者、無子細之由、依令存、無左右加下知候了、而今承候之趣、非無其謂候、誠給在付職、可引募之

香地莊公文

條、勿論候、定慶分讓與之儀、又自由之企候歟、先日楚忽下知、尤可加斟酌候ケリ、此上者、雖可令改下知、當時所務得替之時節候、進狀之條、比與之儀候、向後若立直候者、寢前停止分讓之儀、付職一具可書進下知狀候、内々先、可令存知給之狀、如件、

武三年十一月三日

隆禪（花押）

香地莊公文□房殿

七 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山

本山付末寺

一後山^{テシ} 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

略○中

本山末寺

本山末寺

辻小野山 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轢轆岩屋^{（嚴勝岩屋）} 良醫岩屋 朝日岩屋
夕日岩屋 間山岩屋 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋 普賢^{（清徳寺）}岩屋 如覺寺^{（妙）} 來迎寺 光明寺

略○中

呑々地莊

香々地莊

六一六

中山

中山

一兩子寺〔ナシ〕 長岩屋〔山〕 屋山 加禮河 久末 黒土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

略〇中

中山末寺

中山末寺

一小兩子岩屋〔ナシ〕 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋〔ナシ〕 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

略〇中

末山

末山

一見地山〔ナシ〕 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺〔淨光寺〕 行入寺〔淨光寺〕 清淨光寺〔淨光寺〕 懸樋〔山〕

略〇中

夷山付長小野

一夷山付長小野 拂々料田畠山野等四至以下、

院主相傳證文仁〔証〕明白也、

略〇中

末山末寺

末山末寺

一今夷〔ナシ〕 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山〔當寺領日田肥前權守入道押領〕

今夷 燒尾岩屋

一今夷 燒尾岩屋〔ナシ〕 夷山末寺也、

略〇中

願成寺

一願成寺夷山末寺限東美尾 限西笈立松
限南永小野 限北久保大道

委院主相傳證文(證明)仁分明也、

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丁丑六月一日

(大満帳裏書)
〔享保九甲辰天閏四月六日、爲當用、令書之者也、
屋山長安寺 蓬山(花押)〕

○屋山長安寺所藏「大満帳」ト少異アリ。〔 〕内ハ同書。全文ハ米繩郷五一号ニ収ム。

三 財万寄進狀

○余瀬文書
大分県史料二五

(寄進書)
〔 〕(寄)んしとの御狀

めうきやうはらへのちやうはくの事、なりはたけよふん(め) 候つれとも、きゝひらき候あ
ひた、もとのことくちやうはくニ、こめ候ぬ、よ(て)のちのためニ、ほうきしやうくたんのことし、
又同ちやういうは(か) のかつさ房の、さこをよふんニ、あけ申申(申)セとも、きゝひらき候上ハ、も
とのことく、ちやうはくニこめ候ぬ、よて(か)のためニ、ほうきしやう、くたんのことし、

建武五年六月十日

財万(花押)

香々地荘

三 日足圓道房祐精去狀

○黒田文書
大分県史料一〇

〔編表書〕
「ゑんたうはうのさりしやう

太郎丸名事」

〔外題〕
「件名田任去狀、向後不可有相違、仍執達如件、

去渡

康永二年八月十七日

輔綱〔花押〕」

太郎丸名田畠山
野ヲ買取ルモ黒
田兵衛五郎ニ去
り渡ス

本主教性房ノ余
流

豊後國番地庄ミめの大郎丸名田畠山野等事、四至ほんせうもんニあり、
右名田畠者、源九郎宗房・同教性房相傳之地也、かのでより十郎けんけうさたひろかいとりての
ち、祐精にいたるまでさうおいなし、しかるをくろ田のひやうへ五郎との、本主教□房かてよりう
として、しさいを申さるゝあひた、いまにおいてハ、ほんせうもんでつきら、いつものかさすあい
そへて、件の名田畠くわうやらにおいて□、くろ田のひやうへ五郎とのニ、なかくさりあたへまいら
せ候ところしつなり、このうゑハ、いさゝか後日のさうおひあるへからす候、もしさたひろらかよ
りうとせうし、をち□もんしよありと中で、しさいを申とも、かうこにおいてハ、ほうせうのさいく
わに、申おこなふるへきなり、仍後日のためニ狀、如件、

曆應五年四月十三日

日足圓道房祐精〔花押〕

香地莊公文聯相
伝系図及ヒ兵衛
五郎出帶文書目
録ヲ注ス

出帶文書目録

香地莊公文職相傳系圖并出帶文書目録

○黒田文書
大分県史料一〇

香地公文職名田系圖

定慶 女子 江四郎 賴澄 女子 義



兵衛五郎跡より出帶文書目六

- 一通 定慶讓三子狀 公文給并名 弘安十一年□月廿□□
- 一通 同人讓彌益平三郎狀 同年六月廿五日
- 一通 同人狀 讓中子分、一期之後平三、正應三年九月□□
- 一通 同人讓□狀 弘安□

香々地莊

五 別當權律師某下文案

○志賀文書
熊本縣史料中世二

下 良禪所

良禪ヲシテ豊後
國六郷山夷山院
主職横嶽河内ヲ
領知セシム

先師榮範并二母
堂ノ讓

早任相傳證文、可令領知豊後國六郷山夷山院主職并横嶽河内事

右、任弘安三年十月十一日先師榮範狀、并永仁六年十一月十日母堂平氏女讓、止侍從坊郷秀妨、良禪令領掌、專御祈禱、於年貢課役者、任先規、無懈怠可勤仕、山内宜承知、致勿違失、故以下、

貞和三年十一月十日

別當權律師在判

六 權別當英隆奉書案

○志賀文書
熊本縣史料中世二

郷秀ノ妨ヲ停止
シ良禪ヲシテ六
郷山夷横嶽河内
ヲ領知セシム

豊後國六郷山夷横嶽河内事、所被裁許良禪也、守彼狀、止侍從房郷秀押妨、可被沙汰付下地於良禪

旨、所候也、仍執達如件、

(貞和三年)
十一月十日

權別當英隆 在判

謹上 見地師殿

六郷山夷岩屋河内等ヲ良禪ニ交付セシム

郷秀押領物ハソケテ沙汰スベシ

七 權別當英隆奉書案

○志賀文書 熊本県史料中世二

豊後國六郷山夷山岩屋河内事、任相傳證文、去曆應元年十月十一日被裁許良禪之處、侍從房郷秀于今不去退云々、太不可然也、早守先下知狀、可被沙汰付下地於良禪、次曆應以下年々押領物事、任傍例可被責進、不承引者、懸郷秀知行山領、致嚴蜜沙汰、可被注申子細之旨、所候也、仍執達如件、

(貞和三年)

十一月十日

謹上 見地師殿

權別當英隆 在判

六 藤原貞廣讓狀

○大友家文書録 大分県史料三一

(讓判) 一見畢、御判

文和三年九月廿四日

讓與所領等事

一豊後國玖珠郡内山田郷・帆足郷・古後郷・飯田郷等村々地頭職、并來繩郷内福成・吉久名等地頭

職委細見本 御下文、

香々地莊

所領ヲ嫡子徳増丸ニ讓ル

香々地莊

六三一

香地莊地頭職

一所同國香地庄地頭職

右所領等者、貞廣爲勲功之賞拜領、當知行地也、而於今者、嫡子(長能)德増丸爾、相副御下文以下證文等、永代所讓與實也、但舍弟等不背命、有忠者、爲德増丸計、可加扶持也、仍讓狀如件、

觀應元年十月廿六日

(田原) 藤原貞廣 在判

元 足利尊氏袖判下文

○大友家文書録
大分県史料三一

袖(足利尊氏)
御。判

下 豊前六郎(田原)藏人貞廣

森林半分ノ替ト
シテ香地莊地頭
職ヲ宛行フ

可令早領知、豊後國香地庄地頭職事

右、爲森林半分之替、所宛行也、守先例、可致沙汰之狀、如件、

觀應元年十二月六日

〇 高師直施行狀

○大友家文書録
大分県史料三一

豊後國香地庄地頭職事、任御下文之旨、可被沙汰付豊前六郎(田原)藏人貞廣之代官之狀、依仰執達如件、

觀應元年十二月八日

(高師直) 武藏守 在判

香地莊地頭職ヲ
田原貞広代官ニ
交付セシム

大友式部丞殿

二 藤原貞廣寄進狀

○余瀬文書
大分県史料二五

奉寄進

長小野山王田ヲ
寄進シ祐舜ヲシ
テ知行セシム

長小野

(山王田參段事)

右山王田者、九月九日上(分)酒、同十一月爲御祭(所)、奉寄之也、然則、任相(尊)證文之道理、祐舜
大德令知行領掌、可全 神役、仍永代寄進之狀、如件、
文和元年八月廿二日

(田原)
藤原貞廣(花押)

○欠字ハ同案文ニヨリ注ス。

三 彦山山務下文

○余瀬文書
大分県史料二五

下乙

彦山關所壇那等事

別所如淨房跡・玉屋威光(所)跡・北谷教善房跡

香々地莊

長小野宮内卿祐
増ニ彦山關所壇
那代官職ヲ預ク

香々地莊

六三四

右、闕所之間、以長小野宮内卿祐增、爲代官職所預置也、於諸旦那等祈禱者、可抽精誠之狀、如件、

正平十二年十二月三日

山務(花押)

八三 彦山山務下文案

○余賴文書
大分県史料二五

(端裏書)
「彦山下知案文」

下

彦山(關也)所壇那等事

別所如淨房跡

玉屋威光房跡

北谷教善房跡

右於所々、長小野宮内卿祐增、爲代官職所預置也、於諸旦那等祈禱者、可抽精誠之狀、如件、

正平十二年十二月三日

山務

夷山院主職ヲ卿
秀ニ安堵ス

下

八四 藤原登法師丸安堵狀

○靈仙寺文書
太宰管内志下

可令早任次第相承之旨、安堵領掌、豐後國六鄉山夷山院主職ノ事

右、件ノ院主職者、卿秀次第相傳當知行無相違之條、公家・武家公驗等明白也者、任道理、可令卿秀安堵領掌、有限於佛神事并年貢濟物者、守先例、可致其沙汰之狀、如件、

正平十三年三月十一日

藤原登法師丸 書判

八五 彦山山務下文案

○余瀨文書
大分県史料二五

下

彦山所壇那等事

右、於六鄉北浦部等八ヶ所、殊夷長小野國先達大力宮内卿祐増、爲代官職、諸旦那等祈禱者、可抽精誠狀、如件、

正平十六年三月五日

山務 在判

香々地莊

六 彦山山務下文案

○余瀨文書
大分県史料二五

(端裏書)
「彦山下知案文」

彦山務

下

彦山所壇那等事

右、於六郷北浦部等八ヶ所、國先達長小野宮内卿祐増、爲代官職、諸旦那等祈禱者、可抽精誠狀、
如件、

正平十六年三月五日

六七 田部惟行田畠寄進狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

一 敬白 山王十禪師奉寄田畠

一 末包内ニ小田 山王前國正内北畠

同内丸竹本臺所井うね(ヨメ) 小田エノキ本 小井テ前

右、成仏之内也、十禪師本地地藏堂、永代寄進奉處也、未來際無相違、御願を取行候へく候、依本しゆく共ニ、

十禪師地藏堂ニ
田畠ヲ寄進ス
末包 國正

いわうせつくのためニ、永代奉寄狀、如件、

貞治七年戊申正月十二日

田部惟行 在判

六 田原氏能知行宛行狀(折紙)

○松成文書
大分県史料一〇

(田原氏能)
(花押)

給所不足分トシテ香地庄内松成弥九郎給分ノ外ノ田地ヲ宛行フ

香地庄内松成彌九郎給分外、田地參反・畠壹丁六反卅步事、爲給所不足分、所宛行也、不可有相違狀、如件、

應安二

六月廿一日

其 阿奉

六 田原氏能安堵狀(折紙)

○余瀨文書
大分県史料二五

(田原氏能)
(花押)

香々地庄内本給地ヲ子左衛門二郎ニ宛行フ

(香々地) かゝちの庄内、こか□わらのさへもん二郎しんふ、三郎入道ほんきう(本巻)の事、しそくさへもん二郎ニ、あて給ハるところ也、せんれいにまかせて、そのさたをいたすへき狀、如件、

香々地庄

香々地莊

六三八

應安二

七月十日

其阿奉

六〇 足利義滿袖判下文

○入江文書
大分県史料一〇

下

田原徳一丸

(鑑貞)

(足利義滿)
(花押)

田原徳一丸二所
領ヲ安堵ス

香地莊

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豐後國田原別符半分内

參分壹・同國田原別符内波多方半分戸次丹後守頼時跡・周防國岩田保岩田左近將監跡・肥前國山田庄阿蘇彈正少弼治時

跡・豐後國安岐鄉日田宮内少輔詮永跡・同國光一松名(阿南庄)・同國玖珠郡山田鄉原田次郎・帆足鄉・古後鄉志津利孫三郎跡

・飯田鄉・并來繩鄉内福成吉久名等・同國香地庄・國東鄉信濃入道行珍跡・同國武藏鄉・同國櫛來別

符・同國日出庄戸次筑前次郎朝直跡・筑後國竹野庄内東鄉・山本鄉宇都宮常陸前司守綱跡等地頭職事

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

九二 今川了俊書狀

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

衛比須(夷)城
ニ対スル救援

豊前路

玖珠路

コノ月中夷城ヲ
死守スベシ
兵糧ナクハ当方
又ハ姫嶋ニ移ル
ベシ

豊前路ノ勢仕ヲ
待ツベシ

其城事、度々承候間、随分いそきく、一勢つかはし候へく候處ニ、豊前路よりの合力の事ハ、大内家人等、國の事をうたかひ候て、これよりの勢つかはし候ハ、やかて事を左右ニよせて、大友方をも合力し候へきやうニ、きこへ候ほとニ、さやうニなり候てハ、中く後までのわつらひたるへく候ほとニ、このやうを、まつ大内方ニ申つかわし候て、心やすく思候ハ、其後の勢仕の事ハ、豊前目よりも子細候ましく候間、その左右を待入て候也、玖珠路の事ハ、今も煩あるましく候間、すてニハや、二郎殿・三郎殿も、若狹殿一所ニ御こゑ候也、陸奥守も明日六日、筑後にまかりこゑ候間、あなたよりの合力勢仕ハ、子細候ましく候、

一その事、地下のこやおとすれ候て、(通路難儀)つうろなんきのよし、うけ給候、たとひつうろ候ハすとも、そのの城の事、この月うちハかり、御こらへ候ほととの兵糧もし候ハ、それまで御こらへ候へく候、もし又、そのほととの兵糧もあるましく候ハ、中く城をすて、こなたニ御こゑ候歟、しからすハ、ひめ嶋(龜島)まで御うつり候へく候、とても豊後の事ハ、たとひその城をすてられて候とも、かたくしすゑ申候へとの御教書の下にて候間、事を大ニ仕候て、しすゑ申候へく候間、そこつに御心し候て、面々の御身をまたくせられ候て、豊前路よりの勢仕の時を、御まち候へく候、もし兵糧候て、今月中ハかり御こらへあるへく候ハ、とてもそれまで、合力を御まちつけ

香々地莊

△短氣ノ沙汰ヲ戒

面々ノ安堵ハ堅ク沙汰シ付ク

城衆ノ知行安堵一紙ニテ安堵ス

衛比須(夷)城

候へく候、相構く、心ミしかく、御さた候ましく候、たとひその城候ハすとも、我らも御教書と、上意のをもむきのまゝに、合力事、さたし付申へく候上ハ、城すてられて候ニハ、よるるましく候、

日本國大小の諸神・八幡大菩薩・天満大自在天神も、御罰候へ、面々の御あんとの事ハ、かたくさたし付申へく候、今のまゝにてハ、とても大友方の事、その身も國の事も、すくるへく候上ハ、いかにも御かんにん候へく候、そのために、ハやかさねく、京にも申入、大内方にも申遣て候間、豊前路の勢仕事、子細あらしと存候、

一城中の人々御知行分あんとの事、承候、めいくニ進候へハ、みちのほともわつらひにて候間、まつ一紙ニ御あんとを申へく候、追て、めんくの御名字にて、進候へく候、なニさまニも、御所御奉公の名字を御かけ候事をハ、始中終公方としても、御扶持候へきよし、かたしけなく仰下され候ハ、仰事も御心やすく候へく候、恐々謹言、

三月四日

丁俊(花押)

衛比須(夷)城

御返事

○コノ衛比須城ハ、当莊ノ夷山ニ在リシモノカ。

上田某ニ夷山内
本知行分ヲ返付
ス

六三 田原氏能知行宛行狀(紙折)

○余瀨文書
大分県史料二五

上田左衛門次郎申、夷山内之本知行分事、當給人贖地、立替渡如此、可返付狀、如件、

永和三年正月十七日

(田原) 氏能(花押)

六四 郷政田地賣券

○松成文書
大分県史料一〇

うりわたすてんちの事

来繩郷佐野村よ
しすゑ名内

ふんこのくに、くなわのかうさの^(佐野村)むらよしすゑ名内三反田内二反

右件てんちハ、はたのひかしの二らうさとまさ、ちうたいさうてんの地なり、しかるを、いまよう

香々地ノ市丸ノ
そうきうニ売ル

くあるによて、代^(用)のようとう三貫文ニ、か^(香々地)ちのいちまるの^(市丸)そうきうの御かたへ、したいのせう

もん^(用)に、てつきお^(つ、)お^(つ、)いあそへて、やうねんをかきて、うりわたすところしつなり、もしかのところ

ニ、わつらい候ハ、そのあきらめを申へく候、又御とくせいこうきやう候とも、いきを申ましく

候、よてこにちのためニ、うりけんの狀、如件、

至徳三年丙寅十一月八日

郷政(花押)

香々地莊

九四 中坪孫次郎契約狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔(端裏書)中坪まこ二郎のうけふみ〕

豊後國六郷山夷内、香地上長小野内縫畠殿參段事、さきたつて、古善能自手、はいとく相傳する處實也、然今當大工兵衛殿、いさゝか其ノ子細を申さるゝによて、毎年ニ麥納四斗ヲ、當大工殿ニかんと申へく候、山王修理をハ、可被致候、か様ニたかいニ契やく申上ハ、子々孫々にいたるまで、(た版)マシたのさまけきあるましく候、よて爲後日契やく狀、如件、

嘉慶二季戊辰十二月廿九日

中坪孫次郎(略押)

九五 田原親貞書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

大力のき六申給分事、十五貫分内、半ふん彌五郎入道知行候て、半分をもて、在陣のかんにんか
い
か
た
く
候
よ
し、(田原)なけき申候、氏能の御時も、き六在陣の時ハ、彌五郎入道かうりよくをいたすへ
き
よ
し、(以下札態)度々御書下候といへとも、一向ふさたのよし、なけき申候、所せん彌五郎入道一この間、
か
の
給
分
内
「(以下札態)かゝちニ田地三反、はたけ五反下地を、さきわけあつけられ候て、のこる給分をハ、
き
六
ニ
さ
た
し
つ
け
ら
る
へ
く
候、無沙汰あるへからす候也、恐々謹言、

大力のき六ニ給分ヲ割キ預ケシム

香々地ノ田畠

買徳地上長小野内ノ地ニツキ大工兵衛ニ毎年麦四斗ヲ渡ス

〔追記〕「嘉慶三」三月二日

〔奥切封ヲハき〕

〔墨引〕

〔田原〕親 貞〔花押〕

〔津〕崎のたん正殿

〔さ〕

親 貞〔花押〕

癸 夷山妙鏡坊祐増讓狀

○余瀨文書
大分県史料一五

讓狀大力坊以慶渡申所也、

豊後國六郷山夷之谷、彦山國先達等之事、妙鏡坊祐増、代々爲筋目、無他妨、子々孫々諸勘勿論候、努々不可有相違候、仍爲後證讓狀、如件、

明德四年九月廿日

大法師祐増〔花押〕

夷山彦山國先達等ヲ讓ル

㊦ 田原親貞書狀〔紙折〕

○黒田文書
大分県史料一〇

黒田方ヲ扶持スベキ所存

黒田方事、へつしてふち候へき所存候間、書下ニ其分を申たく候へとも、いまほと訴訟人々あまた候間、しんしやく候、先此書下をつかハさるへく候、世上無爲ニ候て、給分以下沙汰候する時、重て相計候へく候、此よし、内々仰さるへく候也、〔以下折返シ〕

香々地莊

香々地莊

六四四

六月廿六日

(田原)
親 貞 (花押)

益永殿へ

六 夷山妙鏡坊祐増讓狀案

○余額文書
大分県史料二五

(編纂書)
「讓」文

祐 増

嫡子祐慶ニ讓ル

讓與 祐慶所

豊後國六郷山夷谷内、妙鏡拂坊舍田畠山野等事

右、件坊舍田畠山野等者、祐増重代相傳、勿論領掌私領也、雖然於于今者、嫡子辨公祐慶ニ、相副別當代々御下知并本證文手繼、至子々孫々、讓渡所實也、唯親類兄弟他人可。不。有妨處也、仍。後證、末代讓狀如件、

應永三季丙子六月 日

(妙鏡坊)
祐 増 在判

九 夷山妙鏡坊祐増讓狀案

○余額文書
大分県史料二五

息女如香ニ讓ル

讓與 比丘尼如香ノ所

豐後國六郷山夷谷中山内、田地中依田一段、板屋河内之三角畠一段事

右、件田畠者、祐増先祖相傳私領也、雖而於于今者、息女比丘尼。如香御房ニ、至子々孫々、無他妨、永

代讓與處實也、更ニ他人可脱力不有綺所也、仍爲末代後證讓狀、如件、

應永三季丙子六月 日

妙鏡坊 祐増 在判

100 夷山妙鏡坊祐増讓狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

讓與 紀七郎永重所

豐後國六郷山夷谷内、妙鏡拂内中依田地一段事

右件田地者、祐増重代相傳、勿論領掌地也、然於于今者、二男紀七郎永重、永代至。子々孫々、讓與

處實也、他無妨。知行領掌所也、仍爲後證讓狀、如件、

應永三季丙子六月 日

妙鏡坊 祐増 在判

101 夷山妙鏡坊祐増讓狀案

○余瀨文書
大分県史料二五

讓與 比丘尼妙珍所

豐後國六郷山内谷内、妙鏡拂本坊地、同長畠事

香々地荘

二男紀七郎永重
二讓ル

比丘尼妙珍二讓
ル

夷山内横嶽跡ヲ
前院主二位公ニ
預ク

一〇三 佐保永弘奉書(折紙)

○余瀬文書
大分県史料二五

夷山内横嶽跡事、前院主二位公ニ、可預置候、其子細、可被仰付之由候、恐々敬白、

(眞筆)
一應永九年
三月廿二日

佐保
永弘(花押)

龍藏院方丈

一〇四 明秀下作職宛文

○余瀬文書
大分県史料二五

夷山内長小野村大力名下作職事

以慶ヲシテ大力
名下作職ヲ知行
セシム

右件名田等者、祐慶於下作職、無相違可。知行候、但有限所當例進公事等、任先例、可有其沙汰、

依可被下作領掌狀、如件、

應永十六年八月 日

明秀(花押)

一〇五 明秀下作職宛文

○余瀬文書
大分県史料二五

夷山内長小野村大力坊下作職事

大力坊ハ山王公
事料所トシテ万

香々地莊

香々地莊

六四八

右件名田等者、以慶重代相轉知行、勿論領掌無相違、可有知行候、但於大力坊者、山王公事新所之間、綺隨而萬雜公事無之地也、更不可有他人異論者也、仍末代爲後日狀、如件、

應永十六年八月 日

明 秀 (花押)

一〇六 香地莊内給所坪付

○松成文書
大分県史料一〇

(田原能方)
(花押)

香々地莊内五貫
分坪付ヲ与フ

□地御庄内五貫分事

一 所一 反 民部大夫

有吉内

一 所一 反 卅さかたさへもん二郎

まさきよ

一 所一 反 きゝ方

いなみつ

一 所二 反 大

前分ひノ口

一 所一 反 ひやうへ大夫

いなみつ

一 所大 二 郎 五 郎

おつほ

一 所一 反 きやうふ

以上八段小卅分

應永十九二月廿七日

昌 香 (花押)

昌 利 (花押)

正 貞 (花押)

松成彌九郎殿

104 六郷滿山離山衆徒等申狀

○六郷山文書
太宰管内志下

当寺務代ノ苛政
ヲ訴ヘ上裁ヲ請
フ

六郷離山ノ衆徒等一同謹上、(言脱カ)

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代住職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事、所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、上者令致隨分奔走勤仕申之處、御侍造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷(言脱カ)此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應徵分、依之、或先規舊例之法會神役等令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年月事、當山所々坊領并有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理由(言脱カ)紬之本主事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲無私曲、條退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸之眉、彌可致御祈禱之精誠祈狀之旨、如件、(言脱カ)

應永十九年巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○モト統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

二〇八 大門秀竿下書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔端裏切封ハ書
大〕

力殿

御返報

(墨引)

大門
秀竿

一紙之狀恐入候、く、

尙々、しをみつ殿へ御申候なかれ田の事ハ、先日のせひハ、入候ましき□□、今度ハ御ふち候へきよし、かゝせ候、畏入候、く、又御酒給候、畏入候、く、

塩満殿へ申ス流
田
文殊仙材木ノ事

塩満殿へ御申候流田之事、無相違候、事於身ニ畏入候、定而御同心候哉、兼又御あんとれう足、慥取進上仕候、將又此ところ御判を、躑々可申候、此間ハ文殊仙材木の事ニよて、御ひまも心底候ハす候、不可有子細候、尙々塩満殿へ、いかにも御ふち候へく候、身のとつかん候ましく候、恐々謹言、

(異筆)
「應永廿年」十月一日

秀竿(花押)

大力殿 進之候、

二〇九 大力以慶證狀寫

○余瀨文書
大分県史料二五

妙鏡坊祐秀ニ夷
谷彦山先達ヲ安

豊後國六郷山夷之谷、彦山引先達之事、妙鏡坊祐秀任先々筋目、諸勘無相違處實也、抑不可有他違

堵ス

亂爲ニ、書與所如件、

應永廿年拾月廿日

大力以慶 在判

妙鏡坊祐秀

二〇 黒田諸光下人讓狀

○黒田文書
大分県史料一〇

中間四郎三郎ヲ
讀ル

ゆつりわたす中間四郎三郎の事

右件下部ハ、黒田八郎左衛門重代相傳下人也、しかるに、いま^(稱)子にて候あさなおとゝに、ゆつり
あたふる所實也、同はゝにて候めうおんよりのゆつり狀ともにニ、^(行丸)あひそへわたしあたふる也、い
かなるけんもんかうけの御領分ニ、はしり入候といふ共、此狀をさきとして、そのさたあるへき
也、仍こうせうのためのゆつり狀、如件、

于時應永廿年十一月十五日

黒田八郎左衛門尉
諸光(花押)

黒田おとゝとの

二一 沙彌成阿彌陀佛下部讓狀

○余頼文書
大分県史料二五

(編裏書)

なき島

(ゆつり)

あたふ 字千代久曾女の

養子二郎四郎ニ
下部ヲ讓ル

香々地莊

合一人

□件の千代久曾女ハ、ふんこの國北浦邊長小野三角畠成阿彌陀佛、重代相傳下部也、然今養子字二郎四郎の方へ、限永年讓與處實也、いさゝか親類兄弟他人訪(訪)、あるましく候、仍ゆつり狀如件、

應永廿二年乙未六月十九日

沙彌成阿(略押)

二三 驗者某起請文

○余願文書
大分県史料二五

師通藏(花押)

再拜々々敬白起清文之事(師)

右件之文者、驗者彼の法相傳之砌、自此以後、おろかあるまじき事

一師を本尊と可觀事

一自師相傳の後、弟子一人可取事

一師をおろかにおもふまじき事

一彼の法おろかにすまじき事

一(種子)字ヲわすれまじき事

若此旨をそむき候者、奉始日本

驗者ノ法ヲ相傳
シ条々ヲ起請ス

伊勢天照大神を、惣六十与州の大小神祇、

殊別者、本尊不動の御はちをかうむり、今生後生、むなしくなり申候へく候、爲仍後日起請文狀、
如件、

應永卅一年六月吉日

二三 ちせう祐範手繼證文讓狀

○余瀬文書
大分県史料二五

〔端裏書〕
「手つきの證文」

與讓所々の證狀手續之事

一所夷都呂路田地二反・屋敷二ヶ所・同山野二サコ・キミヤノ面ノサコ畠・小松尾小屋敷大

長小野分 中山名々 證文

一所在元名 畠地四段小・田一反・明法田カハリニ大坪

一所大力名内居屋敷一反、本證文代々手次相副候て、子にて候二位公慶藏へ、ゆつり渡ところ實

也、此在所ハ、ミなく切あけより、此方いつれニモ、無相違私領之間、與ところ任手次、爲後讓
狀、如件、

永享三年辛亥三月八日

ちせう祐範(花押)

香々地莊

二四 田原親勝知行宛行狀(紙切)

○松成文書
大分県史料一〇

於香地・國東兩所内、前後土貢五十貫分事、爲給所々宛行、如件、

永享七年十月廿日

(田原) 親勝(花押)

松成美濃守殿

香地・國東兩所
内五十貫分ヲ宛
行フ

二五 信心施主某請諷誦善根目錄

○余瀨文書
大分県史料二五

敬白 請諷誦善根目錄事

三密衆僧御布施在暴(五)

一奉造立 五輪一基

一奉造立 自初七日七々日卒都婆冊九躰

一奉書寫 一乘妙法蓮花經一部

同奉讀誦 妙法蓮花經 全部

右意趣者、爲相當新圓舜祐香妙心禪上座尼生死界ノ理リ、沙婆國ノ習、生者必滅ノ悲、會者定離ノ計難ノ

遁、於ニテ身萬懇ノ草露ニ一、増ニテ月ヲ送レリ日、七々冊九カ取マセ卅五二七。違へ、尊靈ノ祐心禪尼ノ

香妙上座ノ菩提
ノタメ諷誦ヲ捧
グ

後生善處、出離生^{〔死〕}、頓證菩提奉訪處也、夫老少不定ハ娑婆ノ常ノ習、前後相違ハ閻浮ノ定レル理也、若爾ハ聖靈開方便門、花ノ下ニハ捧ニケ上品上生ノ尊ヲ、示眞實相ノ月ノ前ニハ、挑ニケン即□無常ノ灯ヲ、即往安樂ノ期ニハ、拜ニ一尺迦・不動・藥師・大日・地藏・毘沙門・觀音・勢至ノ尊容ヲ、得無常忍ノ夕ニハ、今日造立開眼□□供養玉ヘル、以ニテ七々日佛鉢ヲ、憑ニ滅亡ノ父母ト、爰以沙婆世界月ノ前ニハ、雖^{〔マ〕}摻^{〔マ〕}ニ生死妄染ノ雲ヲ、淨土上生ノ臺ノ下ニハ、開^{〔マ〕}早訪處ノ祐心禪尼成佛得脫咲^{〔マ〕}ヲ給覽、重乞、今日造立開眼供養セラレ給ル五輪卒都婆、讀誦書寫^{〔マ〕}一乘妙法蓮花經、三世ノ諸佛出世ノ本懷、一切衆生成佛ノ直路^{〔也カ〕}之、妙文御願ハ、今日造立奉ル書寫讀誦十羅刹女、彼是本地垂跡垂哀愍納受、訪處之聖靈、極樂淨土タシカニ送付給へ、伏乞一々文字是真佛、遂ニテ施主ノ願望ヲ給へ、仍所捧諷誦如件、

永享九天霜月廿九日
霜月廿六日

信心施主敬白

一六 夷山長小野村畠内檢目錄案

○余瀬文書
 大分県史料二五

御^{〔也〕}□定

夷之内長小野村内檢之畠^{〔也〕}地事

但一向御神畠并六供僧免同人給同名之屋敷等除也、

一一向御神畠合 二町二段小

香々地莊

夷長小野村内檢
 ノ畠地ヲ注進
 ス

香々地莊

六五六

一六供之僧免合

一町二段

一名く屋敷分合

一町二段

一人給分合

五段

合五町一段小

一殘得畠分

中山名

一所中山名分

例損一反別也

得畠壹町五段之内

六十步宛

分麥貳石二斗五升定

弥平次神名

一所彌平神名分

得畠八段三百步之内

例損一反別
六十步宛

分麥壹石三斗二升五合定

下得万名

一所下得万名

得畠七段之内

例損壹反
六十步宛

分麥壹石五升定

中坪名

一所中坪名分

得畠壹町

例損一反
六十步宛

分麥壹石五斗定

在元名

一所在元名分

得畠^四二段之内

例損
六十步宛

分麥六斗定

大力名

一所大力名

得畠壹町四段大之内
六十步宛
例損

分麥貳石二斗定、此内講畠二段

惠良名

一所惠良名分 一同御神畠同屋敷

竹中名

一所竹中名分

例損六十步宛

得畠小

分麥五斗定

國正名

一所國正名分

例損六十步宛

得畠四段之内

分麥六斗定

小石丸名

一所小石丸名分

例損六十步宛

得畠二段之内

分麥三斗定

末包名

一所末宅名分^(包カ)

香々地莊

香々地莊

六五八

得畠三段之内 例損六十步宛

分麥四斗五舛定

一所宗實名分

得畠二段之内 例損六十步宛
此内大八大力名也、

分麥二斗定

一所鍛冶屋畠之内 一段例損六十步宛

分麥一斗五舛定

一御得畠合七町三百步 以上

分麥拾石四斗七舛五合

一此外屋敷分依為。小名、地子納門役除分

〔竹中名屋敷一反麥一斗五舛、例損六十步除

惠良名屋敷一反麥一斗五舛同

在元名屋敷一反麥一斗五舛同

合四斗五舛定

惣都合

拾石九斗貳舛五合 以上之内

夷夏衆御僧膳分麥三石

御佛供 二斗

御油分 二斗

合三石四斗下行

一殘七石五斗貳舛五合

一畠地分

一所三段縫殿畠

夷大工給

一所二反政屋畠

專當給

一所一反鍛冶屋敷畠内小一郎免也、

万爲是畠地、御不審候之間、悉注申上候處也、

一名く内御 神畠等事者、かくれなく候之間、不申上候、

右、長小野之村本畠地之内、佛神免人給等除也、殘悉不作當毛殊外損亡候、雖然定畠『地候之上

者、例損六十歩一反別免申候、聊私曲緩怠之儀不仕候、此條く僞申上候者、

當所山王薬師之御討、於身心中可蒙候、仍御勘定目錄、如件、

永享十三年辛酉五月 日

秀 算判在

二七 夷山長小野村取帳目錄案

○余賴文書
大分縣史料二五

注進

香々地莊

香々地莊

夷山之内長小野村名田佛神免除、殘所當米取帳目錄夏永享十三九月日

下得万名

一下得万名合八段大之内

三段夷本堂御檀地供田

一段半河成現在也、

殘所當田四段六十步

得米壹石伍斗定候、太郎次郎作

中坪名

一中坪名之内合六反小

一段小山王御神田

殘所當五段 当毛ヨリ岩丸方給所
御年實得米一石七斗定

大力名

一大力名合八段小之内

二段山王御神田

小貴船神免

一段今井藥師御檀供田

大河成ニ現在也、

殘所當田四段小

米壹石五斗五舂定、大力坊弁也、

小石丸名

一小石丸名六反小之内

一反山王御神田

殘所當田 五段小

彳米壹石八斗定候、彌次郎弁也、

末包名

一末金名合 二反

彳米五斗五升定候、彦六弁也、

国正名

一國正名大

彳米二斗六升定候、彦二郎作

在元名

一在元名一段

彳米三斗定候、彦九郎作

宗実名

一宗實名合七段半之内

一四反山王御神田

一段同御檀供田

一段屋敷

相殘所河成、仍河成之内、少宛當年開申候間、作人佗申候へ共、年貢始取申候、

分米三斗二定候、

合名田之内所當米

陸石伍斗壹升定候、内

香々地莊

壹斗借家損除也、

殘都合陸石肆斗壹舛貳合定候、

又當毛ヨリ中坪名御年貢一石八斗、岩丸方給除也、

一御用作先規者石代定、今ハ御給所分也、

合大坪九段小之内

小 大坪山神田

二段 野田十郎方給分

二段 鍛冶給分

二段 鍛冶給分

一段 又三郎給分

一段 山臥田

一段 專當給分

一段 六郎次郎給

一段 在元名付所當弁申候也、

一長小野六畠等更、見目河内之山野開申時者、御得分候、於今者、悉皆荒野成也、

本畠分とり少宛候を取合、

二斗四舛二合、以上河仕人取進納可申候、於後々者、開の多少ニよて、増減あるへく候、定而御

不審可有候間、巨細注文任上申候、若此條く偽私曲緩怠仕申上候者、
六郷萬山(マ)六所權現山王七社御爵ヲ、身心中ニ可罷蒙候、仍目錄如件、

永享十三年九月日

秀 算 在判

○同内容ノ案文アルモ省略。

二八 大力坊大法師以慶讓狀案

○余瀬文書
大分県史料二五

(慶應寺)
「手繼伯耆公蒙仁

大法師以慶」

長小野大力坊田
畠山野ヲ蒙仁ニ
譲ル

讓與 伯耆公蒙仁所

四至ハ本券ニ見タリ、

豊後國六郷夷山内長小野大力坊田畠山野等

右、件於坊舍田畠山野等者、以慶重代相傳知行、勿論領掌之私領也、於于今者、伯耆公蒙仁ニ、關
東別當執行院主代々御下知、并本證文手繼、同永代讓與處實也、同當所山王宮司六供紳師名氏代
座、今并導師公私之於且方者、聊親類兄弟他人、不可有異論訪、自然前後有讓狀申輩、努々候まし
く候間、末代爲後日、自筆自判如件、

嘉吉元年辛酉九月十三日

大法師以慶

香々地莊

二九 某書狀禮紙書

○余瀨文書
大分県史料二五

追申候、

六郷事

和根庄(マ)賛文正文、以前被進之候き、定被落着候歟、樂人遣ハシ、十貫文請取召出可給候、(カ)此上者、六郷事

雖可有子細候、千万一も難治事候ハヽ、きと可蒙仰候、宮内三郎殿許へも進狀候、極付可給候、但御一見候て、あしかるへく候ハヽ、可有御留候也、重恐々謹言、

○以下記サズ。

三〇 長尙・其力連署書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔(カ)礼紙切封ウハ巻

〔墨引〕

大カ七郎

大里(カ)きの六郎殿

長 尙

大くぼ

やまと

今度御けんさんニ入候事、悦喜仕候、就其、しせんたる事候て、さいせんニ御まいり候て、御よう
に御たち候へく候、恐々謹言、

七月廿八日

其力(花押)
長尚(花押)

三 眞日書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔鑑表切封〕
〔墨引〕

妙鏡・千藏両弘ノ事

就妙鏡・千藏兩拂事、中納言房方へ、委細申遣候、若於向後も、申子細候者、早可有注進候、恐
く謹言、

八月十日

眞日(花押)

大力弁公

大力弁公御房

三 齋藤實清書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔花紙切封ワハ書〕

大力坊

〔マ〕
大力坊 御返報

〔墨引〕

中春御吉賀、不可有盡期候、如仰、其以後不申承候條、誠御床敷令存候、兼又□ヤ先途之事、殊示

香々地莊

給候、委細可得其心候哉、不可有無沙汰候、委曲以面拜之時、可申入候、恐々謹言、

二月六日

實(齋藤) 清(花押)

二三 學頭坊某書狀案

○余瀬文書
大分県史料二五

〔端裏書〕

〔異筆〕
〔學頭坊より安文〕

大光坊あんもん」

山上就御公領、何事も、被仰出候まゝに候する間、千喜萬悅此事候、諸事ニ被副御心、本望候、仍えひす山之内、長小野大力坊六供之内にて候、然者、別當此拘候時、彼坊領ニ人も風請事ニ被仰候、是者■非例にて候、御公領と申、六供坊領と申、万雜諸公事、満山なみニ、御免許可被下候、巨細之儀、大力坊被申候する間、令省略候、恐々謹言、

一月十二日

二四 眞光房盛秀書狀

○余瀬文書
大分県史料二五

〔礼紙切封ウハモ〕

〔墨引〕

眞光房

夷長小野大力坊
六供坊領ニ対シ
万雜公事ノ免許
ヲ請フ

歳末祝儀ヲ謝シ
陣夫ニツキ答フ

大力坊御返報

盛 秀

爲歳末之祝儀、かなわ一本給候、喜悅候、御陣夫事承候、得其心候、一兩日中ニ、御陣もおほしめ
すまゝ、御開陣あるへく候、恐々謹言、

十二月廿五日

盛 秀 (花押)

大力坊御報

二五 小かくら次秀書状

○余頼文書
大分県史料二五

(福美切封ツハ患)
一大力坊へ參

小かくら仁左衛門尉

御同□中

□秀

(墨引)

なおく申入候、うめつる物かたり、うけたわり候へは、口おしくこそ存候、
態令啓上候、抑其以後者、はるく御左右不申承候、何事共御座候哉、不斷御床敷存計候、殊むす
めふそんふん、うせニけたわり候て、誠に口おしく存候、しかしながら、しんぬるのおもてニ、何
をぬるしやわせならは、おやこもなきさとへ、てうさんかんやうニ候、くわ敷ハかのもの可申候、
萬頼奉、恐々謹言、

七月十二日

次 秀 (花押)

香々地莊

大力坊

大力坊へまいる御同宿中

二三 田原親氏書狀

○黒田文書
大分県史料一〇

公文給借狀ハ年
紀ノ後ハ返ス

公文給借狀之事、二年分と申候之處、預奔走候、喜入候、仍年紀之後ハ、如元返可申候、爲心得候、恐々謹言、

寶徳 二
甲 壬

八月□日

黒田五郎殿

(田原) 親氏 (花押)

(檢封ウハ書) 一 (墨引) 黒田五郎殿

親氏

二七 二十五三昧結縁念佛次第奥書

○余瀨文書
大分県史料二五

夷山徳万坊

六道講式 夷山徳万坊學秀私本也、

于時康正二天_子丙 七月十二日

沙門隆秀書

文龜三年_{癸卯} 井卯月晦日書寫畢、

學秀

右、雖無極惡筆、事闕候間、任本寫畢、

六郷兩子山僧坊似書

一六 田原親氏田地賣券

○松成文書
大分県史料一〇

(編裏ウハ書)
一松成美濃入道殿

親氏

香地庄之内元包名
ヲ三十五貫文ニ
売ル

香地庄之内元包名之事、用くあるにて、代三十五貫文ニ、松成美濃入道昌秀ニ、永代をかきりて、うり渡所實也、然者、末代さをひなく、知行あるへく候、仍而爲後日狀、如件、

長祿五年かのとの

五月八日

(田原)
親氏(花押)

一九 田原親氏安堵狀

○黒田文書
大分県史料一〇

親父跡ヲ安堵ス

親父やまと方あとの事、さおいなくち、きやうあるへく候、以後ニおゐても、いさゝか(等)とうかんの儀、あるへからず候哉、恐く謹言、

十一月十八日

(田原)
親氏(花押)

くろ田十郎殿

(奥裏書)
「寛正五年甲歲」

香々地莊

香々地莊

二三 香地莊内除分字佐神領注文案

○黒田文書
大分県史料一〇

〔端裏書〕香地莊内除分字佐神領〔案〕安文〕

香地莊内除分字
佐神領等ヲ注ス

香地莊六十町之内除分

合寛正七年丙戌

長小野ヲ除ク

四町八段

長小野除之、

一字佐給分

五町四段

字佐料田

五反

佛同仕給

五反

番同匠給

五反

定同使給

二三 樋ノ口方塔銘

○大分県金石年表
西国東郡香々地町大字香々地

尔 時文明十

○墨書ナリ。

一三三 昌綱・昌輔・通次連署書狀

○黒田文書
大分県史料一〇

〔端裏捻封ワハ書〕

糸永丹波守

植田出雲守

成谷和泉守

昌輔

(墨引) 黒田總左衛門殿

黒田十郎跡十貫分事

給分として預被遣候、徳一九^成せいしん^人之時者、別而御れうけんたるへく候、本給之事ハ、可爲御公

領候、爲御意得令申候、恐々謹言、

五月廿四日

通次(花押)

昌輔(花押)

昌綱(花押)

一三四 某莊段錢結解狀

○黒田文書
大分県史料一〇

□□壹貫五拾文納之、

香々地莊

黒田十郎跡十貫
分ヲ給分トシテ
預ク

香々地莊

市丸

一々拾伍町六段内

市丸

壹段兩寺家ニ除之、惣徳領之、

同八段年々不、當不也、

現田拾參町六段

分錢壹貫捌拾八文納之、

京ノ恒富

一々捌町内

京ノ恒富

六段當不、河成也、

現田柒町四段

分錢伍百九拾貳文内

未進百貳文

夕高肆百六拾貳文納之、

糸永

一々參町内

糸永

壹町年々不、當不也、

現田貳町

分錢百六拾文

○香地莊トノ關連檢討ヲ要ス。

下徳万名内田島
ヲ渡ス

二三四 せいさへもん田島渡狀

○余瀬文書
大分県史料二五

(編纂書)

「いや七とのへ」

せいさへもん」

しもとくまんめうの内、田くてん一たん、はくち一田ん之事、いや七とのつかし候、いらんのかた
あるましく候、もしいらんのかた候は、この狀さきとして、もうされ候へく候、

めいわう五ねん

ひのへたつ二月十八日

せいさへもん(略押)

二三五 大友親治知行預ケ狀

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

合戦ノ恩賞トシ
テ武藏郷・賀々
地村・田原村内
ノ地ヲ預ク

田原中務少輔親直跡、先給武藏郷内持留分、賀々地村小地頭職持留分、田原村内新方拾捌町紙在之事、
去十三合戦之番、親直慮外之翔之間、爲各別、預進之候、可有知行候、仍忠節肝要也、恐々謹言、

九月九日

(大老) 親治(花押)

田原千代若丸殿

香々地莊

吉婆蘇山靈山寺
德万坊

一三六 舍利講式奥書

○余瀬文書
大分県史料二五

豊后州北浦部六郷山吉婆蘇山靈山寺德万坊住、學秀依所望、雖爲惡筆、不顧人口之嘲、任本書寫之、若有一字誤者、以他本、可被改善惡也、

一三七 親澄公文職補任狀

○黒田文書
大分県史料一〇

忠節ニヨリ公文
職ニ任ズ

公文職之事、爲今度忠節申付候、庄内諸沙汰等、御神役已下如前々、市丸兵庫助可有相談候事、肝要候、彼職之事、既二代雖轉闕候、多年依勞功申付候、恐々謹言、

六月十四日

親澄 (花押)

(異筆)
「文龜四年甲子」

一三八 田原(カ)親家夫足預ケ狀

○林文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

猶々二子成敗之事、不可余儀候、

長小野内下徳間名

爲田中名代所、長小野之内、下徳間分、(一)二子之内樂丸名之内土貢之事者、先寄進候之間、夫足之

事、已前之加御判形、被預遣候、彌奉公之事、不可准他候、恐々謹言、

永正四年

八月廿五日

(田原也) 親家(花押)

林後藤兵衛尉殿

一三九 種貞夷山小墻原名四至證狀

○余瀬文書
大分県史料二五

(花押)

夷山小墻原名
四至ヲ注ス

豊後國無動寺領六郷夷山小墻原名田畠山野荒野等之事

四至

東 小山神ヲ限、大石坂ノ下ノ尾立ヲ限、とうみやう坂ノ

南 雁俣嶽ノ東ノはなを限、横岳越ノ大仕ヲ限谷分、
屋し畠ノ谷ヲ下ニとし、樋ノ口の一せまち越大ノ田ヲ限、

西 うちか畑ノ下ノ平半分上ヲ限、上ハぬかり場ノ尾立ヲ限、陣ノ
又ぬかり場よりしたハ平半分ヲ限、上ハ雁立ヲ水走ヲ限、陣ノ
尾も水走、丸岩も水走、をむれも水走、雁俣ノ畠

北 ミめのかわちハ、小山神ノ屋しろの左ノ柱ヲ限、へとうの畠ヲ限、
みらの山神ノ平三分ニヲ限、多々良ノ坂尻ノてしろ尾を
かきり、下ノへくる岩ノ下ノ尾立ヲ限、

中山 多々羅ノ本ノ横塚ヲ限、武百手ノ下ノあらてをかきり、たりかとハ
坂尻ハ谷ヲ限、谷尻下ニ向也、

右之領地者、某重代相傳、無相違私領也、而彼名田一切散在仕候之處、御公領ニ罷成候て、永正

香々地莊

大友義長御判奉書ヲ下ス

肆年 依致忠節、眞光寺以取次、御屋形(天友)義長様、被成下御判御奉書候、至于子々孫々、有違亂之方者、以此證文可致沙汰、自然彼在所、掠他名有混亂之方者、以此龜鏡、可注記者也、仍爲後日狀、如件、

永正肆年十二月十三日

種 貞 (花押)

一四〇 万壽寺智源長小野大力坊土貢米請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

大力坊土貢米且納分ヲ請取ル

且々請取申長小野之内、大力坊御土貢米事
本納米壹斛七斗五升之内

米 四斗者當納 未進米壹斛參斗五升

右、爲且々納、自大力坊、所請取也、

永正七年庚午十月廿日

万壽寺凌雲軒
智 源 (花押)

此外ニ米壹斗者、本年夏納、未進引之、

米五升者、御公文所請取、奉行禮分引之、

—— (花押)

一四 某莊名頭人歷名

○黒田文書
大分県史料一〇

一同年^巳九月

弘末名模頭^シ□^シ香□

上木名模頭河内四郎三郎仕候、

一永正七年^庚五月

□兼名頭人依□^元

弘安名頭人綾部末三郎□

一同年^庚六月

□恒名頭人市丸佐渡□

貞永名頭人中間三郎□仕候、

一同年^庚九月

有吉名大頭市丸善左衛門方□^{シ也カ}

重成名相頭黒田兵部丞方きん□^{シ也カ}

米丸名摸頭松成新右□

一永正八年^辛五月

有永名頭人市丸善左□勤□

下行松名頭人大工新左衛門仕候、

一同年^辛六月

弘松名市丸彈正忠方きんし□^{也カ}

泉永名頭人黒田兵部丞方き□

一大永元年^辛九月 秋光名大頭黒田兵部□

香々地莊

徳永名相頭市丸彈正□

秋川名摸頭綾部上總□

一大永二年^{壬申}五月重松名頭人松成安藝守方□

近重名頭人都甲善□

一同年^{壬申}六月稻光名頭人黒田右兵□

弘眞名頭人市丸佐渡□きんし也、

一同年^{壬申}九月末房名大頭市丸彈^(マ)正方きんし也、

泉永名相頭黒田兵部丞□

近元名模頭市丸佐□

一大永三年^{癸酉}五月弘元名頭人中間新□勤之、

末松名頭人綾部又三郎方きんし候、

一同年^{癸酉}六月上木名頭人市丸和泉守方き□

法師丸名頭人作人四□

一同年^{癸酉}九月重松名大頭元兼又六きんし候、

末成名相頭黒田右馬助方□

延重名摸頭松成新□

一大永四年^{甲戌}五月國眞名頭人市丸佐渡□

近元名頭人蘆苧清左衛門方き□

一 同年^甲六月 五郎丸名頭人綾部末三郎□

弘元名頭人郷司三□

一 同年^甲九月 弘元名大頭市丸佐渡守方□

常之名相頭都甲善兵衛方□

一 大永五年^{乙未}五月 下光延名摸頭市丸與□きんし□

金法師名頭人鍛冶末□

有吉名頭人大工新四郎勤□

一 同年^{乙卯}六月 四郎丸名頭人市丸善□衛門□

秋川名頭人市丸彈正□

○継目尾闕ニ非ルガ如シ。香地荘ニ関スルカ検討ヲ要ス。

一四二 某莊配分料足代注文

○黒田文書
大分県史料一〇

一 しろをちうもんの事

十二兩 眞安 三兩 次郎丸

五兩 太郎丸 □兩 近弘^分

香々地荘

香々地荘

一兩	延清	三兩	秋門
一兩二分	下光延	五兩	弘成
三兩	清里	一兩二分	米丸
一兩二分	有永	四兩	自在
二兩	末成	一兩二分	友末
二兩	正友	三兩一分	眞恒のやしきを、しけなりのやしきニ、御さ <small>箱</small> つ <small>博</small> はくあるに
よて、御てら			
九兩	友弘	三兩	彌法師
一兩二分	石永	六兩	是光
四兩	弘元	五兩	弘安
六兩	菊松	一兩	秋光
一兩二分	得永	一兩二分	法師丸
四兩	光延	三兩	恒松
三兩	得丸	三兩	重松

○当荘トノ關係ノ有無、検討ヲ要ス。

夷山ノ田畠坪付
ヲ注ス
小垣原弘

一四三 六郷山夷地見坪付注文案

○余類文書
大分県史料二五

六郷山夷地見坪付之事(檢)

一 小垣原拂 例進三廿文

一所 壹町貳反、此内古河成四段半

右之内河成へ、長祿二戊子之洪水ニ崩候へ者、從京都御分別、
四反たく田、此使隈井刑部少輔・見乗坊兩人

壹反しゆり田 現作七段半

貳反大繁若田 (マ、)
壹反半遺祐弘役分

半くりう田「半いかけ役分」
(兼筆以下同)

貳反朝拜田「大わりふけ役分」

壹反牛頭田

壹反きふね田

以上

一 得万坊領分例進百文

一所 三段此内半古河成、右同前、現作貳反半

壹反供新田

壹反霜月田

香々地莊

香々地莊

壹反大繁若田(般)

以上

中ノ坊領

一中ノ坊領分例進三百文

一所 貳反大、右之事、号井手取矢、七反小「六畠地也、」

壹反繁(般)や田

大あふら田例進百文除定、

小アリ、

一所七段小今八畠

以上

竹ノ中扨

一竹ノ中拂中ノ坊拘百文竹中分

一所 壹段大「右合例進四百文」

右加以上四段小

以上

善花坊領

一善花坊領分貳百文

一所 四段之内半小之内半内之内半河成之内半右同前

現作四段三反半「供析田二反、大般若田一反」

一所大「山田山神田」

妙鏡坊領

以上

一 妙きやう坊領分三百文

〔大般若田一反 二反供新田、小大師供田〕

一所 参反小御堂役アリ、

以上

一 田ノ口名 請錢六百元

一所 ^{三反之内} 貳反御堂役アリ、百文正御供田一反

壹反餘^{正月}アリ饗田一反

六十歩上ノ迫

以上

一 法花院分

法花院分

一所 大御油田半三月三日上分田、例進七十五文役分

以上

一 根本院分

根本院分

一所 大山伏田 例進 ^{是除}百五十文役分

壹反正御供田 同

小修理田五十文 同

以上

香々地莊

香々地莊

一庵室

一所 小野添田打ノ經新田三十三文内

以上

河部弘分

一河部拂分
「五反小」 「大般若田一反」
一所 「壹反六十歩 御堂役アリ、七百五十文」

三
貳反「供新田」

「大仏供田」
大小同御田

小アリ、

一所 壹反しんかい河成アリ、

一所 大河成河部内

以上

坊樂弘

一坊樂拂 貳百文

一所 壹反大御堂。アリ「大般若」若田一反」

以上

松尾弘

一松尾拂三百文

一所 三反之内半河成御堂役アリ、
「大般若田一反、御油一反、（カ）千田一反」

以上

歛行私

一 歛行拂「九百文」

一所

六
壹反之内大六十步河成 六十步見作

壹反永大般若河成田古河成

壹反小「檀供田」

壹反「饗田」

壹反内半河成供新田

五段
半見作」

壹反

以上

住蓮私

一 住蓮拂「四百五十文」

一所

三
壹反三たん田 御堂役大般若田一反

壹反十一月「饗新田」

壹反内半河成「供新田」

半見作

小永々河成

一 長法拂「三百文」

一所

壹反内半河成半「見作」

香々地莊

長法私

香々地莊

壹反半ノ内大河成、大六十歩見作

一反正正 半二月田御供田 百五十是除方

以上

一大條拂「三百文」

一所 壹反半御堂役アリ、「大般若田一反」くれう田一反

壹反石河内浮免彼岸田

以上

一安樹拂「貳百五十文」

一所 壹反大御堂役アリ、一反大般若田（若殿） 大大師供田

壹反「堂鍛冶給百五十文」

以上

香院私

一所 一香院拂百文
六十歩「一反半」香院拂

小藤か谷

壹反六十若田大般若

貳反うき免燒瓦拂百五十文（尾九）

半三たん田七十五文

燒尾私

都甲路払

以上

一 都甲路拂四百文

一所 壹反大 一反壇供田

以上五反大六十歩

〔三式反〕 一 鍛冶又六拘分例進二百文

一所 大山伏田

大般若ヨリ也、山伏田
大 壹反大般若一反壇供田

已上三反小

あん払

一 あん拂又左衛門四文

一所 壹反浮免半一反百五十文

大般若
壹反小若田、一反きやう新田、小大師供田

已上貳反小

一 學乘拂「三百文」

一所 壹反大六十歩、「一反半きやう新田大佛供田」

以上

一 鍛冶迫請錢三百文、例進五十文

一所 壹段半一所大六十歩上迫

香々地莊

香々地莊

六八八

以上三反大

一 小野分古張儘御堂役 二百文

一所 一段歩 六十歩一所大、一所六十歩、一所壹反 六ヶ下

以上

千藏弘

一千藏拂 古張儘御堂役

一所 壹反大

以上三反大

田ノ上弘

一 田ノ上拂 御堂役古張入ま (マ)

一所 三十歩、一所大、一所壹反六十歩、一所半

以上貳反小三十歩

一 小藤ノ分堂役古張儘

一所 壹反半、一所小神畠田ほり田

以上壹反大六十歩

一 上力城堂役古張之ま、

一所 貳反

以上

一所 うき免 壹反坊樂田、一所壹反口ノヨリ、一所貳反内

襄弘

壹反大河成、小見作

一所 貳反大蓑拂内

以上七反

一 いんとう分堂役古張儘

一所 壹反久保田、一所壹反半岩屋前、一所壹反湯屋尻永々河成

以上貳反半

一 専道給分堂役古張儘

一所 壹反ひかけ、一所壹反妙見田、一所大うき免、一所小三たん田、一所壹反七つへ田

以上四反半

一 浮免堂役古張儘

一所 壹反籠田、一所壹反一たん田、一所壹反わりふけ役ハ、ほつそくの布施

(上脱)
以三反

智恩寺分

一所 貳反半久保田 用作

田中ノ払分

田中ノ拂分 五郎三郎

一所 貳反半畠田 同人

花木ノ本
一所 三反大、此内大ハ大繁若田 同人

妙見前
一所 貳反小念佛田 同人

香々地莊

香々地莊

- 一所 小大しゆく田 同人
- 一所 ^{すゝき丸}壹反半 同人
- 一所 ^{おゝちの道}六十歩 同人
- 一所 田大 同人

以上

きうらきの払

一きうらきの拂迫二郎

- 大ノ田 一所 壹反三百歩きやう新田 同人
- 一所 ^{はさこ}大般若田 同人
- 一所 壹反大しゆく田 同人
- 一所 壹反小大しゆく田 同人
- 一所 ^{きうらまつ}三反此内半たく田 同人

一かう六拂 堂役古張儘

かう六払

一所 壹反半

以上壹町參田半^{(反カ)小}智恩寺分

都合惣以上十貳町八段大六十歩也、

天文十年^辛十月十五日

河内守親景在判

齋藤美作守實能 在判
舌間紀伊介宗能 在判

諸田主殿助直安 在判

丸小野左衛門尉能重 在判

野田與三兵衛尉惟次 在判

綾部仁五郎直光 在判

右、智恩寺方相加候て、此前也、

何茂く、名々浮免小半迄茂、堂役古張儘、

當役人

太郎兵衛尉

種貞 在判

一四 大力坊澄祐表白文

○余瀬文書
大分県史料二五

香々地莊恒例祭
礼ヲ修シ天下泰
平莊内安全ヲ祈
ル

爾拜謹請敬白、惟當レル年號ハ天文十二年癸卯六月下旬、當日辰ハ癸卯天文ニ華開キ、地和合シ白金

花サキ、小金ニ實成リ萬指燿除キ、吉日良辰ヲ撰メ定テ、桂モ恭クモ畏テ令申候處、是南閩浮提大

日本國王城ヨサハ西、鎮西豊後國州東ノ郡リ、六郷靈山寺坂本ト於テ、香々地ノ庄ニ恒例ノ爲テ、

御祭禮トテ、白金御幣小金ノ三昧、種々ノ御供酒等、供膳ヲ奉調工備工處、如法清淨成リト令請納

受給テ、天下泰平國家彌ノ請謚シ、佛法般昌人法成林ヲ、一一ノ善願成就シ、當庄各々御子孫繁昌

香々地莊

ノ、幸福之類リニ增長シ、門戸家内安泰ニメ、世代好ク豊給、殊ハ各々祈請ノ諸大徳等、庄内安穩諸人快樂メ、殊ハ當庄寺人上下万民、沙彌小兒至テ、无頭四足ニ患、息災延命、七難即滅、七福即生、田畠併作無退轉、悉ク五穀成就、蠶養如意、別ハ、倍々男女騰シ富貴快樂メ、千秋萬歳ノ間、安穩ニ令守護、殊ハ妻子眷屬牛馬六畜ニ至テ息災、令護守護給ト、事由言上申、殊雖恒例也ト、進殊懇勸丁重也ト、請納受令給ニ仍テ祝ノ)テ、

右意趣者、香々地庄誦本、誠懇筆不申及候得共、自當用品書壹墨を付畢、於若後日、見人あらハ、念佛一反訪請所也、生年五十三歳也、

天文十二年癸卯六月廿六日

大力坊
筆者澄祐(花押)

天文七年戊戌九月十四日より下畢、

香々地庄誦本大力坊、代々條書候、

一四五 隈井直延書狀

○余瀨文書
大分県史料二五

○本紙關
礼紙ノミ

右論所付而、手日記迄入來候而、可有給分候、長小野參差出候へ者、相互論知可分之由、既日中ニ、四度也使者被進候へ共、鑑直御内くと不存知候間、不出候、右より相分ける板札を、被指置候、更

承引之所、于時不及覺悟候、爲後日注置候、時之使者、富來殿御被官清田藏人介、岐部殿被官なか左京亮、兩使者ニ預所如件、

天文十八年卯月十六日

隈井孫左衛門尉

直延(花押)

一 長小野論所相分狀案

○余瀬文書
大分県史料二五

長小野ノ論所ヲ
相分ス

御論所相分之事

きし之上 西四番 きしより下

東貳番

右之二坪、鑑直御領知也、

天文十八年卯月十六日

岐部能登守 元 泰 在判

伊美肥前守 永 久 同

竹田津大膳亮 鑑 次 同

荒木右衛門尉 重 弘 同

竹田津右京亮 鑑 泰 同

楠来右衛門大夫 鑑 實 同

伊美上総介 鑑 世 同

富来民部少輔 鑑 秀 同

香々地莊

香々地莊

阿連 平左衛門とのへ

一四七 夷山權現岩屋用僧定狀

○余藏文書
大分県史料二五

△ 衆議ニヨリ夷
現岩屋用僧ヲ定

定 夷權現岩屋用僧之事

神分道師 一老

書生 二老

録起(釋) 三老

卅未相(三) 澄慶大徳

唄師 澄秀大徳

散花 慶須大徳(願)

梵音 豪須大徳(願)

錫杖

道童師

咒願

咒願

右、依衆儀、定所如件、

〔原書〕
一天文十九年〔戊〕正月一日 敬白

一 只 こしたう例進銀請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

御れいしんのうち、くわ廿、うけ取候へく候、

天文十九年六月十日

こしたう

山口

〔限井孫左衛門〕
くまいまこさへもんとの

一 只 綾部直光例進且納分請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

夷山例進且納分
ヲ請取ル

夷山御例進之内、且納分

布銀

未進之内

合百定

天文廿年 二月廿三日

〔限井孫左衛門尉殿〕

綾部兵部少輔
直 光〔花押〕

香々地荘

夷例進且納分二
東ヲ請取ル

一五〇 こしたう例進物請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

ゑひす御れいしんのうち、貳そく、うけとり候へく候、

天文廿ねん三月七日

こしたう

くまいまこさへもんとのへ

㊦ ㊦

夷例進ノ内布織
ヲ受取ル

一五一 こしたう例進物請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

ゑひす御れいしんのうち、ぬの・くわあわ^(布)せて四十、うけとり候へく候、

天文廿ねん四月廿七日

こしたう

くまいまこさへもんとの

㊦ ㊦

例進料足九百文
ヲ請取ル

一五二 こしたう例進料足請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

御うち御れいしんれうそく、九ひやく文、うけとり候へく候、

天文廿ねん七月一日

こしたう

くまいまこさへもんとのへ

㊦ ㊦

例進ノ内布・緞ヲ請取ル

夷例進ノ内料足三百文ヲ請取ル

歛行払例進未進取ル
ノ内布一束ヲ請

一五三 こしたう例進物請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

御れいしんのうち、ぬの壹そく・くわ壹そく、あはせて廿、うけとり候へく候、

天文廿ねん十二月廿四日

こしたう

くまいまこさへもんとの

縣 印

一五四 こしたう例進料足請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

ゑひす御うち、御れいしんのうち、れうそく三ひやく、うけとり候、

天文廿壹九月十四日

こしたう

もりのした
太郎ひやうへとのへ

縣 印

一五五 こしたう例進物請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

くわんきやうはらい御れいしん、ミしんのうち、ぬの壹そく、うけとり候へく候、

天文廿壹ねんのうちにうけとり候、九月廿二日

こしたう

くまいまこさへもんとのへ

縣 印

香々地莊

一五 こしたう例進且納分請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

夷例進ノ内且納
分ヲ請取ル

多ひす御れいしんのうち、かつくおさまりふん、くわ八十、うけとり候、

天文廿壹十二月廿五日

こしたう

縣 印

くまいまこさへもんとのへ

一毛 大法師澄祐讓狀

○余瀨文書
大分県史料二五

〔^(地契書)讓狀柿公澄慶

大法師澄祐〕

讓與大力嫡子柿公澄慶所 四至分本^(券)眷見タリ、

豊後國六郷山之内、長小野大力坊田畠山野等之事

右件、於坊舍田畠山野等者、澄祐重代相傳知行、勿論領堂之私領也、於然于今者、嫡子柿公澄慶、

關東別當代々、院主代々御下知并本證文手續、同永代讓與處實也、同當所山王宮司六供^(子)御師名氏代

座、今非導師公私之於旦方者、聊親類兄弟他人不可有

異論訪、自然^(前カ)莫^(前カ)後有讓狀中輩、努々候間敷候間、末代爲後日、自筆自判、如件、

于時天文廿四年乙卯三月廿九日

大法師澄祐(花押)

長小野大力坊田
畠等ヲ嫡子澄慶
ニ讓ル

大力嫡子柿公讓狀

一六 夷山例進料足不納未進覺書

○余頼文書
大分県史料二五

例進未進分ヲ注
ス

御例進不納未之事

天文十九年いぬ之歳より廿四年迄

未進

合壹貫二百

野田新左衛門尉

同いぬ之歳より卯之歳まで

未進

合二貫二百五十

住蓮拂

同日

住蓮払

未進

合三百六十九文

與二郎

同十九廿二年分と

未進

合六百

かくせう拂

廿四年分

未進

九百

(歟)
くわんきやう坊(ひ)

一十九より廿四まで

香々地荘

義弘

香々地莊

御用作

合八百

ミのはらい(義弘)

せんたうきう

一五 夷山權現恒例用僧定狀

○余瀨文書
大分県史料二五

衆議ニ依リ夷山
權現恒例用僧ヲ
定ム

定 夷山權現恒例用僧之事

神分道師

一老

書生

二老

緣起

三老

卅二相

澄慶大徳

唄師

澄秀大徳

散花

慶須大徳(順之)

梵音

錫杖

道音師(順之)

咒願

咒願

右、依衆儀定所、如件、

弘治三年丁巳正月一日 敬白

一〇 式部卿例進料足請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

夷例進ノ内料足
一貫文ヲ請取ル

ゑひす御れいしんのたいちのすけとのおさめのうち、れうそく壹くわん文、うけとり申候、

(永 懸)
ゑい六三ねん三月十四日

(式 部 懸)
しきふきやう

監 印

くまいさととのへ

一一 式部卿例進未進物請取狀

○余瀨文書
大分県史料二五

夷例進未進ノ内
切鉄廿ヲ請取ル

ゑひす御れいしんミしんのうち、きりかね(切 懸)廿(カ)く、うけとり候へく候、

(永 懸)
ゑい六三ねん四月廿二日

(式 部 懸)
しきふきやう

監 印

くまいさととのへ

一二 夷山例進料足等勘定狀

○余瀨文書
大分県史料二五

(論裏ウハ書)
一進上三付置候、

香々地莊

香々地莊

七〇二

大力彌次郎殿

夷山御例進未進不納付

隈井佐渡守

夷山御例進請取ヲ
勘定ス

夷山御例進御請取之前勘定之事

天文廿四年より永祿三年まで

曰杵・都甲ニ進納分

一 合白布・鍬貳百七十四端敷、

一年々未進不納候付之事

一 五貫四百文 講料貳貫文、刀一腰代五百文、中林方うけとる
野田但馬守

一 四貫 此之内白布貳束なみの納
河類名

一 五貫五百七十五文 此之内貳貫文御分別候、
大工新衛門尉

一 壹貫八百文 此之内布壹束納なみ 御分別
大工小次郎

一 三貫六百文之内貳貫 此之内馬壹疋請取代替候、
隈井又三郎

一 百九十文 とらなんはらい
新五郎

一 六百廿四文 此之内布壹束納なみ
與次郎

一 壹貫三百五十文 又六

一 壹貫九百五十文 天文十一刁吉三郎左衛門殿さま御用作也、
壹反田

河類名

東南弘

此之内四百文十文圖給様(遺筆)「一」弘治貳年ニ野田次郎左衛門尉被下候、不作候、御堂役者佐渡奔走申候、一年御用作、一年
半作、三年分

住蓮弘

一 合壹貫百文

ちうれん拂(住蓮)

松庵弘

一 壹貫貳百文

松庵拂

御用作(真筆) 天文十七年「末」より
壹貫三百文 專道給
天文十七年より同廿四年まで

叢弘

一 三百文

ミのはらひ之内(叢地)

歛行弘

御用作 天文廿四年より弘治二年まで
壹貫三百五十文 ぐわんきやう拂(歛)

一 三貫九百八十八文 野田新左衛門尉
此之内清五百文納

右之前、各未進不納之事

一 合廿八貫四百七十七文(マ、)

御用作分

御用作分

一 合五貫貳百五十文(マ、)

惣都合三十三貫七百廿七文(マ、)

今度相調分

布鋏合貳百七端(マ、)

清新貳貫四十五文(マ、)

香々地荘

香々地莊

鳴織物 壹端代五百文

布鍬例年之様にも無御座候、

永祿三年かのへ之歳まで也、

永四年(尊慶)閏三月六日

隈井佐渡守
直持(花押)

一三三 夷山例進等未進不納注文

○余願文書
大分県史料二五

天文十九(弘治二年まで)同廿三年(ついで)まで壹貫文野部殿

天文十九より廿四三まで貳貫貳百五十成野田縫殿 ちうれん拂

天文十九より廿一年子まで六百(か)たら本專道給

又廿二より二四いぬまで三分三百專道給

以上此うし前、四貫百五十文御用作不納分

一 弘治貳年御例進不納事

一所四百五十文半作分 ぐわんきやう拂

ころち二年たつミ貳年分

一所四百五十文 九百文 ちうれん(往)拂

欲行私

一 弘治二ミよりさる之歲(天徳三)まで四年分

合四百文 專道給

一 う・たつ貳年分一貫三百五十歌くわんきやう拂斤

一 ねん半分ニ付候て、

一 午・未・さる三ねんふん壹貫百五十文

又六この分ニ半作分一年二百五十

一 十二年より十八年まで、限左納

合一貫三百

野田新左衛

不納一貫三百五十

野田藤左衛門

不納(五)合九百文 又三百有 荒木仁五郎

三百三十八文 御用作分三反半

三百當年ふん

三百七十二文

妙經坊

六百文 卍代

清力

弘治三ミ・午・未・さる四年分

一 ぐわん二百松松庵拂

野田二郎さへもんとの被下候時、

松庵私

香々地莊

香々地莊

こうち三四百五十

ちうれん拂

一野田藤左又十九より廿一まで、

二くわん三百五十文

一二百善花坊

地下各へ有分

三十六貫二百十文ハ、河内殿付參、此外野・隈・河殿、未進かんちやうなし、

一四 夷山三ヶ所用僧定狀

○余瀬文書
大分県史料二五

〔〇紙ヲハ書〕

請定

定 三ヶ所用僧之事

神分道師 一老

書生 二老

縁起 三老

卅二相 慶寂

一老

祐澄

衆議ニヨリ三ヶ
所用僧ヲ定ム

唄師 慶存

讚華

梵音

錫杖

咒師 兩人

右、依衆儀定所、如件、

永祿八年^{乙丑}正月一日

二一^(證帖)老(花押)

二五 大力理持夫錢地鉄等請取狀

○余瀬文書
大分県史料二五

夫錢ノ代リ切鉄
三十匁ヲ請取ル

永祿七年御夫錢之内、御門のつほ・ひちかね・くわんの木・地鉄十八匁、同釘ちかね兩度十貳匁、

此^(身カ)前 合切鉄三十匁定

永祿八年二月一日

大力^(身カ)弥介
理持(花押)

隈井佐渡守殿

二六 夷山三ヶ所恒例用僧定狀

○余瀬文書
大分県史料二五

衆議ニヨリ夷山
三ヶ所恒例用僧

定夷山三ヶ所恒例用僧之事

香々地莊

香々地莊

御道師

一老

書生

二老

縁起

三老

卅二相

慶數

唄師

圓慶

散華

梵音

錫杖

咒師

兩人

右、依衆儀定所、如件、

永祿十年ひのとのうし 正月一日

二老

一六七 某所土貢注文

○余瀬文書
大分県史料二五

大豆

あわ

大豆八石五斗九舁一合二夕九才
卅七石七斗四合五夕四才

あわ 十八石三斗七舁六夕五才 又一斗五舁

ひへ
あさ
きわた(木棉)
そば
小豆
きび

胡麻
粃

ひへ
九石七斗三舛六合三夕六才

あさ
四斗二舛

きわた
七斗八舛六合六夕八才

ソハ
一石七斗五舛三合四勺

小豆
八舛

きび
八舛三合三夕五才

當おこし

(カ) 六石一斗八舛四才

麦おこし
六斗一舛

あれ

一六八 源六御藏入納記

○余瀬文書
大分県史料二五

御藏入納記

米合四石七斗貳舛

胡广六斗八舛七合

粃三斗四舛

香々地莊

香々地莊

大豆 大つ貳石八斗九舛五合

粟 あわ八石七舛

稗 ひへ三石五舛

きび きひ貳斗四舛八合

そば そは壹斗七舛四合

当きび 當きひ六斗

右、合貳拾石七斗八舛四合

きんす合拾四文め六分ヨリ、

一ぬ(形)の十五たん、此内もんめん一たん

大ツニして五斗五舛五合

一なへ(額)・かま合九ツ、大ツして七斗一舛(三脱カ)

已上

十一月十一日

源 六 (花押)

一六 某所土貢注文

○余瀬文書
大分県史料二五

○木
紙闕

麻四斗貳舛

小ツ八舛

木(種)わた

七斗八舛六合三夕八才

そば

壹石七斗五舛三合四夕

きひ八舛三合三夕五才

合七拾六石九斗三舛壹合二夕七才

木棉

そば

きび

つほつけしやうこ拘分

150 しやうこ拘分坪付

○余瀨文書
大分県史料二五

徳万
下力城私
大岩屋

一所三段之内、半古河成、現作貳段半之内壹反同畠地、貳反居屋敷、右之前坊跡、六月並勤行諸法會聊無緩怠馳走之間、右田地畠地三反屋敷、任御證判物旨、不入ニ候、相殘田地壹反半徳万、一下力城拂半名、壹反半之内半古河成、現作壹反、一久保田半不動免、口ノ寄壹反之内半古河成、不動免合壹反、一大岩屋ノ前壇供田、右合四反半現作、一畠地分二戸半、一院主屋敷半、一山畠開ミめの河内横塚ヨリ以上、

香々地莊

一七二 夷山長小野村大力坊相傳系圖(折紙)

○余瀨文書
大分県史料二五

(折返端裏書)
「夷山長小野大力坊系圖」

一 夷山長小野大力(弟)地(伯承)次第系圖事

莊嚴房經与

加淨房善賀

常善房觀祐

円淨房義徹

安養房觀勢

教圓房朝範

紀三郎紀安直

護郎房幸盛

礼宮人代(官力)越智友眞

王藤次左近將監紀眞重

上野法橋祐秀一嫡子祐舜

嫡子祐増一嫡子祐慶

伯耆豪仁一出雲祐義

一七三 夷山長小野村大力坊相承次第

○余瀬文書
大分県史料二五

觀祐 久安三年

義教(マ)巖建仁二年

觀勢 仁安二年

朝範 元久二年

安直 寛喜二年

幸盛 建長四年十一月十二日

友眞 弘安二年二月十三日

書有

嘉元三年八月日

眞重 嘉元三年くくくく

弘安二年 七月

妙鏡房

祐秀 嘉元三年八月

書物有、

祐舜 正平十三年 戌レ

宮内卿

祐増 明德四年書有、

長男

祐慶 應永三年

二男祐七郎永重

祐増

妙鏡房祐秀

朝範

香々地莊

香々地莊

七一四

豪仁 永享二年

祐義 大永二年六月十八日
書有、

澄祐 天正十七丑年

澄慶 永祿十三年午

澄祐

一七三 夷山長小野村大力坊相承次第(紙切)

○余瀨文書
大分県史料二五

夷山長小野村大力坊地相承次第

莊巖房經与

如淨房善賀 久安三年 三月廿三日

常善房觀祐

圓淨房義巖

一七四 香々地莊蓮法寺八幡造替次第覺

○松成文書
大分県史料一〇

豐之後州國東郡香々地庄□妙山蓮法寺八幡宮白勸請以來建立覺

一 永延 歲次 二年

建立ノ願主不知

此年号八幡宮御殿之棟ニ書付有之候、勸請□此年号ノ以前ニ勸請共、
又此永延時分勸請□其分不埒明、此永延ノ寛文七年迄六百八拾□

一天承 元年 歲次 辛亥

九月十三日興隆人不知

此年号御殿ノ棟ニ、如此書付有之候、右永延貳年ノ此大承元
年迄百四十四年、此間興隆無之候か、又ハ興隆ノ棟札分失候

□不分明、

香々地莊蓮法寺
八幡宮ノ建立造
替次第ヲ注ス

一 仁平三年 歲次 壬酉 興隆人不知 此年号棟二有之候、天承^方此仁平三年迄廿二年、

一 治承四年 歲次 庚子 興隆人不知 此治承四年迄廿七年、

一 建久八年 歲次 丁巳 興隆人不知 此年号棟有之、治承年中^方建久八年迄拾八年、

一 建保二年 歲次 甲戌 興隆人不知 此年号棟有之、建久九年^方此建保二年迄拾七年、

一 應永廿年 歲次 癸巳 造興願主、 田原野州守親昌 大工橘左衛門尉友重

此年号棟有之、建保三年^方此應永廿年迄百九拾一年、此間二再興有之共、又八再興無之共、棟札其外何ニテモ無之ニ付、不分明、

一 應仁三年 歲次 己丑 興隆人願主藤原朝臣龜鶴丸、

代官藤原孫房丸 大工友久

但應永廿一年^方此應仁二年迄五拾一年、此間再興有之共、又八無之共、棟札無之ニ付、不分明、

一 明應四年 歲次 乙卯 興隆願主藤原朝臣親直・藤原直輔 大工氏久

但應仁二年^方此明應四年迄廿七年、

一 大永四年 歲次 甲申 興隆願主源朝臣田原民部少輔親榮

代官同宮主藤原朝臣 市丸掃部佐米能 大工橘友末

但明應五年^方大永四年迄廿九年

一 天文四年 歲次 乙巳 再興願主田原武右衛門大夫親資

香々地莊

公文黒田掃部助資信
代官綾部石見守橘栄安
宮主市丸備後守藤原栄秀
市丸伊賀守末成

大工橘友末

但大永五年ヨリ此天文十四年迄廿一年

(紙継目)
一慶長拾二年歲次丁未 再興願主藤原朝臣

竹田津彌左衛門尉鎮正
同氏市丸四郎左衛門親次

但天文十四年ヨリ此慶長拾二年迄六十二年、此間ニ再興有之共、又ハ無之共不分明、

一寛永元年歲次甲子 造興願主藤原朝臣

竹田津彌左衛門尉鎮正
宮主藤原朝臣
市丸四郎左衛門親次
大工橘朝臣
徳光甚右衛門盛貞

但慶長十三年ヨリ此寛永元年迄十七年

一正保四年歲次丁亥 造立願主藤原朝臣

竹田津彌左衛門尉鎮正
宮主藤原朝臣
市丸四郎左衛門親次
大工橘朝臣

但寛永二年ヨリ正保四年迄廿三年

一寛文七年歲次丁未 建立、造立願主竹田津彌三兵衛淨久

但正保四年ヨリ此寛文七年迄廿年

工匠徳光八左衛門

付 録

一 西国東郡香々地町大字・小字一覽表

大字	香々地	見目
小	字	
	清水、谷上、真無、中尾、中平、山水、早田、五郎丸、尾鼻、推田原、叶坂、高辻、東平、周年寺、荒牧、塔ノ元、田中、御靈、門田、坂口、上叶洲、下叶洲、後野、能丸、尻無、何平、蛭石、小谷、神サヤ、サヤノ下、両又谷、柳当、蛭ヶ久保、大平、藤原、牛ノ迫、火焚、ゴクリウ、辰ノ平、犬子、上ノ平、樋ノ口、下河原、見取、堤、神田、浜殿、塩屋、中塚、松原、竹田、大田、石田、居船、山崎、今屋敷、羽迫、浜、谷尻、谷、赤迫、向平、燃杭、江畑、鎮在、善根津、彦八、胸、尾崎、高汐、菜切、割石、上田ノ浦、田ノ浦、三ツ塚、松津、四面野、梨ヶ谷、姥ヶ饅、道祖ノ下、高辻、下サヤ、白水、松津頭、上サヤ、浜、中塚	榎木、宮尾、月ノ木、芝原、才田、青田、下横田、園田、土上、過ノ木、柳本、上下田、兼峯、神、片山、中尾、宮森、手頭、宮岬、七社、宮庄、天越、元兼、中山、下尾迫、徳丸、中尾迫、近廣、迎畑、上尾迫、榎原、油田、狐石、高辻、長相、上長相、打路木、犬嶽、蟬安、伽藍、保木、蛇神、瓜谷、若山、一ノ迫、茂重坊、小麻路、侍城、亀甲、割石、中尾辻、板ヶ迫、水ヶ迫、家老

小
畑

池ノ内、姪畑、深迫、藤原、豆木平、四方城、東伽藍、内無、稲木原、東長相、李殿、扇平、一ノ瀬、下深迫、平原、東近廣、小路、治郎丸、堂園、又ノ迫、寺山、寺山迫、伏原、北田、其田、三安、三安上、鎮在木、東村、上山口、山口、榎本、浜磯、浜田、堀切、長岬、須川、上須川、打石、戴新田、小岬、上小岬、波戸、波戸越、教田迫、上波戸、笹原、上笹原、打越、休場、目久保、勘迫、東波戸、鱈、水谷、目串、大谷、石坪児、伏原谷、唐迫、庄ヶ平、仁田尾、仁田尾下、榎木原、尻無、大平、上高島、田ノ平、江ノ上、高島

ヒヨドリ、妙見尻、平迫、大島、板迫、向イ、姉ヶ迫、カケ林、門出、内ヶ迫、陣ヶ平、胸反り、川久保、ヤシキ、大平、船迫、古寺、広瀬町

堅
来

石場、日平、打越、富松、中尾、高尾、大丸、影平、迫ノ上、東浜田、尾崎、下波、重光、今様、上ノ平、東金林、奥金林、西金林、米吉、八ツ面、明ノ迫、市成、大平、尾迫、前田、行常、樋ノ口、貴崎、拂川、請、西拂川、岡ノ上、芽発、多々羅、墓ノ谷、香ノ木、田井、麦田、徳光、松平、堂ノ本、口ノ入、五田田、西浜田、向、小谷、大林、浜田、西浜田

羽
根

丸山、西磯、江ノ上、新貝、秋成、広永、殿ヶ迫、楠迫、笹ヶ迫、船ヶ迫、儀丁場、石場、開、赤土、川内、早尻、水尾、平佐、小河内、四垣、二田、法常、清田迫、草場、神出、宮ノ本、佐古、中塚、焼野、蛇谷、今宮、松津

上
香
々
地

信重、芹原、坂口、道信、後野、信川、弁才天、金伏、徳光、中ノ迫、入道迫、繁成、友廣、落

迫、ウド、小迫、三角、前田、秋光、篠子、門田、秋本、中平、宗永、地定、中地定、奥地定、臺
 堀屋、尾迫、真竹、柚ノ木、稲石、大平、立石、猪爪、伊勢堂、柿ノ木、前一丸、一丸、金丸、田
 城、洲上、馬居、松成、霍田、谷口、黒迫、西ノ迫、田上、小倉、越路、黒梧、下平、小川、前田
 園田、大坪、内ヶ畑、上平、向田、出水、竹下、仲坪、垣副、曾根、宮本、国政、平原、野内、内
 無、入道迫、平、竹ノ内、藤原、中村、什林坊、石仏、下徳間、小園、弥平治、恵良、田代、中
 須、峠、今井、水迫

中山、堀田上、徳間、御経、前田、堅木原、恵良、東山、多々良、御経辻、伯父ヶ迫、岐部、彦四
 郎、東大平、川面、迫峠、本抜、小松迫、新開、谷端、宮ノ下、和田、大久保、笹山、下ノ平、
 ミ子ヶ平、百反尻、見目河内、中道、宮ノ上、大休、向ノ山、空ノ迫、外木原、上ノ台、大雅野、
 茶臼岩、榎木迫、堂明、南大平、若宮、築庭、榊儀林、禎舎谷、禎舎、金敷、明ノ迫、兎須林、三
 段田、砂子、十連、野添、定本、円徳、猿神、定本迫、東南拂迫、根本、東南拂、中川原、宮ノ本、
 宮山、宮山奥、水船、東城、蒨原、薄原、藤ヶ谷、心吉、城本、行知拂、前花、三助、船ヶ迫、
 尾園、奥船ヶ迫、羅根、奥山、奥畑、石原、永瀬、永鶴、石河内、焼尾、中ノ丸、鳥越、上源、長
 畑、佐屋、大平、小藤、蝙蝠、上ノ迫、鍛治迫、桐ノ木、貴船、常盤、窓岩、流田、大畑、庵十
 拂、今夷、隠山、殿迫、影平、城ノ迫、石城、中岩、萱ノ木、紫竹、坊落、尾鼻、岩ノ下、田代、
 田中、妙現、阿弥陀越、一戸、平多尾、荒谷、立花、荒谷迫、石原、小野、小豆迫、芋ノ迫、一ノ
 迫、差次、宮ノ上、梅ノ木、西ノ畑、横嶽、迫、中、木浦松、城地、藁拂、太郎迫、尾塔、峠、内
 立、藤原、逢畑、平曾、薄丸、永四郎、半ノ田、向山、外ノ迫、割石、日懸、竹ノ中、桑ノ木、尾

園、草木迫、西大平、下治郎、板井、露原、道園、中園、谷ノ迫、板井箕ケ平、幸録、力上、板井
 中塚、平原、板井、分銅房尻、奥分銅房、尾群、丸岩、黒麦迫、奥五反畑、湯船、女夫岩、五反畑、
 中板井、湯船尻、山際、川洩、中ノ房、西、道ノ下、西ノ上、塚迫、寺迫、台林、下川、狩場山口、
 狩場前、狩場中平、狩場鬼ヶ城、狩場北荒谷、狩場奥山、狩場隣迫、狩場城成、狩場谷、狩場平所、
 狩場蝙蝠、狩場田尾、狩場五太郎、狩場中野、狩場長迫、狩場内立

○コノ大字・小字調査ハ、町教育委員会吉武欣哉氏ノ協力ヲ得タ。

解 説

一 所在と自然環境

七莊郷ともに、周防灘に突出した国東半島の西半部を占め、旧西国東郡のうち第一巻所収の田原別符(大田村)・田染莊(豊後高田市・田染地区)を除いた地域にあたり、北から香々地莊(香々地町)・白野莊・真玉莊(以上真玉町)・草地莊・来繩郷(以上豊後高田市)と南に接して立地し、来繩郷の中に小野莊、東の山中に都甲莊(豊後高田市)が位置する。北東部は弥勒寺領竹田津莊・伊美莊・岐部莊(以上東国東郡国見町)、東は国領国東郷(国東町)・宇佐宮領武蔵郷(武蔵町)・同安岐郷(安岐町)に接し、南は上記田原別符・田染莊及び弥勒寺領速見郡山香郷(山香町)、西は宇佐宮領豊前宇佐郡封戸郷(宇佐市)及び周防灘に面している。宇佐八幡宮鎮座の境内郷に接しており、すべて同宮寺関係の莊園である。

円錐形の半島中央部から放射谷を刻んで、桂川・広瀬川・赤坂川・真玉川・白野川・竹田川等の河川が西方ないし西北方の流路をとって周防灘に注ぐ。以上の中でも、南の桂川が最大で、本流は源を田原別符に発して田染莊を貫流するが、さらに屋山周辺部から都甲莊を流れる都甲川を合し、来繩郷を西流して海に入り最大の沃野を形成す

る。その北の広瀬川・赤坂川は小河川で、両川に挟まれた低平な台地から海岸平野にかけて草地荘、真玉川の流域に真玉荘、白野川の流域一帯に白野荘、北の竹田川の谷を中心として香々地荘が立地する。

半島の中央部は、解析火山特有の凝灰岩の奇岩・奇石の景勝地に富み、いわゆる六郷満山寺院やその修業霊場である石屋・仙窟があり、仏像・磨崖石仏・国東塔・板碑・五輪塔・石殿等、国東仏教文化の宝庫をなしている（六郷山については後述）。

二 成立と支配関係

(一) 宇佐宮領荘園

(1) 来 繩 郷

奈良時代の封戸から成立した荘園で、宇佐宮領の根本所領の一つである「十郷三箇庄」の内の一所である。宇佐宮封戸の沿革については省略するとして、比咩神分封戸（及び加封）六百四十戸が定着した奈良時代には、「三国七郡御封」といい、これが十世紀・十一世紀を通して荘園化し、いわゆる「十郷三箇庄」となった（来繩郷七号）。宇佐宮近在の封戸荘園は、広義の境内郷ともいべきもので、これが宇佐・下毛・国東三郡の十郷である。このうちの一つが国東郡来繩郷で、同郡には他に武蔵郷・安岐郷があった。

国東郡の封戸は六十五戸で、一郷と十五戸にすぎず、三郷では過給となる。しかし武蔵・安岐両郷は全郷が荘園

化したようであるが、来繩郷だけはそうではなかったらしい。同郷の範囲についてはなお検討を要するが、臼野莊を来繩郷内と考えた証跡がある(同莊二六・一七号)。とすれば、草地莊以北も同郷内となるので、⁴⁾ 莊園化したこれらの地域は旧来繩郷の一部ということになる。香々地莊の帰属については全く史料を得ないが、来繩郷をここまで及ぼすのはやや過大であり、伊美郷とするのが穏当ではなからうか。

「十郷三箇庄」は宇佐宮の根本所領の一つであるから、領家職は大宮司が帯したと思われる。そして各杜家が名田・免田等を有し、下地支配の莊官には公卿制下の郷司が、「神用調整之要職」として居据り、「以譜代被賞」のが旧例として、鎌倉時代末期には大神系の小山田氏が任ぜられていた(四六一五〇号)。

註

(1) 中野幡能『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四十二年三月)二一〇～三九頁参照。

(2) 同上二三八頁。

(3) 大友義統・円齋父子連署で、柴田礼能に与えた「来繩郷内帯刀右京入道一跡分」とは、次号文書によると、「臼野六十貫分」に他ならない。ただしこれは、戦国期の史料であることを考慮すべき必要がある。

(4) 海老沢衷氏は、「二豊莊園の展開と国衙領」(『大分県史』古代篇Ⅱ、第三章第四節、二一三頁)の中で、伊美郷について述べ、伊美川下流域に条里制的遺構が認められるので、ここを本郷の地とし、なお、香地郷・真玉莊・草地莊・竹田津・臼野莊・岐部浦・姫島等の弥勒寺喜多院領にふれ、真玉莊・香地郷等には条里遺構や古墳が存在するので、早い時期に大規模開田が実施されていたと考えられる。その他は空閑地として残されていたと考えられるので、その他について『和名抄』郷の帰属を云々するのは無意味と述べている。

後の新開地については納得できるが、真玉莊・香地郷の帰属について全く言及されていないのは解しかねる。

(2) 小野莊

右の来繩郷の中の御玉(豊後高田市大字小玉)付近に成立した、三十六町余の莊中の小莊園である。成立過程及び年

代ともに、他と全く類型を異にし、鎌倉末期ないし建武初年の成立と考えられている。宇佐宮御所別当ともいふべき番長永弘（宇佐）氏が、浮免形態の正御供米の奉備が不安定となったので、定免化を申請し、大宮司によって許可された。

二荘があつて、一は宇佐郡封戸郷内の岩崎荘、他の一荘がこれである。岩崎荘は六名、小野荘は十二名編成で、両荘ともに各名八段卅代という、完全均等名荘園であつた（小野荘六二号。おそらく、両郷内の佃・用作等（米繩郷七号「八幡宇佐宮御神領大鏡」）の中から、点定されたものであろう。一年間の月数に比例する名数編成となっているのは、各の名が順次月毎に正御供米を奉備し、年中間断・渋滞のないことを期したもので、万一失地（欠地）のある場合は、後田（余田ともいう）をもつて随時補充しうる仕組みとなつていた。

こうした特殊貢納目的をもつて編成された荘園であるから、番長永弘氏が領主職を相伝し、名田の経営・収納等の特別任務をもつ部主（戸主とも）といわれる名主が置かれ、名田耕作の百姓は御駆士とよばれる神人身分の百姓であつた（後述）。両荘ともに、荘園遺跡と実質上の名主（驅士）の子孫と思われる住民の現存することが確認され、九州における均等名荘園の在り方を示すものとして、とくに注目を浴びつつある。

註

(1) 工藤敬一「九州における均等名体制の成立と性格」（『九州庄園の研究』第三章第三、塙書房、昭和四十四年六月）。

これに対して、中山重記「宇佐宮領における均等名荘園について」（『九州中世社会の研究』第一法規出版株式会社、昭和五十六年十一月）には、成立年代を平安時代（十一世紀の第一・四半期）に遡ることを主張しているが、裏付け史料が不十分である。

(2) 「宇佐宮正御供田条々」（六二号）によると、

一部主役事

心乗坊 福田房 橋津掃部助

と見え、宇佐宮迫山の僧侶や、在地領主が任命されていたらしい。橋津掃部助は、別に収納使役と記されている。

(3) 前記中山重記論文。

(二) 弥勒寺領荘園

草地荘・都甲荘・真玉荘・臼野荘・香々地荘の他に、「彌勒寺喜多院所領注進狀」には、

臼野・行久・波禰八十⁽¹⁾

があり、臼野と併わせて行久・波禰を記している(草地荘五号)。行久は片久の誤りで、今日の堅来にあたることを海老沢衷氏が明らかにした。⁽²⁾波禰については論及していないが、香々地町大字波根(江戸時代波根村)に該当することも、疑問の余地がない。

なお同寺領は、半島北部にかけ竹田津荘・伊美荘・岐部荘・姫島等があつて、半島西北部を覆い、来繩郷・田染荘をはさんで、速見郡山香郷・八坂荘・日出荘・大神荘(乃木井)・由布院等(「浦部十五箇所」という)が連続している(草地荘三号)。これほど数多くの寺領が、集中して存在することは、これらがその成立過程において、個々別々のものであるとは考えにくい。

これについて、まず天平感宝元年(七四九)太上天皇沙彌勝滿が弥勒寺に学分として施入された、綿一万屯・稻拾万束・墾田百町のうちの、墾田百町がこの「浦部十五箇所」になったとする説がなされた。⁽²⁾しかしその後の研究によって、「元暦文治記」に右の墾田百町は速見郡竈門荘に他ならないことが明らかにされ、⁽³⁾その源流は他に求めね

ばならなくなった。そこでこれを、天平勝宝七年（七五五）国庫に返献した大神分封戸八百戸に求め、同年この封戸は造神宮寺料に宛てられたので、造寺終了後、寺領として認められ右の歴大な荘園になったものであろう、という新説が出された。⁴⁾ たしかに傾聴に価する着想であるが、今一つ積極的論拠を欠くうらみがあり、なお今後の検討を要する問題である。

弥勒寺領の成立過程は、同寺の講師職と密接な関係がある。⁵⁾ 講師は当寺の長官で、草創当初は別当といい、のち諸国・大宰府観世音寺等にならって講師と改め、大宰府から任命された。ところが、宇佐氏出身の石清水護国寺僧元命が、長保元年（九九九）宮寺惣檢校職と弥勒寺講師職とを兼帯することになった。その結果彼が弥勒寺及び同寺領の支配権を掌握し、さらに「永宣旨」を下されて講師職が終身化し、子孫相伝から師資相承へと発展した。寛弘年中（一〇〇四～一〇二二）藤原道長が弥勒寺中に御願寺として喜多院・法華堂・常行堂を建立した。のちの「弥勒寺喜多院所領注進状」（草地荘六号）をみると、九州九か国に分布する同院領が「百四箇所」にも達するのは、摂関家との関係によって成立したものであることを暗示する。

元命の次は子戒信が講師職、同清成が八幡宇佐宮寺惣檢校職を護補され、清成に宮寺末寺・末宮并所領・荘園の支配権が移り、権限が二分される形となった。しかし寛治元年（一〇八七）には、戒信の死欠の跡として清成の養子清圓が、弥勒寺講師と喜多院司に補任されて両者を兼帯し、その後は元命女婿清賢、その子寛賢と相承した。ところが、元命の姻族で曾孫に当る石清水八幡宮祠官家の紀光清がこれを競望し、大治三年（一一二八）補任され、その後若干の経緯はあるが、両職は永く石清水八幡宮祠官家の紀氏の手に戻ることになった（草地荘四・五、日野荘七・八・九号等）。

以上の結果、弥勒寺及び同寺領の支配権は、同寺講師と喜多院司を帯する石清水八幡宮寺祠官家の紀（田中）氏

に移り、同氏が本所（本家）として「寺家公文所」を石清水内に置き、下文をもって支配することになった。この「寺家公文所」という「寺家」とは、即弥勒寺のことであるが、実は実体のない擬制的な在京の機構であった。公文所には俗人の公文と、他に僧侶数人がおり、弥勒寺講師（別当）兼喜多院檢校の「檢校法印」が最高支配者として下文に袖判を加える形をとっている。なお公文所と並んで政所も置かれ、弥勒寺留守職の補任や寺務管理・対外折衝等の機能を果たらしい。

本所（本家）は現地の弥勒寺に留守所を置き、留守職を補任して寺務・莊務を行わせている。留守職には石清水僧が下向したようで、ときに「目代平」の署判のあるのを見ると（都甲莊五号）、留守職は目代ともよばれ、俗人の任命されることもあったらしい。弥勒寺及び同寺領の支配機構が、国衙のそれと類似する形態をとっていることは、興味が深い。

ただ、本所の紀（田中）氏も、所領の分割譲与の際、女房や子女に対する本家職の別相伝が見られ、こうした場合は寺家とは別に領家職が成立し、預所職を置く等（都甲莊二号）、莊園制的支配機構の成立する場合がある。承久二年（一二三〇）の「石清水檢校祐清讓狀」によると（草地莊四号）、草地莊は寿持姫に、八坂下莊（速見郡）は壇殿女房に譲られている。「生地文書」をみると、八坂下莊に弘安以後から南北朝期に領家があり、預所が置かれているのはこうした関係からと思われる。これと同じ条件からすれば、おそらく草地莊も、同様の支配機構となったものと思われる。

なお都甲莊の例によると、下地には田所代・公文・下司・弁濟使等の莊官があり（二二号）、開発領主の後として都甲（天神）氏が地頭職として在地した。

註

- (1) 『大分県史』古代篇Ⅱ、二一六頁。
- (2) 中野幡能『八幡信仰史の研究』五九七～八頁。
- (3) 中山重記校注『元暦文治記』（『大分県地方史』八八号）。
- (4) 中山重記『宇佐八幡宮封戸と位田の再検討』（『宇佐八幡宮の研究』一、私家版、昭和六十年一月）。
- (5) 以下、上記中山重記論文参照。
- (6) 弥勒寺領の支配関係については、
田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係（一）―木家について―」（『九州史学』七五、一九八二年十月）
がすぐれた論文であり、負う所が多かった。
- (7) 田中健二「宇佐弥勒寺領における領家の性格」（昭和五十八年度、九州史学研究会大会口答発表）。この研究が論文として発表されたかは、寡聞にして知らない。
- (8) 『大分県史料』九所収。

三 莊園と六郷山寺院との関係

国東郡六郷（国東・武蔵・安岐・田染・来縄・伊美）を中心とする（一部宇佐郡封戸郷・速見郡山香郷にまたがる）山嶽寺院は、古くは天台宗に属し、惣称して六郷山（又は六郷満山）とよんだ。「比咩神の異称・法名である」とも、また「宇佐氏の権力と財力を象徴化した祭祀集団」ともいわれる、伝説的人物である仁聞の開基という¹⁾。

「仁安三年六郷二十八山本寺目録」によると（来縄郷四号）、序分本山八か寺・正宗分中山十か寺・流通分末山十か寺から成り、それぞれ末寺十八か寺・十一か寺・八か寺を有し、総計六十五か寺の大寺院集団となる。これらの

諸寺院には、無数の石屋が付属しており、本中末の三山組織が完成した鎌倉期には、八百余坊を算したともいわれる。ここでは、これらの六郷山寺院と宇佐宮寺領莊園との関係について考察する。

上記のごとく、六郷山は宇佐僧集団（仁聞菩薩）の開基とされるが、宗派的には天台宗に属し、叡山無動寺領であった（来繩郷九号、香々地莊四〇・四五・七・一三九号）。無動寺は天台修験の始祖とされる相応が貞観七年（八六五）に興した叡山無動寺谷の中樞寺院で、十四代座主義海（天慶三年九四〇任）は豊前宇佐氏の出身で当寺に入寺しており、宇佐と天台修験との関係の古さを想わせる。有名な天台座主慈円（慈鎮）も無動寺谷の大乗院に入寺した人で、彼の建曆三年（一二三三）の「讓状」（来繩郷九号）には、管領の無動寺や大乗院領等を朝仁親王に讓っているが、「桂林院大僧正門跡讓給領」の中に、はじめて六郷山が見える。

六郷山が何時ごろ、無動寺領となったかは明らかでない。桂林院大僧正とは、慈円の師五十九代座主全玄前大僧正で、全玄の時六郷山が同寺領であったことは間違いない。この全玄は治承四年（一一八〇）六月十五日無動寺檢校職を五十六代座主覺快から讓補されている。³ 全玄までの無動寺相承次第は、「天台座主記」によると、

第廿七前大僧正慶命（万寿五年補座主） 无動寺 慶範（大基坊） 第四十三權僧正寬慶（保安二年補） 青蓮院根本、加無動寺并横川三味院 第四十八權僧正行玄（保延四年任）

一 第五十六無品覺快（安元三年任） 青蓮院正統 一 第五十九前權僧正全玄（寿永三年任） 桂林院 一 第六十二權僧正慈円（建久三年任） 青蓮院

のようになる。慈円の師全玄は行玄の弟子とあるが、同じく行玄の弟子覺快から無動寺檢校に補せられた、とある。年代を特定しえないが、右のうちの何れかの時代、平安末期ごろに無動寺領となったものと思われる。

さて上記の「六郷二十八山本寺目録」（来繩郷四号）は、仁安三年（一一六八）のものといわれるが、近時その年代については疑問がもたれている。⁴ 安貞二年（一二二八）の「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」（来繩郷一一号）を見て

も、当時は大部分が石屋名で、しかも前者の本山分末寺中の蓬花山^(運)富貴寺その他相当数の寺院名は見えない。おそらく鎌倉初期ごろまでは、惣山屋山寺を中心とした本山本寺の構成は成立していたにしても、他は石屋と堂舎が存する程度で、その後徐々に中山・末山へと拡充されていったものと思われる⁽⁵⁾。おそらくその過程で、新らしくその傘下に加えられる寺院も、少なくなかったであろう。

富貴寺はもと大宮司家の祈願寺として、田染莊系永名内に建立されたもので(田染莊一〇号)、はじめから無動寺修験の寺ではなく、のちに六郷山に編入されてそれに転じたものと思われる。これに対し、例えば同莊内間戸寺の如く、莊園内において、はじめから修験寺として存在したものの多いことは当然であろう。以上の二類型の寺院は、その莊園の中に寺領を有し、免田を与えられているのが通例である(田染莊二四九号)。

これに対し、莊園とはほとんど無関係に、ほぼ独立的な形で開発されたと思われる一類型がある。これらは半島の中心部に近く、もともと原始林に囲まれた深山の石窟の所在地である。夷山(靈仙寺)の場合がその代表例で(香々地莊三号)⁽⁶⁾、同山の小垣原弘・坊楽弘・松尾弘・歎行弘・住連弘・東南弘・蓑弘等々の「弘」は、原始林開拓の単位らしく、莊園ならば名田に該当する新らしい開発形態である(同一四〇号)。この夷山には平地の長小野村が付属し名田も存在するが(同一二六・七号)、鎌倉・南北朝期に夷・長小野村に香々地莊を冠して記した文書は、全く管見に入らない。おそらく夷山・長小野村は六郷山のうちとして無動寺の支配を受け、香々地莊は弥勒寺領として上記本所の支配を受けるといふ、全く別個の存在ではなかったかと思われる。こうした在り方は、六郷山寺院の立地と、従ってその開発過程とに原因するものであろう。

このように考えると、第三類型に属する夷・長小野村等は、香々地莊とは別個に取扱うべきではなかったかとも

考えられる。にもかかわらず、これを香々地荘のうちとして集録したのは、何故であるか。それははじめ別個の存在としか考えられなかったものが、室町時代になると、長小野村が香々地荘内に含まれる記述が見られるようになる(一三〇・一四四号)、両者を截然と切り離しえなくなるからである。寛正七年(一四六六)の文書によると、香々地荘六十町の中に、除分として長小野四町八段を注している。この六十町は弘安「凶田帳」(三五・三六号)の本田数であるから、長小野村は鎌倉時代後半期から、香々地荘として取り扱われた可能性も全く考えられないではない。即ち荘園の発展拡大であり、逆にいえば、宗教や文化は、荘園の框を越えて発展することにもなる。天台系の六郷満山文化が、国東半島一帯に蔓延する原因がここにあり、本書に六郷山関係史料を能う限り収載した所以でもある。

註

- (1) 中野幡能「八幡信仰史の研究」一三〇頁、「古代国東文化の謎」(新人物往来社、昭和四十九年二月)七二頁。
- (2) 「天台座主記」(『統群書類従』四下)。
- (3) 以下「天台座主記」による。
- (4) 「大分県史」中世篇工、第六章第一節、一鎌倉時代の六郷満山。
- (5) 小泊立矢「六郷満山の成立」(『大分県史』古代Ⅱ第六章第一節、昭和五十九年三月)、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館編「うさ・くにさきの歴史と文化」(昭和五十六年十月)。
- (6) 長承四年(一一三五)三月廿一日「夷住僧行源解状案」によると、夷石屋下津留宇小栢原は、先年の頃行源が、「大小樹林繁、所絶人跡」の「大魔所」を、「勅徴力天、切掃所在樹木、掘却石木根、開発田島」した所と述べている。即ちこれが小垣(塙)原弘である。

四 参考文献

○第一卷所収、及び美術史・民俗学等特殊史ハ特別ノモノ以外ハ除イタ。

(一) 地域史・総合調査

- (1) 西国東郡役所編『西国東郡誌』(同所発行、大正十二年七月)。
- (2) 河野清実『豊後国東半島史』(大分県東国東郡教育会、昭和十年十一月)。
- (3) 和歌森太郎編『くにさき』(吉川弘文館、昭和三十五年四月)。

(二) 市町村史誌

○本巻関係ノ地域ニ限定。

- (1) 三重郷土審議会編『三重郷土誌』(同会発行、昭和四年十月)。
- (2) 山口松雲『都甲史』上(都甲文化保存会、昭和三十一年二月)。
- (3) 酒井富蔵『豊後高田市誌』(西国東半島文化研究所、昭和三十一年十一月)。
- (4) 真玉町誌刊行会編『真玉町誌』(同会発行、昭和五十三年三月)。
- (5) 香々地町誌刊行会編『香々地町誌』(同会発行、昭和五十四年九月)。

(三) 荘園関係

- (1) 中野幡能『八幡信仰史の研究』(吉川弘文館、昭和四十二年三月)。
- (2) 工藤敬一『九州庄園の研究』(瑠書房、昭和四十四年六月)。
- (3) 外園豊基「中世後期宇佐宮領における在地動向」(『史学研究』一一二、昭和四十六年九月)。

(4) 西村圭子「十六世紀村落における権力と農民の対応―豊後田染庄を中心として―」(『九州史学』四八、昭和四十七年四月)。

(5) 中山重記「宇佐宮御供田庄岩崎庄・小野庄の研究」(『大分県地方史』六六、昭和四十七年九月)(渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』(第一法規出版、昭和五十六年十一月)に収録)。

(6) 中山重記「造神宮寺料」の行方について(同上九三、昭和五十四年三月)。

(7) 中山重記「弥勒寺学分墾田百町の行方について―豊後国竈門庄の研究―」(同上二〇六、昭和五十七年六月、以上二論文は『宇佐八幡宮の研究』一、昭和六十年一月に収録)。

(8) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(一)―本家について―」(『九州史学』七五、一九八二年十月)。

(9) 田中健二「宇佐弥勒寺領における領家の性格」(昭和五十八年一月、九州史学研究会大会にて口答発表)。

(10) 海老沢衷「二豊荘園の展開と国衙領」(『大分県史』古代篇Ⅱ第三章第四節一・二、昭和五十九年三月)。

(11) 海老沢衷「中世水田開発史序説」(『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館』研究紀要』一、昭和五十九年三月)。

(12) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館編『豊後国田染荘Ⅲ』(『国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報』昭和六十年三月)。

(13) 豊後高田市教育委員会編『豊後高田地区遺跡群発掘調査概報』Ⅱ(上野冬里跡)(昭和六十年三月)。

四 六郷山関係

(1) 文化庁編『宇佐・国東半島を中心とする文化財』(『文化財集中地区特別総合調査報告』第7集、昭和四十四年三月)。

(2) 酒井富蔵『六郷満山』(国東半島文化研究所、昭和四十四年五月)。

- (3) 大嶽順公・渡辺信幸『国東文化と石仏』（木耳社、昭和四十五年五月）。
- (4) 渡辺信幸・大護八郎『国東半島の石仏』（木耳社、昭和四十六年五月）。
- (5) 酒井富蔵『国東半島の石造美術』（国東半島文化研究所、昭和四十七年六月）。
- (6) 大分合同新聞社文化部編『宇佐文化の謎』（大分合同新聞社、昭和四十七年十月）。
- (7) 中野幡能『古代国東文化の謎―宇佐神道と国東文化―』（新人物往来社、昭和四十九年二月）。
- (8) 大分県教育委員会編『六郷満山関係文化財総合調査概要』(一)(二)(三)（『大分県文化財調査報告書』三十七・三十八・六十二、昭和五十一年三月・五十二年三月・五十七年三月）。
- (9) 同上編『国東半島の修正鬼会』（『大分県文化財調査報告書』三十九、昭和五十二年十二月）。
- (10) 同上編『国東塔の分布と特色』（『大分県文化財調査報告書』四十二、昭和五十四年三月）。
- (11) 大嶽順公・加藤泰信・小泊立矢『峯入りの道―歴史の道調査報告書―』（大分県教育委員会、昭和五十六年三月）。
- (12) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館編『うさ・くにさきの歴史と文化』（昭和五十六年十月）。
- (13) 国東町歴史民俗資料館編『国東の仏教信仰』（国東町教育委員会、昭和五十七年三月）。
- (14) 小泊立矢『六郷満山の成立』（『大分県史』古代Ⅱ、第六章第一節、昭和五十九年三月）。
- (15) 河野了『田原荘における六郷満山仏教信仰の追跡』（『国東半島・宇佐の文化』一四、昭和六十年三月）。

あとがき

それほどの難関はあるまいと簡単に考えて出版にふみ切ったが、はじめての試みでもあり、範とすべき前例がないだけに、途中で不測の問題に遭遇し、迷うことが多かった。その度に、竹内教授の智慧を拝借することが一再でなかつた。これまで逢着した疑問や、現に取扱いに困惑している問題点を列記し、諸先学の示教を仰ぐとともに、今後の同学の士の参考に供することにした。

(一) 一國全体に関する長文史料の取扱い。

例えば、弘安八年（一七八五）の「豊後國岡田帳」等の長文で異本の多い史料を、どのように処理するかである。竹内教授は、最初に全文を出し、その後は文書名を立てて本文は省略し、参照注を付したら、という案を示された。

もっとも妥当な原則であるが、具体的な問題として、当時印刷中の第一巻から採用することは不可能であった。編纂の仕方に試行錯誤的などころがあり、原則の立て方が一部後手に廻ったためでもあるが、長文史料を全文掲載することに対する、紙巾の制約が大きな障碍となってくる。

そこで、第二巻から、巻首の荘郷に当該郡の全文を摘出し、以下の荘郷には関係部分のみを抄出することにした。そしてその全文は、全巻末に「豊後総国史料」（仮称）を設け、改めて再録することにした。但し、「岡田帳」に限り、「鎌倉遺文」に則り、「平林本」の他に「内閣文庫本」をも収録し、対校に便した。

郡的規模の広域史料も、右の郡史料の取扱いに準じた。六郷山関係史料のごとき、その一例である。

(二) 一國平均役等、全荘郷に関係する史料の扱い。
全荘郷に収めるのが理想的であるが、紙巾の増大のため断念し、次の方針に改めた。

(イ) 具体的荘郷名の存するものは、当該荘郷に収め、さらに終りの「豊後総国史料」にも再録する。

(ロ) 荘郷名を欠く史料は、「豊後総国史料」のみに収める。

(三) 人名中心の編集法の併用。
地域史料を充実するためには、地名史料だけでなく、その荘郷を本領とする中小の地頭御家人・国人衆の史料は、

地名にかかわらず収録すべきではないかと考えた。都甲荘の都甲氏、真玉荘の真玉氏等の例がこれで、第一巻からこの方針は採用した。しかしこれについても、問題点がないわけではない。

(イ) その地頭御家人が、他荘・他国に給与された所領等に関する文書の取扱い。

(ロ) 儀礼的な文書や一般的な書状も、収載するに越したことはないが、徒らに紙巾を増大する感みがある。

(ハ) 内容的に重要であるが、当該文書の所属荘郷の必ずしも明瞭でないものがある。

(四) 系図類の取扱い。

重要な史料であり、原則として付録に収めることにしたが、これも長文のものは紙巾増大の原因になる。しかも、異本のある場合は、尚更である。

(五) 太閤検地帳等の取扱い。

慶長十四年(一六〇九)の『日出庄指出帳』は、日出荘にとっては不可欠の史料である。しかしこれを収録すれば、それ以前の文祿二年(一五九三)「検地帳」の扱いが問題となる。活字をおとし二段組みにする等の対策を考えたが、『指出帳』のみで四二〇頁にも及び、今のところ処置に苦慮している、というのが実状である。

(六) その他。

後世の編纂物の採用の限度、全国的・網羅的な史料蒐集の限界性、なお現地に残存する古文書・古記録・金石文等の網羅的蒐集、文書名に関連する発給者の官途・職名等の問題等、編者の不勉強からおこる疑問等を交えて、解決すべき課題は無数である。先学の忌憚らない示教を、お願いしたい。

昭和六十年六月二十二日

渡 辺 澄 夫

編者略歴

一九二二年 大分県玖珠郡に生まれる
一九三九年 広島文理科大学史学科卒業
一九四九年 大分大学助教

一九五四年 大分大学教授

現在 大分大学名誉教授 別府大学教授 文学博士

現住所 大分市大石町四一三(電〇九七五―(四四)―八三七二)

主要編著書

『畿内庄園の基礎構造』(一九五六年、吉川弘文館)

『大分県史料』一、二、六(一九五二、七四年、大分県教育研究所、大分県教育庁文化課、共編)

『豊後国阿南庄史料』(一九六六年、九州荘園史料叢書一)

『豊後国賀来庄・穂田庄史料』(一九六七年、同右)

『増訂畿内庄園の基礎構造』上・下(一九六九、七〇年、吉川弘文館)

『大分県の歴史』(一九七一年、山川出版社)

『大和国若槻庄史料』一、二、四(一九七三、七六年、吉川弘文館、共編)

『大分の歴史』一、二、〇(一九七六、七九年、大分合同新聞社、編者)

『豊後国大野庄史料』(一九七九年、吉川弘文館、『荘園史料叢書』)

『角川地名辞典』四四(大分県)(一九八〇年、角川書店、編者)

『源平の雄緒方三郎惟栄』(一九八一年、第一法規出版)

『大分県史』中世一(一九八二年、大分県、編著)

『増訂豊後大友氏の研究』(一九八二年、第一法規出版)

『別府大学史料叢書第一期』

豊後国

庄園公領史料集成二

豊後国来繩郷・小野庄・草地庄・都甲庄・真玉庄・白野庄・香々地庄史料

昭和六〇年 九月二十日 発行

編者 渡 辺 澄 夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四

電話 〇九七七(六七)〇一〇一(代表)

発行者 附属図書館長

林 章

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話 〇九七五(四三)一一二二